

I 総括的概要

平成 19 年度のわが国経済は、全体としては回復基調にあったものの、年明け以降、減速傾向で推移した。外需により輸出関連企業は総じて好調だが、内需に依存している業種や地域等では業況の悪化が拡大しており、特に中小・小規模企業は相変わらず厳しい経営環境にあった。他方、わが国では少子高齢化が進み、すでに人口減少社会に突入しており、この傾向がさらに加速することにより国内市場は縮小圧力を受け、労働力などの供給面のみならず消費などの需要面においても成長に大きな制約を受けることになった。

こうした状況を踏まえ、当所では、わが国経済の持続的発展や少子化対策、教育改革、地域再生、中小企業活力強化に向けた諸政策の実現に向けて、年末の 20 年度政府予算案の編成や税制改正作業等のタイミングに合わせて、積極的な意見・要望活動を展開した。こうした働きかけの結果、7 月に政府は「仕事と生活の調査推進官民トップ会議」を設置し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた検討を開始したほか、20 年 1 月には「社会保障国民会議」を設置し、将来の社会保障制度のあり方について議論がスタートした。20 年度中小企業対策関連予算は、経済産業省分が 1,761 億円（19 年度予算比 121 億円増）と大幅に増加したほか、少子化社会対策予算も前年度比約 3.5% 増となった。

税制については、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制がそれぞれ 2 年延長されるなど、中小企業における税負担軽減が実現した。また、商工会議所が昭和 39 年から要望し続けてきた事業承継税制の抜本的拡充策として、取引相場のない株式等に係る相続税の 80% 納税猶予制度が、創設されることになった。同制度をはじめ、民法上の遺留分の制約の是正、事業承継時の事業用資産の買収等の資金需要への対応などの総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）は、20 年 5 月 9 日に成立し、同年 10 月 1 日に施行されるが、納税猶予制度については、税法等の所要の改正の後、10 月 1 日に遡及して適用される。



「『個』が光るイノベーション」を提唱する岡村会頭

他方、経済のグローバル化に対応するために、世界各国・各地域間で経済連携協定（E P A）、自由応益協定（F T A）締結の動きが加速する中、当所では二国間経済委員会等のあらゆる機会を通じ政府ならびに関係各方面に働きかけを行った。その結果、日本チリE P Aは19年9月に、日本タイE P Aは19年11月に署名が行われており、現在、全国に21の事務所を設置してメキシコ、マレーシア、チリ、タイとのE P Aに基づく特定原産地証明書の発給を行った。

変革期にあり複雑化した国内外の情勢下、19年11月には役員改選が行われ、第17代山口信夫会頭の退任を受けて、第18代会頭として新たに岡村正会頭が就任。『『個』が光るイノベーション～人・企業・地域の新たな創造～』を提唱し、現場に立脚した活動の推進、多様化への対応、国際化（グローバル化）への対応、情報化（デジタル化・ネットワーク化）への対応、を新たな運営方針として掲げた。これを具体化するため、自らの組織・活動を見直し、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより当面する課題に着実に取組むための3カ年の行動計画として、特別委員会や小委員会等での専門的な議論を踏まえ、「商工会議所 中期行動計画」（勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～）を取りまとめた（20年7月）。

19年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

1. 政策提言活動とその実現

(1) 持続的な経済成長の実現と安全・安心な社会の構築を要望

19年度のわが国経済は、前半は、全体としては回復基調にあったものの、年明け以降、減速傾向で推移した。外需により輸出関連企業は総じて好調だが、内需に依存している業種や地域等では業況の悪化が拡大しており、特に中小・小規模企業は相変わらず厳しい経営環境にあった。他方、わが国では少子高齢化が進み、すでに人口減少社会に突入しており、この傾向がさらに加速することにより国内市場は縮小圧力を受け、労働力などの供給面のみならず消費などの需要面においても成長に大きな制約を受けることになった。

こうした状況を踏まえ、当所では、内需と外需のバランスの取れた景気回復を実現し、環境と経済の両立を図りつつわが国が成長力を強化し維持

していくため、7月に開催した夏季政策懇談会において「政策アピール」を採択し、Ⅰ．将来へ向けた基本問題への実効ある取組み、Ⅱ．わが国の成長力強化に向けた施策の早期策定と実施、Ⅲ．地域経済の活性化のための取組み、Ⅳ．成長力を高めるための基盤づくり、の4項目の実現を提言した。

また、9月に発足した福田新内閣に対し、当所は10月に「福田新内閣に望む」を取りまとめ、山口会頭（当時）が総理に直接手渡し、その実現方を強く要望した。その中で、持続的な景気回復に軸足を置いた政策運営を行い、地域間格差の是正や不安の解消に努めることが重要とし、Ⅰ．く



山口会頭（当時）が福田首相（右）に要望の実現を働きかけた

にづくりに向けた基本的取組み、Ⅱ．わが国の成長力強化に向けた取組みについて、早急に対策を講じるよう求めた。

さらに、6月に尾身財務大臣、11月に額賀財務大臣との懇談会を開催したほか、政府・政党における審議会・委員会・研究会等での意見陳述等を通じて、わが国経済の持続的発展や地域再生、中小企業の活力強化に向けた諸施策の実現について強く訴え続けた。



原油価格高騰に伴い冬柴国土交通大臣と会談（12月18日）



額賀財務大臣と意見交換会を開催（11月28日）

こうした働きかけに対し、「将来へ向けた基本問題への実効ある取組み」については、政府にワーク・ライフ・バランスの実現に向けて19年7月に山口会頭（当時）をメンバーとする「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」が設置され、19年12月に「仕事と生活の調和憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。また、これを受けて「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。20年度の政府の少子化社会対策関係予算は前年度比約3.5%増となった。

「教育改革」については、中央教育審議会の「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～（答申）」（20年4月18日）において、学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させること、「確かな学力」を確立すること等が盛り込まれた。

「社会保障制度改革」については、20年1月に、負担・給付等将来の社会保障制度のあり方について有識者で議論する「社会保障国民会議」が政府に設置され、秋までに最終報告を取りまとめることとされた。

「中小・小規模企業政策の抜本的強化による中小企業の底上げの推進」については、19年11月に、「付加価値の創造」「経営力の向上」等を柱とし、中小企業の生産性向上を総合的に支援する「中小企業生産性向上プロジェクト」（経済産業省）が取りまとめられた。また政府は、成長戦略の一環として19年2月に取りまとめた「成長力底上げ戦略」（基本構想）に基づき、生産性向上の成果を中小企業に波及させるため、業種ごとの「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定。20年度より、ガイドラインの普及啓発と迅速な紛争解決を含めた相談体制を整備する「下請かけこみ寺」が、全国47都道府県に設置されることとなった。さらに、20年2月の「年度末に向けた中小企業対策に関する関係閣僚による会合申合せ」において、中小企業の資金繰りの円滑化のため、金融面での対策や下請取引等対策、広報対策が実施された。なお、20年度の経済産業省関係予算は、1,761億円と19年度予算比121億円の大幅増額となった。

「中小企業底上げの前提となる事業承継の円滑化に向けた制度の確立」については、19年度税制

改正大綱の検討事項に「事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する」ことが盛り込まれたが、当所は中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的な支援策を講じるよう、強く訴えてきた。その結果、20 年度税制改正大綱等において、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）の制定を踏まえ、21 年度税制改正において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の 80%納税猶予制度を創設し、経営承継円滑化法の施行日（20 年 10 月 1 日）以後に開始した相続等から適用されることが盛り込まれた。なお、経営承継円滑化法には、①事業承継税制の抜本拡充のほか、②民法上の遺留分の制約の是正、③事業承継時の事業用資産の買取等の資金需要への対応など、総合的な支援策が盛り込まれており、国会において衆参ともに全会一致で可決され（20 年 5 月 9 日成立）、10 月 1 日から施行されることになった。また、事業承継円滑化の支援策として、個別相談対応、専門家派遣、セミナーの開催、後継者を探す企業と開業希望者とのマッチング等を行う「事業承継支援センター」が全国 102 カ所に設置された。

「企業の成長促進を前提とした労働政策と人材育成の実施」について、労働政策に関しては、19 年度の地域別最低賃金について、加重平均 14 円という大幅な引き上げが行われるとともに、19 年 12 月に改正最低賃金法が成立し、20 年 7 月に施行された。改正法には、「地域別最賃の見直し（生活保護との整合性を考慮）」「地域別最賃の罰金の上限を 2 万円から 50 万円に引上げ」「産業別最賃に係る罰則の廃止」などが盛り込まれた。

「人材育成」については、20 年度も地域レベルで中小企業の人材確保支援事業を行うなど、政府は引き続き若年者の雇用促進・人材育成に積極的に取り組むこととなった。

「地域社会の安定と再生を促すまちづくりの推進」については、19 年度末までに、改正まちづくり 3 法を活用し、全国 32 市の中心市街地活性化基本計画が認定され、99 地域に中心市街地活性化協議会が設置された。また、農林水産省は、農地転用等への厳格な対処について、11 月に「農地政策の展開方向について＜農地に関する改革案と工程表＞」を取りまとめ、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要となっている病院・学校等の公共転用について、許可の対象にする等の必要な措置を講じることとした。加えて、国土交通省は、準都市計画区域指定、広域調整に係る指針等の策定等について、自治体の取組み状況について調査を実施し、都道府県における指定等の促進を図る一方、中期的に都市計画制度の見直しに向けた準備作業を開始した。

「大型店やナショナルチェーン等の地域貢献」については、全国の都道府県・市町村において大型店等に地域貢献等を求める条例・ガイドラインを制定する動きが活発化してきた。

「観光振興」について、国土交通省は、「国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業」等、各種支援策の新設・拡充を行った。また、19 年 6 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、20 年 10 月には「観光庁」が設置されることとなっている。

「国家戦略として地方幹線道路等の計画的な整備促進」については、道路整備の財源である道路特定財源の上乗せ税率（19 年度までの暫定税率）の維持の是非、および税率の根拠となる道路整備計画の事業量が議論の焦点となった。暫定税率維持を主張する与党と、廃止を主張する野党との国会論議が続く中、20 年 4 月 1 日に期限切れを迎えた暫定税率がいったん失効したが、4 月 30 日に衆議院で再可決され、5 月 1 日より復活。また、道路特定財源の根拠となる道路整備費財源特例法改正案（道路財政特別措置法）が 5 月 13 日に成立し、20 年度以降 10 年間、揮発油税等の税収が道

路整備に充当されることとなった。しかし同日に福田総理大臣は、暫定税率を維持したうえで、道路特定財源を21年度より一般財源化することや、最新の需要推計などを基礎に新たな道路整備計画を策定することなどを盛り込んだ「道路特定財源等に関する基本方針」を閣議決定。今後、道路特定財源が一般財源化された後の使途などを関係閣僚会議で議論していく方針が示された。

「諸外国の活力を取り入れ成長力の強化」については、19年9月に日チリ経済連携協定が発効、同年11月に日タイ経済連携協定が発効したことを受け、日チリ及び日タイ経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給を開始した。また、19年6月に日ブルネイ経済連携協定、同年8月に日インドネシア経済連携協定、20年3月に日ASEAN包括的経済連携協定がそれぞれ署名され、20年度に発効予定となった。

「国際競争力強化のための中枢空港・港湾の戦略的かつ重点的な整備促進」について、まず空港については、政府が取りまとめた「アジア・ゲートウェイ構想」（19年5月）において、航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築、大都市圏国際空港の24時間化、羽田の更なる国際化、「貿易手続改革プログラム」の着実な実施、複数港湾の一体的かつ戦略的な運用、空港・港湾へのアクセスの改善など、当所要望の大部分が反映された。

港湾については、19年7月に設置された「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」において、貿易手続改革プログラムの実現に向けた具体的な検討が行われた。

(2) 行財政改革と真の地方分権の実現

地域総合経済団体である商工会議所として、効率的でコンパクトな行政の実現に向けた「行財政改革の推進」と地域の活性化や個性ある地方の構築に向けた「真の地方分権の実現」のために必要な改革やあるべき姿などを行財政改革小委員会などで検討し、政府に要望した。また、19年10月の「福田新内閣に望む」において、国・地方を通じた効率的でコンパクトな政府を目指す行財政改革の推進を要望。財政再建に関しては、23年の基礎的財政収支の均衡は、徹底した行政経費の削減と経済成長による税収の自然増で達成すべきであり、安易に増税に頼るべきではないと主張した。

こうした働きかけに対し、19年4月に内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」は、20年5月に「第1次勧告～生活者の視点に立つ『地方分権の確立』」を取りまとめた。また、19年1月に政府に設置された「道州制ビジョン懇談会」が20年3月に中間取りまとめを行い、時代に適応した「新しい国のかたち」として「地域主権型道州制」を提唱した。

また、「公務員制度改革」について、政府は19年4月に天下りを禁止し官民人材交流センターによる再就職支援等を盛り込んだ改革を閣議決定、19年6月に天下りあっせん禁止を柱とする改正国家公務員法が成立した。19年7月には具体的な検討を開始するため「官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会」および「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」を設置。20年2月には「官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会」においてセンターの詳細設計、「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」において内閣人事庁の創設や政治家と公務員の接触制限、キャリア制度の廃止を柱とした報告書が取りまとめられた。

(3) 社会保障問題への取組み

当所では、19年7月の「夏季政策懇談会政策アピール」、19年10月の「福田新内閣に望む」において、国民の将来へ向けた安心や安全が確保されるよう、持続可能かつ信頼性の高い社会保障制

度への抜本改革の必要性を訴えた。

こうした働きかけに対し、20 年 3 月に政府は、負担・給付等将来の社会保障制度のあり方について有識者で議論する「社会保障国民会議」を設置した。

これに先立ち 19 年 5 月に策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」においては、20 年度から 24 年度までの 5 年間に、生活習慣病対策の推進、介護予防の推進、平均在院日数の短縮等の取組みを行い、必要なサービスの確保と質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減することとしている。また、社会保険庁を廃止し、新たに非公務員型の法人として「日本年金機構」を設立し、サービスの向上等の推進を図る社会保険庁関連改革法案が 19 年 6 月に成立した。

(4) 少子化問題への取組み

当所では、「わが国が直面する最重要課題は、急速に進む少子高齢社会への対応とともに、人口減少に歯止めをかけることである」との認識の下、7 月の「夏季政策懇談会政策アピール」、10 月の「福田新内閣に望む」などにおいて、政府に対し、少子化対策の抜本的拡充を求めた。具体的には、残業の削減や育児・有給休暇取得等、従業員の仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改善などの企業の取組みに対し、政府として顕彰制度、税制、財政、金融上の優遇措置等を十分に講じるべきとした。

こうした働きかけに対し、政府に設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、19 年 6 月の中間報告において、働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの推進の重要性を指摘。19 年 7 月に山口会頭（当時）をメンバーとする「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」を設置し、19 年 12 月に国民的な取組みの大きな方向性を提示した「仕事と生活の調和憲章」、企業や働く者等の効果的な取組みと国や地方公共団体の施策の方針を提示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、これらの憲章・行動指針を反映した形で 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめた。本戦略では、労働への参加と国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にするためには、「ワーク・ライフ・バランスの実現」およびその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に推進していくことが必要不可欠であるとしている。

また、政府においては希望するすべての人が子どもを預けて働くことができる社会の実現のため、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を 20 年 2 月に策定した。

20 年度の政府の少子化社会対策関係予算は、上記の憲章・行動指針や重点戦略を反映し、様々な子育て支援策が盛り込まれた結果、前年度比約 3.5%増となった。

(5) 教育問題への取組み

当所では、将来の日本を担う人材育成の観点から「教育のあり方」について、教育問題小委員会などを中心に検討を重ねた。19 年 4 月の「教育再生に関する意見～商工会議所は社会総がかりでの教育の中心的な役割を担う～」、19 年 10 月の「福田新内閣に望む」などにおいて、人材こそわが国の唯一最大の資源であり、人材の育成はわが国の最重要課題であることから、国民一人ひとりの意欲、能力の向上を図るためには学校のみならず、家庭や地域による社会総がかりの教育再生に取り組む必要があると指摘。各地の商工会議所においてはすでに様々な教育支援活動を実施してきてお

り、市民、企業、NPO、各種団体等による社会総がかりの教育再生の取組みの中心的な役割を引き続き積極的に担っていくこととした。

こうした働きかけに対し、教育基本法改正を受けた教育改革関連3法案（学校教育法、教員免許法、地方教育行政法）が、19年6月に可決・成立した。

また、政府の教育再生会議において、教育のあり方を根本から見直すべく、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」(19年6月1日)、「社会総がかりで教育再生を・第三次報告～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」(19年12月25日)、「社会総がかりで教育再生を・最終報告～教育再生の実効性の担保のために～」(20年1月31日)が取りまとめられた。特に第二次報告においては、社会総がかりの教育再生のためのネットワークをつくるために、「商工会議所等の経済団体やNPO等と協力し、学校、地域社会、企業等の連携を図るコーディネーターの養成・確保を促進する」ことが盛り込まれた。

(6) 事業承継税制の抜本的拡充と中小企業等における税負担軽減の実現

事業承継税制については、当所事業承継対策特別委員会において具体的な検討を行うとともに、19年2月に設置された自民党事業承継問題検討小委員会において、事業承継税制の抜本的拡充など中小企業の事業承継円滑化のための総合的な支援策を要望、4月に日本商工会議所青年部（YEG）が後継者の立場から事業承継税制の拡充等を要望、さらに5月には、長野商工会議所が長野事業承継支援センター事業、東京商工会議所がM&A支援事業をそれぞれ説明・要望した。その結果、6月に、事業承継税制の拡充や事業承継支援セン



長野商工会議所に設置されている事業承継支援センター

ターの設置、M&A時等の資金ニーズに対応する融資制度の創設など、商工会議所の要望が反映された提言書が取りまとめられた。その後、9月に、当所事業承継対策特別委員会で「平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望」を取りまとめ、後述の「平成20年度税制改正に関する要望」とともに、政府・政党等に提出した。また、全国の都道府県商工会議所連合会や県庁所在地商工会議所等から、都道府県議会への働きかけを行った結果、合計42都道府県議会において、国に対する「事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書」が採択され、国会・政府に提供された。

一方、税制については、商工会議所へのアンケート調査等に基づき、当所税制小委員会で検討を行い、9月に取りまとめた「平成20年度税制改正に関する要望」において、わが国中小企業の活力強化に資する税制措置等の実現を政府・与党等に対し要望、その後10月から12月にかけて、全国の商工会議所とともに積極的な陳情活動を展開した。この結果、わが国経済全体の活性化の観点から12月に税制改正大綱が取りまとめられ、特に、事業承継税制の抜本的拡充をはじめ、中小企業の経営基盤強化に資する税制措置が実現されることとなった（主な事項は以下の通り）。

まず、商工会議所が昭和39年以来、要望し続けてきた「事業承継税制の抜本的拡充」について、

「取引相場のない株式等に係る相続税の80%納税猶予制度」が、経営承継円滑化法の施行日（20年10月1日）に創設されることとなった。なお、本制度の実現のためには、事業承継支援の枠組みを定める「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法20年5月9日成立、同年10月1日施行）、納税猶予割合等を定める「租税特別措置法」（21年通常国会で審議・成立した後、事業承継税制部分は20年10月1日に遡及適用）などの法制化が必要となる。

「IT投資の促進」に関し、中小企業投資促進税制が2年延長されるほか、情報基盤強化税制については、ソフトウェアの追加や中小法人（資本金1億円以下）の取得価額の合計額の最低限度を70万円以上（現行300万円以上）に引き下げるなどを講じた上で、その適用期限が2年延長された。

「研究開発の促進」に関し、中小企業技術基盤強化税制が2年延長されるほか、研究開発促進税制については、税額控除の限度額が引き上げられた（現行当期法人税額の20%のところ、最大30%）。

「人材投資の促進」に関しては、人材投資促進税制が改正され、中小企業に限定して講じられることになった。労働費用に占める教育訓練費の割合が、中小企業のほぼ平均である0.15%以上の中小企業について、教育訓練費総額の8%～12%（労働費用に占める教育訓練費の割合による）に相当する額を税額控除できる制度となり、中小企業等基盤強化税制の中に位置付けられた。

「減価償却制度の一層の見直し」に関し、法定耐用年数について、機械および装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化が行われた（現行390区分→55区分）ほか、耐用年数の短縮特例については、同特例の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は、承認不要（届出は必要）とする等の簡素化が行われることとなった。

「ベンチャー・新規創業支援のための税制措置」として、個人がその年中に特定中小会社に出資した金額について、1,000万円または所得の40%を限度として、寄附金控除の適用を認めることとされた。

また、「設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付特例」や「中小企業の少額減価償却資産特例」「中小企業の交際費の損金算入特例」が、2年延長されることとなった。

当所をはじめ経済界をあげて導入に反対している「環境税」については、20年度改正での導入は見送られることとなった。一方、「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の拡充・延長」「住宅の省エネ改修促進税制の創設」「自動車グリーン化税制の延長」が実現した。

「土地税制」については、「土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置」が3年延長された（本則2%。税率は段階的に引き上げ。現行1%→1.3%→1.5%→2%）。さらに、「新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置」が2年延長された。

「住宅税制」については、「住宅の長寿命化（200年住宅）促進税制の創設」「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の2年延長」「新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の2年延長」が実現した。

「地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方」については、「道路特定財源の見直しについて」（19年12月7日政府・与党）に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持すること等となった（税制以外については、総括的概要の「地方幹線道路等の早期整備」参照）。

さらに、「農商工連携等を促進する税制措置」が創設された。

「地方税制」については、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的な措置として、概ね2.6兆円の法人事業税を分離し、「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税」の仕組み

を創設することにより、偏在性の小さい法人税体系の構築が進められることとなった。

「証券税制」については、「上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置」が段階的に廃止されるとともに、「金融所得課税の一元化」に向けた取組みが進められることになった。

また、「公益法人制度改革等に対応した税制措置」が定められるとともに、「寄附金税制の充実化」が図られた。

「行政機関への電子申告・申請の推進」に関しては、「電子納税の新たな納付手段の創設」や「電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加」（雑損、寄附金、勤労者学生控除の証明書等、政党等寄附金特別控除の証明書等）、「納税証明書の電子申請による書面交付」が行われることとなった。

(7) 経済法規・司法制度改革に関する問題への取組み

18年1月に施行された改正独占禁止法については、同法の附則に基づき、内閣官房長官の下に独占禁止法基本問題懇談会が17年7月に設置され、概ね2年以内を目途に、独占禁止法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度のあり方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続のあり方、審判手続のあり方等について検討が進められてきたが、19年6月に最終報告書が取りまとめられた。当所は、この動きに対応するため、当所推薦の委員を通じて同懇談会で全国の中小企業者の意見を表明してきた。さらに、政党においては、同年5月より検討が開始され、会合において、当所の意見を発言するとともに、関係議員への陳情活動を展開した。その結果、20年3月に閣議決定された独占禁止法改正案においては、不当廉売や優越的地位の濫用等の不公正な取引方法について抑止力の強化を図るために、これらの違反行為を新たに課徴金の対象とすること等が盛り込まれた。これに関連して、不公正な取引方法について、迅速かつ効果的に調査・取締りを行うために、経済産業省と公正取引委員会との間での協力スキームの構築および運用が開始されることとなった。

また、21年5月までに施行される裁判員制度については、当所において、最高裁判所の協力を得て当所委員会での講演や各地商工会議所会報用の記事掲載の配信を行うとともに、各地商工会議所においては、地方裁判所や地方検察庁等と連携しながら、常議員会・部会での説明、セミナー・説明会の開催、会報・ホームページへの掲載、パンフレット等の配布、ポスターの掲示等を行うなど、全国において、広く会員企業への周知活動を行った。

(8) 労働関係法規の見直しへの対応

産業構造の変化が進展する中で、18年度に引き続き、厚生労働省を中心に労働関係法規の見直しについて検討が行われた。当所では、中小企業が置かれている現状を考慮したうえで労働法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、審議状況に合わせて小委員会を開催し、委員からの意見を踏まえ、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、労働法制の改正等に対する中小企業の円滑な対応や中小企業の実態に即した雇用・労働環境の整備を支援するため、法制度等の周知・啓発を行った。

労働時間に関する法制度の見直し（労働基準法改正の政府案）については、時間外労働の割増賃金率の見直し、具体的には、月80時間超の時間外労働に対する割増賃金率を現行の25%以上から50%への引き上げ（中小企業は適用を除外し、法施行後3年間経過後に適用するか否か検討）等が盛

り込まれた。当所はそもそも割増賃金率引き上げには反対であることを主張したが、結果として、改正法案が衆議院に提出され、20 年通常国会では与野党の対立等により審議が行われず、継続審議となった。

労使間の紛争の未然防止、および紛争が発生した場合の円滑な解決を図るための労働契約法が、19 年 12 月に成立、20 年 3 月に施行された。同法には、一定の条件を満たす場合、就業規則の労働条件を労働契約の内容とするとともに、就業規則の変更により労働条件が変更されること等が盛り込まれた。当所としては、同法施行後、現時点での法律の内容よりも規制強化となる懸念が払拭できないため、同法の制定に反対した。

労働者派遣のあり方については、労働政策審議会において審議が継続的に行われ、規制緩和を求める使用者側と、「安定した雇用の確保」の観点から派遣労働者を正社員化する方向で制度の見直しを図ろうとする厚生労働省・労働者側との間で意見の隔たりが大きいため、20 年通常国会での法改正は見送られた。一方、日雇い派遣については、現行法の枠内で、派遣労働に関わる既存の法律・指針を日雇い派遣にも徹底することを内容とした、派遣元および派遣先に対する指針が 20 年 4 月に施行された。当所としては、ルールが守られない場合には厳正に対処すべきであるが、派遣のまま働きたい労働者が一定程度存在していることから、現行制度の維持を基本にして、事前面接を解禁する等、労使のミスマッチをなくす方向で制度を改善すべきと主張している。

障害者雇用の促進について、厚生労働省は、法定雇用率に満たない企業に課される障害者雇用納付金制度の適用対象を現行の 300 人以上から拡大すること、法定雇用率の維持、および短時間労働者の雇用率算入などを盛り込んだ改正法案を国会に提出した。当所は、企業の負担拡大を検討する前に、企業内施設のバリアフリー化等、障害者雇用を進めやすい環境の整備を図るため、中小企業に対する支援策を拡充すべきであると主張した。また、障害者雇用納付金制度の適用対象の拡大については、中小企業の支払い能力や、厳しい経営環境を強いられている中小企業の実態を踏まえ、納付金の額を恒久的に大企業とは別立てとすることなどを主張した。

最低賃金制度について、地域別最低賃金の決定にあたり、生活保護との整合性も配慮すべきこと、罰金額の上限引き上げ（2 万円→50 万円）、産業別最低賃金は最低賃金法の罰則は適用しないものの存続すること等を盛り込んだ最低賃金法改正法案が 19 年 12 月に成立、20 年 7 月に施行された。当所は、産業別最低賃金は屋上屋を重ねるとして強く廃止を訴えるとともに、社会保障としての生活保護は、労働の対価である最低賃金の議論にはそぐわないと主張してきた。また、改正法の施行にあたっては、各種データを基にして、生活保護の基準をいかにとらえるかを、生活保護の積算根拠と最低賃金のそれとを掘り下げ、徹底的に議論すべきであると主張している。なお、19 年度の最低賃金水準については、中央最低賃金審議会および成長力底上げ推進戦略円卓会議において検討が進められ、地域別最低賃金額の改定目安は全国平均 14 円という例年に比べて大幅な引き上げが提示され、結果として、全国平均で目安と同じ 14 円の引き上げとなった。

雇用保険制度については、事業主負担 100%の雇用保険二事業について、廃止を原則として徹底的な評価を行い、そのあり方について抜本的な見直しを行うよう主張した。

外国人雇用状況の届出の義務化および募集・採用時の年齢差別禁止等を盛り込んだ改正雇用対策法が 19 年 6 月に成立、10 月に施行された。外国人を雇用する全事業主は、当該外国人労働者の雇用時と離職時に、氏名、在留資格、および在留期間を報告することが義務付けられた。当所は、法案成立前の審議会において、事業主への報告義務を複数にしないなど、事業主の負担を極力軽減す

るべきであると主張した。また、同法により、努力義務とされていた募集・採用に係る年齢差別禁止が義務化され、原則として、求人の際の年齢制限が不可能になった（経験年数等により、募集する人材を明確化することは可能）。当所としては、年齢による差別防止に反対することは困難であるため、除外規定の維持を主張したが、一部縮小された。

法制度等の周知・啓発については、労働者 50 人未満の中小規模事業場に対して 20 年度から導入が予定されている「長時間労働者への医師による面接指導制度」の浸透・定着、および、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を目的とする「中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策の基本的事項に関する研修等支援事業」を厚生労働省より受託し、各地商工会議所においてセミナー等を開催するなど、積極的な普及啓発活動を行った。

(9) 社会情勢の変化に適応した雇用環境整備への対応

これまで日本経済を牽引してきた団塊世代が定年退職の時期を迎えることで予想される、熟練技能を持つ労働者の不足が社会問題となっており、団塊世代から若年労働者への円滑な技能伝承が課題となっている。当所は、6 月と 9 月に取りまとめた中小企業施策に関する要望の中で、ジョブカフェやインターンシップ、日本版デュアルシステムなどを活用した若年者の雇用促進・人材育成のほか、「ジョブ・カード制度」（国の職業能力・資格証明制度）の創設を要望した。その結果、政府は引き続き 20 年度も地域レベルで中小企業の人材確保支援事業を行うなど、若年者の雇用促進・人材育成に積極的に取り組むこととなった。

また、外国人労働者の受け入れおよび研修・技能実習制度については、政府・与党等において活発な議論が展開されていることから、同制度のあり方について実態に基づいて検討し、論点を整理するため、労働小委員会内に「研修・技能実習制度ワーキンググループ」を設置し、議論を行った。第 27 期に労働委員会の下部組織として新設した「外国人労働者小委員会」において引き続き検討を行い、同ワーキンググループの報告も踏まえ、20 年 6 月に「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」を取りまとめ、政府および関係省庁に提出した。

(10) ジョブ・カード制度の創設および普及推進

政府は、「成長力底上げ戦略」において、労働力人口が減少する中、経済成長を下支えする基盤である人材能力を向上させる観点から、「ジョブ・カード制度」の創設について、有識者、経済界および労働者の代表者からなる「ジョブ・カード構想委員会」を設置して検討を行い、20 年 4 月から制度をスタートした。構想委員会には、小沢一彦横須賀商工会議所会頭（当時）が商工会議所を代表して参画、制度構築にあたり参考となる同商工会議所における先行的な取組み「キャリアサポート事業」を紹介した。また、就職困難者のみならず、学生や就職・転職希望者等を幅広く対象とし、職業訓練に加え検定資格取得および教育訓練、社会貢献活動等の履歴もカード記載事項とすべきであることなどを要望し、同制度に反映された。

ジョブ・カード制度においては、求職者が自らの職務経歴や教育訓練経歴、取得資格などの情報



京都府地域ジョブ・カードセンター

をジョブ・カードにまとめて記載し公的に認証されることから、求人企業が求職者の職業能力や適性が客観的に判断でき、雇用のミスマッチの回避が期待される。また、職務経験の乏しい求職者に対し企業実習と座学を組み合わせた職業訓練を提供することで、求人企業は自社のニーズにあわせて即戦力となる人材を確保できる。このように、本制度は、就職支援のみならず、制度を通じた円滑な人材の橋渡しにより、地域中小企業の人材育成・確保にも寄与するものである。

また、商工会議所としては、地元企業、教育機関、行政等との連携のもと本制度の普及推進を図ることで、従来実施してきた検定事業、研修事業とあわせて、地域中小企業に対する人材育成・確保支援や就業支援が一層拡充・強化されることになる。

こうしたことから、当所では、20年4月、全国規模でジョブ・カード制度の普及と訓練プログラム実施企業の開拓・支援を行う「職業能力形成システム普及促進事業」を厚生労働省から受託し、当所に「中央ジョブ・カードセンター」を設置するとともに、全国47都道府県の県庁所在地商工会議所、商工会議所連合会等に「地域ジョブ・カードセンター」を、86商工会議所にその「サポートセンター」を設置し、制度の普及を推進している。

(11) 地球温暖化をめぐる諸問題への対応

わが国の地球温暖化対策については、14年3月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」および17年4月に閣議決定（その後、18年7月、20年3月に改定）された「京都議定書目標達成計画」のいずれにおいても、基本的考え方として、『環境と経済の両立』に資するような仕組みの整備・構築を図る」ことが示されている。

当所では、「平成20年度税制改正に関する要望」において、「事業者に予め排出枠を設定するキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度や、温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税は、まさに経済統制的な手法であり、『環境と経済の両立』を阻害するものであるため、その導入には断固反対である」旨の意見を表明した。こうした活動の結果、20年度税制改正での環境税導入は見送られ、19年12月に公表された与党税制改正大綱には、「環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、様々な政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」と記載された。また、国内排出量取引制度については、福田総理の指示により、20年3月に発足した「地球温暖化問題に関する懇談会」等において、制度の内容等について議論が行われている。

一方、京都議定書の目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりの意識と行動に大きな変革を求めることが大切であり、産業界としても引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組むことが必要である。当所では、20年度事業計画の重点活動テーマの一つとして「地球環境問題への対応」を掲げるとともに、地域や中小企業における地球温暖化対策への取り組みをさらに促進するため、「商工会議所環境行動計画」を策定し、20年6月の第573回常議員会で了承された。

(12) LOBO調査による景気動向の迅速な把握とその活用

平成元年4月にスタートした商工会議所LOBO（早期景気観測）調査については、商工会議所イントラネットを活用し、迅速かつ的確な調査・集計を行った。19年度には調査対象の一層の拡充を図る（20年3月現在、407商工会議所管内の2,578業種組合等が参加）とともに、付帯調査の実

施により景気動向のよりの確な把握に努めた。また、この調査結果を各種政策提言等の裏付けとして有効に活用し、要望活動を展開した。

(13) 機動的な金融政策運営を要望

19年度の商工会議所早期景気観測（L O B O）調査結果によると、調査対象企業等の景況感を表す「業況D I」は、5月の-25.1を天井に、20年1月には4年半ぶりの水準となる-47.9を記録するなど、悪化の一途をたどり、企業の資金繰りの状況を示す「資金繰りD I」もほぼ同様に悪化傾向を示した。このため、6月と9月に取りまとめた中小企業関係施策に関する要望等を中心に、政府や日本銀行に対し、わが国が着実な景気回復を遂げるにはまさにこれからが正念場であり、決して今の状況を後退させることのないよう、経済情勢に十分配慮した慎重な判断と機動的な金融政策運営を行うよう強く要望した。

(14) 地方幹線道路等の早期整備

当所は前年に引き続き、地方幹線道路等の早期整備に向けて、提言を取りまとめるとともに、全国の商工会議所と一丸となって政府・政党等への陳情活動を繰り広げた。

19年中に政府において道路整備の中期的な計画が作成されることになっていたため、当所は19年2月に「幹線道路網の整備促進に関する特別委員会」を設置し、道路特定財源のあり方も含めわが国における幹線道路網の整備の推進について検討を開始し、3月に「地方幹線道路等の整備促進に関する意見」、11月に「地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」を取りまとめ、政府・政党など関係先に提出した。要望においては、①道路は地域間格差の是正や地域活性化そして国全体の成長力強化のために必要不可欠な社会インフラであるため、実効性のある整備計画を策定し、暫定税率を維持した上で、十分な道路整備予算を確保し、地方幹線道路等の真に必要な道路を早急に整備すべきである、②整備計画を策定する際、費用対便益だけではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ経済性以外の波及効果等の外部効果も重要視すべきである等を盛り込み、地方幹線道路の早期整備を粘り強く訴えた。

その後、政府・与党は、19年12月に決定した「道路特定財源の見直しについて」において、「今後10年間を見据えた道路の中期計画を策定し、真に必要な道路整備は計画的に進める」「国及び地方の道路特定財源については、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する」等の方針が示された。

一方、第169回国会（20年1月～）において、現行の税率水準（暫定税率）の維持を含む租税特別措置改正法案等歳入関連法案は、衆議院で可決されたものの参議院で議決されないまま4月1日を迎えたため、暫定税率は期限切れにより失効した。その後、同法案は4月30日に衆議院で再可決され、5月1日より暫定税率が復活した。さらに、道路特定財源の根拠となる道路整備財源特例法改正案（道路財政特別措置法）は5月13日に成立し、20年度以降10年間の措置として、揮発油税等の税収が道路整備に充当されることなどが決定された。

しかしながら、5月13日に福田総理大臣は、①道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底排除、政府全体で公益法人の集中点検実施、②21年度からの一般財源化、道路財源特例法の適用は20年度まで、③税率については今年の抜本改革で検討、④最新の需要推計に基づく5年間の整備計画を再策定、⑤暫定税率失効中の地方の減収に対する国の措置、⑥関係閣僚会議の設

置等からなる「道路特定財源等に関する基本方針」を閣議決定したため、今後、与党協議や与野党協議において、新たな道路計画や道路特定財源の一般財源化の使途等が協議されることになった。

(15) 国際競争力強化・社会資本整備への取組み

経済のグローバル化が進展し、人流や物流の結末点となる空港および港湾の役割は益々高まっている。わが国がアジア各国の成長に取り残されることなく、今後もアジアのセンターとしての地位を確保していくためには交流拠点としての空港および港湾の整備は喫緊の課題である。そこで、19年2月に設置された「国際競争力強化のための中枢空港等の整備に関する特別委員会」において検討を行い、19年4月に提言「国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について」、19年10月に提言「国際競争力強化に資する空港及び港湾整備・運営のあり方について」を取りまとめた。提言では、首都圏空港の機能強化、国際拠点空港（関西・中部）および主要中枢空港（新千歳・福岡等）のハブ機能強化、空港輸送サービスの多様化の実現、利便性やコスト面における国際的な優位性の確保、臨海地域の国際物流機能の拡充と総合的な交通ネットワークの構築等を求めている。

こうした働きかけにより、内閣府に設置された「アジア・ゲートウェイ戦略会議」が取りまとめた「アジア・ゲートウェイ構想」（19年5月）において、航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築、大都市圏国際空港の24時間化、羽田の更なる国際化、「貿易手続改革プログラム」の着実な実施、複数港湾の一体的かつ戦略的な運用、空港・港湾へのアクセスの改善など、当所要望の大部分が反映された。また、19年11月から外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等が自由化となった。

2. 中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援

(1) 中小企業対策に関する政策提言活動を展開

新たな産業と雇用の創出の担い手であり、またわが国経済のダイナミズムの源泉として活躍が期待されている中小企業を支援するため、6月に「平成20年度中小企業関係施策に関する要望」、9月には、「平成20年度中小企業・小規模事業対策の拡充・強化に関する要望」を取りまとめ、実現に努めた。

(2) セーフティネット機能の拡充と下請適正取引の推進

当所は、19年6月に施行された改正建築基準法による建築確認手続き遅延が裾野の広い建築関連業種に甚大な影響を及ぼし、建築確認件数が回復する状況下でも資金繰りが不安定な状況が続いている状況に鑑み、影響が顕著化する前の段階から新しい建築確認手続きに関するガイドライン「新しい建築確認手続きの要点」の一層の周知徹底や、大臣認定プログラムの早期開発を促して審査の迅速化を図ること、新設の「指定構造計算適合性判定機関」における審査体制の拡充などを要望した。政府においては、順次対策が講じられ、資金繰りにおいてもセーフティネット保証の対象業種拡大などが行われた。

また、原油・原材料価格の高騰の影響を受けている中小企業は、交渉力の弱さから価格転嫁ができず一層厳しい経営を余儀なくされているため、影響を受けている中小企業の資金繰りの安定化と下請取引の適正化ガイドライン策定業種の拡大や周知徹底を要望した。その結果、20年2月20日

の年度末に向けた中小企業対策に関する関係閣僚による会合申合せにより、①下請代金法・独禁法の取締りの強化として、立入検査の積極化や書面調査件数の拡充、物流事業分野での調査の強化、②下請適正取引の推進の徹底化として、下請適正取引ガイドラインの策定業種の拡大や、「駆け込み寺」窓口となる下請適正取引推進センター（仮称）の開設、③建築確認手続きの円滑化、公共調達の適正化、荷主対策等においては、指定構造計算適合性機関に対する判定員増員の要請、燃料サーチャージ制の導入などの対策が講じられた。

(3) 中小企業の資金調達環境の整備への取り組み

当所は、限られた経営資源、または公正・公平な取引関係の確保が難しいなどの経営環境から、資金調達に苦慮する場合が少なくない中小企業が、現在の紙の手形の代替として利用する電子手形債権に留まらず、売掛債権を電子化した電子指名債権を流動化することで資金調達の幅を広げる「電子記録債権法」の一刻も早い審議・成立と、利用者である中小企業・小規模事業者のニーズや利便性に配慮した制度創設を各地商工会議所とともに要望した。その結果、参議院財政金融委員会の附帯決議において、支払不能に陥った債務者への制裁措置や安価な手数料、債権の譲渡禁止特約の取り扱いなど、要望事項の多くが盛り込まれ法案は成立した。

また、20年10月に国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などが統合し設立される「株式会社日本政策金融公庫法」の審議においては、中小企業金融に係る新たな貸付残高の縮減目標を設定しないこと、中小企業の危機対応時に機動的かつ円滑に資金供給が受けられるよう必要十分な財政措置を講じることなどを各地商工会議所とともに要望した結果、それらが附帯決議に盛り込まれた法案が成立した。

(4) 「創業塾」等の創業・経営革新支援事業を全国で展開

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業（創業塾・経営革新塾）を実施した。

創業予定者に対し、創業に係るビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得してもらうことを目的とした創業人材育成事業「創業塾」（30時間程度）を全国で延べ160回（受講者4,704名）開催した。

また、既に事業を営んでいる者や若手後継者等に対し、新事業を展開するために必要な経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得し、実現可能な経営革新アクションプランを完成させることを目的とした「経営革新塾」（20～30時間程度）を全国で延べ142回（受講者3,596名）開催した。

さらに、創業・経営革新に取り組む人材を発掘し、創業塾・経営革新塾の受講を促進するため、全国4カ所で創業・経営革新挑戦支援フォーラムを実施した。

なお、創業・経営革新の支援拠点として、全国175カ所にシニアアドバイザーセンターが設置されており、当所は商工会議所に設置されているセンター（87カ所）に対し情報提供などの支援活動を行った。

(5) 企業等OB人材マッチング事業の全国的な活動を展開

新事業展開等を図るために人材を必要としている中小企業と、退職後も自らの知識・経験・ノウハウなどを活かしたいという意欲を持った企業等OB人材とのマッチングを支援する「企業等OB

人材活用推進事業」を、中小企業庁の委託により 15 年度から開始し、最終年度の 5 年目となった。

今年度は当所内に設置する「企業等 O B 人材マッチング全国協議会」にコーディネーターを 5 名配置し、各都道府県に設置された幹事商工会議所を母体とする「企業等 O B 人材マッチング地域協議会」を訪問するなど実態調査を行うとともに実務担当者向け研修会を実施し、マッチング成功事例の創出を促進するための活動を行った。また、本事業を通じた O B 人材の中小企業等への支援活動に対する国民の理解、社会的評価の向上、潜在的な活動人材の意識喚起のために、ホームページによる情報提供や会議所ニュースなどによる広報活動を行い、企業等 O B 人材と中小企業との効果的マッチングを支援するための全国的な活動を展開した。

一方、「企業等 O B 人材マッチング地域協議会」においても、ホームページの作成・管理、企業等 O B 人材の発掘・登録、マッチングデータベースへの登録、マッチング等を行った。

こうした活動の結果、19 年度は新たに 1,272 名の O B 人材が登録され、20 年 3 月現在の登録 O B 人材総数は 8,174 名となった。また、事業成果としてのマッチング件数は 1,183 件あり、5 年間で 4,311 件となった。

(6) 小規模企業融資の推進

経営指導を金融面から補完する小企業等経営改善資金融資（マル経）制度について、18 年 1 月に設置された中小企業庁小規模企業参事官と金融課長との私的研究会の内容を踏まえたワーキンググループ（中小企業庁、国民生活金融公庫、全国商工会連合会、日商の 4 者による）において、制度の改善・強化策の検討を重ねた。関係方面への働きかけの結果、20 年度より融資限度額ならびに期間の拡大、融資対象者の拡充、生活衛生関係営業者の設備資金を融資使途に追加するなどの拡充が図られることとなった。改正内容等の情報は、中小企業委員会やマル経総合研修会（事故対策義務研修会）、ブロック別中小企業相談所長会議のほか資料提供等を通じて周知徹底し、円滑な運用・推進に努めた。19 年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数で 26,221 件、金額で 964 億 1,167 万円となり、全国の融資実績（商工会を含む）は 1,584 億 2,513 万円で、当初貸付規模 4,000 億円に対する消化率は 39.6%となっている。

(7) 経営安定特別相談事業の展開

経営安定特別相談室を設置している 221 商工会議所の 19 年度の相談受付件数の合計は 1,661 件であり、そのうち 1,170 件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。業種別では、建設業（394 件）、製造業（362 件）、小売業（345 件）の順に多く、規模別では小企業が依然半数以上を占めており、次いで小規模事業者、中小企業の順となっている。

経営不振に陥った原因としては受注・販売不振、関連企業の倒産が多かった。

(8) 早期転換・再挑戦支援窓口事業

19 年度の中小企業庁による新規委託事業で、「起業・再起業の支援」として、早期の事業転換から再起業までの流れを着実にフォローし、再起業者に適切なアドバイスを行う相談窓口を全国各地の主要な商工会議所・都道府県商工会連合会等に設置した。全国の 172 商工会議所の受付企業数は 1,232 事業所、相談件数は 2,664 件であった。

(9) 中小企業の技術開発支援

産学官連携による共同研究を支援促進するため、中小企業と大学・研究機関による地域新生コンソーシアム（共同研究体）研究開発事業等の諸施策を推進した。

特に、中小企業の技術開発を支援し、新事業の創出に寄与するため、10年に創設された中小企業技術革新制度（SBI R）の普及、情報の提供等を図ることを目的として、12月に東京92名、1月に大阪78名の参加者を得て「SBI R推進セミナー」を開催した。

3. まちづくりの推進と地域資源を活かした地域産業振興

(1) コンパクトでにぎわいのあるまちづくりに向けた取組み

各地において、新しいまちづくり3法を活用した、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりに向けた動きが活発化するなか、各地商工会議所をはじめ、中心市街地活性化基本計画を作成する市町村、基本計画づくりへの参画・意見提出を行う中心市街地活性化協議会等を対象にした支援を強化した。具体的には、5月に、「新しいまちづくり事務担当者研修会」を開催、107名が参加した（内訳：76会議所で87名、8自治体で10名、その他10名）。また、12月には、法政大学地域研究センターと共催で、「まち・むらづくりシンポジウム～都市と農山漁村との共生、農商工連携による地域活性化～」を開催し（参加者98名）、地域の資源を大切にしたい都市と農山漁村の共生のあり方を探った。

また、日商ホームページ「まちづくり情報ナビゲーター」やイントラネットを通じ、各地のまちづくり情報や各省庁等の支援施策等に関する情報を発信した。

こうした活動の結果、20年8月末現在、中心市街地活性化協議会が102地域（58地域）（商工会議所地域92（55）、商工会地域10（3））に設置され、54地域（18地域）で中心市街地活性化基本計画が認定されている（カッコ内は19年8月末時点）。

(2) 計画的な土地利用の確立に向けた取組み

改正まちづくり3法の実効性を高めるため、各地商工会議所・連合会と連携しつつ、計画的な土地利用の確立を図ることとし、改正都市計画法の周知の徹底、農振・農転制度の厳格な運用の実現を目指した活動に取り組んだ。具体的には、都道府県に対する改正まちづくり3法の趣旨の周知徹底と準都市計画区域の指定促進を図るため、各都道府県の商工会議所連合会から知事に対する働きかけを要請した。また、19年9月には山口会頭（当時）が冬柴国土交通大臣に「改正都市計画法・建築基準法の円滑な施行、および一層の制度改善に関する要望」の実現を求めるとともに、全国知事会に対する「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのための改正都市計画法活用に関する要望」の提出や、自由民主党「中小企業と地域再生」議員連盟総会においても要望活動を行った。こうした取組みの結果、国土交通省は、準都市計画区域、広域調整に係る指針の策定状況等に関する調査結果を踏まえ、都道府県における指定等の促進を図る一方、中期的に都市計画制度の見直しに向けた準備作業を開始している。なお、20年8月末現在、3道県において準都市計画区域の指定がされたほか、多くの地方自治体において、準工業地域で大規模集客施設の立地を規制する特別用途地区の指定が行われている。

また、「農振・農転制度の厳格な運用」については、9月に「大規模集客施設立地に伴う農振除

外・農地転用に関する要望」を取りまとめ、10月には山口会頭（当時）が若林農林水産大臣に同要望の実現を求めた。こうした取組みの結果、11月に農林水産省が取りまとめた「農地政策の展開方向について〈農地に関する改革案と工程表〉」の中に、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要となっている病院・学校等の公共転用について、強化の対象とする等の方向性が盛り込まれた。

(3) 地域との共生のための大型店の社会的責任・地域貢献

「大型店の社会的責任・地域貢献問題」については、20年3月に「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書」を取りまとめ、政府、業界団体等に対し、業界自主ガイドラインの制定促進とその実施状況の定期的レビューの実施を要請した。また、20年5月には、業界自主ガイドラインを策定している4業界団体、経済産業省、日商が出席した「まちづくりガイドラインに関する意見交換会」が開かれたが、日商は、①各業界団体が取りまとめた地域貢献への取組みの状況を公表すること、②各業界内の会員で意識の低い会員社の底上げを図ること、③大型店・地域商業者・商工会議所・自治体等からなる「意見交換・協議の場」を各地域において設置することを提案し、協力方を要請した。

なお、大型店の社会的責任に関する業界自主ガイドラインは20年8月末現在、4件作成（4件）・公表されたほか、49（20）の地方自治体〔35都道府県（15道府県）、14市（5市）〕において、大型店の立地規制（ゾーニング）等に関する条例・ガイドラインが制定されている（カッコ内は19年8月末時点）。

(4) 観光振興への取組み

19年6月に「平成20年度観光振興政策に関する要望」を取りまとめ、「観光振興による新しい『くにつくり』・『まちづくり』」「インバウンド振興のための諸施策の推進」「観光庁の新設」等を政府・関係機関等に働きかけた結果、20年10月の観光庁設置等の成果を得た。

また、9月には、全国の商工会議所関係者等約1,200名の参加を得て、「地域の特性を全国に発信しよう」をテーマに「全国商工会議所観光振興大会2007in浜松」を静岡県浜松市において開催した。大会では講演やパネルディスカッション等のほか、須田寛・観光小委員会委員長が、各地商工会議所における観光振興事業への取組みの現状と今後の方向性について報告した。大会の最後には、「各々の地域で『やらまいか』精神を発揮した観光まちづくりのうねりを巻き起こそう」とする「浜松アピール」を採択し、観光振興の一層の盛り上げを目指した。

また、日商ホームページ「観光振興ナビゲーター」で、全国から収集した各地商工会議所の観光振興事例、観光イベント情報や各省庁等の支援施策等に関する情報を発信した。

(5) 「JAPANブランド」事業等ものづくり振興への取組み



鯖江市（福井県）のメガネを手にする岡村会頭

各地商工会議所がものづくり支援機関として、地域・中小企業の総合的なコーディネーターの役割を果たせるよう、日商ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」やイントラネット等を通じ、各地商工会議所のものづくり振興や地場産業活性化に向けた取組み事例、行政等の各種支援策などの情報を提供した。

また、16年度から実施している「JAPANブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」を引き続き実施した（19年度は46件の事業を実施）。

具体的には、各プロジェクトのブランドおよび製品を紹介する「JAPANブランドエキジビション」の開催（6月、10月、20年2月）をはじめ、地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、商工会議所が地域の企業等をコーディネートしつつ、市場調査、専門家招聘、試作品開発、海外展示会への参加等の取組みを行うプロジェクトを総合的に支援した。

(6) 「全国展開プロジェクト」等による新製品・観光開発のバックアップ

「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」を実施した（19年度は、95件の事業を実施）。7月に、各地商工会議所の担当者を対象とした「地域資源∞全国展開プロジェクトセミナー」（115名参加）を開催したほか、全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所による地域の事業者と一丸となった取組みを総合的に支援した。

4. 諸外国とのEPA・FTA締結の推進と国際ビジネス活動支援

(1) EPA・FTA締結の推進

急速にグローバル化する世界経済の中で、WTOを補完し、相手国との経済関係を強化する手段としてEPA・FTAがますます重要となっている。諸外国に比べてわが国の取組みが遅れているため、二国間経済委員会等のあらゆる機会を通じ政府ならびに関係各方面に働きかけを行った。

その結果、19年3月に署名が行われた日本チリEPAは、19年9月に発効した。また、19年4月にはタイとの間で署名が行われ、日本タイEPAは、19年11月に発効となった。今後も更なるEPA締結の推進が期待される。20年度は、インドネシア（20年7月発効）、ブルネイ（20年7月発効）、アセアン、フィリピン等が発効見通し。

(2) EPA特定原産地証明書発給への取組み

全国20商工会議所が指定機関となって証明書の発給を行っていた日本メキシコEPAに基づく特定原産地証明書発給業務を19年度から当所による一元的发給体制に移行したほか、18年度から発給を行っていた日本マレーシアEPA、9月から発効した日本チリEPA、11月から発効した日本タイのEPAの計4つのEPAに基づく特定原産地証明書の発給を全国21事務所で行った。

また、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明小委員会」や各地商工会議所の実務者で

構成する「特定原産地証明に関する研究会」などで企業の申請手続きの簡素化や発給システム再構築の検討を行った。

(3) 訪ドイツ・トルコ経済ミッションの派遣と諸外国との交流強化

19年9月21日～30日の10日間、山口会頭（当時）を団長に、東京商工会議所副会頭等、総勢35名からなる経済ミッションをドイツおよびトルコに派遣し、ベルリン、アンカラ、イスタンブールの各都市を訪問した。

政府首脳、経済界代表、現地日本人商工会幹部等と、両国の経済関係の緊密化などについて意見交換を行った。ドイツでは両国に共通する社会保障や少子高齢化問題をはじめ、民営化や移民問題などの幅広いテーマについて懇談した。またトル

コでは、両国の貿易の不均衡や日本からトルコへの投資促進について建設的な提案がなされた。

また、諸外国からの経済ミッション等の受け入れを通じ、経済交流の促進と関係の強化を図った。



カスパリック・ドイツ連邦交通・建設・都市開発副大臣を訪問

(4) 日印経済委員会など活発な二国間・多国間経済委員会活動の展開

日印経済委員会では、巨大市場インドへの関心が高まる中で、日印EPAおよびインフラの各ワーキング・グループを継続的に開催し検討を進めた。また、19年10月に、電力分野投資環境ミッションをデリーおよびムンバイに派遣し、UMP P（ウルトラメガパワープロジェクト）などインドにおける発電事業への日本企業の参入の可能性について調査した。20年2月に、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想を主要テーマに、日印ビジネス・サミットを開催した。

日本・パキスタン経済委員会では、19年10月に、パキスタンの経済社会の底上げおよび日パ経済関係強化を図ることを目的に第1回日・パ共同研究会を開催した。

日豪経済委員会では、日豪通商協定締結50周年を記念する第45回合同会議が19年10月に東京で開催され、福田内閣総理大臣が基調スピーチを行った。また、日智経済委員会では、19年9月に日本チリEPA発効と日智修交110周年のためバチエ大統領が来日した際、第25回日智経済委員会を開催した。さらに、日本ペルー経済委員会では、ガルシア大統領の来日にあわせて、20年3月に9年ぶりの第7回日本ペルー経済協議会を開催、併せて大統領とペルーの5名の閣僚が「ペルー・ビジネス・セミナー」でスピーチを行った。

日比経済委員会では、アロヨ大統領の来日にあわせて19年5月にビジネスセミナーを開催、大統領が看護師・介護士の受け入れで注目が集まる日比経済連携協定発効の見通しなどについて講演を行った。

この他、各国政財界からのミッション受け入れ、セミナーや懇談会を開催し、会員への情報提供を行った。

(5) 海外商工会議所職員の人材育成研修への協力

海外、特にアジア地域の商工会議所職員の人材育成に貢献するため、関係省庁や政府関係機関と

協力して日本国内外において海外商工会議所職員を対象とする研修を行った。

19年10月22日～11月2日と20年3月3日～14日に経済産業省と海外技術者研修協会の協力を得て行った第1回・第2回商工会議所機能強化研修コースでは、アセアン諸国およびインド・パキスタンからそれぞれ19名と22名の研修生が日商および各地商工会議所の活動や運営方法、日本の中小企業政策等について学んだ。

また、フィリピン商工会議所が主催した職員研修に日商OBを講師として2名派遣し、20年2月13日～22日にマニラ・ミンダナオ・セブの3都市で、約120名の商工会議所職員に対して日商の活動や東商の会員サービスについて講義を行った。

その他、アジア諸国やロシアなどから研修の一環で派遣される商工会議所職員や各国政府の中小企業振興担当者を受け入れて、研修に協力した。

(6) 中小企業の国際ビジネス支援

商工会議所会員中小企業の海外との事業拡大に資するよう、日印経済委員会、全国商工会議所中国ビジネス研究会（登録メンバー：20年3月末時点500社・団体）など、商工会議所に事務局を置く二国間経済委員会や研究会、在日各国大使館や政府関係諸機関等と連携し、中国・インド・ベトナムなど会員企業の関心の高い地域を中心に、投資環境説明会・商談会や講演会を開催した。

また、引き続きメールマガジンやインターネット等の活用により、貿易や投資に関する情報のみならず、マクロ経済動向や経済関連法令などビジネスに有益な情報提供機能の強化を図るなど、中小企業の国際ビジネス支援を行った。

さらには、在外日本人商工会議所との緊密な情報交換を図るとともに、韓国、中国（北京・上海）、インドネシア、フィリピン、マレーシアの5カ国6カ所の在外日本人商工会議所等では、現地「中小企業委員会」などを中心に、当該国の日系中小企業への情報提供や経営相談、事業環境の改善を図るための現地政府への意見・要望活動等を行っている。

5. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

(1) ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）を通じた電子政府等への対応

ビジネス認証サービスでは、行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等に対応するため電子証明書の利用範囲の拡大を図り、すべてのタイプの電子証明書で国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTax）を利用できるようにしたほか、本サービスの取次商工会議所における職員の研修義務の緩和など、電子政府・電子自治体への対応と本サービスの普及促進に努めた。

(2) 商工会議所検定事業の一層の普及促進とキャリア教育支援

① 産業人材の育成強化

わが国が成長力を強化し経済成長を持続していくためには、産業人材を育成し、その能力を高め、1人当たりの生産性向上を図ることが必要不可欠である。このため、商工会議所として取組むべき具体的方策を取りまとめることを目的に、20年2月、産業経済委員会のもとに「産業人材小委員会」を新たに設置し、3月に1回目の会合を開催した。

同小委員会では、20 年 6 月、商工会議所がこれまで取組んできた産業人材の育成強化を一層推進するための当面の具体的方策として、①商工会議所検定を産業人材育成・確保事業の柱とし、100 万名の受験者達成を目指して「検定拡充 5 %運動」を展開する、②そのため商工会議所における全所的な取組み体制の再構築を図る、③ジョブ・カード制度の普及推進について商工会議所全体で取組む、ことなどを内容とする「中間報告書」を取りまとめた。また、これらの方策は、当所が 7 月に策定した「商工会議所 中期行動計画」に盛り込まれた。

② 日商 P C 検定試験の普及等

進展するネット社会に対応するため、企業実務におけるパソコンやネットワークの活用能力を評価する「日商 P C 検定試験」を 18 年度よりネット試験として施行しており、19 年度についても各地商工会議所の協力のもと普及活動に取組み、試験実施会場および受験者の拡大に努めた。

一般向けの普及策として、主たる受験者層が 20 歳前後の女性であることを考慮し、その年代層が親しみやすいポスターやチラシを作成して、各地商工会議所やネット試験会場、各種公共機関などに配布するとともに、都内主要駅に駅貼広告を行うなどして認知度の向上に努めた。



ネット試験にチャレンジする受験生

また、企業向けには、総務・人事部門を読者層としている専門誌への広告掲載のほか、各地商工会議所の協力のもと開催した企業経営者向け I T 経営入門研修（全国で 140 回開催）にて、人材育成の観点から試験についての説明を行うなど積極的な P R 活動を展開した。

一方、ネット試験会場向けには、指導者等を対象とした説明会を全国各地で開催し、試験の施行方法や施行上の留意点、指導法等について情報提供した（計約 350 会場が参加）ほか、受験者の多い試験会場や高校・高専に対し、会場手数料収入を割り増す「受験支援プラン」を新たに創設し、指導に取組む試験会場への支援を図った。

これらと併せ、検定ホームページやメールマガジンによる各種情報提供などを通じて、現在の企業実務における「読み、書き、パソコン」の重要性を各方面に訴え普及を推進した。こうした活動により、19 年度の総受験者数は 33,000 名に達した。

③ ネット試験の推進・拡充

当所では各地商工会議所との連携のもと、I T（情報技術）時代に対応した新しい試験方法としてネット試験を推進しており、企業の人材育成に資する新たな検定として、7 つの試験（日商 P C、E C 実践能力、電子会計実務、日商ビジネス英語、電子メール活用能力、ビジネスキーボード、キータッチ 2000）を施行している。

こうしたネット試験の本格稼動にあわせ、ネット試験会場における環境整備や試験運営面での支援を一層充実させ、特に指導面においては、自動採点プログラムを C D - R O M 形式で配布するなど、教育指導に資する各種ツールを提供した。また、各地商工会議所向けには、管内におけるネット試験の普及促進に資するよう、認定した試験会場の稼動状況を把握できる管理サイトを運用して

いる。また中央管理を行っている施行システムについても、円滑な試験運営が行えるよう改善している。

全国のネット試験会場数については、各地商工会議所との連携・協力のもと、大学、高校、専門学校、パソコンスクール等の教育機関に働きかけを行い、20年8月現在で約1,840カ所となっている。これらネット試験会場には、20年度よりeラーニングによる学習コンテンツの提供を開始し、学習と資格取得をワンストップで可能とする学習センターとして、地域における人材育成の拠点となるよう整備を推進している。

④ 販売士検定試験科目体系の改定等

販売士検定試験は、小売・流通業を取巻く環境変化に対応し、より実践的で実務的な内容とするために、科目体系の改定を進めており、18年度の3級の科目体系の改定に引き続き、19年10月施行の第35回2級試験を新しい科目体系（「小売業の類型」「マーチャンダイジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」の5科目）で施行した。

また、20年度に新しい科目体系の5科目で施行される1級試験に対応する学習教材として、「販売士検定試験1級ハンドブック」を編纂し、20年4月に刊行した。

⑤ 各種検定試験のPR促進

19年度における検定ホームページ（<http://www.kentei.ne.jp>）の総ページビュー数は、約2,600万（延べ1,385万名の利用）にのぼっている。また、電話で検定試験に関する情報を確認できる「検定情報ダイヤル（TEL：03-5777-8600）」は、19年度、約14,000件の利用があった。さらに、メールマガジン「Quali（クオリ）」を、毎月1回、約4,000名を対象に配信している。

例年、検定試験が集中する直前の4月と9月を検定試験の「PR月間」と位置付けており、19年度においても、各地商工会議所の協力を得ながら、会報や検定ホームページ、PRポスター（12万枚）、「商工会議所検定試験ガイド」（20万部）等の各種広報媒体を活用し、企業や教育機関等に対して、全国一斉の集中したPR活動を展開した。また、資格・検定関連情報誌への広告掲載や検定試験資料の提供等を行った。

以上の結果、19年度の各種検定試験の受験者数は約80万名となった。

⑥ 各種検定試験の厳正施行と制度改善

「商工会議所検定試験に係る管理規則」（13年9月制定）に基づく施行の徹底と、身分証明書による受験者の本人確認の厳格な実施により、19年度も引き続き、施行上の大きなトラブルはなく、企業や教育機関等から、商工会議所の検定試験は厳正公正である、という高い信頼と評価を得ている。検定試験の厳正施行については、定例の検定担当職員研修会や業務・検定担当学会議などの諸会議等を通じて、各地商工会議所の理解と協力を求めるとともに、試験の直前には、イントラネットやEメール等で注意喚起するなど、あらゆる機会を活用して周知徹底に努めた。

また、各地商工会議所や受験者、指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえ、19年度から、簿記（1～4級）および販売士2級受験料の改定、キータッチ2000テストおよびビジネスキーボード認定試験施行方法のネット試験への統一、ネット試験に関する各地商工会議所への情報提供等の開始など、各種検定試験の制度改善を行った。さらに、20年度から、販売士1級受験料を改定

することとした。

⑦ 日本珠算連盟、日本数学協会、社団法人日本販売士協会の運営支援

日本珠算連盟に対しては、日商が主催する「珠算能力検定試験（１～６級）」を事務委託し、同連盟の主催する「珠算能力検定試験（７～１０級）」および「暗算検定試験（１～１０級）」に対する協賛を行うとともに、同連盟が主催した「あんざんグランプリジャパン 2007（於：東京）」への後援を行った。

社団法人日本販売士協会に対しては、新たに企画・実施した小売・流通業経営に関する高度な専門知識の修得をめざす連続講座「販売士アカデミー」をはじめ、販売士としての資質向上を目的とした各種セミナーを共同開催するとともに、同協会主催の「販売士養成講習会等講師登録研修会」への後援と周知に関する支援を行った。また、同協会が作成する販売士への情報提供を目的とした「販売士メールマガジン」のメール配信等のサポートを行った。

数学協会に対しては、同協会が開催した「教育シンポジウム」（於：東京大学）および「数学に関するワークショップ」〔於：リスーピア（小中学生を対象にした理科、数学のテーマパーク）〕の周知等の支援を行った。

⑧ 大学等との産学連携による事業の推進

少子高齢化がますます進展する中、各地商工会議所は雇用のミスマッチの解消、地域の中小企業の人材確保および若年者の就業能力の向上と強化を図るため、採用に関する情報交換やインターンシップなど人材育成や活用に関することをはじめ、まちづくり、地域活性化など多岐に渡る分野で多様な産学連携事業を展開している。

当所では、人材育成の重要な役割を担う大学等との連携により、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援にワンセットで取組み、地方人材の育成・強化、地元での就職の促進などを目指した産学連携事業を推進している。

そのモデルの一つとして、法政大学および明治大学商学部とそれぞれ連携して地域づくりに貢献する学生の人材育成支援スキームを構築し、全国の商工会議所のネットワークを活用して、地方出身の学生が地元に戻り会員企業に就職したり、家業を担う後継者に育つことなど、地方への円滑な人材還流・供給を図る事業を展開している。

(3) ITを活用した人材育成

① IT経営応援隊「1日経営者研修会事業」の実施

経済産業省では、中小企業におけるIT経営を促進させ、競争力強化、生産性の向上を図ることを目的に「IT経営応援隊事業」を実施しており、全国各地でセミナー、講習会を開催するとともに、IT経営の成功事例を紹介するなどの活動を展開している。

当所は19年度、この「IT経営応援隊事業」の一環として、中小企業の経営者等を対象にIT経営の必要性について理解を促すとともに、IT経営の導入・実践に必要な基本的かつ実践的な知識、手法等について学ぶ「1日経営者研修会事業」を実施した。

同事業では、当所と各地商工会議所等が連携して、全都道府県において企業の経営者や従業員等を対象に148回のIT経営の入門となる研修を開催、ネット社会の概要やネットワークの活用事例、

I T経営実践に向けた人材育成などについて説明を行い、延べ1,879名が参加した。

同研修は、中小企業におけるI T経営導入への啓発となり、その実践について具体的な手法を指示して参加者から好評を博したことから、20年度においても同事業を継続・拡充する。

② 商工会議所eラーニング事業の実施

17、18年度に実施した経済産業省委託事業である「草の根eラーニングサービス事業」の研究を踏まえ、19年度においては、各地商工会議所およびネット試験会場を学習拠点（学習センター）として、各種検定試験の学習コンテンツ等を提供する「商工会議所eラーニング事業」を展開すべく整備を進めた。

各学習センターで充実した受講者支援サービスが提供できるよう、ネット試験会場の指導者や日商マスターを対象とした「eラーニング指導法研修会」を開催した。同研修会では、eラーニングの特徴や留意点を踏まえた指導法や、ネット上で効果的な学習アドバイスを行う方法等、受講者への学習支援・指導方法等について説明を行った。

また、eラーニングコンテンツの配信、学習者の履歴管理を行うシステムが完成したことから、まずは指導者を対象に学習コンテンツの提供を試行し、290名が利用した。これにより、学習センターの指導者に学習コンテンツの内容を周知し、自会場での活用について検討してもらうとともに、併せてアンケート調査を実施し、学習管理システムの拡充や学習コンテンツの調達に役立てた。

さらに、産学連携事業の一環として、法政大学キャリアセンター「トータルキャリア教育」受講生および光産業創成大学院大学「起業講座」受講生を対象に、「商工会議所eラーニング」コンテンツを提供した。こうした準備を進め、20年6月から本格的に商工会議所eラーニングを開始した。

(4) 財団法人日本対がん協会との医産連携事業の推進

当所は、「がん対策基本法」の施行（19年4月）を踏まえ、社会貢献活動を通じて商工会議所の一層のブランド・アップを図り、商工会議所会員サービスの拡充と会員加入促進等に資するため、財団法人日本対がん協会と包括協定を締結し、各地商工会議所と同協会の支部が連携して、地域事情に合わせ、中小企業の健康管理の資質向上に資する事業を推進した。20年度においても、引き続き、各地商工会議所をはじめ同協会および同協会支部と連携して、医産連携事業を積極的に推進する。

(5) T O A S（商工会議所トータルO Aシステム）の改善と活用支援

W i n d o w s 版の後継バージョンとして14年7月にリリースしたW e b 版について、ユーザー商工会議所から寄せられた意見等を反映し、プログラムの改善に努めた。また、各地商工会議所におけるT O A Sの円滑な運用ならびに高度な活用を支援するため、操作方法等に関する質問に対応するとともに、T O A S／W e b 版ホームページやメーリングリストを通じた情報提供をはじめ、T O A S パートナーとの連携等によりユーザー商工会議所における様々なトラブル等の対応にも努めた。このほか、T O A S 研修会の開催など、導入や活用のためのスキルアップを支援した。

(6) オンラインマーク制度の運用

インターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブル増加に対応して、12年から消費者保護

および健全なEC市場の発展と事業者の育成を目的としたオンラインマーク制度を運用している。19年度末時点でのマーク発行件数は276件となっている。なお、本制度は創設以来8年が経過し、当初の目的を十分に果たしたことから、20年3月末をもってマークの新規発行と年度更新の受付を終了するとともに、21年3月末に本制度を終了することとした。

(7) 各地商工会議所運営および事業活動円滑化の支援

商工会議所法ならびに関係法令、定款等の運用に関する相談をはじめ、会員サービス事業、特色ある事業への先進的な取組みに関する事例の照会など、商工会議所運営上の様々な問題についての相談に対し、的確な対応を図った。また、運営委員会や、全国商工会議所専務理事・事務局長会議（於：北海道旭川市）等を通じて、「中小企業底上げ戦略と商工会議所機能強化のための都道府県商工会議所連合会、幹事商工会議所のあり方について」をテーマに意見交換を行うなど、各地商工会議所の運営支援に努めた。さらに、各地商工会議所の会員数等の状況および財政状況を調査し、情報提供を行うとともに、商工会議所会費制度、指定管理者制度、会員証明書のそれぞれの状況について実態を調査した。

また、19年11月から多くの商工会議所において役員・議員の新しい任期がスタートしたことから、20年1月に「平成19年度全国商工会議所専務理事研修会」を開催し、商工会議所の運営に関わる諸問題についての情報提供等を行った（118名参加）。

(8) 全国商工会議所の休業補償プラン、チェンバーズカード等会員サービス事業の一層の普及推進

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業として創設した全国商工会議所の休業補償プランは、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着してきている。19年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。20年3月末現在、411商工会議所で実施され、加入件数（人数）は19,275名となっている。

チェンバーズカード事業については、全国5,300店舗に及ぶ優待店で割引サービスが受けられることに加えて、経理事務の省力化や手許現金の圧縮による資金運用の効率化、予算・経費管理の合理化が図れることから、普及に努めた。20年3月末現在、151商工会議所で実施され、カード発行枚数は約46,000枚となっている。

また、7年から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の20年3月末現在の加入者は、227事業所（466名）となっている。

(9) 商工会議所の合併支援

16年4月の商工会議所法の改正による、商工会議所同士の合併手続き規定等の創設・見直しに伴い、商工会議所の合併の進め方や、最低限必要な知識等について取りまとめた「商工会議所合併に関する手引き」や各種情報提供により、合併に向けて取組む商工会議所への支援を行った。

(10) PR活動を積極的に展開

「会議所ニュース」（旬刊）、「石垣」（月刊）、ホームページ、会頭記者会見、各種プレスリリース

などを通じて、商工会議所活動の積極的なPRを行った。

「会議所ニュース」については、変形組みを多用した変化のある紙面づくりに努め、当所や各地商工会議所の活動を中心としたきめ細かな情報提供を行った。また、「中小企業の事業承継円滑化への取組み」（7月1日号）や「山口会頭退任」（11月11日号）、「平成20年度税制改正・中小企業予算」（1月21日号）等の特集を組み、当所事業と連動した記事・解説を詳細に掲載するなど、誌面内容を充実させ情報発信機能を強化した。特に、「平成20年度税制改正・中小企業予算」に関する特集は、40万部別刷りし、会員への配布を希望する各地商工会議所に無料で配布した。

一方、「石垣」では、地域経済の中核で活躍する全国の商工会議所関係者に対し、企業経営や地域振興・産業振興に役立つ情報や問題解決のヒントを提供した。厳選した特集企画、さらには人気コーナー「まちの解体新書」における各地域のまちづくりの事例紹介など内容の充実を図った。

また、各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事（希望登録制）に会頭コメント、会頭記者会見、重要会議等の内容を直接電子メールで速報する「ニュースファイル」の送信件数は73回に及んだ（20年3月末送信登録先1,705名）。

さらに、商工会議所の認知度を高めるため、全国共通で利用できる「商工会議所CMコンテンツ」を作成し、各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供した（20年3月末現在、10商工会議所、1商工会議所連合会が利用）。

そのほか、編集実務の初級者を対象にした「会報編集担当者研修会」を開催し、会報づくり等による商工会議所の広報活動のあり方等について情報提供に努めたほか、各地商工会議所会報の発行を支援する「所報サービス」（記事提供システム）の一層の充実を図った。

(11) 日本商工会議所青年部・全国商工会議所女性会連合会の活動支援

① 日本商工会議所青年部（日本Y E G）

19年度の日本商工会議所青年部（日本Y E G）は、＜「We Can Do It. 今行動！」全ては愛する地域のために＞をスローガンに、以下の3テーマを中心に活動を展開した。

第1のテーマは、「地域のために」である。日本Y E Gの連合体としての特性を最大限に活かし、全国各地のY E Gが関わるまちづくりや祭りの成功事例、ビジネスの最先端情報などを集約し、各地Y E Gの事業活動のアイデアやヒントなどを提供することで、全国Y E Gの地域活動への支援を行った。また、25周年特別委員会を中心に「故郷の新しい風会議」を開催し、行政とのパイプ強化を図り、地域活性化のためにY E Gが担うべき役割とその具体的な活動について、国の若手行政官等と活発な意見交換を行った。

第2のテーマは、「各地単位Y E Gのために」である。各地商工会議所におけるY E Gの位置付けを明確にし、商工会議所の内部組織として地域経営に積極的に関わるY E Gの支援を行うとともに、ITツールを利用した情報の受発信やネットワーク形成を支援した。また、これからの時代のY E Gのあり方を見据えた中長期ビジョンの策定と、それらの実行に必要な組織、さらには具体的な事業と行程の検討を行った。

第3のテーマは、「会員企業のために」である。企業経営者であるY E G会員の出会いや交流をベースに、それぞれのビジネスにアイデアとチャンスを見いだせる場として「ご縁満開Y E Gビジネスサイト」を活用、現在登録企業数は約1,100社に上っている。また、中小・零細企業が抱える問題の中から、18年度に引き続き、「事業承継の際の相続税の非課税」および「第三者個人連帯保

証の原則撤廃等」について日商に対して提言するとともに、19年度では「地方幹線道路等の早期整備」について日商に提言書を提出した。

具体的な活動としては、会員相互の「親睦・交流」「研修・研鑽」を促進し、各地のYEG活動の活性化を図ることを目的として、全国9ブロックにおいてブロック大会を開催した。また、11月に千葉県千葉市で「第27回全国大会千葉大会」を開催し、3,380名の参加を得た。さらに、20年2月には、長崎県長崎市で1,414名の参加を得て「第25回全国会長研修会長崎塾」を開催し、各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。加えて、19年度は日本YEGの設立25周年にあたることから、過去5年間の事業や取組みをまとめた「25周年記念誌」を作成するとともに、8



約3,300名が参加したYEG全国大会



商工会議所女性会総会を富山市で開催

月に設立25周年記念事業として「YEG東京サミット」を開催した。また、20年2月の第51回会員総会において、規約第1条の「目的」および第3条の「事業」の一部を改正した。

なお、20年3月末現在の青年部設置数は444カ所（517商工会議所中の設置率85.9%）、うち日本商工会議所青年部加入は400カ所（加入率90.1%）となっている。

② 全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）

全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）は、19年11月15日～22年10月31日までを任期とする第19期がスタートした。16年11月から、3年間第6代会長に就任していた齋藤朝子氏が退任し、第7代会長として、吉川稲美氏が新たに就任した。

10月に富山県富山市において、「第39回全国商工会議所女性会連合会富山総会」を開催し、全国から910名が参加した。同総会では、委員会活動報告として、長谷川総務委員長（全商女性連副会長、大阪商工会議所女性会会長）より、各地商工会議所女性会等の位置付けや、女性会設置と全商女性連への加入促進等について報告があり、秋山政策委員長（全商女性連副会長、横浜商工会議所女性会会長）からは、食育や少子化問題に関するこれまでの取組みの報告のほか、省エネルギー問題への取組みについて各地女性会へ協力依頼がなされた。また、西尾広報委員長（全商女性連副会長、京都商工会議所女性会会長）からは、ホームページをはじめとする広報の拡充等、また「がん・生活習慣病の予防に関する啓発活動支援」による女性会の社会的アピール等について説明があり、最後に、加藤企画調査委員長（全商女性連副会長、名古屋商工会議所女性会会長）より、「第6回女性起業家大賞」をはじめとする女性起業家の支援、ならびに「女性起業家支援基金～女性の輪を広げよう～」の活用と、基金への募金について報告があった。

その後、「第6回女性起業家大賞」の表彰式が行われ、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）を受賞した谷口とよ美さん（株式会社リブネット代表取締役）、および優秀賞（全商女性連会長賞）をスタートアップ部門で受賞された久田真紀子さん（株式会社ヴェス代表取締役社長）、グロース部門で受賞された松田壽美子さん（株式会社ジェイセレクション代表取締役）に、それぞれ盾と副賞が贈られた。

また、続いて行われた「全商女性連表彰式」では、特別功労者 27 名、会員増強など組織強化に取り組んだ 10 女性会が表彰された。

なお、20 年 3 月末現在の女性会設置数は 428 カ所、うち、全商女性連加入数は 402 カ所（加入率 93.9%）となっている。

（12） 各方面より利用が進むキャリアック

キャリアック（商工会議所福利研修センター）は、商工会議所、会員企業をはじめ各方面から幅広い利用があった。19 年度は 21,418 名に利用され、会員事業所の研修・福利厚生を支援する共同施設として、利用者から好評を得ている。

当所においても、各種セミナーや研修会等の開催にあたり積極的に利用するとともに、「石垣」「会議所ニュース」での記事掲載やインターネットを利用した P R や関連団体、企業を中心とした P R 活動を積極的に展開し、利用促進に努めた。

また、全国の商工会議所が取り組む地域活性化のための事業・活動に関する各種情報を幅広く展示し、キャリアックを訪れる全国商工会議所関係者等に対して情報提供・交換の場とするため、4 月に、キャリアック内に「商工会議所地域活性化情報センター」を設置した。同センターには、各地の地域活性化等に関する資料が集められているほか、19 年度「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」実施商工会議所の事業紹介パネルが展示されている。

（13） 各地災害への対応

19 年 3 月の「能登半島沖地震」および 19 年 7 月の「新潟県中越沖地震」による災害により、当該地域において、商工業者あるいは商工会議所に甚大な被害が生じた。

当所では、「能登半島沖地震」においては、人的被害・住家被害のみならず観光や地場産業等に、極めて甚大な被害が発生していることから、観光産業等における風評被害を防止することを目的として、①「能登半島観光復興支援情報コーナー」の当所ホームページ上での開設、②輪島商工会議所が東京商工会議所と協力して実施する「能登輪島物産展」の開催支援を行った。

また、「新潟県中越沖地震」においては、「新潟県観光復興支援情報」を当所ホームページ上に開設して地域情報を発信するとともに、過去に同様の災害被害があった場合の対応と同様に、全国の商工会議所を対象に義援金の募金を行った。募金は 374 商工会議所から総額 38,380,000 円が寄せられ、全額を特に被害の大きかった被災地商工会議所（柏崎）に寄贈した。

Ⅱ 事 項 別 状 況

1. 法人の概要

(1) 所 在 地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

T E L (03) 3283-7823

F A X (03) 3211-4859

U R L <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : info@jcci.or.jp

(2) 沿 革

①変 遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

日本商工会議所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア．設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ．業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目 的

日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと

- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
国庫補助金等	国 庫 補 助 金	83,551	193,832	214,359
	その他(委託費)	203,626	139,812	56,259
	計	287,177	333,644	270,618
	一 般 会 計	287,177	333,644	270,618
	特 別 会 計	—	—	—
	電源開発	—	—	—
政 府 出 資 金 額		—	—	—
財 政 投 融 資		—	—	—
借 入 金 等 (借 入 先)		0	0	0

2. 定款および規約等

(1) 定 款

19年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成 20 年 3 月 19 日開催の第 571 回常議員会・第 204 回議員総会において、日本商工会議所表彰規則および日本商工会議所事務規則の一部変更について承認された。

（日本商工会議所表彰規則の一部変更について）

①変更理由

地域資源の掘り起こしと活用、人的資源の育成によるホスピタビリティの向上などを通じた地域の観

光振興について、個が光り他の範となる活動を行う商工会議所を顕彰することにより、各地商工会議所の観光振興活動を促進し、観光立国の推進と地域活性化に資するため、当所表彰規則を一部改正し、観光振興の商工会議所表彰を追加する。

②変更箇所（※アンダーラインの部分）

（商工会議所表彰）

第5条 商工会議所の組織強化（会員増強・高組織率）、財政基盤強化、観光振興、運営、事業活動に関し、顕著な業績を挙げた商工会議所を表彰する。

（被表彰者の決定および表彰の時期）

第8条 被表彰者は、表彰特別委員会の審査を経て、常議員会において決定し、通常会員総会において表彰する。ただし、第2条第1項の規定にもとづく表彰および第7条の規定にもとづく連名による表彰については、直ちに行うことができる。この場合は、表彰特別委員会、常議員会に事後の報告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条のうち観光振興に関する商工会議所表彰については、観光委員会において別に定める観光振興表彰実施要綱により実施する。

附則

本表彰規則は、平成20年4月1日から実施する。

（日本商工会議所事務規則の一部変更について）

①変更理由

政府では、平成20年度から「ジョブ・カード制度」を実施することとなり、これを受け、日本商工会議所において、厚生労働省委託事業として「中央ジョブ・カードセンター」を設置・運営する。これに際し、当所事務局内における実施体制を整備するため、事業部の事務分掌に「ジョブ・カード制度に関すること」を追加、プロジェクトチームの位置づけで、事業部のもとに「中央ジョブ・カードセンター担当」を設置する。

②変更箇所（※アンダーラインの部分）

（事業部の事務分掌）

第10条 事業部においては、次の事務を分掌する。

- （1）商工会議所等の事業に関する企画立案及び実施に関すること。
- （2）商工業に関する技術・技能の振興及び検定に関すること。
- （3）日本珠算連盟、日本販売士協会に関すること。
- （4）確定拠出年金制度に関すること。
- （5）ジョブ・カード制度に関すること。

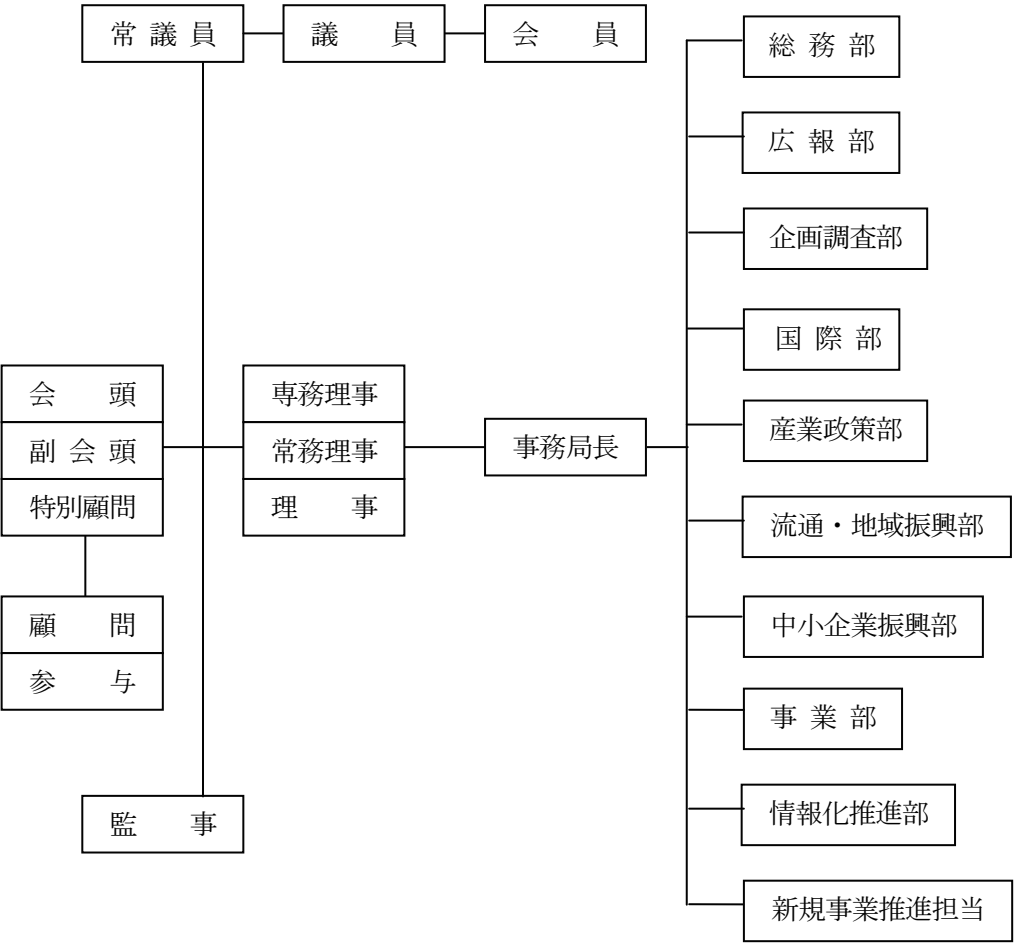
（6）前各号に規定するもののほか、商工会議所等の事業に関すること。

2 前項第5号の事務を実施するため、第2条第1項の規定に基づき、同部のもとに中央ジョブ・カードセンター担当を置く。

付則

この規則は、平成20年4月1日から実施する。

3. 組 織



(1) 会 員（平成20年3月31日現在）

平成19年度末における日本商工会議所の会員数は、517商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東京都	8	岡山県	12
東北地区	46	神奈川県	14	広島県	13
青森県	7	山梨県	2	山口県	14
岩手県	10	静岡県	16	四国地区	28
宮城県	6	東海地区	49	徳島県	6
秋田県	6	岐阜県	15	香川県	6
山形県	7	愛知県	22	愛媛県	10
福島県	10	三重県	12	高知県	6
北陸・信越地区	49	近畿地区	71	九州地区	79
新潟県	16	福井県	7	福岡県	19
富山県	8	滋賀県	7	佐賀県	8
石川県	7	京都府	8	長崎県	9
長野県	18	大阪府	20	熊本県	9
関東地区	102	兵庫県	18	大分県	10
茨城県	8	奈良県	4	宮崎県	9
栃木県	9	和歌山県	7	鹿児島県	11
群馬県	10	中国地区	51	沖縄県	4
埼玉県	15	鳥取県	4		
千葉県	20	島根県	8	合 計	517

なお、平成19年度における商工会議所の合併は以下のとおり。

平成19年4月1日 岡山、西大寺が合併（岡山が存続）
西条、東予市が合併（西条が存続）
大分、佐賀関が合併（大分が存続）

(2) 特別会員（平成20年3月31日現在）

平成19年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（17）	商工会議所連合会（15）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
南加日系商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
パラード日系商工会議所	滋賀県	
在亜日本商工会議所	山口県	
メキシコ日本商工会議所	愛媛県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞役員（平成20年3月31日現在）

役員の役職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役 職	定 数	氏 名	経 歴
会 頭 (非常勤)	1人	岡 村 正	(東京商工会議所会頭) (株)東芝取締役会長
名誉会頭 (非常勤)	1人	山 口 信 夫	(東京商工会議所名誉会頭) 旭化成(株)代表取締役会長
副会頭 (非常勤)	5人	野 村 明 雄	(大阪商工会議所会頭) 大阪ガス(株)代表取締役会長
		岡 田 邦 彦	(名古屋商工会議所会頭) (株)松坂屋代表取締役会長
		佐々木 謙 二	(横浜商工会議所会頭) 日本発条(株)代表取締役会長
		立 石 義 雄	(京都商工会議所会頭) オムロン(株)代表取締役会長
		水 越 浩 士	(神戸商工会議所会頭) (株)神戸製鋼所代表取締役会長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭) (株)百十四銀行代表取締役会長
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行代表取締役会長
		丸 森 伸 吾	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		河 部 浩 幸	(福岡商工会議所会頭) (株)九電工代表取締役会長
		敦 井 榮 一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス(株)代表取締役社長
		大 田 哲 哉	(広島商工会議所会頭) (株)広島電鉄代表取締役社長
専務理事 (常勤)	1人	中 村 利 雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	篠 原 徹	平成8年6月 中小企業庁小規模企業部長 平成9年7月 資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部長 平成10年7月 日本商工会議所常務理事
常 議 員 (非常勤)	51人	高 野 洋 藏	(函館商工会議所会頭) (株)道水代表取締役会長
		鎌 田 力	(小樽商工会議所会頭) 小樽信用金庫会長
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行代表取締役会長
		高 丸 修	(旭川商工会議所会頭) 旭川トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		林 光 男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売(株)代表取締役社長
		永 野 勝 美	(盛岡商工会議所会頭) (株)岩手銀行代表取締役会長
		丸 森 伸 吾	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		山 澤 進	(山形商工会議所会頭) (株)ヤマザワ代表取締役社長
		瀬 谷 俊 雄	(福島商工会議所会頭) (株)東邦銀行取締役会長
		敦 井 榮 一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス(株)代表取締役社長
		犬 島 伸 一 郎	(富山商工会議所会頭) (株)北陸銀行特別参与
		深 山 彬	(金沢商工会議所会頭) (株)北國銀行代表取締役会長
		加 藤 久 雄	(長野商工会議所会頭) (株)本久代表取締役社長
		井 上 保	(松本商工会議所会頭) (株)井上代表取締役社長
		加 藤 啓 進	(水戸商工会議所会頭) 茨城日産自動車(株)代表取締役会長
		築 郁 夫	(宇都宮商工会議所会頭) (株)福田屋百貨店取締役会長
		曾 我 孝 之	(前橋商工会議所会頭) 中屋商事(株)代表取締役社長

		川 本 宜 彦	(さいたま商工会議所会頭)	(株)サイサン取締役会長
		千 葉 滋 胤	(千葉商工会議所会頭)	(株)ケーブルネットワーク千葉代表取締役会長
		西 岡 浩 史	(川崎商工会議所会頭)	(株)東芝顧問
		上 原 勇 七	(甲府商工会議所会頭)	(株)印傳屋上原勇七代表取締役会長
		松 浦 康 男	(静岡商工会議所会頭)	(株)静岡銀行代表取締役会長
		御 室 健 一 郎	(浜松商工会議所会頭)	浜松信用金庫理事長
		小 島 伸 夫	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行取締役頭取
		磯 村 直 英	(豊橋商工会議所会頭)	ユタカコーポレーション(株)代表取締役社長
		佐々木 光 男	(一宮商工会議所会頭)	ササキセルム(株)会長
		齋 藤 彰 一	(四日市商工会議所会頭)	(株)三重銀行取締役会長
		江 守 幹 男	(福井商工会議所会頭)	日華化学(株)代表取締役会長
		宮 崎 君 武	(大津商工会議所会頭)	大津板紙(株)代表取締役社長
		夜 久 亢 宥	(吹田商工会議所会頭)	アサヒビール(株)吹田工場名誉顧問
		尾 上 壽 男	(姫路商工会議所会頭)	グローリー(株)代表取締役会長
		西 口 廣 宗	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行代表取締役頭取
		島 正 博	(和歌山商工会議所会頭)	(株)島精機製作所代表取締役社長
		八 村 輝 夫	(鳥取商工会議所会頭)	(株)鳥取銀行取締役相談役
		丸 磐 根	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行特別顧問
		岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山瓦斯(株)取締役社長
		大 田 哲 哉	(広島商工会議所会頭)	(株)広島電鉄代表取締役社長
		林 孝 介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)代表取締役社長
		近 藤 宏 章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテナンス(株)代表取締役
		綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行代表取締役会長
		麻 生 俊 介	(松山商工会議所会頭)	(株)伊予銀行代表取締役会長
		西 山 昌 男	(高知商工会議所会頭)	高知トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		河 部 浩 幸	(福岡商工会議所会頭)	(株)九電工代表取締役会長
		重 渕 雅 敏	(北九州商工会議所会頭)	TOTO(株)代表取締役会長
		指 山 弘 養	(佐賀商工会議所会頭)	(株)佐賀銀行取締役会長
		松 藤 悟	(長崎商工会議所会頭)	松藤商事(株)代表取締役社長
		中 尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)	(株)鶴屋百貨店代表取締役会長
		安 藤 昭 三	(大分商工会議所会頭)	(株)大分銀行取締役相談役
		中 島 勝 美	(宮崎商工会議所会頭)	雲海酒造(株)代表取締役社長
		諏 訪 秀 治	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島トヨタ自動車(株)代表取締役社長
			(那覇商工会議所会頭)	
監 事 (非常勤)	3 人	渡 邊 靖 彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)取締役社長
		木 村 忠 昭	(横須賀商工会議所会頭)	(株)エイヴイ代表取締役
		光 井 一 彦	(宇部商工会議所会頭)	宇部マテリアルズ(株)取締役相談役
理 事 (常勤)	4 人 以内	坪 田 秀 治	平成12年4月 日本商工会議所産業政策部長 平成14年6月 日本商工会議所理事・産業政策部長 平成19年4月 日本商工会議所理事・事務局長	
		近 藤 英 明	平成8年4月 日本商工会議所中小企業振興部長	

平成12年4月 日本商工会議所企画調査部長
 平成16年4月 日本商工会議所理事・企画調査部長
 青 山 伸 悦 平成12年4月 日本商工会議所事業部長
 平成19年4月 日本商工会議所産業政策部長
 平成19年11月 日本商工会議所理事・産業政策部長
 高 橋 和 憲 平成12年4月 日本商工会議所流通・地域振興部長
 平成19年11月 日本商工会議所理事・流通・地域振興部長

(4) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞議員（平成20年3月31日現在）

議員商工会議所名（※印は議員に準ずる者）、定数は次のとおりである。

選挙区名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、稚内、※紋別
東 北 (9)	青森、八戸、盛岡、大船渡、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※飯田、※佐久
関 東 (22)	水戸、石岡、※ひたちなか、宇都宮、足利、高崎、前橋、桐生、川口、さいたま、狭山、 ※本庄、千葉、佐原、茂原、野田、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東 海 (10)	岐阜、大垣、高山、岡崎、豊橋、一宮、※豊田、春日井、四日市、津、伊勢、※尾鷲
近 畿 (14)	福井、※敦賀、大津、宮津、亀岡、高槻、※堺、※東大阪、※泉大津、吹田、泉佐野、 北大阪、姫路、尼崎、明石、加西、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、岡山、倉敷、※津山、広島、呉、福山、※府中、※東広島、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、高松、※丸亀、松山、今治、高知
九 州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、佐世保、熊本、※人吉、別府、大分、宮崎、 鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	102（※議員に準ずる者は18）

(5) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞委員会（平成20年3月31日現在）

委 員 会 名	委 員 長（商工会議所）	副 委 員 長
<委 員 会>		
政 策	児 玉 幸 治（日本・東京）	大阪、名古屋、横浜、倉敷、 大前孝治（社団法人全国信用金庫協会会長）
産 業 経 済	立 石 義 雄（京 都）	〔委員長代理〕 築 郁 夫（宇都宮） 釧路、石巻、三条、上田、桐生、川崎、長崎
国 際 経 済	大 橋 信 夫（東 京）	〔委員長代理〕 安 藤 昭 三（大 分） 千歳、花巻、水戸、横須賀、赤穂、新居浜、那覇
観 光	高 向 巖（札 幌）	〔委員長代理〕 丸 磐 根（松 江） 小樽、新庄、日光、浜松、倉敷、高知、宮崎
中 小 企 業	小 池 俊 二（大 阪）	〔委員長代理〕 井 上 裕 之（東 京） 北見、燕、本庄、青梅、東大阪、松山、久留米
地 域 活 性 化	岡 田 邦 彦（名古屋）	〔委員長代理〕 松 村 保 雄（柏 崎） 弘前、小松、諏訪、熊谷、松阪、津山、今治
税 制	西 澤 宏 繁（東 京）	〔委員長代理〕 奥 原 征一郎（呉） 十日町、石岡、豊橋、福知山、尼崎、飯塚、島原
労 働	伊 藤 雅 人（東 京）	〔委員長代理〕 渡 辺 祥 二（豊 田） いわき、佐久、古河、高崎、立川、大垣、福井
情 報 化	西 村 貞 一（大 阪）	〔委員長代理〕 田 辺 隆一郎（八王子） 米沢、加茂、土浦、北大阪、豊中、府中、日南
環境・エネルギー	大 田 哲 哉（広 島）	〔委員長代理〕 重 渕 雅 敏（北九州） 帯広、八戸、高岡、小田原箱根、富士、樫原、岩国
国 民 生 活	河 部 浩 幸（福 岡）	〔委員長代理〕 松 浦 康 男（静 岡） 栗山、さいたま、船橋、上野、亀岡、鳥取、延岡
教 育	水 越 浩 士（神 戸）	〔委員長代理〕 島 村 元 紹（東 京） 苫小牧、青森、太田、桑名、八尾、岡山、尾道
運 営	佐々木 謙 二（横 浜）	〔委員長代理〕 海 野 肇（ひたちなか） 恵庭、郡山、小千谷、泉大津、東広島、丸亀、諫早
<特別委員会>		
行 財 政 改 革	丸 森 仲 吾（仙 台）	〔委員長代理〕 山 本 忠 安（日 立） 稚内、松戸、岡崎、津、伊勢、徳山、徳島
事 業 承 継 対 策	神 谷 一 雄（日 本）	〔委員長代理〕 大和田 達郎（石岡） 大阪、京都
広 報	綾 田 修 作（高 松）	〔委員長代理〕 篠 塚 清（堺） 旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
信 用 基 金 管 理	敦 井 榮 一（新 潟）	〔委員長代理〕 中村 利雄（日 本） 酒田、福島、上越、蒲郡、相生、出雲、中間
表 彰	中 村 利 雄（日 本）	
ま ち づ く り	高 橋 光 壽（守口門真）	〔委員長代理〕 田 村 巖（長 岡） 足利、敦賀、
幹線道路網の整備 促進に関する	児 玉 幸 治（日 本）	森地 茂（政策研究大学院大学 教授、 財団法人運輸政策研究機構 運輸政策研究所 所長

(6) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞特別顧問（平成20年3月31日現在）

杉 山 和 男	（電源開発㈱顧問）	吉 野 浩 行	（本田技研工業㈱相談役）
小 島 順 彦	（三菱商事㈱社長）	井 上 裕 之	（愛知産業㈱社長）
池 田 守 男	（㈱資生堂相談役）	小 柴 和 正	（㈱伊勢丹会長）
上 條 清 文	（東京急行電鉄㈱会長）	池 田 彰 孝	（SMK㈱会長）
本 庄 八 郎	（㈱伊藤園社長）	渡 邊 佳 英	（大崎電気工業㈱社長）
田 中 順一郎	（三井不動産㈱常任相談役）	児 玉 幸 治	（財機械システム振興協会会長）
市 野 紀 生	（東京ガス㈱会長）	神 谷 一 雄	（松久㈱社長）
中 村 胤 夫	（㈱三越相談役）	齋 藤 朝 子	（㈱山翠楼会長）
宮 村 眞 平	（三井金属鉱業㈱相談役）	馬 場 彰	（㈱オンワードホールディングス 最高顧問）
西 澤 広 繁	（㈱東京都民銀行会長）	大 橋 信 夫	（三井物産㈱会長）
村 田 純 一	（村田機械㈱会長）	佐々木 幹 夫	（三菱商事㈱会長）

(7) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞顧問・参与（平成20年3月31日現在）

①顧 問

御手洗 富士夫	（社）日本経済団体連合会会長	桜 井 正 光	（社）経済同友会代表幹事
佐々木 幹 夫	（社）日本貿易会会長	林 康 夫	（独）日本貿易振興機構理事長

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	谷 村 昭 一	植 松 敏	守 屋 一 彦
西 川 禎 一	波田野 雅 弘	佐々木 修	中 島 芳 昭	下 島 松 雄

4. 選挙および選任等

(1) 議 員

第27期議員（任期：平成19年11月1日～平成22年10月31日）の選挙は8月、日本商工会議所議員選任規則に基づき北海道、東北、北陸信越、関東、東海、近畿、中国、四国、九州の9選挙区において行われ、選任された。（沖縄県については、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」（昭和47.3.16制定）に基づく商工会議所法の一部改正に伴って増員された議員2名を、「日本商工会議所議員選任規則」第5項の規定に関わらず沖縄県内の商工会議所に割り当ててることになっており、那覇商工会議所、沖縄商工会議が選任された）（議員の頁参照）

(2) 常議員

第27期常議員（任期：平成19年11月1日～平成21年10月31日）は、11月15日開催の第201回議員総会において選任された。（役員の頁参照）

(3) 役員等

①会頭・副会頭

山口信夫会頭の退任に伴う後任会頭について、11月15日開催の臨時会員総会において諮り、岡村正氏が選任された。

第27期副会頭（任期：平成19年11月1日～平成22年10月31日）は、11月15日開催の臨時会員総会において選任された。（役員の頁参照）

②監事

第27期監事（任期：平成19年11月1日～平成22年10月31日）は、11月15日開催の臨時会員総会において選任された。（役員の頁参照）

③特別顧問

特別顧問の委嘱について、平成19年6月21日開催の第562回常議員会において諮り、村田純一氏に、また、平成19年7月19日開催の第563回常議員会において諮り、佐々木幹夫氏に、平成19年9月19日開催の第200回議員総会において諮り、岡村正氏に委嘱した。

第27期特別顧問（任期：平成19年11月1日～平成22年10月31日）は、11月15日開催の第567回常議員会において委嘱することが決定した。（第567回常議員会の議事参照）

④専務理事・常務理事・理事

第27期専務理事・常務理事・理事（任期：平成19年11月1日～平成22年10月31日）は、11月15日開催の第202回議員総会において選任された。（第202回議員総会の議事参照）

(4) 顧問・参与

参与の委嘱について、平成19年4月19日開催の第561回常議員会において諮り、中島芳昭前日本商工会議所理事・事務局長に委嘱した。

渡辺修(独)日本貿易振興機構理事長および、北城恪太郎(社)経済同友会代表幹事の退任に伴う顧問の委嘱について、平成19年6月21日開催の第562回常議員会において諮り、林康夫(独)日本貿易振興機構理事長、桜井正光(社)経済同友会代表幹事に委嘱するとともに、新たに財団法人地球産業文化研究所理事の中村利雄氏を参与に委嘱した。

第27期顧問・参与（任期：平成19年11月1日～平成22年10月31日）は、11月15日開催の第567回常議員会において委嘱することが決定した。（第567回常議員会の協議事項参照）

3月19日福井俊彦日本銀行総裁の任期終了による退任に伴い、顧問を退任した。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成20年3月31日現在）

①国内事務所

部（室）	役 職	氏 名	部（室）	役 職	氏 名
総 務 部	理 事・ 事 務 局 長	坪 田 秀 治	産 業 政 策 部	理 事・部長	青 山 伸 悦
	部 長	朽 原 克 彦		副 部 長	栗 原 博
	課 長	荒 井 恒 一		課 長	佐 藤 健 志
	課 長	奈 良 秀 二		課 長	加 藤 正 敏
広 報 部	課 長	篠 原 崇	流 通 ・ 地 域 振 興 部	理 事・部長	高 橋 和 憲
	部 長	宇津井 輝 史		副 部 長	五十嵐 克 也
	課 長	湊 元 良 明		課 長	高 山 祐 志 郎
企 画 調 査 部	課 長	高 野 晶 子	中 小 企 業 振 興 部	部 長	戸 田 藤 男
	理 事・部長	近 藤 英 明		課 長	塩 野 裕
国 際 部	主 任 調 査 役	塩 見 広 太 郎		課 長	星 川 孝 宣
	理 事	近 藤 英 明(兼)	事 業 部	主 任 調 査 役	池 田 達 哉
	部 長	山 田 清		部 長	小 野 明
	担 当 部 長	山 田 光 良		IT 検 定 担 当 長	岩 崎 浩 平
	副 部 長	岡 山 英 弘		部 検 定 担 当 長	立 松 裕 之
	課 長	中 村 仁		課 長	岩 間 信 弥
	課 長	藤 澤 英 行	情 報 化 推 進 部	部 長	小 松 靖 直
	課 長	會 本 尚		課 長	西 谷 和 雄
	主 任 調 査 役	小 室 至	新 規 事 業 推 進 担 当	部 長	小 野 明(兼)
	主 任 調 査 役	塩 見 広 太 郎(兼)			
	主 任 調 査 役	内 田 一 雄			
	主 任 調 査 役	城 座 一 雄			

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所 長 渡 邊 泰 一

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8th fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taeppung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

TEL. 82-2-3210-2411

FAX. 82-2-3210-2413

E-mail. jccisel@soback.kornet.net

③事務局員数（平成20年3月31日現在）

平成18年度	平成19年度	増 減
101	94	▲7

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成20年3月31日現在）

平成19年度
96

（※うち、地方事務所所属職員は86）

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4月	17,269	171	17,440	4月	5,144	211	5,355
5月	8,550	195	8,745	5月	4,325	227	4,552
6月	8,930	185	9,115	6月	5,115	231	5,346
7月	28,063	221	28,284	7月	4,708	276	4,984
8月	20,843	232	21,075	8月	3,990	273	4,263
9月	7,442	259	7,701	9月	3,988	299	4,287
10月	22,079	198	22,277	10月	4,619	238	4,857
11月	7,984	224	8,208	11月	6,263	277	6,540
12月	18,483	155	18,638	12月	4,552	195	4,747
1月	7,818	237	8,055	1月	6,361	294	6,655
2月	17,773	110	17,883	2月	3,992	147	4,139
3月	11,926	226	12,152	3月	5,043	284	5,327
計	177,160	2,413	179,573	計	58,100	2,952	61,052

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（4月29日発令）

○旭日大綬章

日本商工会議所会頭 山口 信夫

○旭日小綬章

むさし府中商工会議所会頭 伊達 和男

鈴鹿商工会議所（元）会頭 川喜田 保

箕面商工会議所会頭 尾池 良行

○旭日双光章

花巻商工会議所副会頭 佐々木 四郎

氷見商工会議所（元）会頭 小堀 正夫

篠ノ井商工会議所（元）会頭 渡邊 一正

中野商工会議所（元）会頭 荻和 義夫

銚子商工会議所副会頭 石上 藤太

半田商工会議所会頭 内田 榮一

鯖江商工会議所副会頭 山本 一男

大川商工会議所（元）会頭 森田 虎雄

イ．秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日重光章

京都商工会議所（元）会頭 村田 純一

○旭日中綬章

守口門真商工会議所会頭 高橋 光壽

○旭日小綬章

室蘭商工会議所会頭 天里 勝成

青森商工会議所会頭 林 光男

三条商工会議所会頭 渡辺 勝利

太田商工会議所（元）会頭 荻原 榮一

藤岡商工会議所（元）会頭 竹村 省

海老名商工会議所（元）会頭 吉岡 敏

伊東商工会議所会頭 稲葉 悦一

大野商工会議所会頭 黒原 孝雄

宮津商工会議所（元）会頭 竹中 史朗

相生商工会議所（元）会頭 森田 文蔵

紀州有田商工会議所（元）会頭 田中 利一郎

○旭日双光章

清水訪商工会議所（元）会頭 山田 信司

八尾商工会議所（元）会頭 小川 寛

小牧商工会議所（元）副会頭 松浦 正明

日南商工会議所（元）副会頭 中島 淳祐

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の褒章（4月29日発令）

なし

イ．秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

石岡商工会議所会頭 大和田 達郎

中津川商工会議所（元）会頭 鈴木 嘉進

奈良商工会議所副会頭 豊澤 安男

③表彰

ア. 第 106 回日本商工会議所表彰（平成 19 年 9 月 20 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		1 商工会議所・	1 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	50 年	1 商工会議所・	1 名
	40 年	15 商工会議所・	16 名
	30 年	65 商工会議所・	110 名
	20 年	104 商工会議所・	242 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		125 商工会議所・	221 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	13 商工会議所・	14 名
	30 年	92 商工会議所・1 連合会・	133 名
	20 年	91 商工会議所・1 連合会・	133 名
	10 年	120 商工会議所・1 連合会・	191 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業）

・マル経資金関係：15 商工会議所

余市、福島、いわき、新井、高岡、習志野、伊東、武生、小浜、龍野、岡山、三原、府中、因島、八幡浜

・検定事業推進：16 会議所

十日町、諏訪、中野、大田原、草加、東京、美濃、恵那、瀬戸、碧南、池田、高石、尼崎、奈良、御坊、那覇

・受験者数拡大：16 会議所

森、恵庭、須賀川、新発田、十日町、魚津、立川、川崎、大和、瀬戸、八日市、尼崎、東広島、諫早、北松、那覇

イ. 第 107 回日本商工会議所表彰（平成 20 年 3 月 19 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		4 商工会議所	4 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	50 年	1 商工会議所・	1 名
	40 年	19 商工会議所・	20 名
	30 年	37 商工会議所・	64 名
	20 年	69 商工会議所・	159 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		357 商工会議所・	2039 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	8 商工会議所・	8 名
	30 年	33 商工会議所・	47 名
	20 年	32 商工会議所・	42 名
	10 年	50 商工会議所・	64 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・事業活動）

・会員増強：15 商工会議所

俱知安、草加、千葉、東金、沼津、大野、大和高田、田辺、東広島、松山、宇和島、今治、八幡浜、砂川、山鹿

- ・高組織率：16 商工会議所

遠軽、歌志内、米沢、五泉、射水、小松、七尾、上田、佐久、川越、さいたま、君津、多摩、横須賀、鯖江、筑後

- ・財政基盤強化表彰：15 商工会議所

岩内、大曲、二本松、射水、黒部、八千代、富士宮、岡崎、豊田、安城、小牧、堺、丸亀、中村、玉名

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶祝	弔慰
電報・メッセージ等	161 件	23 件
出 席	47 件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 106 回通常会員総会

○日 時 平成 19 年 9 月 20 日（木） 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル（3 階「富士の間」）

○来 賓

<政府>

経済産業大臣 甘 利 明 殿

<政党>

自由民主党総務会長 二 階 俊 博 殿

民主党幹事長 鳩 山 由紀夫 殿

公明党代表 太 田 昭 宏 殿

社会民主党党首 福 島 みずほ 殿

○出席者 333 商工会議所・565 名

委任状による出席 163 商工会議所

○議 長 山口信夫

○議事録署名人 須坂商工会議所・広田会頭、松山商工会議所・大亀会頭

○表 彰

日本商工会議所第 106 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

植松専務理事より開会の宣言。山口会頭から挨拶が述べられた後、山口会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に須坂商工会議所・広田会頭ならびに松山商工会議所・大亀会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 18 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 18 年度収支決算（案）について

議案第 1 号については植松専務理事から、引き続き議案第 2 号については篠原常務理事から一括して説明があり、宇部商工会議所・宮本会頭の監査報告の後、両案とも異議なく承認された。なお、議案第 2 号の「収支決算（案）」について、収入総計（一般会計と広報特別会計の合計）は 62 億 1,386 万円となり、予算対比で 3 億 1,288 万円の減（▲4.8%）、前年度決算対比で 6 億 8,388 万円の増（12.4%）、また、支出総計（同じく、一般会計・広報特別の会計）は 61 億 3,106 万円となり、予算対比で 3 億 9,568 万円の減（▲6.1%）、前年度決算対比では 6 億 7,016 万円の増（12.3%）となり、収支 8,279 万円となったこと等の説明があった。

②臨時会員総会

- 日 時 平成 19 年 11 月 15 日（木）11 時 20 分～11 時 45 分
- 場 所 東京商工会議所ビル「東商ホール」
- 出席者 253 商工会議所・427 名
委任状による出席 255 商工会議所
- 議 長 改選前 山口会頭
改選後 岡村会頭
- 議事録署名人 大和商工会議所・小田切会頭、北九州商工会議所・重渕会頭
- 議 事

中村専務理事により開会、定款第 30 条の規程により、山口会頭が議長を務めることとなった。次いで、議長から、議事録署名人に大和商工会議所・小田切会頭、北九州商工会議所・重渕会頭を指名した。

（議案第 1 号）第 27 期役員（会頭、副会頭、監事）の選任について

議長から、まず会頭の選任について諮ったところ、大阪商工会議所・野村会頭から、東京商工会議所・岡村会頭を推挙する提案があり、満場一致で決定した。

続いて岡村新会頭より就任承諾の挨拶があり、議長を山口前会頭から岡村新会頭に交代した。その後、岡村新会頭より山口前会頭に名誉会頭に就任願いたい旨提案があり、異議なく了承された。引き続き山口名誉会頭より退任の挨拶があり、大阪商工会議所・野村会頭が山口名誉会頭に対し、謝辞を述べ、その後山口名誉会頭は退出した。

次に、副会頭・監事の選任について諮ったところ、議長一任となり、副会頭として

大阪商工会議所	野村会頭	名古屋商工会議所	岡田会頭
京都商工会議所	立石会頭	神戸商工会議所	水越会頭

を指名し、決定した。

また、副会頭に準ずる者として、各ブロック商工会議所連合会会頭（会長）である、

高松商工会議所	綾田会頭	札幌商工会議所	高向会頭
仙台商工会議所	丸森会頭	福岡商工会議所	河部会頭
新潟商工会議所	敦井会頭	広島商工会議所	大田会頭

を指名し、引き続き当所の事業活動全般に協力願うことで賛同を得た。なお、横浜商工会議所の上野会頭が 11 月 12 日付で退任したため、後任の会頭が選任され次第、その方にも日商の副会頭にご就任いただくことで賛同を得た。

続いて、監事として

秋田商工会議所	渡邊会頭	横須賀商工会議所	木村会頭
宇部商工会議所	光井会頭		

の 3 名を指名し、決定した。

また、議長から日本商工会議所の副会頭、副会頭に準ずる者および監事である商工会議所の会頭が任期途中で退任した場合、副会頭および監事については後任会頭に、また、副会頭に準ずる者については、当該地域ブロック商工会議所連合会の後任会頭（会長）に、その役職をお願いすることを日本商工会議所会頭に予め一任されたい旨諮り、承認された。

(議案第2号) 日本商工会議所定款第29条第1項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、定款第29条第1項但し書きの規程により、会員総会決議事項のうち第9号から第12号までの事項を、議員総会に委任したい旨諮り、了承された。

〔報告事項〕

○第27期常議員等について

資料配布により、第27期常議員について、第566回常議員会・第201回議員総会において、下記のとおり決定した旨報告された。

【常議員】

函館、小樽、札幌、旭川、青森、盛岡、仙台、山形、福島、新潟、富山、金沢、長野、松本、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、川崎、甲府、静岡、浜松、岐阜、豊橋、一宮、四日市、福井、大津、吹田、姫路、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、下関、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

また、第27期特別顧問、顧問、参与および専務理事、常務理事、理事について、第567回常議員会・第202回議員総会において、下記のとおり決定した 旨報告された。

特別顧問	杉 山 和 男
〃	吉 野 浩 行
〃	小 島 順 彦
〃	井 上 裕 之
〃	池 田 守 男
〃	小 柴 和 正
〃	上 條 清 文
〃	池 田 彰 孝
〃	本 庄 八 郎
〃	渡 邊 佳 英
〃	田 中 順一郎
〃	児 玉 幸 治
〃	市 野 紀 生
〃	神 谷 一 雄
〃	中 村 胤 夫
〃	齋 藤 朝 子
〃	宮 村 眞 平
〃	馬 場 彰
〃	西 澤 宏 繁
〃	大 橋 信 夫
〃	村 田 純 一
〃	佐々木 幹 夫
顧 問	御手洗 富士夫

〃	桜井正光
〃	福井俊彦
〃	佐々木幹夫
〃	林康夫
参 与	高橋淑郎
〃	井川博
〃	谷村昭一
〃	植松敏
〃	守屋一彦
〃	西川禎一
〃	波田野雅弘
〃	佐々木修
〃	中島芳昭
〃	下島松雄
専務理事	中村利雄
常務理事	篠原徹
理 事	坪田秀治
〃	近藤英明
〃	青山伸悦
〃	高橋和憲

さらに、第 27 期議員に準ずる者、および委員長、委員長代理、副委員長、委員についても、第 567 回常議員会・第 202 回議員総会において決定した旨報告された。

③第 107 回通常会員総会

- 日 時 平成 20 年 3 月 19 日（水）15 時～17 時
- 場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」
- 出席者 354 商工会議所・630 名
委任状による出席 140 商工会議所
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 長野商工会議所・加藤会頭、洲本商工会議所・瀧川会頭
- 表 彰

日本商工会議所第 107 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から挨拶が述べられた後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に長野商工会議所・加藤会頭ならびに洲本商工会議所・瀧川会頭を指名した。

(議案第1号) 平成20年度事業活動計画(案)について

中村専務理事から、平成20年度事業活動計画(案)について、基本方針として「日本商工会議所と全国の商工会議所とのネットワークをさらに強固なものとし、政策実現力を一層強化するとともに、各地商工会議所、会員企業、そこで働く人々のイノベーションを促進し、『勇気ある挑戦』を絶え間なく引き起こし、『個の光』を存分に輝かすこと」を目指し、「そのため、日本商工会議所自らも勇気をもってイノベーションに取り組む」ことを掲げ、(1)国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言、(2)中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援、(3)急速に進む国際化・グローバル化への対応、(4)ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応、(5)中小企業の人材育成・確保、(6)地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援、(7)地球環境問題への対応、(8)新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化の8項目を重点課題として取り組んでいく旨、説明がなされた。

(議案第2号) 平成20年度収支予算(案)について

篠原常務理事から、「平成20年度収支予算(案)」について、全体の予算規模は76億8,800万円となり、前年度予算対比で10億9,791万円増(16.7%)、前年度決算見込対比で16億5,766万円増(27.5%)となるなどの説明がなされた。

以上、議案第1号および第2号についてそれぞれ説明が行われた後、両案につき審議したところ、いずれも異議なく承認された。

○記念講演 「日本を元気にする地域再生」

東京大学名誉教授 月尾 嘉男氏

(2) 議員総会

①第 200 回議員総会

- 日 時 平成 19 年 9 月 19 日（水）12 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 74 名
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 大津商工会議所・宮崎会頭、宮崎商工会議所・小林会頭
- 議 事

（1） 第 106 回通常会員総会への提案事項について

第 106 回通常会員総会への提案事項である①「平成 18 年度事業報告（案）」について植松専務理事から、②「平成 18 年度収支決算（案）」について篠原常務理事からそれぞれ説明がなされ、一括審議を行ったところ、異議なく承認された。

この二つの議案については、いずれも原案通り会員総会に付議することとなった。

（2） 平成 19 年度一般会計収支補正予算（案）について

篠原常務理事から「平成 19 年度一般会計収支補正予算（案）」について説明がなされた。概要は、9 月 3 日発効の日本チリ、11 月 1 日発効予定の日本タイの経済連携協定に伴う特定原産地証明書発給業務や社団法人日本情報システム・ユーザー協会から請負う「IT 経営応援隊『1 日経営者研修事業』」、新たに厚生労働省からの委託を受ける「中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策の基本的事項に関する研修等支援事業費」に係る所要の収支、運営資金積立からの取崩による収入の計上であり、異議なく承認された。

（3） 特別顧問の委嘱について

山口会頭から、7 月に東京商工会議所の副会頭に就任された株式会社東芝会長の岡村正氏に特別顧問を委嘱申しあげたい旨が諮られ、異議なく承認された。

（4） 平成 20 年度税制改正に関する要望（案）について

植松専務理事から「平成 20 年度税制改正に関する要望（案）」について説明がなされた。本要望は、経済成長を促進するための税制措置として、（1）果敢にチャレンジする中小企業の底上げ・生産性向上への支援が不可欠であること、（2）景気回復に遅れが見られる地域経済の活性化が極めて重要であること、（3）税収の自然増と徹底的な歳出削減の実施による増税なき財政再建を実現することをポイントとするものである。主な要望項目は、（1）包括的な事業承継税制の確立、（2）中小企業等の成長力底上げや生産性向上に資する税制措置、（3）中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し、（4）中小企業等における企業年金制度の充実強化、（5）環境問題への対応と税制措置、（6）土地税制等の見直し、（7）住宅税制の拡充、（8）事業所税の廃止、（9）地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方、（10）地域活性化に貢献する団体への寄附金優遇、（11）国と地方のあり方と税制、（12）少子化対策・子育て支援のための税制の拡充、（13）上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等、（14）公益法人制度改革等への対応と寄附金税制の拡充、（15）個人所得課税、（16）公平・公正・効率的な納税環境等の整備、（17）活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施等であり、異議なく承認され、政府・与野党等、関係各方面に提出することとなった。

(5) 平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（案）について

小池中小企業委員長から、「平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望(案)」について説明がなされた。

重点要望項目は、(1) 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等、(2) 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等、(3) 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生、(4) 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大、(5) まちづくりの推進と地域産業の振興、(6) 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備、(7) グローバル経済下の中小企業の海外展開支援、(8) 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等であり、異議なく承認され、政府等関係先に提出することとなった。

(6) 大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望等について（追認）

篠原常務理事から、追認事項である「大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望等」について、9 月 4 日に山口会頭が冬柴国土交通大臣、石原自由民主党政務調査会長、太田公明党代表等に直接手渡したほか、政府等関係各所に提出した「大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望」、「改正都市計画法・建築基準法の円滑な施行、および一層の制度改善に関する要望」、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのための改正都市計画法活用に関する要望」に関し、説明がなされ、異議なく追認された。

「大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望」は、(1) 土地代替性に関する厳格な運用の指導徹底、(2) 農林水産省令で定められている、いわゆる「27 号計画」制度の改正、等が盛り込まれている。

また、「改正都市計画法・建築基準法の円滑な施行、および一層の制度改善に関する要望」は、各都道府県が取り組むべき、準都市計画区域の指定や広域調整の仕組みづくりの取り組みの促進等を、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのための改正都市計画法活用に関する要望」では、広域調整の仕組みづくり等の各都道府県の取り組みを、全国知事会長から各知事に対して促すよう求めたものである。

(7) 安倍改造内閣の発足に当たり国政に望むについて

9 月 5 日に山口会頭から安倍内閣総理大臣に手渡したほか、関係各所に提出した要望「安倍改造内閣発足に当たり国政に望む」について、植松専務理事から説明がなされ、異議なく追認された。

主な要望項目は、(1) 地域幹線道路等のインフラの整備等による地域経済の活性化、(2) 中心市街地の再生をはじめ、少子高齢化の進展にも対応したまちづくり等による地域社会の活性化、(3) 国と地方は責任と役割分担を明確にし、商工会議所が担っている相談指導体制の整備をはじめとする中小・小規模企業に対する支援策の強化、(4) 新商品・新技術等を生み出す中小企業に対する技術開発、人材確保、販路開拓等の総合的な支援の強化、(5) 下請取引の適正化、(6) 少子高齢社会へ対応する企業の自主的な取り組みを支援する税制、財政、金融上の優遇措置をはじめ、実効ある少子化対策の早急な実施、(7) 学校のみならず、家庭や地域における社会総がかりでの教育再生への取り組み等である。

(8) 「平成 19 年新潟県中越沖地震」災害義援金について

『平成 19 年新潟県中越沖地震』災害義援金について、9 月 14 日現在、369 商工会議所から 3,814 万円の賛同をいただき、被災地区のある新潟県商工会議所連合会との協議の結果、最大震度

6 強を記録し、会館へのひび割れが発生したことをはじめ、会員や地域の事業者等の被害が大きかった柏崎商工会議所へ寄贈させていただきたい旨の説明が篠原常務理事からなされ、了承された。

また、今回の地震により柏崎刈羽原子力発電所の変圧器火災と放射性物質の放出を原因とする風評被害により、新潟県内の観光産業等へ大きな影響が出ているため、各地商工会議所におかれても、風評被害の解消への協力や部会等での視察を企画する際には、新潟県内を候補地として検討いただきたい旨の依頼がなされた。続いて、義援金が贈呈される柏崎商工会議所の松村会頭より御礼の言葉が述べられた。

(9) 全国商工会議所観光振興大会 2007 in 浜松の開催結果について

9 月 6 日・7 日に開催した「全国商工会議所観光振興大会 2007 in 浜松の開催結果等」について、開催地の浜松商工会議所の中山会頭から、大会の概要、それぞれのふるさとの特性を活かした観光振興を図るため、全国に情報発信をすることを誓った「浜松アピール」が採択されたこと等の報告がなされた。また、全国の商工会議所から多くの参加をいただいたことへの謝辞が述べられた。

(10) 商工会議所のテレビCMコンテンツについて

各地商工会議所の広報活動を支援するために作成した「商工会議所のテレビCMコンテンツ」が放映され、篠原常務理事から、地元テレビ局やケーブルテレビ局におけるPRにご活用いただきたい旨の説明がなされた。

(11) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について

「全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告」について、全国商工会議所青年部連合会の原田会長、全国商工会議所女性会連合会の齋藤会長からそれぞれ説明がなされた。

②第 201 回議員総会

- 日 時 平成 19 年 11 月 15 日（木）10 時 20 分～11 時 00 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 103 名
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 函館商工会議所・高野会頭、豊橋商工会議所・磯村会頭
- 議 事

(1) 第 27 期常議員の選任について

議長が第 27 期の常議員選任方法について諮ったところ、議長一任とされた。そこで、議長案として、下記 51 会議所の会頭・会頭職務執行者からなる常議員(案)を配布し、諮ったところ、満場一致で承認された。

函館 小樽 札幌 旭川 青森 盛岡 仙台 山形 福島 新潟 富山 金沢 長野 松本
水戸 宇都宮 前橋 さいたま 千葉 川崎 甲府 静岡 浜松 岐阜 豊橋 一宮 四日市
福井 大津 吹田 姫路 奈良 和歌山 鳥取 松江 岡山 広島 下関 徳島 高松 松山
高知 福岡 北九州 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 那覇

続いて、常議員が任期途中で退任した場合、次の議員総会まで欠員となり、運営上支障をきたすので、その場合には、当該地区の後任会頭に就任願うことを日本商工会議所会頭に予め一任願い

たい旨が諮られ、了承された。

③第 202 回議員総会

- 日 時 平成 19 年 11 月 15 日（木）10 時 20 分～11 時 00 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 103 名（委任状提出による代理出席を含む）
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 函館商工会議所・高野会頭、豊橋商工会議所・磯村会頭
- 議 事

山口会頭、議長席につき開会。まず議長から、第 567 回常議員会と第 202 回議員総会を同時に開催したい旨が諮られ、了承された。次いで、議長から、議事録署名人に函館商工会議所・高野会頭、豊橋商工会議所・磯村会頭を指名した。

（1）臨時会員総会への提案事項について

①第 27 期役員（会頭、副会頭、監事）の選任について

議長から、臨時会員総会で選任する旨の説明がなされ、承認された。

②日本商工会議所定款第 29 条第 1 項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、会員総会の決議事項のうちいくつかを、定款に基づき、議員総会に委任する旨の説明がなされ、承認された。

（2）第 27 期専務理事、常務理事および理事の選任について

議長から、第 27 期の専務理事に中村利雄氏、常務理事に篠原徹氏、理事に坪田秀治氏、近藤英明氏、青山伸悦氏、高橋和憲氏をそれぞれ選任することに同意願いたい旨が諮られ、異議なく承認された。

（3）第 27 期議員に準ずる者の選任について

本件について、議長から、第 26 期の「議員に準ずる者」について配布名簿のとおり委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

（4）第 27 期委員長、委員長代理、副委員長および委員の委嘱について

本件について、議長から、第 27 期の委員長、委員長代理、副委員長および委員について配布名簿のとおり委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

（5）第 27 期特別顧問、顧問および参与の委嘱について

議長から、第 27 期の特別顧問、顧問および参与に次の各氏を委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

〔特別顧問〕

杉 山 和 男	（電 源 開 発 ㈱ 顧 問）
吉 野 浩 行	（東京商工会議所 副 会 頭／本田技研工業㈱ 相談役）
小 島 順 彦	（ 〃 ／三菱商事㈱ 社長）
井 上 裕 之	（ 〃 ／愛知産業㈱ 社長）
池 田 守 男	（ 〃 ／㈱資生堂 相談役）
小 柴 和 正	（ 〃 ／㈱伊勢丹 会長）

上 條 清 文 (" ／東京急行電鉄(株) 会長)
 池 田 彰 孝 (" ／SMK(株) 会長)
 本 庄 八 郎 (" ／(株)伊藤園 社長)
 渡 邊 佳 英 (" ／大崎電気工業(株) 社長)
 田 中 順一郎 (東京商工会議所 特別顧問／三井不動産(株) 常任相談役)
 児 玉 幸 治 (" ／(財)機械システム振興協会 会長)
 市 野 紀 生 (" ／東京ガス(株) 会長)
 神 谷 一 雄 (" ／松 久(株) 社長)
 中 村 胤 夫 (" ／(株)三 越 相談役)
 齋 藤 朝 子 (" ／(株)山翠楼 社長)
 宮 村 眞 平 (" ／三井金属鉱業(株) 相談役)
 馬 場 彰 (" ／(株)オノワード・ホールディングス 名誉会長)
 西 澤 宏 繁 (" ／(株)東京都民銀行 会長)
 大 橋 信 夫 (" ／三井物産(株) 会長)
 村 田 純 一 (京都商工会議所 名誉会頭／村田機械(株) 会長)
 佐々木 幹 夫 (東京商工会議所 顧 問／三菱商事(株) 会長)

〔顧 問〕

御手洗 富士夫 ((社)日本経済団体連合会 会長)
 桜 井 正 光 ((社)経 済 同 友 会 代表幹事)
 福 井 俊 彦 (日 本 銀 行 総 裁)
 佐々木 幹 夫 ((社)日 本 貿 易 会 会 長)
 林 康 夫 ((独)日本貿易振興機構 理事長)

〔参 与〕

高 橋 淑 郎 (元日本商工会議所 専務理事)
 井 川 博 (元日本商工会議所 専務理事)
 谷 村 昭 一 (元日本商工会議所 専務理事)
 植 松 敏 (前日本商工会議所 専務理事)
 守 屋 一 彦 (元日本商工会議所 常務理事)
 西 川 禎 一 (前日本商工会議所 常務理事)
 波田野 雅 弘 (元日本商工会議所 理事・事務局長)
 佐々木 修 (元日本商工会議所 理事・事務局長)
 中 島 芳 昭 (前日本商工会議所 理事・事務局長)
 下 島 松 雄 (東京商工会議所 参与)

(6) 「地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」について (追認)

幹線道路網の整備促進に関する特別委員会の児玉委員長から説明がなされた。本提言は、国土交通省が年末までに策定することとしている道路整備の「中期計画」に反映させるため、11 月 5 日

に山口会頭から冬柴国土交通大臣をはじめ、関係要路に提出したほか、11月6日に開催された自由民主党政務調査会の道路特定財源見直しに関するプロジェクトチームの会議においても、山口会頭から、地方幹線道路の早期整備や道路整備に関する地方の財政負担への支援策の必要性につき、強く要望したものであり、異議なく追認された。

概要としては、(1) 幹線道路を結節させ、ネットワークを構築することを最優先課題として取り組み、道路全体を対象とした整備計画を策定し、他の社会資本整備等とのタイミングや整合性を図りつつ、総合的かつ計画的に整備を進めること等を重要とする「道路整備における国家的な政策課題」、(2) 現在でも、経済的・社会的に疲弊した地域の多くでは、幹線道路が未整備であるという競争条件の不利から生じている地域間格差を、国としては是正すべきであるとし、従来の費用対便益に基づく判断ではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ経済性以外の外部効果を判断の基本に道路整備を促進することも重要であるとする「今後の道路整備における基本視点」等により、今後の幹線道路整備の方向性を提言している。また、(3) 「早期整備のための方策」として、(a) 財源と時間に制限がある以上、地域の実情や必要性に応じた規格を採用し、道路整備の促進を検討すべきであること、(b) 時間管理を徹底することが極めて重要であること、(c) コストの合理化に積極的に取り組むべきであること、(d) 事業推進のために国・地方自治体との連携はもとより、地域住民や経済団体等、幅広い関係者の円滑な合意形成を図るうえで、商工会議所も大きな役割を果たしていく必要があること等を指摘している。さらに、(4) 「道路特定財源を前提とした整備促進」として、地方幹線道路等が未整備のまま残されている以上、特定財源を一般財源に充てる余裕はなく、制度の趣旨からも、暫定税率を維持したうえで道路整備に全額充当し、道路整備費はシーリングの対象外とすべきであることも主張している。

(7) 平成20年度各種検定試験の施行日(案)および受験料(案)について

篠原常務理事から、平成20年度各種検定試験施行日(案)等について説明がなされ、異議なく承認された。

②第203回議員総会

- 日 時 平成20年1月17日(木) 12時00分～13時50分
- 場 所 国際会議場(東京商工会議所ビル7階)
- 出席者数 99名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 山形商工会議所・山澤会頭、四日市商工会議所・齋藤会頭
- 議 事

議 案(1) 経営承継円滑化法(仮称)の早期成立を望む(追認)について

篠原常務理事から、1月11日に、「平成20年度税制改正の要綱」が閣議決定されたことを受け、1月18日に召集される平成20年通常国会前に立法府を中心とする関係各方面へ提出した、追認事項である要望「経営承継円滑化法(仮称)の早期成立を望む」に関し、説明がなされ、異議なく追認された。本要望は、取引相場のない株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予制度の創設をはじめとする、税制面、予算面、金融面、法制面にわたる総合的な支援策を、中小企業が一日も早く活用できるようにするため、民

法の遺留分による制約の是正等を含む支援策に係る措置を盛り込んだ「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律案（仮称）」を、次期通常国会で速やかに審議・成立させ、10月に施行させることを求めるものである。

また、神谷特別顧問・事業承継対策特別委員長から、これまでの事業承継対策特別委員会を中心とする当所での取り組みについて説明がなされ、引き続き、制度の詳細の決定に向けて、各地商工会議所において陳情等にご協力いただきたい旨の依頼がなされた、了承された。

報告事項(1) 平成20年度政府予算案について

篠原常務理事から、平成19年度補正予算案、平成20年度の経済見通し、平成20年度予算案、道路関係予算案、中小企業関連予算案のポイント等について、報告がなされた。概要は以下のとおり。(1) 平成19年度補正予算案では、税収が当初予算より9,160億円の減額になっているものの、中小企業対策費として災害復旧、中小企業金融公庫出資金等、原油価格高騰対策等に昨年度の3倍にあたる2,757億円が計上されている。(2) 平成20年度の経済見通しとしては、平成19年度の実績見通しでは、改正建築基準法施行により、住宅建設が減少していること等の影響で、成長率は実質GDPで1.3%、名目GDPで0.8%と当初の見通しより低下している。一方、平成20年度は実質GDPで2.0%、名目GDPで2.1%とデフレからの脱却が見込まれている。(3) 平成20年度予算案では、一般会計で対前年度1,525億円増額の83.1兆円が計上され、「基本方針2006」で定められた歳出改革が実施されるなか、中小企業対策費については、対前年度比7.3%増と歳出項目中最大の伸びを示し、また、地方交付税等も4.6%の増額となる等、地方と中小企業に配慮した予算配分となっている。一方、改善傾向にあったプライマリーバランスについては、5年ぶりに悪化する見通しである。(4) 道路関係予算案については、12月7日の政府・与党合意に基づき、道路特定財源の見直しを行い、真に必要な道路整備を重点的・効率的に進めることで、道路整備費を3.0%削減するとともに、高速道路料金の引き下げ、スマートICの増設、地方への無利子貸付、まちづくり交付金を含むその他の道路関連施策の措置をしたうえで、地球温暖化対策、信号機整備、交通事故対策等のため、1,927億円を自動車関連の一般財源歳出に充てることとされている。(5) 中小企業関連予算案のうち、各地商工会議所が利用できる可能性のある委託・補助・助成事業が紹介され、積極的に活用いただきたい旨の依頼がなされた。

また、補助・委託事業においては、(1) 当所経由で各地商工会議所に対して委託・補助し、各商工会議所が各管内を対象に事業を実施するもの（創業人材育成事業、JAPANブランド育成支援事業、小規模事業者全国展開支援事業）、(2) 国が公募で選定した全国団体、経済産業局が県内全域をカバーする組織（幹事商工会議所、都道府県商工会議所連合会、協議会等）に対し委託するもの（新現役チャレンジ支援事業、職業能力形成システム（ジョブカード）事業、中小企業再生支援協議会事業）、(3) 経済産業局が拠点商工会議所等に対して委託する事業（経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業）、等のスキームが取られるため、(2)、(3)のスキームによる事業を展開するための体制を、各都道府県の事情に応じて検討いただきたい旨の説明がなされた。

(2) 京都議定書目標達成計画に関する産構審・中環審最終報告について

中村専務理事から、以下のとおり報告がなされた。京都議定書において、わが国は、2008年～2012年に、1990年比マイナス6%の温室効果ガスの排出削減を約束しているが、これまでの削減実績は、2006年度速報値で、1990年比6.4%の増加となっており、2010年度では、京都メカニズム等を活用してもなお、目標に2,000万トン～3,400万トンの不足が見込まれている。このため、さらなる努力を図るべく、現在、目標達成計画の見直しが行われている。商工会議所にとって関心の高い問題としては、(1)環境税について、最終報告では、「国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状等を踏まえて、国民、事業者等の理解と協力を得るように努めながら、総合的な検討を真摯に進めていくべき課題」とされ、また、(2)国内排出量取引については、「中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、本年度のフォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である『自主行動計画の拡大・強化』による、相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題」と両論併記がなされたこと等が説明された。また、大企業が中小企業に資金・技術を提供し、温暖化ガス排出量を減らす見返りに、その削減分を、大企業が自ら減らした分とみなす制度の平成20年度からの導入が、中小企業の排出削減対策として、井上特別顧問が参加した「中小企業等CO₂排出削減検討会」で議論されたこと、また、当所の見解として、環境税については、(1)中小企業では、価格への転嫁ができず、経営に大きな影響が生じること、(2)抜本的な対策を講じるべきは、排出量が大幅に増加している家庭部門等であるが、こうした部門への効果が期待できないこと、等により反対しており、また、国内排出権取引については、(1)上限の設定の仕方について、公平性を担保できないこと、(2)排出規制を逃れるため、海外に生産等がシフトする恐れがあること、等により反対している旨の説明がなされた。その他、平成17年7月に当所がとりまとめた「地球温暖化防止対策運動の推進について」の申し合わせに関し、今後、当所で必要に応じて内容を見直し、さらなる努力を進めていきたい旨の説明がなされた。

(3) その他

篠原常務理事から、「会議所ニュース1月21日号の抜き刷り特集」に関し、説明がなされた。この抜き刷り特集では、平成20年度税制改正大綱、中小企業予算等による、(1)中小企業の事業承継の円滑化のための総合的支援、(2)中小企業の活力強化、地域活性化支援のための税制・予算措置等、(3)40周年をむかえた商工会議所共済制度を紹介しているものである。現在、当所では、この抜き刷りの無料配付(送料のみ各地商工会議所負担)の申し込み受付を行っており、会員企業への情報提供、商工会議所の事業活動の理解促進、会員増強のため、各地商工会議所でぜひともご活用いただきたい旨の依頼がなされ、了承された。

④第 204 回議員総会

- 日 時 平成 20 年 3 月 19 日（水）11 時 30 分～12 時 30 分
- 場 所 帝国ホテル 2 階「孔雀西の間」
- 出席者数 105 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 静岡商工会議所・松浦会頭、下関商工会議所・林会頭
- 議 事

議 案(1)第 107 回通常会員総会への提案事項について

第 107 回通常会員総会への提案事項である「平成 20 年度事業計画（案）」について中村専務理事から、引き続き、「平成 20 年度収支予算（案）」について篠原常務理事から、それぞれ説明がなされた後、いずれも承認され、原案通り会員総会に付議することとなった。

なお、「平成 20 年度事業活動計画（案）」は、（１）「国や自治体が取り組むべき施策の積極的な提言」、（２）「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」、（３）「急速に進む国際化・グローバル化への対応」、（４）「ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」、（５）「中小企業の人材育成・確保」、（６）「地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援」、（７）「地球環境問題への対応」、（８）「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化」の 8 項目を重点課題としている。

「平成 20 年度収支予算（案）」は、全体の予算規模は 76 億 8,800 万円となり、前年度予算対比で 10 億 9791 万円増（16.7%）、前年度決算見込対比で 16 億 5,766 万円増（27.5%）となる。

(2)特定原産地証明書発給事務の今後の対処方針（案）について

篠原常務理事から、昨年 11 月の日タイ経済連携協定発効後の発給件数の増加に伴い、事務負担や相談件数が増大する状況下で、発給事務を持続的かつ円滑に実施するため、発給事務の簡素化を行うとともに、新規に協定が発効する毎に多額の追加投資が必要となる現行発給システムの開発費や維持管理費を低減させることが必要となってきたため、その対応策として取りまとめた「特定原産地証明書発給事務の今後の対処方針（案）」について、説明がなされ、異議なく承認された。概要は、現在経済産業省が進めている省令改正を含めた発給事務の簡素化に合わせた、（１）判定審査・発給審査の簡素化、発給申請時におけるインボイス提出の免除や原産品判定依頼手続き等の発給事務の簡素化、（２）持続可能かつ汎用性の高い新しい発給事務システムの開発および運用等である。また、今後、新たに発行する E P A 対象国向けの発給から対応し、すでに発行している E P A のうち、マレーシア、チリ、タイについて、8 月中を目途に統合し、その後メキシコについても統合を進めていく予定である旨の説明がなされた。

(3)「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール」（案）について

(4)「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書」（案）について

まちづくり特別委員会の高橋委員長から、「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール（案）」、および「『大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書』（案）」について説明がなされ、両案とも異議なく承認された。本アピールは、環境問題に

ついて、まちづくりの側面から取りまとめを行ったものであり、平成 18 年 9 月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」において、「コンパクトなまちづくりが、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること」が明記されたほか、地球温暖化対策のため、低炭素社会を実現すべきことは国際的なコンセンサスにもなっており、大型店の郊外立地等が環境負荷増大の要因の一つとなっていることや、温室効果ガスの排出削減の方策として公共交通の重要性等が共通理解となってきた。このように、全国各地で取り組んでいる「コンパクトなまちづくり」が地球温暖化対策の側面を強く持つことから、本アピールでは「持続可能なまちづくりが地球温暖化対策のためにも必要であることを認識し、低炭素社会の実現を目指したコンパクトなまちづくりに取り組むべきである」とし、「商工会議所としては、各地の具体的なまちづくりの中でも、温暖化対策に真正面から取り組んでいく」としている。また、「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書(案)」は、改正中心市街地活性化法で新設された「事業者の責務」の規定により、日本チェーンストア協会や日本百貨店協会等 4 つの関係業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定したほか、都道府県や市においても大型店に地域貢献等を求める条項を盛り込んだ条例やガイドラインの整備が進みつつあるが、それらのガイドライン等の制定・普及の一層の促進と実効を上げるための方策等について意見を取りまとめたものである。概要は、(1) より多くの業界団体がガイドラインを策定することや、業界団体に属さない、いわゆるアウトサイダーに対する政府の強力な対策、(2) 大型店本部による業界自主ガイドラインの各店舗への周知徹底、(3) 各自治体におけるガイドラインや条例等の制定の促進、(4) 地域貢献ガイドライン等を実効ならしめるための現場(各店舗)への権限の移譲、(5) 大型店全店の商工会議所等地域経済団体への加入、(6) 大型店がやむを得ず撤退する場合の地域への配慮等を要請するものである。なお、本アピールと報告書については、今後、対外的に公表するとともに、関係省庁、国会議員、事業者等の関係者に積極的な働きかけを行っていくこととした。

(5) 日本商工会議所表彰規則の一部改正(案)について

篠原常務理事から、「日本商工会議所表彰規則の一部改正(案)」について説明がなされた。本改正案は、従来からの当所による表彰に加え、各地商工会議所の観光振興活動を促進し、観光立国の推進と地域活性化に資することを目的に、観光分野において、個が光り、他の範となる商工会議所を顕彰する「観光振興表彰」を新たに創設するものであり、異議なく承認された。また、「観光振興表彰」の実施にあたっては、今後、観光委員会で定める「観光振興表彰実施要綱」に基づき、観光専門委員会で審査のうえ受賞商工会議所を決定し、第 1 回表彰は、11 月に開催する「全国商工会議所観光振興大会」南九州大会において行う予定である。

(6) 日本商工会議所事務規則の一部改正(案)について

篠原常務理事から、「日本商工会議所事務規則の一部改正(案)」について、平成 20 年度から「ジョブ・カード制度」を実施するにあたり、当所に「中央ジョブ・カードセンター」を設置・運営し、「地域ジョブ・カードセンター」を担う商工会議所、商工会議所連合会、制度普及の拠点となる商工会議所と緊密な連携を図っていくため、(1) 事業部の事務分掌

に「ジョブ・カード制度に関すること」を追加、(2) 事業部のもとに「中央ジョブ・カードセンター担当」を設置することで当所の実施体制を整備するものである旨の説明がなされ、異議なく了承された。

報告事項 (1) 独占禁止法改正の動向について

篠原常務理事から、「独占禁止法改正の動向」について、説明がなされた。概要は、(1) 排除型私的独占、不当廉売・差別対価・共同の取引拒絶・再販売価格の拘束、優越的地位の濫用等への課徴金の適用範囲の拡大、(2) 特に優越的地位の濫用における、最長3年間の違反取引額が1億円以上の場合の1%の課徴金の賦課（公正取引委員会案は20億円以上であったが、与党協議で最終的に1億円に引き下げとなった）、(3) 審判手続きに係る規定についての平成20年度中の検討と、その結果に基づく所要の措置の実施等である。今後は、新設した「取引適正化小委員会」等において、適正な取引の推進に向けた検討を行っていく。

(2) その他

日本Y E Gの原田会長から、「全国商工会議所青年部連合会の活動」について、より積極的に事業を進めていくため、規約のうち、目的と事業の項目について改正を行った旨の報告がなされた。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第561回 4.19 12時～ 13時50分	国際会議場 出席者数57人(委任状提出による代理出席を含む) (一宮・森田会頭 松江・丸会頭)	(1) 国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について(追認) (2) 教育再生に関する意見(案)について (3) 日本商工会議所第27期議員選挙日程について (4) 能登半島地震について (5) 産業活力再生特別措置法の改正について (6) 参与の委嘱について (7) その他 ※昼食懇談会 演題:「世界に伍するモノづくりを可能にするヒトづくり」 ゲストスピーカー:ものづくり大学 名誉教授 田中 正知 氏
第562回 6.21 12時～ 13時50分	国際会議場 出席者数53人(委任状提出による代理出席を含む) (盛岡・斎藤会頭 鹿兒島・大西会頭)	(1) 顧問の委嘱について (2) 特別顧問の委嘱について (3) 「平成20年度中小企業関係施策に関する要望(案)」について (4) 「平成20年度観光振興施策に関する要望(案)」について (5) 「電子記録債権法の早期成立と中小・小規模企業のニーズと利便性に配慮した電子記録債権制度の創設を望む」について(追認) (6) 「商工会議所貿易関係証明発給事務規則等の改正(案)」について (7) 「平成18年度保証事業等事業報告書(案)」および「平成18年度信用基金特別会計収支計算書(案)」について (8) 財務省と日本商工会議所との意見交換会の概要について (9) 事業承継円滑化に向けた動きについて (10) 中小企業底上げ戦略と円卓会議について (11) その他 ※昼食懇談会 演題:「福井県のまちづくりの基本的な方針について」 (「コンパクトで個性豊かなまちづくりの推進に関する基本的な方針」について) ゲストスピーカー:福井県知事 西川 一誠 氏
第563回 7.19 12時～	国際会議場 出席者数56人(委任状提出による代理出席を含む)	(1) 「社会総がかりで教育再生を」 (2) 夏季政策懇談会の概要および政策アピールについて(追認) (3) 「特定原産地証明制度に関する意見」(案)について

13 時 50 分	席を含む) (浜松・中山会頭 大分・安藤会頭)	(4) 第 27 期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当てについて (5) 第 106 回日本商工会議所表彰(案)について (6) 「平成 19 年新潟県中越沖地震」災害義援金の募集について (7) 特別顧問の委嘱について (8) 第 3 回成長力底上げ戦略推進円卓会議における合意事項について (9) 年金記録漏れ問題解決に向けた民間協力について (10) その他 ※昼食懇談会 演題：「千年、働いてきました」 ゲストスピーカー：拓殖大学 国際学部 教授 野村 進 氏
第 564 回 9. 19 11 時 30 分 ～12 時 30 分	国際会議場 出席者数 42 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (大津・宮崎会頭 宮崎・小林会頭)	(1) 「第 106 回通常会員総会への提案事項について」 (2) 平成 19 年度一般会計収支補正予算(案)について (3) 特別顧問の委嘱について (4) 平成 20 年度税制改正に関する要望(案)について (5) 平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望(案)に ついて (6) 大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望等について (追認) (7) 安倍改造内閣の発足に当たり国政に望むについて (8) 「平成 19 年新潟県中越沖地震」災害義援金について (9) 全国商工会議所観光振興大会 2007 in 浜松の開催結果について (10) 商工会議所のテレビCMコンテンツについて (11) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動 報告について (12) その他
第 565 回 10. 18 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 52 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (小樽・鎌田会頭 青森・林会頭)	(1) 日本商工会議所第 27 期議員選挙結果について (2) 臨時会員総会の招集について (3) 福田新内閣に望むについて(追認) (4) 国際競争力強化に資する空港及び港湾の整備・運営のあり方(案)につ いて (5) 訪ドイツ・トルコ経済ミッションの概要報告について (6) その他 ※昼食懇談会 演題：「どうなる福田政権」 ゲストスピーカー：読売新聞 特別編集委員 橋本 五郎 氏
第 566 回 11. 15 10 時 20 分 ～11 時	国際会議場 出席者数 53 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (函館・高野会頭 豊橋・磯村会頭)	(1) 第 27 期常議員の選任について
第 567 回 11. 15 10 時 20 分 ～11 時	国際会議場 出席者数 54 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (函館・高野会頭 豊橋・磯村会頭)	(1) 臨時会員総会への提案事項について (2) 第 27 期専務理事、常務理事および理事の選任について (3) 第 27 期議員に準ずる者の選任について (4) 第 27 期委員長、委員長代理、副委員長および委員の委嘱について (5) 第 27 期特別顧問、顧問および参与の委嘱について (6) 「地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」について(追認) (7) 平成 20 年度各種検定試験の施行日(案)および受験料(案)について (8) その他
第 568 回 12. 20 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (水戸・加藤会頭 福井・江守会頭)	(1) 第 27 期政策委員会副委員長等の委嘱について (2) 「独立行政法人日本貿易保険の民営化に断固反対する」について(追認) (3) 財務省と日本商工会議所との意見交換会について (4) 冬柴国土交通大臣との懇談について (5) 平成 20 年度税制改正について (6) その他 ※昼食懇談会 演題：「世界経済の展望と日本株相場」 ゲストスピーカー：日興シティグループ証券株式会社 日本株ストラテジスト 藤田 勉 氏

第 569 回 20.1.17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 38 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (山形・山澤会頭 四日市・齋藤会頭)	議案 (1) 経営承継円滑化法（仮称）の早期成立を望む（追認）について 報告事項 (1) 平成 20 年度政府予算案について (2) 京都議定書目標達成計画に関する産構審・中環審最終報告について (3) その他 ※昼食懇談会 演題：「2008 年 日本経済のリスクとチャンス」 ゲストスピーカー：株式会社第一生命経済研究所 主席エコノミスト 熊野 英生 氏
第 570 回 2.21 12 時～ 13 時 45 分	国際会議場 出席者数 47 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (前橋・曾我会頭 宮崎・中島会頭)	「地域再生に向けた日本政策投資銀行の取り組み」 日本政策投資銀行総裁 室伏 稔 氏 議案 (1) 日商・東商経済ミッションについて (2) 日本・ペルー投資協定に関する意見（案）について (3) 第 107 回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 渡海文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会の結果概要について (2) 経営承継円滑化法案について (3) 第 27 期小委員会等の委員について (4) その他 ※昼食懇談会 演題：「失敗に学ぶ 一人のふり見て我がふり直せ、でも何で直せないのかー」 ゲストスピーカー：東京大学大学院工学系研究科 産業機械工学専攻 教授 中尾 政之 氏
第 571 回 3.19 11 時 30 分～ 12 時 30 分	帝国ホテル孔雀西の 間 出席者数 49 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (静岡・松浦会頭 下関・林会頭)	議案 (1) 第 107 回通常会員総会への提案事項について (2) 特定原産地証明書発給事務の今後の対処方針（案）について (3) 「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール」（案）について (4) 「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書」（案） について (5) 日本商工会議所表彰規則の一部改正（案）について (6) 日本商工会議所事務規則の一部改正（案）について 報告事項 (1) 独占禁止法改正の動向について (2) その他

(4) 監事会

- 日 時 平成 19 年 9 月 18 日（火）10 時 45 分～11 時 50 分
- 場 所 401 会議室
- 出席者 6 名
- 内 容 平成 18 年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事 3 名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
4. 18	第 22 回地域活性化・第 4 回教育合同委員会	129 名	(1) 教育再生をめぐる最近の動向について 内閣総理大臣補佐官 山谷 えり子 氏 (2) 教育再生に関する意見（案）について (3) 農業振興地域制度等の運用の適正化等について 農林水産省 農村振興局企画部 地域計画官付地域計画企画官 石橋 正之 氏 (4) その他
4. 18	第 29 回中小企業・第 13 回税制・第 5 回環境・エネルギー合同委員会	129 名	(1) 産業活力再生特別措置法の改正について 経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 課長補佐 萩原 崇弘 氏 (2) 平成19年度融資制度の概要 国民生活金融公庫 業務第一部 次長 山中 康裕 氏 (3) 長野事業承継支援センターの取り組みについて 長野商工会議所 専務理事 塚田 國之 氏 (4) 京都議定書の目標達成に向けて 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室長 藤原 豊 氏 (5) その他
4. 19	第 13 回観光・第 23 回地域活性化合同委員会	102 名	(1) 社団法人日本ツーリズム産業団体連合会（TIJ）の概要と活動内容について 社団法人日本ツーリズム産業団体連合会 理事・事務局長 英 紀一 氏 (2) 地産地消のまちづくりについて 岡崎商工会議所 専務理事 齋藤 眞澄 氏 事務局次長 萩野 里富 氏 (3) 平成 18 年度観光小委員会活動報告について 日本商工会議所 観光小委員会 委員長 須田 寛 氏 (4) その他
6. 20	第 14 回観光委員会	119 名	(1) 平成 20 年度観光振興施策に関する要望（案）について (2) その他
6. 20	第 30 回中小企業委員会	119 名	(1) 平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（案）について
6. 20	第 20 回産業経済・第 31 回中小企業・第 4 回労働合同委員会	119 名	(1) 2007年版中小企業白書の概要について 中小企業庁 事業環境部 調査室長 林 祥一郎 氏 (2) 中小企業底上げ戦略と円卓会議について (3) 事業承継円滑化に向けた動きについて
6. 20	第 21 回産業経済・第 24 回地域活性化合同委員会	119 名	(1) J A P A Nブランド育成支援事業を活用した加茂商工会議所の取り組みについて 加茂商工会議所 専務理事 宮崎 亘 氏 プロジェクトプロデューサー 岩倉 栄利 氏 (株式会社 岩倉栄利造形開発研究所 社長) (2) 中小企業地域資源活用プログラムについて 中小企業庁 経営支援部 経営支援課長 滝本 徹 氏 (3) 平成 21 年 5 月までに施行される「裁判員制度」について 最高裁判所 事務総局総務局 参事官 吉崎 佳弥 氏 (4) その他

6. 21	第 22 回産業経済・第 7 回 情報化合同委員会	98 名	(1) 株券の電子化について 日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター 事務局長 松永 和夫 氏 (2) 中小企業の I T 化の推進について 経済産業省 商務情報政策局 情報化人材室 室長 夏目 健夫 氏 (3) その他
6. 21	第 14 回国際経済・第 24 回 運営合同委員会	98 名	(1) 商工会議所貿易関係証明発給事務規則等の改正（案）」につ いて 日商事務局 (2) その他
7. 18	第 6 回環境・エネルギー・ 第 5 回国民生活・第 6 回行 財政改革特別合同委員会	102 名	(1) 公務員制度改革について 行政改革推進本部事務局 公務員制度改革等担当参事官 堀江 宏之 氏 (2) マテリアルフローコスト会計について 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室 課長補佐 星野 篤 氏 財団法人 社会経済生産性本部 エコ・マネジメント・センター長 喜多川 和典 氏 (3) 新健康フロンティア戦略 経済産業省 医療・福祉機器産業室長 渡辺 弘美 氏 (4) その他
7. 18	第 25 回地域活性化委員会	102 名	(1) 「コンパクトで個性豊かなまちづくりの推進に関する基本 的な方針」について 福井県土木部都市計画課 都市計画・支援グループ 主事 谷口 忠広 氏 (2) 大型店立地問題など最近のまちづくりの動きと今後の対応 について (3) 久慈市中心市街地活性化基本計画の策定と久慈商工会議所 の関わり・取組みについて 久慈商工会議所 専務理事 桑田 和雄 氏 (4) その他
7. 19	第 32 回中小企業委員会	85 名	(1) 新現役チャレンジプラン（仮称）について 中小企業庁 長官官房 企画官 坪田 一郎 氏 (2) 今後の小規模企業政策のあり方について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室長 桜町 道雄 氏 (3) その他
7. 19	第 15 回国際経済・第 25 回 運営合同委員会	85 名	(1) 特定原産地証明制度に関する意見（案）について 日商事務局 (2) 新たに発効する経済連携協定（E P A）への対応について 日商事務局 (3) その他
9. 18	第 26 回地域活性化委員会	100 名	(1) 大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要 望等について（追認） 日商事務局 (2) 今後の中小小売商業施策について 中小企業庁 商業課長 杉浦 好之 氏 (3) 中小企業地域資源活用プログラム関連新規事業について 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 審議役 宇田川 文男 氏 (4) その他

9. 18	第 8 回情報化委員会	56 名	(1) 中小企業 I T 経営力大賞について 日 商 事 務 局 (2) その他
9. 18	第 14 回税制委員会	84 名	(1) 平成 20 年度税制改正について 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 柳瀬 唯夫 氏 (2) 平成 20 年度税制改正に関する要望（案）について
9. 18	第 7 回環境・エネルギー委員会	84 名	(1) 「1 人 1 日 1 k g の C O 2 削減」応援キャンペーンについて 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課長 多田 明弘 氏
9. 18	第 26 回運営委員会	66 名	(1) 平成 18 年度事業報告(案)および平成 18 年度収支決算(案)について 日 商 事 務 局 (2) 平成 19 年度一般会計収支補正予算（案）について 日 商 事 務 局 (3) その他
9. 19	第 33 回中小企業委員会	100 名	(1) 平成 20 年度中小企業・小規模事業対策予算の概算要求について 中小企業庁 政策企画委員 三浦 章豪 氏 (2) 平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（案）について (3) 小規模企業共済制度および中小企業倒産防止共済制度について 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営安定再生部長 大熊 善蔵 氏 (4) その他
10. 17	第 27 回地域活性化・第 8 回環境・エネルギー合同委員会	91 名	(1) 平成 20 年度地域活性化センターの助成事業について (財)地域活性化センター 総務部長 大平 正治 氏 (2) 豊かな海と太陽と大地の恵み 食育体験推進のまち事業 ひたちなか商工会議所 専務理事 後藤 芳文 氏 観光・サービス業部会長 清水 実 氏 (3) 公害防止に関する環境管理のあり方について 経済産業省 産業技術環境局 環境指導室長 中村 吉明 氏 (4) その他
10. 17	第 9 回情報化・第 5 回労働・第 27 回運営合同委員会	90 名	(1) 中小企業経営における I T の利活用について ～SaaS・ASP とは～ N P O 法 人 O C P 総 研 理 事 長 桑 山 義 明 氏 (2) 個人情報保護に関する最近の動向 株式会社 インターリスク総研 コンサル第二部 課長代理 古池 祥蔵 氏 (3) 商工会議所の人材育成・活用事業とジョブ・カード制度について 日 商 事 務 局 (4) その他
10. 18	第 34 回中小企業委員会	80 名	(1) 郡山地域中小企業経営サポート事業について 郡山商工会議所 理事・事務局長 齋藤 隆 氏 経営支援特別委員会事業について 前橋商工会議所 専務理事 養田 雅香 氏 (2) 補助・委託事業の適正管理について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 友安 盛也 氏 (3) その他

11. 14	第 23 回産業経済・第 28 回 地域活性化合同委員会	114 名	(1) 道路整備中期計画（素案）について 国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室長 縄田 正 氏 (2) 日本政策投資銀行の地域振興事業について 日本政策投資銀行 地域振興部長 望月 幸泰 氏 (3) がんば 716 ショップ柏崎について 柏崎商工会議所 専務理事 坂井 弘 氏 (4) その他
11. 14	第 9 回環境・エネルギー・ 第 35 回中小企業合同委員 会	117 名	(1) 省エネ対策の方向性について 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 課長補佐 戸邊 千広 氏 (2) 汚染負荷量賦課金をめぐる最近の動向 独立行政法人 環境再生保全機構 補償業務部長 天野 正喜 氏 (3) 地域経済再生のための取り組みについて 中小企業庁 経営支援部 経営支援課長 岸本 吉生 氏
11. 14	第 28 回運営委員会	117 名	(1) 平成 20 年度各種検定試験の施行日（案）、受験料（案）等 について 日商事務局 (2) その他
12. 19	第 1 回地域活性化委員会	142 名	(1) 農商工連携促進による地域活性化 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課 課長 横田 俊之 氏 (2) 地域活性化と地方再生戦略 内閣官房 地域活性化統合事務局 事務局次長 工藤 洋一 氏 (3) 茅野商工会議所の地域活性化の取り組みについて 茅野商工会議所 専務理事 白川 元 氏 (4) その他
12. 19	第 1 回中小企業・第 1 回産 業経済・第 1 回税制合同委 員会	151 名	(1) 地域金融機関の現状と課題について 金融庁 監督局 銀行第二課長 長谷川 靖 氏 (2) 産業技術総合研究所が進める中小企業との連携について 独立行政法人 産業技術総合研究所 産学官連携推進部門 審議役 岡田 俊郎 氏 (3) 平成 20 年度税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 佐藤 悦緒 氏 (4) 取引適正化小委員会（仮称）および産業人材小委員会（仮 称）の設置について (5) その他
12. 20	第 1 回情報化・第 1 回労 働・第 1 回運営合同委員会	142 名	(1) e-Tax の普及に向けた取組について 国税庁 長官官房 企画課長 岡田 則之 氏 (2) 最近の労働法制の動きについて 厚生労働省 大臣官房 政策評価審議官 杉浦 信平 氏 (3) 外国人労働者小委員会設置について 日商事務局 (4) ジョブカード制度について 日商事務局 (5) 平成 20 年度日本商工会議所事業計画（素案）について 日商事務局 (6) その他

20. 1. 16	第2回産業経済・第2回税制合同委員会	189 名	(1) 今後の道路整備について 国土交通省 道路局 企画課長 岡本 博 氏 (2) 平成 20 年度税制改正（国税）について 財務省 主税局 総務課長 宮内 豊 氏 (3) 平成 20 年度税制改正（地方税）について 総務省 自治税務局 都道府県税課長 米田 耕一郎 氏
1. 16	第3回産業経済・第1回観光・第2回地域活性化合同委員会	183 名	(1) 観光専門委員会の設置について (2) 産業観光の最近の動き 日本商工会議所 観光専門委員会 委員長 須田 寛 氏 (3) 商店街と農山漁村との相互交流による地域活性化 ハッピーロード大山商店街振興組合 常任理事 小原 貢之 氏 (4) ジョブ・カード制度について 厚生労働省 職業能力開発局 総務課調査官 森川 善樹 氏
1. 17	第2回中小企業・第2回情報化合同委員会	143 名	(1) 平成 20 年度中小企業対策関連予算案および財政投融资計画の概要について 中小企業庁 政策企画委員 三浦 章豪 氏 (2) 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室長 桜町 道雄 氏 (3) 中小企業の I T 化支援等に関する平成 20 年度予算案について 経済産業省 商務情報政策局 情報化人材室長 夏目 健夫 氏 (4) その他
2. 20	第1回国際経済委員会	115 名	「日本・ペルー投資協定に関する意見（案）について」
2. 20	第2回国際経済・第3回地域活性化・第2回運営合同委員会	119 名	(1) 中小小売商業をとりまく環境と今後の活性化策について 中小企業庁 経営支援部 商業課長 杉浦 好之 氏 (2) リスク管理とコンプライアンスについて (3) 日中経済関係の新展望について (財)日中経済協会 理事長 清川 佑二 氏 (4) その他
2. 20	第4回産業経済・第3回中小企業合同委員会	114 名	(1) 新しい国土計画について 国土交通省 国土計画局 総合計画課長 鳥飼 哲夫 氏 (2) 裁判外紛争解決手続（ADR）について 社団法人日本商事仲裁協会 調停部長 千賀 敏照 氏 (3) 知的財産関連の中小企業支援策の現状と方向性について 特許庁 総務課 普及支援課 上席産業財産権専門官 松田 渉 氏
2. 21	第4回中小企業・第3回運営合同委員会	92 名	(1) 中小機構ファンド事業の現状と取り組みについて 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド管理課 課長 落合 徹 氏 (2) 地域力再生機構（仮称）の創設について 内閣府 地域力再生機構（仮称）準備室 政策企画調査官 野々口 秀樹 氏 (3) 日商保険制度の効果的な普及策について 東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部 担当課長 横山 昌彦 氏 (4) その他

3. 18	第 5 産業経済・第 5 回中小企業合同委員会	120 名	(1) 年度末金融対策と中小企業金融関連 3 法案の概要等について 中小企業庁 事業環境部 金融課長 寺澤 達也 氏 (2) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度の改正について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室長 桜町 道雄 氏 (3) 独占禁止法改正の動向について 公正取引委員会 経済取引局 総務課 企画室 総括室長補佐 河野 琢次郎 氏 経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室長 戴内 雅幸 氏 (4) その他
3. 18	第 4 回地域活性化・第 1 回教育合同委員会	122 名	(1) 『商店街応援キャンペーン』の実施について 社団法人 全国信用金庫協会 常務理事 小此木 良之 氏 (2) 教育再生の推進について 内閣官房 教育再生懇談会担当室 室長 山中 伸一 氏 (3) 学校支援地域本部について～社会総がかりで学校を支援～ 文部科学省 生涯学習政策局 学校支援地域本部 事業準備室 室長 御厩 祐司 氏 (4) その他
3. 18	第 4 回運営委員会	105 名	(1) 平成 20 年度事業計画（案）および収支予算（案）について 日商事務局 (2) 日本商工会議所事務規則の一部改正（案）について 日商事務局 (3) その他
3. 18	第 3 回国際経済・第 5 回運営合同委員会	105 名	(1) 特定原産地証明書発給事務への今後の対処方針（案）について 日商事務局 (2) その他

(6) 特別委員会

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第 8 回事業承継対策特別委員会	5. 25	6 名	(1) 講演「事業承継協議会事業承継税制検討委員会での検討状況について」 事業承継協議会 事業承継税制検討委員会 委員長 早稲田大学大学院 会計研究科 客員教授 品川 芳宣 氏 (2) 質疑応答・意見交換 (3) その他
第 3 回国際競争力強化のための中枢空港等の整備に関する特別委員会	5. 29	21 名	(1) 港湾行政における課題と今後の取り組み 国土交通省 大臣官房技術参事官 林田 博 氏 (2) 意見交換・質疑応答 (3) その他

第 9 回事業承継対策特別委員会	6. 8	9 名	(1) 講演「事業承継協議会相続関連事業承継法制等検討委員会での検討状況について」 事業承継協議会 相続関連事業承継法制等検討委員会 事務局弁護士 吉岡毅法律事務所 弁護士 吉岡 毅 氏 (2) 事業承継円滑化のための税制措置等に関する論点について (3) その他
第 2 回幹線道路網の整備促進に関する特別委員会	6. 11	18 名	(1) 講演「道路整備を促進するための方策について」 国土交通省 道路局 企画課長 岡本 博 氏 (2) 質疑応答 (3) その他
第 12 回まちづくり特別委員会	6. 12	31 名	(1) 講演「生活づくり産業へと進化する我が国小売業」 経済産業省 商務流通グループ流通政策課長 浜辺 哲也 氏 (2) 講演「中心市街地活性化政策の最近の動向」 経済産業省 中心市街地活性化室長 間宮 淑夫 氏 (3) 講演「八代市中心市街地活性化基本計画について」 八代市 商工観光部商政観光課課長補佐兼商業振興係長 和久田 敬史 氏 (4) 最近のまちづくりの動き（日商からの報告） (5) 委員による各地のまちづくりに関する情報交換 (6) その他
第 6 回信用基金管理特別委員会	6. 20	14 名	(1) 平成 18 年度保証事業等事業報告書（案）および同信用基金特別会計収支計算書（案）について (2) その他
第 3 回幹線道路網の整備促進に関する特別委員会	7. 11	16 名	(1) 講演「真に必要な道路について考える」 政策研究大学院大学 教授 森地 茂 氏 (2) 質疑応答 (3) その他
第 14 回表彰特別委員会	7. 18	15 名	(1) 第 106 回日本商工会議所表彰（案）について — 特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業） (2) その他
第 4 回国際競争力強化のための中枢空港等の整備に関する特別委員会	7. 26	21 名	(1) 国際競争力確保に向けた空港および港湾整備のあり方について 中央大学 経済学部教授 山崎 朗 氏 (2) 意見交換・質疑応答 (3) その他
第 10 回事業承継対策特別委員会	8. 31	10 名	(1) 講演「信託法の改正と中小企業の事業承継対策への利用の可能性について」 三菱UFJ 信託銀行株式会社 リテール企画部 業務企画室 PB企画グループ 調査役 谷口 俊彦 氏 (2) 討議「平成 20 年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望（案）について」 (3) その他

第5回国際競争力強化のための中枢空港等の整備に関する特別委員会	10.4	21名	(1)「国際競争力強化に資する空港及び港湾整備・運営のあり方について」 (2)「真に必要な空港及び港湾整備のあり方」について 一橋大学大学院商学研究科長兼商学部長 山内 弘隆 氏 (3) その他
第13回まちづくり特別委員会	10.25	13名	<会議> (1)「大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望」等について (2)講演「青森市における中心市街地活性化の取組みについて」 青森市経済部 理事 山田 進 氏 (3)第26期「まちづくり特別委員会」の活動実績について <現地視察> アウガ、パサージュ広場 他 <講話> 「挑戦するまち」商店街の目線で実行するまちづくり 青森商工会議所 常議員 青森市街づくりあきんど隊 隊長 加藤 博 氏
第13回まちづくり特別委員会朝食懇談会	10.26	13名	講話・懇談 テーマ：「今後のまちづくりについて」 ゲスト：青森市長 佐々木 誠造 氏
第4回幹線道路網の整備促進に関する特別委員会	10.31	15名	(1)講演「道路整備『中期計画』について」 国土交通省 道路局 企画課長 岡本 博 氏 (2)質疑応答 (3)討議「地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」（案）について
第1回事業承継対策特別委員会	20.1.25	9名	(1)講演「事業承継円滑化のための総合的支援策について」 中小企業庁 事業環境部 財務課長 佐藤 悦緒 氏 (2)討議「今後の運営方針（案）について」 (3) その他
第1回表彰特別委員会	2.20	15名	(1)第107回日本商工会議所表彰（案）について 一 特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 一 商工会議所表彰（組織強化関係、財政基盤強化関係） (2)商工会議所表彰（観光振興関係）の創設について (3) その他
第1回まちづくり特別委員会	3.5	23名	(1)まちづくり関連の最近の動き等について (2)「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール」（案）について (3)「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書」（案）について (4)日商「中期行動計画」および平成20年度事業計画として検討すべき事項について (5) その他
第1回信用基金管理特別委員会	3.18	11名	(1)平成19年度保証事業等事業計画（案）について (2)平成19年度信用基金特別会計収支予算（案）および資金計画（案）について (3) その他

(7) 小委員会等

委 員 会 名	期 日	出席者数	講 師・議 題 等
第 10 回教育小委員会	4. 4	11 名	(1) 文部科学省の取り組みについて 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」について 「放課後子どもプラン」について 「教育基本法や学校関連 3 法」について 文部科学省 審議官（生涯学習政策局担当） 中田 徹 氏 生涯学習政策局 生涯学習推進課長 高橋 道和 氏 生涯学習政策局 政策課長 大槻 達也 氏 (2) 「教育再生に関する意見（案）」について (3) その他
第 10 回労働小委員会 （第 2 回東商外国人労働者問題特別委員会との合同開催）	4. 6	50 名	(1) 講演「欧州の外国人政策の展開と EU 共通移民政策に向けた動き」 関西学院大学 経済学部教授 井口 泰 氏 (2) その他
第 8 回社会保障問題小委員会	4. 10	5 名	(1) [社会保険庁改革の現状と課題]について 社会保険庁 総務課長 中野 寛 氏 (2) 「年金制度改革の動向」について 厚生労働省 年金局 年金課長 高倉 信行 氏 (3) その他
第 15 回観光小委員会	5. 24	13 名	(1) 「産業観光推進懇談会報告書 ～産業観光の推進のために～」について 国土交通省 観光資源課長 小川 誠 氏 (2) 平成 20 年度観光振興施策に関する要望（案）について (3) 平成 18 年度地域資源∞全国展開プロジェクト事例発表 「下関・北九州広域観光開発・情報発信事業」について 下関商工会議所 振興部長・中小企業相談所長 河向 英利 氏 (4) 「全国商工会議所観光振興大会 2007in 浜松」の開催準備状況について (5) 各地の観光に関する取り組み状況（委員からの報告） (6) その他
第 16 回税制小委員会	5. 28	11 名	(1) 法人税制をめぐる諸問題について 企業税制研究所 代表理事 日本租税総合研究所 法人税等基本問題委員会 委員長 朝長 英樹 氏 (2) その他
第 10 回行財政改革小委員会	6. 13	9 名	(1) 道州制（州制度）の目標と実現への方策 （財）国土計画協会特別会員 山東 良文 氏 （内閣府道州制ビジョン懇談会委員） (2) 協議 (3) その他
第 3 回貿易関係証明小委員会	6. 21	17 名	(1) 日本経団連、経済財政諮問会議、規制改革会議等の動きについて (2) 「原産地証明制度に関する報告書（案）」について (3) 「原産地証明制度に関する意見（素案）」について (4) 商工会議所貿易関係証明発給事務規則等の改正について（追認） (5) その他

第 11 回労働小委員会	6. 21	12 名	(1) 外国人研修・技能実習制度について ①講演「研修・技能実習制度研究会中間報告について」 厚生労働省 職業能力開発局 外国人研修推進室長 藤枝 茂 氏 ②講演「『外国人研修・技能実習制度に関する研究会』とり まとめについて」 経済産業省 経済産業政策局 産業人材参事官 守本 憲弘 氏 ③報告「法務大臣私案について」 ④意見交換 (2) 成長力底上げ戦略と最低賃金について ①報告「最低賃金法改正、成長力底上げ戦略、中央最低賃金 審議会（目安）について」 ②意見交換 (3) ジョブ・カード構想について（報告） (4) その他
第 17 回税制小委員会	7. 4	10 名	(1) 社会経済構造の変化と税制改革について 商工組合中央金庫 副理事長 大武 健一郎 氏 (2) その他
第 9 回社会保障問題小委員会	7. 5	6 名	(1) 基本方針 2007(社会保障部分)について 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参官 伊藤 善典 氏 (2) 質疑応答 (3) その他
第 4 回貿易関係証明小委員会	7. 19	19 名	(1) 特定原産地証明制度に関する意見（案）および原産地証明 制度に関する報告（案）について (2) 新たに発効する経済連携協定（E P A）への対応について (3) その他
第 18 回税制小委員会	7. 24	8 名	(1) 消費税の論点－E U 付加価値税からの示唆－について 東海大学 法学部教授 西山 由美 氏 (2) 消費税をめぐる諸問題について (3) その他
第 11 回教育小委員会	7. 27	12 名	(1) 「教育再生会議第 2 次報告および今後の教育改革の動向」 について 内閣官房教育再生会議担当室 副室長 山中 伸一 氏 (2) 意見交換 (3) 「放課後子どもプラン推進委員会」現状報告 井上 俊邦 委員 （文部科学省放課後子どもプラン推進委員会委員）
第 16 回観光小委員会	7. 27	14 名	(1) 「全国商工会議所観光振興大会 2 0 0 7 i n 浜松」の準備 状況について (2) 「全国商工会議所観光振興大会 2 0 0 7 i n 浜松」におけ る「各地商工会議所における観光振興事業の現状と今後の 方向性（案）」について (3) 「全国商工会議所観光振興大会 2 0 0 7 i n 浜松」におけ る「大会アピール（案）」について (4) 「日台観光事情について」 台湾観光協会 マーケティングエグゼクティブ 野村 美千子 氏 (5) その他
第 19 回税制小委員会	8. 29	6 名	(1) 経済成長を実現する税制のあり方について 商工組合中央金庫 副理事長 大武 健一郎 氏 (2) 平成 20 年度税制改正に関する要望の骨子（案）について (3) その他

第 20 回税制小委員会	9. 5	12 名	(1) 平成 20 年度税制改正の見通しについて 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 柳瀬 唯夫 氏 (2) 平成 20 年度税制改正に関する要望（案）について (3) その他
第 11 回行財政改革小委員会	9. 7	7 名	(1) 第 26 期行財政改革小委員会における議論の整理及び今後の検討課題 (2) その他
第 5 回貿易関係証明小委員会	9. 19	18 名	(1) 「非特惠原産地証明書等に関する現状と課題」（仮題：案）について (2) 日メキシコ・日マレーシア・日チリ特定原産地証明書の発給について (3) 日タイ E P A および新たに発効する経済連携協定（E P A）への対応について (4) その他
第 12 回教育小委員会	10. 10	9 名	(1) 教育振興基本計画の検討状況と今後の教育改革の展望について 文部科学省 生涯学習政策局 政策課長 川上 伸昭 氏 初等中等教育局 教育課程課教育課程企画室長 合田 哲雄 氏 (2) 協議 (3) 事務局報告 (4) その他
第 10 回社会保障問題小委員会	10. 12	5 名	(1) 委員会活動報告／今後の政策課題について (2) 介護保険制度検討小委員会における報告書について (3) 学識委員からの報告 (4) 各出席委員からの総括・意見交換 (5) その他
第 6 回貿易関係証明小委員会	10. 18	23 名	(1) 非特惠原産地証明に係る規制改革会議の動向および商工会議所の対応について (2) 特定原産地証明書の発給状況および新たに発効する協定への対応について (3) その他
第 12 回労働小委員会	10. 18	10 名	(1) 「研修・技能実習制度ワーキンググループ」報告について (2) 最低賃金について (3) 労働政策審議会の動向について 1) 障害者雇用について ①講演 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課長 吉永 和生 氏 ②意見交換 2) 労働者派遣制度について ①講演 厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長 鈴木 英二郎 氏 ②意見交換 (4) その他
第 1 回貿易関係証明小委員会	20. 1. 17	21 名	(1) 第 27 期貿易関係証明小委員会について (2) 特定原産地証明書の発給状況について (3) 特定原産地証明書発給事務への今後の対処方針（案）について (4) その他

第1回観光専門委員会	2.13	20名	(1)「観光専門委員会」の設置について (2)観光振興に係る今後の検討課題について ①日商「中期行動計画」における観光振興策について ②平成20年度の活動計画について (3)全国商工会議所観光振興大会について ①観光振興大賞（仮称）の創設について ②全国商工会議所観光振興大会 2008in 南九州の準備状況について ③全国商工会議所観光振興大会 2009 の開催地について (4)講演「我が国の観光政策について」 国土交通省 総合観光政策審議官 本保 芳明 氏 (5)その他
第1回税制小委員会	2.22	15名	(1)税制小委員会の委員等について (2)税制改正をめぐる今後の課題と展望について 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 柳瀬 唯夫 氏 (3)その他
第1回社会保障小委員会	3.6	12名	(1)基礎年金の現状と改革の課題 西沢 和彦 学識委員 (株)日本総合研究所 主任研究員 (2)介護保険制度の課題 小野 有香里 東商学識委員 (3)地域医療における課題 吉田 秀一 東商学識委員 (4)その他
第1回産業人材小委員会	3.7	15名	(1)産業人材小委員会の概要 (2)当面の主要論点 ①ジョブ・カード制度の積極的な普及・支援の方策 ②産業界における人材育成に対する効果的な支援策の検討 ③商工会議所の全所的取り組み体制の構築の方策 ④その他 (3)産業人材の育成に関するアンケート調査結果 (4)意見交換 (5)次回の開催予定 (6)その他
第1回教育小委員会	3.12	10名	(1)「社会総がかりで教育再生を」 内閣総理大臣補佐官 山谷えり子 氏 (2)意見交換 (3)委員会の今後の進め方について
第1回行財政改革小委員会	3.17	8名	(1)委員長挨拶 (2)委員紹介 (3)小委員会運営方針 (4)「今後の具体的な地方分権改革の課題」 慶応義塾大学 准教授 土居 丈朗 氏（学識委員） (5)協議 (6)その他
第2回貿易関係証明小委員会	3.18	22名	(1)日メキシコ特定原産地証明書の一元的発給体制(案)について (2)日本商工会議所事務規則の一部変更（案）について (3)日マレーシア特定原産地証明書の発給手数料配分の見直しについて (4)その他

第1回運営小委員会	3. 19	24 名	(1) 商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について (2) 大型店による地域貢献・社会的責任の取り組みおよび商工会議所等地域経済団体への加入促進について（案） (3) 休業補償プランの取り扱い拡大について (4) その他
第1回取引適正化小委員会	3. 21	11 名	(1) 取引適正化小委員会の概要等について (2) 下請適正取引等の推進について 中小企業庁 事業環境部 取引課 課長補佐 上村 昌博 氏 (3) 独占禁止法改正の動向について (4) その他

(8) 政策委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
7. 9	第1回政策委員会	20 名	講演「経済財政計画の基本方針 2007」について 内閣府官房審議官(経済財政運営担当) 齋藤 潤 氏
9. 14	第2回政策委員会	22 名	講演「今後の経済財政運営の課題について」 株式会社 日本総合研究所 副理事長 高橋 進 氏
20. 3. 13	第1回政策委員会	34 名	講演「社会保障の現状と課題」 東京大学 大学院経済学研究科 教授 吉川 洋 氏

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回 数	期 日	出席者数	議 題
377	4. 19	13 名	国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備（追認）について、ほか
378	6. 21	12 名	「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（案）」について、ほか
379	7. 19	10 名	第 3 回成長力底上げ戦略推進円卓会議における合意事項について、ほか
380	9. 19	13 名	平成 18 年度事業報告（案）および平成 18 年度収支決算（案）について、ほか
381	10. 18	14 名	福田新内閣に望む（追認）について、ほか
382	11. 15	16 名	「地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」（追認）について、ほか
383	12. 20	14 名	「独立行政法人日本貿易保険の民営化に断固反対する」（追認）について、ほか
384	20. 1. 17	15 名	経営継承円滑化法（仮称）の早期成立を望む（追認）について、ほか
385	2. 21	17 名	日商・東商経済ミッションについて、ほか
386	3. 18	13 名	平成 20 年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について、ほか

(10) その他の会議

①日本商工会議所と連合との懇談会

- 期 日 4月19日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 29名
○懇談事項 「中小企業生産性向上と最低賃金」「取引関係の適正化」「中小企業支援策」等

②中小企業関係4団体長懇談会

- 期 日 5月14日 ○場 所 東京會館 ○出席者 10名
○懇談事項 「事業承継円滑化のための包括的な事業承継税制等の確立」「地方幹線道路等の早期整備」
「中小企業の底上げと小規模企業政策の再構築」「まちづくりへの支援」等

③財務省と日本商工会議所との意見懇談会

- 期 日 6月21日 ○場 所 グランドプリンスホテル赤坂 ○出席者 25名
○懇談事項 「経済成長による税収の自然増と徹底的な歳出削減による財政再建」「中小企業対策予算の
拡充等」「包括的な事業継承税制の確立等」「地方幹線道路等の早期整備および国際競争力強
化のための中枢空港・港湾の整備・運営の促進に向けた財源の確保」等

④日本商工会議所夏季政策懇談会

- 期 日 7月18日 ○場 所 フォーシーズンズホテル椿山荘東京 ○出席者 20名
○懇談事項 政策討議Ⅰ 「政策アピール」について
1. 将来へ向けた基本問題への実効ある取組みを
2. わが国の成長力強化に向けた施策の早期策定と実施を
3. 地域経済の活性化のための取組みを
4. 成長力を高めるための基盤づくりを
政策討議Ⅱ 「人口が減少し経済がグローバル化する中での地域・中小企業の成長戦略」
コーディネーター：
・横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授 三井 逸友 氏
パネリスト：
・専修大学商学部 教授 黒瀬 直宏 氏
・慶應義塾大学商学部 教授 樋口 美雄 氏
・法政大学経営学部 教授 松島 茂 氏

⑤研修・技能実習制度ワーキンググループ第1回会合

- 期 日 8月2日 ○場 所 会議室A ○出席者 13名
○懇談事項 「『研修・技能実習制度ワーキンググループ』の設置目的について」「研修・技能実習制度の
論点整理（案）について」「外国人研修生・技能実習生の受け入れに関するアンケート（案）
について」等

⑥規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

- 期 日 8月22日 ○場 所 旭川グランドホテル（旭川市）
- 内 容 「中小企業底上げ戦略と商工会議所機能強化のための都道府県商工会議所連合会、幹事商工会議所のあり方について」
- ・ A Bグループ <出席者> 100名
 - ・ Cグループ <出席者> 70名
 - ・ Dグループ <出席者> 83名
 - ・ Eグループ <出席者> 91名

⑦第61回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

- 期 日 8月23日 ○場 所 旭川グランドホテル（旭川市）
- 出席者 351名
- 内 容
- ・ 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の報告・事例発表
- <規模別懇談会各グループ座長>
- 大阪商工会議所 専務理事 灘本 正博 氏（A Bグループ座長）
- 檀原商工会議所 専務理事 田中 善彦 氏（Cグループ座長）
- 城陽商工会議所 専務理事 久保 勝文 氏（Dグループ座長）
- 加西商工会議所 専務理事 後藤 勇 氏（Eグループ座長）
- <事例発表者>
- 「商工会議所活性化プロジェクトチームの活動と『若者と中小企業とのネットワーク構築事業』について」
- 三重県商工会議所連合会 専務理事 井ノ口 輔胖 氏
- 「経営指導員等の人事交流と職員の資質向上について」
- （社）静岡県商工会議所連合会 専務理事 鈴木 孝治 氏
- <コーディネーター>
- 日本商工会議所 常務理事 篠原 徹
- ・ 講演 「発想の転換」 講師 旭山動物園 園長 小菅 正夫 氏

⑧研修・技能実習制度ワーキンググループ第2回会合

- 期 日 8月28日 ○場 所 会議室A ○出席者 14名
- 懇談事項 「外国人研修生・技能実習生の受け入れに関するアンケート（途中経過）について」「研修・技能実習制度の論点整理（案）について」等

⑨全国商工会議所観光振興大会2007 in 浜松

- 期 日 9月6日、7日 ○場 所 静岡県浜松市
- 内 容 『地域の特性を全国に発信しよう！～地域ブランドの創出と産業観光との連携への指針～』
- 6日 大会・交流会 アクトシティ浜松 <参加者>約1,200名

7日 分科会

第1分科会「ブランド戦略の構築による地域発信」

アクトシティ浜松 中ホール

第2分科会「産業観光を活かした地域産業の振興」

アクトコンgresセンター 3階

第3分科会「事例：ブランド戦略の実例と観光振興」

カリアック

⑩研修・技能実習制度ワーキンググループ第3回会合

○期 日 9月26日 ○場 所 会議室A ○出席者 14名

○懇談事項 「外国人研修生・技能実習生の受け入れに関するアンケート調査（結果報告）」『研修・技能実習制度ワーキンググループ』報告骨子」等

⑪研修・技能実習制度ワーキンググループ第4回会合

○期 日 10月11日 ○場 所 会議室A ○出席者 12名

○懇談事項 「『研修・技能実習制度ワーキンググループ』報告（案）について」等

⑫財務省と日本商工会議所との意見交換会

○期 日 11月28日 ○場 所 グランドプリンスホテル赤坂 ○出席者 21名

○懇談事項 「包括的な事業継承税制の確立等ならびに地元経済の現状」「中小企業対策予算の拡充、農工商連携の促進ならびに地元経済の現状」「地元経済の現状」「地方幹線道路等の早期整備」等

⑬渡海文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 平成20年2月21日 ○場 所 東京會館 ○出席者 27名

○懇談事項 「キャリア教育」「青少年に対するモノづくり教育」「教育再生会議報告へのフォローアップ等」「大学改革の在り方」等

⑭中小企業関係4団体長懇談会

○期 日 3月17日 ○場 所 帝国ホテル

○懇談事項 「中小企業をめぐる諸課題について」

⑮代表専務理事会議

第559回・4月18日、第560回・6月20日、第561回・7月18日、第562回・9月18日

第563回・10月17日、第564回・11月14日、第565回・12月19日、第566回・1月16日

第567回・2月20日、第568回・3月17日

⑩各部別会議

国 際 部

開催期日	会 議 名
4. 5	第 6 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
5. 16	第 7 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
6. 27	第 8 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
6. 27	第 2 回非特惠原産地証明書等に関する研究会（東京）
7. 26	第 9 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
8. 8	第 10 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9. 12	第 11 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9. 12	第 3 回非特惠原産地証明書等に関する研究会（東京）
10. 2	第 12 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
20. 1. 9	第 1 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
2. 6	第 2 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
2. 27	第 3 回特定原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策部

開催期日	会 議 名
4. 27	産業懇談会
5. 30	産業懇談会
6. 28	産業懇談会
7. 30	産業懇談会
8. 31	産業懇談会
9. 28	産業懇談会
10. 26	産業懇談会
11. 29	産業懇談会
12. 28	産業懇談会
20. 1. 30	産業懇談会
2. 28	産業懇談会
3. 31	産業懇談会

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
9. 17	S B I R推進協議会第4回幹事会
10. 19	S B I R推進協議会第7回理事会
12. 18	S B I R推進セミナー（東京）
20. 1. 25	S B I R推進セミナー（大阪）

事 業 部

開催期日	会 議 名
6. 4	検定試験担当職員懇談会
7. 27	平成19年度IT経営応援隊 1日経営者研修会事業 評価・検証委員会
10. 12	大都市商工会議所との検定事業に関する意見交換会

事 業 部

各 種 検 定 関 係 会 議 等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会	4/8, 5/9, 6/22, 6/27, 8/16, 9/5, 10/24, 10/31, 12/12, 12/19, 2/10, 2/22
	1級満点合格審査会	7/23, 11/28, 3/12
簿 記	簿記検定部会	8/24, 9/7, 9/14, 9/21, 9/28, 11/16, 2/22, 2/29, 3/7, 3/21, 3/28
	第116回簿記検定試験1級審査会	7/10
	第117回簿記検定試験1級審査会	12/18
	簿記検定参与および委員打合会	12/18
販 売 士	中央検定試験委員会（1級合否判定会議）	3/14
	試験問題検討ワーキンググループ・リーダー会議	5/15, 5/22, 5/29, 6/6, 7/5, 7/26, 8/2, 8/21, 10/16, 10/23, 10/26, 10/30, 11/8, 11/10, 11/15, 11/27, 11/29, 12/11, 12/13, 12/20, 1/16
日 商 P C	日商PC検定部会	10/26, 3/6
	日商PC検定ワーキング	5/9, 5/23, 7/20, 7/25, 8/10, 8/16, 9/1, 9/7, 9/13, 9/25, 10/1, 10/11, 10/12, 10/15, 11/20, 12/6, 12/17, 12/26, 1/16, 1/17, 2/7, 2/7, 2/25, 2/26, 2/28

マ ス タ ー	日 商	マスタークラブ代表者会議	1/26
英 語	日 商 ビ ジ ネ ス	日商ビジネス英語検定部会	7/19, 8/6, 8/16, 8/21, 11/1, 12/15, 12/27, 1/5, 3/10
実 務	電 子 会 計	部会 ワーキング	9/5, 1/23 5/16, 6/27, 7/25, 9/12, 10/18, 11/21, 12/19, 1/28, 2/19

(注) E C 実践能力検定部会、電子メール活用能力検定試験研究ワーキング、キーボード操作技能認定部会は開催せず。

情報化推進部

開催期日	会 議 名
20. 3. 28	第 1 回ビジネス認証サービス管理運営委員会・I T 研究会

8. 事業

(1) 各種事業活動

1. 国際会議等

(1) 太平洋経済委員会（P B E C）

1) 紙上総会

3月7日（57名） 議 件 a. 太平洋経済委員会日本委員会の解散について
（平成20年3月31日を以って同委員会解散）

(2) アジア商工会議所連合会（C A C C I）

1) C A C C I 第73回理事会

7月25日 議 題 a. 財政報告
b. 会員加入について
c. C A C C I 基金について
d. 次回開催地について
e. 予算について
f. 政策提言
g. 分科会報告

出席者：約80名

日本代表団：（村田特別顧問以下25名）

参加国：16カ国・地域（順不同）

オーストラリア、バングラデシュ、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、台湾、

開催地：オーストラリア（パース）

2) C A C C I 企画委員会

2月17日～18日 議 題 a. C A C C I フィリピン総会について
b. 2008年度活動について
c. 2009年横浜理事会について
d. イラン商工会議所の加盟について

(3) A S E A N ・ 日本経済協議会日本委員会（A J B C）

1) 平成19年度総会ならびに日A S E A N包括的経済連携タスクフォース第6回会合

9月4日（26名） 議 題 a. 日A S E A N包括的経済連携協定の大筋合意について
b. 平成18年度事業活動報告(案)ならびに収支決算(案)について
c. 平成19年度事業活動計画(案)ならびに収支予算(案)について
d. 日A S E A N包括的経済連携協定タスクフォースの座長について
e. A S E A N日本経済協議会合同役員会について

講 話 日 A S E A N 包括的経済連携協定の大筋合意について

経済産業省 通商政策局 経済連携課長 田中 繁広 氏

開催地：東京

2) 日 A S E A N 包括的経済連携タスクフォース

5月17日 (35名) 第5回タスクフォース会合

9月4日 (25名) 第6回タスクフォース会合 (兼平成19年度総会)

3) 合同役員会の開催

10月17日 A S E A N ・日本経済協議会合同役員会

出席者：日本側一社社長代理他34名

A S E A N 側－アリン・ジラ A S E A N 商工会議所事務総長はじめ、ホセ・コンセプション氏 (フィリピン) など20名

開催地：タイ (バンコク)

議 題：日 A S E A N 包括的経済連携 (A J C E P) に関する意見交換

A S E A N 商工会議所事務総長 アリン・ジラ 氏

財団法人 海外貿易開発協会バンコク事務所長 小林 出 氏

A S E A N への日本政府の協力と日本の民間の役割

財団法人 海外貿易開発協会バンコク事務所長 小林 出 氏

A S E A N 事務局 事務総長特別補佐

ラウル・L・コルデニーロ氏

4) A S E A N 関連会合への参加・協力

11月29日 第9回東アジア・ビジネス・カウンシル (E A B C) 会合

出席者：岡山国際部副部長、松岡主査

開催地：マレーシア (クアラルンプール)

3月28日 第10回東アジア・ビジネス・カウンシル (E A B C) 会合

出席者：山田国際部長、松岡主査

開催地：マレーシア (クアラルンプール)

(4) 日印経済委員会

1) 日印ビジネス・サミット (兼第35回日印経済合同委員会会議) — (日印交流年事業)

2月18日 (220名) 基調講演(1) 豊田 正和 経済産業審議官

(2) A. クマール インド連邦政府工業担当国務大臣

議 題(1) インド製造業における優位性

(2) インフラ分野の投資機会について

(3) デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクトについて

(4) デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクトの現地視察報告

(5) デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクトに係わる3州政府の取り組み説明

パネル・ディスカッション

デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクトの投資機会と課題

日本側：129 名

インド側：28 名

開催地：東京

2) インド観光セミナー（日印交流年事業）

9 月 12 日（130 名） 基調講演(1) アンビカ・ソニ インド連邦政府観光文化大臣

議 題(1) 究極の地—素晴らしきインド

(2) 各州政府からの観光プレゼンテーション

パネル・ディスカッション

日印の観光分野の成長に向けて

個別商談会（45 名）

日本側：90 名

インド側：40 名

開催地：東京

3) インドマンゴーフェスティバル（日印交流年事業）

5 月 23 日（300 名） 基調講演(1) カマル・ナート インド商工大臣

議 題(1) インドマンゴー輸入に係わる日本関係省大臣のスピーチ

(2) インドマンゴー紹介のフィルム放映

(3) インドマンゴー試食会

日本側：250 名

インド側：50 名

開催地：東京

4) 電力分野投資環境調査ミッション（24 名）

9 月 5 日 事前打合せ会

9 月 25 日・26 日 日デリーにて以下の懇談を実施

a. VK ガルグ・電力金融公社（PFC）総裁との懇談

b. BK チャトゥルベディ・国家計画委員会電力担当委員との懇談

c. スシル・クマール・シンデ電力大臣との懇談

d. アニル・クマール電力省次官補との懇談

e. SS コーリ・インフラ金融公社（IIFCL）総裁との懇談

9 月 27 日・28 日 ムンバイにて以下の懇談を実施

a. ラフル・アスタナ・マハラシュトラ州政府副次官補（電力担当）との懇談

b. RN サブラマニヤム・湾岸グジャラート電力会社 CFO（タタ・パワー子会社）との懇談

c. AKT チャリー・インフラ開発金融公社（IDFC）シニア・アドバイザーとの懇談

5) テーマ別ワーキング・グループ

a. 経済連携協定ワーキング・グループ

4 月 6 日（24 名） 第 1 回ワーキング・グループ分科会—外務省及び関係企業で第 2 回日印政府間

- 交渉に備えサービス貿易について討議
- 4月25日（29名） 第5回ワーキング・グループ会議—関係4省庁（外務省、経済産業省、財務省、農水省）の関係者をお招きし、4月9日～4月12日に東京で行われた第2回政府間交渉結果を聴取
- 6月15日（35名） 第2回ワーキング・グループ分科会—外務省、金融庁等関係省庁及び関係企業で第3回日印政府間交渉に備えサービス貿易について討議
- 7月30日（47名） 第6回ワーキング・グループ会議—関係4省庁（外務省、経済産業省、財務省、農水省）の関係者をお招きし、6月25日～6月28日にデリーで行われた第3回政府間交渉結果を聴取
- 8月29日（35名） 第3回ワーキング・グループ分科会—外務省、金融庁等関係省庁及び関係企業で第4回日印政府間交渉に備えサービス貿易について討議
- 10月31日（35名） 第7回ワーキング・グループ会議—関係4省庁（外務省、経済産業省、財務省、農水省）の関係者をお招きし、9月3日～9月6日に東京で行われた第4回政府間交渉結果を聴取
- 12月13日（40名） 第4回ワーキング・グループ分科会—外務省、金融庁等関係省庁及び関係企業で第5回日印政府間交渉に備えサービス貿易について討議
- 1月30日（56名） 第8回ワーキング・グループ、分科会合同会議—関係7省庁（外務省、経済産業省、金融長、国土交通省等）の関係者をお招きし、1月8日～1月11日にデリーで行われた第5回政府間交渉結果をサービス貿易分野も含め聴取
- b. インフラ・ワーキング・グループ
- 5月29日（22名） ハルディア・インド連邦政府計画委員会副委員長顧問との懇談会
- 6月6日（8名） カワレ・インド電力省局長との懇談会
- 7月23日（55名） デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクト・インド側タスクフォースとの懇談会
- 6) 中堅・中小企業のインドへの進出促進に関する調査研究事業
- 11月5日（13名） 第一回・専門家委員会会合
- a. 説明：当研究の概要について
- b. 説明：我が国中堅・中小企業におけるインド進出に際しての課題
- c. 討議：インド企業の強みを明らかにするアンケート実施概要
- 11月21日（14名） 第二回・専門家委員会会合
- a. 講演：「中堅・中小企業とインド企業の連携可能性」
講師：C o v a n s y s ジャパン代表 モハン・ゴパル 氏
- b. 報告：インド企業の強みを明らかにするアンケート
- c. 討議：報告書概要（案）について
- d. 討議：現地ヒアリングの実施内容について
- 12月12日（11名） 第三回・専門家委員会会合
- a. 説明：最終報告書の概要
- b. 討議：インドの強みを活用した日本の中堅・中小企業の成長戦略
- c. 討議：インドの強みを活用するにあたっての課題と解決へ向けての提言

1月13日～19日（3名）

現地出張調査

- a. 訪問都市：デリー（14日～16日）、チェンナイ（17日～18日）
- b. インタビュー 17企業・団体

<家電販売、日系>

1月29日（11名） 第四回・専門家委員会会合

- a. 講演：「中堅・中小企業による海外経営資源の活用」
講師：在日ポーランド商工会議所（PCCIJ）会頭

ピーター・R・スシツキータナカ 氏

- b. 報告：現地出張調査に関する報告
- c. 報告：アンケート集計・中間報告

2月14日（14名） 第五回・専門家委員会会合

- a. 発表：最終報告書の原稿について
- b. 報告：アンケート調査・結果報告

7) 「インド・ケム 2008」

11月20日 インド石油・化学省シン局長及びF I C C I との懇談会
3月18日 出展者準備委員会会議

8) 懇談会・セミナー

4月4日（28名） 世銀アジア局との政策対話
4月17日（230名） グジャラート州投資セミナー
4月23日（26名） インド計画委員会アルワリア副委員長との昼食懇談会
8月31日（15名） タクール・インド大使館公使送別夕食会
10月12日（200名） ラジャスタン州投資セミナー
11月15日・16日（1,130名）
インド工科大学（IIT）ジャパン・コンファレンス
11月16日（150名） 新旧駐印日本大使歓送迎午餐会
12月4日（130名） 榎前駐印日本大使の講演会
12月11日（47名） 日印懇親忘年会
12月21日（60名） 外務省及び経済産業省の説明会（インド工科大学、デリー・ムンバイ産業大動脈構想について）

9) 常設委員会 アドバイザリーグループ会合

4月23日、6月13日、8月29日、10月26日、12月21日、1月25日、
3月28日

(5) 日本・スリランカ経済委員会

1) 懇談会・セミナー

4月4日（28名） 世界銀行南アジア局との政策対話
6月29日（42名） ローヒタ・ボーゴッラーガマ・スリランカ外務大臣との昼食会

- 12月11日(49名) マヒンダ・ラージャパクサ・スリランカ大統領との昼食会
- 2) 要人表敬
- 11月16日 ウヤンゴダ・駐日スリランカ大使の藤田委員長表敬

(6) 日本・パキスタン経済委員会

1) 第一回日パ共同研究会

- 10月25日(32名) 開会式
- 日本・パキスタン経済委員会 会長 辻 亨 氏
- P J B F 会長 A. ジャッファール 氏
- 駐日パキスタン大使 カムラン・ニアズ 氏
- TOR (T e r m s o f R e f e r e n c e) について概説
- 工業技術分野について ソヘイル・P・アーメド 氏
- 農業分野・インフラについて ダニッシュマンド 氏
- 繊維分野について マティ・U・ジア 氏
- I T分野について M. オヴァイス 氏
- 鉄鋼産業について サイド・F・シャー 氏
- 討 議
- 10月2日(20名) 第一回日パ共同研究会事前会議Ⅰ
- 1月11日(14名) 第一回日パ共同研究会事前会議Ⅱ
- 1月31日(14名) 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅰ
- 2月4日(9名) 小島駐パキスタン大使との懇談会
- 2月14日(10名) 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅱ
- 2月22日(7名) 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅲ
- 2月29日(15名) 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅳ
- 3月27日(13名) 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅴ

4) 懇談会

- 4月4日(28名) 世界銀行南アジア局との政策対話
- 2月15日(19名) カムラン・ニアズ駐日パキスタン大使歓送午餐会

5) その他

- 9月25日(46名) パキスタン貿易ミッション・レセプション

(7) 日本・バングラデシュ経済委員会

1) 野島委員長のバングラデシュ訪問(3名)

- 11月27日 ホセイン・バングラデシュ商工会議所(F B C C I)会頭との懇談
- 11月28日 a. アーメド首席顧問への表敬訪問
- b. チョードリー工業担当顧問への表敬訪問
- c. チョードリー外交担当顧問への表敬訪問
- d. イスラム財務担当顧問への表敬訪問
- 11月29日 J a p a n T r a d e F a i r出席

2) 懇談会・セミナー

- 4月4日(28名) 世界銀行南アジア局との政策対話
1月29日(11名) アーメド・バングラデシュ投資庁長官との懇談会

3) 要人表敬

- 10月23日 バングラデシュ輸出促進局副総裁の野島委員長表敬
12月14日 渥美・外務省南部アジア部部長への野島委員長によるバングラデシュ訪問報告

4) 後援行事

- 10月22日～25日 バングラデシュ展
1月30日 バングラデシュ投資セミナー

(8) 日比経済委員会

1) 第27回日比経済合同委員会結団式

- 10月15日(28名) 議 題：
講 話 a. 最近の比情勢等についてのブリーフィング
外務省 アジア大洋州局 南東アジア第二課長 磯俣 秋男 氏
経済産業省 通商政策局 経済連携課
経済連携交渉官 田中 耕太郎 氏
b. 第27回日比経済合同委員会について

2) 第27日比経済合同委員会

- 10月29日(100名) 特別講演：「フィリピンから帰任して：日比関係の回顧と展望」
前駐フィリピン大使 山崎 隆一郎 氏
議 題 a. 両国の経済情勢・貿易投資環境について
b. 日比ビジネスの新たな機会について
c. バイオ燃料の投資機会について
d. メディカル・ツーリズム
e. IT産業及びビジネス・プロセス・アウトソーシングについて
日本側：70名
比 側：30名
開催地：東京

3) フィリピン・ビジネスセミナー

- 5月23日(約250名) 基調講演 フィリピン共和国 大統領 グロリア・マカパガル・アロヨ 氏
a. 「財政状況と見通し」フィリピン共和国 財務長官
マルガリート・テベス 氏
b. 「フィリピンにおける貿易と投資機会について」
フィリピン共和国 貿易産業省長官 ピーター・ファビラ 氏
c. 「金融政策、対外政策、銀行業務の発展と見通し」
フィリピン中央銀行 総裁 アマンド・テタンコ 氏
d. フィリピン進出日本企業による事例紹介

4) 研修受入れ

- 10月12日（1名） 「フィリピン・貿易産業省中小企業カウンセラー人材育成」に係る JICA 研修
受入れ
- 3月17日（1名） フィリピン貿易産業省センディガン投資専門官の JICA 研修受け入れ
- 5) 表敬・懇談
- 9月14日 桂誠駐フィリピン大使の日比経済委員会代表世話人表敬

(9) 日本ペルー経済委員会

1) 平成 19 年度総会

- 10月10日（31名） 年次総会
- 議 題 a. 高話「最近のペルー情勢と日ペルー関係について」
外務省 中南米局長 三輪 昭 氏
- b. 高話「最近の日本ペルーの経済関係について」
経済産業省通商政策局中南米室長 本間 英一 氏
- c. これまでの活動報告および今後の活動について
- d. 平成 18 年度までの収支決算／平成 19 年度収支予算について

2) 幹事会開催

- 12月18日（29名） 実務担当者会合
- 議 題 a. 高話「最近のペルー情勢について」
外務省 中南米局南米カリブ課長 平田 健治 氏
- b. 高話「我が国とペルーの経済関連協定について」
経済産業省通商政策局中南米室長 本間 英一 氏
- 経済産業省通商政策局経済連携課長補佐 三宅 保次郎 氏
- c. 第 7 回日本ペルー経済協議会について
- d. 今後の委員会運営と活動について

1月23日（23名） 幹事会

- 議 題 a. 日本ペルー経済委員会 幹事会の構成について
- b. 第 7 回日本ペルー経済協議会について
- c. 日本ペルー経済委員会意見書について

3) 講演会

- 10月10日（57名） 講演会
- 議 題 a. 開会挨拶 日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平
- b. 挨拶 駐日ペルー共和国大使 ウゴ・パルマ 氏
- c. 高話「ペルーの有望産業とその動向について」
ペルー共和国大使館経済商務参事官 アンドレス・ガリード 氏
- d. 今後の委員会運営と活動について
日本ペルー経済委員会 事務総長 山田 清
- e. 懇親レセプション

3月17日（300名） ペルー・ビジネス・セミナー Invest in Peru - Business Hub in South America

- 議 題 a. 開会挨拶 日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平
 b. 歓迎挨拶 日本商工会議所会頭 岡村 正 氏
 c. ペルー全国私企業協会連合会と日本商工会議所の合意書署名式
 d. 大統領紹介 ガルシア・ベラウンデ ペルー共和国外務大臣
 e. 基調スピーチ アラン・ガルシア ペルー共和国大統領閣下
 f. ペルーの有望産業と投資環境
 「法律、経済・金融から見たペルーの投資環境について」

エンリケ・コルネホ 住宅建設上下水道大臣

「期待される両国ビジネス交流の活発化」

日本貿易振興機構理事長 林康 夫 氏

「好物、炭化水素、エネルギー分野の g 投資機会」

ファン・バルディビア エネルギー鉱山大臣

「日本とペルーの産業関係」

メルセデス・アラオス 通商観光大臣

「ペルーのアグロビジネスにおける投資機会」

イスマエル・ベナビデス 農業大臣

「ペルーの住宅建設および上下水道設備分野における投資機会」

エンリケ・コルネホ 住宅建設上下水道大臣

「ペルーの漁業における投資機会」

アルフォンソ・ミランダ 生産省漁業担当副大臣

g. 閉会挨拶 ペルー日本経済委員会委員長 ルイス・ベガ

f. レセプション

4) 第7回日本ペルー経済協議会

3月17日 (87名)

- 議 題 a. 開会式
 b. 第1回全体会議「両国経済情勢」
 c. 第2回全体会議「両国の分野別ビジネスの関係と動向」
 d. 第3回全体会議「両国の経済関係強化に向けて」
 e. 最終全体会議

5) 表敬・懇談

11月7日

パルマ駐日ペルー大使と宮村・ベガ両委員長との懇談

2月7日

日賀田ペルー共和国大使の岡村会頭表敬

6) 後援・共催

5月28日

中南米3カ国(チリ、メキシコ、ペルー)経済セミナーラテンアメリカにおけるビジネス機会

(10) 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成19年度総会ならびに第1回勉強会

7月20日 (25名)

平成19年度総会

議 題 a. 平成18年度事業報告(案)および収支決算書(案)について

b. 平成 19 年度事業計画(案)および収支予算書(案)について

第 1 回勉強会

講演「ベトナムビジネスの掟」

東京中小企業投資育成㈱ 業務支援部 アジアデスク

シニア・マネージャー 大場 由幸 氏

開催地：東京

2) 第 2 回勉強会

11 月 27 日 (22 名) 講演 a. 「The Greater Mekong Subregion (GMS)
Economic Cooperation Program Transport and Energy」

アジア開発銀行 駐日代表事務所 駐日代表 中森 邦樹 氏

講演 b. 「最新のミャンマー情勢について」

大阪産業大学経済学部 教授 桐生 稔 氏

開催地：東京

3) 第 3 回勉強会 (兼「南北経済回廊視察団」説明会)

2 月 15 日 (23 名) 講演 a. 「南北経済回廊の現状とラオスの経済発展」

ラオス国家計画投資省 鈴木 基義 氏

講演 b. 「雲南省の魅力」

NPO 法人 日本・雲南聯誼協会 顧問 片岡 巖 氏

その他「視察団の説明について」

(株)PTS コーポレート事業部 石井 琢己 氏

開催地：東京

4) 懇談会、セミナー、視察会等の開催

9 月 4 日 (9 名) ミャンマー縫製関係者との懇談会

10 月 16 日 (8 名) ベトナム政府系機関 Banking Academy of Vietnam (B
AV) 研修生に対するブリーフィング

2 月 19 日～2 月 29 日 (16 名)

「南北経済回廊視察団」

※詳細は全国商工会議所中国ビジネス研究会での記載をご参照。

3 月 21 日 (70 名) ベトナム貿易投資セミナー (ベトナム商工会議所ホーチミン支部等との共催)

5) その他

毎月、新聞資料サービスや月刊誌「ミャンマーフォーカス」「ベトナムの経済情勢」等を送付

(11) 日本マレーシア経済協議会

1) マレーシア・パームオイル産業投資セミナー

10 月 31 日 (70 名) 講話サバ州 POIC ラハダトー パーム油への投資機会へのゲートウェイ

サバ州パーム油産業公社 (POIC) CEO Dr. パン・テック・ワイ 氏

2) 懇談会等

5 月 7 日

マレーシア日本人商工会議所瀬木会頭の植松専務理事表敬訪問

- 7月18日 「マレーシアにおけるビジネス機会」セミナー プレセミナー・ミーティング
- 10月31日 MAJ ECAイクバル事務総長との打ち合わせ
- 2月8日 堀江正彦・駐マレーシア大使の佐々木日本マレーシア経済協議会会長表敬
- 3) ミッションへの協力
 - 8月19日～25日 訪アジア経済ミッション（安倍首相に同行してインドネシア、インド、マレーシアを訪問）への協力
- 4) その他
 - 日マ両国政府主導によるマレーシア日本国際工科大学に関する会議への参加
 - 日マEPAに基づくビジネス環境の整備に係る小委員会への協力（JAMECA会員企業アンケートの実施）

(12) 日本・エジプト経済委員会

- 1) 平成18年度総会ならびにバドル駐日エジプト大使歓送会
 - 7月18日 総会（21名）
歓送会（58名）
- 2) 日本・アラブ会議（アレキサンドリア図書館主催）参加
 - 11月20日、21日（24名）
分科会 ①政治外交、②経済財政、③文化社会、④科学技術、環境・水共同議長による総括「アレキサンドリア宣言」の採択
- 3) ミッション派遣
 - 11月18日～11月24日（5名）
日本・アラブ会議への参加を目的とした、エジプト視察ミッション
- 4) 懇談会
 - 2月21日（46名） エジプト・モヒッディーン投資大臣との懇談会
- 5) 要人表敬
 - 2月14日（10名） アブデルナーセル駐日エジプト大使による岡村会頭表敬

(13) 日豪経済委員会

- 1) 第21回日豪／豪日経済委員会運営委員会
 - 10月21日（23名） 議 題
 - a. 「第45回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」
 - b. 「第46回日豪経済合同委員会会議」
 - c. 「次回運営委員会」
 - d. 「日豪EPA交渉の進捗」
 - e. 「APEC2007の成果」
 - f. 「日豪間の税制問題 ― 新租税条約の概要」
 - g. 「日豪通商協定締結50周年記念行事の報告」
 - h. 「両国の政治経済情勢について」
 - 日本側：9名
 - 豪州側：14名

開催地：東京

2) 第22回日豪／豪日経済委員会運営委員会

- 3月18日（20名） 議 題 a. 「第46回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」
b. 「第47回日豪経済合同委員会会議の日程」
c. 「日豪EPA交渉及び両国のその他FTAの進捗」
d. 「COP13及び関連する事項」
e. 「豪州からの若手社会人招聘計画について」
f. 「豪州側委員会サブコミティの活動について」
g. 「両国の政治経済情勢」
h. 「食の問題」

日本側：10名

豪州側：10名

開催地：東京～メルボルン／パース（テレビ会議）

3) 幹事会

- 6月11日（21名） 議 題 a. 高話「最近の豪州の政治・経済情勢及び日豪経済関係」
外務省 アジア大洋州課大洋州課長 浅利 秀樹 氏
経済産業省 通商政策局企画官 末広 峰政 氏

- b. 「第45回日豪経済合同委員会会議について」
1月22日（19名） 議 題 a. 「最新の日豪情勢と日豪関係」
外務省 アジア大洋州局大洋州課長 岩間 公典 氏
c. 「第22回日豪／豪日経済委員会運営委員会」

4) 拡大幹事会

- 8月29日（21名） 議 題 a. 「第45回日豪経済合同委員会会議 議長・スピーカーについて」
b. 「第21回日豪／豪日経済委員会運営委員会会議について」

5) 平成19年度総会兼第45回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

- 10月16日（56名） 議 題 a. 「最近の豪州政治経済情勢」
外務省 アジア大洋州局長 佐々江 賢一郎 氏
経済産業省 通商政策局大臣官房審議官 高田 稔久 氏
b. 「第45回日豪経済合同委員会会議について」
c. 「日豪／豪日経済委員会共同声明（案）について」
d. 「日豪経済委員会委員の異動及び活動報告」
e. 「平成18年度日豪経済委員会収支決算（案）並びに平成19年度収支予算（案）」

6) 第45回日豪経済合同委員会会議

- 10月21日～23日 議 題 a. 日豪通商協定締結50周年記念特別スピーチ
内閣総理大臣 福田 康夫 氏
b. 「エネルギーと食料の安全保障」
c. 「クリーン開発 — 気候変動への本格的挑戦」
d. 「日豪ビジネスの将来の機会」

- e. 「ビジネスの挑戦と機会 － 気候変動」
- f. 「ビジネスの挑戦と機会 － 新たな連携」
- g. 「日豪関係の将来展望とその実現に向けて」

日本側参加者：141 名

豪州側参加者：89 名

開催地：東京

7) その他の会議・イベント

- 4 月 16 日 (103 名) 日豪通商協定締結 50 周年記念セミナー「深化する日豪関係」
議 題 a. 「地域の安定と日豪安全保障協力」
拓殖大学 海外事情研究所長 森本 敏 氏
b. 「戦略的關係を強化する日豪 E P A」
慶應義塾大学 経済学部教授 木村 福成 氏
- 5 月 21 日 (10 名) サー・ロッド・エディントン豪日経済委員会会長と日豪経済委員会運営委員との昼食会
- 5 月 21 日 日豪通商協定締結 50 周年記念シンポジウム「日豪関係：回顧と展望」への協力
- 8 月 29 日 (35 名) 講演会
議 題 a. 「日豪 E P A 交渉の現状について」
外務省 経済局経済連携課長 大鷹 正人 氏
経済産業省 通商政策局企画官 松室 寛治 氏
b. 「最近の豪州情勢と日豪関係」
外務省 アジア大洋州局大洋州課長 岩間 公典 氏
- 1 月 23 日 (20 名) サイモン・クリーン貿易大臣と日豪経済委員会運営委員との昼食懇談会
- 2 月 14 日 A P E C 出版記念プログラムへの協力

8) 意見活動

- 6 月 委託レポート「戦略的關係を強化する日豪 E P A」発表
委託先：慶應義塾大学 経済学部教授 木村 福成 氏
名古屋市立大学大学院 経済学研究課准教授 板倉 健 氏
慶應義塾大学大学院 経済学研究課 久野 新 氏
- 10 月 17 日 第 45 回日豪経済合同委員会会議共同声明採択

9) 表敬・懇談

- 5 月 18 日 モーガン前豪日経済委員会会長と今井会長・室伏副会長との面談
- 7 月 6 日 浅利外務省アジア大洋州課長と日豪経済委員会事務局との面談
- 8 月 10 日 ピーター・グレー豪外務・貿易省副次官との今井会長の面談
- 8 月 29 日 粗在シドニー総領事の下島事務総長表敬
- 11 月 14 日 上田前駐豪大使と今井会長との面談
- 1 月 15 日 長谷川メルボルン総領事の下島事務総長表敬

(14) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

- 4月26日（23名） 議 題 a. 日本ニュージーランド高級事務レベル経済協議作業部会について
外務省 アジア大洋州局大洋州課 課長補佐
大西 善治 氏
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐
荒川 正頼 氏
- b. 第34回日本ニュージーランド経済人会議について
c. その他
- 7月17日（18名） 議 題 a. ニュージーランドの対日政策および両国関係強化について
在日ニュージーランド大使館 公使 マーク・ピアソン 氏
b. 日本ニュージーランド高級事務レベル経済協議作業部会について
外務省 アジア大洋州局大洋州課課長補佐
大西 善治 氏
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐
荒川 正頼 氏
c. 「日本・ニュージーランドの経済関係強化に向けての意見」（骨子案）
について
d. 第34回日本ニュージーランド経済人会議について
e. その他
- 9月28日（19名） 議 題 a. 日NZ高級事務レベル協議作業部会などについて
外務省 アジア大洋州局大洋州課 課長補佐
大西 善治 氏
経済産業省 通商政策局 企画官 松室 寛治 氏
b. 第34回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題、スピーカーな
どについて
c. 第34回日本ニュージーランド経済人会議について
- 2) 平成19年度総会兼第34回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式
- 11月9日（30名） 議 題 a. 開会挨拶
b. 来賓ブリーフィング
外務省 アジア大洋州課長 岩間 公典 氏
経済産業省 通商政策局アジア大洋州課 清水 幹治 氏
c. 第34回日本ニュージーランド経済人会議について
d. 第34回日本ニュージーランド経済委員会委員の異動について
e. 日本ニュージーランド経済委員会平成18年度収支決算（案）およ
び平成19年度収支予算（案）について
f. その他
- 3) 第34回日本ニュージーランド経済人会議
11月14日～16日（101名）
議 題 a. 両国におけるビジネストrend
b. 両国観光の促進

- c. ビジネスの新展開と協力の可能性（パート1）
- d. ビジネスの新展開と協力の可能性（パート2）
- e. 日本・ニュージーランド関係強化に向けて

日本側参加者：58 名

NZ 側参加者：43 名

開催地：東京

4) 表敬・懇談

10 月 5 日（5 名） スティーブン・ジャコービ ニュージーランド・インターナショナル・ビジネス・フォーラム エグゼクティブ・ディレクターの下島事務総長表敬

11 月 5 日（6 名） イアン・ケネディ駐日大使の下島事務総長表敬

5) その他

8 月 30 日 「日本・ニュージーランドの経済関係強化に向けて」意見書の提出

(15) 日亜経済委員会

1) 平成 19 年度総会

12 月 27 日 平成 19 年度日亜経済委員会総会（紙上総会）

2) 表敬・懇談

6 月 13 日 ジオルジ ブエノス・アイレス州生産大臣の近藤事務総長表敬

6 月 15 日 アンヘル・E・マチャード亜日経済委員会会長と近藤事務総長との懇談

11 月 5 日 アンヘル・E・マチャード亜日経済委員会会長の近藤事務総長の懇談

3 月 5 日 石田駐アルゼンチン大使の岡村会頭表敬

3) その他

11 月 5 日 「アルゼンチンと日本へチャレンジとオポチュニティ大来レポートから 20 年を踏まえて」の後援

12 月 18 日（25 名） 講演「最近のアルゼンチン政治・経済情勢について」

駐アルゼンチン大使 永井 慎也 氏

(16) 日智経済委員会

1) 平成 19 年度総会兼第 25 回日智経済委員会日本代表団結団式

8 月 28 日（38 名） 議 題 a. 高話 外務省 中南米局長 三輪 昭 氏

経済産業省 通商政策局中南米室長 本間 英一 氏

b. 第 25 回日智経済委員会

c. 平成 19 年度日智経済委員会日本国内委員会総会

d. その他

2) 第 25 回日智経済委員会

9 月 4 日（201 名） 議 題 a. チリのエネルギー政策とその見通し、日本の省エネルギー・環境

6. 会議(13)国際会議

分野における産業協力の取組み

b. 日本チリ修好 110 周年記念フィルム「理解の架け橋」

c. 日智 E P A 活用のための課題と方策

日本側：90 名
チリ側：111 名
開催地：東京

3) 表敬・懇談

9月4日 ミチエル・バチェレ大統領 チリ イメージキャンペーン 来日記念昼食パーティの協力
1月29日（36名） エドゥアルド・フレイ上院議長（元大統領）一行との懇談会

4) その他

4月10日～ 日本・チリ修好110周年記念事業募金への協力
5月28日 中南米3ヶ国（チリ・メキシコ・ペルー）経済セミナー「ラテンアメリカにおけるビジネス機会」への協力
9月5日 チリビジネスミーティングの後援
9月4日～17日 日本・チリ修好110周年記念事業 モアイ像展示の後援
10月2日～6日 日本産業技術フェアの後援

(17) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスの支援強化等を目的とし、実際のビジネス交渉やトラブル解決などの相談先の紹介、中国進出成功事例、模倣品対策、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境情報等の提供を行う。

1) 会員交流会「ビジネス交流プラザ」テーマ：中国ビジネス

6月8日（100名） 開催地：東京商工会議所 国際会議場
内 容：a. 開会挨拶
b. 参加企業PR
c. 懇親会

2) 全国商工会議所中国ビジネス研究会第4回アドバイザリーグループ会議

1月17日 議 題 a. 講演「存在感を増すチャイナマネー」
日本銀行金融研究所 総務企画担当 岡嵯 久実子 氏
b. 最近の中国問題について
・胡錦濤新体制の経済・金融政策について
・中小企業の対中ビジネスについて
c. 全国商工会議所中国ビジネス研究会の活動について
・活動実績と今後の予定について

3) 南北経済回廊視察団（大メコン圏ビジネス研究会との共催）

2月19日～2月29日 メンバー 全国商工会議所中国ビジネス研究会会員企業及び大メコン圏ビジネス研究会会員総勢16名で構成
訪問地：中国（雲南省）、ラオス（ビエンチャン、ルアンプラバン）、タイ（バンコク）
内 容 1) 雲南省
a. 雲南省商務庁訪問

- b. 昆明市副市長表敬
- c. 西双版纳州商務庁表敬 6. 会議(14)その他の会議
- d. 現地中国企業見学
- e. 雲南日本人会との懇談

2) ラオス

- a. ボーテン「黄金城」視察
- b. ラオス国家計画投資省副大臣表敬
- c. ラオスADB支部表敬
- d. 現地日系企業見学

3) タイ

- a. 盤谷日本人商工会議所との懇談

4) 上海万博事前視察会

3月9日～3月12日 メンバー 全国商工会議所中国ビジネス研究会会員企業総勢 10 名で構成

訪問地：中国（上海市）

内 容 1) 雲南省

- a. 上海万博事務局表敬訪問
- b. 展示会予定地視察
- c. 上海日本商工クラブとの懇談

5) 中国における模倣品対策等相談事業

中国で既にビジネスを行っている、また、これから中国とのビジネスを計画している会員企業に対して、
現地での模倣品問題など知的財産権の侵害によるトラブルや対策等に関する相談事業を実施。

6) その他

研究会登録メンバー数：510（3月末現在）

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（1月31日時点で第67号を発行）。

また、全国商工会議所中国ビジネス研究会ホームページの内容の充実に努めるとともに、関係諸機関
と連携し、会社設立・輸出手続き・外貨管理等に関する実務的な対中ビジネスの相談に対応した。

(18) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

第一回交流会

(1) 講 演「台湾の経済情勢について（仮題）」

6月20日

台北駐日経済文化代表処 経済部長 許 銘海 氏

(2) 講 演「台湾の観光事情について（仮題）」

台湾観光協会 東京事務所長 江 明清 氏

(3) 「全国商工会議所台湾ビジネス連絡会」の活動について

(19) 研修の受入・派遣

1) 大韓商工会議所「任意加入制ベンチマーキング日本研修団」

第一回

プログラム：

4月15日～18日

<講義>

- a. 日本の商工会議所の制度・運営・事業・会員管理について

- b. 商工会議所の主な事業（検定、共催、融資など）
c. 任意加入制下の会員誘致と管理技法
- <視察>
浜松商工会議所、岡崎商工会議所、名古屋商工会議所
参加者：約 30 名
- 第二回
10 月 23 日～27 日
- プログラム：
<講義>
a. 日本の商工会議所の制度・運営・事業・会員管理について
b. 商工会議所の主な事業（検定、共催、融資など）
c. 任意加入制下の会員誘致と管理技法
- <視察>
浜松商工会議所、大津商工会議所、大阪商工会議所北・都島・福島支部、ヤマハ工場
参加者：約 30 名
- 2) 商工会議所機能強化研修コース
- 目 的：受入れ研修 ASEAN及びインド・パキスタンから商工会議所等経済団体の中堅幹部を日本に招聘し、経済団体運営についての研修を実施。AOTSにプログラム設計と講師派遣等で協力。
- 第一回
10 月 22 日～11 月 2 日
- プログラム：<講義等>
a. オリエンテーション
b. カントリーレポート発表
c. 日本の中小企業施策について
d. 商工会議所の運営・役割について
e. 最終発表会
- 場 所：AOTS 東京研修センター、東商・日商
- <視察>
・視察先：文京支部、中小企業大学校東京校、大阪・泉大津の各商工会議所等
・参加国：9 カ国 19 名（カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム）
- 第二回
3 月 3 日～14 日
- プログラム：<講義等>
a. オリエンテーション
b. カントリーレポート発表
c. 日本の中小企業施策について
d. 商工会議所の運営・役割について
e. 最終発表会
- 場 所：AOTS 東京研修センター、東商・日商
- <視察>
・視察先：足立支部、中小企業基盤整備機構、中小企業大学校東京校、

コミュニティカフェ「はぴくす」、大阪・泉大津の各商工会議所等

・参加国：9カ国 22名（カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、ベトナム）

- 3) フィリピン商工会議所研修 フィリピン商工会議所（PCCI）が企画した各地商工会議所の人材育成事業に日商OB2名（藤波 洋氏、畔上 弘氏）を講師として派遣。

2月13日～22日

実施主体はAOTS。

プログラム：＜講義等＞

- a. 日本の商工会議所による政策提言や要求について
- b. 東京商工会議所の会員サービスについて
- c. 日本の商工会議所の財政運営について

場 所：フィリピン（マニラ、セブ、ミンダナオの3都市）

参加者：約120名（マニラ約70名、セブ約20名、ミンダナオ約30名）

4) その他研修

6月4日

シンガポール経済産業省（能力開発グループ）研修受入れ

8月16日

「中小企業指導者育成」に係るJICA研修受入れ

12月11日

広東省中小企業局への日本の中小企業に関するブリーフィング

12月14日

ロシア「日本センター中小企業経営研修」受入れ

12月17日

広東省佛山市工商局訪日団への商工会議所運営に関するブリーフィング

2月4日

「中央アジア経済団体強化コース」研修受入れ

(20) その他の国際関係会議

5月31日（250名）

2007年ABAC第二回会議 経済5団体主催ガラ・ディナー

9月9～11日

第39回日本・米国中西部会（東京）参加（402名）

(21) 視察団派遣

① 訪ドイツ・トルコ経済ミッション

1) ミッション担当者打ち合わせ会

7月31日（20名）

講 話 トルコの政治・経済情勢について

伊藤忠商事 前イスタンブール支店長 廣田 幹雄 氏

2) ミッション結団式

9月14日（24名）

講 話 ①トルコの政治・社会情勢について

外務省中東アフリカ局長 奥田 紀宏 氏

②ドイツ・の政治・経済について

経済産業省通商政策局欧州中東アフリカ課長

増山 壽一 氏

議 題 訪ドイツ・トルコ経済ミッションについて

3) 訪ドイツ・トルコ経済ミッション

9月21日～9月30日

メンバー 山口信夫日本・東京商工会議所会頭を団長に、東商副会頭・特別顧問等、総勢36名

訪問地：ドイツ ドレスデン（オプション）、ベルリン、トルコ アンカラ、イスタンブール

内 容 1) ベルリン

- a. ボイス連邦首相府事務次官表敬
- b. カスパリック連邦交通・建設・都市開発副大臣表敬
- c. シュバイツアー・ベルリン商工会議所会頭との懇談
- d. ドイツ商工会議所・ベルリン商工会議所との懇談
- e. 高野大使・ベルリン日本商工会との朝食懇談

2) アンカラ

- a. ヤズジュ副首相表敬
- b. テュズメン国務大臣（外国貿易担当）表敬
- c. チャーラヤン商工大臣表敬
- d. ヒサルジュクルオウル・トルコ商工会議所連合会頭との懇談
- e. ユルジャル元トルコ商工会議所連合会頭との懇談
- f. トルコ商工会議所連合との懇談会

3) イスタンブール

- a. イスタンブール経済界3団体会長との懇談
- b. イスタンブール経済界との懇談会
- c. トルコ産業家・実業家連盟との朝食懇談会
- d. 松谷総領事・イスタンブール日本人会との夕食懇談会

② 第19回 I J B G ・ミーティング

6月12日～6月14日 参加人数 27名

内 容 1) 6月12日 前夜祭（東京国立博物館）

- a. レオナルド・ダ・ヴィンチの傑作「受胎告知」鑑賞
- b. 日伊両国参加者懇親レセプション

2) 6月13日 本会議（イタリア文化会館）

- a. 開会挨拶
 - ・日本側会長：福原 義春 氏
 - ・イタリア側会長：ジョルジョ・ザッパ 氏
- b. 開会スピーチ
 - ・日本政府代表：甘利 明 経済産業大臣
 - ・イタリア政府代表：マウロ・アゴスティーニ 国際貿易省政務次官
 - ・マリオ・ボヴァ 駐日本全権イタリア大使
- c. 基調講演「グローバリゼーション時代の日伊中小企業の在り方と方向性を探る」
 - ・(株)KEN OKUYAMA DESIGN 代表（工業デザイナー）奥山 清行 氏
- d. セッション1「日伊間投資交流」（1）
 - ・日本側代表：JETRO 副理事長 塚本 弘 氏
 - ・イタリア側代表：イタリア貿易振興会 会長 ウンベルト・ヴァッターニ 氏
- e. セッション2「日伊間投資交流」（2）
 - ・デンソー・サーマル・システム(株) 財務部長 マウリツィオ・メリーギ 氏

- ・カゴメ(株) 執行役員事業開発室長 住友 正宏 氏
 - ・ヴェジタリア(株) 代表取締役社長 アウグスト・グリッロ 氏 (カゴメ関連スピーチ)
 - ・シーアイ化成(株) 取締役 小杉 道郎 氏
- f. セッション3「日伊間投資交流」(3)
- ・日本側代表：八木通商(株) 代表取締役社長 八木 雄三 氏
 - ・イタリア側代表：外務省 対外経済金融局長 ジャンドメニコ・マリアーノ 氏
- g. セッション4「環境、バイオ、ロジスティック分野より日伊協働について考察」
- 環境・バイオテクノロジー分野(日伊協働によるビジネスモデルの実現性)
- ・日本側代表：いであ(株) 代表取締役会長 田畑 日出男 氏
 - ・イタリア側代表：カラブリア大学 地球空間物理学教授 ファブリツィオ・フェルッチ 氏
 - ・イタリア側代表：エネア・カッサシア中央研究所 バイオ技術本部長 ドナテッラ・ティリンデッリ・ダネーゼ 氏
 - ・日本側代表：農林水産省大臣官房環境政策課 課長補佐 長峰 徹昭 氏
 - ・イタリア側代表：ボローニャ大学 環境技術教授 ファビオ・ファーヴァロジスティック 氏 (日伊協力による港湾整備事業と商流の変化)
 - ・日本側代表：日本郵船(株) 代表取締役副社長 佐藤 実 氏
 - ・イタリア側代表：Tブリッジ(株) 輸送ロジスティック担当代表 ステファノ・コスタ 氏
 - ・イタリア側代表：イタリア港湾・ジョイアタウロ工業地域 特別委員 マリオ・モリ 氏
- h. まとめ
- ・日本側会長：福原 義春 氏
 - ・イタリア側会長：ジョルジョ・ザッパ 氏
- i. 晩餐会(イタリア大使館)
- ボヴァ駐日イタリア大使主催日伊両国参加者懇親レセプション

2. レセプション・懇談会等

日 時	内 容
4月 3日	椿アイセック・ジャパン会長と山田部長との懇談
4月 3日	中国国家発展改革委員会中小企業対外合作協調センター国際合作処・黄処長の山田担当部長表敬
4月 9日	近藤駐バーレーン大使の山口会頭表敬
4月 12日	ラトヤナカ在京スリランカ大使館参事官の山田部長表敬
4月 12日	中華人民共和国・温家宝総理歓迎昼食会
4月 13日	フェリックス・チャン 香港貿易発展局東京事務所長異動のご挨拶
4月 16日	篠原駐カンボジア大使の山口会頭表敬
4月 17日	孫京植・大韓商工会議所会長の山口会頭表敬
4月 18日	フェルナンデス・ディアス サントメ・プリンシペ民主共和国経済大臣の山田部長表敬
4月 20日	葛海鷹・遼寧省鞍山市副市長の山田部長表敬
4月 23日	インド・モンテック・シン・アルワリア計画委員会副委員長との昼食懇談会
4月 25日	UAE商工会議所との懇談
5月 8日	ジャリール・モルディブ共和国経済開発通商大臣の山田部長表敬
5月 16日	コートジボワール開発局ディレクターの山田部長表敬
5月 16日	雷鵬・中国国家労働社会保障部国際交流服務中心副主任の山田部長表敬
5月 18日	李保衛・北京市投資促進局副局長の山田部長表敬
5月 23日	林渉駐チリ大使の山口会頭表敬
6月 1日	ホセ・ミゲル・モラレスAPEC CEOサミット2008議長の植松専務表敬
6月 7日	ベラルーシ商工会議所ミンスク支部専務理事の山田部長表敬
6月 12日	スィンハ・インド工科大学同窓会東京支部代表の山田部長表敬
6月 14日	カンボジア王国・フンセン首相歓迎昼食会
6月 20日	マルチン・リビツキ・ポーランド大使の山口会頭表敬
6月 25日	柳明桓駐日韓国大使の山口会頭表敬
6月 29日	ボーゴラガマ・スリランカ外務大臣歓迎昼食会
7月 10日	外務省目賀田アフリカ審議官の植松専務理事表敬
7月 11日	辜晏宏（財）台日経済貿易発展基金会常任顧問の山田部長表敬
7月 12日	駐メキシコ小野大使（新任）の植松専務理事表敬
7月 12日	李上甲（財）台日経済貿易発展基金会董事・常任特別顧問の山口会頭表敬
7月 18日	バドル駐日エジプト大使歓送会
8月 6日	グルジア・アジア商工会議所の山田部長表敬
8月 27日	マクレーン駐日豪州大使の岡村副会頭表敬

8月	29日	粗（ほぼ）在シドニー総領事の下島日豪経済委員会事務総長表敬
8月	29日	クリストファー・ジャクソン香港貿易発展局ディレクターの山田部長表敬
9月	3日	セリム・セルメット・アタジャンル駐日トルコ大使の山口会頭表敬
9月	3日	重家俊範駐大韓民国大使の山口会頭表敬
9月	3日	高野駐ドイツ大使と山口会頭との懇談
9月	4日	ミャンマー政府ミッション・産業把握プログラム研修生に対するブリーフィング
9月	14日	桂誠駐フィリピン大使の日比経済委員会代表世話人表敬
9月	21日	趙曉勇・湖北省工商連会長の篠原常務表敬
10月	15日	田中信明・新駐トルコ大使の山口会頭表敬
10月	22日	阿部知之前駐トルコ大使の山口会頭表敬
11月	8日	ヤッソ駐日ベナン大使の山田部長表敬
11月	9日	シャリム・アブダビ商工会議所会頭の岡村会頭表敬
11月	9日	タライ駐日イラン大使と山田部長の懇談
11月	13日	国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）との懇談
11月	26日	メレリオ・パリ商工会議所理事の中村専務表敬
11月	26日	ベトナム・チェット国家主席歓迎昼食会
12月	6日	田中パラグアイ日本商工会議所会頭と山田部長の懇談
12月	11日	広東省中小企業局への日本の中小企業に関するブリーフィング
12月	14日	在日外国商工会議所との交流レセプション
12月	17日	広東省佛山市工商局訪日団への商工会議所運営に関するブリーフィング
1月	9日	パサード駐日トリニダード・トバゴ大使の近藤理事表敬
1月	29日	吉林省商務庁・張副処長来所
2月	4日	エブラール・ブリュッセル企業庁国際関係部門長の山田国際部長表敬
2月	5日	アジア大洋州地域大使との懇談会
2月	6日	ルイスカバーニャス駐日メキシコ大使の岡村会頭表敬
2月	19日	カステジョン・駐日ニカラグア大使の中村専務表敬
3月	11日	英国ニューキャッスル商業会議所国際部長と岡山副部長との懇談

3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が活性化している中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制について、検討・構築を行った。

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外からの取引紹介希望者に対して、インターネットの日商ホームページ（英文）上に直接書き込みができるサービスを紹介し、貿易取引の促進に努めた。
- ④ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールは3,296通で国別内訳は次のとおり。

・国別内訳

中	国	403 通			
イ	ン	ド	303 通		
アラブ首長国連邦		242 通			
パ	キ	ス	タ	ン	233 通
香	港	192 通			
バングラデシュ		107 通			
ト	ル	コ	106 通		
ギ	リ	シ	ヤ	104 通	
マ	レ	ー	シ	ア	94 通
そ	の	他			1, 512 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（2,474 件）

—日本からの輸入希望—

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	7	0	3	3	23	5	1	0	42
輸送用機器	17	0	1	8	26	13	1	4	70
光学・精密機器	5	0	3	2	19	4	0	0	33
一般機器	31	1	6	10	31	18	2	6	105
鉄鋼	23	0	0	6	9	4	0	0	42
化学製品	17	0	1	2	7	5	0	0	32
繊維	16	1	0	4	29	3	0	2	55
皮革	3	0	0	2	16	3	0	0	24
木材	2	0	0	2	8	2	0	0	14
プラスチック	6	0	0	3	9	1	0	0	19
セメント	3	0	0	5	8	1	0	0	17
食料品	5	1	2	5	19	5	0	2	39
宝飾品	5	2	0	4	28	7	0	0	46
その他	49	5	10	34	147	38	3	3	289
合計	189	10	26	90	379	109	7	17	827

—日本への輸出希望—

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	126	0	0	1	5	1	0	1	134
輸送用機器	15	2	0	1	5	1	2	0	26
光学・精密機器	86	0	0	1	5	1	0	1	94
一般機器	184	1	1	5	8	7	0	1	207
鉄鋼	14	0	0	2	12	2	0	0	30
化学製品	24	1	0	1	6	1	0	0	33
繊維	114	0	2	1	7	11	0	2	137
皮革	22	0	0	1	7	4	0	0	34
木材	3	0	4	3	11	1	1	1	24
プラスチック	4	0	0	1	6	1	0	0	12
セメント	21	0	1	2	10	6	0	0	40
食料品	48	1	9	6	20	13	1	2	100
宝飾	81	2	15	5	21	6	1	3	134
その他	412	13	31	41	88	50	5	2	642
合計	1154	20	63	71	211	105	10	13	1647

—その他の照会—

合併	38
投資	31
その他	2, 446

⑤ 取引紛争・仲裁

受信したクレームの件数は11件で、内容としては契約不履行、手数料不払いが多く、その他内容相違もあった。クレームについては、(社)日本商事仲裁協会の協力を得て、解決を図った。

(2) 特定原産地証明書の発給体制の構築

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給体制の構築

平成18年7月の日本マレーシア経済連携協定(日マEPA)発効に伴い、各地商工会議所の協力を得て、日商による一元的な特定原産地証明書発給体制を構築された。日商による一元的発給体制においては、日商の事務所を札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内に設置した(平成20年3月31日現在)。平成19年度は、9月の日チリ経済連携協定、11月の日タイ経済連携協定の発効に伴い、特定原産地証明書の発給を開始した。

日チリ、日タイEPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会をJETRO、各地商工会議所と協力して開催した。説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○日本チリ経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数(名)	主 な 内 容
8. 27	東京商工会議所	197	○ 「日チリ経済連携協定と原産地規則の概要」 (経済産業省・通商政策局・経済連携課・課長補佐・矢田晴之氏、経済産業省・通商政策局・経済連携課・専門官・宮崎拓夫氏、財務省・関税局・関税課・原産地規則専門官・上川純史氏、財務省・関税局・参事官室(国際調査担当)・鑑査専門官・吉川孝史氏) ○ 特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・曾本尚)
8. 30	大阪商工会議所	99	○ 「日チリ経済連携協定と原産地規則の概要」 (経済産業省・通商政策局・経済連携課・関税担当・原智明氏、経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・国際担当係長・出雲晃氏、財務省・東京税関業務部・総括原産地調査官・今川博氏、財務省・関税局・参事官室(国際調査担当) 鑑査専門官・吉川孝史氏) ○ 特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・曾本尚)

9.5	大阪商工会議所	47	○ 「日チリ経済連携協定と原産地規則の概要」 (経済産業省・通商政策局・中南米室・中米一係長・坪川薫氏、 経済産業省・通商政策局・経済連携課・原産地担当・植松健氏、) ○ 特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・曾本尚)
9.7	東京商工会議所	120	○ 「日チリ経済連携協定と原産地規則の概要」 (経済産業省・通商政策局・経済連携課・広報担当・土屋佑子氏、 経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・国際担当係長・ 菊池孝憲氏、財務省・関税局・関税課・原産地規則専門官・ 上川純史氏、財務省・関税局・参事官室(国際調査担当)鑑 査専門官・吉川孝史氏) ○ 特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当部長・山田光良)

○日本タイ経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数(名)	主 な 内 容
10.22	東京商工会議所	第一部 344 第二部 485	第一部「輸入編」 ○ 「輸入に係る市場アクセス」 (財務省・関税局・経済連携室・上席調査官・香川里子氏) ○ 「原産地規則関連の輸入手続き」 (財務省・関税局・関税課・原産地規則専門官・上川純史氏) 第二部「輸出編」 ○ 「原産地規則の概要」 (経済産業省・通商政策局・経済連携課・専門官・宮崎拓夫氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・曾本尚)
10.23	大阪商工会議所	417	○ 「原産地規則関連の輸入手続き」 (財務省・関税局・関税課・原産地規則専門官・上川純史氏) ○ 「原産地規則の概要」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・国際担当係長・ 菊池孝憲氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・曾本尚)

10. 25	東京商工会議所	第一部 364 第二部 509	第一部「輸入編」 ○ 「輸入に係る市場アクセス」 (財務省・関税局・経済連携室・上席調査官・香川里子氏) ○ 「原産地規則関連の輸入手続き」 (財務省・関税局・関税課・原産地規則専門官・上川純史氏) 第二部「輸出編」 ○ 「原産地規則の概要」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・国際担当係長・出雲晃氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・會本尚)
10. 29	大阪商工会議所	238	○ 「日タイ経済連携協定と原産地規則の概要」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・室長・鈴木啓之氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・會本尚)
20. 1. 18	大阪商工会議所	276	○ 「日タイ経済連携協定と原産地規則の概要について」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室長 鈴木 啓之) ○ 「農林水産品原産地規則の概要について」 (農林水産省・大臣官房 国際部・貿易関税チーム・課長補佐・小原修氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明担当課長・會本尚)
1. 21	大阪商工会議所	268	○ 「日タイ経済連携協定と原産地規則の概要について」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・国際係長・出雲晃氏) ○ 「農林水産品原産地規則の概要について」 (農林水産省・大臣官房 国際部・貿易関税チーム・課長補佐・小原修氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部 特定原産地証明・担当課長・會本尚)
1. 24	東京商工会議所	340	○ 「日タイ経済連携協定と原産地規則の概要について」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室長・鈴木啓之氏) ○ 「農林水産品原産地規則の概要について」 (農林水産省・大臣官房 国際部・貿易関税チーム・課長補佐・小原修氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部・特定原産地証明・担当課長・會本尚)

1. 28	東京商工会議所	244	○ 「日タイ経済連携協定と原産地規則の概要について」 (経済産業省・貿易経済協力局・原産地証明室・国際担当係長・菊池孝憲氏) ○ 「農林水産品原産地規則の概要について」 (農林水産省・大臣官房 国際部・貿易関税チーム・農林水産技官・西村佳郎氏) ○ 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所・国際部 特定原産地証明・担当課長・曾本尚)

○発給件数

	平成 18 年度	平成 19 年度
日マレーシア	1,018 (7月～)	5,335
日チリ		1,503 (9月～)
日タイ		6,677 (11月～)
日メキシコ	5,928	5,761
計	6,946	19,276

② 日本メキシコ経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給体制の検討

平成 17 年 4 月に発効した日本メキシコ経済連携協定(日墨 E P A)に基づく特定原産地証明書は、全国 21 の商工会議所が指定発給機関として発給事務を行っているが、平成 19 年 4 月から日墨 E P A に基づく特定原産地証明書についても、日商による一元的発給体制に移行した。

③ 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書並びに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明小委員会」、同委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明等に関する研究会」で審議・検討した。

4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。75 カ所の在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内 17 カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。フィリピン日本人商工会議所、中国日本商会、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。

さらに、各地商工会議所はじめ関係団体の経済ミッション派遣が活発化している中、当所ではこれら各地商工会議所等の要請に応じて、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成 19 年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
洲本商工会議所	1 月 21 日	台北市日本商工会	懇親会
甲府商工会議所	1 月 30 日	盤谷日本人商工会議所	ブリーフィング
綾部商工会議所	2 月 9 日	盤谷日本人商工会議所	ブリーフィング
宇佐商工会議所	3 月 7 日	台北市日本商工会	交流会
松江商工会議所	3 月 14 日	ソウル・ジャパン・クラブ	交流親睦会
大阪商工会議所	7 月 4 日	ホーチミン日本商工会	懇談会
札幌商工会議所	7 月 20 日	ソウル・ジャパン・クラブ	懇談会
船橋商工会議所	7 月 13 日	ホーチミン日本商工会	交流会
福島商工会議所	9 月 25 日	上海日本商工クラブ	交流会
(財)国際研修協力機構	10 月 9 日	フィリピン日本人商工会議所	調査協力
豊田商工会議所	10 月 16 日	上海日本商工クラブ	懇談会
(財)国際研修協力機構	11 月 2 日	ホーチミン日本商工会	調査協力
(財)国際研修協力機構	11 月 26 日	中国日本紹介	調査協力
(財)国際研修協力機構	11 月 30 日	上海日本商工クラブ	調査協力

5. 中小企業国際化対策事業

① 海外事業

中小企業庁の支援を受け、昭和 58 年度より海外駐在員事務所において、海外進出後の中小企業に対し、現地社会への融和・定着を図るための個別相談やコミュニティ活動等を実施してきたが、日系中小企業が現地で活動するうえで隘路事項となっている法制、税制、為替管理等の改善を図り、中小企業の円滑な現地化を支援する必要性から、12 年度より事業内容を組み替え、当所ソウル事務所、インドネシア、中国、上海、フィリピン、マレーシアの各日本人商工会議所等において、アジア地域へ進出している日本企業、これから海外進出を検討している日本企業への情報提供など、以下の事業を行った。

ア. 中小企業経営インフラ整備事業

海外日本人商工会議所等に「中小企業委員会」を設置。進出日系企業からの意見聴取、各地における実態調査を行い、日系企業の経営活動上の隘路事項について、当該国政府および政府関係機関等に対する要望を取りまとめた。

各地の事業の実施状況

国・地域名	中小企業委員会等	実態調査
韓国	5回	0件
中国（北京）	8回	0件
中国（上海）	10回	1件
インドネシア	9回	1件
フィリピン	26回	1件
マレーシア	24回	1件
合計	82回	4件

イ. 中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題および広域的な問題について、現地コンサルタントと連携して指導を行った。特にインターネットおよび電子メールによるオンラインの指導体制を整備し、指導を通じて得られた意見・要望事項について、中小企業委員会と連携して対応した。

各地における専門指導実施状況

国・地域名	主な相談内容	件数
韓国	会社・事務所照会（連絡先等） 労働・労務問題に関する相談 韓国でのビジネス上の相談 商工会議所、JETRO 等日系相談機関照会等	126
中国（北京）	労務関連 法務関連 取引照会、信用調査、現地法人設立、販路拡大、現地情報、 日系企業進出状況について	36
中国（上海）	労務関連 税務関連 中小企業ネット掲示板 法務関連 取引照会	23
マレーシア	労務問題について 法務関連について 税務・会計について	52
フィリピン	労務 税務・会計 取引照会 現地事情照会 進出準備 入管（ビザ）	77
インドネシア	労働・労務問題 税法問題関連 投資について ビザと就労許可	220
合計		534

6. 情報化推進事業

① ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）を通じた電子政府・電子自治体への対応

ア. ビジネス認証サービスタイプ1のサービス拡充

ビジネス認証サービスでは、16年2月2日から一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）および行政書士用電子証明書（タイプ1-G）の発行サービスを開始し、15年から発行していた電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1-A）と合わせて、現在、3種類の電子証明書を発行している。行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等に対応するため、これら電子証明書の利用範囲の拡大を図るとともに、容器包装リサイクル協会の電子入札への対応や行政書士会単位での割引販売など19年度も引き続きその普及とサービス拡充に努めた。特に、すべてのタイプの電子証明書で国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTax）を利用できるようにしたほか、タイプ1-Aの利用で必要となる電子認証セット（ICカードリーダーとCD-ROMのセット）の価格改定（従来12,600円→現行10,500円）や、ビジネス認証サービス取次商工会議所における職員の研修義務の緩和など、電子政府・電子自治体への対応と利用促進のためのサービス拡充に努めた。

1) 利用料金

ビジネス認証サービスタイプ1に関する料金は、次のとおり。

		タイプ1-A (有効期間 1年30日)	タイプ1-A (有効期間 2年30日)	タイプ1-E	タイプ1-G
通常料金	会員	14,700円	12,600円	26,250円	12,600円
	非会員	15,750円	14,700円	29,400円	14,700円
複数枚割引料金	会員	—	11,550円	25,200円	11,550円
	非会員	—	13,650円	28,350円	13,650円
失効・再発行割引料金 (残り有効期間1年以上)	会員	—	10,500円	21,000円	10,500円
	非会員	—	12,600円	24,150円	12,600円
失効・再発行割引料金(残り有効期 間半年以上1年未満)	会員	—	11,550円	23,100円	11,550円
	非会員	—	13,650円	26,250円	13,650円
電子認証セット(ICカードリーダ ライタとCD-ROM)	会員	10,500円	10,500円	—	—
	非会員	10,500円	10,500円	—	—

注：送料・消費税込みの価格

イ. ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第14条で設置が定められており、同規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることになっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。19年度においては、1回開催した。

1) 委員構成

9商工会議所（郡山、富山、松本、東京、浜松、名古屋、大阪、福岡、北九州） 9名

2) 開催日

第1回 3月28日

3) 検討結果

平成 19 年度のビジネス認証サービスの運用状況および電子認証セットの改版（新バージョンの OS（Windows Vista）とブラウザ（Internet Explorer 7）への対応等）について説明の上、了承されるとともに、指定調査機関および監査人からの指摘事項とその対応について報告が行われた。

ウ．電子入札対応認証セミナー・パソコン操作講習会開催への支援

商工会議所等による電子認証に関するセミナーならびにパソコン操作講習会の開催にあたり、当所から旅費と謝金を負担して講師の派遣等の支援を行った。19 年度は、各地商工会議所や県の行政書士会等で計 46 回のセミナー・講習会を開催した。

② 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

商工会議所間における情報基盤の強化を目的に開設した「商工会議所イントラネット」について、掲載情報をさらに充実させ、情報の共有と活用推進に努めた。

③ オンラインマーク制度の運用

オンラインマーク制度は、インターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブル増加に対応して、消費者保護および健全な E C（電子商取引）市場の発展と事業者の育成に資することを目的に 12 年 5 月から実施されている。本制度では、事業者の実在が確認され、なおかつ特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）を順守している通信販売事業者のホームページに「認証マーク」が発行される。19 年度末時点での地域センター（各地商工会議所）は全国 371 ヲ所、マーク発行数は 276 件となっている。

1) 運用体制

当所は「総合センター」として、制度運用の総合調整、認証システムの開発・運用管理、不正使用者対策、消費者相談、運用状況の把握分析等の業務を行っている。各地商工会議所は「地域センター」として、申請受付、審査、実態調査、適正化指導、認証情報の登録、マークの発行、マーク使用契約の締結、料金の徴収、更新手続き等の業務を行っている。また、14 年度からは希望する地域センター向けに総合センターによるホームページ審査の代行業務を実施しており、地域センターの負担軽減に努めた。19 年度は 5 商工会議所について代行審査を行った。

2) 制度の終了

本制度は創設以来 8 年が経過し、適正なネット商取引慣習の普及・啓蒙という役割を十分に果たしたことから、20 年 3 月末をもってマークの新規発行と年度更新の受付を終了するとともに、21 年 3 月末に本制度を終了することとした。

④ I T 研究会（旧：ネットワーク化研究会）の開催

商工会議所全体の情報化の方針・戦略を実務的に検討するために設置された研究会で、19 年度は電子認証サポーター制度の創設や I T 経営応援隊事業等について研究・検討を行った。

ア．委員構成

9 商工会議所（郡山、富山、松本、東京、浜松、名古屋、大阪、福岡、北九州） 9 名

イ．開催日

第 1 回 3 月 28 日

ウ．検討結果

電子認証事業について、「電子認証サポーター制度」の創設と、その提携先企業におけるサービス内容の充実や連携の方策等について意見を交換するとともに、今後の普及・広報戦略について協議した。

⑤ TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の改善と活用支援

ア. TOASに関する運用管理について

TOASの開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12年度から「TOAS運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、19年度においては284商工会議所に負担いただいた。

イ. プログラムの改善

1) 日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対してプログラムを改善し、その提供により対応した。

ウ. ユーザー商工会議所、TOASパートナーへの情報提供

TOASユーザー商工会議所、TOASパートナーに対して、Webサイト (<http://www.jcci.or.jp/toas/web/>) ならびにメーリングリスト (toas@cin.or.jp) を通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOASパートナーシップ制度」に登録している事業者は、全国で66社（20年3月現在）となっている。

エ. TOAS Q&A専用受付メールの対応

TOASユーザー商工会議所やTOASパートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、当所ではTOAS Q&A専用の受付メール (toasqa@cin.or.jp) で受付・回答し、充実したサポートに努めた。

オ. TOAS研修会の開催

1) TOAS/Web版コード等の設定研修会の開催

各地商工会議所がTOASを運用するにあたり必要となる初期設定や、組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：平成19年6月21日～22日 組織団体・会費/データ活用編（参加者数：20名）

6月22日 経理編（参加者数：24名）

7. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には153商工会議所、約8,000企業が参加している。

平成19年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

8. CCI-LOBO調査事業

平成元年4月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI-LOBO（Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook）」）を活用して景気調査を行っている。

毎月、原則として20日～25日に調査参加商工会議所を通して業種組合等に対し経営状況等のマインドにつ

いてヒアリングを実施し、翌月初めまでにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

19 年度（20 年 3 月現在）の参加状況は次の通り。

対象商工会議所 407 カ所

対象業種組合等

建 設 業	378	製 造 業	616	卸 売 業	235
小 売 業	736	サービス業	613	合 計	2,578 組合等

9. PL 保険制度

「中小企業 PL 保険制度」、「全国商工会議所 PL 団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」等を通じて PL 保険制度ならびに PL 事故例等について情報提供を行った。

平成 19 年度（19 年 7 月～20 年 3 月）の加入状況は、「中小企業 PL 保険制度」、「全国商工会議所 PL 団体保険制度」とともに、前年度をやや下回った。また、海外での PL 事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外 PL 保険制度」についても、加入件数、保険料ともに前年度をやや下回った。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
中小企業PL保険制度	39,747件	38,867件	2,506,491,152円	2,480,700,158円
全国商工会議所 PL団体保険制度	98件	90件	48,172,734円	43,773,000円
全国商工会議所 中小企業海外PL保険制度	64件	60件	38,959,750円	36,850,790円

10. 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度、商工会議所向け災害補償共済制度、テナント災害補償共済制度

(1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

平成 18 年 11 月 1 日から募集を開始した（保険始期は 19 年 3 月 1 日）本保険制度は、加入者に個人情報管理体制の現状分析や漏えい防止策などをアドバイスする「リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報の漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金や謝罪広告の掲載費用、見舞金・見舞品購入費用などについて保険金が支払われる。

18 年度および 19 年度の本保険制度の加入件数および保険料は次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度	2,469 件	2,281 件	352,546,300 円	334,914,790 円

(2) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

17年2月4日から募集を開始した（保険始期は平成17年4月1日）本共済制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所における個人情報保護法への取組状況をチェックする、「個人情報リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

18年度および19年度の本共済制度の加入者及び保険料は次のとおり。

共済制度名	加入件数		保険料	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度	295件	302件	19,013,610円	19,347,590円

(3) 商工会議所向け災害補償共済制度、テナント災害補償共済制度

18年1月11日から募集を開始した（保険始期は平成18年3月31日）本共済制度は、商工会議所とそのテナントを加入対象にしたもので、(1) オプションとして地震保険に加入可能、(2) 保険料の低廉化（個別加入の約8割水準、および「個人情報漏えい賠償共済制度」とセット加入の場合はそれぞれ5%の割引）、(3) 火災・水災・破損の場合でも実損害額まで補償、の3点を特徴としている。

19年度（19年4月～20年3月）の加入状況は次の通り。

共済制度名	加入件数	保険料
商工会議所向け災害補償共済制度	4件	371,300円
テナント災害補償共済制度	3件	53,670円

1.1. 中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策の基本的事項に関する研修等支援事業

各地商工会議所の協力の下、中小規模事業場の事業者等を対象に、ストレスおよびメンタルヘルスケアに関する基礎知識等の内容を中心とした研修を開催するとともに、過重労働による健康障害防止措置として、小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）に対して平成20年度から導入が予定されている「面接指導制度」（常時50人以上の労働者を使用する事業場に対しては平成18年度に導入済み）の浸透・定着に向けて、研修会および相談対応による普及啓発活動を実施した。事業の主な内容は次のとおり。

①メンタルヘルス対策に係る研修の開催

平成18年3月に策定、公表された「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」の周知啓発および、中小規模事業場がメンタルヘルス対策に取り組む際のきっかけをつくるため、事業主等を対象に、全国46カ所において研修会を46回開催した。

②面接指導制度に係る研修の開催

過重労働による健康障害防止措置として、小規模事業場に対して平成20年度から導入が予定されている「面

接指導制度」の浸透・定着に向けて、事業主等を対象に、全国 46 カ所において研修会を 46 回開催した。

③面接指導制度に係る相談対応の実施

研修実施商工会議所に面接指導制度に関する相談窓口を開設し、小規模事業場からの電話、来訪等に対し相談対応を実施するほか、必要に応じて個別の事業場を訪問し、指導を実施した。

④準備等要員の設置

日本商工会議所および研修実施商工会議所内に準備等要員名（日本商工会議所 7 名、研修実施商工会議所のうち 39 カ所×1 名）を設置し、本事業全般に係る事務を行うほか、上記セミナーにおいて普及啓発を行うとともに、各地域における実態把握に努めた。

12. 商工会等児童健全育成活動助成事業

(財)こども未来財団による助成を活用し、8 商工会議所において幼児または小・中学生に対する健全育成活動を企業の厚生施設、広場公園、公的集会場等や山野を活用して実施する事業を支援した。助成総額は 280 万円（内訳：@40 万・6 カ所、@20 万円・2 カ所）。

平成 19 年度商工会等児童健全育成活動助成事業実施会議所リスト

会議所名	事業内容	参加者数（人）
加 茂	「越後加茂川夏祭り」 「2007 夢空間 in 加茂川」	幼 900
		小 620
		中 80
		老 220
		<u>その他 670</u>
		2,490
射 水	「アルペンスタジアムで遊ぼう」 「昭和の遊びを楽しもう」	幼 8
		小 92
		中 23
		老 0
		<u>その他 56</u>
		179
大 野	「Summer カントリースクール」 「自然観察会」 「秋の自然を楽しむ会」	幼 5
		小 115
		中 0
		老 3
		<u>その他 58</u>
		181

洲 本	「海の一日体験学校 ～海の安全について～」 「みんなでつくろう未来のすもと」 「ビッグツリー制作」	幼 380 小 1,070 中 0 老 0 <u>その他 112</u> 1,562
尾 道	「平成 19 年度 前期リーダー・育成指導者講習会」 「第 26 回尾道市子ども会球技大会」 「第 45 回尾道市子ども会大運動会」 「尾道市子ども会創立 50 周年記念子ども会まつり」	幼 490 小 3,859 中 129 老 100 <u>その他 2,697</u> 7,275
善通寺	「親子コーディネーション運動教室」 「親子サイエンス教室」 「ちびっこ大綱引き大会&ちびっこ力餅大会」	幼 65 小 165 中 0 老 10 <u>その他 200</u> 440
日 南	「第 52 回日南地区珠算競技大会」 「第 12 回油津堀川まつり」	幼 200 小 375 中 221 老 250 <u>その他 716</u> 1,762
中 津	「第 4 回わいわい！ YEG～自然体験ふれあいたいむ～」 「第 42 回クリーンアップ大作戦 in 小祝漁港」	幼 17 小 164 中 67 老 12 <u>その他 180</u> 440

13. 商工会等育児支援助成事業

(財)こども未来財団による助成を活用し、3 商工会議所において幼児または小学生を対象に、商店街の空店舗を利用して、子どもを一時的に遊ばせたり、世代間の交流を図るような場所を確保するための事業を支援した。助成総額は 150 万円（内訳：@50 万・3 カ所）。

平成 19 年度商工会等育児支援活動助成事業実施会議所リスト

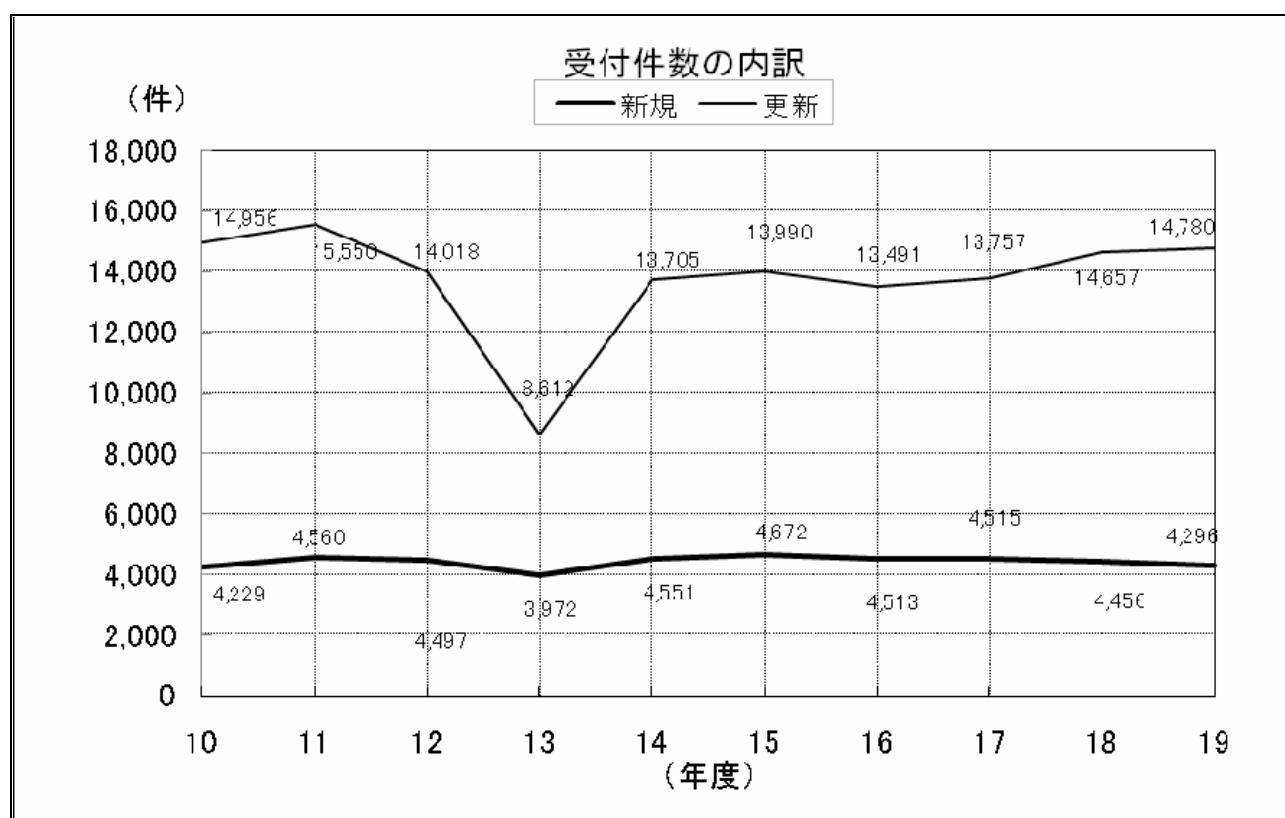
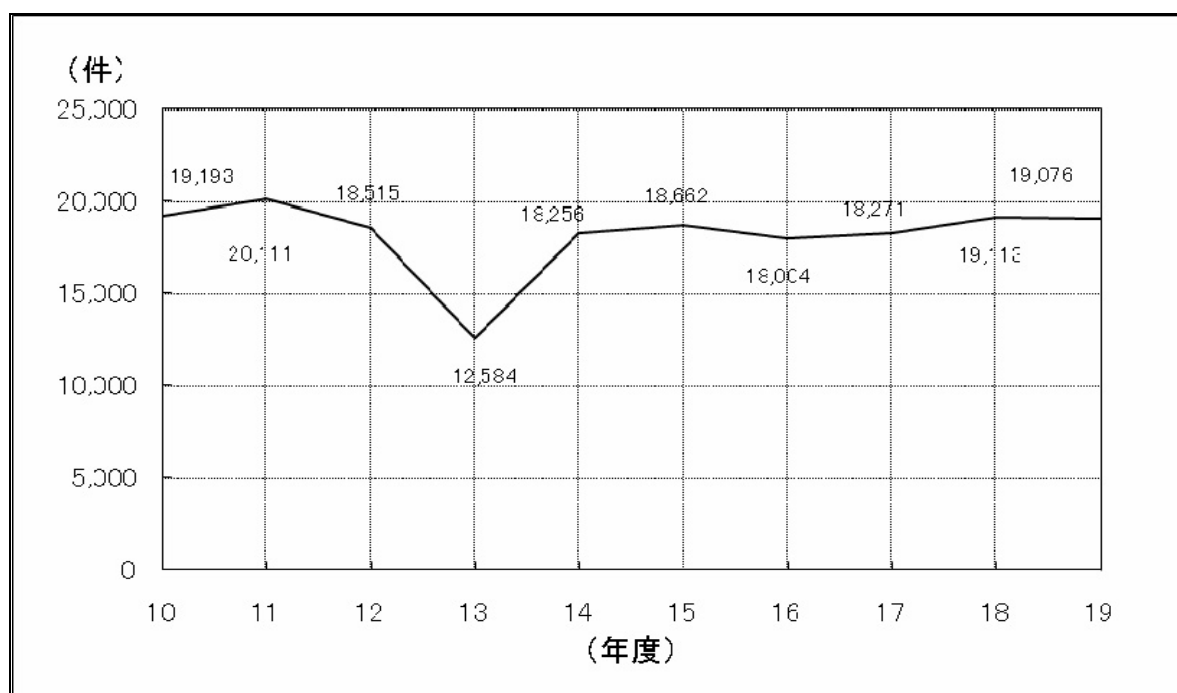
会議所名	事業内容	利用者数（人）
柏 崎	名称：キッズマジック 活動内容：親子で楽しめるふれあい広場（屋内大型児童遊戯施設）の運営 ① 季節のイベントの実施 ② 各種カルチャー講座の実施 ③ おもちゃ博物館の運営 ④ 絵本の読み聞かせ会の実施 ⑤ 一時預り保育「ちびっこ館」との連携による預り事業の補完	123 （開催日 1 日あたりの平均）
桐 生	名称：えほんのへや「あひるのこ」 ① 赤ちゃんとお母さんが絵本を楽しむ場の提供 ② 絵本の読み聞かせ、わらべうたあそびの提供	20（10 組） （開催日 1 日あたりの平均）
神 戸	名称：ひらのっ子 ファミリーステーション ① お母さん、子どもたちが誰でも自由に出入りできる居場所を提供。（学校の宿題や地域の伝承遊び等、幅広い目的で使用） ② お母さんの子育てサロン、サークル作り、子育て発達プログラム等を実施 （開設場所は平野市場の空き店舗を利用）	20 （開催日 1 日あたりの平均）

14. JAN企業（メーカー）コードの登録受付業務

昭和 60 年 8 月から（財）流通システム開発センターの委託を受けて開始した JAN 企業（メーカー）コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたことに伴い、実施商工会議所は当初の 218 商工会議所から 19 年度末にはほとんど全ての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して（財）流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

本年度の商工会議所の登録受付件数は合計 19,076 件で、受付開始以来の累計は、360,163 件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,296	14,780	19,076



15. 経営安定特別相談事業

19年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は14,091件（前年度13,337件）、負債総額は5兆7,279億円（同5兆4,462億円）で、4年ぶりに1万4千件を上回った。また、上場企業（店頭上場を含む）倒産は、計6件が発生した。

業種別では、建設業の倒産が全倒産の3割近くを占めているが、10産業中9産業で前年度比増加となった。

原因別では、販売不振が9,139件で全体の6割以上を占めた。

このような中、全国商工会議所221カ所の相談室における受付件数は1,661件。業種別では建設業(394件)、製造業(362件)、小売業(345件)の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が682件、構成比41.0%と最も高い割合となっている。次いで「既往のしわよせ」が多く166件、同10.0%であった。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促した。また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数	1,661 件	—
(内 訳)		
受注・販売不振	682 件	41.0%
関連企業の倒産	161 件	9.7%
既往のしわよせ	166 件	10.0%
高利・融手の利用	66 件	4.0%
支払条件の悪化	60 件	3.6%
経営計画の失敗	121 件	7.3%
放 漫 経 営	58 件	3.5%
そ の 他	348 件	20.9%
処理最終件数	1,578 件	—
(内 訳)		
倒 産 回 避	1,170 件	74.1%
調 停 不 能	208 件	13.2%
整 理	200 件	12.7%

② 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数
ポスター	7,171 枚
パンフレット	187,265 部
自己チェックリスト	124,094 枚

16. 企業等OB人材活用推進事業

商品開発、マーケティング、研究開発、新事業開発など、経営戦略の見直しや新事業の展開を図るために人材を必要としている中小企業やベンチャー企業と、退職後も自らの知識・経験・ノウハウなどを活かしたいという意欲を持った企業等OBとのマッチングを支援する事業を、中小企業庁の委託により15年度新規に実施、最終年度の5年目となった。

企業等OB人材の活用を推進するため、日商内に「企業等OB人材マッチング全国協議会」を設置。コー

ディネーターを5名配置し、各都道府県に設置された幹事商工会議所を母体とする「企業等OB人材マッチング地域協議会」を訪問するなど実態調査を行うとともに実務担当者向け研修会を実施し、マッチング成功事例の創出を促進するための活動を行った。また、本事業を通じたOB人材の中小企業等への支援活動に対する国民の理解、社会的評価の向上、潜在的な活動人材の意識喚起のために、ホームページによる情報提供や会議所ニュースなどによる広報活動を行い、企業等OB人材と中小企業との効果的マッチングを支援するための全国的な活動を展開した。

一方、「企業等OB人材マッチング地域協議会」においても、ホームページの作成・管理、企業等OB人材の発掘・登録、マッチングデータベースへの登録、マッチング等を行った。

こうした活動の結果、19年度は新たに1,272名のOB人材が登録され、平成20年3月現在の登録OB人材総数は8,174名となった。また、事業成果としてのマッチング件数は1,183件あり、5年間で4,311件となった。

① 諸会議の開催

ア. 企業等OB人材活用推進委員会

開催期日	出席者数	場 所
4月25日	18名	東 京

イ. 企業等OB人材マッチング事業担当者説明会・研修会

開催期日	出席者数	場 所
5月9日	65名	東 京
11月30日	80名	東 京

② 各種調査

実施時期	内 容
5月	人件費関係支出の経理処理状況等に関する緊急調査
8月	地域協議会に関する実態調査
11月	企業等OB人材データベースに関する調査

③ 現地調査等

日 程	用 件（会議名）	場 所
6月19日	平成19年度企業等OB人材マッチング第1回神奈川協議会	横浜
12月3～5日	中四国地域協議会訪問	山口・広島・岡山・愛媛・香川・徳島
12月4日	OB人材活躍フォーラム in 埼玉	さいたま
12月10～11日	関西地域協議会訪問	大阪・京都・滋賀・岐阜
2月18日	岐阜協議会、活用発掘委員会合同会議	岐阜

17. 創業人材育成事業

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業（創業塾・経営革新塾）を実施した。

「創業塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、創業を希望する方を対象に開催する講座で、事業開始の心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を提供している。さらに女性のみを対象とした女性塾や、より専門的・実践的な内容の習得を希望するものを対象としたステップアップコースを実施している。

平成 19 年度は、全国 135 商工会議所で延べ 160 回の「創業塾」（女性塾・ステップアップコース含む）を実施し、合計 4,704 名の参加者を集めた（平成 11 年度から平成 19 年度までの累計では延べ 1,156 回、合計 43,206 名が参加）。講座修了者を対象にした追跡アンケート結果によれば、回答者の約 3 割が創業を実現している。

「経営革新塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、既に事業を営んでおり、かつ将来を見据えて新しい事業にチャレンジしたい二代目や若手後継者、あるいは、新事業の展開などを実現しさらなる飛躍を図りたい経営者、既に創業し第二の成長段階へのステップを踏み出したい経営者などを対象に開催する講座で、成功のための経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援している。

平成 19 年度は、全国 127 商工会議所で延べ 141 回開催し、日本商工会議所が日本商工会議所青年部を対象に実施した 1 回と合わせ計 142 回の「経営革新塾」を実施し、合計 3,596 名の参加者を集めた（平成 16 年度から平成 19 年度まで累計では延べ 532 回、合計 13,080 人が参加）。講座修了者を対象にした追跡アンケート結果によれば、回答者の約 3 割が新事業の展開や新商品の開発等を果たしている。

また、創業・経営革新に取り組む人材を発掘し、創業塾・経営革新塾受講を促進するため、意欲ある中小企業あるいは創業希望者を対象に、全国 4 ヶ所で創業・経営革新挑戦支援フォーラムを実施した。

平成 19 年度創業人材育成事業実績

(1) 創業塾 135 商工会議所 160 回開催（うち、フォローアップ講座は 49 回実施）

回	会議所名	開催日・期間	フォローアップ 開催日	参加者	全講座 出席者
1	札幌①	5/30、31、6/2、5、6、9、16		45	21
2	札幌② (女性)	7/27、28、8/4、6、11、25		31	11
3	札幌③	7/27、28、8/4、7、11、25		21	8
4	札幌④ (ステップ)	10/11、12、17、20、22、26、11/2		31	6
5	旭川	1/12、13、14、19、20		28	16
6	青森	10/14、20、21、27、28		17	3
7	盛岡	9/1、2、8、9、15		43	19
8	仙台	10/15、16、17、18、19、22、23、24、25、26		44	16
9	古川	11/6、9、13、16、20、22、27、30、12/4、7	1/9、10	30	6
10	秋田① (女性)	7/16、21、22、28、29		35	23
11	秋田②	8/25、9/1、2、8、9		16	7

12	秋田③ (ステップ)	10/6、7、14、21、27		18	8
13	酒田	11/17、18、24、12/1、8	12/15	27	14
14	鶴岡 (ステップ)	9/3、6、12、15、22、29、10/6、20	10/11、16、18、23、25、 30、11/1、7、14	26	15
15	米沢	8/18、25、9/1、8、15		14	6
16	福島	9/15、16、22、24、29	10/13	27	16
17	郡山	9/8、15、22、29、10/6	10/13	37	16
18	いわき	7/21、28、8/4、11、18、25	1/26	18	4
19	新潟	8/25、9/1、8、22、29	10/4、11、18	41	10
20	新発田	10/7、13、21、27、11/4	12/2	26	11
21	燕	11/5、12、13、15、20、22、27、29、12/8		26	11
22	富山	9/18、20、26、28、10/1、9、11、15、17、19、22、 24		35	11
23	高岡	10/14、16、18、21、25、28		22	19
24	金沢	9/10、11、12、13、14	1/27	19	11
25	小松	9/1、6、13、15、22、27、10/6		24	7
26	加賀	7/26、27、8/3、10、24、30、9/1、7、15、27	9/22、23	19	5
27	長野 (ステップ)	10/13、20、27、11/3、10、		37	24
28	松本	9/1、8、15、22、29		45	25
29	諏訪	11/4、11、18、12/1、2	1/27	20	13
30	伊那 (ステップ)	9/29、30、10/6、7、20	11/4、18	20	13
31	栃木	9/1、8、15、22、29、10/6		21	6
32	宇都宮	8/19、26、9/1、2、9、16	10/26、28	19	11
33	足利	5/29、31、6/5、7、12、14、20、21、26、28		46	12
34	鹿沼(女性)	9/4、11、18、25、10/2、9、16、23、30		29	7
35	日光 (女性)	11/10、17、12/1、8、15		15	5
36	佐野	8/22、29、9/5、12、19、26、10/3、10、17、24	9/10、10/15、11/15、 12/12	27	10
37	高崎	9/4、7、11、14、18、21、25、28、10/5、9		38	11
38	前橋	11/11、18、25、12/2、9		38	21

39	伊勢崎 (女性)	11/10、17、24、12/1、8		17	10
40	太田	10/16、18、23、25、30、11/1、6、8、13、15	12/11	36	15
41	熊谷	11/11、18、25、12/2、9	12/16	24	13
42	さいたま (女性)	7/7、14、21、8/4、11	8/16、17	36	19
43	飯能	9/22、29、10/6、20、27		15	5
44	上尾	7/7、14、21、28、8/4		21	11
45	狭山	9/2、9、16、23、30		34	22
46	千葉	6/23、24、30、7/7、14	7/21、28、8/4	52	32
47	松戸	10/13、20、27、11/3、10		18	7
48	習志野①	9/8、9、15、16、22		41	33
49	習志野② (女性)	1/12、19、20、26、27		33	21
50	成田	10/27、11/3、10、17、23	12/1	32	14
51	八千代	10/27、11/3、10、17、24、	12/1	17	11
52	君津	9/29、10/3、11、13、20、24、27		18	4
53	東京①	7/7、14、21、28、8/4		78	30
54	東京②	9/15、22、29、10/6、13		76	33
55	東京③ (女性)	10/20、27、11/3、10、17		43	15
56	東京④	1/12、19、26、2/2、9		83	34
57	八王子	9/15、16、22、23、29	10/13、27	33	21
58	武蔵野	10/14、21、27、11/3、4		35	21
59	青梅	7/8、14、15、21、22		40	28
60	立川	9/29、10/6、13、20、27		40	22
61	町田	8/19、26、9/2、9、17、23		27	16
62	小田原箱根	6/30、7/7、14、29、8/5、12		21	12
63	平塚	9/15、22、29、10/6、13		34	17
64	藤沢	9/15、22、10/6、13、17、20、27		42	20
65	茅ヶ崎	9/15、23、30、10/14、21、27	10/18	39	18
66	相模原①	6/9、16、23、30、7/7		40	25
67	相模原②	7/14、21、28、8/4、25	9/2、9、16	15	8

68	海老名	8/26、9/2、9、17、24	10/6、11/3	42	24
69	甲府	7/15、22、28、29、8/5		46	22
70	静岡	7/28、8/4、11、18、25	10/6、27	27	16
71	浜松	9/27、10/1、4、11、15、18、22、25、29、11/1		40	30
72	沼津	10/14、16、18、21、25、28	11/3、19、21	17	6
73	三島	7/14、21、22、28、29		22	14
74	島田	9/8、15、22、29、10/6		29	13
75	岐阜	10/13、20、27、11/3、10		24	8
76	各務原	7/1、8、15、22、29、30、8/5		22	8
77	可児	8/26、9/2、9、16、23		19	5
78	名古屋①	7/1、8、14、22、29		42	18
79	名古屋② (女性)	7/7、14、21、28、8/4		41	20
80	名古屋③ (ステップ)	10/20、27、11/4、10、17		40	17
81	一宮 (女性)	9/2、9、16、23、30	11/11	39	25
82	刈谷	9/29、10/6、13、20、27、		24	2
83	豊田 (ステップ)	11/3、10、17、24、12/1		23	7
84	四日市	9/15、24、29、10/6、13		25	7
85	津	10/13、20、27、11/3、10	12/8	18	3
86	伊勢	6/23、24、30、7/1、7		29	17
87	桑名	10/27、28、11/3、4、10		20	9
88	福井	5/19、20、6/2、3、7		20	8
89	武生	10/27、28、11/10、11、17	12/1、2	16	1
90	近江八幡	10/13、20、27、11/3、10		27	9
91	京都	6/30、7/7、14、21、28	8/10、11	40	24
92	宇治	9/8、15、22、29、10/6		21	13
93	大阪	10/13、18、20、25、27、11/1、10	11/14	37	7
94	堺	8/25、9/1、8、22、29		30	12
95	岸和田	1/12、16、18、20、22、24、27		15	11
96	茨木	9/1、8、15、22、29	10/6、20、12/15	42	22

97	豊中①	7/14、15、22、29、8/5		19	14
98	豊中②	8/25、26、9/1、8、15		17	8
99	豊中③ (ステップ)	2/9、10、16、23、3/1		33	20
100	泉佐野	7/21、26、28、29、31、8/2、4	12/8	37	23
101	箕面	10/13、20、27、11/3、10		16	5
102	神戸	6/16、23、30、7/7、14、21		48	31
103	姫路①	6/30、7/7、14、21、28		26	11
104	姫路② (女性)	10/20、27、11/3、10、17		19	7
105	尼崎	8/25、9/1、8、15、22、29	10/6	31	18
106	明石① (女性)	8/3、7、10、17、21、24、26、31		42	11
107	明石②	9/11、15、18、21、29、10/2、5、9、13		40	9
108	西宮 (女性)	8/25、9/1、8、15、29	12/1	27	15
109	伊丹①	6/30、7/7、14、21、28		17	8
110	伊丹② (女性)	9/1、8、15、22、29		30	14
111	伊丹③ (ステップ)	11/24、12/1、8、15、22		28	14
112	洲本	9/1、8、15、22、10/6、13	10/23、30	20	7
113	高砂 (女性)	9/4、7、11、14、18、21、25、28		20	7
114	加古川①	7/28、8/4、11、18、25、9/1	9/29、10/6	15	8
115	加古川②	11/3、10、17、24、12/15		23	8
116	小野	8/11、18、25、9/1、8	10/6、12/1	29	12
117	橿原	9/22、29、10/6、13、20		31	15
118	鳥取	7/22、28、29、8/4、5	10/8	42	21
119	米子	8/18、19、26、9/2、9、22		16	8
120	松江	8/25、9/1、8、22、29	9/29	25	9
121	岡山① (女性)	6/30、7/7、21、22、28	12/1 創業塾と合同	40	21
122	岡山②	10/27、11/3、4、10、17	12/1 女性塾と合同	21	13

123	倉敷	7/1、7、11、17、21、29		25	9
124	広島	7/21、22、28、8/4、5		32	22
125	福山	9/8、15、22、29、10/6、13		36	19
126	府中 (ステップ)	8/25、9/1、8、15、22	10/6、11/8、12/3	20	6
127	下関	9/11、18、25、10/2、9、16、23、30、11/6、13		40	16
128	宇部	6/16、27、7/11、25、8/8、30、9/5、26、10/17、11/7、 12/1		38	2
129	山口	6/17、24、7/1、8、22		24	15
130	防府	9/27、10/1、4、11、15、18、22、28、11/4		28	9
131	徳島	10/20、23、25、27、30、11/1、3		21	2
132	阿南	10/16、19、22、23、25、26、29、30、11/5、6		19	5
133	高松	6/23、30、7/7、21、28、8/4		51	9
134	坂出	8/18、25、9/1、8、15、22	10/11、11/8	36	14
135	観音寺	10/21、28、11/4、10、11		20	6
136	多度津	8/18、19、25、9/1、8		21	8
137	善通寺①	7/8、15、16、22、29		20	9
138	善通寺② (女性)	9/2、9、16、23、30		26	5
139	松山	9/9、15、16、23、30		19	12
140	新居浜	9/16、22、23、29、30	11/3	27	17
141	高知	7/8、15、22、29、8/5		33	10
142	福岡① (女性)	7/16、21、28、8/4、5		34	15
143	福岡②	10/13、20、27、11/3、4		34	18
144	北九州①	10/13、14、20、21、28		18	11
145	北九州② (ステップ)	11/17、18、23、24、25		17	9
146	大牟田①	8/25、26、9/1、2、8		19	9
147	大牟田②	1/19、20、26、27、2/2		15	7
148	佐賀	10/4、9、10、11、15、17、18、22、24、25		21	6
149	武雄	8/22、29、9/4、6、12、16、19、23、26		35	10
150	長崎	9/3、5、7、10、12、14、19、21、25、28	11/17	26	16
151	佐世保①	7/21、22、28、29、8/4	8/23、27	27	3

152	佐世保②	2/2、3、9、16、17		15	5
153	八代	9/1、2、8、9、15		20	13
154	別府	11/10、11、18、24、25	12/1、2	22	6
155	大分	10/20、21、27、11/3、4		21	10
156	宮崎	8/6、9、16、20、23、27、30、9/3、6、10	11/12	30	8
157	鹿児島	8/1、3、8、11、17、20、23、25		41	13
158	霧島	8/3、4、5、6、7、8、10		17	9
159	那覇	9/2、9、16、23、30	9/29	60	20
160	浦添	9/9、16、23、30、10/8		32	13
計				4704	2106

(2) 経営革新塾 127 商工会議所 142 回開催（うち、フォローアップ講座は52 回実施）

回	会議所名	開催日・期間	フォローアップ 開催日	参加者	全講座 出席者
1	札幌	11/13、14、21、22、26、27、29、12/3、4、7		20	4
2	北見	2/1、2、3、9、10、11		15	6
3	網走	10/13、17、18、20、27、11/13、14	1/19	22	2
4	名寄	2/13、15、18、20、22、25、27、29		17	5
5	伊達	10/18、24、25、31、11/7、14、21	12/18	20	5
6	青森	10/18、11/1、15、29		16	6
7	八戸	11/12、15、19、26、28、12/3、5		22	7
8	盛岡	10/2、9、16、23、30		37	21
9	水沢	10/25、11/2、8、15、21、29、12/6、13		15	1
10	仙台	9/27、10/1、9、15、17		36	21
11	秋田	7/5、12、19、26、8/2		16	6
12	酒田	10/9、11、16、23、25、30、11/6、8、13、20	11/27、12/4	23	4
13	米沢	9/3、4、6、8、9		25	3
14	長井	8/21、28、9/4、11、18、25、10/2、9	10/16	20	3
15	福島	10/6、14、20、27、11/4	11/17	13	3
16	郡山	10/20、27、11/10、17、24	12/1	28	6
17	いわき	10/11、18、25、11/1、8、15、22、29		32	9
18	白河	11/5、8、12、16、20、27、29、12/4、6、13		27	7
19	原町	9/5、12、19、26、10/3、10、17、24、31、11/7	11/14	51	15
20	須賀川	9/4、6、11、13、18、20、26、10/2、4、9		27	6
21	新潟	10/4、11、17、23、11/7、14、22		32	13
22	長岡	9/25、10/2、4、9、13、18、21		39	7

23	柏崎①	9/20、21、10/11、25、11/8	2/20	22	22
24	柏崎②	11/16、21、26、12/5、12、19、1/9、16	2/12、22	30	9
25	柏崎③	1/17、28、2/7、21		17	17
26	三条	11/1、6、9、13、16、21、27		35	10
27	新津	10/16、17、23、24、30、31、11/5、7、13、14		32	13
28	燕	11/6、9、13、16、19、22、29、30、12/1		16	2
29	小千谷	9/14、21、26、10/4、11、17、25、11/2	12/12	30	10
30	糸魚川	9/5、12、19、26、10/3、10、17、25、31、11/9	11/26	26	5
31	新井①	7/3、5、10、12、17、19、24、26		34	10
32	新井②	9/4、6、11、13、18、20、25、27		23	9
33	新井③	10/27、11/10、24		32	21
34	加茂	10/16、18、23、30、11/1、7、8	11/20	27	7
35	五泉	9/4、7、12、19、26、10/3、13		26	6
36	富山	7/17、20、23、26、31、8/6、8、10		30	9
37	高岡	9/6、7、8、9、11、13、14		20	11
38	砺波	9/7、14、21、28、10/5、12、19、26、11/2、9	11/16	20	1
39	岡谷	9/18、19、25、26、10/2、3、9、10	10/24、11/13	23	1
40	諏訪	1/26、2/2、9、16		23	14
41	下諏訪	10/10、17、24、31、11/7、14、21、28		25	7
42	伊那	10/27、11/3、10、17、24	12/11	21	10
43	小諸	10/14、21、28、11/4、11	2/3	23	6
44	飯山	4/21、22、5/16、17、7/24		30	15
45	古河	8/22、29、9/5、13、19、27、10/3、10、17、24	11/2、5、12	28	5
46	石岡	9/28、10/1、5、10、12、17、20、22、26、29、11/2	11/7、12、21、26、12/3	22	3
47	栃木	10/16、18、23、25、30、11/1、6、13		25	4
48	足利	11/13、15、20、22、27、29、12/4、6、11、13		33	4
49	佐野	8/23、30、9/6、13、20、27、10/4、11、18、25	9/10、10/15、11/12、12/5	32	9
50	さいたま	9/3、7、10、14、21		19	11
51	飯能	9/19、26、10/3、10、17、24、27		15	5
52	上尾	9/29、10/6、13、20		19	8
53	草加①	6/6、8、13、15、20		19	12
54	草加②	9/11、13、18、25、27		15	10
55	草加③	11/7、9、14、16、21		15	12
56	春日部	8/21、23、28、30、9/4、6、11、13、18、20	9/26、10/19	34	22
57	千葉	11/23、24、12/1、8、9		23	5
58	松戸	10/24、31、11/7、14、21、28、12/5、12		38	15
59	野田	11/1、5、8、12、15、22、29、12/6、13、20		15	2

60	東金	9/13、26、10/10、18、25、31、11/10、13、21、28、12/5	12/7、8	28	4
61	柏	8/3、21、9/3、18、10/2、23	11/13、27、12/4	27	8
62	習志野	10/19、24、26、31、11/2、7、9、14		11	6
63	八千代	9/4、11、18、25、10/2、9、16、23、30、11/6	11/13	16	7
64	八王子	10/4、9、16、18、23、25、30、11/1、6、8	11/27、12/13	18	3
65	立川	10/3、10、17、24、31、11/7、14、21、28、12/5		28	2
66	町田	10/22、31、11/7、12、21、28、12/10、17	2/4	19	6
67	横浜	11/7、10、14、17、24	1/19	17	11
68	川崎	9/28、10/5、12、19、26、11/2、9、16、22、30	12/4、5	29	5
69	小田原箱根	10/3、10、17、24、31、11/7、14、21		18	8
70	相模原①	6/14、7/17、8/22、9/27、10/16、11/13		18	10
71	相模原②	7/12、19、26、8/2	8/8、10、17、30	21	13
72	相模原③	6/8、23、24、8/23、24、27	9/5、12、14、21	30	12
73	相模原④	1/24、29、2/6、8、13	2/15、18、20、22	13	2
74	甲府	7/19、24、26、31、8/2、7、9、21、23、28		30	5
75	静岡	10/6、13、20、27、11/3	1/19、2/16、23	22	10
76	浜松	9/4、11、18、25、10/2、9、16、17	12/11	16	5
77	沼津	10/18、23、25、27、30、11/1、6、8、13		40	10
78	島田	11/27、12/4、8、11	12/14、15、1/9	18	9
79	美濃	9/6、10/16、17、31、11/2、19、12/4、17	11/6、9、12/4	21	10
80	各務原	6/4、12、20、7/2、10、18	6/25、26、27、7/23、24、25	29	11
81	可児	9/29、10/6、13、20、27		16	8
82	名古屋①	8/1、8、22、29、9/5、12、19		41	12
83	名古屋②	10/23、30、11/6、13、20		30	13
84	豊橋	10/4、11、18、25、11/1、8、15、21、29、12/8		23	4
85	蒲郡	9/25、10/2、9、16、23、30、11/6、13、20、12/1		24	0
86	安城	9/26、10/3、10、17、24、31、11/7、14、21、28		14	6
87	大府	6/4、6、11、13	6/16、18、30	24	9
88	津	9/25、10/2、9、16、23、11/6、13、20	12/6	24	1
89	鈴鹿	10/2、9、16、23、30、11/9	12/11	26	7
90	敦賀	9/11、18、25、10/2、9、16、23、30、11/6、13		20	3
91	武生	7/22、8/26、9/23、10/28、11/18		19	7
92	近江八幡	7/19、26、8/2、9、23、28、9/5、13		24	8
93	京都	11/1、5、15、19、28、12/3	12/12、13	30	13
94	舞鶴	10/22、29、11/5、12、19、26、27、28	1/24、25	19	7

95	福知山	8/30、9/7、14、21、28、10/5、6、11	1/15、16	20	5
96	大東	10/6、13、20、27、11/3	11/22、29、12/3	23	9
97	神戸①	8/23、30、9/13、20、10/4、11、18、11/15、29、12/13	12/20、21	32	9
98	神戸②	9/10、27、10/12、13、22、25、11/1、2、8、22		21	7
99	尼崎①	8/23、9/11、11/7、11/28、12/13、2/15		25	10
100	尼崎②	9/19、26、10/4、10、12、13		20	6
101	明石	10/23、26、30、11/2、6、9、13、17、20、27		24	5
102	小野	9/22、25、29、10/2、20、30、11/13、17		25	9
103	紀州有田	11/5、7、9、12、14、16、19、21、26、28		18	0
104	米子	7/17、20、23、25、8/22、29、9/5、12		23	6
105	松江	9/29、10/13、20、27		14	2
106	出雲	9/11、12、18、19、25、26、10/2、3、9、10	10/22、23	31	14
107	岡山	9/4、11、18、21、25、10/2、5、9、12、14	11/15	32	8
108	広島	10/13、14、20、27、28		26	10
109	福山	11/10、17、24、12/1、8、15		18	10
110	下関	9/12、19、26、10/3、10、17、24、31、11/7		25	6
111	宇部	6/27、7/4、11、18、25、8/1、8、22、29、9/4、27		25	6
112	山口	8/2、7、9、17、23、30、9/6、13、20、28	11/16	25	9
113	防府	11/1、5、8、12、15、19、22、26、29、12/3、6、10、13、16、17		19	5
114	徳島	7/17、18、23、26、30、8/1、6、8、10、21	9/26	37	7
115	鳴門	9/5、12、18、26、10/9、16、24、31		22	2
116	阿南	2/5、7、8、11、12、13、20、21、28、29		20	6
117	高松	9/6、14、20、26、10/3、10、17、24		53	5
118	善通寺①	9/3、4、5、12、13、14、18、21、26、27		25	1
119	善通寺②	10/16、18、19、23、25、26、30、11/1、2、6、8、9		44	1
120	今治	10/3、5、10、12、17、19、24、26	10/31	26	5
121	大洲	9/20、27、10/4、11、18、25、11/1、8、15、21	12/6	36	6
122	高知①	9/5、12、19、26、10/3、10、17、24、31		85	15
123	高知②	12/1、8、9、15		28	13
124	土佐清水	9/4、11、18、25、10/2、9、16、23	10/30、11/6	33	7
125	飯塚	10/2、5、9、12、15、19、22、26、30、11/2		19	4
126	佐賀	11/5、7、8、12、13、14、19、21、22、26		31	7
127	伊万里	8/22、29、9/5、13、20、26、10/3、10、17、24	12/1	26	4
128	鳥栖	10/5、12、18、26、11/2、8、16、23、30、12/1		25	3
129	熊本	9/7、12、19、26、10/3、17、31、11/7		40	5
130	山鹿	10/11、12、22、23、29、30、11/8、9、12、13	11/14	16	1

131	大分	9/18、20、25、27、10/2、4、9、11、16、18		20	10
132	津久見	9/12、19、27、10/2、10、17、23、31、11/7、13、14		30	10
133	宮崎	10/1、10、17、25、11/1、9、14、22、29	12/6、7	37	5
134	延岡	10/28、31、11/8、14、22、28、12/1、2	1/10、11	23	9
135	西都	9/22、29、10/6、13、20	11/13	15	5
136	鹿児島	10/6、7、19、20、23、11/3、4		30	10
137	鹿屋	8/28、29、9/4、5、11、12、18、19		25	10
138	南さつま	8/18、23、25、30、9/1、6、8		18	10
139	指宿	10/1、4、9、11、15、18、22、25		29	8
140	那覇	10/22、29、11/1、5、8、12、15、19、22		31	5
141	浦添	10/10、17、24、31、11/7、14、21、28、12/5、12		26	8
142	日本YEG	9/22、23、24		27	27
			計	3,596	1,102

(3) 創業・経営革新挑戦支援フォーラム 4カ所

ブロック	会議所名	開催日	参加者
関東	平塚	10/6	400
北陸信越	七尾	9/29	426
近畿	亀岡	9/1	357
四国	小松島	9/15	178

18. 早期転換・再挑戦支援窓口事業

19年度の中小企業庁による新規委託事業で、「起業・再起業の支援」として、早期の事業転換から再起業までの流れを着実にフォローし、再起業者に適切なアドバイスを行う相談窓口を全国各地の主要な商工会議所・都道府県商工会連合会等に設置した。

事業継続の見通しがつかない中小企業の経営者は、事業・財務のリストラが遅れて借入債務が膨らみ、結果的に再チャレンジの大きな障害となることが少なくなく、また、廃業経験者が再起業をしようとした場合、その支援環境は十分ではない。

そこで、事業が立ち行かなくなる前の段階にある中小企業や再起業を行おうとする人が気軽に相談でき、事業撤退・転換や再起業に関するアドバイス・サポートを得られるようにするため、全国 171 商工会議所に相談窓口を設置した。

この相談窓口では、相談員が常駐し、事業の継続が困難になった中小企業の経営者や廃業経験を持った個人から、事業撤退・転換や再起業に関する相談を無料で受け付けた。

5月に事業説明会を開催し、実施希望商工会議所に対して広く説明を行った。5月末から各地会議所に窓口が開設され、年度内に計 2,664 件の相談があった。また、広報用にポスター・パンフレットを作成し、各窓口に配布して当事業を周知した。

① 説明会

開催期日	出席者数	場 所
5 月 14 日	170 名	東 京

② 事業実績

＜新規受付企業数＞

早期転換	再挑戦	その他	総計
896	219	117	1,232

＜相談件数＞

相談件数	うち専門家活用数
2,664	1,596

③ 作成物

＜広報用ポスター・パンフレット＞

種 類	部 数
ポ ス タ ー	1,000
パン フ レ ッ ト	130,500

19. ジョブ・カード制度

政府は、「ジョブ・カード制度」の創設について、有識者、経済界および労働者の代表者からなる「ジョブ・カード構想委員会」を設置して検討を行い、平成20年度より制度を開始することとした。なお、構想委員会には、小沢一彦横須賀商工会議所会頭が商工会議所を代表して参画、商工会議所としての意見表明を行い、同制度に反映されることとなった。

ジョブ・カード制度は、正社員の経験が少ない求職者が、職務経歴や教育訓練歴、取得資格などの情報をまとめて「ジョブ・カード」に記載することにより、自らの職業能力を客観的かつ具体的に提示し、求人企業とのマッチングを促進するもので、ジョブ・カードへの記載内容は、登録キャリア・コンサルタントが公的に認証する。同制度では、職務経験の少ない求職者に対して、企業での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学（OFF-JT）を組み合わせた有期実習型などの職業訓練（ジョブ・プログラム）を提供する。求職者は、企業や教育訓練機関等で実務経験を積むことによって職業能力を修得し、職業能力証明書の交付を受けて就職活動に活用できる。

当所は、ジョブ・カード制度の普及と訓練プログラム実施企業の開拓・支援を行う「職業能力形成システム普及促進事業（ジョブ・カード事業）」を厚生労働省から受託する4月までの間、各種会合において本制度に関する説明会等を開催した。

○「ジョブ・カード制度」説明会（20年1月31日開催）

「ジョブ・カード制度」の概要、商工会議所事業との関連、事業推進体制等について説明。

○平成20年度ジョブ・カード事業に係る準備会合（20年3月18日）

ジョブ・カード制度の概要と運営、事業内容および今後のスケジュール、事務局体制の構築等について説明。

○次の各会議において、本制度の概要について説明

- ・第 61 回全国商工会議所専務理事・事務局長会議（19 年 8 月 22 日）
- ・第 9 回情報化・第 5 回労働・第 27 回運営合同委員会（19 年 10 月 17 日）
- ・第 3 回産業経済・第 1 回観光・第 2 回地域活性化合同委員会（20 年 1 月 16 日）
- ・平成 19 年度全国商工会議所専務理事研修会（20 年 1 月 16 日）

20. 中小企業知的財産啓発普及事業

知的財産の活用に問題を抱える中小企業のため、18 年度より全国の商工会議所には知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口「知財駆け込み寺」が設置されている。19 年度においては、中小企業からの相談に対して経営指導員が適切な対応が取れるよう、知財に関する知識の一層の向上をはかるため、中小企業庁からの委託事業として経営指導員向け講習会の開催など以下の事業を実施した。

①経営指導員向け講習会の実施

各地の中小企業の知的財産に関する様々な課題解決のため、窓口相談、専門機関への取り次ぎ等適切な対応が取れるよう、日商からの委託事業として各地商工会議所等（8 か所）において知財に関する経営指導員向け講習会を開催した。

再委託先	開催日時	参加者数
盛岡商工会議所	9 月 27 日	56
千葉商工会議所	9 月 7 日	54
甲府商工会議所	12 月 21 日	18
岐阜商工会議所	10 月 25 日	79
	11 月 8 日	
名古屋商工会議所	7 月 27 日	94
滋賀県商工会議所連合会	12 月 6 日	18
山口商工会議所	9 月 20 日	30
松山商工会議所	11 月 26 日	58
	1 月 22 日	

②「知財駆け込み寺」における相談実績・内容の調査の実施

中小企業の知的財産権の理解度、中小企業の抱える知的財産権に関する課題の現状を把握するため、「知財駆け込み寺」における相談実績を調査したところ、19 年 3 月 16 日から 20 年 3 月 15 日までの累計で 2,782 件であった。

③新聞広告の実施

広く中小企業の知財に対する関心を喚起するとともに「知財駆け込み寺」の存在を周知し利用促進を図

るために新聞広告を実施した。

2 1. Chambers カード事業・慶弔サービス事業

Chambers カード事業については、全国 141 万の会員ネットワークを生かし、全国 5,300 店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした、社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るための「会議所ニュース」等での広告やパンフレット、インターネット掲載など、広報媒体により一層の普及に努めた。なお、20 年 3 月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は 151、カードの発行実績は口座数で 33,061、枚数で 46,080 枚となっている。

また、7 年 10 月から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の 20 年 3 月末現在の加入者は、227 事業所（466 人）となっている。なお、保険業法の改正（根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入）に伴い、サービスの提供方法等を再検討する視点から、現在、慶弔サービス制度については新規加入を一時停止しており、18 年 3 月末までに加入された者のみを対象とするサービスとなっている。

2 2. 休業補償プラン

9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の 1 つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

19 年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。20 年 3 月末現在、411 商工会議所で実施され、加入件数（人数）は 19,275 名となっている。

損害保険会社による保険金等の支払い漏れ等が明らかになったことに関連し、引受保険会社の東京海上日動火災保険(株)および日本興亜損害保険(株)が 19 年 4 月 2 日から 7 月 1 日にかけて、金融庁より業務停止処分を受けた。そのため、休業補償プランについても新規加入や契約内容ができなくなる等の影響を受けた。

2 3. 広報事業

① 広報紙（誌）等

(1) 「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和 28 年 4 月（平成 20 年 3 月通算 2283 号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均 8 ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21 日発行）、平成 19 年度発行回数 31 回（うちカラー版 29 回）、別刷り発行回数 1 回

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

(2) 「石垣」（雑誌型）

創 刊 昭和 55 年 6 月（平成 20 年 3 月通算 334 号）

サ イ ズ 変型 A 4 判

ペ ー ジ 平均 68 ページ

発行頻度 月刊（毎月 10 日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

- (3) 「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月 7 本（うち 1 本は隔月）

利用商工会議所数：377 商工会議所（平成 20 年 3 月現在）

- (4) 「日商ニュース・ファイル」（日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介）

送信回数：72 回 利用人数：1,705 人

- (5) 「商工会議所 CM」（商工会議所の認知度を高めるため、日商が制作した全国共通で利用できる CM コンテンツを各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供した）

利用商工会議所、商工会議所連合会数：10 商工会議所、1 商工会議所連合会（平成 20 年 3 月現在）

② 記者会見

ア. 会頭・副会頭定例会見

	開催日	内 容	出席者数
一木会	4 月 5 日	幹線道路網の整備促進、次期会頭人事、日タイ E P A、米韓 F T A、温家宝首相の来日、能登半島地震、安倍政権への評価、新人材バンク	17 名
	5 月 10 日	三角合併解禁、企業の好決算、ふるさと納税、欧州政権交代、安倍総理の中東歴訪、日本の国際競争力低下、アジアゲートウェイ構想、叙勲受章	13 名
	6 月 7 日	年金問題、コムスの虚偽申請問題、地方版産業再生機構、骨太方針 0 7、最低賃金、裁判員制度、参院選の争点、経済界による参議院議員候補擁立	16 名
	9 月 13 日	安倍総理の辞任、景気認識	16 名
一木会	10 月 4 日	総理への陳情、勤労者退職金共済機構の退職金未払い、税制問題、基礎年金の全額税方式、民営郵政が始動、景気認識、御手洗日本経団連会長の参考人招致問題、最低賃金、道路特定財源の一般財源化、日本政策投資銀行の室伏新総裁、政管健保の国庫負担	16 名
	11 月 1 日	会頭就任にあたっての所信、原油価格高騰の影響、政治に望むこと、副会頭・専務理事の抱負	22 名
	1 月 10 日	景気認識・春闘、新テロ特措法、地域再生、道路特定財源の暫定税率延長問題、衆院解散・総選挙	17 名
	2 月 7 日	LOBO（早期景気観測）調査、補正予算、G 7、中国製ギョーザ問題・消費者行政、地方視察、外資規制	19 名
	3 月 6 日	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査、景気見通し、春季労使交渉、地球環境問題、日銀総裁人事、国会空転、道路特定財源	20 名

	開催日	内 容	出席者数
会 頭 会 見	4月19日	最低賃金、公務員制度改革、中枢空港および幹線道路網整備の提言、米国および長崎での銃撃事件、新銀行東京	13名
	6月20日	年金問題、国家公務員法改正案、骨太方針 2007、事業承継税制、投資ファンドの動き、円安、日商・東商専務理事人事	18名
	9月19日	自民党総裁選、日銀の利上げ見送り、景気認識、税制改正、改正雇用対策法の施行、政管健保の国庫負担	18名
	10月18日	在任中を振り返っての所感（山口会頭、植松専務理事）、消費税、事業承継税制、政治との距離感、原油高	17名
	11月15日	就任に際して、副会頭就任の抱負と地域経済の動向、幹線道路整備、景気認識、消費税・税制改正、春季賃金交渉の見通し	22名
	12月20日	2008 年度予算財務省原案、年金問題、景気認識、春季賃金交渉、日本貿易保険の特殊会社化、政権の改革姿勢、環境問題、製造業の 2009 年問題、中国の労働契約法	20名
	1月17日	株価・景気・春闘、揮発油税の暫定税率存廃問題、古紙配合率偽装、日銀総裁人事	19名
	2月21日	年度末中小企業対策、排出権取引、道路整備、新銀行東京、原油価格、新前川リポート、新世代DVDの規格統一	16名
	3月18日	日銀総裁人事、円高ドル安、春季労使交渉、E P A ・ F T A、プロ野球開幕	19名

イ. その他記者会見

開催日	内 容	出席者数
7月18日	日商夏季政策懇談会記者会見（於：椿山荘） 〔日商政策アピール、参院選、地域経済の現状と参院選への期待、原発の耐震性・安全性、最低賃金制度、少子化と社会保障〕	16名
7月30日	参院選の結果を受けての記者会見	17名
1月7日	経済3団体長記者会見（於：ホテルニューオータニ） 〔景気の見通し、春季賃金交渉、北海道洞爺湖サミット、国会・政治動向、消費税引き上げ問題〕	50名
2月20日	日本記者クラブで講演後の記者会見 日商のスタンス、消費税、道路特定財源、日銀総裁人事、福田政権の評価、外資規制、活動のビジョン、新銀行東京、排出権取引、民主党	80名
2月27日	福岡視察後の記者会見（於：福岡商工会議所） 景気見通し、九州経済、中小企業の活性化、道路特定財源、日銀総裁人事、排出権取引	10名
3月10日	燕・新潟視察後の記者会見（於：新潟商工会議所） 景気見直し、燕市のものづくり、新潟市の今後、地震の風評被害、地方の活性化、全国視察の感想	8名

③ 会頭コメントの発表

発 表 日	内 容
4月23日	08年サミット「首脳会議」開催地の決定について
4月29日	旭日大綬章受章によせて
5月4日	日ASEAN包括的経連携協定の大枠合意について
5月14日	国民投票法の成立について
5月16日	『アジア・ゲートウェイ戦略会議』最終報告について
5月17日	1－3月期GDP速報に対する山口会頭コメント
5月22日	平岩外四氏のご逝去にあたって
6月19日	基本方針2007について
6月26日	「独占禁止法基本問題懇談会報告書」について
6月29日	宮沢喜一元首相のご逝去にあたって
7月3日	久間防衛相の辞任について
7月12日	参院選の公示について
7月29日	参議院議員選挙結果について
8月8日	最低賃金目安額について
8月27日	新内閣（安倍改造内閣）の発足について
9月4日	瀬島龍三氏のご逝去にあたって
9月12日	安倍首相の辞意表明について
9月14日	平成18年分政治資金収支報告書について
9月23日	福田自民党新総裁の決定について
9月25日	福田内閣の発足について
12月13日	平成20年度与党税制改正大綱について
12月20日	平成20年度予算財務省原案について
3月7日	政府の日銀総裁人事案提示について
3月12日	日銀総裁人事政府案の参院否決について
3月13日	円高の進行（1ドル=100円割れ）について
3月18日	日銀総裁人事政府案再提示について
3月19日	日銀総裁の空席確定について
3月27日	道路関連法案・税制に関する福田総理の新提案について
3月31日	ガソリン等の暫定税率期限切れについて

④ 会頭インタビュー・取材

月 日	媒 体 名	内 容
4月27日	日本経済新聞社	旭日大綬章受章にあたって
4月27日	NHK	旭日大綬章受章にあたって
11月16日	NHK（「おはようニッポン」生出演）	会頭就任の抱負など
12月6日	財界	会頭就任の抱負など

12月21日	産経新聞	新年の経済見通しなど
12月21日	MXテレビ（1月1日放送）	会頭就任の抱負など
1月23日	産経新聞	わが道、わが友
1月24日	ブルームバーグTV（1月30日放送）	会頭としての抱負、経済認識など
2月4日	産経新聞	わが道、わが友
3月3日	日刊工業新聞	商工会議所の将来像など
3月6日	経済界	中小企業と地方の活性化
3月13日	TKC出版	中小企業支援活動など（仁木安一TKC会長との懇談）
3月17日	産業新潮社	会頭としての抱負、経済見通しなど

⑤ 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4月2日	資料配布	そ の 他	合併により新たに発足する商工会議所について
4月6日	資料配布	取 材 依 頼	日豪通商協定締結 50 周年セミナー「深化する日豪関係」開催について（取材のお願い）
4月9日	資料配布	事 業	第6回『女性起業家大賞』の募集を開始～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰～
4月11日	資料配布	取 材 依 頼	日本商工会議所と日本労働組合総連合（連合）との懇談会について（取材のお願い）
4月12日	資料配布	そ の 他	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案の公表について
4月13日	資料配布	取 材 依 頼	インド・グジャラート州投資セミナーの開催について（取材のお願い）
4月16日	資料配布	提言・要望	提言「国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備」について
4月19日	資料配布	提言・要望	「教育再生に関する意見」について
4月27日	資料配布	調 査 結 果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
4月27日	資料配布	そ の 他	平成 19 年 5 月の主な行事予定について
5月2日	資料配布	そ の 他	中小企業の会計に関する指針（平成 19 年度版）」の公表について
5月9日	資料配布	そ の 他	「地域資源∞全国展開プロジェクト」233 件がスタート ～平成 19 年度支援プロジェクトの決定～
5月16日	資料配布	取 材 依 頼	インド・マンゴーフェスティバル開催について（取材のお願い）
5月21日	資料配布	提言・要望	電子記録債権法の早期成立と中小・小規模企業のニーズと利便性に配慮した電子記録債権制度の創設」に係る要望について
5月22日	資料配布	事 業	JAPAN ブランドと新プロジェクトのスタート
5月31日	資料配布	そ の 他	平成 19 年 6 月の主な行事予定について
6月1日	資料配布	調 査 結 果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果

6月18日	資料配布	そ の 他	「JAPANブランドエキジビション inTDC」の開催 JAPAN BRANDウェブサイトの開設
6月19日	資料配布	取 材 依 頼	昼食懇談会における西川一誠福井県知事の講演について
6月21日	資料配布	提言・要望	「平成20年度観光振興施策に関する要望」について
6月21日	資料配布	取 材 依 頼	「全国商工会議所観光振興大会 2007 in はままつー地域の特性を全国に発信しよう！」に開催について
6月21日	資料配布	提言・要望	「平成20年度中小企業関係施策に関する要望」について
6月22日	資料配布	取 材 依 頼	平成19年度 日本商工会議所夏期政策懇談会の開催について
6月29日	資料配布	調 査 結 果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
6月30日	資料配布	そ の 他	平成19年7月の主な行事予定について
7月18日	資料配布	提言・要望	日商夏季政策懇談会政策アピールについて
7月19日	資料配布	提言・要望	「特定原産地証明制度に関する意見」について
7月20日	資料配布	そ の 他	新潟県中越沖地震に対する義援金について
7月31日	資料配布	そ の 他	平成19年8月の主な行事予定について
8月17日	資料配布	取 材 依 頼	日本商工会議所青年部・設立25周年記念「YEG東京サミット」の開催について（取材のお願い）
8月31日	資料配布	調 査 結 果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
8月31日	資料配布	そ の 他	平成19年9月の主な行事予定について
9月4日	資料配布	提言・要望	「大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望」等の提出について
9月5日	資料配布	提言・要望	安倍改造内閣の発足に当り国政に望む
9月6日	資料配布	取 材 依 頼	全国商工会議所観光振興大会 2007 IN 浜松 浜松アピールについて
9月12日	資料配布	取 材 依 頼	第106回通常総会の開催について（取材のお願い）
9月14日	資料配布	そ の 他	第6回『女性起業家大賞』受賞者決定について
9月19日	資料配布	提言・要望	中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望について
9月19日	資料配布	提言・要望	平成20年度税制改正に関する要望について
9月19日	資料配布	そ の 他	第106回通常総会について
9月19日	資料配布	そ の 他	「平成19年度新潟県中越沖地震」災害義援金と柏崎周辺地域の復興および風評被害の克服支援について
9月28日	資料配布	そ の 他	平成19年10月の主な行事予定について
9月28日	資料配布	調 査 結 果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
10月2日	資料配布	提言・要望	福田新内閣に望む
10月10日	資料配布	調 査 結 果	首長の郊外開発に対する姿勢がまちの活性化を左右 ＝「新しいまちづくりに向けた取組みに関する調査」の集計結果＝
10月16日	資料配布	取 材 依 頼	第45回日豪経済合同委員会会議の開催について

10月18日	資料配布	提言・要望	提言「国際競争力強化に資する空港及び港湾整備・運営のあり方」について
10月22日	資料配布	事業	JAPANブランド × 東京デザイナーズウィーク
10月31日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
10月31日	資料配布	その他	平成19年11月の主な行事予定について
11月5日	資料配布	提言・要望	地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて
11月21日	資料配布	取材依頼	財務省と日本商工会議所との意見交換会について（取材のお願い）
11月30日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
11月30日	資料配布	その他	平成19年12月の主な行事予定について
11月30日	配布資料	提言・要望	「独立行政法人日本貿易保険の民営化に断固反対する」について
12月4日	資料配布	その他	平成19年度全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
12月12日	資料配布	取材依頼	経済3団体「平成20年新年祝賀パーティーおよび記者会見」の取材について
12月14日	資料配布	取材依頼	冬柴国土交通大臣と岡村会頭との懇談会について
12月21日	資料配布	その他	平成20年「岡村会頭年頭所感」について
12月27日	資料配布	調査結果	「全国商工会議所会頭アンケート結果」について
12月28日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
12月28日	資料配布	その他	平成20年1月の主な行事予定について
1月11日	資料配布	提言・要望	「経営承継円滑化法（仮称）の早期成立を望む」について
1月18日	資料配布	提言・要望	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する会計基準
1月28日	資料配布	事業	「JAPANブランドエキジビジョン in ギフトショー」の開催
1月31日	資料配布	その他	平成20年2月の主な行事予定について
2月1日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
2月12日	資料配布	取材依頼	日印ビジネス・サミット開催について
2月14日	資料配布	取材依頼	渡海文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会について（取材のお願い）
2月21日	資料配布	提言・要望	日本・ペルー投資協定に関する意見について
2月29日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
2月29日	資料配布	その他	平成20年3月の主な行事予定について
3月12日	資料配布	取材依頼	「第7回日本ペルー経済協議会」「ペルー・ビジネス・セミナー」の開催について（取材のお願い）
3月31日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について
3月31日	資料配布	その他	平成20年4月の主な行事予定について

24. 1級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用している。資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、19年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
大阪A	平成19年 11 月 2 日（金）	大阪商工会議所	138 名
東京B	平成19年 11 月 22 日（木）	日 精 ホ ー ル	187 名
福岡	平成20年 1 月 11 日（金）	福岡商工会議所	55 名
大阪B	平成20年 1 月 18 日（金）	大阪商工会議所	67 名
東京C	平成20年 1 月 24 日（木）	日 精 ホ ー ル	151 名
合 計			598 名

※ 19年度の1級資格更新対象者数は923名で、このうち、64.8%にあたる598名が講習会を受講した。

25. DCプランナー資格更新通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用している。資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。資格登録者のうち、資格の有効期間が平成20年3月31日で満了となる1級DCプランナー（666名）と2級DCプランナー（2,608名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を商工会議所年金教育センターおよび社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、開講した。

また、1級に関しては、19年度から「資格更新研修会」を商工会議所年金教育センターの協力のもと開催した。本研修会の参加者は、「資格更新通信教育講座」の受講を免除される。

19年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開催月	受講者数
資格更新通信教育講座	1級	19年10月	514名
	2級	19年10月（第1次募集）	911名
		19年12月（第2次募集）	889名
	小 計		2,314名
資格更新研修会	1級	平成19年11月	93名
合 計			2,407名

※ 2級の10月と12月は同じ内容で、受講対象者の都合により、開催月を選択できる。

26. 全国統一演習研修事業（経営指導員Web研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成16年度に経営指導員向けに開発した“EラーニングによるWeb研修システム”の運用が開始された。このWeb研修の一層の普及・活用を図るとともに事業承継支援などのコンテンツの充実やシステムの改善を実施した。

27. 青年部関係事業

＜日本商工会議所青年部の組織＞

会 長 原田 隆司（豊田商工会議所青年部）
会 員 数 400 青年部（平成 20 年 3 月 31 日現在）
特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45（同上）

①会員総会

ア. 第 49 回会員総会

期 日 平成 19 年 8 月 25 日
場 所 東京商工会議所ビル 7 階国際会議場（東京都千代田区）
出席者 352 青年部（うち委任状出席 221 青年部）
議 事

審議事項

- (1) 平成 18 年度事業報告（案）について（議案第 1 号）
- (2) 平成 18 年度収支決算（案）について（議案第 2 号）
- (3) その他

報告事項

- (1) 第 28 回（平成 20 年度）全国大会の開催期日について
- (2) その他

イ. 第 50 回会員総会

期 日 平成 19 年 11 月 16 日
場 所 幕張メッセ国際会議場 2 階コンベンションホール B（千葉県千葉市）
出席者 294 青年部（うち委任状出席 132 青年部）
議 事

審議事項

- (1) 平成 20 年度役員の選任（案）について（議案第 1 号）

報告事項

- (1) 第 29 回（平成 21 年度）全国大会開催地について
- (2) 第 26 回（平成 20 年度）全国会長研修会開催地および開催日について
- (3) 平成 20 年度ブロック大会開催地および開催日について
- (4) 平成 18 年度事業報告書および収支決算書の日商総会承認について
- (5) その他

ウ. 第 51 回会員総会

期 日 平成 20 年 2 月 9 日
場 所 長崎ブリックホール大ホール（長崎県長崎市）
出席者 336 青年部（うち委任状出席 147 青年部）
議 事

審議事項

- (1) 全国商工会議所青年部連合会規約改正（案）の件（議案第 1 号）

- (2) 平成 20 年度役員選任に関する件（議案第 2 号）
- (3) 平成 21 年度会長候補者選任に関する件（議案第 3 号）
- (4) 平成 20 年度事業計画（案）について（議案第 4 号）
- (5) 平成 20 年度収支予算（案）について（議案第 5 号）
- (6) その他

報告事項

- (1) 平成 19 年度ブロック活動報告
- (2) 平成 19 年度委員会活動報告
- (3) その他

② 第 27 回全国大会

期 日 平成 19 年 11 月 15 日～18 日
 場 所 幕張メッセ 他（千葉県千葉市）
 参加者 3,380 名
 主なプログラム 記念講演（講師：小池百合子氏）
 分科会・千葉うまいもの物産展・ビジネス交流プラザ

③ YEG 東京サミット

期 日 平成 19 年 8 月 24 日～25 日
 場 所 ホテルニューオータニ 他（東京都千代田区）
 参加者 834 名
 主なプログラム 特別講演（講師：経済産業副大臣 渡辺 博道氏）
 式典・分科会

④ ブロック大会

ア. 九州ブロック大会（浦添）

期 日 平成 19 年 7 月 5 日～7 日
 場 所 浦添市てだこホール 他
 参加者 1,134 名
 主なプログラム 記念講演（講師 レキオファーマ株式会社代表取締役社長 奥 キヌ子氏）
 式典、分科会、物産展

イ. 近畿ブロック大会（亀岡）

期 日 平成 19 年 8 月 31 日～9 月 1 日
 場 所 ガレリア亀岡 他
 参加者 1,013 名
 主なプログラム 記念講演（講師 株式会社福寿園取締役社長 福井 正憲氏）
 式典、分科会、物産展
 創業・経営革新挑戦支援フォーラム＜講演・パネルディスカッション＞
 （講師 竹岡塾主宰 竹岡 広信氏、

株式会社生活創庫 代表取締役 堀之内 九一郎氏)

ウ. 中国ブロック大会 (東広島)

期 日 平成 19 年 9 月 7 日～8 日

場 所 広島大学サタケメモリアルホール 他

参加者 842 名

主なプログラム 記念講演

(講師 オートトレーディングルフットジャパン株式会社代表取締役社長 南原竜樹氏)

式典、分科会、物産展

エ. 四国ブロック大会 (小松島)

期 日 平成 19 年 9 月 14 日～15 日

場 所 海上自衛隊小松島航空隊 他

参加者 495 名

主なプログラム 記念講演 (講師 衆議院議員 後藤田 正純氏、

海上自衛隊小松島航空隊二等海尉 牧野 恭子氏)

式典、分科会

創業・経営革新挑戦支援フォーラム<講演>

(講師 株式会社いろどり代表取締役副社長 横石 知二氏)

オ. 東北ブロック大会 (八戸)

期 日 平成 19 年 9 月 21 日～23 日

場 所 八戸市公会堂 他

参加者 1,114 名

主なプログラム 記念講演 (講師 早稲田大学大学院教授・前三重県知事 北川 正恭氏)

式典、分科会、物産展

カ. 北陸信越ブロック大会 (七尾)

期 日 平成 19 年 9 月 28 日～29 日

場 所 和倉温泉観光会館 他

参加者 699 名

主なプログラム 式典、分科会、物産展、

創業・経営革新挑戦支援フォーラム<講演・パネルディスカッション>

(講師 財団法人新国立劇場運営財団理事長 遠山 敦子氏)

キ. 関東ブロック大会 (平塚)

期 日 平成 19 年 10 月 5 日～6 日

場 所 平塚市民センター

参加者 1,417 名

主なプログラム 式典、分科会、物産展

創業・経営革新挑戦支援フォーラム<講演>

(講師 株式会社壺番屋創業者特別顧問 宗次 徳二氏)

ク. 北海道ブロック大会 (滝川)

期 日 平成 19 年 10 月 13 日～14 日

場 所 ホテルスエヒロ 他
 参加者 372 名
 主なプログラム 記念講演（講師 フリーランスジャーナリスト 財部 誠一氏）
 式典、分科会

ケ. 東海ブロック大会（豊川）

期 日 平成 19 年 10 月 18 日～19 日
 場 所 豊川市文化会館大ホール
 参加者 1,418 名
 主なプログラム 記念講演（講師 野球解説者・タレント デーブ大久保氏）
 式典、分科会

⑤ 第 25 回全国会長研修会

期 日 平成 20 年 2 月 8 日～9 日
 場 所 長崎ブリックホール（長崎県長崎市）
 参加者 1,414 名
 主なプログラム 対象者別研修会（第壱～伍塾）
 OB 交流サロン、長崎物産市

⑥ 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
174	4. 20	豊田商工会議所 (愛知県豊田市)	65 名	179	11. 15	千葉商工会議所 (千葉県千葉市)	67 名
175	5. 11	千葉商工会議所 (千葉県千葉市)	64 名	180	12. 8	東商ビル特別会議室 A・B (東京都千代田区)	67 名
176	6. 23	日本交通協会大会議室 (東京都千代田区)	64 名	181	20. 2. 8	長崎ブリックホール (長崎県長崎市)	66 名
177	8. 23	日本交通協会大会議室 (東京都千代田区)	67 名	182	20. 3. 15	舘山寺サゴーロイヤルホテル (静岡県浜松市)	62 名
178	10. 27	東商ビル特別会議室 A・B (東京都千代田区)	63 名				

⑦ 平成 19 年度新規加入青年部

会員（3 青年部）：苅田、佐倉、和歌山

⑧ 平成 19 年度ブロック代表理事会・各委員会の活動状況

I. ブロック代表理事会

1. 第 27 回全国大会（千葉）、第 25 回全国会長研修会（長崎）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力

3. 単会、県連、ブロックと日本YEGの現状と今後について
4. 各地ブロック間においての情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置、日本YEG未加入青年部の設置、加入促進

II. 各委員会

◆総務委員会

1. 日本YEG諸会議の運営
2. YEG大賞の企画、実施
応募総数 企画事業部門：4事業、実施事業部門：79事業
3. YEGグッズの企画、開発、管理
4. 日本YEG会員との連携強化
5. 組織運営方法の再検討
6. 日本YEGの会員拡大に関する活動
7. 規約等の整備
8. 25周年記念事業の開催
9. 各種対応窓口業務

◆企画委員会

1. 平成20・21年度全国会長研修会並びに平成21年度全国大会開催地現地調査の実施
2. 各地ブロック大会日程調整
3. 全国大会、全国会長研修会、ブロック大会の本質検討
4. 平成19年度全国大会千葉大会に関する事業の実施
5. 平成19年度全国会長研修会長崎会議に関する事業の実施
6. 各大会開催の手引き書の見直し検討
7. 各地ブロック大会への協力・共催
8. ブロック大会開催地連絡会議の開催・取りまとめ
9. 全国大会および全国会長研修会開催地連絡会議の開催・取りまとめ
10. 各種大会主管地とエンジェルタッチの電子会議室を使った情報交換や助言並びに各種調整
11. 全国会長研修会の研修プログラム検討
12. 25周年記念事業の開催
13. 各大会開催手引き書のDVD作成事業
14. 各地ブロック大会用日商会頭挨拶DVD作成事業
15. 平成22年度全国大会・全国会長研修会の開催地選定作業の実施

◆研修委員会

1. 会議所を知らう運動プロジェクト
2. YEGビジネスプランコンテストプロジェクト
35プラン応募
集合研修会：参加者27名、平成19年9月22日、23日、24日
3. 地域再生・活性化プロジェクト
4. 翔生塾プロジェクト
平成19年11月16日（千葉）、参加者約550名

(講師 千葉商科大学学長 島田 晴雄氏)

5. 全国大会千葉大会における研修事業に関する企画・主管地との調整
6. 25周年記念事業の開催

◆広報委員会

1. ホームページの充実・更新
2. メールマガジンの充実
3. 翔生、石垣等を活用しての広報活動
4. YEGブランド確立に関する活動
5. 各大会、事業の記録
6. エンジェルタッチの充実
7. 「ご縁満開YEGビジネスサイト」の充実および実質的成果の向上促進
8. 25周年記念事業の開催

◆25周年特別委員会

1. 25周年記念誌作成・YEG記念グッズの製作
2. アジア連携に関する情報収集・国際交流に関する事項
3. 若手国家公務員との交流・研修（内閣府・経済産業省・中小企業庁等）
4. 25周年記念事業に関する取りまとめ

◆YEG中長期ビジョン提言会議

1. 日本YEGの方向性検討
2. 今後のYEGのあり方検討
3. 過去の中長期ビジョンの検証と共有・実践・継続
4. 25周年記念事業の開催

28. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

平成19年11月15日～平成22年10月31日までを任期とする第19期がスタートし、平成16年11月から、3年間第6代会長に就任されていた齋藤朝子氏が退任し、第7代会長として吉川稲美氏が新たに就任した。

ア. 組織

会 長 吉川稲美（東京商工会議所女性会会長）
会員数 402 商工会議所女性会（平成20年3月末日現在）
平成19年度新入会員 小千谷商工会議所女性会

イ. 会議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、総会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

(ア) 総会

第39回総会
期 日：平成19年10月5日（金）
場 所：富山国際会議場（富山県富山市）
参加者：910名
○主な次第：（1）内閣総理大臣メッセージ（代読）

(2) 委員会活動報告

- ・女性会等の位置づけや女性会設置と全商女性連への加入促進等
- ・食育、少子化問題、省エネルギー問題への取り組みについて
- ・ホームページをはじめとする広報の拡充等
- ・「がん・生活習慣病の予防に関する啓発活動支援」による社会的アピール等
- ・第6回女性起業家大賞をはじめとする女性起業家への支援等

(3) 第6回女性起業家大賞授賞式

(4) 全国商工会議所女性会連合会表彰制度授与式

(5) 次回開催地（沖縄）女性会への会旗引渡し

○記念講演会 テーマ：「人口減少時代を見据えたまちづくり」

富山市市長 森 雅志氏

(イ) 常任理事会（2回）

7月3日（於 カリアック）、3月11日（於 東京）

(ウ) 理事会（2回）

7月3日（於 カリアック）、3月11日（於 東京）

(エ) 会長・副会長会議（2回）

7月31日（於 東京）、12月3日（於 東京）

(オ) 監事会

期日：平成19年6月27日（水） 出席者：4名

期日：平成19年7月3日（火） 出席者：3名

(カ) 委員会

①総務委員会

第1回 期日：平成19年7月3日（火） 出席者：15名

第2回 期日：平成20年3月11日（火） 出席者：25名

②政策委員会

第1回 期日：平成19年7月3日（水） 出席者：21名

第2回 期日：平成20年3月11日（火） 出席者：25名

③広報委員会

第1回 期日：平成19年7月3日（水） 出席者：11名

第2回 期日：平成20年3月11日（火） 出席者：13名

④企画調査委員会

第1回 期日：平成19年7月3日（水） 出席者：15名

第2回 期日：平成20年3月11日（火） 出席者：19名

(キ) その他会議

①女性会担当者意見交換会

第1回 期日：平成19年7月3日（水） 出席者：9名

②「第6回女性起業家大賞」本審査会

期日：平成19年9月4日（火） 出席者：9名

ウ．女性起業家を支援

18 年度に引き続き「女性起業家大賞」を実施した。19 年度で第 6 回となる。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 谷口 とよ美（株式会社リブネット 代表取締役）

＜スタートアップ部門（創業 5 年未満）＞

優秀賞 久田 真紀子（株式会社ヴェス 代表取締役社長）

奨励賞 阪口 あき子（合資会社シンプルウェイ 代表）

三林 美雪（有限会社ミュキ 代表取締役）

特別賞 新関 さとみ（さとみの漬物講座企業組合 理事長）

青木 久子（株式会社 M&W 企画オフィス 代表取締役）

高橋 泉（株式会社 KSG インターナショナル 代表取締役）

＜グロース部門（創業 5 年以上 10 年未満）＞

優秀賞 松田 壽美子（株式会社ジェイセレクション 代表取締役）

奨励賞 田澤 由利（株式会社ワイズスタッフ 代表取締役）

増田 かおり（株式会社マミーズファミリー 代表取締役）

特別賞 清野 めぐみ（有限会社ジェイウイング 取締役）

小出 史（有限会社ソルト・ファーム 代表取締役）

なお、故森井名誉会長、小泉名誉会長のご厚意を受け、積み立ててきた基金の名称が「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」と決定した。その具体的な使途につき検討した結果、女性の創業・起業の促進のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が、女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、女性起業家大賞受賞者に対する講師謝金（1 回の講演当たり 1 人 5 万円（手取り））に充当することとした。

＜19 年度利用状況＞募集期間（平成 19 年 9 月～平成 20 年 3 月）

○観音寺商工会議所女性会 勉強会（平成 19 年 9 月 6 日実施）

講師：千葉小織氏（第 5 回特別賞受賞者）

○愛知県商工会議所女性会連合会 講演会（平成 19 年 12 月 11 日実施）

講師：園田正世氏（第 4 回最優秀賞受賞者）

○山口・防府商工会議所女性会 合同例会（平成 19 年 9 月 13 日実施）

講師：石川幸千代氏（第 5 回優秀賞受賞者）

○七尾商工会議所女性会 新春会員懇談会（平成 20 年 2 月 8 日実施）

講師：織田静香氏（第 4 回最優秀賞受賞者）

エ. 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。（贈呈女性会数 11 ヵ所）

＜作文部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞 3 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 7 点

＜絵画部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞 4 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 13 点

オ. 対外広報活の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、商工会議所女性会パンフレットを作成し頒布（実績 81 ヵ所、5,742 冊）するとともに、女性会活動の活性化を図るため、「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」の有効活用を通じて、各地女性会活動の広報に努めた。また、がん・生活習慣病等の

予防に関する啓発活動の一環として、各地女性会のパンフレットや機関誌等に所定の統一クレジット記載の勸奨をした。

カ．がん・生活習慣病等の予防に関する啓発活動の支援

社会貢献への取り組みと会員サービス拡充の観点から、商工会議所と(財)日本対がん協会との連携のもと「検診のすすめ」と題し、がん・生活習慣病に関する講演会を7月理事会時に開催した。

キ．少子化問題等への対応

7月、高木美智代経済産業大臣政務官との意見交換会を実施した。

ク．各地女性会の現状に関する調査の実施

隔年で行っている各地女性会の現状に関する調査を実施した。

29．全国商工会議所観光振興大会2007 in 浜松

平成16年3月にとりまとめた「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」を踏まえ、商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、まちづくり運動の一環として観光振興を促進することを目的に、平成19年9月6～7日、静岡県浜松市において「全国商工会議所観光振興大会2007 in 浜松」を開催した。大会では、「産業観光の振興」などをテーマに、全国から商工会議所会員や観光関係者ら約1200人が参加。それぞれの地域の特性を活かした観光振興を図るため、全国へ情報発信をしていくことなどを盛り込んだ「浜松アピール」を採択した。

1) 内容

〔第一日目〕 平成19年9月6日(木) 会場：アクトシティ浜松 大ホール

13:30～ 開 会 司会 浜松商工会議所青年部 アナウンサー 大場 さわ子 氏

13:40～ 開会挨拶 日本商工会議所 常務理事 篠原 徹

歓迎挨拶 浜松商工会議所 会 頭 中山 正邦 氏

来賓挨拶 国土交通省

経済産業大臣

静岡県知事

14:10～ 報 告 日本商工会議所観光小委員会委員長 須田 寛 氏

14:20～ 基調講演 『「美の国」日本をつくる』 川勝 平太 氏

静岡文化芸術大学学長 国際日本文化研究センター 教授

内閣「教育再生会議」有識者 「美しい国づくり企画会議」有識者

15:10～ 休 憩

15:20～ パネルディスカッション

テーマ：「地域の特性を全国に発信しよう！

～地域ブランドの創出と産業観光との連携への指針～」

コーディネーター：(財)社会経済生産性本部 余暇創研 研究主幹 丁野 朗 氏

パネリスト：国土交通省大臣官房審議官（観光担当） 荒木 由季子 氏

富士常葉大学総合経営学部 准教授（観光学） 大久保 あかね 氏

(株)日本航空代表取締役社長・日本航空グループ CEO 西松 遙 氏

浜松商工会議所浜松地域ブランド創出特別委員会 委員長 杉山 治一 氏

- 16:45～ 大会宣言採択 日本商工会議所観光小委員会委員長代理 滝沢 靖六 氏
次回開催地挨拶 鹿児島商工会議所 会頭 大西 洋逸 氏
- 17:00～ 閉 会 (自由散策)
- 18:00～ 交 流 会 会場：アクトシティ浜松 展示イベントホール
開会挨拶 浜松商工会議所 実行委員長 岡本 一八 氏
歓迎挨拶 浜松市長 鈴木 康友 氏
(社)静岡県商工会議所連合会 会長 松浦 康男 氏
乾 杯 (財)浜松観光コンベンションビューロー 理事長 鈴木 富士男 氏
懇 談 アトラクション・・・浜松まつり”激ねり” ブラジル”サンバ”など
- 19:45～ 閉会挨拶 浜松商工会議所 青年部 会長 水野 久美子 氏
浜松商工会議所女性会 会長 勝山 邦子 氏

〔第二日目〕 平成19年9月7日(金)

※第一分科会「ブランド戦略の構築による地域発信」 会場：アクトシティ浜松 中ホール

- 9:30～ 開 会
- 9:35～ パネル討論・意見交換
コーディネーター：静岡文化芸術大学大学院教授 坂本 光司 氏
パネリスト：浜名湖えんため会長 稲葉 大輔 氏
富士商工会議所副会頭 牧田 一郎 氏
伊豆地域「THE OKAMI」会長 宇田 倭玖子 氏
浜松商工会議所常議員 神谷 竹彦 氏
- 11:50～ 昼 食
- 12:45～ エクスカーション「ブランド戦略企業コース」

※第二分科会「産業観光を活かした地域産業の振興」 会場：アクトコンgresセンター3階

- 9:30～ 開 会
- 9:35～ パネル討論・意見交換
コーディネーター：(財)静岡経済研究所顧問 佐藤 克昭 氏
パネリスト：静岡文化芸術大学教授 種田 明 氏
(株)JTB中部交流文化事業部部長 林田 充 氏
ヤマハ(株)来客会館館長 栗岡 久幸 氏
(財)浜松観光コンベンションビューローつばめ大使 李 厚陽 氏
日本商工会議所観光小委員会委員長 須田 寛 氏
- 11:50～ 昼 食
- 12:45～ エクスカーション「産業観光企業コース」

※第三分科会「事例：ブランド戦略の実例と観光振興」 会場：カリアック

- 9:30～ 開 会
- 9:35～ 事例発表・意見交換

コーディネーター：(株)ブランド総合研究所社長 田中 章雄 氏

事例発表：浜松商工会所 新村 祥一 氏

小樽商工会議所専務理事 中松 義治 氏

(株)フクナガ代表取締役社長 福永 晃三 氏

(株)おおず街なか再生館代表取締役 河野 達郎 氏

11:50～ 昼 食

12:45～ エクスカーション「第三分科会確定コース」

2) 参加費用

15,000 円 (消費税込み)

3) 共 催

日本商工会議所、浜松商工会議所

4) 後 援

経済産業省、国土交通省、(社)日本観光協会、(社)日本ツーリズム産業団体連合会、

(独)国際観光振興機構

5) 協 賛

アクサ生命保険(株)、(財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会、遠州鉄道(株)、商工組合中央金庫、

(株)JTB中部、全日本空輸(株)、大同生命保険(株)、(株)日本航空、(株)丸八真綿

30. 地域資源∞全国展開プロジェクト (小規模事業者新事業全国展開支援事業)

「地域資源∞全国展開プロジェクト (小規模事業者新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業)」として、2年目となる本年は95件の事業を実施。地域資源を活かし、新製品や観光資源の開発等、地域の魅力をPRし全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となっていく市場調査、専門家招聘、試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。当所と全国商工会連合会の連携・協力のもと、商工会議所・商工会からプロジェクトを募集し、有識者等により構成される採択審査委員会での審査を経て、再委託先231カ所(商工会議所95カ所、商工会136カ所)のプロジェクトを決定した。

また、各地の円滑な事業展開を図るため、セミナーの開催や現地調査のほか、試作品開発や展示会出展等に係る情報提供や事務処理について積極的に助言・支援した。なお、実施事業については、報告書を取りまとめるとともに、専用のホームページを立ち上げ、紹介している。

平成19年度地域資源∞全国展開プロジェクトの再委託先95件(商工会議所が実施主体のもの)は以下のとおり(順不同)。

札幌、旭川、室蘭、帯広、余市、登別、青森、弘前、むつ、盛岡、釜石、水沢、塩釜、気仙沼、鶴岡、米沢、原町、会津喜多方、十日町、魚津、小松、七尾、輪島、珠洲、長野、諏訪、下諏訪、水戸、石岡、足利、鹿沼、日光、秩父、草加、浜松、三島、富士、磐田、大垣、多治見、各務原、豊橋、蒲郡、西尾、春日井、常滑、犬山、尾鷲、熊野、福井、京都、八尾、神戸、尼崎、龍野、大和高田、和歌山、田辺、紀州有田、倉吉、松江、平田、安来、倉敷、津山、井原、高梁、広島、福山、三原、廿日市、下関、山口、萩、徳島、阿波池田、高知、中村、福岡、北九州、飯塚、八女、筑後、唐津、伊万里、平戸、熊本、大分、佐伯、竹田、宇佐、宮崎、日向、川内、那覇

3 1. JAPANブランド育成支援事業

平成 16 年度より実施している「JAPANブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」を引続き実施した。

同事業は、地域の特性を活かした製品の魅力・価値を更に高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価（ブランド力）を確立すべく、商工会議所・商工会等が地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、専門家の招聘、コンセプトメイキング、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会参加等の取組みを行うプロジェクトについて、総合的に支援を行うもの。

当所と全国商工会連合会の連携・協力体制のもと、商工会議所・商工会等から支援すべきプロジェクトの提案書を募集し、民間有識者等により構成されるプロジェクト採択審査委員会を開催し、審査のうえ、実施機関 69 カ所（商工会議所 46 カ所、商工会 23 カ所）のプロジェクトを決定した。

また、各地の円滑な事業展開を図るため、下記の事業を実施した。

- ・民間有識者等によるプロジェクト事業推進委員会
- ・各プロジェクトに携わる専門家による「JAPAN ブランドプロデューサー会議」の開催（3 回）
- ・事業担当者・参画事業者等を対象としたセミナーの開催（2 回）
- ・各プロジェクトのブランドおよび製品を紹介する展示商談会「JAPAN ブランドエキジビション」の開催（3 回）
- ・関連情報を総合的に発信する公式サイト「JAPAN BRAND ウェブサイト」の開設
- ・新製品ウェブサイトを活用した開発等支援事業の実施（「CUUSOO JAPAN BRAND」サイトの開設）
- ・日経流通新聞（日経 MJ）「JAPAN ブランド特集号」発行
- ・講談社月刊誌セオリー・特別付録「JAPAN BRAND BOOK」発行
- ・各実施機関の取組状況について、現地調査および分析等を行い、今後の支援事業等の実施に資することを目的とした事業評価等事業の実施

平成 19 年度 JAPANブランド育成支援事業 46 件（商工会議所が実施主体のもの）は以下の通り（順不同）

戦略策定支援事業（12 件）：

釜石、鹿沼、東京、新津、静岡（お茶）、堺、紀州有田、東広島、人吉、佐伯、宮崎、宮古島
ブランド確立支援事業 1 年目（9 件）：

足利、糸魚川、甲府、静岡（家具）、豊橋、瀬戸、蒲郡、大野・勝山、鯖江（漆器）
ブランド確立支援事業 2 年目（5 件）：

札幌、盛岡、泉佐野、神戸、今治
ブランド確立支援事業 3 年目（20 件）：

小樽、旭川、弘前、山形、会津若松、川口、富士吉田、三条、燕、加茂、岡谷、一宮、高山、輪島、鯖江（メガネ）、京都、松江、府中、福岡、大川

3 2. 商工会議所 e ラーニング事業

各地商工会議所およびネット試験会場を学習拠点（学習センター）として、各種検定試験の学習コンテンツ等を提供する「商工会議所 e ラーニング事業」を展開すべく整備を進めた。

受講者支援サービスが提供できるよう、ネット試験会場の指導者や日商マスターを対象とした「eラーニング指導法研修会」を開催し、eラーニングを有効活用するために、対面指導と異なるeラーニングの特徴・留意点を踏まえた、メンタリング等の学習支援・指導を行う学習アドバイザーの育成に努めた。また、ネット試験会場の指導者を対象として学習コンテンツの提供を試行した。

○「eラーニング指導法研修会」

平成19年10月28日（日）（於：日商研修室・20名受講）

平成19年12月3日（日）（於：日商研修室・19名受講）

平成20年1月27日（日）（於：日商研修室・32名受講）

○光産業創成大学院大学「起業講座」eラーニング受講生 のべ22名

○法政大学キャリアセンター「トータルキャリア教育」eラーニング受講生 のべ30名

○商工会議所eラーニング試行利用機関数（19年11月～20年1月） のべ290名

3.3. 産学連携による人材育成支援事業

少子高齢化がますます進展する中、社会総がかりで人材育成に取り組むことが必要であり、各地商工会議所は、人材育成を重要課題として位置づけ、様々な形で具体的な取り組みを行っている。当所では、これらの人材育成の基本的な考え方として、①雇用のミスマッチの解消、②地方に立地する企業の人材確保、③就業能力の向上と強化、の3つを最重点事業と位置づけ、全国の商工会議所とともに従来の事業を質的に拡充するほか、地域活性化と商工会議所のサポーターであるとの認識に立ち、人材育成の重要な役割を担う大学等との連携により、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援にワンセットで取り組み、実務的で実践的な人材や地域づくり貢献できるような人材育成をめざしてきている。

当所では、平成17年12月、地域づくりに貢献できる人材の育成、地方への円滑な人材の還流、供給を目指すこと等を目的に、法政大学の学生を対象とした職業資格取得やキャリアアップを支援するモデル事業を創設した。19年度においては、まちづくりに関する公開セミナー、創業塾、地方の観光振興支援をはじめ、販売士2級・3級養成講座や日商PC検定試験の学内実施、日商eラーニングの活用、地方企業の就職情報の提供など、一層の事業推進を図った。

さらに、19年1月、明治大学商学部と「地方活性化人材育成プロジェクト」に関する基本合意書を締結し、人材育成支援スキームを立ち上げた。19年度は、各地域で特徴的な企業や商工会議所の役員企業による事業継承と人材育成をテーマにした企業人講座・交流セミナー、地域活性化に係るシンポジウム、地方インターンシップ、地方物産展、日商ビジネス英語の学内実施など積極的に事業を展開した。

3.4. 平成19年度IT経営応援隊「1日経営者研修会事業」の実施

経済産業省が中小企業の戦略的情報化の促進を目的として実施している「IT経営応援隊事業」の一環として、中小企業の経営者等を対象に、IT経営の必要性について理解を促すとともに、IT経営の導入・実践に必要な基本的かつ実践的な知識、手法等について学ぶ「1日経営者研修会事業」を実施した。

同事業では、当所と各地商工会議所が連携により、全都道府県において企業の経営者や従業員等を対象にIT経営の入門となる研修を開催し、延べ1,879人が参加した。

○研修内容

題 目	訓練課題
1. ネット社会の概要	
(1) 動き出したネット社会	ネット社会の動向と IT 新改革戦略について
(2) 仕事は紙から電子データへ	紙とはまったく違うデジタル仕事術について
(3) これからビジネスで必要なこととは	IT インフラ（電子認証等）の活用について
2. IT、ネットワークの活用例	
(1) IT でコミュニケーションが変わる	携帯端末、IP 電話や e ラーニングなどのデモ
(2) IT で営業が変わる	HP 活用や電子カタログ、ビジネス GIS の営業でのデモ
(3) IT で取引が変わる	消費財や生産財の次世代共通基盤取引のデモ
(4) IT 経営の実践を	SaaS を利用した売上集計や勤怠集計等のデモ
3. IT 経営と人材育成	
(1) IT 経営とはなにか	IT 経営の本質について
(2) IT 活用の留意点	情報セキュリティやネット関連法律について
(3) 経営者も社員も IT 武装	修得すべき知識とスキルについて

○1 日経営者研修会事業の実施結果

	開催回数 (回)	参加企業数 (社)	参加者数 (人)	参加経営者 (人)
全研修会トータル	148	1,547	1,879	592

○「1 日経営者研修会事業」講師養成研修

本研修会事業の開催にあたり、講師を養成するための研修を開催した。

開催地	開催日	会 場	受講者数
東 京①	平成19年 7 月28日(土)	日本商工会議所研修室	27 名
神 戸	平成19年 7 月31日(火)	神 戸 商 工 会 議 所	31 名
東 京②	平成19年 8 月 4 日(土)	日本商工会議所研修室	30 名
福 岡	平成19年 8 月 6 日(火)	福 岡 商 工 会 議 所	20 名
名古屋	平成19年 8 月23日(金)	名 古 屋 商 工 会 議 所	19 名
合 計			127 名

3 5. 能登半島沖地震・新潟県中越沖地震に対する活動支援事業

平成 19 年 3 月に発生した「能登半島沖地震」に対して、日本商工会議所では、観光産業における風評被害を防止することを目的として、以下の支援を行った。

(1) 「能登半島観光復興支援情報コーナー」の設置

4 月 12 日（木）に、輪島、七尾、珠洲など能登地域を中心とした観光情報や地域情報を紹介する「能登半島観光復興支援情報コーナー」を日本商工会議所 HP 上に開設したほか、会議所ニュースなどの広報媒

体も活用しながら、広く能登地域の情報を提供した。

(2) 「能登輪島物産展」の開催支援

輪島商工会議所が輪島地域の基幹産業（漆器、そうめん、観光等）をPRするために、東京商工会議所の協力を得て実施した「能登輪島物産展」の開催を積極的に支援した。

開催期間：5月12日（土）～5月20日（日）の9日間

開催場所：東商ビル1F展示コーナー

また、平成19年7月に発生した「新潟県中越沖地震」においては、「新潟県観光復興支援情報」を日本商工会議所HP上に開設して地域情報を発信するとともに、過去に同様の災害被害があった場合の対応と同様に、全国の商工会議所を対象として、義援金を募ることとした。

その結果、全国374商工会議所から総額38,380,000円にのぼる募金が寄せられ、最大震度6強を記録し、会館へのひび割れが発生したことをはじめ、会員や地域の事業者等の被害が大きかった柏崎商工会議所に全額寄贈した。

36. 財団法人日本対がん協会との医産連携事業

当所は、商工会議所による国民の健康福祉増進に寄与する社会貢献活動および商工会議所会員サービスの拡充と会員加入促進等のため、19年3月に財団法人日本対がん協会と「医産連携による地域健康支援モデル事業創設」に関する基本合意書を締結した。それに基づき、各地商工会議所と同協会の支部の連携のもと、商工会議所会員である事業主や従業員、その家族等の健康管理の資質向上に資する事業を行うスキームを創設した。19年度は、20商工会議所、全国商工会議所女性会連合会および4商工会議所女性会において地元の協会支部との連携を通じ、健康啓発普及セミナーや高度ながん検診の実施、がん予防や生活習慣病等に関する健康情報提供等の各種連携事業を地域事情に合わせた形で展開した。

20年度においても、引き続き、本事業を積極的に推進することとしている。

(2) 意見活動

第 1 号 (4 月 16 日)	国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について
第 2 号 (4 月 19 日)	教育再生に関する意見 ～商工会議所は社会総がかりでの教育の中心的な役割を担う～
第 3 号 (5 月 2 日)	「信託業法施行令の一部改正(案)」および「信託業法施行規則の一部改正(案)」に関する意見
第 4 号 (6 月 21 日)	平成 20 年度観光振興施策に関する要望
第 5 号 (6 月 21 日)	平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望
第 6 号 (7 月 18 日)	日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール ～わが国の成長力強化に向けて～
第 7 号 (7 月 19 日)	特定原産地証明制度に関する現状と課題ならびに改善提案
第 8 号 (7 月 19 日)	特定原産地証明制度に関する意見
第 9 号 (9 月 4 日)	大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望
第 10 号 (9 月 4 日)	改正都市計画法・建築基準法の円滑な施行、および一層の制度改善に関する要望
第 11 号 (9 月 4 日)	コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのための改正都市計画法活用に関する要望
第 12 号 (9 月 5 日)	安倍改造内閣の発足に当たり国政に望む
第 13 号 (9 月 19 日)	平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望
第 14 号 (9 月 19 日)	平成 20 年度税制改正に関する要望
第 15 号 (10 月 2 日)	福田新内閣に望む
第 16 号 (10 月 18 日)	国際競争力強化に資する空港及び港湾整備・運営のあり方について
第 17 号 (11 月 5 日)	地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて
第 18 号 (11 月 30 日)	独立行政法人日本貿易保険の民営化に断固反対する
第 19 号 (1 月 11 日)	経営承継円滑化法（仮称）の早期成立を望む
第 20 号 (3 月 19 日)	低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール
第 21 号 (3 月 19 日)	大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書

1. 国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について

平成 19 年 4 月 16 日

日本商工会議所

経済のグローバル化が進展する中で、わが国が厳しい国際競争に打ち克ち、成長著しいアジアのセンターとしての地位を確保していくためには、ヒト・モノ・カネ・情報の交流拠点（ハブ）を持たなければならない。

しかし、わが国の空港及び港湾は、1980 年代まではアジアをリードしてきたものの、その後、アジア諸国が人流や物流の拠点造りを最重要課題として取組み、国策として、大規模な拠点空港及び港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対し、わが国は中長期的な戦略に基づく整備を進めてこなかったため、国際競争力は相対的に低下している。世界で最も成長している東アジア諸国が相互補完関係を緊密化させている中（1980 年代に約 3 割の域内貿易比率が現在は約 6 割にまで拡大）、空港においては、既に旅客数等でシンガポールや香港等に、港湾においても、貨物量で釜山等に逆転を許している。特に、人や貨物の海外での乗り替え・積み替え比率の急増は、アジア圏の人流・物流における日本離れが加速していることを示している。実際、地方からの海外渡航者については、コストや時間がかかることから、国内の国際拠点空港を経由しないで、地方空港から仁川や上海等を経由する渡航客も増加している。このままでは、アジアのダイナミックな成長が続く中、わが国だけが取り残されてしまう可能性が高い。

今後、わが国が世界やアジアの成長を最大限活用し、安定的かつ持続的な成長を実現していくためには、拠点となる中枢空港及び港湾の整備・拡充と利便性やコスト面等における国際的な優位性を確保し、アジアのゲートウェイとしての競争力を高めていくことが鍵となる。政府はこのような視点から、わが国のあるべき中長期的な空港及び港湾の将来ビジョン（グランドデザイン）を早期に策定し、「選択と集中」の観点から、更なる一般財源の投入も含め、空港及び港湾の整備とこれへのアクセスの改善を戦略的かつ重点的に推進すべきである。中でも、東アジアと国内の物流を準国内的に一体的に捉え、東アジア域内で共に成長していく戦略的な視点が重要である。

また、わが国の航空政策については、拠点空港（ハブ空港）の整備を早急に推進し、グローバルスタンダードの視点から、従来の考え方を抜本的に見直す必要がある。国際的に進展している航空市場の自由化（オープンスカイ）についても、日本経済全体の国際競争力向上の観点から導入を前向きに検討すべきであろう。

1. 空港整備に関する当面の対応すべき課題

（1）効率的な魅力ある航空ネットワークの形成

～ボトルネックとなっている首都圏空港の機能強化と主要中枢空港等の戦略的な活用～

①効率的な航空ネットワーク形成には首都圏空港の機能強化とアクセス改善が必要

首都圏空港は、わが国の航空ネットワークの中核として機能する必要があるが、首都圏空港は既に容量不足のため、国内外の旺盛な航空需要に対応できずに機能不全に陥っている。わが国の航空需要は、中長期的にも着実な増加が見込まれており、近年整備が進められた地方空港も含め、わが国の効率的な国内外との航空ネットワークを確立するためにも、首都圏空港の機能強化は不可欠で

ある。そのため、羽田の第4滑走路については当初の2009年末から10カ月遅れの2010年10月に供用開始の方針が示されたが、成田のB滑走路の延長を含めて、これらを一日も早く完成させる必要がある。併せて、空港容量や空域の拡大を進めるとともに、運送形態や利用目的等の航空需要を踏まえ、成田・羽田各空港の特長を活かした首都圏空港の効率的かつ一体的な活用が必要である。国内線の基盤空港としての役割も担う羽田については、ピーク時の空港処理能力の大幅な拡充や深夜早朝の利用促進・国際便の拡充（首都圏国際空港の24時間化）等を図るとともに、過去の経緯に捉われず、ビジネスニーズに合わせた弾力的な羽田の国際就航範囲の拡大や成田の国内線規模の拡大等も推進する必要がある。

また、羽田・成田の一体的活用のためには、入国・税関・検疫等のワンストップ化や荷物の積み替えの迅速化等サービスの改善を図るとともに、羽田・成田・都心相互のトライアングル交通アクセスを一層拡充することによって所要時間を短縮し、利用者の利便性を高めることが重要であり、首都圏三環状道路等の重要路線の確実かつ早急な完成が必要である。

②効率的な受入れ体制実現には、主要中枢空港等の戦略的活用が必要

2010年10月に羽田の第4滑走路の供用が開始されたとしても、国内外からの増大が予想されている人流・物流需要に十分対応することは困難である。また、現在、地方空港から仁川や上海等を経由して海外へ向かう渡航客が増加しているが、この流れをわが国のハブ空港に取り戻し、海外からの旅客をも取り込んでいくためには、受入れ余力のある国際拠点空港（関西・中部）や主要中枢空港（北の玄関口としての新千歳や西の玄関口としての福岡等）が更なるコスト引下げやサービス向上等を図り、国際的な優位性を高めるとともに、地方空港も含めた空港間の連携と役割分担を進め、国際競争力のある効率的なネットワークを実現すべきである。特に、国内外とのトランジット機能の強化、ビジネス・観光・貨物等の目的別や24時間運用等を通じた各空港の戦略的な活用は、2010年10月以降も見据えて、具体的な対策を講じるべきである。地方空港においては、国際化を推進するとともに、国内の国際拠点空港等との乗り継ぎ機能の強化や小型機等による地域航空輸送体系の整備等も必要である。

これらを進めるに当たり、発着枠に余裕がある空港については、オープンスカイを推進するとともに、地域においては、主体的に官民一体となって戦略的な空港活用及び整備計画を策定することも重要である。

③多様な航空需要に合わせた目的別等、戦略的な空港の在り方を検討すべき

運送形態の多様化する中、ビジネス機、ローコストキャリア、チャーター便、貨物用等目的別空港の在り方等を検討すべきである。例えば、国際的にビジネス航空需要が高まる中、首都圏空港等はこの需要に対応しきれていない。専用施設の整備や効率的なC I Qサービスの提供、コスト引下げ等が実現されれば、高い経済効果が見込まれる。また、地方空港においても、旅客や貨物の乗り継ぎ機能を高めたり、国際化の推進、空港を活かした地域観光プログラムを策定する等、多様な航空需要に合わせた戦略的な空港の在り方について知恵を絞っていく必要がある。

（２）主要中枢空港等の国際競争力の強化（利便性等での優位性の確保）

～世界トップクラスの効率的で利便性の高いインフラの整備・サービスの向上～

①空港をフル活用するための施設整備及び空域の容量拡大

急増が見込まれる航空需要に対応するため、空港・空域容量の早期拡大が必要である。具体的には、国際水準への空港処理能力の向上（民間機の飛行可能空域拡大等による単位時間当たり発着枠の拡充）、空港基本施設の更なる拡充（誘導路や駐機場の整備等）を進めるとともに、航空機の騒音レベル等の性能向上を踏まえた飛行経路等の従来規制の見直しを図ることが必要である。

②貿易手続きの簡素化や柔軟なC I Q体制の実現等（利便性における競争力強化）

空港の国際競争力強化を図るためには、利便性の向上は不可欠である。貿易諸制度及び手続きの簡素化や柔軟なC I Q体制の実現、効率的な空港の24時間運用、空港の高付加価値化に向けた施設（貨物量に併せた荷捌場のある上屋等）を拡充する必要がある。また、国際拠点空港における旅客や貨物の国際線・国内線乗り継ぎ機能の強化、鉄道・道路等空港アクセスの充実を早急に図る必要がある。

③航空関連コスト低減に向けた一般財源の投入等（コスト面における競争力強化）

空港の国際競争力強化を図るためには、着陸料金やアクセス費用等の国際的に割高である航空関連コストの低減も図る必要がある。特に、関西空港については、国際拠点空港は国家が戦略的に整備すべき社会資本であるとの認識の下、借入金を国庫で肩代わりする等の負担軽減策が必要である。例えば、連絡橋について、利用者コスト低減のために道路財源等を投入する等借入金を肩代わりすることで無料化することも検討に値する。また、空港運営に関する収支等を開示し、料金水準の透明性の向上を図るとともに、効率化へのインセンティブの働く仕組みを検討すべきである。

（３）中長期的な主要中枢空港等の整備の在り方等

2010年10月以降の羽田第4滑走路供用後の中長期的な将来ビジョンに基づき、羽田空港の再々拡張（第5滑走路の整備）や成田空港の機能強化（更なるB滑走路の延長やアクセス改善）、関西空港の2期島内貨物用駐機場の整備、中部空港の第2滑走路の整備、福岡空港の機能増強（容量拡大）、新千歳空港の施設増強及び滑走路延長に加え、物流用地及び施設の確保、物流アクセスの整備等、将来の拡張性の確保の観点から、主要中枢空港等の戦略的な整備の在り方を今から議論しておく必要がある。その際、正確な需要予測を踏まえ、経済効率性に基づく役割分担の下、「選択と集中」の観点から効率的な航空ネットワークの実現に向けた整備を行う必要がある。

また、オープンスカイの導入により、市場原理に基づく多様な航空ネットワークの充実や航空運賃の低下、サービスの多様化等の利用者メリットが図られることを期待したい。

2. 港湾整備に関する当面の対応すべき課題

～コスト・リードタイム等における近隣諸国等への優位性の確保～

（１）輸出入手続の簡素化や統合・統一化等による利便性の向上、リードタイムの短縮

国際競争力強化の観点から、利便性の向上、特にリードタイムの短縮は極めて重要である。このため、通関手続きを始めとした貨物に関わる各種輸出入手続の簡素化や統合・統一化、法律自体の見直

しが必要である。具体的には、船会社を始め輸送業者が提出する港湾管理者や各官庁への届出様式の統一や、ペーパーレス化等港湾手続きの簡素化・統一化及び電子化等、広域的な港湾のワンストップサービス化を推進するとともに、港湾オープン時間の柔軟化等を早急に図る必要がある。また、リードタイムに影響がでないような効率的な物流セキュリティシステムも実現すべきである。

（２）広域ポートオーソリティーの設立等による港湾経営の改善・利用コストの低減

広域ポートオーソリティーの設立に向けて、港湾制度の抜本的な改革を進める必要がある。国策として、国際競争力のある港湾整備を戦略的に進めるため、一定規模以上の主要港毎に国と官民港湾関係者による港湾運営審議会（仮称）を設置し、企業会計的に港湾経営をチェックする等、官民一体で国家として最適な港湾の整備・運営計画を策定すべきである。港湾運営が効率化されれば、港湾利用料金の低減等に繋がり、港湾コストの競争力向上に資する。また、埠頭公社については、各港間連携を強化し、貸付料の低減等によりコスト競争力向上に資するよう新しい公社の位置付けを検討すべきである。

（３）スーパー中枢港湾の抜本的な整備拡充・機能強化

船舶の大型化、一隻当りの取扱量の増加等に対応するため、スーパー中枢港湾の抜本的な整備拡充・機能強化が必要である。コンテナターミナルの拡充（既存ターミナルの有効活用と次世代高規格コンテナターミナルの整備）、コンテナ搬出入の繁忙期に対応できるコンテナターミナルの整備を検討すべきである。また、港湾隣接地において、流通加工機能等も併せ持つ、大規模かつ高機能な物流基盤施設（ロジスティック・センター）を有する特別区域を設け、規制緩和・集中的整備により国際物流機能の強化を進めるべきである。同時に、これら拠点へのアクセス向上を図るため、幹線道路及び周辺地域の交通基盤の整備を推進すべきである。

（４）港湾等の交通ネットワークを有効活用した地域活性化

内陸部の製造拠点、知的集積拠点や地方港湾とスーパー中枢港湾との有機的な道路・鉄道・内航等の総合的な交通ネットワークを構築し、地域活性化のために港湾も有効活用できるようにすべきである。このため、高速道路の利用コストの低減等ソフト面の改善を含め、競争力強化と地域活性化に資する幹線道路ネットワークの構築を進めるとともに、スーパー中枢港湾と地方港湾との内航ネットワークの構築等の連携強化を図り、また、環境への負荷も考慮し、鉄道・内航もより一層活用した物流へと効率的な国内物流体系の構築を図る必要がある。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

○内閣府に設置された「アジア・ゲートウェイ戦略会議」が取りまとめた「アジア・ゲートウェイ構想」（19年5月）において、航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの

構築、大都市圏国際空港の24時間化、羽田の更なる国際化、「貿易手続改革プログラム」の着実な実施、複数港湾の一体的かつ戦略的な運用、空港・港湾へのアクセスの改善など、当所要望の大部分が反映された。

○20年度の国土交通省航空局予算の基本方針として、「羽田空港や関西国際空港など大都市圏の拠点的な空港の整備、空域等の整備の促進、地域空港の国際化や物流機能の充実に資する施設整備など空港等の機能の高質化のための事業の推進」が明記された。

○19年10月に「成田空港と羽田空港の人流面の有機的連携に関する調査委員会」が設置された。

○19年11月から外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等の自由化となった。

○20年度の国土交通省港湾局予算の基本方針として、国際競争力の強化、地域の活性化、安全安心の確保が明示された。

○19年7月に設置された「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」において、貿易手続改革プログラムの実現に向けた具体的な検討が実施された。

○「ポートオーソリティー」については港湾分科会等で検討。東京湾や大阪湾等湾ごとに検討が進められている。

2. 教育再生に関する意見 ～商工会議所は社会総がかりでの教育の中心的な役割を担う～

平成19年4月19日

日本商工会議所

安倍政権は、わが国の最重要課題として「教育再生」を掲げ、昨年12月には、60年ぶりに教育基本法の改正を実現し、教育再生会議における第一次報告を受け、教育3法（学校教育法、地方教育行政法、教員免許法）改正案を今次通常国会に提出した。特に、急速なグローバル化、情報化、少子高齢化や価値観の多様化が進む中、教育再生は基礎学力の立て直しのみならず、公共の精神や自律の精神、国や郷土に対する愛情や道徳心・勤勉性等の日本人がかつて保持していた素養（クオリティ）の再生、家庭や地域における教育力の向上、様々な変化に対応できる力（創造力、問題解決力等）の育成等を通じて図る必要がある。

地域経済総合団体である商工会議所は、将来の「健康な日本や地域」を支える人材の育成を図るため、既に各地域において様々な教育支援活動を実施しているが、地域における教育活動に更に主体的に参画・支援して参る所存である。教育再生会議の第一次報告が掲げる「社会総がかりでの教育」の方向性には賛同し、スピード感を持った教育改革の推進を期待しているが、商工会議所こそ、「社会総がかりでの教育」の中核を担うに相応しい組織であることから、教育再生に商工会議所のノウハウや事業を有効に活用されたい。また、企業や社会の求める人材と教育現場とのギャップを埋めるため、「社会に参加し、働いて生きていく」ために必要な能力とそのために必要な教育のあり方等について、下記のとおり意見する。今後の教育改革に本趣旨を盛り込まれたい。

I. 教育再生に関する基本的な考え方

1. 教育改革をわが国の最重要課題として取り組むべき

～全国商工会議所会頭アンケートでも最重要課題として取り組むべき課題として位置付け～

将来にわたり世界に誇れる「健康な日本や地域」を実現するためにも、勤勉さや道徳心等日本人がかつて保持していた素養（クオリティ）を今一度見直し、今後も高い技術力やものづくり力を発揮できる人材育成に向けた教育改革及び環境整備を進める必要がある。そのためにも、政府は教育改革をわが国の最重要課題として認識し、必要な予算措置も含めて効果的な対策を講じる必要がある。

2. わが国の強みの源泉である多様で能力の高い中位層の厚みの維持を

～中位層の多様性や厚みを維持することが国や社会の活力維持に資する～

わが国の強みの源泉は、多様で能力の高い中位層の厚みにある。現在、グローバル化等の社会環境変化や生活観等の多様化が進み、ニート・フリーター問題等が顕在化しているが、かつての「一億総中流意識」がわが国の経済社会の安定に一定の効果を果たしていたことを踏まえ、今後でもできる限り中位層の多様性や厚みを維持していくことが、個々の幸せはもとより、国や地域や社会の活力の維持にも資する。従って、中位層の多様性や厚みを維持できるよう、教育面からも人材育成等でバックアップしていく必要がある。同時に、厳しい国際競争等に打ち克てる、国を牽引するリーダーを養成する教育がこれまで以上に必要となる。

3. 「社会に参加する」、「働いて生きていく」ために必要な能力を明示すべき

～将来の「健康な日本や地域」を支える人材を国民や地域全体で育てていくべき～

今後、国際化や IT 化の進展により価値観や行動原理が異なる国や地域の人に関わりを持つようになる等、急激な社会環境変化が想定される。こうした社会環境変化に対応していくためには、企業や社会が将来の「健康な日本や地域」を支える人材像について、「社会に参加する」、或いは、「働いて生きていく」ために必要な能力を明示し、企業や社会が必要とする人材を、国民や地域全体で育てていく必要がある。

4. 現在の教育問題の根源は社会全体にあることを認識すべき

～学校のみならず、社会全体（地域・家庭・企業等）で教育再生を図るべき～

現在の教育問題（子どもの生活力の低下、学力や学ぶ意識の低下等）は、急激な社会環境の変化に現行の教育システムが対応しきれていないことの表れである。現在の教育問題の根源は、学校だけでなく、子どもを取り囲む社会全体（家庭・地域・企業等）にあることを認識し、社会全体で教育再生を図っていく必要がある。

5. 「学校と家庭と地域社会の信頼回復」こそが教育再生の鍵である

～家庭や地域社会に支えられない学校では教育システムは機能しない～

現在、学校と家庭と地域社会との相互の信頼関係が揺らぎ、教育システムが機能不全に陥っている。教育再生を目指すのであれば、学校と家庭と地域社会の信頼回復こそが喫緊の課題である。学校や教員は、保護者や地域社会の信頼を得るため、①学校の担うべき役割を遂行する熱意や使命感を持ち、②子どもの最も近くで接する社会人としてのモデルになる行動や意識を持つ等の努力を行い、保護者や地域

社会は、こうした学校側の努力に応じて学校や教員を信頼し、支援するといった相互の信頼関係の回復・構築が必要である。

Ⅱ.「健康な日本や地域」を支える人材像

1.「健康な日本や地域」を支える人材 ―人材育成は企業の先行投資でもある―

グローバル化、少子化の進展、社会の価値観の多様化、高学歴化、I Tの進展等により、従来の教育では時代に対応できなくなっている。若者の学力低下や社会人意識や職業観の欠如が深刻化する中、企業は、社会人としての基礎力や専門知識と技能を持った即戦力の人材、より実践的な人材を期待しており、企業や地域社会が求める人材と学校が教育する人材との間で大きなギャップが生じている。このギャップを埋めるためにも、企業や社会が将来の「健康な日本や地域」を支える人材像について、特に、「社会に参加できる」、「働いて生きていく」ために必要な能力を明示し、国民や地域社会全体で共有し、そのために必要な教育を支援していくことが重要である。特に、「健康な日本や地域」を支える人材の育成は、企業にとって、極めて重要な将来への先行投資でもあることから、企業はより積極的に教育支援に取り組むことが求められる。

2.「健康な日本や地域」を支える人材に必要な能力

「健康な日本や地域」を支える人材に必要な能力として、①基礎学力、②規範意識・生活態度、③実践力（社会人基礎力）、④専門知識・スキルの4つの能力に加え、新しい能力として「実践力を補完する能力」が求められる。初等・中等教育では、近年の学力や規範意識が低下する状況を踏まえ、①基礎学力や②規範意識・生活態度を再強化する必要がある。また、高等教育や職業教育、生涯教育等においては、④専門知識・スキルを身につける必要がある。そして、こうした基礎学力等を活かすための能力として、③実践力（社会人基礎力）が必要となる。

また、今後の社会では、自ら問題・課題を見つけ出し、多様な人々と協働しながら、解決策を見出し、実行する能力が必要となることから、③実践力を補完する能力として、他者と触れ合う際等に影響を与える「円滑な意思疎通能力（効果的なコミュニケーション力）」や「様々な変化に対応できる能力（創造力、問題解決力等）」が必要となる。

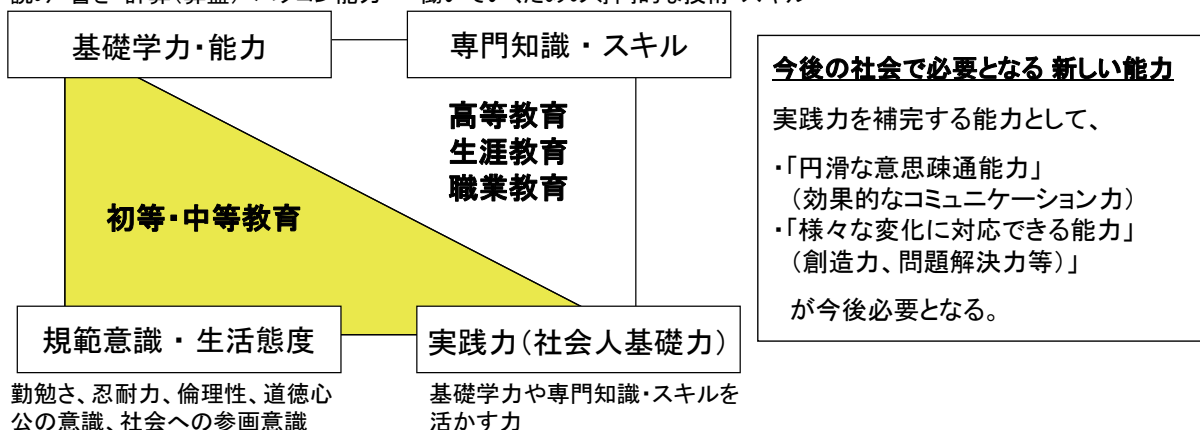
①基礎学力	②規範意識・生活態度	③実践力（社会人基礎力）	④専門知識・スキル
ーの4つの能力　＋実践力を補完する能力（円滑な意思疎通能力等）　が今後必要となる			

＜「健康な日本や地域」を支える人材に必要な能力＞

国民が共通に修得すべき基礎力

読み・書き・計算(算盤)・パソコン能力

働いていくための専門的な技術・スキル



各地域において必要とされる能力等は異なることから、商工会議所等が中心となり、上記能力に加え、各地域において、職場体験で即戦力となる人材（人財）を育て、卒業後には地元企業で活躍してもらうためにも、地域で活躍できる人材として必要な能力を研究し、教育界に発信していくことが必要である。

＜参考＞社会人基礎力の3つの能力・12の能力要素

経済産業省でとりまとめた「社会人基礎力」では、企業や地域の視点から、我々が職場や地域社会で働く上で必要な力（基礎力）として、3つの能力と12の能力要素を明示。

分類	能力要素	内容
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力 例)指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力 例)「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かしていく。
	実行力	目的を設定し確実に行動する力 例)言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力 例)目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する。
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力。 例)課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し、それに向けた準備をする。
	創造力	新しい価値を生み出す力 例)既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える。
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力 例)自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらうように的確に伝える。
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力 例)相手の話しやすい環境をつくり、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力 例)自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する。
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力 例)チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する。
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力 例)状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する。
	ストレス コントロール力	ストレスの発生源に対応する力 例)ストレスを感じることもあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する。

注:「職場や地域社会で活躍する上で必要となる要素」として、「社会人基礎力」以外に、基礎学力、専門知識、人間性、基本的な生活習慣も併せて示されている。

出所:経済産業省「いきいきとした社会に向けて」2006年2月より。

※詳細は、経済産業省HP参照 (<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.htm>)

Ⅲ. 具体的な意見（主に、義務教育に対する意見）

1. 学校での教育力の向上

（1）授業の量及び質の向上

①授業の量の確保は必要（読み・書き・計算の徹底、算盤の活用、道徳教育の教科化）

基礎学力の低下に歯止めをかけるためには、授業時間の確保（最低限現行の1割増）は必要である。国数理と歴史の授業数を増加し、特に、読み・書き・計算（算盤）は徹底すべきである。特に、算盤は、計算力を確実に身に付けさせるだけでなく、算盤学習を通じた集中力や持久力の向上、伝統技術や文化の体験等極めて高い教育的効果があることから、学習指導要領を見直し、算盤の授業時間を拡充されたい（尼崎市の「計算教育特区」では教育的効果が現れてきている）。

授業量確保のためには、週5日制の見直しも検討すべきであるが、まずもって現行制度で実現可能な対応を進めるべきである。例えば、土曜学校等を積極的に活用し、土曜日を総合的な学習の時間として有効活用することで捻出した時間を平日の基礎教科に充てる等の対策も一案である。

また、公共の精神や自律の精神、国や郷土に対する愛情や道徳心・勤勉性等日本人がかつて保持していた素養（クオリティ）を見直し、将来を担う人材を育成していくためには、道徳教育は必要である。道徳教育は、教科化も含めて強化されたい。

②授業のイノベーション（質の革新）への取り組み（ICTを有効活用できる環境整備）

教員は、限られた時間を有効活用し、生徒にわかりやすく、学ぶことに興味を持てるような質の高い授業を行う必要がある。ICT（情報通信技術）を有効に活用した授業は効果的であることから、教員のICT活用能力の向上や学校のICT環境の整備等を進めるべきである。教員1人にパソコン1台も提供されないICT環境では、全国的に先進的かつ効果的な授業を参考にし、実施するための学校や教員間の情報交換や連携機能を強化することは不可能である。また、ICTを有効活用するためには、教員へのヘルプデスクの設置等も必要である。

③生活教育（クラスでの集団生活や行事等）の充実こそが必要

授業中の教室の乱れが学力低下の大きな原因の1つとなっている。教科教育も重要であるが、生活教育（クラスでの集団生活や行事等）は学校の教育システムを機能させる基礎である。生活教育による生徒の心や教室の安定化を図ることなしに、教科教育を充実しても効果は得られない。また、一人前の社会人になるためには、基礎学力等とともに、社会人基礎力（実践力）や実践力を補完する能力（効果的なコミュニケーション力、想像力、課題解決力等）の習得が必要であり、ホームルームや課外授業等の生活教育の時間を十分に確保・活用し、教室の安定化を図り、生徒の学ぶ意欲を引き出し、更なる学力向上へ繋げるといった教育の好循環を目指す必要がある。

④学力や授業のチェックと改善のために、全国学力調査を有効活用すべき

平成19年度から実施される「全国学力調査」は、単なるテスト結果の比較を行うだけでなく、その調査結果を生徒の学力レベルの到達具合や授業の成果を確認し、今後の改善へ繋げるためのチェックとして有効活用すべきである。また、調査結果により、地域的な教育レベルの格差が見られる場合、レベルアップの必要な地域への重点的な支援が行われる仕組みの整備も必要である。

(2) 教員の質の向上

①民間との交流により教員の多様性と流動性を高め、教員全体の質の向上を

多様で優秀な教員を確保するため、学校と民間との間で積極的な人事交流を促進すべきである。そのため、特別免許状をさらに有効活用し、企業等から優れた知識・経験・技能を持つ人を教員として積極的に採用し、地域の視点に立った独自性のある教育活動が展開されることが望ましい。

また、教育現場を離れて他の経験を積んだ教員が、再び教育の現場に戻りやすくする仕組みや教員になったものの適性度の低い教員が、他の職種に転換できる仕組みを整備する等、教員の流動性（キャリア形成）を高めることで教員の全体的な質の向上を図るべきである。その他、学校への社会人講師やボランティアの登録、派遣の斡旋機能（ナレッジフォーラム機能）の強化や教員と企業人等のペアリング（ペアで教える）等も効果的である。

②教員の事務負担の軽減を図り、自己研鑽の時間を確保する

教員が授業の準備や自らの教育力や指導力向上に専念し、研鑽できる時間を確保すべきである。そのためには、公務の効率化や最適化を図り、教員の事務負担の軽減を図らなければならない。現在、教員が膨大な報告書の作成や非効率な事務やシステム管理に追われ、自己研鑽の時間が持てないことが、教育力や指導力の低下の一因となっている。教育委員会等が必要な報告事務の絞込みを行ったり、民間校長等を受入れて業務の抜本的な見直しを実施する、或いは、ICT等を活用した効率的な事務システムを構築する等の対策が必要である。

③教員の教育力や指導力を伸ばす研修等を充実させる

教員の教育力や指導力を伸ばす研修等の充実も必要である。最低でも5年に一度は研修による教育力や指導力の維持・向上を図る必要がある。新任教員については、初年度から担任を任せる場合もあるが、民間企業で新人にいきなり責任ある事業を任せることはなく、新任教員には研修等を通じて教育力や指導力を伸ばす一定の準備期間が必要である。また、新しく教員を採用する際には、「子どもの成長に喜びを感じる」ことができる人材を採用すべきである。

④家庭や地域社会も教員の事務負担軽減に協力すべき

（家庭は躰を徹底し、地域社会は放課後の子どもの居場所づくり等を支援）

子どもに良い教育を受けさせるためには、家庭や地域の協力は不可欠である。家庭においては、社会や集団生活に対応できるようしっかり子どもの躰を行う。地域においては、放課後の子どもの居場所づくり活動等を通じて学校を支援する等、教員の事務的・精神的な負担の軽減に向けて協力すべきである。また、こうした家庭や地域の協力の大前提として、学校や教員側は、家庭や地域社会の支援を得るためにも、子どもを安心して預けられる環境を整備する必要がある。

⑤頑張る教員が評価される仕組みを導入し、教員のモチベーションの向上を図る

大都市部では、部活動や生徒指導等が特定の教員へ集中する傾向がある。集中しないよう配慮することが最善であるが、仮に集中しても、給与等に反映される等、教員の頑張りが適正に評価される仕組みを整備し、教員のモチベーション（やる気）の向上を図るべきである。また、生徒指導が向いている教員や管理職の方が向いている教員等、教員の持つ特性も様々であることから、教員人

事の複線化を実施し、例えば、生徒指導が向いている教員は専門職として生涯現場で活躍でき、然るべき評価や給与も担保されるような仕組みを導入すべきである。

(3) 学校のマネジメントの強化

①校長の権限強化と民間人校長の有効活用が必要

学校の活性化を図るためには、学校現場力の強化、すなわち校長の権限強化が不可欠である。学校経営における校長のリーダーシップが発揮される仕組みを導入し、校長が学校に必要な資質の教員を採用し、予算を自由に活用し、学習指導要領に基づく国旗や国歌の扱い等に関する権限や日教組への権限行使等を行えるようにすべきである。また、民間校長を増やしていくためには、学校、教育委員会、商工会議所等が、有機的な協力関係を構築することが重要である。

②教頭・副校長等、校長を支えるスタッフの充実を図るべき

校長が与えられた権限を十分に活かし、リーダーシップを発揮して学校運営できるようにするには、民間からの登用も含めて、校長を支えるスタッフを充実させる必要がある（教頭、副校長の複数配置等）。但し、校長の権限が強化される一方、その結果に対する責任を問う仕組みも併せて構築する必要がある。マネジメントに優れる人材を外部から登用し、より魅力ある安定した学校運営できるようにすれば、結果的に教員の負担軽減や指導力の向上等の効果も期待できる。

③学校のマネジメント強化には、地域住民等の協力が必要

学校のマネジメントを強化するためには、地域住民等の協力や支援が必要である。そのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するとともに、学校の活動状況等の家庭や地域への情報公開、家庭との意見交換の場を設定、学校評議員制度等学校の外部評価も充実させるべきである（開かれた学校運営）。また、地域事情等で問題の生じる学校に対しては、重点的に人材や予算等の配分を行い、早期の学校の立て直しができる仕組みの整備が必要である。

④教育委員会の見直し

いじめや必修科目の未履修問題により教育委員会そのものの存在意義が問われる中、今一度、教育委員会の存在意義を明確化し、都道府県と市町村の教育委員会の役割や権限等を見直す必要がある。特に、教育委員会と首長との関係を整理するとともに、教育委員会の形骸化・名誉職化等は早急に解消すべきである。商工会議所等地域の各主体が積極的に教育委員会が機能するよう参画していく必要がある。また、権限と役割の見直しと併せて、組織の透明性を高めるためにも、第三者機関による外部評価制度導入を導入すべきである。

(4) その他（学校選択制とバウチャー制度等）

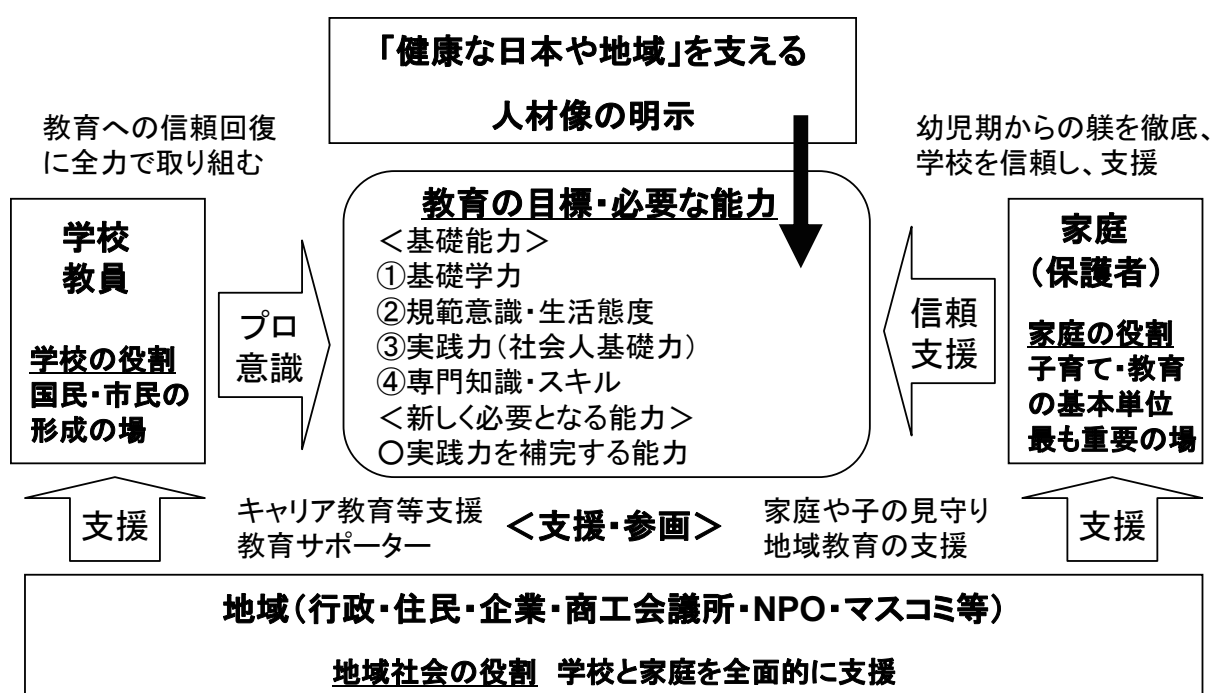
教育バウチャー制度について、教育再生会議の第一次報告では今後の検討課題とされているが、学校間、或いは、教員間に競争原理を持ち込み、教育の活性化やレベルの向上を目指すこと自体は重要な観点であるが、バウチャー制度だけを導入しても機能しない。バウチャー制度の効果は、地域に応じた対応と教育現場の自由度（校長の教員採用・予算の自由度等）が確保された段階で初めて出てくるものである。従って、様々な制約がある現時点では、全国一律の導入ではなく、地域の実情に応じ

て導入する等の対応が望ましい。単に競争原理を持ち込むだけの制度であれば、学校の廃校等により地域の荒廃に繋がりがねないことは十分認識しておく必要がある。

2. 地域社会や家庭、企業が一体となって支える教育再生

教育の再生を図るためには、社会や企業が求める人材像を地域社会全体（行政・住民・企業・商工会議所・NPO等）で共有し、学校、家庭、地域社会がそれぞれ求められる役割を担っていく必要がある。地域社会を支える全ての主体が一体となり、将来の担い手である次世代に対し、より良い教育が行われるよう協力し合っていくことこそが重要である。

<教育再生に向けた環境整備（イメージ）>



(1) 家庭（保護者）の役割＝「子育て・教育の基本単位で最も重要な場」

家庭（保護者）は、子育て・教育の基本単位であり、最も重要な場であることから、わが子によい教育を受けさせるためにも、幼児期からの躰を徹底するとともに、学校運営等に積極的に参画し、学校や教員をサポートしていく必要がある

① 幼児期からの躰の徹底は、親の責務である

家庭（保護者）は、学校が「基礎学力や知識等の教授する場」だけでなく、「国民・市民の形成の場」でもあることを十分に理解し、わが子に社会的自立のための教育を受けさせるためにも、家庭における「子ども」を、学校に一定程度の権利の制限を課せられる「生徒」として送り出す責任がある。集団生活を伴う学校に「子ども」を「生徒」として送り出す以上、幼児期からの躰の徹底は親の責務である。また、学校や教員側は、家庭（保護者）の信頼を得るため、学校の担うべき役割を遂行する熱意や使命感を持ち、子どもの最も近くで接する社会人としてのモデルになる行動や意

識を持つ等、できる限り努力する必要がある。

②保護者は、積極的に学校運営に参画すべき

子どもに良い教育を受けさせるためには、保護者は学校にできる限り参画する必要がある。学校運営や行事等への積極的な参加を通じて、教育の水準維持のため、学校や教員に協力し、教員とともに、良い学校を構築するという意識を持つことが重要である。学校と家庭と地域の連携が円滑であれば、子どもの問題行動の早期発見やいじめ問題の解消等にも資する。

③家庭は、子どもの心の安心できる場としての機能を果たすべき

学校は子どもに対し、国民・市民の形成の場として、集団生活や社会のルールを強いることになるが、家庭は子どもがこうした環境に対応できるよう躰を徹底するのと併せて、子どもと向き合い、家庭が「子どもの心の安心できる場」としての機能を果たせるようにすべきである。そのため、地域（行政や企業等）は、家庭がこうした機能が十分に果たせるよう全面的にサポートすべきである。

④子どもの生活習慣の改善に努力すべき（食育の重要性）

生活習慣が子どもの成長に与える影響は大きい。特に、食生活が子どもの成長に与える影響は大きく、各家庭において、「早寝早起き朝ごはん」を徹底する必要がある。習慣付けるため、まず早起きから実施させるべきである。また、家族間で挨拶とコミュニケーションをとるため、可能な限り週に数回は親子で食事をする場が持てるよう、行政や企業等は、家庭生活と仕事の両立支援（ワークライフバランス）に向けた取り組みを推進すべきである。

⑤家庭教育の充実させるためにも、大家族優遇政策を実施すべき

現在、少数精鋭主義により多額のコストをかけて少ない子どもに教育を受けさせる傾向が見受けられるが、大家族の中で育った方がより効果的に学べるものも多い（我慢する気持ち、家族や他人を思いやる気持ち、兄弟姉妹との切磋琢磨を通じた生き抜く力、ものを大切にする気持ち等）。これらは将来のわが国を支える人材として必要不可欠な資質でもあることから、フランスのような大家族を優遇する政策も検討すべきである。特に、異なる世代と一緒に生活することは、子どもの倫理性や道徳心の向上等に好影響を与えることから、政府は少子化対策という側面だけではなく、家庭の教育力の再生という観点から、税制等の優遇措置も含めて、大家族を優遇する政策等を検討すべきである。

（２）地域社会の役割＝「学校と家庭における教育の支援」

地域社会を構成する各主体（行政・住民・企業・商工会議所・NPO・マスコミ等）は、学校と家庭における教育を支援する必要がある。地域住民等が保護者代わりとして学校との交渉役となり（地域親となり）、様々な問題解決に取り組むことで、子ども側も自分たちが地域に支えられている気持ちを持つことができる。学校と家庭と地域が信頼し合い、地域全体で教育システムを支えることこそが教育再生の鍵である。

①学校及び家庭教育への支援（地域親づくりの推進）

地域（行政・住民・企業・商工会議所・NPO・マスコミ等）は、学校と家庭における教育を支援する必要がある。地域住民が親代わりとして学校との交渉役となり、様々な問題解決に取り組む（地域親になる）ことで、子どもも自分が地域に支えられている気持ちを持つことができる。学校を支援するため、地域住民（特に団塊の世代の志願者等）や学校OB・OG、自治会等のメンバー、子供会役員等の参画及び協力が得られるような仕組みづくりや意識改革が必要である。

地域親づくりの基本は、「学校へ行こう運動」（多くの主体が学校運営や行事等に参加する）であり、朝の挨拶運動、午前午後の授業参観、PTA行事への参加等を進め、各地域で教育課題等を議論し、解決に向けて尽力すべきである。学校側も校長を中心に、学校施設の利用や情報提供に積極的に取り組むとともに、行政も「放課後子どもプラン」等学校と地域の連携強化に向けて、予算拡充も含めて地域親づくりを支援すべきである。また、個人の学校への直接寄付を促進するため、学校への寄付金制度の見直し（所得控除枠の拡充）も必要である。

②教育サポーターの整備

地域親づくりを推進し、「学校へ行こう運動」を推進するためには、各地域において「教育サポーター」として、ボランティアとして教育活動に参画・協力できる保護者・地域住民・企業等の応援団を商工会議所等は中心となって整備する必要がある。企業も、企業による課外授業等への組織的な参画を促進するため、総合学習や理科等の教科学習の一環として実体験等を基に話ができる社員や技術者を派遣する等将来の働き手となる人材育成に向けて全面的に協力すべきである。

③ものの見方の異なる人との交流で子どもは成長する（放課後子どもプランの推進）

子どものみならず、人は生活観やものの見方の異なる人等との交流の中で成長できるが、現代の子どもを取り囲む環境にこうした交流の場が少なく、貴重な意見等を得られる機会は限定されている。経験豊富な年長者等との接触機会が少なく、自らを見つめ直す機会が少ないことは、子どもの成長にとって大きな機会の損失である。地域社会（行政や企業等）は、「放課後子どもプラン」等子どもと地域における多様なものの見方を有する人との交流の場をできる限り整備及び支援し、同世代の人等との交流だけでは得られない貴重な経験を子どもに提供すべきである。

④保護者や地域住民等の学校への参画促進（学校へ行こう運動の推進）

現在、保護者や地域住民等が学校運営に直接参画する（コミュニティスクール）の設置が可能であるが、十分に進んでいない。学校は地域の共有財産であることから、地域全体で学校運営を支援していく必要がある。地域住民が継続的に学校に足を運ぶことで、教員に良い意味での緊張感が生まれ、子どもの行動や精神面も多様な目で見守られることで安心する等メリットが期待されることから、各地域において、家庭や企業等が協力し、多くの教育支援サポーターが学校運営や行事に参画できるような環境整備・意識改革を図り、学校へ行こう運動等を推進すべきである。

⑤大人は、子どもの規範意識の向上に努めるべき

子どもは身近な大人の行動や言動を無意識のうちに感受して日々成長している。例えば、信号無視や路上におけるゴミのポイ捨て等公衆ルールを遵守できない大人を見て、子どもの規範意識の向

上は図れるはずはない。今こそ地域における大人が率先して公衆ルールや道徳を遵守して、将来を担う子どもの手本となる必要がある。また、企業も含めて、地域社会を担う全ての主体が責任を持って、子どもの規範意識の向上に努める必要がある。マスコミも子どもの規範意識向上に繋がるような報道を更に心掛けるべきである。

(3) 企業の役割

企業も社会的責任という観点のみならず、将来のわが国の経済や社会を支える担い手の育成に最大限尽力する必要がある。企業にとっても、教育支援活動は、将来的に次代を担う優秀な人材に自社を選んでもらえるよう、魅力あるメッセージを子どもや保護者や教員に発信していく手段として有効である。また、少子高齢化に伴う労働力不足が顕在化する中、社会人としての基礎力や厳しい国際競争に打ち克てる高いコミュニケーション能力や創造性・実践力のある優秀な人材を育成していくことが、企業は勿論のこと、日本経済全体の底上げのために必要である。

①奉仕・ボランティア活動、職業体験等キャリア教育への協力

子どもが社会人として必要な奉仕の精神や感謝する心等を養うためには、奉仕活動やボランティア活動、長期集団宿泊体験等は有効である。また、働くことの意義を学ぶための職業体験等も重要であり、座学のみならず、こうした幅広い知識や教養を身に付けるカリキュラムを計画的に取り入れる必要がある。そのため、企業は、自然体験・社会体験・職場体験・職業体験等のインターンシップ、工業高校・商業高校・農業高校等とのデュアルシステム、成功経営者や各業界青年部員等の出張講演等に積極的に協力すべきである。各地域において、職場体験で即戦力となる人材（人財）を育て、卒業後には地元企業で活躍してもらうためにも、企業は地域で活躍できる人材育成に向けた教育支援活動に尽力すべきである。

②企業自ら教育サポーターへの前向きな支援に取り組むべき

企業は、従業員の地域親としての教育サポーター活動を支援するため、学校運営や行事に参加しやすいよう労働時間の短縮や授業参観等における時間単位での有給休暇やフレックスタイム制等の導入、義務教育以下の子どものいる従業員への転居を伴う転勤等する等、家庭生活と仕事の両立ができる環境を可能な限り整備する必要がある。

IV. 商工会議所の役割

～社会総がかりでの教育再生の中核としての役割を担う～

1. 社会総がかりでの教育再生の中核として、教育支援活動を支援する（企業における教育支援活動の推進）

～キャリア教育等の支援、学校と企業・地域間のコーディネーター機能の強化～

商工会議所は、商工業の発展を通じて地域社会の発展に寄与することが使命である。そのため、市民、企業、NPO、各種団体等による社会総がかりの教育再生の取組みの中心的な役割を担い、既に様々な教育支援活動を実施しているが（別添「商工会議所の教育支援活動一覧」参照）、今後、「放課後子どもプラン」「学校へ行こう運動」、「地域親づくり」等の活動のオーガナイザー、或いは、コーディネーターとしての役割を積極的に担っていくこととする。

（１）教育支援に積極的に取り組む企業に対する支援

商工会議所は、企業に対して、社会総がかりでの教育再生の先頭に立ち、中心的な役割を担うよう教育再生の重要性、企業の教育支援や地域貢献の必要性等について啓蒙普及するとともに、企業における、経営者や従業員が地域親として学校へ行こう運動に参加できる環境整備に向けた取り組みを支援する。そのため、先進事例等の情報発信や他団体・組織との連携強化にも積極的に取り組む。また、教育支援に積極的に取り組む企業に対し、企業の取り組みのインセンティブが働くよう、顕彰制度等も含めた支援の拡充を政府等に要望する。

（２）学校と企業・地域社会間のコーディネーター機能の強化

商工会議所は、将来を担う人材育成のため、地域企業の協力による職場体験を活用して、地域の産業を学び体験できる場を提供する環境を整える必要がある。学校と地域との交渉力の低下が顕在化する中、学校と企業や地域間のコーディネーター機能を更に強化する。各地域において、商工会議所が中心となり、教育活動にボランティアとして協力してもらえる「教育サポーター」を整備するため、地域住民や企業OB等に広く参加を呼びかけるとともに、形骸化している学校評議会や学校運営協議会等への積極的な参加も促す。

例えば、平成19年度からスタートする政府の「放課後子どもプラン推進事業」においても、商工会議所が主体的に学校・住民・行政・企業や各種団体とのコーディネーターとしての中心的な役割を担っていく。放課後子どもプラン推進事業は、各地域で全ての子どもを対象に安全安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民等の参画を得て、子ども達と勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業。

（３）従業員の保護者（地域親）としての意識改革

地域住民等が教育活動に協力するためには、「学校の役割（国民・市民の形成の場）」、「家庭の役割（子育て・教育の基本単位で最も重要な場）」、「地域社会の役割（学校と家庭における教育の支援）」とは何かを理解することが前提となる。商工会議所では、企業経営者等に対し、従業員が保護者、或いは地域親として、学校・家庭・地域社会の役割を理解し、教育活動に積極的に協力できるような環境整備を呼びかける。

（４）従業員の早寝早起き朝ごはん等子どもの生活習慣改善運動への取り組み促進

生活習慣が子どもの成長に与える影響は大きく、商工会議所では、企業経営者等に対し、早寝早起き朝ごはん等生活習慣改善の必要性について訴え、例えば、週に数回は子どもと食事を囲み、コミュニケーションをとる時間を確保できるようノー残業デーを設ける等、従業員の家庭生活と仕事の両立支援の取り組み（ワークライフバランス）を推進する企業を応援するとともに、行政に対し、こうした企業に対する支援の拡充を要望する。

２．商工会議所の実施する職業教育支援の更なる推進

各地の商工会議所では、既に、地域社会の明日を担う人材育成あるいは教育の改善に向けて、様々な具体的行動を実施しているが、具体的に、以下の更なる取り組みを推進する。

(1) 資質・能力を向上させる職業教育支援

経済社会が大きく変貌する中で、個人に求められる能力にも変化が生じてきている。戦後長らく、個人の能力開発は企業が研修とOJTにより全員一律に実施してきたことから、キャリア形成は企業中心に行われてきた。しかし、バブル崩壊後の低成長とコスト制約等により、企業の人材育成投資は大幅に減少し、能力開発も一律型から選抜型へシフトしているため、研修機会に恵まれない個人のキャリア形成は、厳しい環境におかれているのが実状である。そのため、商工会議所では以下のとおり職業教育支援に取り組んでおり、今後も更に推進していく所存である。

①資質・能力を向上させる職業教育を支援

商工会議所では、キャリア教育支援として、教育現場では修得できない、企業実務に近いコンテンツ等を提供することにより、企業と教育現場との人材ニーズのミスマッチを解消に資する事業を展開している。新経済成長戦略（平成18年6月）や成長力底上げ戦略（平成19年2月）において目標とされている人材（人財）投資、生産性の向上、中小企業の底上げなど実現していく上で、有効な支援事業と成り得るものであり、今後も更なる支援を実施する。

商工会議所のキャリア支援事業の主たる目的は、企業が求める人材の能力育成に貢献することにある。社会人意識や職業観を醸成する小・中学生・高校・大学生向け、実務・即戦力を育成する経営者・従業員・内定者向け、指導者育成となるOB人材向けのものなど、キャリア形成に係る幅広い人材育成・能力開発事業（算盤教材の配布、キッズマート、高校生による空き店舗運営、インターンシップ、検定試験、人材マッチング、各種研修、OB人材マッチング等）を展開している。こうした支援事業は企業のみならず生涯教育にも活用できる特徴を有していることから、商工会議所としても今後も積極的に取り組んでいくので、有効に当所事業を活用されたい。

○商工会議所が実施する研修

企業現場のニーズを吸い上げた実践的なプログラム、カリキュラムで提供しており、加えて、平成19年度からは、時間的、経済的に制約のある個人向けに、勤務先でも家庭でも学習可能となるインターネットを活用した学習コンテンツの提供、eラーニング事業を本格的に展開する。

○実務能力の評価・証明となる検定試験

時代に対応した企業ニーズを吸い上げ、中小企業の生産性や企業の電子商取引等を行う能力開発、再チャレンジに対応した能力開発、IT経営に役立つ能力開発等実務・実践的な検定試験を提供している。eラーニングによる学習と併せ、受験者がいつでも最寄りの会場で検定試験を受験できる仕組み（ネット試験）を構築し、これまで全国1,700会場のネット試験会場を整備している。

(2) 職業体験機会の提供と就業支援

①インターンシップ等に対する協力

各地商工会議所では、地域人材育成支援の一貫として、教育委員会や教育機関の要請に基づき、学生を地元企業にて体験学習させるインターンシップや若者就業支援制度である日本版デュアルシステムに取り組んでいる。学生は、実際の店舗で商取引を体験したり、専門分野の知識、技能、業務に触れながら実務能力を高めたり、企業現場を直接経験することにより、自分自身の職業選択目標の一助となっている。また、次世代を担う小中学生を対象とした、商い体験学習を行うキッズマ

ートやものづくりの楽しさを実感してもらうキッズチャレンジ等も好評である。

大学との連携では、インターンシップなどの職場体験と併せて、大学への経営者の講師派遣、他の地域の学生の受け入れなど、地元の産業ニーズに合わせた様々な支援を行っている。中には、小学校からの社会人講師紹介要請に応えている商工会議所もある。

最近では、商工会議所が会員事業所と連携して、試行雇用（トライアル雇用）や派遣元事業所が派遣労働者・派遣先に職業紹介を行う（予定している）ことができる制度を活用した就業支援事業も取り組み始めている。

商工会議所のインターンシップ等の事業は、地域産業の発展、地域の活性化を担う人材を育成していく上で重要な役割を果たしており、国・地方自治体の一層の支援が望まれる。

②社会人基礎力の向上を支援

職場や地域社会にとり必要な能力（社会人基礎力）は、成人になるに従って自然に身に付くものと考えられていたが、近年、若者の学力低下に加え、コミュニケーション能力の不足等、社会的能力を身に付ける仕組みが相対的に低下していると指摘されている。

このため、企業の実力評価は、学力中心型から学力とは別に社会人基礎力を併せて評価する新しい観点が必要となっている。欧米においては、90年代以降、社会人基礎力と共通する部分の多い「実践力を補完する能力（円滑な意思疎通能力、様々な変化に対応できる能力）」（ソフトスキル）が産学連携のテーマとして推進されているが、わが国においても、今後必要不可欠な能力となるとみられる。

商工会議所のeラーニングでは、社会人意識の醸成、社会の仕組みと企業の成り立ちなど、企業が基礎能力として求めるコンテンツを提供しており、一部のインターンシップ事業では派遣前の事前学習で活用されている。社会人基礎力はいわばインフラ能力であり必要不可欠なものであるが、これで十分というわけではない。企業で業務を遂行するには、「読み、書き、計算（算盤）、パソコン」能力（実務基礎能力）も必須能力であり、これに加えて専門知識も要求されてくる。

商工会議所の検定試験は、企業現場で求められる知識、スキルを問う実務的、実践的な内容であることが大きな特徴である。珠算検定では、コンピュータ操作では計算過程が理解できない計算・暗算能力などが育成され、IT系検定試験は、操作技能を前提として企業実務にどのように活用していくかに主眼をおいている。企業ニーズや時代ニーズに応えているからこそ、中小企業の人材能力の向上や再チャレンジ政策に活用できるものであり、有効に活用されたい。

（３）キャリア支援を行う人材の養成

30余年前から始まった情報化時代の到来によって、社会・経済活動は大きく変貌を遂げた。特に、1990年代に登場したインターネットの出現は、産業革命に匹敵する画期的な変革であり、その急激な普及によって企業活動はもとより個々の業務のやり方も大きく変化している。

ITの利活用は、企業経営の根幹に関わる大きな問題となっており、これに対応した人材の育成・確保は急務となっている。学校教育においても情報教育が採り入れられているが、企業現場で求められるIT利活用能力の育成には十分なものとはいえない。

企業実務を踏まえた実践的なITの利活用教育が必要とされるところだが、それには、実務に即した学習教材、身近で体験学習ができる研修会場とともに、適切な指導、キャリア支援が行える指導者

が求められ、全国レベルでの指導者の養成、確保が課題となる。

日本商工会議所では、中小企業のIT経営を支援するとともに、eラーニングの活用指導、就業能力の向上、キャリア形成支援を行う「日商マスター」や、ネット社会における仕事術を指導する「EC講師」を養成している。こうした人材が、地域に密着して活動することにより、中小企業の底上げや再チャレンジ社会の実現に貢献できる。

○職業能力向上に対する能力形成プログラムの提供

社会人意識の醸成、職業観、コミュニケーション能力など社会人基礎力の向上に資するコンテンツや、企業現場のニーズを吸い上げた実践的な研修プログラム、カリキュラムの提供。

○検定による実務能力評価・証明

簿記、販売士、日商PC、EC実践等検定試験による、実務に近い能力評価サービスの提供。

○eラーニングによる学習支援

教育現場のみならず家庭等においても学習可能なeラーニングの提供。

○生涯学習への支援

初等教育段階から生涯学習まで、キャリア形成にかかる幅広い人材育成・能力開発事業を展開。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

○19年3月、教育基本法改正を受けて、教育改革関連3法案（学校教育法、教員免許法、地方教育行政法）が国会に提出され、19年6月に可決・成立した。

○政府の教育再生会議において教育のあり方を根本から見直すべく、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告～公教育再生に向けた更なる一步と『教育新時代』のための基盤の再構築～」(19年6月1日)、「社会総がかりで教育再生を・第三次報告～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」(19年12月25日)、「社会総がかりで教育再生を・最終報告～教育再生の実効性の担保のために～」(20年1月31日)が取りまとめられた。

○第二次報告においては、社会総がかりの教育再生のためのネットワークをつくるために、「商工会議所等の経済団体やNPO等と協力し、学校、地域社会、企業等の連携を図るコーディネーターの養成・確保を促進する」と盛り込まれた。

○中央教育審議会の「教育振興基本計画について～『教育立国』の実現に向けて～（答申）」(20年4月18日)において、学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させること、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立すること等が盛り込まれた。

3. 「信託業法施行令の一部改正（案）」および「信託業法施行規則の一部改正（案）」に関する意見

平成 19 年 5 月 2 日

日本商工会議所

信託法については、制定以来、約 80 年ぶりに全面的に見直しがなされ、事業信託、自己信託、目的信託など、多様な信託の利用形態に対応するための制度等が整備されたことについては一定の評価をしている。今回の改正により、成長力の底上げが求められている中小企業にとっても、新たな資金調達手段の確保、特許権の流動化など、中小企業の経営基盤の強化に資することが期待されている。

一方、信託のうち、不特定多数の委託者・受益者を予定する場合には、信託の一般ルールである信託法に加えて、信託業法の規制対象としているところであるが、現在進められている信託法改正に伴う信託業法等の見直しにおいて、規制が過剰であったり、予測可能性が乏しい場合には、信託法によって新たに創設された信託制度の活用範囲が狭まることになり、信託法の改正の趣旨が活かされないことになる。特に、全企業数の 99.7% を占める中小企業は、経営資源に限りがあるため、過剰な規制が課せられると制度活用の道が閉ざされることにもなる。

よって、新たな信託の活用によりわが国経済の活性化を図るためには、受益者保護等を踏まえつつも、特に中小企業における信託制度の利便性を損ねないようにする必要がある。

以上の観点から、「信託業法施行令の一部改正（案）」および「信託業法施行規則の一部改正（案）」に関し、下記の通り意見する。

記

1. 「信託業法施行令の一部改正（案）」について

(1) 「施行令 第十五条の二」について

○自己信託の登録を必要とする要件として、受益者の人数が 50 人とされているが、少なすぎるのではないか。

(2) 「施行令 第十五条の二 第 2 項」について

○投資ビークルを介在させるケースの規制については、その判断基準として、「利益を享受させる目的をもって」という文言だけでは不明確なのではないか。潜脱的にビークルを介在させている場合という趣旨をより明確にすべきではないか。

○組合等が、通常の資金運用として自己信託の受益権を購入した場合には、当該組合等の構成員は登録要件である人数にカウントされず、当該組合等で 1 人というカウントでよろしいか。仮にそうであれば、「当該対象信託の受益権の取得又は保有を目的とする」という表現だけでは不明確であり、より明確にすべきではないか。

(3) 「施行令 第十五条の五」について

○第三者チェックの主体について、組織外の弁護士等が想定されているが、たとえ組織内弁護士等であっても、各業法によって行動が規制されているため、第三者チェックの主体として許容してもいいのではないか。特に、信託業務に直接関与していない組織内弁護士等であれば、許容すべ

きある。事業者にもコスト負担を課し、信託制度の活用が損なわれることは避けるべきである。

2. 「信託業法施行規則の一部改正（案）」について

（1）「施行規則 第二十九条」について

- 予測可能性を高めるために、「補助的な機能を有する行為」については、できる限り監督指針等で具体例を挙げて明確にしていきたい。
- 「指図」の内容については、厳格に解釈すべきではなく、委託先の裁量の幅が相当程度限定されていれば「指図」に該当すると解釈すべきである。

（2）「施行規則 第五十一条の八」について

- 厳しい兼業規制を課すことにより、制度の活用が進まなくなるのではないか。規制するとしても、最低限の規制に留めるべきではないか。
- 3期以上連続して経常損失を計上している場合には、制度の利用が閉ざされることになるが、純資産額で経常損失を賄うことができるのであれば、自己信託を活用できるようにすべきではないか。安倍政権はイノベーションによる成長力強化を目指しているが、わが国のイノベーションを支えている研究開発型のベンチャー企業などでは、開発が先行している期間は連続して経常損失となる場合が少なくないものの、その損失は長期的視野により投資を行っている株主等からの資本により賄っているケースが多いので、わが国経済の発展の観点からも制度活用の道を開くべきである。

3. その他

- 自己信託の登録に係る処理期間については、可能な限り短い期間となるよう、監督指針において一定期間を明らかにすべきである。
- 施行令等全般について、今回の改正で事業者、特に中小企業に対する弊害が生じないよう、そのような要素がある場合には事前に極力排除するとともに、施行後、万が一、弊害が生じた場合には、速やかに見直し是正を図るべきである。

以 上

<提出先>

金融庁

<実現状況>

本改正案は19年7月13日に公布された。

同改正案へのパブリックコメント結果にて、「自己信託の登録に係る処理期間については、管理型信託会社の登録と同様、2カ月以内にするよう努めるものとする」旨の回答を得た。

4. 平成 20 年度観光振興施策に関する要望

平成 19 年 6 月 21 日

日本商工会議所

昨年「観光立国推進基本法」が制定されたのを受け、政府は、観光を 21 世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけ、魅力ある観光地づくりの取組みに対する支援や、ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化など、関係省庁が連携して、観光立国実現のための施策を、総合的・計画的に推進することといたしております。

我々商工会議所は、毎年「全国商工会議所観光振興大会」を開催するなど、従来から全国各地において、観光振興をまちづくり運動として積極的に推進しているところであり、こうした政府の動きを歓迎するとともに、今後さらに地域を活性化し観光・集客産業を発展させるため、政府に対し、平成 20 年度観光振興施策として下記事項の実現を要望いたします。

記

1. 観光振興による新しい「くにづくり」・「まちづくり」

今般成立・施行された観光立国推進基本法に基づく基本計画に、ニューツーリズムの一環としての産業観光や街道観光等のテーマ別観光を支援する旨明記されたい。また、観光の重要性に関する国民全体への啓発や、ビジネスモデルおよび成功事例の紹介などを積極的に行うとともに、産業遺産や施設、工場など観光対象になりうる地域資源の整備・保全・管理に関する支援の拡大を図られたい。

一方、各地域における観光振興は、まちづくりと一体的に進めることが不可欠である。このため、各省庁の観光振興支援策（「観光ルネサンス事業」、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」、「ビジネス性実証支援事業（観光・集客サービス分野）」、「広域・総合観光集客サービス支援事業」、「地域資源∞全国展開プロジェクト」など）を抜本的に拡充するとともに、特に、改正まちづくり 3 法に則って、中心市街地活性化を進めようとする地域は、各省庁の観光振興施策を優先的に活用できるよう措置されたい。

2. インバウンド振興のための諸施策の推進

国際競争力があり、ホスピタリティあふれる観光地の形成のため、次に掲げる外国人旅行者の受入体制の整備を強力に進められたい。

- （1）案内板やインフォメーションセンター充実のための支援
- （2）IT 活用（携帯端末利用等）による通訳・案内システム等構築のための支援
- （3）健康、衛生、災害対応（エマージェンシー・アシスト）などのサポートインフラ整備のための支援
- （4）地方空港等における C I Q（通関・入国審査・検疫）の抜本的改善

3. 観光振興のための基盤づくり等

観光旅行促進のための環境整備や、魅力ある観光地づくり推進のため、次の施策を講じられたい。

（１）連続休暇の増加、休暇の分散化

勤労及び余暇についての基本的考え方を整理するとともに、国民祝日の一部を日付固定から流動化させる等により連続休暇を増加させられたい。また、企業が年間を通じた休暇の分散化を進められるよう環境整備を図られたい。

（２）地域における観光に係わる人材の確保・育成支援

政府として、ボランティアガイド、地域の語り部など、観光振興を担う人材の育成に対する支援策を講じられたい。その際には、外国人旅行者に対応するための外国語教育への支援も行われたい。さらに、観光地域プロデューサー（仮称）など専門分野の人材の確保・育成・派遣制度を拡充されたい。

（３）交通アクセスの整備

先般、日本商工会議所が取りまとめた提言「幹線道路網の整備促進に関する意見」（３月 15 日）および「国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について」（４月 16 日）にあるとおり、交通インフラの整備・機能拡充は、観光振興の観点からもきわめて重要である。このため、特に、道路特定財源を活用しての幹線道路網の整備、首都圏国際空港の 24 時間化および主要中枢空港の機能強化・戦略的活用を強力に進められたい。また、地方への回遊や広域観光を促進するため、二次交通アクセスの改善を図られたい。

今後、国をあげて観光振興を図り真の観光立国を実現するためには、観光行政を各省庁の枠を超え一元的かつ迅速に推進することが重要であり、その推進母体として「観光庁」の新設が必要です。当面は、その実現に向けたステップとして、関係省庁と民間の観光関係者で構成する、産学官連携の連絡調整組織を創設することを強く要望いたします。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. 観光振興による新しい「くにづくり」・「まちづくり」

○国土交通省は、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、２泊３日以上滞在型観光を促進する観光圏の形成のための取組みを強力に支援するため「国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業」を新設し、2.8 億円を予算化。

○国土交通省は、地域に根付く産業等を活かした観光サービスの起業や外客満足度向上等に取り組む民間の活動を支援する「観光ルネサンス事業」について、1.4 億円を予算化（19 年度 3.6 億円）。

○国土交通省は、良好な街なみの形成・保全を図るため、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行う「良好な街なみの形成等（街なみ環境整備事業）」を拡充し、25 億円を予算化（19 年度 24 億円）。

○国土交通省は、長期滞在型観光、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等の地域独自の魅力を活かした「ニ

ューツーリズム」の創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援する「ニューツーリズム創出・流通促進事業」について、55 百万円を予算化（19 年度 80 百万円）。

○経済産業省は、地域の特色のある産業や工場、商店街、異業種等を観光資源として集客強化に結びつけ、観光・集客サービスの競争力を強化する取組みを支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」を拡充し、3.7 億円を予算化（19 年度 3.2 億円）。

○環境省は、エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する「エコツーリズム総合推進事業費」について、1.3 億円を予算化（19 年度同額）。

○中小企業庁は、地域の小規模企業による、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所が小規模企業と協力して進める特産品開発、観光資源開発及びその販路開拓に対して幅広く支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト」について、24.6 億円を予算化（19 年度 25.1 億円）。

2. インバウンド振興のための諸施策の推進

○法務省は、観光立国の実現と交流人口の拡大を目指し、大都市圏拠点空港の機能強化、空港の利便性向上を図るため、空海港での出入国審査の待ち時間の長期化など、旅行者にとってのマイナス要因を解消するためのソフト・ハードのインフラ整備を推進する「観光立国実現のための出入国審査の充実」について、4.4 億円を予算化（19 年度同額）。

○国土交通省は、訪日旅行客の満足度を高めリピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、わが国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取り組むほか、I C カードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。併せて、国際会議の開催・誘致を推進する「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト等による国際観光の振興」を拡充し、35 億円を予算化（19 年度 34 億円）。

3. 観光振興のための基盤づくり等

○国土交通省は、旅行需要の平準化や休暇取得の促進などの課題の解決に資する具体的な取組みを実証的に実施し、国内旅行需要の創出・平準化への課題の解決策を検証する等、観光旅行の促進のための環境整備の取組みを推進する「観光旅行の促進のための環境整備」について、77 百万円を予算化（19 年度 83 百万円）。

○厚生労働省は、労働時間等設定改善法に基づき、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善を促進するため、専門家による中小企業団体及びその傘下の中小企業への指導・援助、労働時間等の設定の改善を団体的取組として行う中小企業団体に対する助成等を実施する「休暇の取得の促進」を拡充し、25 億円を予算化（19 年度 15 億円）。

○農林水産省は、都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する広域連携プロジェクト、都市住民がグリーン・ツーリズム等の情報に接する機会を拡大する取組み等を公募方式で選定して支援する「広域連携共生・対流等対策交付金」を拡充し、9.7 億円（内数）を予算化〔19 年度 8.0 億円（内数）〕。

○国土交通省は、観光産業の新たなビジネスモデルの構築及び普及・啓発を図るため、客室稼働率の向上

やバックヤード業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行う「観光産業のイノベーションの促進事業」を新設し、20 百万円を予算化。また、観光産業及び観光地の国際競争力の強化のため、観光まちづくりに貢献する人材を育成するとともに、ボランティアガイドや観光産業従事者の育成のための取組みを推進する「観光産業の国際競争力強化、観光の振興に寄与する人材の育成」について、54 百万円を予算化（19 年度 57 百万円）。

○国土交通省は、速達性に優れ、バリアフリーや環境にも優しい利用者本位の交通体系の構築を促進する観点から、まちづくりと連携した L R T システムの整備を推進するため、低床式車両その他 L R T システムの整備に必要な施設整備に要した費用の一部を補助することにより、公共交通のネットワークの充実度を高め、外国人旅行者をはじめとする観光旅行者が円滑に移動できるようにする「L R T システム整備費補助」について、5.2 億円を予算化（19 年度 5.5 億円）。

○国土交通省は、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して移動できる環境や広域的な観光ルートを形成するため、携帯電話等を利用した歩行者の回遊性を有する一人歩きの支援やカーナビゲーションと標識を連動させた自動車移動の支援などを行うためのシステムの構築等を実施し、観光客の移動の円滑化を図る「観光客のための道路案内システムの構築」について、1.8 億円を予算化（19 年度 2.5 億円）。

○国土交通省は、19 年 6 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、20 年 10 月を目途に「観光庁」を設置する予定。

5. 平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望

平成 19 年 6 月 21 日

日本商工会議所

わが国経済は全体としては緩やかに回復を続け、今後も息の長い景気拡大傾向が続くものと予想されている。一方、業種、企業規模、地域間には格差が生じており、中小企業の中には、なお景気回復を実感できる状況にないところが多い。

安倍政権は、5 年間で労働生産性 5 割増を目指して、「成長力底上げ戦略」等を推進しようとしている。そのためには、全企業の 99.7%、雇用者数の 71%を占め、個人消費の 60%近くを担っている中小企業の活力の推進、とりわけ中小企業の大多数を占める零細で生業的な小規模企業の底上げが不可欠である。

しかしながら、政府の中小企業対策予算は今年度増加に転じているものの、政府予算全体に占める割合は依然として小さく、また、小規模事業対策予算については、三位一体改革が平成 18 年度から実施された結果、各都道府県の財政事情等により、小規模企業の経営改善のための相談指導事業予算等が大きく削減されている地域がみられる。

政府において今後、「成長力底上げ戦略」の大きな柱である「中小企業底上げ戦略」を推進するためには、中小企業が持っているダイナミズムとバイタリティーが最大限に発揮できるよう支援策の強化が必要であり、中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保をはじめ、国および地方自治体の小規模企業政策の再構築、下請取引等の適正化など、あらゆる施策を総合的に講じるべきである。

以上のような観点から、平成 20 年度中小企業関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

記

<重点要望事項>

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

- ◆中小企業・小規模事業対策予算の拡充
- ◆都道府県が実施する地域小規模事業対策における補助対象職員人件費・事業費の十分な確保
- ◆生産性の低い零細で生業的な企業など小規模企業に対する政策の再構築

II 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

- ◆中小企業・小規模企業の経営改善、IT化推進等を図る「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進
- ◆企業等OB人材を中小企業の課題解決に活かす「新現役チャレンジプラン」（仮称）の創設
- ◆下請取引等の適正化の推進
- ◆経営者セミナーの開催や専門家相談への支援、廃業と開業のマッチングや金融面での支援など、事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進
- ◆創業塾・経営革新塾の一層の拡充
- ◆企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

III 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

- ◆景気動向に十分配慮した金融政策の展開
- ◆政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能発揮のための条件整備
- ◆金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化
- ◆事業開始時における金利の負担を軽減する融資制度の推進
- ◆中小企業再生支援協議会の拡充ならびに地域中小企業再生支援ネットワークの創設
- ◆再チャレンジのための相談・金融支援の強化

IV 中小企業の活力増進のための税制改革

- ◆包括的な事業承継税制の確立
- ◆中小法人税制等の拡充
- ◆増税なき財政再建の実現

V まちづくりの推進と地域産業の振興

- ◆コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進
- ◆中心市街地活性化の促進と商店街・個店等の活性化に向けた支援強化
- ◆地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

VI 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備

- ◆地方幹線道路等の早期整備

◆国際競争力強化に向けた空港および港湾の整備促進

VII グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

- ◆中小企業分野での協力を含む質の高い経済連携協定（EPA）の早急かつ戦略的拡大
- ◆東アジア等へ海外展開する中小企業や輸出振興のための支援の拡充

VIII 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

- ◆仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充
- ◆新たな職業能力形成システムの構築とジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進
- ◆外国人労働者の受け入れ拡大および研修・技能実習制度の拡充
- ◆中小企業における企業年金制度の充実強化

個別要望事項について

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

平成19年度は中小企業対策予算が増額され、中小企業支援施策が創設・拡充されたことは評価できるが、依然として政府予算全体の中での規模があまりにも小さい。日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化をさらに促進するため、円滑な事業承継や創業・経営革新・再チャレンジへの支援など、中小企業支援施策の一層の拡充を図られたい。

また、三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量で実施されているが、財政事情等により小規模事業対策予算の縮小が行われている地域が見られる。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展に資するよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の十分かつ安定的な確保を図られたい。

国においては、小規模事業対策について、国と地方自治体それぞれの責任の所在、役割分担等を改めて明確にし再構築するとともに、地方自治体において小規模事業対策予算が十分に確保されるよう関係各所に対して継続的な働きかけを行われたい。

加えて、今後国をあげて取り組む中小企業底上げ戦略の中で、地域経済社会の基盤を支える小規模企業の経営力の向上がなければ全体の底上げはなしえない。このため、経営改善普及事業における基礎的な相談指導事業をはじめ、特に生産性の低い零細で生業的な小規模企業に対する底上げ対策を明確に位置づけて強力に推進されたい。

II 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

1. 中小企業の生産性向上の推進等

中小企業の底上げを図るため、生産性向上等を支援する予算措置の創設・拡充、下請取引等の適正化などあらゆる施策を総合的に推進されたい。

(1) 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進

政府が策定した「成長力加速プログラム」に基づき、中小企業・小規模企業底上げ戦略として、生

産性向上特別指導員による経営改善指導、コンサルティングの充実や資金支援によるＩＴ化推進、下請取引等の適正化の推進、中小企業の人材能力の向上など「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進を図られたい。

(２)「新現役チャレンジプラン」(仮称)の創設

2007年から団塊の世代が大量退職する中で、大企業や中堅企業で培われた技術・ノウハウ等を人材不足を抱える中小企業の支援に活かすために、現行の「企業等ＯＢ人材活用推進事業」を大幅に拡充し、シニア人材(新現役)と中小企業とのマッチングやその後のフォロー体制の整備等を柱とする、「新現役チャレンジプラン」(仮称)を創設されたい。

(３)ＳＢＩＲ制度の高度化

中小企業の技術力、研究開発力を強化するために、中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業技術革新制度(日本版ＳＢＩＲ制度)について、段階的競争選抜方式を取り入れている米国型の仕組みを導入するなどの措置を講じられたい。加えて、支出目標額の増額や、各制度の周知・募集期間を十分に確保するなど中小企業者の募集の利便性のさらなる向上を図られたい。また、ＳＢＩＲ成果の事業化や販路拡大につながるマッチング支援を推進されたい。

(４)中小企業のＩＴ化支援策の総合的推進

①デジタルデバイド(情報格差)の解消

中小企業・小規模事業者のＩＴ化支援施策においては、ＩＴ関連機器類の導入やＩＴ関連知識習得等に対する支援等に十分な予算措置を講じるなど、多角的な支援措置を継続するとともに、とりわけ経営の現場において、ネットワーク社会の最先端を担う人材の育成に努められたい。併せて、それらの企業の経営活動をサポートする立場の経営指導員やＩＴコーディネーター等の活用を図られたい。

②電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

「ＩＴ新改革戦略」で日本政府が目標に掲げる、平成22年までに電子商取引50%以上を達成し、世界一便利で効率的な電子行政を目指すためには、電子商取引の基盤となる電子証明書の所有率を高めるとともに、利用者一人一人が従来の手続きに比して電子申請や電子申告等の電子手続きにより具体的なメリットを感じられるようなインセンティブを提供されたい。

具体的には、電子行政手続きに必要な電子証明書やＩＴ関連機器類の導入費用の軽減措置や税務上の優遇措置などを設けるとともに、電子行政手続きに関する手数料等の引き下げや、処理期間の短縮を図るなどの措置を講じられたい。

③民間認証局の行政手続用電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

行政手続きにおいて、行政機関またはシステムごとに利用できる電子証明書の仕様が異なることから、複数種類の電子証明書を購入せざるをえない事例が見受けられる。

具体的には、電子証明書のタイプとしてＩＣカードタイプ、ファイル形式のタイプに分けられるが、ＩＣカードタイプ以外は利用できない、また逆にファイル形式以外は利用できない手続きが見られる。これが電子申請の普及の立ち遅れを招く要因ともなっていることから、民間認証局が行政手続用として発行している電子証明書が共通利用できるよう早急に対応されたい。

(５)下請取引等の適正化と下請事業者への配慮

下請取引等の適正化を図るために、不公正な取引等に対する取締りを一層強化し、機動的に対応すべきである。必ずしも違法とは言えない事案であっても、中小企業に不当なしわ寄せが及ぶ取引等に

については、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法をはじめとする関連法規を活用し、その抑制効果の実があがる制度運用を図られたい。

政府が取りまとめた成長力底上げ戦略の中で下請取引適正化の具体的取り組みが示されており、親事業者への周知徹底と指導、下請振興基準の遵守、さらには周知に対する取り組みの公表や、取引マッチングシステムの活用など、事業者や関係団体の協力を得ながら取り組みの実効性を高められたい。

さらに、下請取引等に関する事業者からの相談に対して関係機関への取り次ぎを含め、相談指導体制を強化されたい。

(6) 企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

景気回復が未だ波及していない中小企業にとって、「最低賃金引き上げありき」の議論は、企業の支払能力を全く考慮しておらず、非現実的である。まずは中小企業、特に小規模企業の底上げを行うべきであり、高い成長力を維持し、利益を生み出すような経済環境を早急に整備することが第一である。こうしたことから、中小企業の経営実態を無視した最低賃金の引き上げには反対である。

また、最低賃金の水準に関して、生活保護の水準を超えるよう「引き上げるべき」との意見があるが、そもそも労働の対価である最低賃金の決定に際し、社会保障制度である生活保護水準と比較することは適切ではない。

なお、産業別最低賃金は、地域別最低賃金が全国 47 都道府県で設定されている中で、屋上屋を重ねるものであり、これを廃止されたい。

2. 事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

中小企業経営者の高齢化が進む中、地域経済の活性化や雇用創出の役割を担っている中小企業の円滑な事業承継を支援するため、包括的な事業承継税制を確立するとともに、事業承継の円滑化に向けた総合的な支援を推進されたい。

(1) 中小企業経営者・後継者向け研修・セミナーに対する支援

事業承継に係る知識習得や計画的な取り組みを浸透させるために、商工会議所が行う中小企業者や後継者に対する研修・セミナーの開催に対し支援されたい。

(2) 専門家による相談に対する支援

事業承継には、税務・法務・事業計画策定・融資など各種専門家が連携して総合的な対策を行う必要があるため、商工会議所が行う専門家による相談体制を整備されたい。

(3) 廃業と開業のマッチングやM&A支援事業等に対する支援

中小企業の事業承継の円滑化を図るため、商工会議所が行う廃業と開業のマッチング事業や、M&A支援事業等に対し支援されたい。

(4) 経営指導員等の研修に対する支援

商工会議所の経営指導員等が中小企業の事業承継に際し、より高度な支援を実施できる体制を構築するため、経営指導員等の研修に対し支援されたい。

(5) 小規模零細企業や商店街に対する支援

小規模零細企業や商店街における事業承継の円滑化を図るため、普及啓発の支援や必要な補助事業の見直し等を実施されたい。

(6) 事業承継時における金融面での支援

相続税納税資金や事業所取得資金等の事業承継に際しての資金ニーズに対応する制度融資を創設す

るとともに、保証の問題についても、中小企業金融全体の問題として総合的な検討を行い、適切な対応を行われたい。

(7) 遺留分等相続法上の問題に対する対応

事業用資産を後継者に円滑に承継させていく際に阻害要因となっている遺留分等の相続法上の問題を解決するため、必要な対策を講じられたい。

3. 創業・経営革新とものづくり技術力強化支援

(1) 創業・経営革新支援策の拡充

地域の活性化や雇用の創出に貢献する新規創業や経営革新を強力に支援するため、創業人材育成支援事業（創業塾・経営革新塾）の一層の拡充を図られたい。

また、創業希望者の啓発、中小企業・小規模事業者に対する経営革新の必要性の啓発等を目的とする「創業・経営革新セミナー」を創設されたい。

(2) 経営革新支援アドバイザー事業の拡充

商工会議所等が創業や経営革新を志す者に対し、ビジネスプランの策定や市場調査等の支援を行うことにより、創業・経営革新の実現を図る経営革新支援アドバイザー事業について、実施箇所数の増加など一層の拡充を図られたい。

(3) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

中小企業新事業活動促進法に基づく各種支援施策の一層の拡充を図られたい。

経営革新計画の承認、新連携計画の認定については、承認・認定機関によって難易度に差が生じないような措置を講じるとともに、承認・認定、各種支援施策の審査等が速やかに、かつ円滑に行われるよう徹底されたい。

(4) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

昨年6月に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、川下産業のニーズを的確に反映した高度化指針を踏まえた研究開発を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」の拡充など、中小企業のものづくりに関する支援措置を一層強化されたい。

(5) 産学連携による人材育成

中小ものづくり人材の育成・確保を行うため、地域の産業界・教育界・行政等が一体となって行う工業高校への実践教育や、高専等の場を活用した中小企業の若手技術者育成を支援する「中小企業モノ作り人材育成事業」の拡充を図られたい。

(6) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

政府は、特許権取得について中小企業向けの費用負担軽減策を講じているが、適用要件のさらなる緩和や手続きの簡素化を含め、制度の一層の充実化を図られたい。また、特に海外特許に係る助成措置の拡充および特許取得等に関する税制上の優遇措置の創設等、国内外への特許出願等の円滑化のための支援策を拡充されたい。さらに、既存の施策の周知徹底のためにも、「地域知財戦略本部」や「知財駆け込み寺」など、中小企業にとって身近な相談窓口となる機関について、一層の機能強化を図られたい。

4. その他

(1) 裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

裁判員制度の辞退事由に関し、中小企業の従事者から業務に著しい支障が生じる恐れがあるとの辞退の申立てがあった場合には、弾力的な対応がなされるべきであり、特に従業員数 50 人以下の企業の役員および従業員については、事業主によるその旨の疎明を条件とし、原則として辞退を認められたい。また、引き続き、中小企業への同制度の普及浸透を図るとともに、裁判員に選任された者に対する経済的支援、生命身体の安全の十分な確保、裁判過程における心理的な安心の確保を図りつつ、裁判に拘束される期間を極力短縮するなど中小企業の従事者が対応しやすい制度・運用とされたい。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

ADR（裁判外紛争解決手続）の活用促進の観点から調停・仲裁等の業務に対応できる人材の育成やセミナー・フォーラムの開催等を通じた周知・普及活動を積極的に支援すべく、予算措置を拡充強化されたい。

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及

BCP 導入企業へのメリットを高める施策を幅広く講じることなどにより、中小企業により一層 BCP が広く普及するよう努められたい。

また、金融面においても、防災対策支援のための融資制度や防災格付融資制度の拡充・普及を図られたい。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

平成 17 年 8 月に日本商工会議所をはじめとする民間 4 団体が策定した「中小企業の会計に関する指針」は、会計基準の見直し等に応じて毎年度改正を行っているところであるが、中小企業への同指針の普及浸透のために、同改正を盛り込んだパンフレットの作成・配布、セミナー・研修会の実施等を引き続き実施されたい。また、同指針に関する相談・指導を行う人材の育成、さらには金融機関における活用の促進に向けた取り組みをより一層強化されたい。

Ⅲ 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

わが国が持続的かつ安定した経済成長を実現するためには、今後の経済運営が極めて重要であるが、着実な景気回復を遂げるにはまさにこれからが正念場であり、決して今の状況を後退させることのないよう、経済情勢に十分配慮した慎重な判断と機動的な金融政策運営を行われたい。

2. 中小企業金融機能の維持・強化

(1) 政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮のための条件整備等

平成 20 年 10 月に政策金融改革が実施段階に入るが、今後、政策金融が縮減する部分に対し、民間金融機関が代替し得るかについて常にチェックされたい。また、赤字が続いたり債務超過に陥っても意欲を持って頑張る中小企業等に対して、民間金融機関が金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容に鑑み、懇切丁寧に経営改善アドバイスをしたり、経営改善計画の策定を支援し、より高い目利き能力をもって長期的な視点に立って安定した資金供給を支援できるように、指導・育成に努められたい。

さらに、政策金融改革の実施においては、以下のとおり法律および附帯決議の趣旨・内容が的確に

運用面で反映されるよう取り組まれない。

①統合により設立される株式会社日本政策金融公庫

新公庫の中小企業政策金融に係る新たな貸付残高の数値目標を予め設定することは避け、慎重に対応されたい。また、新公庫の組織運営に当たっては、民間では十分な対応が難しい中小企業向けの政策金融がきちんと実施されるよう、また新公庫の危機対応体制について、指定金融機関をも通じ、中小企業者等が危機時に、これまで同様、機動的かつ円滑に資金供給が受けられるよう、新公庫に対し必要十分な財政措置等を講じられたい。

さらに、店舗の統廃合など、利用者である中小企業者の利便性が損なわれることのないよう配慮されたい。

②民営化される商工組合中央金庫

商工組合中央金庫の民営化に際しては、同金庫がこれまで果たしてきた中小企業育成といった地道な活動が、今後のビジネスモデル構築のなかでノウハウとして活かされるよう、実際の制度設計や運用のあり方を検討されたい。

中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化のために、政府出資の特別準備金化等の必要な財政措置等を講じられたい。また、完全民営化後のあり方について、中小企業団体およびその構成員向けの金融機関としての機能を維持するために必要な措置、例えば株主資格を中小企業団体およびその構成員に限定すること、商工債の発行を引き続き行えるようにすることなどの措置を講じられたい。

(2) 金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化

政府は引き続き幅広い範囲で金融セーフティネットを張り巡らすことで、万全かつ円滑な中小企業への資金供給に努められたい。政府系金融機関・信用保証協会においては、既往の債権について期限の延長や返済条件の緩和などにより事業継続が見込まれる場合には、個々の事業者の実情に十分配慮し、より弾力的な対応を講じ、地域における金融機能が一層安定確保されるよう、引き続き注力されたい。

政府においては、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の普及に引き続き努め、民間金融機関における目利き能力の一層の涵養はもとより、無担保・無保証融資制度の促進、A B L (Asset Based Lending＝流動資産一体担保型融資) や売掛債権・動産担保の活用、事業開始時における金利の負担を軽減する融資制度の推進、企業間信用の拡充等によって、中小企業・ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化に引き続き注力されたい。

(3) 中小・小規模事業者の利便性に配慮した電子記録債権制度の創設

電子記録債権制度の具体化においては、中小企業・小規模企業にとって使い勝手のよい制度となるよう以下のとおり必要な措置を講じられたい。

①電子手形の導入の場合には、中小企業・小規模企業にとって、導入負担が少なく、導入以降も安価で安心して利用できるよう、イニシャルコスト・ランニングコスト等の料金面やセキュリティ一面等に配慮しつつ、全国の金融機関で利用できるような記録機関を設立・運営されたい。また、債権の期限に支払えない債務者への一定の制裁など電子手形自体の信頼性において十分納得性があり、中小企業の広範囲な事業に対応する共通ルールを定められたい。

②電子指名債権（売掛債権の流動化）の導入の場合には、売掛債権まで記録しないと資金繰りが難しいのではないかといった風評リスクを懸念し、スキームへの参加を躊躇することのないよう適

切な配慮をされたい。

- ③債務者と債権者双方が電子記録の請求の当事者であり、例えば債務者である親事業者（大企業等）が恣意的に請求を遅らせるなど、あってはならない事態を回避する仕組みを導入するなど、公正・公平性を確保されたい。

（４）地域中小企業金融の円滑化

地域密着型金融（リレーションシップバンキング）については、地域の情報集積を活用するなど、地域の実情に合致したビジネスモデルが各地域金融機関で自主的に展開されるよう指導されたい。不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資など中小企業に対する目利きを発揮した融資や再生支援など、金融機関の体力差から二極化し、結果として中小企業者のニーズに対応できないといった事態から地域経済が疲弊するようなことにならないよう、金融機関の自主性を尊重しながらも地域経済の特性に十分配慮のうえ指導されたい。

（５）信用補完制度の適正な見直し

すでに実施された保証料率の見直しに加えて、今後、部分保証制度の導入など、信用保証協会と金融機関との責任分担が行われることになっている。それをきっかけにして、貸し渋り等中小企業者の資金調達が阻害されることのないよう万全の措置を講じられたい。

なお、制度見直しによる中小企業の資金調達への影響等につき定期的フォローアップを行い、中小企業の利用者の声を聴いて、資金調達が広く阻害されることのないように取り組まれたい。

（６）小企業等経営改善資金（マル経）の拡充

小企業等経営改善資金（マル経）融資制度について、小規模企業の底上げを図るとともに、小規模事業者等の利便性向上のため、以下の措置を講じられたい。

- ①平成 20 年 3 月 31 日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置（450 万円）を本枠に統合（1,000 万円）し、さらに貸付限度額の拡大を図られたい。
- ②返済期間の特例措置（運転資金 5 年、設備資金 7 年）を恒久化するとともに、事業者の返済負担に配慮した返済期間に拡充を図られたい。
- ③国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、小企業等経営改善資金（マル経）の融資対象に追加されたい。
- ④小企業者と小企業者に準ずる者の区分の廃止を含めた見直しを図られたい。

（７）倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

依然として厳しい経営環境が続く中小企業の経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額および共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の 10%）を引き下げるなどの制度の見直しを図られたい。

3. 中小企業の再生の促進

（１）中小企業再生支援協議会の拡充

各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会について、改正産業活力再生特別措置法の趣旨に則り、各中小企業再生支援協議会のノウハウ等を全国ベースで有効に活用するための全国的な組織を創設し、再生人材の派遣、的確な財務調査の実施等を支援するなど、再生支援機能をさらに強化されたい。

また、全国に設置された早期転換・再挑戦支援窓口との連携をはじめ、整理回収機構、信用保証協

会等、他の関係機関との連携も一層強化するとともに、小規模企業に対する再生支援について一層強化されたい。

(2) 地域中小企業再生支援ネットワークの創設

地域中小企業の再生を一層促進させるために、各中小企業再生支援協議会、中小企業再生支援全国本部および地域中小企業再生ファンドの連携を強化されたい。

(3) 再チャレンジのための相談支援の強化

新たな事業に向かって再挑戦する者を支援するための相談や、事業継続の見通しが見つからない事業からの早期撤退、その上での債務整理等の手続きなどのアドバイスを行う相談窓口が平成 19 年度から全国に設置されたが、引き続き多様なニーズに対応するために、再挑戦に必要な資金ニーズに対する金融支援制度を含めて支援機能を強化されたい。

(4) 地域再生・活性化のためのファンドの設立促進

中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」の積極的な活用等により地域再生を図るとともに、地域の新事業創出を支援する「地域中小企業応援ファンド」の設立および出資を促進されたい。

IV 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は、企業が継続的に活動していくための必要最低限の基盤であり、一般の財産とは性格を異にするものである。そこに課税することは、経営の承継による円滑な事業の継続を阻害し、長年培われてきた経営ノウハウや技術、さらには雇用機会の喪失を招くなど、わが国経済にとって大きなマイナスである。

欧州では近年、雇用確保等の観点から事業用資産に対する相続税の軽減措置が相当程度、拡充されており、また、経済連携協定の締結によりますます競争が熾烈となるアジア諸国においては、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。これに対し、わが国の中小企業は、事業承継にあたり極めて高い相続税負担をしなければならず、こうした事態を是正しなければ、わが国中小企業の国際競争力の維持・強化は困難となる。

このため、現行の相続税の課税理念を見直し、事業用資産の承継については一定期間の事業の継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立されたい。併せて、取引相場のない株式の評価方法の見直し、納税円滑化への対応などを図られたい。

2. 中小法人税制等の拡充

(1) 成長力底上げに資するイノベーション促進のための税制措置の維持・拡充

中小企業の生産性を向上させ成長力の加速化を図る観点から、設備投資や試験研究、SaaS (Software as a Service) の活用等による IT 化を促進するために、中小企業投資促進税制、研究開発促進税制、中小企業技術基盤強化税制および情報基盤強化税制については現行制度の拡充を図られたい。また、人材育成面で中小企業の生産性向上を支援するために、人材投資促進税制を総額控除方式にする等拡充されたい。さらに、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については維持・拡充されたい。なお、減価償却資産の法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手続簡素化については、平成 19 年度税制改正大綱の趣旨を踏まえて確実に実現されたい。償却資

産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから撤廃されたい。

(2) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の維持・拡充

ベンチャー・新規創業企業は、創業期には金融機関からの融資が困難であり、エンジェル等個人からの出資によって創業資金を調達することが重要なカギを握る。そのため、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算の創設、繰越控除期間の3年から5年への延長、投資税額控除制度の創設等の措置を図られたい。さらに、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するために、創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設等の措置を講じる必要がある。また、設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置については維持・拡充を図られたい。

(3) 中小企業の経営基盤強化のための税制措置

経営資源が脆弱ながらも、新事業創出、新分野への進出や経営革新に真摯に取り組む意欲的な中小企業の存在は、わが国経済の成長力強化や雇用の確保に不可欠である。このため、法人税の中小企業軽減税率における適用所得金額の引き上げ等、中小企業の経営基盤強化のための税制措置を講じられたい。

(4) 交際費の損金算入規制の撤廃

交際費は、法人の事業の遂行にあたり支出するものであり、企業会計原則においては、費用として全額損金に算入可能となっている。中小企業においては、取引先が限定されるケースが多く、販売促進の手法も自ずと限られることから、売上げを伸ばすために使った費用も税務上、交際費として取り扱われてしまい、一定の範囲内でしか損金算入が認められない。このため、企業経営に対する費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入を認められたい。

(5) 金融所得課税一元化の推進

金融資産について「貯蓄から投資」への流れを促進し、事業会社への円滑な資金供給を図ることは、ベンチャー企業の育成や中小企業におけるエクイティ性資金の充実の観点、ひいては経済の活性化を図るうえで非常に有益なことである。このため、非上場株式を含め金融所得課税の一元化を早期かつ確実に実施し、税制面から多様な資金の供給を後押しする措置を講じられたい。

(6) 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化防止対策の推進には、「京都議定書目標達成計画」に示された「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に排出抑制を進めていく必要がある。温室効果ガスの総排出量に応じて課税するという環境税は、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

なお、温暖化防止対策に関しては、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、中小企業が大企業から省エネルギー技術等の提供による支援を受けて二酸化炭素（CO₂）削減に取り組む仕組みの構築や、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等を支援する措置を講じられたい。その際、既存の助成金の受付期間を通年化するなど、利用しやすい制度となるよう手続き面についても改善されたい。とりわけ、省エネルギー化の推進によって中小企業の生産性向上、基盤強化につなげていくためにも、中小企業の省エネルギー化に資する金融支援を拡充されたい。さらに、各地域において積極的な情報提供等により中小企業の取り組みや環境教育等の促進を図られたい。

3. 増税なき財政再建の実現

財政再建やそのための税体系の抜本的改革は、わが国にとって重要な政策課題の一つであるが、まずは、極力高い経済成長の達成による税収の自然増を図り、併せて徹底的な歳出削減の実施により、増税に頼ることなく、基礎的財政収支の均衡化を図られたい。

このため、政府の成長戦略の実現により、経済成長を確実にしていくことが第一であり、全国あまねく景気回復の実感が持てない現段階で、消費税率引き上げの議論を持ち出すことは、消費を減退させ結果として景気の足を引っ張ることにもなる。消費税は逆進性を有するがゆえに、特に低所得者層において負担の増大をもたらすとともに、事業者にとってはその価格転嫁が困難であり、事務負担も非常に大きい。

なお、消費税の検討を行う際には、わが国の景気に与える影響、経済成長に伴う税の増収見込み、繰越欠損金の動向、国・地方合わせた歳出削減の進捗状況を検証するとともに、消費税改正に伴う悪影響の排除措置等を明確にしつつ、国民や事業者の十分な理解を得るよう努められたい。

V まちづくりの推進と地域産業の振興

1. まちづくりへの支援

政府は、コンパクトで賑わいのあるまちづくりが全国で進められるよう、まちづくり3法の改正趣旨を都道府県、市町村に徹底するとともに、3法の活用を図る地域への支援を一層強化されたい。

(1) 中心市街地活性化の促進

①コンパクトで賑わいのあるまちづくりが都市規模にかかわらず進むよう、中心市街地活性化基本計画の策定、中心市街地活性化協議会の立ち上げのための支援を強化されたい。

②特に中心市街地活性化協議会について、運営・人材面での支援を強化するため、中小企業基盤整備機構の関連諸施策を拡充されたい。

③中心市街地活性化対策事業の拡充

イ)「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」、「中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」、「暮らし・にぎわい再生事業」、「まちづくり交付金」、「まちづくり計画策定担い手支援」、「広域連携共生・対流等整備交付金」等の支援策を拡充されたい。

ロ)また、民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンドへの助成」、全国市街地再開発協会の「街なか居住再生ファンド」、中小企業基盤整備機構の「中心市街地商業活性化サポート事業」および各種のアドバイザー派遣事業等の各種事業を拡充されたい。

(2) 計画的な土地利用の確保

まちづくり3法改正の趣旨に則り、農振除外・農地転用に関する制度・手続きが厳正に運用されるよう最善の対応を図られたい。また、都道府県に対し、改正都市計画法に基づく、大規模集客施設の立地に関する都道府県知事による広域調整のための基準づくりや準都市計画区域の指定促進について、強力に指導されたい。

(3) 大型店等の社会的責任・地域貢献の確保

大型店の商工会議所会員等への加入、退店時の対応等、大型店の社会的責任・地域貢献を確保するため、政府は、業界団体等による自主ガイドラインの作成とその遵守を強力に指導されたい。

また、アウトサイダー、全国チェーン店等の事業者における社会的責任の取り組みが促進されるよう、国としての枠組みづくりを積極的に進められたい。

(4) まちづくり条例の制定支援

地方自治体が、地域の実情に応じた計画的な土地利用を目指す「ゾーニング」、大型店・全国チェーン等による地域貢献のあり方等を定める条例を制定するに際し、積極的な助言等の支援に努められたい。

2. 商店街・個店等の活性化

(1) 商店街等の活性化対策の促進

- ①商店街等における電子マネーの導入、仕入れの共同化の取り組み等による生産性の向上を支援されたい。
- ②空き店舗を活用した新規開業支援、開廃業商店間の店舗入れ替え、公的サービスを提供する窓口の設置等、商店街全体としてテナントミックスを進める総合的な空き店舗対策のための施策を強力に推進されたい。
- ③商店街等が行う、少子・高齢化、安全・安心などの課題に対応する取り組みを支援する「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」を拡充強化されたい。特に、コミュニティ・ビジネスの振興の観点にも立って、商店街などにおける安全・安心機能の強化（ＡＥＤ設置等）や子育て支援、高齢者ケアサービス等への取り組み等を促進されたい。また、災害により損壊した、あるいは老朽化したアーケード等の商店街共同施設の解体・撤去を支援対象とされたい。
- ④ベンチ、ごみ箱、街灯などに掲出するストリート広告について、地域のコンセンサスを得て商店街組織やまちづくり団体が一元管理する場合、広告に係る規制（道路占用許可基準、自治体の屋外広告物条例、道路使用許可等）を緩和されたい。

(2) 各種支援策の使い勝手の向上

各種支援策が効果的に活用されるよう、支援事業の複数年度化、補助金申請手続きや書類の簡素化および柔軟・弾力的な運用、さらには補助下限額の引き下げなどの運用改善を図られたい。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発、国内・海外の販路開拓のための支援策を拡充強化されたい。

具体的には、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を目的とする「ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業」および観光資源開発、特産品開発とその販路開拓などの取り組みを支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」を拡充するとともに、「中小企業地域資源活用プログラム」の強化を図られたい。

特に、中小企業製品の本格的な海外市場進出に向けた市場調査・テストマーケティング、有力バイヤーとのマッチング支援などに関する総合的な支援策を創設されたい。

(2) 企業立地支援と海外地域間交流の促進

今般、成立・施行された「企業立地促進法」に基づく関連支援施策および関係各省連携施策の強化・拡充とともに、地域への対日直接投資促進を図るため、「外国企業誘致地域支援事業」を強化されたい。また、地域内に集積する中小製造業を対象とした国内外の大企業向け販路開拓支援制度を創設されたい。

さらに、日本貿易振興機構（JETRO）が実施している、わが国の特定地域と海外の特定地域との産業交流の活発化を目指す「地域間交流支援（RIT）事業」を拡充されたい。

（３）地域における中小企業の生産性向上への支援

地域中小サービス産業の生産性向上による地域活性化に向け、産学官の連携強化とともに、サービス分野の研究開発投資支援策を創設されたい。また、製造管理ノウハウの活用、人材育成、市場インフラ整備、普及啓発等に関する総合支援策を講じられたい。

Ⅵ 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備

幹線道路や空港・港湾などのインフラは、わが国経済のダイナミズムの源泉である中小企業がさらに発展するための基盤であり、国の責任において整備すべき公共財である。地域間格差の是正を図り、国際競争力を強化するためにも、インフラ整備を早急に進める必要がある。

１．地方幹線道路等の早期整備

政府は、平成 18 年 12 月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、平成 19 年中に道路整備の中期計画を作成することとしているが、地域間格差是正および地域活性化のために真に必要な道路の早期整備に向けた、実効性のある整備計画を策定されたい。また、そもそも道路整備のためとして賦課された財源は、必要とされる道路計画が残っている限りシーリングの対象とせずその整備に投入するのが筋であり、幹線道路網を構成する真に必要な道路を早急に整備されたい。

２．国際競争力強化に向けた空港および港湾の整備促進

（１）首都圏空港の機能強化と主要中枢空港等の戦略的な活用

わが国の効率的な航空ネットワーク形成のため、首都圏空港（成田・羽田）の機能強化（空港整備・容量拡大）と一体的な活用を戦略的に進められたい。過去の経緯に捉われず、羽田の国際化や成田の国内線の規模の拡大、首都圏三環状道路等アクセスの整備は不可欠であり、また、国際拠点空港（関西・中部）や主要中枢空港（新千歳・福岡等）の国際・国内線乗り継ぎ機能の強化や鉄道・道路等アクセスの充実など効率的な受け入れ体制の確立を図られたい。利便性とコスト面での優位性の確保として、貿易手続きの簡素化や柔軟なC I Q体制の実現に加え、国際的に割高な着陸料やアクセス料金等の航空関連コスト低減のため、一般財源の投入等の負担軽減策を図られたい。なお、各地域において、官民一体で戦略的な空港活用・整備計画を策定されたい。

（２）拠点となる港湾の利便性やコスト面における国際的な優位性の確保

スーパー中枢港湾の抜本的な整備拡充と港湾手続きの簡素化・統一化・電子化等の推進によるコストの引き下げ・リードタイムの短縮を図るとともに、広域ポートオーソリティーの設立に向けて、港湾制度の抜本的な改革を進められたい。国際競争力のある港湾整備を戦略的に進めるため、一定規模以上の主要港については、官民一体で国家として最適な港湾の整備・運営計画を策定されたい。また、内陸部の製造拠点や地方港湾とスーパー中枢港湾との有機的な道路・鉄道・内航等の総合的な交通ネットワークを構築して、地域活性化に港湾も有効に活用されたい。

VII グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

わが国企業の対外ビジネスの円滑な展開を可能とするため、政治のリーダーシップのもと、経済的に相互依存関係の深い東アジア諸国をはじめ、エネルギーおよび食料安全保障の観点から重要な国・地域との間で、貿易・サービスの自由化のみならず投資や知的財産分野のルール整備、中小企業分野での協力等の経済協力などを含む質の高いEPAを、戦略的、かつ、スピード感をもって拡大されたい。また、こうしたEPAの進展に伴い、国内の地域産業や中小企業が厳しい環境に直面することも予想されるため、それらへの配慮とともに、地域産業や中小企業がそれに対応できる体質強化のための環境整備に努められたい。

さらに、締結されたEPAが多くの企業に活用され、その便益が享受できるよう、引き続き原産地規則など制度の普及等に努めるとともに、特定原産地証明書のより円滑な発給体制を構築するために必要な支援措置を講じられたい。

2. 東アジア等へ海外展開する中小企業への支援の拡充

中国、アセアンなど東アジア諸国等へ海外展開を図ろうとする中小企業およびすでに進出済みの現地法人等に対して、在外日本人商工会議所など関係機関による現地の投資・経営環境に関する情報提供や相談指導、低利融資制度、専門家派遣事業等による現地日系企業の人材育成などの各種支援措置をさらに拡充するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援をさらに拡充されたい。また、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

VIII 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度や子育て支援助成金の拡充、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際しての柔軟な対応等、中小企業の両立支援への取り組みを促進する施策を講じられたい。

また、東京都の認証保育所制度等を参考に、都市型の多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とするだれもが利用できるよう、現行の認可保育所制度を抜本的に見直し、直接契約制度の導入、保育料設定の原則自由化、地域の実情に応じた面積基準や保育従事者資格基準の緩和、施設設置運営に対する国の財政支援等、政府は、企業の従業員等が仕事と子育てを両立しやすい環境整備を進められたい。

2. 若年者や女性を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

今後、労働力の減少を抑え、経済社会の活力を維持するためには、より多くの人材が意欲と能力を発揮し社会の支え手となることが重要である。特に、就労の機会に恵まれない若年者や女性等にとって適

切な職業能力形成の機会を提供するため、各省庁でそれぞれ行っている教育・雇用・産業に係る政策の連携推進、人材育成への政策資源の重点的投入と効率的な活用を図られたい。

(1) 新たな職業能力形成システムの構築

職業能力形成プログラムの提供および能力の評価、就労支援までを一貫して行う新たなシステムの構築を官民の連携により早急に進められたい。なお、システムの構築にあたっては、企業のニーズを適切に把握したうえで、これに対応した実践的なプログラムを開発するとともに、商工会議所等が持つコンテンツや評価に関するノウハウ、ネットワークを有効に活用されたい。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

ジョブカフェに、ワンストップサービスセンターとしての機能に加え、人材育成を担う各種民間教育機関と人材を活用する企業とを結びつけるコーディネーターとしての機能を持たせることにより、企業と教育機関の連携を強化されたい。

併せて、中小企業の魅力を地域の若年者に伝えるため、ジョブカフェなどを活用した「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」を引き続き推進するとともに、地方自治体においては「ジョブカフェモデル事業」の成果を活かすなどにより、若年者の就職支援に関する具体的な取り組みを進められたい。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用を促進するため、実施期間の延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(4) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステム、実践型人材養成システム（実習併用職業訓練）などの制度について、教育機関や受け入れ企業が連携してキャリア教育・職業教育を推進できるよう、省庁の壁を越えた政策連携を強化されたい。

また、教育支援に積極的に取り組む企業に対し、企業の取り組みのインセンティブが働くよう支援を拡充するとともに、地域産業の発展、地域の活性化を担う人材を育成していくうえで重要な役割を果たしている商工会議所のインターンシップ等の事業に対して、一層の支援を図られたい。

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略の一つであり、特に、以下の事項に重点的に取り組まれたい。

① 専門的技術的分野の人材の受け入れ拡大

知識・技能を有する優れた専門的・技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など、制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行われたい。

また、経済連携協定（EPA）に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開かれたい。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。

②わが国で不足が予想される分野の人材の受け入れ拡大

今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理のもとに労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。

今般、法務大臣が私案として、専門的技術的分野以外の分野で一定の管理のもとに、外国人が就労する仕組みを提案されたが、外国人労働者の受け入れについて新たな視点が提示されたことは評価する。関係省庁におかれては、緊密な連携を図り、わが国経済の活力強化の観点から、実効性のある制度となるよう、早急に検討されたい。

(2) 外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

外国人研修・技能実習制度に関して、適正に実施されるよう制度を見直すとともに、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・再技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や技能実習移行対象業種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国および国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。

なお、再技能実習の制度化については、団体受け入れ型、企業受け入れ型のいずれも実施可能となるような制度とされたい。

また、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的に規制を緩和されたい。

4. 雇用保険二事業の抜本的見直し

雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業が廃止されたことについて一定の評価はできるが、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、残る二事業についても、引き続き、廃止を原則として徹底的な評価を行い、料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の約7割を支えている中小企業における企業年金制度を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定に繋がることに鑑み、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

特に、企業年金の運用資産に課税する特別法人税については、掛金の拠出時および運用時は非課税、給付時は課税という年金税制の原則に立ち返り、凍結の期限（平成20年3月31日）を待つことなく直ちに撤廃するとともに、確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和、マッチング拠出の認可等の支援措置を講じられたい。

(2) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備を図り、適格退職年金の非課税移換を実現されたい。

＜提出先＞

政府、各省庁、政党、全国知事会、各都道府県知事

＜実現状況＞

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

○20 年度経済産業省関係予算 1,304 億円。19 年度予算比 44 億円の大幅増。

○三位一体改革以降、都道府県によっては、現下の厳しい財政状況により、中小企業のうち特に小規模企業に対する経営改善普及事業などの基盤的な支援事業費、ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費が削減傾向にある。経済産業省では、11 月に取りまとめた「中小企業生産性向上プロジェクト」および「地方経済再生のための緊急プログラム」の実施においては都道府県との連携が不可欠であるため、経済産業大臣から、全国知事会長に対し、①上記計画の着実な推進に向けた各地方自治体との連携、②三位一体改革以降の都道府県における中小企業対策予算の確保について要請する書簡を送付した。

II 中小企業の実産性向上の推進と事業承継への支援強化等

1. 創業・経営革新支援

(1) 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進

○中小企業庁において、中小企業の実産性を向上させるため、21 年度までの 3 年間で集中的に政策を実施する「中小企業生産性向上プロジェクト」が 11 月 13 日に取りまとめられた。

○20 年度経済産業省計上中小企業対策予算が前年比 44 億円増の 1,304 億円となった。

(2) 「新現役チャレンジプラン」(仮称)の創設

○新現役人材の発掘・登録、マッチングを行うことで、生産性の向上など、中小企業の支援を行う「新現役チャレンジ支援事業」が 20 年度から実施されることとなった(予算:21.2 億円)。

(3) SBI R制度の高度化

○19 年度の特典補助金等の件数は、総務省関係 6 本、文部科学省関係 10 本、厚生労働省関係 3 本、農林水産省関係 6 本、経済産業省関係 61 本、国土交通省関係 2 本、環境省関係 1 本の合計 89 本(18 年度は 64 本)が予定され、交付の方針として、①支出目標額・実績額の各省別公表、②研究開発成果に係る展示会の開催、③段階的競争選抜方式の導入、④特典補助金等の交付企業の入札参加機会の拡大、⑤政府調達における情報開示が、新たに盛り込まれた。

○支出目標額も、19 年度は 390 億円(18 年度は 370 億円)に拡大。

(4) 中小企業の実 T 化支援策の総合的推進

①デジタルデバイド(情報格差)の解消

○経済産業省の 20 年度「IT 経営実践促進事業」(予算:13 億円)において、地域 IT 経営応援隊活動が継続予算化され、全国各地で商工会議所を中心として、中小企業における IT の利活用促進、IT 経営啓発のためのセミナー・研修等が実施される。

②電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

○電子申告におけるインセンティブ措置として、還付申告における処理期間の短縮(6 週間→3 週間程

度)、所得税確定申告期間における 24 時間受付が行われることとなった。

また、19 年度分または 20 年度分の所得税に係る確定申告において、それぞれの年の申告期限までに自己の電子署名を添付して電子申告を行った者を対象として、その年の所得税額を限度として 5,000 円が控除されることとなった。

さらに、20 年 1 月 1 日から 2 年間の措置として、不動産登記、商業・法人登記等の一定の登記を受けようとする者が、オンラインにより当該登記の申請を行った場合に、当該登記に係る登録免許税の 10%または 5,000 円のいずれか低い金額が控除されることとなった。

加えて、所得税の電子申告を行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、提出が不要となった。

③民間認証局の行政手続用電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

○電子申請・届出等手続きのオンライン利用率 50%以上の達成、行政情報の総合的な提供及び申請・届出等手続きの一元的な受付を行う電子政府・電子自治体の推進に対して、総務省において 75.1 億円が予算化された。

また、府省共通業務・システムの最適化の実施のため、総務省において昨年度に引き続いて 23.7 億円が予算化されている。

(5) 下請取引等の適正化と下請事業者への配慮

(6) 企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

○19 年度の地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会における公益委員見解として引き上げ額の目安が示されたのを受け、加重平均 14 円という大幅な引き上げが行われている。

○20 年 7 月に改正最低賃金法が施行予定。改正法では、「地域別最賃の見直し（生活保護との整合性を考慮・罰則の強化）」「地域別最賃の罰金の上限を 2 万円から 50 万円に引き上げ」「最低賃金決定の際の考慮要素として、『労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう』との文言」「産業別最賃に係る罰則の廃止」などが盛り込まれている。

○今後の審議会では、「生活保護との整合性」の考え方が焦点となる見込み。

○成長力底上げ戦略推進円卓会議では、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的引き上げの基本方針について検討が行われており、政府は、20 年のしかるべき時期に結論を得たい、としている。

2. 事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

○政府は 20 年度予算案において、「地域力連携拠点事業」として 51 億円を計上し、その中に、開廃業マッチング支援をはじめあらゆる事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」を全国 100 カ所に設置することを盛り込んだ（予算額 20 億円）。

(1) 中小企業経営者・後継者向け研修・セミナーに対する支援

○「地域力連携拠点事業」において、若手後継者等を対象に、事業承継に必要な知識・ノウハウの習得のためのセミナーを開催。

○「事業承継支援センター」事業において、事業承継セミナーを開催。

○中小企業基盤整備機構に委託し、全国で事業承継セミナーを開催（予算 5 億円）。

(2) 専門家による相談に対する支援

○「地域力連携拠点事業」において、中小企業の支援に関する専門的な知識、能力および経験を有するものとして各経済産業局が選定する「応援コーディネーター」または専門家が、事業承継等の経営課題に

対応するための相談窓口を設置。

○上記「事業承継支援センター」に対し、専門家を派遣。

(3) 廃業と開業のマッチングやM&A支援事業等に対する支援

○「地域力連携拠点事業」において、後継者不在等により、廃業の危険性がある企業と開業希望者のマッチング交流会等を開催。

(4) 経営指導員等の研修に対する支援

○経営指導員向けの Web 研修カリキュラムに引き続き、事業承継対策コースを掲載。

(5) 小規模零細企業や商店街に対する支援

○業種別の取引適正化推進のためのガイドラインが 10 業種にわたり策定され、その周知を図った。また、「年度末に向けた中小企業対策」としてガイドラインよりベストプラクティス集がまとめられた。

○相談指導体制の強化策として、相談・ガイドラインの普及・ADR機能を担う「下請かけこみ寺」の設置が予算化された。

(6) 事業承継時における金融面での支援

○20 年 2 月 5 日に閣議決定された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」において、以下の措置が盛り込まれた。

- ・中小企業信用保険法の特例

認定中小企業者の事業に必要な資金に係る債務保証の、保険の付保限度額を別枠化

- ・株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

認定中小企業者（会社に限る）の代表者に対する、当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要な資金の貸付

(7) 遺留分等相続法上の問題に対する対応

○20 年 2 月 5 日に閣議決定された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」において、以下の措置が盛り込まれた。

- ・生前贈与株式の遺留分対象からの除外

贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

- ・生前贈与株式の評価額の固定

後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外とし、経営意欲の阻害を防止

3. 創業・経営革新とものづくり技術力強化支援

(1) 創業・経営革新支援策の拡充

○20 年度政府予算案においては、－2.8 億円の 13.3 億円に減額された。

20 年度予算額 13.3 億円（19 年度 16.1 億円）

- ・創業塾 20 年度 212 カ所（19 年度 262 カ所）
- ・経営革新塾 20 年度 170 カ所（19 年度 200 カ所）

○セミナーは実現せず。

(2) 経営革新支援アドバイザー事業の拡充

○「経営革新支援アドバイザーセンター事業」「事業承継支援センター事業（新規）」「早期転換・再挑戦支援窓口事業」を統合し、20 年度新規事業として「地域力連携拠点事業（経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業）」が創設され、51.6 億円を予算化。地域において、優秀な支援者を「応援コーディネーター」として活用する。

ネーター」として配した中小企業支援機関等を「地域力連携拠点」として全国 300 カ所程度選定（内 100 カ所程度を事業承継支援センターとしても位置付け）し、小規模企業等の経営力の向上や新事業展開、事業承継等様々な課題に応じて、その具体的な解決を支援するため、窓口相談や巡回相談を行ったり、自らが指定したパートナー機関（金融機関、大学、農協等）とも連携しつつ、専門家の派遣、ビジネスマッチング等を行うほか、国や地方自治体の施策等も活用して支援を行う。

（３）中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

（４）ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

○「中小ものづくり高度化法」等に基づき、重要産業分野の競争力を支える基盤技術について、川下産業のニーズを踏まえた研究開発を支援し、ものづくり中小企業の競争力強化を図るとともに、低利融資制度の拡充により、中小企業の研究開発を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」を予算化（20 年度 88.0 億円）。

（５）産学連携による人材育成

○中小ものづくり人材の育成・確保を行うため、高専等の設備を活用した中小企業の若手技術者育成カリキュラムの開発、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携による実践的教育プログラムの充実などを図る「中小企業ものづくり人材育成事業」を拡充。前年度を上回る 7.6 億円を予算化（19 年度 5.4 億円）。

（６）中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

○20 年 2 月 1 日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」において、以下の措置が盛り込まれた。

- ・特許・商標関係料金の引き下げ（特許法・商標法）

中小企業等の負担感の強い 10 年目以降の特許料を重点的に引き下げるなど、特許料を引き下げる（平均 12%の引き下げ）

- ・諸外国と比較して高額であり、中小企業等の利用割合の高い（件数で 36%）商標の設定登録料等を引き下げる（平均 43%の引き下げ）

○また 20 年度予算案において、以下の措置が盛り込まれた。

- ・地域・中小企業等の知的財産活用に対する支援 31.6 億円（前年度 29.5 億円）

- ・知財駆け込み寺等相談体制の強化及び全国での初心者向けの説明会等の開催 10.6 億円（前年度 9.6 億円）

- ・無料の先行技術（特許）調査 6.4 億円（前年度 6.1 億円）

- ・知財を核としたビジネスモデルづくり支援（約 100 社）1.2 億円（前年度 1.3 億円）

- ・特許の外国出願助成（約 110－180 社）1.4 億円（新規）

- ・地域中小企業知財支援人材育成 2.2 億円（前年度 2.2 億円）

- ・地域知財戦略本部を拠点とした施策の実施 6.6 億円（前年度 6.8 億円）

4. その他

（１）裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

○20 年 1 月 17 日に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 16 条第 8 号に規定するやむを得ない事由を定める政令」では、従業員数などを基準とした辞退事由は盛り込まれなかったが、19 年 6 月 20 日開催の当所産業経済委員会において、講師の最高裁判所より、「仕事上の都合を理由に参加を辞退する場合の判断は事件ごとに裁判所が行うが、担当職務、地位、代替性等、裁判員候補者の具体的な

事情を考慮し、柔軟に判断することが重要である」との説明があった。

○現在、全国の地方裁判所の法廷に、法廷での審理のポイントを、より分かりやすく、より伝わりやすくするための、プレゼンテーション用の I T 機器が続々と整備されている。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

○法務省は、ホームページ（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01.html>）等において、ADR に関する情報提供を行っている。

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及

○中小企業 BCP に関する小冊子作成検討委員会が中小企業庁により設置され、BCP 策定支援を行う中小企業支援機関向けに、必要性や要点を解説した小冊子作成の検討が行われた。

○中小企業倒産防止共済制度の見直しを検討する中小企業倒産防止共済制度専門委員会において BCP の観点から見直しの検討が行われた。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

○中小企業基盤整備機構からの委託により、16 年度から各地商工会議所等において開催している「中小企業会計啓発・普及セミナー」を 20 年度も引き続き開催する予定。

○中小企業庁では、20 年 4 月に公表される予定の「中小企業の会計に関する指針」の改正を踏まえたパンフレットを作成し、周知する予定。

Ⅲ 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

○日本銀行は景気動向を踏まえ、19 年 2 月以降、無担保翌日物コールレート（オーバーナイト物）を 0.5% 前後で推移するよう促す、という金融市場調節方針から変更していない。

○なお日本銀行は、日本経済および物価情勢について、19 年末以降の住宅投資の落ち込みやエネルギー・原材料価格高の影響などから減速しているものの、19 年度を通して「緩やかに拡大している」との見解を示している。

2. 中小企業金融機能の維持・強化

(1) 政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮のための条件整備等

○中小企業者向けに「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」に係る説明会を順次実施。

○20 年 10 月に株式会社化される新商工中金は、政府出資から 3,038 億円、剰余金から 856 億円が特別準備金化されることで財務基盤を強化されることになった。

(2) 金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化

○原油・建築関連セーフティネット保証の継続・強化策として、対象業種の指定期間を 20 年 3 月 31 日から 6 月 30 日まで延長が決定し、また業況の悪化が著しい業種について緊急調査を行い、必要な業種を対象に追加指定を実施。

○国民公庫の第三者保証人不要融資制度の融資限度額を 2,000 万円から 4,000 万円に引き上げ実施。

○金融庁において「年度末金融円滑化ホットライン」を開設し、寄せられた情報は速やかに金融機関にフィードバックし、検査・監督に活用することとなった。

(3) 中小・小規模事業者の利便性に配慮した電子記録債権制度の創設

○全国銀行協会において電子記録債権の活用・環境整備に向けて検討。銀行界が中心となり記録機関を設

立することとし、「全銀行参加型」の記録機関の検討や、利用者のニーズを踏まえた検討が行われることになった。

○経済産業省において、電子記録債権制度の活用に関する研究会が設置され、利用者が安心して使えるための運用ルールが取りまとめられた。

(4) 地域中小企業金融の円滑化

○金融庁は、19 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針の中での重点分野において、①中小企業のライフサイクルに応じた審査機能の強化や取引先企業の支援強化（特に事業再生）、②不動産担保・個人保証に過度に依存することなく、目利き機能の向上を図ることで中小企業に適した資金供給手法を徹底、③金融機関がコストやリスクを適切に把握しつつ、自らの収益につながる持続可能な地域経済への貢献をあげ、フォローアップすることとなった。

(5) 信用補完制度の適正な見直し

○責任共有制度が 19 年 10 月 1 日から実施。円滑な制度の導入のために必要であるとの金融機関の要請を受け、金融機関にとって債権の管理が容易な「負担金方式」を選択することを可能にし、また、突発的災害や連鎖倒産等に関する経営安定関連保険（セーフティネット）1 号から 6 号に係る保証や、創業支援、再挑戦支援、再生支援に係る保証、小口零細企業保証制度等の適用除外を設けるなどの配慮がなされた。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の拡充

○すべて実現。加えて指導期間の迅速化、審査会の省略要件の拡大が盛り込まれた。

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

○実現せず。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の拡充

○19 年 6 月に中小企業再生支援全国本部が創設され、20 年度予算において再生人材の派遣、的確な財務調査の実施等を支援するなど、再生支援機能の拡充が図られることになった。

○比較的小規模な先を中心に債務保証を行う信用保証協会が、再生支援協議会の活動を補完するため、①債権譲受け、②再生ファンドへの出資業務を実施することになった。

(2) 地域中小企業再生支援ネットワークの創設

○中小企業基盤整備機構が出資する中小企業再生ファンドの組成を促進するとともに、民間ファンドとの連携を推進することとなった。

(3) 再チャレンジのための相談支援の強化

○20 年度においても地域力拠点事業に盛り込まれ継続されることとなった。

(4) 地域再生・活性化のためのファンドの設立促進

○上記（2）のとおり。

IV 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 包括的な事業承継税制の確立

○非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の 10%減額から、80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業基本法上の中小企業（例：製造業：資本金 3 億円以下または従業員数 300 人

以下)に拡大する(対象会社要件である発行済株式総額 20 億円未満の会社は撤廃)。軽減対象となる株式の限度額(発行済株式総額 10 億円まで)は撤廃する(ただし、発行済株式総数の 2/3 以下の限度はあり)。

○本制度は、21 年度改正で創設し、経営承継円滑化法の施行日(20 年 10 月予定)以降の相続にさかのぼって適用する。

○被相続人は、会社の代表者であり、被相続人と同族関係者で発行済株式総数の 50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった者。

○事業承継相続人(後継者)は、会社の代表者であり、事業承継相続人と同族関係者で発行済株式総数の 50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる者。

○経済産業大臣は、相続直後および事業継続期間(5 年間)において、代表者であること、確認時の雇用の 8 割以上を維持、相続した対象株式の継続保有等を確認する。

○その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合などには、猶予税額の納付を免除する。

○取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額および総資産価額に乗じる利率の見直しを行う。

2. 中小法人税制等の拡充

(1) 成長力底上げに資するイノベーション促進のための税制措置の維持・拡充

○IT 投資の促進(中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長)

・中小企業投資促進税制を 2 年間延長する。

・情報基盤強化税制は、次の見直しを行ったうえ、その適用期限を 2 年延長する。

→中小法人(資本金 1 億円以下)について、取得価額の合計額の最低限度を 70 万円(現行 300 万円)に引き下げる。

→対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを加える。

→インターネット経由で情報処理を行うサービス事業者の取得する対象設備(SaaS・ASP)も適用対象となることを明確化する[SaaS(Software as a Service)、ASP(Application Service Provider):インターネット経由で情報処理を行うサービス]。

○研究開発投資の促進(中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長)

・税額控除の上限は、現行当期法人税額の 20%(総額型+増加型)のところ、総額型(恒久措置)は 20%、増加型(特例期間を 2 年延長)は 10%とする(上限最大 30%)。

・増加型については、①試験研究費の増加額に係る税額控除[試験研究費の増加額×5%]、または②売上高の 10%を超える試験研究費に係る税額控除[(試験研究費-売上高×10%)×税額控除割合(※)]の選択適用とする[※:(試験研究費割合-10%)×0.2]。

○人材投資の促進(人材投資促進税制の拡充)

・中小企業については、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業のほぼ平均である 0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8%~12%)を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

→税額控除率=8%+(教育訓練費/労働費用-0.15%)×40

→本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

→大企業分については、適用期限（20年3月31日）の到来をもって廃止する。

○減価償却制度の一層の見直し

- ・法定耐用年数について、機械および装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行う（現行390区分→55区分）。なお、この改正は、既存の減価償却資産を含め、20年4月1日以後開始する事業年度について適用する。
- ・耐用年数の短縮特例について、同特例の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は、承認不要（届出は必要）とする等の簡素化を行う。

（2）ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の維持・拡充

○エンジェル税制の拡充

- ・個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社（※）に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用する。本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、当該株式の取得価額から控除する。

→（出資額－5,000円）をその年の総所得金額等から控除可能に（上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方）。

※設立1年目の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者。設立2、3年目の特定新規中小企業者であって、前事業年度および前々事業年度における営業活動によるキャッシュフローが赤字である者。

○設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置の延長

- ・2年間、延長する。

（3）中小企業の経営基盤強化のための税制措置

○少額減価償却資産特例の延長

- ・2年間、延長する。

（4）交際費の損金算入規制の撤廃

○交際費の損金算入の特例の延長

- ・2年間、延長する。

（5）金融所得課税一元化の推進

○上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当との間の損益通算を認める。申告による方法は、21年から開始し、特定口座を活用する方法は、システム開発などの準備が整った段階（早ければ22年1月）から開始する。損益通算限度は設けない。

○金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

（6）環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

○環境税の導入見送り

- ・20年度の導入は見送り。
- ・来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、様々な政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

○温暖化防止対策支援措置の拡充

(ア) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の拡充・延長

- ・民生業務部門の対策として省エネビルシステムを追加するなど対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

→取得価額の30%の特別償却（中小企業者等は、取得価格7%の税額控除との選択が可能）。

(イ) 住宅の省エネ改修促進税制の創設

- ・住宅ローンを借り入れて特定の省エネ改修工事を含む増改築工事（床・天井・壁・窓の断熱工事等）を行った者に、その住宅ローン残高の一定割合（1,000万円を限度に年末残高の1%等）を、5年間所得税額から税額控除する（20年居住分の措置。住宅ローン減税との選択性）。
- ・改修工事が完了した翌年度分の当該住宅に係る固定資産税の税額から3分の1を減額（2年間の措置）。

(ウ) 自動車グリーン化税制の延長

- ・排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課する。
- ・排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車取得税を軽減する。

3. 増税なき財政再建の実現

○消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、「基本的考え方」に基づき、16年年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る。なお、税体系の抜本的改革を行うにあたっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする。

V まちづくりの推進と地域産業の振興

1. まちづくりへの支援

○政府は、地域から見て分かりやすく、より効果的な取組を実施するため、19年10月9日の閣議決定により、地域活性化関係の4本部（都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部）を合同で開催することとし、これを「地域活性化統合本部会合」とした。また、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的総合的に政策を実施していくため、4本部の事務局を統合し、「地域活性化統合事務局」を新たに設置した。さらに、地域域活性化の取組みを推進するため、地域ブロック別担当参事官を置いた。

○国土交通省は、ガイドラインにより都市機能の適正な配置を明示するとともに、都道府県の都市計画担当課長等に対し、その必要性を継続的に適宜説明した（詳細は（4）を参照）。

(1) 中心市街地活性化の促進

○中小企業庁は20年度、中心市街地活性化協議会の設立や運営支援のため、中小企業基盤整備機構に設置されている中心市街地活性化協議会支援センターを中心として相談・情報提供やワークショップ・ネットワーク形成事業、調査研究等に係る予算を新設（29百万円）。

○中小企業庁は「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充し、老朽化したアーケード等撤去への支援等を追加。国土交通省は、20年度、「暮らし・にぎわい再生事業」の対象を拡充し、地方都市において2階建以下の施設整備や空きビル再生を対象に追加するとともに、100億円を予算化（19年度90億円）。また、「まちづくり交付金」の対象を拡充し、2,510億円を予算化（19年度2,430億円）。加えて、「まちづくり計画策定担い手支援事業」を拡充し、歴史的風致維持向上計画の重点地域を対象に追加、

2.0 億円を予算化（19 年度 2.0 億円）。農林水産省は、「広域連携共生・対流等整備交付金」の対象を拡充し、9.7 億円を予算化（19 年度 8.0 億円）。

○国土交通省は、「街なか居住再生ファンド」の対象を拡充するとともに、同ファンドに 15 億円を積み増し。

（２）計画的な土地利用の確保

○農林水産省は、農地政策見直しの基本的方向に、公共転用についても許可対象とすること、農用地区域からの除外を厳格化すること等を盛り込み、公共転用等が土地利用に与える影響分析調査委託費として、新規に 10 百万円を予算化。

○国土交通省は、準都市計画区域の指定促進、広域調整のための基準づくり等について、指定状況、制定状況を継続的にフォロー。都道府県の都市計画担当課長等に対し、準都市計画区域の早期指定と広域調整のための基準づくりを指導。

（３）大型店等の社会的責任・地域貢献の確保

○経済産業省は、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会、日本ショッピングセンター協会、日本フランチャイズチェーン協会の 4 流通業界団体に対し、ガイドラインの運用状況についてフォローアップをするよう依頼をしている。

（４）まちづくり条例の制定支援

○国土交通省は、都市計画課長通知「広域的都市機能の適正立地評価ガイドライン」（各都道府県、政令指定都市の都市計画主務部局長宛）において、「集積の外部経済」が最も有効に発現されるよう、都市機能の配置を誘導すべきとし、大規模集客施設については、都市圏レベルの観点に立って、その立地について適切な誘導を行うことが必要であると明示。また、都道府県の都市計画担当課長等に対し、会議等の場でその必要性を継続的に説明。

2. 商店街・個店等の活性化

（１）商店街等の活性化対策の促進

○中小企業庁はこれまでの「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」を、「中小商業活力向上事業」と名称変更し、20 年度においては、電子マネー導入等の生産性向上に資する事業や老朽化したアーケードの撤去事業等を支援対象に追加した。また、空き店舗を活用したチャレンジショップや育児サービス・高齢者対応施設等への支援は、20 年度も継続して実施される。

○国土交通省は、商店街組織やまちづくり団体が一元管理するストリート広告の実施が円滑に進むよう、道路占用許可における取り扱い方法に関する通知を 20 年 3 月中を目途に各道路管理者に出す予定。

（２）各種支援策の使い勝手の向上

○中小企業庁は、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」の申請にあたり、継続事業の申請の場合に一部の添付書類の簡素化を認めることとした。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

（１）地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

○中小企業庁は、地域の小規模企業による、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所が小規模企業と協力して進める特産品開発、観光資源開発及びその販路開拓に対して幅広く支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト」について 24.6 億円を予算化（19 年度 25.1 億円）。

○中小企業庁は、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド育成支援事業」について、11.8億円を予算化(19年度13.1億円)。

○中小企業庁は、各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援する「中小企業地域資源活用プログラム」を拡充。116.8億円を予算化(19年度101.3億円)。

(2) 企業立地支援と海外地域間交流の促進

○経済産業省は、企業立地促進法に基づき、地域が自らの強みを活かして取組む企業誘致・人材育成事業や企業立地に関するワンストップサービスなど、企業立地の促進について51.8億円を予算化(19年度44.1億円)。

○上記「企業立地促進」のうち、企業立地に関する手続き・情報提供等のワンストップサービス実現のため「企業立地支援センター」を全国10地区に設置[2.7億円(51.8億円の内数)]。

○上記「企業立地促進」のうち本法に基づく基本計画の策定、企業誘致・人材育成活動への助成(補助率:2/3~10/10)[30.5億円(51.8億円の内数)]。

○上記「企業立地促進」のうち基本計画に位置付けられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成(補助率:1/2)[18.6億円(51.8億円の内数)]。

○上記「企業立地促進」のうち、中小公庫・国民公庫による中小企業の立地等に対する超低利融資制度を創設。

○経済産業省は、対日直接投資の促進のため、地方自治体が外国企業を誘致する際に行う外国企業幹部の招聘に係る費用等への支援や海外における日本の投資環境に関する認知度・イメージ向上のための広報活動など、8.4億円を予算化(19年度10.0億円)。

VI 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備

1. 地方幹線道路等の早期整備

政府与党は、19年12月7日に、道路特定財源の見直しについて合意した。

その内容は以下のとおり。

○中期計画の策定および推進

今後10年間を見据えた道路整備中期計画を策定し、その事業量は59兆円を上回らないものとする。なお5年後を目途として、所要の見直しを行う。

○地域の道路整備の促進

- ・地方道路整備臨時交付金の制度改善
- ・地方への無利子貸与制度の創設

○既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

- ・高速道路料金の引き下げ、スマートICの増設
- ・高速道路会社の債務承継(2.5兆円)

○道路特定財源制度の見直し

- ・道路歳出を上回る税収を納税者の理解が得られる歳出の範囲内で一般財源化
- ・20年度予算では前年度を上回る額を一般財源として活用

○税率水準の維持

- ・20年度以降10年間、現行の税率水準(前提税率)を維持

- ・中期計画の見直しを踏まえ、必要に応じ所要の検討を加える
- ・自動車関係税制のあり方を総合的に検討

2. 国際競争力強化に向けた空港および港湾の整備促進

(1) 首都圏空港の機能強化と主要中枢空港等の戦略的な活用

○20年度の国土交通省航空局予算の基本方針として、「羽田空港や関西国際空港など大都市圏の拠点的な空港の整備、空域等の整備の促進、地域空港の国際化や物流機能の充実に資する施設整備など空港等の機能の高質化のための事業の推進が明記。

＜空港局予算は減額 5,626 億円→5,406 億円、国際競争力の観点から選択と集中＞

- ・東京国際空港（羽田）の機能向上（誘導路等の整備、国際・国内線乗り継ぎ利便性向上のための施設整備等、機能向上事業を実施）
- ・関西国際空港の整備（緊急的に物流施設の二期島への展開を実施。安定的な会社の経営基盤の確立のため補給金増額、90 億円→188 億円）
- ・地域の拠点的な空港の国際競争力強化（那覇空港の国際貨物取扱機能の強化拡充、新千歳空港の C I Q を含む国際旅客ターミナルの機能向上等を実施）
- ・国際旅客チャーター便促進のための着陸料軽減

「成田空港と羽田空港の人流面の有機的連携に関する調査委員会設置」（19 年 10 月）

※成田と羽田空港の一体的活用の調査・検討を開始（意見取りまとめ時期は未定）

「外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等の自由化」（19 年 11 月）

※二国間航空協定に基づく乗入地点や便数等の枠組み範囲外でも、外国航空会社から具体的な要望があれば、暫定的に路線開設、増便等を認める（地方空港の国際化）

(2) 拠点となる港湾の利便性やコスト面における国際的な優位性の確保

○20年度の国土交通省港湾局予算の基本方針として、国際競争力の強化、地域の活性化、安全安心の確保が明示＜港湾局事業費予算は増額 5,795 億円→5,838 億円＞

- ・国際競争力の強化に関する予算（1,808 億円→1,866 億円）

※スーパー中枢港湾プロジェクトの充実、港湾サービスの高度化、地域を支える物流基盤の整備、東アジア物流の準国内輸送への対応

「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」（19 年 7 月設置）において、貿易手続き改革プログラムの実現に向けた具体的な検討が実施。

「ポートオーソリティー」については港湾分科会等で検討。東京湾や大阪湾等湾毎に検討が進められている。

VII グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

○経済連携協定（EPA）の締結交渉では、19 年 9 月にチリとの協定、11 月にタイとの協定が発効した。同年 8 月には日インドネシア首脳会談において同国との間の協定への署名が行われ、ASEAN との間で大筋合意が得られた。また、GCC（湾岸協力理事会）諸国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の 6 カ国から成る）、インド、ベトナム、スイス、オーストラリアとの間で政府間交渉が進められた。

○経済連携関係予算として、「経済連携促進のための産業高度化推進事業」が予算措置されている。EPAを活用したビジネス展開や特定原産地証明書発給手続き等に関する情報提供・個別相談等の支援措置として、国内外でのセミナーの開催・EPAアドバイザーの設置等につき、JETROに予算化。

2. 東アジア等へ海外展開する中小企業への支援の拡充

○財団法人海外貿易開発協会（JODC）が在外の日系企業への専門家の派遣等の支援を行う「経済連携促進専門家派遣事業」に対し、2.1億円を予算措置（19年度3.1億円）。

○財団法人海外貿易開発協会（JODC）が在外の日系中小企業への専門家の派遣等の支援を行う「中小企業国際展開等円滑化推進事業」に対し、引き続き1.1億円が予算措置（19年度1.4億円）。

Ⅷ 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

○19年12月、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、ならびに「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、20年度予算に反映。

＜少子化社会対策関係予算は538億円増 1兆5,176億円→1兆5,714億円（3.5%増）＞

- ・事業所内託児施設の設置・運営等に対する助成金予算大幅拡充（23億円→40億円）
- ・「新待機児童ゼロ作戦」の推進（3,716億円→3,905億円）
保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化の推進により 10年後には保育サービス利用児童数 100万人増、放課後児童クラブ登録児童数 145万人増を目標とする。
- ・労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業主に対する新たな助成措置を創設（15億円）。
- ・一般事業主行動計画策定義務化の対象企業拡大（301人以上→101人以上）とともに、中小企業向けのWLBの望ましいあり方や認定マーク付与基準等が検討される予定。
- ・少子化対応マネジメント導入支援する中小企業WLB対応経営普及事業（12億円、経産省）。

2. 若年者や女性を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

（1）新たな職業能力形成システムの構築

○「成20年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成19年9月）」参照。

（2）ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

○経済産業省は19年度に引き続き、20年度も「若者と中小企業とのネットワーク事業」を実施。予算額は12億円（19年度予算額は18億円）。地域の中小企業の特長や実情に通じたコーディネーターが中心となって、地域の経済団体、ジョブカフェ、教育機関等と連携し、中小企業の魅力発信、インターンシップ、求める人材についての情報提供、採用力アップのためのノウハウ提供などを通じて、若者と中小企業との間のネットワークを構築する取組みを支援し、地域レベルの中小企業の人材確保を支援。

○上記事業は地域における優れた取組みをモデルとして支援するもので、①ジョブカフェ強化型と②独自型の2つに分かれている。②は商工会議所が応募することが可能。①は都道府県が応募し、商工会議所がコーディネート機関となる場合がある。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

○紹介予定派遣制度については、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会にて、労働者派遣制度改正のフォローアップ作業の中で、直接雇用に結びついたという実態を念頭に置きつつ、今後、派遣可能期間をどうするかについて、議論が行われる見込み。

○9月要望参照。

(4) キャリア教育・職業教育の推進

○経済産業省は、モノ作り中小企業で課題となっている団塊世代の大量退職等による人材の育成と確保、ならびに急速な技術革新等により生じている、工業高校等の教育内容と企業で求められる資質との間の乖離の解消を目的に、「中小企業モノ作り人材育成事業」を実施（予算7.6億円）。文部科学省と経済産業省との連携の下、地域の中小企業と教育界（高専、工業高校等）が連携した実践的な教育プログラムの開発・実施を支援する。

○9月要望参照。

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

○日本とフィリピンは、日フィリピン経済連携協定（18年9月署名）において、看護師・介護福祉士に対し、わが国の国家資格を取得するための研修・就労等を認めることとなり、現在、受け入れ時期や人数、枠組みについて、フィリピン上院で審議中。一方、日本とインドネシアは、日インドネシア経済連携協定（18年11月大筋合意）において、看護師400人、介護福祉士600人の受け入れ（就労のみ）を認めることとした。開始時期については、国会で継続審議中。

(2) 外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

○政府の規制改革・民間開放推進会議は、18年12月25日に発表された「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」の中で、制度の適正化・合理化を図る観点から、実務研修中の研修生に係る法的保護、技能実習生向け在留資格の整備、関係告示等の法令化など既存の規制の見直しについて、遅くとも21年通常国会に関連法案提出という方針を明らかにした。

○経済産業省と厚生労働省は、それぞれ有識者を委員とする研究会を開催し、ともに19年5月に提案を公表。この他、政府の経済財政諮問会議である労働市場改革専門調査会や日本経団連なども、提案を公表している。このうち、長勢法務大臣（当時）は、研修を廃止し、技能レベル・業種等を問わず外国人を受け入れる制度を創設するという私案を公表した。

4. 雇用保険二事業の抜本的見直し

○厚生労働省・雇用保険二事業による事業に係る目標管理のあり方等に関する検証会議において、「より適切かつ効率的な評価手法の導入や、予算案への的確な反映等を通じて、それぞれの事業の必要性や役割を絶えず検証していく仕組みを充実する必要がある」との方向性が示された。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、特別法人税の課税の凍結期間は、23年3月31日まで3年間延長される見込み。

※上記の改正案は、今国会に提出されているが、現時点（3月17日現在）では、成立していない。

※確定拠出年金に係る他の要望項目については、「平成20年度与党税制改正大綱（19年12月14日）」において、「少子・高齢化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う」といったように、「検討事項」とされた。

（2）特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

○特定退職金共済制度の法的整備については、議員立法による法制化を図るべく、引き続き与党をはじめ各党および衆議院法制局、関係省庁と連携しつつ作業を進めていくこととなった。

以 上

6. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール ～わが国の成長力強化に向けて～

平成19年7月18日

日本商工会議所

わが国経済は、全体として回復軌道に乗ってきたものの、これは主として海外の経済拡大に支えられた輸出関連産業の復調等によるものである。デフレから脱却しきれず、国内の市場が成熟する中で、消費はなお力強さに欠けており、地域経済や中小企業においては、依然として厳しい状況が続いているところも少なくない。

他方、わが国では、少子高齢化が進みすでに人口減少社会に突入しており、この傾向がさらに加速することにより国内市場は縮小圧力をうけ、労働力などの供給面のみならず消費などの需要面においても成長の大きな制約を受けることになる。したがって、グローバル経済が進展するもとの、わが国の産業はNIES等からの急激な追い上げにさらされているものの、一方で、拡大する海外需要等を積極的に活用し、従来型の産業の製品、サービスのみならず、例えば先進的な環境技術等を一層活用することなどにより、こうした不利をプラスに転じていくことが重要である。

国民の将来の安心・安全を確保しつつ、増税なき財政再建を進めていくためには、厳しい条件のもとで、いかに経済成長力を確保し強化していくことができるかが、鍵を握ることは言を待たない。経済成長力の強化には、大企業の果たす役割はもとより自立した中小企業のバイタリティが重要である。他方、大企業の多くは、中小企業により支えられており、これら中小企業の活性化および大企業との間のより良好な相互補完関係の形成が必要である。また、中小企業の活性化なくしては、地域経済社会の再生・安定はありえない。さらに、地域の活性化を図るには、その基盤となるインフラの整備を国の責務において早期に実施すべきである。

こうした基本認識に立ち、内需と外需のバランスの取れた景気回復を実現し、環境と経済の両立を図

りつつ、わが国が成長力を強化し維持していくため、特に重要な課題について下記のとおり提言する。

記

1. 将来へ向けた基本問題への実効ある取組みを

わが国が直面する最重要課題は、急速に進む少子高齢社会への適応とともに、人口減少に歯止めをかけることである。このため、国をあげて「子供を多く持ち育てることをよしとする」国民全体の価値観の醸成を促すべく、社会の制度や慣行を変革することが必要不可欠である。このため、政府においては、少子化対策への財政資金の投入を惜しむべきではない。例えば、企業は残業の削減や育児・有給休暇の取得促進など従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改善に積極的に取り組む必要があり、政府においても、こうした取り組みを支援するための税制、財政、金融上の優遇措置を十分に講じるべきである。以上の取り組みにより持続的な安定成長の基盤を固めるべきである。また、将来の日本を担う人材を育成すべく教育改革を速やかに断行し、あわせて、贅沢ではなくとも持続可能で信頼性の高い社会保障制度を確立しなければならない。

2. わが国の成長力強化に向けた施策の早期策定と実施を

(1) 中小・小規模企業政策の抜本的強化による中小企業の底上げの推進を

わが国の成長力強化を図るためには、海外需要等グローバル経済の活力を取り込み、イノベーションを引き出しつつ、生産性を向上させ潜在力を十分に発揮していくことが必要である。また、経済構造が変動する中で、疲弊している地域経済・社会を活性化することは、日本経済の成長力を確固とするうえでも極めて重要である。

経済成長力の強化には大企業の果たす役割は大きいが、その多くは大多数を占める中小企業に支えられており、また、中小企業は地域住民の雇用や消費生活などの支柱となり、また自らも地域コミュニティの主要な構成員として、地域社会の安定にも重要な役割を果たしている。こうした中小企業の底上げを実現し、中小企業再生支援協議会の機能強化等による事業再生や、活力強化を図ることが地域経済・社会の活性化のために必要不可欠である。このため、国と地方は責任と役割分担を明確にしたうえで、十分な予算を確保し、特に情報力、信用力や経営ノウハウに不十分な中小・小規模企業に対し、相談指導体制の整備をはじめとする支援策を再強化すべきである。なお、政策金融改革によって来年10月に新機関が発足するが、それぞれ必要な中小企業支援機能を十分発揮できるよう、条件整備に遺漏なきを期すべきである。

他方で、構造変化の中で多様なニーズを先取りし、経済のバイタリティの源泉として、新たな商品、技術、サービスなどを生み出していくような企業を積極的に支援していくことが必要である。こうした視点から、予算、金融、税制などの政策投入により、技術開発、人材確保、経営ノウハウの修得、販路開拓、経営のIT化などあらゆる側面から総合的な支援を強化すべきである。

さらに、大企業と中小企業の新たな相互補完関係の構築のためにも、下請け取引の適正化等を図る必要がある。

(2) 中小企業底上げの前提となる事業承継の円滑化に向けた制度の確立を

事業承継の円滑化は、中小企業の底上げのために必要不可欠の前提である。そもそも企業は、継続

事業体（ゴーイング・コンサーン）として存在している。事業用資産は事業継続の基盤となるものであり、経営革新や新事業展開の土台ともなる。こうした資産に対し、他の一般的な個人財産と同様に相続税を課税することは、中小企業の事業継続そのものを否定するものであり、将来の経済成長の芽を摘むことにもなる。地域の雇用や経済活力の維持・強化の点でも、中小企業の事業承継の円滑化は極めて重要であり、総合的な制度の早期確立が強く望まれる。

具体的には、税制面において、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立し、法制面では、経営権の集中の妨げとなるような相続法上の遺留分制度などについて、手続き面等での改善措置が必要である。また、事業承継円滑化の支援策として、事業承継協議会の運営支援、セミナー・研修会開催等による中小企業への普及啓発、相談・指導を行う体制の構築などが重要である。

（３）企業の成長促進を前提とした労働政策と人材育成の実施を

成熟、多様化した経済社会の中で、人々の働き方も多様化してきている。基本的には、労働関連法制は、こうした働き方の多様化に対応したものであるべきであり、画一的あるいは過剰な規制は企業活動を萎縮させ、経済成長の阻害要因ともなりかねない。特に、最低賃金の引き上げについては、企業の支払い能力を高めることがその前提である。無理な引き上げを強制しようとするれば、必死の努力により経営を維持している企業の存続自体が不可能となる恐れすらある。

他方、商工会議所が実施しているインターンシップの活用により人材確保のミスマッチを防止するとともに、企業のニーズにマッチした人材を養成していくことも重要である。また、企業等の持つノウハウ等を活用しつつ、「キャリア教育」の推進など教育・雇用・産業に係る政策の連携推進、人材育成への政策資源の重点的投入と効率的な活用を図るべきである。

３．地域経済の活性化のための取組みを

（１）地域社会の安定と再生を促すまちづくりの推進を

地域社会の安定あるいは再生のために、少子高齢化の進展にも対応したまちづくりは極めて重要であり、改正まちづくり３法を活用した積極的かつスピード感をもった取り組みが必要である。具体的には、市町村および商工会議所は一体となって、中心市街地活性化基本計画の策定、中心市街地活性化協議会の設立に取り組むべきであり、政府は、そのための支援策の拡充を行うべきである。また、都道府県は広域調整機能を高め、特に、農地転用等への厳格な対処、準工業地域の開発抑制、準都市計画区域の設定等を積極的に進めるなど広域調整のイニシアティブをとることを都道府県（知事）に求めたい。さらに、大型店やナショナルチェーン店等による商工会議所・商店街への加入等を含む社会貢献・地域貢献が不可欠であり、市町村や都道府県はそのための条例・ガイドラインづくりを進める必要がある。

また、地域活性化およびまちづくりの一環としての観光振興を推進するため、政府は、観光立国推進基本法の趣旨に沿って、魅力ある観光地づくりへの支援やビジット・ジャパン・キャンペーンの強化等、総合的な振興策を推進すべきである。さらに、観光行政を政府として一元的かつ迅速に推進するため、推進母体としての「観光庁」を創設することが必要である。

（２）国家戦略として地方幹線道路等の計画的な整備促進を

地域間格差の是正のみならず地域活性化の観点からも、地方幹線道路など真に必要な道路については、国が責任を持って計画的かつ速やかに整備すべきである。その際、時間管理と適切な規格での整備等により一層の効率化を図ることが重要である。なお、地方幹線道路等の整備は、本来、国家戦略として他の公共投資とは切り離して位置付けるのが妥当であり、また特定財源制度の趣旨からしても、道路整備費はシーリングの対象とせず全額を投入するのが筋である。

また、地方幹線道路と同様、整備新幹線の早期完成がぜひとも必要な地域について、その整備促進を図るべきである。

４．成長力を高めるための基盤づくりを

（１）諸外国の活力を取り入れ成長力の強化を

人口減少に伴う国内市場縮小の中で、わが国が今後とも、持続的成長を実現していくためには、世界やアジアの成長を最大限に活用していくことが必要である。そのためには、諸外国との貿易・投資の自由化・円滑化は不可欠であり、市場開放、投資ルールの整備、知的財産権の保護や経済協力などを含む、総合的にバランスのとれた質の高いＥＰＡあるいはＦＴＡをスピード感をもって促進すべきである。

また、人口減少が進む中、中小企業においても、海外の大きな市場を開拓したり、豊富で多様な海外の技術や労働力を、国内外において積極的に活用していくことが重要であり、そのための支援政策の強化が望まれる。

（２）国際競争力強化のための中枢空港・港湾の戦略的かつ重点的な整備促進を

経済のグローバル化が進展する中で、わが国が厳しい国際競争に打ち勝ち、成長著しいアジアのセンターとしての地位を確保していくためには、ヒト・モノ・カネ・情報の国際的な交流拠点を整備しなければならない。このため、中長期的なグランドデザインを早期に策定し、国際的な都市間競争力強化のためにも戦略的な整備を国策として推進すべきである。

空港については、まず、わが国の玄関口としての首都圏空港の機能強化と、アクセス改善のための首都圏三環状道路等を早急に完成すべきである。また、国際拠点空港（関空・中部）や主要中枢空港の国際的な優位性を高めるとともに、地方空港を含めた空港間の連携と役割分担を進め、戦略的に活用することが求められる。

他方、港湾においては、スーパー中枢港湾の整備、港湾手続きの簡素化・統一化・電子化等を図るとともに、有機的な道路・鉄道・内航など総合的な交通ネットワークを構築することが重要である。

以 上

<提出先>

政府、与党

<実現状況>

1. 将来へ向けた基本問題への実効ある取組みを

○少子化対策への取り組み、社会保障制度の確立

- ・20年3月には政府に、負担・給付等将来の社会保障制度のあり方について有識者で議論する「社会保障国民会議」が設置された。
- ・19年5月に策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」においては、20年度から24年度までの5年間に、生活習慣病対策の推進、介護予防の推進、平均在院日数の短縮等取組みを行い、必要なサービスの確保と質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減することとしている。
- ・社会保険庁を廃止し、新たに非公務員型の法人として「日本年金機構」を設立し、サービスの向上等を推進に向けた社会保険庁関連改革法案が19年6月に成立した。
- ・政府は19年2月に設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の19年6月の中間報告において働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの推進の重要性を指摘。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて政府は、19年7月に山口会頭（当時）をメンバーとする「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」を設置し、19年12月に国民的な取組みの大きな方向性を提示した「仕事と生活の調和憲章」、企業や働く者等の効果的な取組みと国や地方公共団体の施策の方針を提示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、これらの憲章・行動指針を反映した形で19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめた。
- ・政府においては希望するすべての人が子どもを預けて働くことができる社会の実現のため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を20年2月に策定した。
- ・20年度の政府の少子化社会対策関係予算は、上記の憲章・行動指針や重点戦略を反映し、様々な子育て支援策が盛り込まれた結果、前年度比約3.5%増となった。

○教育改革

- 「2. 教育再生に関する意見～商工会議所は社会総がかりでの教育の中心的な役割を担う～」(平成19年4月19日) 参照。

2. わが国の成長力強化に向けた施策の早期策定と実施を

(1) 中小・小規模企業政策の抜本的強化による中小企業の底上げの推進を

○中小・小規模企業政策の抜本的強化による中小企業の底上げの推進

- 「5. 平成20年度中小企業関係施策に関する要望」(平成19年6月21日) I. 参照。

○中小企業再生支援協議会の機能強化等

- 「5. 平成20年度中小企業関係施策に関する要望」(平成19年6月21日) III. 3. (1) 参照。

○政策金融改革に伴う中小企業金融支援機能の発揮のための条件整備

- 「5. 平成20年度中小企業関係施策に関する要望」(平成19年6月21日) III. 2. (1) 参照。

○税制による技術開発、人材確保、経営ノウハウの修得、販路開拓、経営のIT化

- 「12. 平成20年度税制改正に関する要望」(平成19年9月19日) 参照

○下請け取引の適正化等

- 政府は、19年2月15日に成長戦略の一環として「成長力底上げ戦略」(基本構想)を取りまとめ、生

産性向上の成果を中小企業に波及させるために、中小企業全体の底上げを図ることとし、各業界の特性に応じて、適切な取引関係（いわゆるベストプラクティス）の例示とそれを業界全体で推進すること、取引慣行の改善及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした、業種ごとの「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」が策定された。これまでに、19年6月に7業種（素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告）、7月に1業種（建設業）、20年3月に2業種（トラック運送、建材・住宅設備産業）が策定され、合計10業種が公表されている。また、20年度より、これらのガイドラインの普及啓発と迅速な紛争解決を含めた相談体制を整備する「下請かけこみ寺」事業が、財団法人全国中小企業取引振興協会を本部として、全国47都道府県に設置されることとなった。

○中小企業再生支援協議会の機能強化等

→19年6月に創設された中小企業再生支援全国本部を中心に、各都道府県の協議会における案件増加への対応、処理能力向上のため、常駐専門家を増員するなど、機能と体制が強化された。

○政策金融機関の中小企業支援機能発揮のための条件整備

→20年10月に統合し設立される株式会社日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫など、これまでの機関の勘定を区分し透明性を図ることで中小企業金融機能の十分な発揮を監視できることとなった。また、完全民営化までの移行期として20年10月に株式会社化する商工中金は、中小企業金融機能を維持するため、政府出資のかんりの部分（約3,900億円）が特別準備金として確保されることとなり財務基盤の強化が図られることとなった。

○中小企業の資金繰りの円滑化等

→20年2月に年度末に向けた中小企業対策に関する関係閣僚による会合申合せが行われ、原油・原材料高騰や改正建築基準法施行に伴う建築確認手続き遅延の影響を受けた中小企業向けセーフティネット保証の対象業種拡大や指定期間の延長等が強化されるなど、金融面での対策や下請取引等対策、広報対策が実施された。

（2）中小企業底上げの前提となる事業承継の円滑化に向けた制度の確立を

○事業承継税制

→「12. 平成20年度税制改正に関する要望」（平成19年9月19日）参照

○相続税法上の遺留分制度の改善措置

→20年5月9日に成立した、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）において、①生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度、②生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定できる制度、が創設された。施行は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となる。

（3）企業の成長促進を前提とした労働政策と人材育成の実施を

○19年度の地域別最低賃金について、加重平均14円という大幅な引き上げが行われた。19年12月に改正最低賃金法が成立（20年7月施行予定）。改正法では、「地域別最賃の見直し（生活保護との整合性を考慮）」「地域別最賃の罰金の上限を2万円から50万円に引き上げ」「産業別最賃に係る罰則の廃止」などが盛り込まれた。

○平成20年度も地域レベルで中小企業の人材確保支援事業を行うなど、政府は引き続き若年者の雇用促進・人材育成に積極的に取り組むことになった。また、20年度から「ジョブ・カード制度」が創設され、

当所は厚生労働省からの委託を受け、中央ジョブ・カードセンターを開設し、各地商工会議所とともに積極的に事業展開を行った。

3. 地域経済の活性化のための取組みを

(1) 地域社会の安定と再生を促すまちづくりの推進を

- 政府は、地域から見て分かりやすく、より効果的な取組みを実施するため、19 年 10 月 9 日の閣議決定により、地域活性化関係の 4 本部（都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部）を合同で開催することとし、これを「地域活性化統合本部会合」とした。また、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的総合的に政策を実施していくため、4 本部の事務局を統合し、「地域活性化統合事務局」を新たに設置した。さらに、地域域活性化の取組みを推進するため、地域ブロック別担当参事官を置いた。
- 改正まちづくり 3 法を活用し、19 年度末までに、全国 32 市の中心市街地活性化基本計画が認定され、99 地域に中心市街地活性化協議会が設置された。
- 中小企業庁は「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充し、老朽化したアーケード等撤去への支援等を追加。国土交通省は、20 年度、「暮らし・にぎわい再生事業」の対象を拡充し、地方都市において 2 階建以下の施設整備や空きビル再生を対象に追加するとともに、100 億円を予算化（19 年度 90 億円）。また、「まちづくり交付金」の対象を拡充し、2,510 億円を予算化（19 年度 2,430 億円）。加えて、「まちづくり計画策定担い手支援事業」を拡充し、歴史的風致維持向上計画の重点地域を対象に追加、2.0 億円を予算化（19 年度 2.0 億円）。
- 11 月、農林水産省は、「農地政策の展開方向について＜農地に関する改革案と工程表＞」を取りまとめ、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要となっている病院・学校等の公共転用について、許可の対象にする等の必要な措置を講じることとした。この中で、転用許可制度により農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導し、優良農地を確保するための具体策として、①優良農地を確保するため、農用地区域からの除外を厳格化、②現在、農地転用許可不要となっている病院や学校等の公共転用について、許可対象とするなど、秩序ある農地転用に誘導、③道路沿いの農地転用については、現場の実態等も踏まえつつ転用規制を厳格化、④農業振興地域指定にあたっての面積要件及び農用地区域への編入要件を見直し、農用地区域への編入を促進し、優良農地を確保、の 4 点を示した。
- 国土交通省は、準都市計画区域指定、広域調整に係る指針等の策定、準工業地域への特別用途地区指定の状況について調査を実施し、その取組み状況を把握するとともに、都道府県の都市計画担当課長等に対し、会議等の場でその必要性を継続的に説明。
- 愛知県、名古屋市をはじめとする全国の都道府県・市町村において大型店等に地域貢献等を求める条例・ガイドラインを制定する動きが活発化。
- 国土交通省は、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2 泊 3 日以上の上泊型観光を促進する観光圏の形成のための取組みを強力に支援するため「国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業」を新設し、2.8 億円を予算化。
- 国土交通省は、訪日旅行者の満足度を高めリピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、わが国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取組むほか、ＩＣカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。併せて、国際会議の開催・誘致を推進する「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト等による国際観光の振興」を拡充し、35 億円

を予算化（19年度34億円）。

○国土交通省は、19年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、20年10月に「観光庁」を設置。

（2）国家戦略として地方幹線道路等の計画的な整備促進を

○地方幹線道路等の整備促進

→「15. 地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」（平成19年11月5日）参照

○整備新幹線について

→20年度予算の整備新幹線事業費において、国費は706億円（19年度と同額）、国と地方の負担をあわせた総事業費は3,069億円（19年度比16.4%増）が計上された。

4. 成長力を高めるための基盤づくりを

（1）諸外国の活力を取り入れ成長力の強化を

→19年9月に日チリ経済連携協定が発効、同年11月に日タイ経済連携協定が発効。

日本商工会議所では日チリ及び日タイ経済連携協定に基づく特定原産地証明書を発給〔19年度：（チリ）約1,500件、（タイ）約6,700件〕。これまで日本商工会議所が発給してきた特定原産地証明書発給件数（対メキシコ、マレーシア）は前年度より6割増。

また、19年6月に日ブルネイ経済連携協定、同年8月に日インドネシア経済連携協定、20年3月に日ASEAN包括的経済連携協定が署名され、20年度に発効予定。

政府においても、こうしたモノの貿易（関税撤廃）をはじめ、投資ルール（投資保護や外資規制の緩和等の自由化）、サービス貿易の自由化、人の移動（専門家・技術的職種での就労や短期滞在条件の緩和）、知的財産権の保護、競争政策、ビジネス環境整備等、わが国の経済成長に資する枠組み策定に向けてEPA締結を促進していく方針。

（2）国際競争力強化のための中枢空港・港湾の戦略的かつ重点的な整備促進を

→「14. 国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について」（平成19年4月16日）参照。

7. 特定原産地証明制度に関する現状と課題ならびに改善提案

平成19年7月19日

日本商工会議所

貿易関係証明小委員会

はじめに

日本商工会議所は、二国間・多国間の経済連携協定（以下、EPA）について、世界貿易機関（WTO）による多角的な自由貿易体制を補完し、健全な世界貿易の持続的な発展に寄与するものと考え、その推進を支持してきた。

EPAの主要な目的は、関税の撤廃による貿易の拡大であり、その具体的な手続きの中で原産地証明書は重要な役割を担っている。すなわち、輸入国税関において輸入品に対する関税の減免を受けるために

は、原産地証明書の提示が基本的な要件となっている。それは、発給機関にとっては、発給する原産地証明書が、輸入国税関において受理されるに十分な信頼性を確保する必要があることを意味する。

日本商工会議所は、法律*1に基づく特定原産地証明書の指定発給機関として、日メキシコEPAおよび日マレーシアEPAに基づく特定原産地証明書の発給を行っている*2。その原産地証明書が、ひとたび信頼性を失えば、その回復は容易ではなく、その結果、原産地証明書を利用する企業が関税上の恩典を享受できなくなり、ひいては、EPAの存在意義までもが失われかねない。

当所としては、協定、運用規則、および国内の法令に基づく原産地証明書の発給手続きが、企業に過度の負担を強いる結果、貿易上の障害とならないよう十分配慮するとともに、発給する原産地証明書の信頼性の確保に腐心してきたところである。

こうした中、当所では「貿易関係証明小委員会」を設置するとともに、その下部組織として「特定原産地証明に関する研究会」を設置し、特定原産地証明制度の円滑な運用、望ましい姿について検討を重ねてきた。

本稿は、これらの検討の結果を基に特定原産地証明制度の現状と課題ならびに改善提案をとりまとめたものである。各般における、特定原産地証明制度に関する検討の一助になれば幸いである。

*1 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

*2 特定原産地証明書は、これまで発効・署名した協定では、政府または政府が指定する者が発給を行うものとされている。

日メキシコEPAおよび日マレーシアEPAにおいては、現状では、唯一指定申請を行った日本商工会議所が発給機関として指定を受けているが、制度上は、省令が定める一定の基準を満たす者であれば指定申請が可能である。

最優先で取り組むべき事項

以下の5項目は、喫緊の課題と考えるので、政府におかれては、改善に向け最優先で取り組まれない。

1. 特定原産地証明制度の一層の普及促進について

特定原産地証明制度は、協定本文・原産地規則・運用規則・国内法令・締約相手国の国内法令などにより規定されているため、複数の書類をチェックしなければならず理解が容易ではない。このため、当所はじめ主要都市の商工会議所においては、特定原産地証明制度ならびに特定原産地規則に関する説明会を開催し、制度の普及促進に努めてきたが、商工会議所に寄せられる企業からの質問や相談から判断して、企業規模の大小を問わず、まだ十分に理解が浸透しているとはいいがたい。

ついては、政府においては、わが国が締結したEPAのPRはもとより、特定原産地証明制度の一層の普及に努められるとともに、それに関わる予算の拡充を図られたい。商工会議所としても、可能な限り普及促進に協力する所存である。

2. 円滑な発給体制の維持および利用拡大のための政府の予算措置について

現在の発給手数料は、受益者負担の原則の下に、発給事務に携わる職員の人件費の時間単価、発給システムに関する経費等の実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けた額となっている。また、その収支については、区分経理により発給機関の他の会計から分離し、公開することが義務付けられている。

しかしながら、現在の発給件数は当初の予想を大幅に下回っており、また発給事務のためのシステム開発には、協定ごとの原産地規則の違いや短期間での開発とならざるを得ないことから、多額のシステム開発費用が必要となっている。また、企業登録はするものの、実際に判定依頼、発給申請を行わない企業、および判定依頼をしても実際に発給申請を行わない企業も多く、商工会議所の事務作業が証明書の発給に必ずしも結びついていない。

現在の発給手数料が高額であるとの批判が一部にあるが、以上の要因もあり、現状ですら、特定原産地証明書の発給事務に係る収支は大幅な赤字となっており（詳細は別表参照）、現行の発給体制の維持は困難である。仮に手数料のみによって収支を均衡させようとする、申請者の理解を得られない高額な手数料を設定しなくてはならない。この場合、手数料が関税減免額を上回るケースが多くなるため、国策とも言えるEPAを締結した目的を達成しえない。

また、輸出企業によっては、原産性を明らかにする資料を整えるための費用と現行の手数料水準での原産地証明書の取得費用が、関税減免額を上回るため、EPAによる関税減免の恩恵を受けずに輸出するケースもある。EPAの利用度を高め、可能な限り多くの企業がその恩恵を享受できるようにするためには、現行の発給手数料を引き下げること検討する必要があるが、現状の収支状況では極めて困難である。

さらに、特定原産地証明制度は、国家間の協定に基づく制度であって、本来は国が行うべき業務を商工会議所が指定発給機関として委託された形で特定原産地証明書を発給しているのであり、発給事務の遂行に必要な基盤の整備等は国が行うべきである。

以上により、円滑な発給体制を維持するとともに、さらなる利用拡大に向け、利用者にとって、より負担の少ない手数料額を実現するために、政府は、発給システムの開発および発給体制の維持などについて必要な予算措置を講じるべきである。

3. 特定原産地証明書のさらなる電子化の推進について

行政手続きならびに貿易手続きの電子化のさらなる推進は、政府のアジア・ゲートウェイ戦略会議や規制改革会議などでも議論されているところである。電子化のさらなる推進のためには、まず電子化の方向性やあるべき姿につき、関係省庁において、今後の貿易手続きの一元化の中で十分に議論され、合意形成がなされる必要がある。

そのうえで、特定原産地証明書の電子化を実現させようとするのであれば、特定原産地証明書は、関税の減免を受けるために相手国税関で提示されるものであるため、締約国間においてデータ交換システムが必要となる。したがって、電子原産地証明書の導入に際して、電子原産地証明書の発給ならびに相手国税関への送付に必要な電子的な基盤の整備は、電子政府の一環として国が行うべきである。

4. 自己証明等について

日メキシコEPA、日マレーシアEPAでは、第三国からの迂回輸入の防止が重視されたことにより、政府・第三者証明が採用されたが、今後のEPA交渉においては、相手国政府との合意が得られるのであれば、自己証明制度などの導入も検討に値する。

ただし、自己証明制度においても、製品の原産性を証明するために必要なデータの整備および保管する義務や、輸入国税関からの照会に応じる義務がなくなるわけではない。こうした点を踏まえたうえで、政府は、迂回輸入を防止するための方策とともに、自己証明を行う企業のコンプライアンスに対する評

価方法、証明事故発生時の罰則などについて、十分に検討すべきである。

5. HS 2007 に基づく関税分類の採用と協定附属書の改定

本年1月1日に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」が改正され、わが国税関では、同日からHS 2007 に基づく手続きを開始している。また、メキシコでは7月1日からHS 2007 に基づく手続きが開始された。

一方、これまでに発効、もしくは署名されたEPAにおいてはHS 2002 に基づき附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）が作成されている。また、今後交渉が開始されるEPAにおいてはHS 2007 に基づき附属書が作成される可能性が高い。その結果、企業ならびに特定原産地証明書の発給機関においては同一製品に対し、新旧両方のHSコードを管理しなければならなくなる。

また、協定締約相手国税関において、HS 2007 に基づく原産地証明書とHS 2002 に基づく原産地証明書の双方を受理することになる結果、混乱が生じることが危惧される。

については、早急に協定締約国間で協議のうえ、HS 2007 に基づく関税分類を採用し、協定の附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）を改定すべきである。

なお、HS 関税分類は概ね5年ごとに改定されることから、協定において、最新のHS 関税分類を採用することを明記すべきである。

改善を要する事項

1. 積送基準に関する提出書類の要件緩和

（1）積送基準に関する提出書類の要件緩和

特惠に関する原産地規則は、産品が輸出国から輸入国税関に到着するまでの積送に関し、直送原則を採用している。EPAにおいても、輸入国税関において関税上の恩典を受けるためには、産品が第三国を経由せずに直送される、あるいは第三国を経由した場合であっても原産性を失っていないことを証明する等の条件を課している。

しかしながら、物流事情等により、メキシコ向け産品が米国を経由するケース、マレーシア向け産品がシンガポールを経由するケースが少なくない。また、これらの場合に、税関の管理下にあったことや、原産資格に影響を与える加工がされていないことを示す証憑を提出する必要があるが、実際に米国やシンガポール税関から当該証憑書類を入手することは困難である。

この問題を根本的に解決するには、世界税関機構（WCO）において特惠原産地規則における積送基準を見直すことが必要であるが、当面、EPA締約国間において、積送基準に関する典拠資料に関して、要件を緩和すべきである。

原産性を有しているにもかかわらず、第三国税関の事情により輸入国税関において関税の減免を受けられないのは合理的ではない。

（2）原産地規則の統一化

「経済財政改革の基本方針 2007」において、「平成 21 年初めにはEPA締約国が少なくとも3倍増超（12カ国以上）になることが期待される」とされているように、今後締結されるEPAが急速に増えることが見込まれている。EPAが増えることに伴い、内容の異なる原産地規則が増えることとなり、企業の負担が重くなることが懸念される。このため、原産地規則については、WTOにおいて調

和化に取り組むことが必要であるが、当面のEPA交渉においては、申請者等の利便性に鑑み、関税分類変更基準と付加価値基準の選択性を確保しつつ、同一製品の品目別規則がそれぞれのEPAにおいて可能な限り同一（共通）のものとなるよう交渉を進めてもらいたい。

（３）特定原産地証明書発給手続きに関する周知期間・準備期間の確保

これまでわが国が締結したEPAでは、特定原産地証明書の発給手続きについて、EPAの発効前に、発給機関である商工会議所が、企業に対する十分な周知期間を確保することは不可能であり、同様に、企業も、十分な準備期間を確保することはできなかった。これは、発給手続きを定めた統一規則／運用規則は、協定に基づく「合同委員会」において採択されることが協定上に規定されていることから、両締約国が合同委員会で合意した統一規則／運用規則が公表されるのは協定発効後とならざるを得ない事情によるものである。

このため、今後締結されるEPAについては、周知期間・準備期間を十分に確保できるようにするために、統一規則／運用規則を協定附属書の一つとするか、統一規則／運用規則の内容を可能な限り協定本文に規定する、あるいは、協定発効日と特定原産地証明書の発給開始日を同一の日にせず、協定発効後、統一規則／運用規則が公表されてから、発給開始日を数カ月後とするなどの措置について検討すべきである。

（４）HSコード(関税分類番号)

①情報技術協定（ITA）対象製品のHSコード

EPAで関税が免除される情報技術協定（ITA）対象製品については、ITAの関税分類番号がHS1996に従っていることや、ITAには関税分類番号の記載のない品目が含まれていることから、企業および指定発給機関にとっては、どの品目別規則に従うべきか判断が難しい。このため、ITA対象製品に関し、EPA締約国間で関税分類番号を調整のうえ、EPAの譲許表、品目別規則を策定すべきである。

②HSコードの適用

締約国の税関間で、HSコードにかかる判断に齟齬が見られるケースがある。このため、協定締約国間の税関間でWCOによる関税分類の国際標準に基づき整合化を図るべきである。

（５）事前教示

企業の利便性の向上と制度の一層の透明性を図るために、事前教示を、努力義務ではなく、義務化するとともに、手続きについて、情報開示がなされるべきである。

（６）原産地証明書の提出が不要なケースの周知

EPAの締約相手国において、特定原産地証明書を輸入国税関に提出する必要のない製品があるが、対象となる製品やその根拠となる制度等についての情報が十分に公表されていない。政府は、これらの情報について、相手国政府に明示を求めるとともに、日本側での周知に努めるべきである。また、今後のEPA締結に際して、政府は、交渉段階から原産地証明書が必要でない場合を相手国に確認のうえ、協定発効前に周知するべきである。

（７）一般関税率が特惠関税率を下回る場合の対応

締約相手国が一般関税率(MFN税率)を引下げた結果、MFN税率がEPA特惠関税率を下回る産品が発生している。このような状況が起これないようにすることが望ましいが、こうした状況が起きた場合は、両締約国においては、該当する産品に関する具体的な情報を速やかに公開すべきである。

2. 国内における運用に関する事項

(1) 定義の明確化

利用者の利便性を考え、協定、統一規則／運用規則等に記載される用語の定義を明確にするとともに、解説をより充実させるべきである。

①生産者の定義

繊維製品など生産工程が複雑で生産工程が複数の者にまたがって行われる場合、あるいはOEM生産の場合、生産工程全体を把握している者と個々の具体的な生産工程を担う者とが分離しており、「特定原産品であることを明らかにする資料」の提出が困難な例が見受けられる。このような場合、誰が生産者に該当するのかを明確にすべきである。

②原産品判定における事例の充実

原産品判定におけるコスト分析に関し、人件費や間接費について、それに該当する具体的な費目が明確ではないので、明確にする必要がある。また、統一規則／運用規則に記載された具体的な計算方法の事例が少ないため、具体的な計算方法の事例をより多く統一規則／運用規則に記載するか、あるいは別途ガイドラインを示すべきである。

(2) 原産品判定における提出資料

原産品判定における提出資料に関して、以下の2点については、判定依頼者に過度の負担を求めることとなるため、提出を求める資料は、必要最小限にすべきである。

①付加価値基準（間接法）

協定では、付加価値基準を選択した場合、 $(FOB\text{価額}-\text{非原産材料費})/FOB\text{価額}$ が、品目別規則で定められた原産資格割合を超えていればよいと定められている。そのため、判定依頼者は、非原産材料を全て列挙し、 $(FOB\text{価額}-\text{非原産材料費})/FOB\text{価額}$ が、原産資格割合を超えていることを示すことが求められている（間接法）。

しかしながら、日マレーシアEPAの原産品判定においては、間接法を選択した場合、非原産材料の情報を提出したうえ、さらに原産材料の情報についても提出することが求められている。

②関税番号変更基準

関税番号変更基準を選択した場合、非原産材料についてだけでなく、原産材料の情報まで提出することが求められている。

以 上

別表1 日メキシコ特定原産地証明発給事務（発給件数と収支概況）

指定発給機関	平成17年度			
	発給件数	収入(円)	支出(円)	収支差額(円)
20 商工会議所（＊）	4,872	12,124,700	133,994,881	-121,870,181

指定発給機関	平成18年度			
	発給件数	収入(円)	支出(円)	収支差額(円)
20 商工会議所（＊）	5,928	16,202,650	106,833,814	-90,631,164

＊対象となる指定発給機関は、以下の20商工会議所。

札幌、仙台、黒部、金沢、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、
四日市、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡

別表 2 日マレーシア特定原産地証明書発給事業の収支状況

平成 18 年 7 月 13 日～平成 19 年 3 月 31 日

日本商工会議所

(単位：円)

科 目		18 年度決算額
手数料収入		2,872,700
	(1) 手数料収入	2,872,700
システム利用料		0
	(1) システム利用料	0
その他		0
	(1) その他	0
年度内収入計 (A)		2,872,700
事業費		120,553,907
	(1) 人件費	1,915,700
	(2) 印刷費	620,728
	(3) 通信運搬費	165,920
	(4) O A 関連費	109,531,695
	(5) 業務委託費	8,319,864
管理費		282,020
	(1) 事務所費 (家賃・共益費)	0
	(2) 図書資料費	0
	(3) 備品消耗品費	282,020
	(4) 旅費交通費	0
退職金		0
	(1) 退職給与引当金繰入額	0
繰入金		0
	(1) 一般会計繰入金	0
年度内支出計 (B)		120,835,927
年度内収支差額 (A - B)		-117,963,227
前年度繰越金		0
次年度繰越金 (前年度繰越金 + 年度内収支差額)		-117,963,227

注 1) 本発給事務は、日本商工会議所が発給機関の指定を受け、全国 21 商工会議所内に
日商事務所を設置して、一元的な発給体制を構築。

注 2) 証明書発給件数は、993 件。

注 3) O A 関連費の使途は、発給システム構築費だが、初年度に一括して支出。

注 4) 業務委託費の使途は、システム運用・保守費 (サーバーのハウジング費含む)。

注5) 人件費は、各日商事務所担当者の人件費の一部のみ計上。実際は、各事務所において、計上された金額以上の人件費が発生している。さらに、日商本部の人件費は計上していない。

別表3 発給手数料について

発給手数料は、(基本料) + (加算額) で計算される。

具体的には、以下のとおり。

	基本料	加算額：「証明書記載産品数」×「加算単価」
メキシコ向け	2,000 円	特定原産地証明書に記載される品目 1 品目につき 100 円。 ただし、記載される品目の原産品判定番号が同一の発給申請者により 2 回以上使用される場合は、2 回目以降は 1 品目につき 30 円とする。
マレーシア向け	2,000 円	特定原産地証明書に記載される品目 1 品目につき 500 円。 ただし、記載される品目の原産品判定番号が同一の発給申請者により 21 回以上使用される場合は、21 回目以降は 1 品目につき 50 円とする。

別表4 日メキシコEPAの登録企業等の状況

指定発給機関	登録企業数 (社)	原産品判定番号を付与された企業数 (社)	証明書発給申請を行った企業数 (社)	発給件数 (件)
20 商工会議所 (*)	延べ 724	延べ 405	延べ 257	10,800

*対象期間は、平成 17 年 4 月から平成 19 年 3 月まで。

*対象となる指定発給機関は、以下の 20 商工会議所。

札幌、仙台、黒部、金沢、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡

*企業登録はするものの、実際に判定依頼、発給申請を行わない企業が多い。

また、原産判定依頼をしても実際に発給申請を行わない企業も多く、商工会議所の事務作業が証明書の発給に結びついていない。

別表5 日マレーシアEPAの登録企業等の状況

指定発給機関	登録企業数 (社)	原産品判定 件数 (件)	原産品判定番号を付与された企業数 (社)	証明書発給申請を行った企業数 (社)	発給件数 (件)
日本商工会議所	311	1,006	139	88	1,628

*対象期間は、平成 18 年 7 月から平成 19 年 5 月まで。

*企業登録はするものの、実際に判定依頼、発給申請を行わない企業が多い。

また、原産判定依頼をしても実際に発給申請を行わない企業も多く、商工会議所の事務作業が証明書の発給に結びついていない。

<提出先>

政府・省庁等

<実現状況>

「特定原産地証明制度に関する意見」と同様

8. 特定原産地証明制度に関する意見

平成 19 年 7 月 19 日

日本商工会議所

日本商工会議所は、二国間・多国間の経済連携協定（以下、E P A）について、世界貿易機関（W T O）による多角的な自由貿易体制を補完し、健全な世界貿易の持続的な発展に寄与するものと考え、その推進を支持してきた。

E P Aの主要な目的は、関税の撤廃による貿易の拡大であり、その具体的な手続きの中で原産地証明書は重要な役割を担っている。すなわち、輸入国税関において輸入品に対する関税の減免を受けるためには、原産地証明書の提示が基本的な要件となっている。それは、発給機関にとっては、発給する原産地証明書が、輸入国税関において受理されるに十分な信頼性を確保する必要があることを意味する。

特定原産地証明制度は、国家間の協定に基づく制度であって、本来は国が行うべき業務を商工会議所が指定発給機関として委託された形で特定原産地証明書を発給しており、その原産地証明書が、ひとたび信頼性を失えば、その回復は容易ではなく、その結果、原産地証明書を利用する企業が関税上の恩典を享受できなくなり、ひいては、E P Aの存在意義までもが失われかねない。

当所としては、協定、運用規則、および国内の法令に基づく原産地証明書の発給手続きが、企業に過度の負担を強いる結果、貿易上の障害とならないよう十分配慮するとともに、発給する原産地証明書の信頼性の確保に腐心してきたところである。

しかしながら、当所による努力のみでは、利用者の利便性と証明書の信頼性を両立させることが困難な問題も存在することから、今般、特定原産地証明制度に関し、発給機関である当所における実状を基に、E P Aの利用を促進する観点から制度の課題を整理するとともに、改善の方向性について提案する。

記

1. 特定原産地証明制度の一層の普及促進について

特定原産地証明制度は、協定本文・原産地規則・運用規則・国内法令・締約相手国の国内法令などにより規定されているため、複数の書類をチェックしなければならず理解が容易ではない。このため、当所はじめ主要都市の商工会議所においては、特定原産地証明制度ならびに特定原産地規則に関する説明会を開催し、制度の普及促進に努めてきたが、商工会議所に寄せられる企業からの質問や相談から判断して、企業規模の大小を問わず、まだ十分に理解が浸透しているとはいいがたい。

ついては、政府においては、わが国が締結したE P AのP Rはもとより、特定原産地証明制度の一層の普及に努められるとともに、それに関わる予算の拡充を図られたい。商工会議所としても、可能な限

り普及促進に協力する所存である。

2. 円滑な発給体制の維持および利用拡大のための政府の予算措置について

現在の発給手数料は、受益者負担の原則の下に、発給事務に携わる職員の人件費の時間単価、発給システムに関する経費等の実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けた額となっている。また、その収支については、区分経理により発給機関の他の会計から分離し、公開することが義務付けられている。

現在の発給手数料が高額であるとの批判が一部にあるが、現状ですら収支は大幅な赤字となっており、現行の発給体制の維持は困難である。仮に手数料のみによって収支を均衡させようとする、申請者の理解を得られない高額な手数料を設定しなくてはならない。この場合、手数料が関税減免額を上回るケースが多くなるため、国策とも言えるEPAを締結した目的を達成しえない。

また、輸出企業によっては、原産性を明らかにする資料を整えるための費用と現行の手数料水準での原産地証明書の取得費用が、関税減免額を上回るため、EPAによる関税減免の恩恵を受けずに輸出するケースもある。EPAの利用度を高め、可能な限り多くの企業がその恩恵を享受できるようにするためには、現行の発給手数料を引き下げること検討する必要があるが、現状の収支状況では極めて困難である。

さらに、特定原産地証明制度は、国家間の協定に基づく制度であって、本来は国が行うべき業務を商工会議所が指定発給機関として委託された形で特定原産地証明書を発給しているのであり、発給事務の遂行に必要な基盤の整備等は国が行うべきである。

以上により、円滑な発給体制を維持するとともに、さらなる利用拡大に向け利用者にとって、より負担の少ない手数料額を実現するために、政府は、発給システムの開発および発給体制の維持などについて必要な予算措置を講じるべきである。

3. 特定原産地証明書のさらなる電子化の推進について

行政手続きならびに貿易手続きの電子化のさらなる推進は、政府のアジア・ゲートウェイ戦略会議や規制改革会議などでも議論されているところである。電子化のさらなる推進のためには、まず電子化の方向性やあるべき姿につき、関係省庁において、今後の貿易手続きの一元化の中で十分に議論され、合意形成がなされる必要がある。

そのうえで、特定原産地証明書の電子化を実現させようとするのであれば、特定原産地証明書は、関税の減免を受けるために相手国税関で提示されるものであるため、締約国間においてデータ交換システムが必要となる。したがって、電子原産地証明書の導入に際して、電子原産地証明書の発給ならびに相手国税関への送付に必要な電子的な基盤の整備は、電子政府の一環として国が行うべきである。

4. 自己証明等について

日メキシコEPA、日マレーシアEPAでは、第三国からの迂回輸入の防止が重視されたことにより、政府・第三者証明が採用されたが、今後のEPA交渉においては、相手国政府との合意が得られるのであれば、自己証明制度などの導入も検討に値する。

ただし、自己証明制度においても、産品の原産性を証明するために必要なデータの整備および保管す

る義務や、輸入国税関からの照会に応じる義務がなくなるわけではない。こうした点を踏まえたうえで、政府は、迂回輸入を防止するための方策とともに、自己証明を行う企業のコンプライアンスに対する評価方法、証明事故発生時の罰則などについて、十分に検討すべきである。

5. HS 2007 に基づく関税分類の採用と協定附属書の改定

本年1月1日に商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）が改正され、わが国税関では、同日からHS 2007 に基づく手続きを開始している。また、メキシコでは7月1日からHS 2007 に基づく手続きが開始された。

一方、これまでに発効、もしくは署名されたEPAにおいてはHS 2002 に基づき附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）が作成されている。また、今後交渉が開始されるEPAにおいてはHS 2007 に基づき附属書が作成される可能性が高い。その結果、企業ならびに特定原産地証明書の発給機関においては同一製品に対し、新旧両方のHSコードを管理しなければならない。

また、協定締約相手国税関において、HS 2007 に基づく原産地証明書とHS 2002 に基づく原産地証明書の双方を受理することになる結果、混乱が生じることが危惧される。

については、早急に協定締約国間で協議のうえ、HS 2007 に基づく関税分類を採用し、協定の附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）を改定すべきである。

なお、HS分類は概ね5年ごとに改定されることから、協定において、最新のHS分類を採用することを明記すべきである。

以 上

<提出先>

政府・省庁等

<実現状況>

- わが国が締結したEPAに関する広報や特定原産地証明制度の一層の普及に向けて、19年度から経済連携協定に基づく特定原産地証明発給手続き説明会が予算化されたが、20年度も引き続き予算化（日本貿易振興機構を通じて日本商工会議所が業務受託：約1,500万円、協定発効等に伴い説明会を開催）。
- 特定原産地証明書の電子化および自己証明制度の導入等については、政府として取組むこととなり、19年度から経済産業省に新設された「原産地証明制度改革検討会」で検討が開始。HS 2007 に基づく関税分類の採用については、政府が経済連携協定相手国と交渉中。また、原産地証明書の申請者の利便性向上の観点から輸出申告書の提出不要化等の手続き簡素化を政府の協力の下に推進。

9. 大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望

平成 19 年 9 月 4 日

日本商工会議所

平成 17 年 3 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、カロリーベースの食料自給率を、平成 15 年度 40%から同 27 年度 45%に引き上げることが目標とされ、この実現のため、国は優良農地の確保と有効利用の促進等に向け、種々の農業政策に取り組んでいる。

また、都市郊外の乱開発やスプロール化を抑制し、中心市街地活性化によるコンパクトなまちづくりを促進するため、昨年改正されたまちづくり 3 法の活用とともに、特に郊外の優良農地の保全が重要となっている。こうしたことから、まちづくり 3 法改正の国会審議において、当時の農林水産大臣は「大規模集客施設などの農地転用に対しては、改正都計法施行前であっても、農振・農転制度の適正かつ厳格な運用を図り、優良農地の確保に努める」方針を示し、これを受けて、国は、通知の発出やガイドラインの改正によって、各地における農振・農転制度の厳格な運用に向け取り組むこととされた。

しかし、こうした 2 つの大方針があるにもかかわらず、一部の市町村、都道府県においては、郊外の優良農地が大規模集客施設の立地のために安易に変更される事例が見られ、農業政策上はもとより、改正まちづくり 3 法を活用したまちづくりに支障を来すことが真剣に心配される。

については、優良農地保全およびまちづくり 3 法の趣旨に反する安易な大規模集客施設の郊外立地のための農地転用を防ぐため、下記のとおり、農業振興地域制度・農地転用許可制度とその運用の改善を求める。

記

1. 国としての役割

(1) 運用実態の把握

イ 国は、次の①、②について、市町村、都道府県における運用実態（件数、面積、目的、計画内容等）を的確に把握するとともに、その結果を情報公開すること。

①土地改良事業等完了後 8 年未経過の土地の農振除外、農地転用の状況

②農振法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号に掲げられている地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（「27 号計画」）による農振除外、農地転用の状況

ロ 国は、平成 19 年 3 月 27 日に発出した 18 農振第 1942 号、1943 号の通知および「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」に基づき、市町村・都道府県が、その趣旨に沿った対応を行うよう、厳格に対処すること。

(2) 国としての厳格な判断

農林水産大臣許可の対象となる農地転用案件については、当該自治体の判断を追認だけでなく、自治体が大規模集客施設立地のために広大な優良農地の転用を認めようとするケースもあるため、優

良農地の確保を目指す農業政策上の観点に立って厳格に判断すること。

2. 農業振興地域制度

(1) 土地代替性に関する厳格な運用

大規模集客施設の立地のために、農用地区域内農地を農用地区域から除外するケースが見受けられる。そうした除外を行うための要件のうち、特に土地代替性の要件がガイドラインに定められている。しかし、農用地区域内農地の隣接地に立地可能な土地があるにもかかわらず、土地の賃料・価格が安価であることを理由に、事業者が計画しているとおりの広大な面積の優良農地を農振除外するケースがある。代替性の要件が必ずしも厳格に運用されているとは言い難い状況にあるため、国は市町村において適切に運用されるよう指導をすること。

(2) 「27号計画」制度の改正

農振法第10条第4項、政令第7条第4号により、「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」が立地している土地は、農用地区域として定めることが適当な土地であっても農用地区域には含まれないとされている。この施設には、施行規則第4条の4第1項第27号に掲げられている地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる「27号計画」）においてその種類、位置および規模が定められている施設が含まれる。

市町村の中には、大規模集客施設の一部において、地元農産物の販売促進や、当該施設が地元農業者の雇用増加に寄与するとの理由で、大規模集客施設全体を「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」として27号計画に定め、本来確保されるべき広大な面積の優良農地を農振除外しているケースがある。

しかしながら、こうした大規模集客施設は、当該市町村のみならず、周辺市町村のまちづくりに負の影響を及ぼす恐れがある。また、当該大規模集客施設と競合する施設・産業の雇用を喪失させる恐れもある。広域的に見れば、こうした大規模集客施設が雇用の増加につながっていないことは、過去の統計からも明らかである。

よって、かかる大規模集客施設について、ごく限られた範囲内の一側面のみをもって、「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」とは到底認められない。

さらに、土地改良事業等が完了後8年経過していない土地については、農振法第13条第2項および同法施行令第8条により農振除外できないこととなっているにもかかわらず、省令を根拠とする上記の「27号計画」によって農振除外が可能となっている。その結果、土地改良事業が完了後8年未満の土地であっても大規模集客施設の立地が可能となることは、法令の制定趣旨を逸脱するものである。

このため、大規模集客施設の立地を目的とした「27号計画」を利用することはできないよう法令を改正すること。

(3) その他農振制度に関する事項

農振除外の案件は法定の機関で審査する仕組みとすることとし、その審査機関の委員には住民団体や環境団体、商工会議所、商工会等の代表を含むこと。

3. 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の基本を崩しかねない仕組みの見直し

①農地区分が異なる土地を一体として同一の事業の目的に供する場合、広大な面積の第1種農地が使われているにもかかわらず、当該第1種農地が全体の中で50%以内の場合等には、「例外」として当該事業のために使われる農地全体が農地転用許可とされている。大規模集客施設を郊外に立地するためにこの制度を適用し農地転用を認めることは、農業政策上の観点のみならず、まちづくり3法の趣旨に反することから、郊外の優良農地で大規模集客施設の立地を目的とした事業には、この制度を利用できないよう法令を改正すること。

②仮に、上記①の「例外」により第1種農地に大規模集客施設の立地が計画される場合であっても、施設の屋上の活用や駐車場の立体化等により農地転用面積が確実に少なくなるよう措置すべきである。具体的には、農林水産省農村振興局長通知（平成19年3月）で、「農地転用面積をできる限り少なくするための検討がなされているか等についても確認することが望ましいこと」とされているところを、「農地転用面積を最小限にとどめているかについて厳正に審査すること」と改定すること。

(2) 農地転用が手続不要となっている「公共転用」の許可制度への組み入れ

現行法において、県庁や市役所等の公共公益施設が立地する農地については、農地転用許可の手続なく転用が可能となっている（いわゆる「公共転用」）。

こうした施設が立地している土地の周辺農地は第3種農地となり、そこにどのような建物が建てられる場合であっても、農地転用は原則許可となる。公共公益施設が郊外の農地を転用して立地すれば、その施設を基点として、周辺の農地が転用許可の対象となる。

公共公益施設といえども、郊外の農地を安易に転用すれば、都市郊外の乱開発やスプロール化をもたらすことになりかねない。このため、農業政策上の観点および、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを促進するまちづくり3法改正の趣旨に照らして、公共公益施設建設のための公共転用についても農地転用許可制度の対象とすべきである。

以 上

<提出先>

農林水産大臣、政府・省庁・政党等

<実現状況>

農林水産省は、11月に取りまとめた「農地政策の展開方向について<農地に関する改革案と工程表>」に、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要となっている病院・学校等の公共転用について、許可の対象にする等の必要な措置を講じる方針を盛り込んだ。この中で、転用許可制度により農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導し、優良農地を確保するための具体策として、①優良農地を確保するため、農用地区域からの除外を厳格化、②現在、農地転用許可不要となっている病院や学校等の公共転用について、許可対象とするなど、秩序ある農地転用に誘導、③道路沿いの農地転用については、現場の実態等も踏まえつつ転用規制を厳格化、④農業振興地域指定に当たっての面積要件及び農用地区域への編入要件を見直し、農用地区域への編入を促進し、優良農地を確保、の4点を示した。

20 年度、農林水産省は、公共転用の実態を把握するため、「平成 20 年度公共転用等が土地利用に与える影響分析調査委託事業」1,000 万円を予算化（新規）。

10. 改正都市計画法・建築基準法の円滑な施行、および一層の制度改善に関する要望

平成 19 年 9 月 4 日

日本商工会議所

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めるためには、郊外への大型店等の大規模集客施設の立地を抑制するとともに、中心市街地の活性化を図ることが重要であり、また、地域間競争が激しくなる中で、都道府県による広域的な調整が必須となっています。こうしたことから、平成 18 年 5 月 31 日公布の改正都市計画法において、準都市計画区域の拡充とその指定権者を都道府県に変更するとともに、用途地域変更等について都道府県知事が協議同意を行う際に、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるとされる、いわゆる広域調整の仕組みが創設され、平成 18 年 11 月 30 日より既に施行されています。

ただし、改正都市計画法においては、都道府県による広域調整の具体的な規定はなく、各都道府県知事の判断に委ねられているため、広域調整を行う際の手続きと判断基準の詳細の早急な策定が期待されております。一方で、全国的には、都道府県によって円滑に法を施行するために必要な準都市計画区域の指定の準備や広域調整の判断基準の策定への取り組みに認識の差やばらつきが見受けられ、法改正の趣旨が全国あまねく徹底されているとは言い難い状況にあります。

つきましては、改正都市計画法・建築基準法の趣旨が活かされ、また、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりが一層進むよう、下記事項の実現について要望申しあげます。

記

1. 都道府県による広域調整を行うために必要となる基準（基本方針など）の早急な策定、および「準都市計画区域」の積極的な指定など、都市計画法・建築基準法の改正事項に関する都道府県知事への周知徹底
2. 現行建築基準法においては、大規模集客施設の敷地が大規模集客施設の立地が可能な用途地域（例えば準工業地域）と規制を受ける用途地域の双方を含む開発案件については、規制を受ける用途地域の面積が広大であっても、大規模集客施設の立地が可能な用途地域の面積が全体の 50%超であれば、当該敷地全体を大規模集客施設の立地が可能な用途地域として開発ができる制度となっている。これはまちづくり 3 法改正の趣旨に照らして適切ではないため、このような制度の廃止、または大幅な見直し

以 上

<提出先>

国土交通大臣、政府・省庁・政党等

<実現状況>

国土交通省は、準都市計画区域指定状況、広域調整に係る指針等の策定状況等について、都道府県に対する調査を実施し、取組み状況を把握するとともに、都道府県の都市計画担当課長等に対し、会議等の場でその必要性を継続的に説明している。

国土交通省は、都市計画制度の見直しを検討するため、現行制度の課題の整理、評価、データ収集作業をしている。

11. コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのための改正都市計画法活用に関する要望

平成 19 年 9 月 4 日

日本商工会議所

会頭 山口 信夫

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めるためには、郊外への大型店等の大規模集客施設の立地を抑制するとともに、中心市街地の活性化を図ることが重要であり、また、地域間競争が激しくなる中で、都道府県による広域的な調整が必須となっています。こうしたことから、平成 18 年 5 月 31 日公布の改正都市計画法において、準都市計画区域の拡充とその指定権者を都道府県に変更するとともに、用途地域変更等について都道府県知事が協議同意を行う際に、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるとされる、いわゆる広域調整の仕組みが創設され、平成 18 年 11 月 30 日より既に施行されています。

ただし、改正都市計画法においては、都道府県による広域調整の具体的な規定はなく、各都道府県知事の判断に委ねられているため、広域調整を行う際の手続きと判断基準の詳細の早急な策定が期待されております。一方で、全国的には、都道府県によって円滑に法を施行するために必要な準都市計画区域の指定の準備や広域調整の判断基準の策定への取り組みに認識の差やばらつきが見受けられ、法改正の趣旨が全国あまねく徹底されているとは言い難い状況にあります。

つきましては、改正都市計画法等まちづくり 3 法の趣旨が活かされ、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりが全国的に進むよう、貴職より各都道府県知事に対し、下記事項への取り組みを促していただくよう要望申しあげます。

なお、本件に関しましては、各都道府県商工会議所連合会が各知事に同趣旨の要望をしておりますことを申し添えます。

記

1. 各都道府県による広域調整を行うために必要となる基準（基本方針など）の早急な策定

2. 改正まちづくり3法の趣旨に反した大規模集客施設の郊外立地を抑制するため、各都道府県による「準都市計画区域」の積極的かつ早期の指定

3. 各都道府県内の市町村長に対する都市計画法等改正まちづくり三法の内容の周知徹底

以 上

<提出先>

全国知事会、政府・省庁・政党等

<実現状況>

19年度末現在、北海道、福井県、福岡県で準都市計画区域が指定されたほか、7県が20年度中の指定を検討している（国土交通省調べ）。

改正まちづくり三法を活用し、19年度末までに、32市の中心市街地活性化基本計画が認定された。また、準工業地域における大規模集客施設等の立地を抑制するための特別用途地区の指定を行う市町村が増加している。

12. 安倍改造内閣の発足に当たり国政に望む

平成19年9月5日

日本商工会議所

政府においては、少子高齢化や急速なグローバル化等の進展に対応するため、経済・財政の構造改革に取り組まれており、難しい課題に対し着実な成果をあげられることを期待している。

一方、経済の現状は、全体として景気は回復軌道にあるものの、地域経済や中小企業においては、依然として厳しい状況が続いており、むしろ回復過程で、個人間、企業間そして地域間の格差は拡大し、国民の間に政治や行政に対する不満や将来に対する不安が高まってきている。

こうしたことから、持続的な景気回復に軸足を置いた政策運営に徹し、広く全国に景気回復を波及させ、地域間格差の是正や不安の解消に努めることが、まずもって重要である。また、政府の目指す2011年度までの基礎的財政収支の均衡についても、景気の足を引っ張ることのないよう、徹底した歳出削減と経済成長による税収の自然増で達成すべく取り組んでいただきたい。

改造内閣には、今後、安倍総理大臣のリーダーシップのもと、全閣僚の一致団結により力を発揮され、政策運営に遺漏なきを期されるようお願いしたい。また、参議院選挙の結果により国会運営にも困難が予想されるところであるが、与野党間の政策調整に当たっては、国民の真の利益の実現に向けて、適時適切な対応が図られることを期待したい。

いずれにせよ、従来にも増して地域経済や中小企業に配慮した有効な政策を迅速に実施しつつ、持続

的かつ安定的な経済成長を確固たるものとし、国民が将来に向けて夢と希望を持てる社会の実現に向け、全力で取り組まれることを期待する。

こうした観点から、日本商工会議所は、全国に所在する地域総合経済団体である 517 商工会議所と 143 万会員の総意として、下記事項を強く要望する。

記

1. 地域経済・社会の活性化

これまでの構造改革の進展等に伴い、各種の格差が広がってきたが、とりわけ無視できないのは地域間格差の拡大である。戦後最長の景気回復期間が続いていると言われながら、疲弊・停滞を余儀なくされている地域は多く、このため地域間格差が顕著となっており、こうした地域の経済活性化は最重要の政策課題であり、政府は、地域の再生・活性化に全力をあげて取り組む必要がある。

インフラの整備は、地域活性化のために必要不可欠であり、その整備が急務である。なかでも、地方幹線道路の整備は、必須の条件であり、民間では如何ともしがたく、国が責任を持って計画的かつ速やかに促進する必要がある。こうした観点からも、道路特定財源は、シーリングの対象とすることなく、地方幹線道路等の整備に最優先で投入していただきたい。

また、中心市街地の再生をはじめ、少子高齢化の進展にも対応したまちづくりは、地域社会の安定と活力回復のために、最重要であり、改正まちづくり 3 法を活用した積極的かつスピード感をもった取り組みが求められている。市町村および商工会議所は一体となって、中心市街地活性化基本計画の策定、中心市街地活性化協議会の設立に積極的に取り組んでいく必要があるが、政府はそのための支援策の一層の拡充を行っていただきたい。

2. 中小企業の底上げと活力強化

中小企業は、地域産業の担い手であるだけでなく、地域住民の雇用機会の提供、ひいては消費生活の支柱となっている。また、自らも地域コミュニティの主要な構成員として、地域社会の安定・発展にも重要な役割を果たしている。地域経済・社会の活性化のためには、真の意味での中小企業の底上げを実現し、活力強化を図ることが必要不可欠である。この目的のために、地域総合経済団体である商工会議所は、最大限の努力を果たす所存である。

そのため、国と地方は責任と役割分担を明確にしたうえで、特に情報力、信用力や経営ノウハウに不十分な中小・小規模企業に対し、商工会議所等がその役割を担っている相談指導体制の整備をはじめとする支援策の強化をお願いしたい。他方で、経済・社会の構造変化の中で多様なニーズを先取りし、新商品や新技術などを生み出す創造力豊かな中小企業に対する技術開発、人材確保、販路開拓などあらゆる側面から総合的な支援の強化が望まれる。さらに、下請取引の適正化をはじめ中小企業の取引面での交渉力の向上を図る必要がある。

また、中小企業の存続、発展を図るに当たって、大きな障害となっている事業承継に係る相続税制、相続法上の遺留分制度等については、今こそ抜本的な改善が必要である。

3. 実効ある少子化対策の早急な実施と教育の再生

長期的視点に立って、わが国の将来を左右する問題は、急速に進む少子高齢社会への対応である。人

口減少に歯止めをかける有効な策を講じることが焦眉の急である。そのためには、国民の意識改革が必要であり、社会の制度や慣行を変革することが大事と考える。企業の自主的な取り組みも重要であるが、それを支援するような税制、財政、金融上の優遇措置を講じていただきたい。少子化対策への財政資金の投入を惜しむべきではない。

また、少子高齢化とともに進展するグローバル経済の中で、わが国が勝ち残っていくためには、人材の能力をいかに発揮させることができるかが大きな鍵となる。今こそ教育の大切さを認識し、わが国の人材の意欲、能力、勤勉性を不断に高めるための努力と社会的システムの構築が必要であり、学校のみならず、家庭や地域における社会総がかりでの教育再生への取り組みが必要である。

以 上

<提出先>

政府、与党

<実現状況>

1. 地域経済・社会の活性化

○幹線道路整備の促進

→「15. 地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」（平成 19 年 11 月 5 日）参照。

○まちづくりへの取組みと支援策

→「6. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール～わが国の成長力強化に向けて～」(平成 19 年 7 月 18 日) 3. (1) 参照。

2. 中小企業の底上げと活力強化

○中小・小規模企業への支援策

→「5. 平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望」(平成 19 年 6 月 21 日) I およびⅢ. 3. (1) 参照。

○事業承継円滑化

→「14. 平成 20 年度税制改正に関する要望」(平成 19 年 9 月 19 日) I. 1 (1) 参照。

3. 実効ある少子化対策の早急な実施と教育の再生

○少子高齢社会への対応

→「6. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール～わが国の成長力強化に向けて～」(平成 19 年 7 月 18 日) 1. 参照。

○教育再生への取組み

→「2. 教育再生に関する意見～商工会議所は社会総がかりでの教育の中心的な役割を担う～」(平成 19 年 4 月 19 日) 参照。

13. 平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望

平成 19 年 9 月 19 日

日本商工会議所

わが国経済は、全体として回復軌道にあるものの、地域経済や中小企業においては、依然として厳しい状況が続いており、むしろ経済の回復過程で、個人間、企業間そして地域間の格差は拡大してきている。また、金利や為替の動向、米国景気の行方など、先行きに対する懸念材料も存在している。

このような中、政府は、5 年間で労働生産性 5 割増を目指して、「成長力底上げ戦略」等を推進しようとしている。そのためには、全企業の 99.7%、雇用者数の 71%を占める中小企業の活力の推進、とりわけ中小企業の大多数を占める零細で生業的な小規模企業の底上げが不可欠である。

しかしながら、中小企業対策予算の政府予算全体に占める割合はわずか 0.35%に過ぎず、その規模はあまりに小さい。また、小規模事業対策予算については、三位一体改革の結果、各都道府県の財政事情等により、大きく削減されている地域がみられる。

わが国が自律的な成長と健全な社会の発展を図るためには、中小企業が本来持っているダイナミズムとバイタリティーを最大限に発揮できるような環境整備が必要であり、中小企業・小規模事業対策予算を十分かつ安定的に確保して、相談指導事業を強化するとともに、創業・経営革新、技術開発、人材確保、事業承継の円滑化への支援など、中小企業の底上げと活性化を図るための諸施策を大幅に拡充強化するべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成 20 年度中小企業・小規模事業対策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

なお、税制措置については、「平成 20 年度税制改正に関する要望」において別途要望する。

記

<重点要望事項>

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

- ◆中小企業・小規模事業対策予算の拡充
- ◆都道府県が実施する地域小規模事業対策における補助対象職員人件費・事業費の十分な確保
- ◆生産性の低い零細で生業的な企業など小規模企業の底上げ対策の推進

II 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

- ◆地域拠点に配置したコーディネーター（生産性向上特別指導員）により高度専門人材の派遣等を支援する「小規模企業先進的経営支援体制構築事業」の創設
- ◆企業等 O B 人材を中小企業の課題解決に活かす「新現役チャレンジ支援事業」の創設
- ◆下請取引等の適正化の推進
- ◆包括的な事業承継税制の確立に加えて、事業承継支援センターの設立支援、経営者セミナーの開催

や金融面での支援など、事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

- ◆創業塾・経営革新塾の一層の拡充
- ◆企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

Ⅲ 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

- ◆景気動向に十分配慮した金融政策の展開
- ◆政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能発揮のための条件整備
- ◆金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化
- ◆中小企業再生支援協議会の拡充ならびに地域中小企業再生支援ネットワークにおける連携強化
- ◆再チャレンジのための相談・金融支援の強化

Ⅳ 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

- ◆環境税の導入反対
- ◆中小企業の省エネルギー化等環境配慮型経営への取り組みに対する支援

Ⅴ まちづくりの推進と地域産業の振興

- ◆コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進
- ◆観光振興による地域活性化の推進
- ◆地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

Ⅵ 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備

- ◆地方幹線道路等の早期整備
- ◆国際競争力強化に向けた空港および港湾の整備促進

Ⅶ グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

- ◆中小企業分野での協力を含む質の高い経済連携協定（E P A）の早急かつ戦略的拡大
- ◆東アジア等へ海外展開する中小企業や輸出振興のための支援の拡充

Ⅷ 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

- ◆仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充
- ◆若年者・女性・障害者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化
- ◆外国人労働者の受け入れ拡大および研修・技能実習制度の拡充
- ◆中小企業における企業年金制度の充実強化

個別要望事項について

Ⅰ 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

中小企業は地域経済社会の基盤を支える存在であり、その底上げと活力強化を図ることは地域の活性

化、ひいては日本経済の成長発展にとって必要不可欠である。平成 19 年度は中小企業対策予算が増加に転じているものの、依然として政府予算全体の中での規模があまりにも小さい。中小企業の底上げと活力の発揮を促進するため、円滑な事業承継や創業・経営革新・再チャレンジへの支援など、中小企業支援施策の一層の拡充を図られたい。

また、三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量で実施されているが、財政事情等により小規模事業対策予算の縮小が行われている地域が見られる。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展に資するよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の十分かつ安定的な確保を図られたい。

国においては、小規模事業対策について、国と地方自治体それぞれの責任の所在、役割分担等を改めて明確にするとともに、地域によって小規模事業対策の水準等に大きな格差が生じないように、国としての基準や考え方を指針等の形で都道府県に提示されたい。また、地方自治体において小規模事業対策予算が十分に確保されるよう関係各所に対して継続的な働きかけを行われたい。

加えて、今後国をあげて取り組む中小企業の底上げを図るためには、まず、基盤となる既存の中小企業の維持・育成を図ることが肝要であり、なかでも小規模企業の経営力の向上が不可欠である。このため、経営改善普及事業における基礎的な相談指導事業をはじめ、特に生産性の低い零細で生業的な小規模企業に対する底上げ対策を明確に位置づけて強力に推進されたい。

Ⅱ 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

1. 中小企業の生産性向上の推進等

中小企業の底上げを図るため、生産性向上等を支援する予算・税制措置の創設・拡充、下請取引等の適正化などあらゆる施策を総合的に推進されたい。

(1) 「小規模企業先進的経営支援体制構築事業」の創設

「中小企業生産性向上プロジェクト」を推進するため、地域に先進的なモデル拠点を整備し、コーディネーター（生産性向上特別指導員）による団塊世代の企業OBなど技術・ノウハウを有する高度専門人材の派遣等を通じ、IT化、販路拡大等、小規模事業者等の抱える固有の諸課題に対応し、経営力の向上および将来の成長に向けた努力を重点的・集中的に支援する「小規模企業先進的経営支援体制構築事業」を創設されたい。

(2) 「新現役チャレンジ支援事業」の創設

2007 年から団塊の世代が大量退職する中で、大企業や中堅企業で培われた技術・ノウハウ等を人材不足を抱える中小企業の支援に活かすために、現行の「企業等OB人材活用推進事業」を大幅に拡充し、シニア人材（新現役）と中小企業とのマッチングやその後のフォロー体制の整備等を柱とする、「新現役チャレンジ支援事業」を創設されたい。

(3) 小規模企業の経営力強化・金融支援との連携のための情報システム整備

記帳・会計等においてITを活用することで、財務の透明性を向上させ、経営課題を明確化するなど、小規模企業の基礎的経営力の強化を図るとともに、小規模企業の情報システムを整備し、活用することによって経営力を向上させる小規模事業者に対し、マル経融資等金融サポート機能を拡充されたい。

なお、具体的なシステムの設計においては、すでに商工会議所で運用されている各種情報管理システムを活かすなど、情報の利用者・管理者の負担に配慮されたい。

(4) S B I R制度の高度化

中小企業の技術力、研究開発力を強化するために、中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業技術革新制度(日本版 S B I R制度)について、段階的競争選抜方式を取り入れている米国型の仕組みを導入するなどの措置を講じられたい。加えて、支出目標額の増額や、各制度の周知・募集期間を十分に確保するなど中小企業者の募集の利便性のさらなる向上を図られたい。また、S B I R成果の事業化や販路拡大につながるマッチング支援を推進されたい。

(5) 中小企業の I T化支援策の総合的推進

①デジタルデバイド(情報格差)の解消

中小企業・小規模事業者の I T化支援施策においては、I T関連機器類の導入や I T関連知識習得等に対する支援等に十分な予算措置を講じるなど、多角的な支援措置を継続するとともに、とりわけ経営の現場において、ネットワーク社会の最先端を担う人材の育成に努められたい。併せて、それらの企業の経営活動をサポートする立場の経営指導員や I Tコーディネーター等の活用を図られたい。

②インターネット活用型経営支援システムの開発

インターネット経由で情報処理を行うサービス(S a a S :Software as a Service)を活用して、専門知識のない中小・小規模企業でも、安価かつ容易に、I Tを活用した業務効率化を行えるよう、基盤となるシステムの開発を行い、財務会計、人事給与、顧客管理等の業務の革新を支援するとともに、公的手続の電子申請による円滑化を図られたい。

③電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

「I T新改革戦略」で日本政府が目標に掲げる、平成 22 年までに電子商取引 50%以上を達成し、世界一便利で効率的な電子行政を目指すためには、電子商取引の基盤となる電子証明書の所有率を高めるとともに、利用者一人一人が従来の手続きに比して電子申請や電子申告等の電子手続きにより具体的なメリットを感じられるようなインセンティブを提供されたい。

具体的には、電子行政手続きに必要な電子証明書や I T関連機器類の導入費用の軽減措置や税務上の優遇措置などを設けるとともに、電子行政手続きに関する手数料等の引き下げや、処理期間の短縮を図るなどの措置を講じられたい。

④民間認証局の行政手続用電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

行政手続きにおいて、行政機関またはシステムごとに利用できる電子証明書の仕様が異なることから、複数種類の電子証明書を購入せざるをえない事例が見受けられる。

具体的には、電子証明書のタイプとして I Cカードタイプ、ファイル形式のタイプに分けられるが、I Cカードタイプ以外は利用できない、また逆にファイル形式以外は利用できない手続きが見られる。これが電子申請の普及の立ち遅れを招く要因ともなっていることから、民間認証局が行政手続用として発行している電子証明書が共通利用できるよう早急に対応されたい。

(6) 下請取引等の適正化と下請事業者への配慮

下請取引等の適正化を図るために、不公正な取引等に対する取締りを一層強化し、機動的に対応すべきである。必ずしも違法とは言えない事案であっても、中小企業に不当なしわ寄せが及ぶ取引等については、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法をはじめとする関連法規を活用し、必要に応じて

改正を行い、実効ある抑制を図られたい。

政府が取りまとめた成長力底上げ戦略の中で下請取引適正化の具体的取り組みが示されており、親事業者への周知徹底と指導、下請振興基準の遵守、さらには周知に対する取り組みの公表や、取引マッチングシステムの活用、業界別の下請適正取引等の推進のためのガイドラインの周知ならびに運用の徹底と、策定対象業種の拡大など、事業者や関係団体の協力を得ながら取り組みの実効性を高められたい。

さらに、下請取引等に関する事業者からの相談に対して関係機関への取り次ぎを含め、相談指導体制を強化されたい。

(7) 企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

平成 19 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、中央最低賃金審議会において加重平均 14 円という大幅な引き上げが提示されたが、景気回復が未だ波及していない中小企業にとって、「最低賃金引き上げありき」の議論は、企業の支払能力を全く考慮しておらず、非現実的である。中小企業、特に小規模企業の底上げを優先して行うべきであり、高い成長力を維持し、利益を生み出すような経済環境を早急に整備することが第一であり、中小企業の経営実態を無視した最低賃金の引き上げには反対である。

また、最低賃金の水準に関して、生活保護の水準を超えるよう「引き上げるべき」との意見があるが、そもそも労働の対価である最低賃金の決定に際し、社会保障制度である生活保護水準と比較することは適切ではない。まずは最低賃金で働く労働者の実態を把握し、その属性などを明らかにしたうえで、政府において総合的な観点から対応を検討されたい。

なお、産業別最低賃金は、地域別最低賃金が全国 47 都道府県で設定されている中で、屋上屋を重ねるものであり、これを廃止されたい。

2. 事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

中小企業経営者の高齢化が進む中、地域経済の活性化や雇用創出の役割を担っている中小企業の円滑な事業承継を支援するため、包括的な事業承継税制を確立するとともに、事業承継の円滑化に向けた総合的な支援を推進されたい。

(1) 事業承継支援センターの設立支援と研修・セミナーの強化

事業の継続・発展に向けた廃業と開業のマッチング等をサポートする事業承継支援センターの設立支援、中小企業経営者および後継者向け等の研修・セミナーの強化を図られたい。

(2) 事業承継時における金融面での支援

法人による自己株式等取得資金や現経営者および後継者による経営権安定化に係る資金等の事業承継に際しての資金ニーズに対応する制度融資を創設するとともに、保証の問題についても中小企業金融全体の問題として総合的な検討を行い適切な対応を行われたい。

(3) 遺留分等相続法上の問題に対する対応

事業用資産を後継者に円滑に承継させていく際に阻害要因となっている遺留分等の相続法上の問題を解決するため、当事者間の合意に基づき相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当を包含する「事業承継契約（仮称）スキーム」創設や、遺留分を算定する際に、株式の評価を生前贈与時点の価値に基づいて行うことができる等、後継者の貢献による株式の価値上昇分を後継者が保持でき

る制度の創設など必要な対策を講じられたい。

3. 創業・経営革新とものづくり技術力強化支援

(1) 創業・経営革新支援策の拡充

地域の活性化や雇用の創出に貢献する新規創業や経営革新を強力に支援するため、創業人材育成支援事業（創業塾・経営革新塾）の一層の拡充を図られたい。特に、創業時における資金調達が円滑に行われるよう対策を講じられたい。

また、創業希望者の啓発、中小企業・小規模事業者に対する経営革新の必要性の啓発等を目的とする「創業・経営革新セミナー」を創設されたい。

(2) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

中小企業新事業活動促進法に基づく各種支援施策の一層の拡充を図られたい。

経営革新計画の承認、新連携計画の認定については、承認・認定機関によって難易度に差が生じないような措置を講じるとともに、承認・認定、各種支援施策の審査等が速やかに、かつ円滑に行われるよう徹底されたい。

(3) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

昨年6月に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、川下産業のニーズを的確に反映した高度化指針を踏まえた研究開発を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」の拡充など、中小企業のものづくりに関する支援措置を一層強化されたい。

(4) 産学連携による人材育成

中小ものづくり人材の育成・確保を行うため、高専等の設備を利用した中小企業の若手技術者育成カリキュラムの開発、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携による実践的教育プログラムの充実など人材育成を支援する「中小企業ものづくり人材育成事業」の拡充を図られたい。

(5) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

政府は、特許権取得について中小企業向けの費用負担軽減策のほか、先行技術調査や早期審査制度などといった支援策を講じているが、適用要件のさらなる緩和や手続きの簡素化を含め、制度の一層の充実化を図られたい。また、特に海外特許に係る助成措置の拡充および特許取得等に関する税制上の優遇措置の創設等、国内外への特許出願等の円滑化のための支援策を拡充されたい。さらに、既存の施策の周知徹底のためにも、「地域知財戦略本部」や「知財駆け込み寺」など、中小企業にとって身近な相談窓口となる機関について、一層の機能強化を図られたい。

4. その他

(1) 裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

裁判員制度の辞退事由に関し、中小企業の従事者から業務に著しい支障が生じる恐れがあるとの辞退の申立てがあった場合には、弾力的な対応がなされるべきであり、特に従業員数50人以下の企業の役員および従業員については、事業主によるその旨の疎明を条件とし、原則として辞退を認められたい。また、引き続き、中小企業への同制度の普及浸透を図るとともに、裁判員に選任された者に対する経済的支援、生命身体の安全の十分な確保、裁判過程における心理的な安心の確保を図りつつ、裁判に拘束される期間を極力短縮するなど中小企業の従事者が対応しやすい制度・運用とされたい。さ

らに、審理を円滑に進めるために、法廷内に映像設備等を設置することを検討されたい。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

平成 19 年 4 月 1 日に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、ADR（裁判外紛争解決手続）の活用促進の観点から調停・仲裁等の業務に対応できる人材の育成やセミナー・フォーラムの開催等を通じた周知・普及活動を積極的に支援されるよう予算措置を講じられたい。

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及

BCP 導入企業へのメリットを高める施策を幅広く講じることなどにより、中小企業により一層 BCP が広く普及するよう努められたい。特に小規模企業向けに、わかりやすく、かつ策定と実施負担に考慮した策定運用指針の見直しを図られたい。

また、金融面においても、防災対策支援のための融資制度や防災格付融資制度の拡充・普及を図られたい。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

平成 17 年 8 月に日本商工会議所をはじめとする民間 4 団体が策定した「中小企業の会計に関する指針」は、会計基準の見直し等に応じて毎年度改正を行っているところであるが、中小企業への同指針の普及浸透のために、同改正を盛り込んだパンフレットの作成・配布、セミナー・研修会の開催等を引き続き実施されたい。また、同指針に関する相談・指導を行う人材の育成、さらには金融機関における活用の促進に向けた取り組みをより一層強化されたい。

Ⅲ 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

わが国が持続的かつ安定した経済成長を実現するためには、今後の経済運営が極めて重要であるが、着実な景気回復を遂げるにはまさにこれからが正念場であり、決して今の状況を後退させることのないよう、経済情勢に十分配慮した慎重な判断と機動的な金融政策運営を行われたい。

2. 中小企業金融機能の維持・強化

(1) 政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮のための条件整備等

平成 20 年 10 月に政策金融改革が実施段階に入るが、今後、政策金融が縮減する部分に対し、民間金融機関が代替し得るかについて常にチェックされたい。また、赤字が続いたり債務超過に陥っても意欲を持って頑張る中小企業等に対して、民間金融機関が金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容に鑑み、懇切丁寧に経営改善アドバイスをしたり、経営改善計画の策定を支援し、より高い目利き能力をもって長期的な視点に立って安定した資金供給を支援できるように、指導・育成に努められたい。

さらに、政策金融改革の実施においては、以下のとおり法律および附帯決議の趣旨・内容が的確に運用面で反映されるよう取り組まれたい。

①統合により設立される株式会社日本政策金融公庫

新公庫の中小企業政策金融に係る新たな貸付残高の数値目標を予め設定することは避け、慎重に対応されたい。また、新公庫の組織運営に当たっては、民間では十分な対応が難しい中小企業向けの政策金融がきちんと実施されるよう、また新公庫の危機対応体制について、指定金融機関をも通

じ、中小企業者等が危機時に、これまで同様、機動的かつ円滑に資金供給が受けられるよう、新公庫に対し必要十分な財政措置等を講じられたい。

さらに、店舗の統廃合など、利用者である中小企業者の利便性が損なわれることのないよう配慮されたい。

②民営化される商工組合中央金庫

商工組合中央金庫の民営化に際しては、同金庫がこれまで果たしてきた中小企業育成といった地道な活動が、今後のビジネスモデル構築のなかでノウハウとして活かされるよう、実際の制度設計や運用のあり方を検討されたい。

中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化のために、政府出資の特別準備金化等の必要な財政措置等を講じられたい。また、完全民営化後のあり方について、中小企業団体およびその構成員向けの金融機関としての機能を維持するために必要な措置、例えば株主資格を中小企業団体およびその構成員に限定すること、商工債の発行を引き続き行えるようにすることなどの措置を講じられたい。

(2) 金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化

政府は引き続き幅広い範囲で金融セーフティネットを張り巡らすことで、万全かつ円滑・安定的な中小企業への資金供給に努められたい。政府系金融機関・信用保証協会においては、既往の債権について期限の延長や返済条件の緩和などにより事業継続が見込まれる場合には、個々の事業者の実情に十分配慮し、より弾力的な対応を講じ、地域における金融機能が一層安定確保されるよう、引き続き注力されたい。

政府においては、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の普及に引き続き努め、民間金融機関における目利き能力の一層の涵養はもとより、無担保・無保証融資制度の促進、A B L (Asset Based Lending＝流動資産一体担保型融資) や売掛債権・動産担保の活用、事業開始時における金利の負担を軽減する融資制度の推進、企業間信用の拡充等によって、中小企業・ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化に引き続き注力されたい。

(3) 中小・小規模事業者の利便性に配慮した電子記録債権制度の創設

電子記録債権制度の具体化においては、中小企業・小規模企業にとって使い勝手のよい制度となるよう以下のとおり必要な措置を講じられたい。

①電子手形の導入の場合には、中小企業・小規模企業にとって、導入負担が少なく、導入以降も安価で安心して利用できるよう、イニシャルコスト・ランニングコスト等の料金面やセキュリティ面等に配慮しつつ、全国の金融機関で利用できるような記録機関を設立・運営されたい。また、債権の期限に支払えない債務者への一定の制裁など電子手形自体の信頼性において十分納得性があり、中小企業の広範囲な事業に対応する共通ルールを定められたい。

②電子指名債権（売掛債権の流動化）の導入の場合には、売掛債権まで記録しないと資金繰りが難しいのではないかといった風評リスクを懸念し、スキームへの参加を躊躇することのないよう適切な配慮をされたい。

③債務者と債権者双方が電子記録の請求の当事者であり、例えば債務者である親事業者（大企業等）が恣意的に請求を遅らせるなど、あってはならない事態を回避する仕組みを導入するなど、公正・公平性を確保されたい。

(4) 地域中小企業金融の円滑化

地域密着型金融（リレーションシップバンキング）については、地域の情報集積を活用するなど、地域の実情に合致したビジネスモデルが各地域金融機関で自主的に展開されるよう指導されたい。不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資など中小企業に対する目利きを発揮した融資や再生支援など、金融機関の体力差から二極化し、結果として中小企業者のニーズに対応できないといった事態から地域経済が疲弊するようなことにならないよう、金融機関の自主性を尊重しながらも地域経済の特性に十分配慮のうえ指導されたい。

(5) 信用補完制度の適正な見直し

すでに実施された保証料率の見直しに加えて、今後、部分保証制度の導入など、信用保証協会と金融機関との責任分担が行われることになっている。それをきっかけにして、貸し渋り等中小企業者の資金調達が阻害されることのないよう万全の措置を講じられたい。

なお、制度見直しによる中小企業の資金調達への影響等につき定期的フォローアップを行い、中小企業の利用者の声を聴いて、資金調達が広く阻害されることのないように取り組まれたい。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の拡充

小企業等経営改善資金（マル経）融資制度について、小規模企業の生産性向上の視点に立脚した見直しと拡充を図るとともに、利用者の利便性向上のため、以下の措置を講じられたい。

- ①平成 20 年 3 月 31 日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置（450 万円）の本枠への統合（1,000 万円）を図られたい。
- ②返済期間の特例措置（運転資金 5 年、設備資金 7 年）の恒久化を図られたい。
- ③生活衛生関係営業者に対する設備資金について、小企業等経営改善資金（マル経）の融資対象に追加されたい。
- ④小企業者と小企業者に準ずる者の区分の廃止を含めた見直しを図られたい。

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

依然として厳しい経営環境が続く中小企業の経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額および共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の 10%）を引き下げるなどの制度の見直しを図られたい。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の拡充

中小企業再生支援全国本部は、再生・経営人材の確保・派遣や、的確な資産査定の実施支援、先進的な再生ノウハウ等の共有等を通じ、地域における再生支援機能をさらに強化されたい。

また、全国に設置された早期転換・再挑戦支援窓口との連携をはじめ、地域金融機関、信用保証協会等、他の関係機関との連携も一層強化するとともに、小規模企業に対する再生支援について一層取り組みを強化されたい。

(2) 地域中小企業再生支援ネットワークにおける連携強化

地域中小企業の再生を一層促進させるためには、再生人材と再生のための資金供給を一体化させることが不可欠であることから、各中小企業再生支援協議会、中小企業再生支援全国本部および地域中小企業再生ファンドの連携を強化されたい。

(3) 再チャレンジのための相談支援の強化

新たな事業に向かって再挑戦する者を支援するための相談や、事業継続の見通しが見つからない事業からの早期撤退、そのうえでの債務整理等の手続きなどのアドバイスを行う相談窓口が平成 19 年度から全国に設置されたが、引き続き多様なニーズに対応するために、早期事業転換や再挑戦に必要な資金ニーズに対する金融支援制度を含めて支援機能を強化されたい。

(4) 地域再生・活性化のためのファンドの設立促進

中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」の積極的な活用等により地域再生を図るとともに、地域の新事業創出を支援する「地域中小企業応援ファンド」の設立および出融資を促進されたい。

(5) 事業再生手続きの迅速化と再生支援機関の連携推進

改正産業活力再生特別措置法の趣旨に則り、再生途上のつなぎ資金の円滑化などの金融支援や、信頼性の高い団体による事業再生 ADR の早期認定と活用を通じ、私的整理から法的整理への連続性を高め、事業再生手続きの迅速化を図られたい。

また、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、創設が検討されている地域力再生機構（仮称）は、それぞれの役割のもと、第三セクターを含め、地域の事業再生に向けた取り組みが効果的に進展するよう連携されたい。

IV 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化防止対策の推進には、「京都議定書目標達成計画」に示された「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に排出抑制を進めていく必要がある。しかし、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するという環境税は、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

なお、温暖化防止対策に関しては、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組むとともに、省エネルギー化の推進によって生産性向上、基盤強化につなげていくことが重要である。そのためにも、中小企業が大企業から省エネルギー技術等の提供による支援を受けて二酸化炭素（CO₂）削減に取り組む仕組みの構築や、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等を支援する措置を講じられたい。その際、既存の助成金の受付期間を通年化するなど、利用しやすい制度となるよう手続き面についても改善されたい。さらに、各地域において積極的な情報提供等により中小企業の取り組みや環境教育等の促進を図られたい。

V まちづくりの推進と地域産業の振興

1. まちづくりへの支援

政府は、コンパクトで賑わいのあるまちづくりが全国で進められるよう、まちづくり 3 法の改正趣旨を都道府県、市町村に徹底するとともに、中心市街地活性化に取り組む地域への支援を一層強化されたい。

(1) 商店街等の活性化対策の促進

①事業承継の円滑化と高度専門人材の派遣による空き店舗対策の徹底

小売商業者の高齢化や後継者不足等を主な原因として空き店舗が増えている。このため、新たに

事業承継支援センターの設立支援策を講じるとともに、小売商業者の経営基盤を強化するための高度専門人材の派遣等により商店街の活性化を図られたい。

②「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」の拡充

商店街等が行う、少子・高齢化、安全・安心などの課題に対応する取り組みを支援する「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」を拡充強化されたい。

特に、人々が暮らし、集う、賑わいのあるまちづくりに資するよう、商店街などにおける安全・安心機能の強化（ＡＥＤ設置等）や子育て支援、高齢者ケアサービス等への取り組みを促進されたい。

また、以下の事項を支援対象とされたい。

- ・商店街等における電子マネーの導入、仕入れの共同化等による生産性向上に向けた取り組み
- ・空き店舗を活用した新規開業支援、開廃業商店間の店舗入れ替え、公的サービスを提供する窓口の設置等、商店街全体としてテナントミックスを進める総合的な空き店舗対策
- ・災害により損壊あるいは老朽化したアーケード等、商店街共同施設の解体・撤去

③コミュニティビジネスの振興

地域が抱える社会的課題の解決にビジネスの手法を用いて取り組み、雇用の促進や地域の活性化に貢献する「コミュニティビジネス」をより一層振興するため、その役割や機能等についての普及啓発を促進するとともに、これを支援する機関を担う人材の発掘・育成の推進、成功モデルの他地域への紹介・普及を図られたい。

(2) 中心市街地活性化の促進

①中心市街地活性化対策事業の拡充・強化

イ) 認定中心市街地において、幅広い関係者の参画を得て実施する商業施設の整備等、まちづくりの取り組みに対し重点的に支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充強化されたい。また、中心市街地活性化協議会の設立・運営に関する支援を強化するための関連諸施策を大幅に拡充されたい。

ロ) 都市再生の推進を図るため、「まちづくり交付金」による、官民協働事業および複数市町村の連携事業への支援を強化されるとともに、「都市再生区画整理事業」を拡充されたい。また、街なか居住を進めるため、「住宅市街地総合整備事業」のほか、全国市街地再開発協会の「街なか居住再生ファンド」と「民間再開発促進基金」を拡充されたい。さらに、地域の活性化を推進する取り組みに対する資金供給の円滑化を図るため、「まち再生融資支援業務」を創設するとともに、地域の実情に応じた小規模事業の一体的な整備による地域の活性化を図るため、「まち再生出資業務」の面積要件を緩和されたい。

②歴史・文化および街なみを活かしたまちづくりの推進

各地が特色あるまちづくりを推進するため、歴史的・文化的に重要な施設の保存・復原、周辺の整備、当該施設を活用したソフト事業を推進する「歴史的環境形成総合支援事業」を創設されたい。また、良好な街なみの形成・保全のため、「街なみ環境整備事業」を拡充されたい。さらに、多様な取り組みによる中心市街地の活性化を推進する「暮らし・にぎわい再生事業」について、地域固有のまちなみを活かした整備・改修や市街地再開発事業等の事業手法を活用した防災安全性の確保、都市機能の更新に対する支援を図られたい。

③都市・地域における総合的な都市交通施策の推進

都市・地域における交通問題を解決・改善するため、「都市交通システム整備事業」を拡充されたい。また、地域公共交通活性化・再生法の趣旨に基づき、関係者が連携して、自主的・積極的に地域公共交通の活性化および再生に取り組む地域を重点的に支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」を創設されたい。

④都市と地方の連携等による地域活性化の推進

地方の魅力ある地域づくりを支援するため、都市と地方の市町村、NPO等の連携による先導的な交流や都市機能の集約をハード・ソフト両面から支援する「都市地方連携推進事業」を推進されたい。

また、都市と農山漁村との共生・対流を促進するため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」および「広域連携共生・対流等推進交付金」を拡充されたい。

2. 観光振興による地域活性化の推進

(1)「観光立国」の実現に向けた体制づくり

国をあげて観光振興を図り真の観光立国を実現するためには、観光行政を各省庁の枠を超え一元的かつ迅速に推進することが重要であり、その推進母体として「観光庁」の新設が強く望まれる。

(2) 観光振興による新しい「くにづくり」・「まちづくり」

各地域において、国際競争力の高い魅力ある観光地の整備を進めるため、新たに地域観光圏・広域観光圏（仮称）の形成支援策を講じるほか、「観光ルネサンス事業」、「街なみ環境整備事業」、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」、「広域・総合観光集客サービス支援事業」、「地域資源∞全国展開プロジェクト」、「エコツーリズム総合推進事業」等各省庁の観光振興支援策を抜本的に拡充されたい。

このほか、産業遺産・施設や稼働中の工場など、観光対象になり得る地域資源の整備・保全・管理に関し、支援を強化されたい。

なお、各地域における観光振興は、まちづくりと一体的に進めることが不可欠であるため、特に、改正まちづくり3法に則って、中心市街地活性化を進めようとする地域においては、各省庁の観光振興施策を優先的に活用できるよう措置されたい。

(3) インバウンド振興のための諸施策の推進

国際競争力があり、ホスピタリティあふれる観光地形成のため、訪日旅行者への案内情報、通訳支援および出入国審査の充実など、受入体制整備を強力に進めるとともに、それら旅行者の満足度を高めてリピーター化を促進するため、ビジット・ジャパン・キャンペーンのバージョンアップを図られたい。

(4) 観光振興のための基盤づくり

観光旅行の促進や魅力ある観光地づくり推進のため、連続休暇の増加や休暇分散化のための環境整備、「ボランティアガイド人材育成事業」の創設や「広域連携共生・対流等対策交付金」の拡充による人材の確保・育成支援、「LRTシステム整備費補助」の拡充や「観光客のための道路案内システムの構築」等の交通アクセスや案内システムの整備を図られたい。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

地域資源を活用した新事業活動の促進に向け、総合的な施策パッケージである「中小企業地域資源活用プログラム」を拡充強化されたい。具体的には、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド育成支援事業」を拡充するとともに、新たな取り組みの掘り起こしや地域資源の価値向上を図るため、地域中小企業と外部人材とのネットワークを構築する活動等に対して支援を行う「地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業」を拡充されたい。また、生活関連産業（日用品）が世界で通用するブランドを構築する取り組みを支援する「生活関連産業（日用品）ブランド育成事業」を拡充されたい。

(2) 企業立地支援に向けた関連施策の拡充

今般、成立・施行された「企業立地促進法」に基づく関連支援施策および関係各省連携施策の強化・拡充を図られたい。

具体的には、地域産業活性化協議会の基本計画策定や専門家を活用した誘致活動等を支援する「地域企業立地促進等事業費補助金」、企業立地促進および産業集積活性化のために必要な共用施設整備を支援する「地域企業立地促進等共用施設整備費補助金」、地域における自発的な雇用機会の創出を推進する「地域雇用創造推進事業」を拡充されたい。

(3) 対日直接投資と海外地域間交流の促進

地域への対日直接投資促進を図るため、「外国企業誘致地域支援事業」を強化されたい。

また、日本貿易振興機構（JETRO）が実施している、わが国の特定地域と海外の特定地域との産業交流の活発化を目指す「地域間交流支援（RIT）事業」を拡充されたい。

VI 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備

幹線道路や空港・港湾などのインフラは、わが国経済のダイナミズムの源泉である中小企業がさらに発展するための基盤であり、国の責任において整備すべき公共財である。地域間格差の是正を図り、国際競争力を強化するためにも、インフラ整備を早急に進める必要がある。

1. 地方幹線道路等の早期整備

政府は、平成18年12月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、平成19年中に道路整備の中期計画を作成することとしているが、地域間格差是正および地域活性化のために真に必要な道路の早期整備に向けた、実効性のある整備計画を策定されたい。また、そもそも道路整備のためとして賦課された財源は、必要とされる道路計画が残っている限りその整備に投入するのが筋であり、幹線道路網を構成する真に必要な道路を早急に整備されたい。

2. 国際競争力強化に向けた空港および港湾の整備促進

(1) 首都圏空港の機能強化と主要中枢空港等の戦略的な活用

わが国の効率的な航空ネットワーク形成のため、首都圏空港（成田・羽田）の機能強化（空港空域容量の拡大）と一体的な活用を戦略的に進められたい。過去の経緯に捉われず、利用者の利便性向上のため、羽田の国際線、成田の国内線の規模の拡大や首都圏三環状道路等の空港アクセスの整備は不可欠である。また、ゲートウェイ空港として、国際拠点空港（関西・中部）や主要中枢空港（新千歳・

福岡等）の国際化（オープンスカイ）を推進し、国際線・国内線乗り継ぎ機能の強化や空港アクセスの充実を図る等、効率的な受け入れ体制の確立を図られたい。

利便性とコスト面での優位性の確保として、貿易手続きの簡素化や柔軟なC I Q体制の実現に加え、国際的に割高な着陸料やアクセス料金等の航空関連コスト低減のため、さらなる一般財源の投入等の負担軽減策を図られたい。なお、各地域において、地域活性化、観光振興等の観点から、官民一体で戦略的な空港の活用・整備計画を策定されたい。

（２）拠点となる港湾の利便性やコスト面における国際的な優位性の確保

港湾コストの引き下げやリードタイム短縮に向けて、スーパー中枢港湾の整備拡充や貿易手続改革プログラムの早期実現による港湾手続きの簡素化等を図られたい。また、効率的な港湾運営を実現するため、広域ポートオーソリティーの設立に向けた港湾制度の抜本改革を進めるべきである。一定規模以上の主要港については、官民一体で国家として最適な港湾の整備・運営計画を策定されたい。

また、隣港地域の戦略的な活用や内陸部の製造拠点や地方港湾とスーパー中枢港湾との有機的な道路・鉄道・内航等の総合的な交通ネットワークを構築する等、地域活性化に港湾を有効活用できる環境を整備されたい。

VII グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

わが国企業の対外ビジネスの円滑な展開を可能とするため、政治のリーダーシップのもと、経済的に相互依存関係の深い東アジア諸国をはじめ、エネルギーおよび食料安全保障の観点から重要な国・地域との間で、貿易・サービスの自由化のみならず投資や知的財産分野のルール整備、中小企業分野での協力等の経済協力などを含む質の高いE P Aを、戦略的、かつ、スピード感をもって拡大されたい。また、こうしたE P Aの進展に伴い、国内の地域産業や中小企業が厳しい環境に直面することも予想されるため、それらへの配慮とともに、地域産業や中小企業がそれに対応できる体質強化のための環境整備に努められたい。

さらに、締結されたE P Aが多くの企業に活用され、その便益が享受できるよう、引き続き原産地規則など制度の普及等に努めるとともに、特定原産地証明書のより円滑な発給体制を構築するために必要な支援措置を講じられたい。

2. 東アジア等へ海外展開する中小企業への支援の拡充

中国、アセアンなど東アジア諸国等へ海外展開を図ろうとする中小企業およびすでに進出済みの現地法人等に対して、在外日本人商工会議所など関係機関による現地の投資・経営環境に関する情報提供や相談指導、低利融資制度、専門家派遣事業等による現地日系企業の人材育成などの各種支援措置をさらに拡充するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、日本貿易振興機構（J E T R O）など関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援をさらに拡充されたい。また、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

Ⅷ 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度や子育て支援助成金の拡充、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与への柔軟な対応等、中小企業の自主的な両立支援への取り組みを支援する政策を拡充されたい。現在、労働時間短縮の目標値の導入等が検討されているが、企業の実情を無視した規制を伴う政策は、企業経営や雇用のみならず、経済にも悪影響を与えかねないことから反対する。

また、東京都の認証保育所制度等を参考に、都市型の多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とするだれもが利用できるよう、現行の認可保育所制度を抜本的に見直し、直接契約制度の導入、保育料設定の原則自由化、地域の実情に応じた面積基準や保育従事者資格基準の緩和、施設設置運営に対する国の財政支援等、政府は、企業の従業員等が仕事と子育てを両立しやすい環境整備を進められたい。

2. 若年者・女性・障害者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

今後、労働力の減少を抑え、経済社会の活力を維持するためには、より多くの人材が意欲と能力を発揮し社会の支え手となることが重要である。特に、就労の機会に恵まれない若年者、女性、障害者等にとって、適切な職業能力形成および就業の機会を提供するため、各省庁でそれぞれ行っている教育・雇用・産業に係る政策の連携推進、人材育成への政策資源の重点的投入と効率的な活用を図られたい。

(1) 「ジョブ・カード制度」の創設・普及

職業能力形成プログラム等を通じた職業教育や取得資格をはじめ、職業能力評価・証明、就労支援までを一貫して担う「ジョブ・カード制度」については、効率的かつ実効性のある恒久的な仕組みを官民連携により早急に構築し、求職者支援のみならず、制度を通じた円滑な人材の橋渡しにより、企業の人材確保に寄与するものとされたい。

特に、わが国の雇用の7割を担う地域中小企業にとって人材確保・育成に資する使いやすい仕組みとすべきであり、企業の人材ニーズに基づく実践的な職業能力の形成に向けたプログラムを開発・提供するとともに、就職希望者と求人企業の双方のニーズを的確に把握しマッチングを行う仕組みを構築するため、マッチングに係る情報公開に資する新たなデータベース化を図るとともに、商工会議所等民間が有するコンテンツや評価に関するノウハウ、ネットワークを有効に活用されたい。

また、本制度の普及を図るため、制度推進の拠点を全国に設け、地元企業、教育機関、経済・業界団体等の連携により、官民一体で地域に密着した事業展開を図られたい。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

ジョブカフェに、ワンストップサービスセンターとしての機能に加え、人材育成を担う各種民間教育機関と人材を活用する企業とを結びつけるコーディネーターとしての機能を持たせることにより、企業と教育機関の連携を強化されたい。

併せて、中小企業の魅力を地域の若年者に伝えるため、ジョブカフェなどを活用した「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」を引き続き推進するとともに、地方自治体においては「ジョブカフェモデル事業」の成果を活かすなどにより、若年者の就職支援に関する具体的な取り組みを進められたい。また、中小企業に入社する最近の若者のコミュニケーション能力不足等に鑑み、大学における社会人基礎力の育成・評価の取り組みを引き続き推進されたい。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用が促進されるよう実施期間の延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(4) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステム、実践型人材養成システム（実習併用職業訓練）などの制度について、教育機関や受け入れ企業が連携してキャリア教育・職業教育を推進できるよう、省庁の壁を越えた政策連携を強化されたい。

また、教育支援に積極的に取り組む企業に対し、企業の取り組みのインセンティブが働くよう支援を拡充するとともに、地域産業の発展、地域の活性化を担う人材を育成していくうえで重要な役割を果たしている商工会議所のインターンシップ等の事業に対して、一層の支援を図られたい。

(5) 障害者雇用の促進

障害者雇用を促進するにあたっては、企業内施設のバリアフリー化など雇用に先立つ職場環境の整備や、障害者の職業能力開発の機会の充実をはじめ、雇用してからの体制整備など、それぞれの段階に応じて、かつ、企業規模に応じて、障害者の雇用を進めやすい環境の整備を図るため、中小企業に対する支援策を拡充されたい。

なお、厚生労働省の研究会報告書において、法定雇用率に満たない企業に課される障害者雇用納付金制度の適用対象を、現在、適用除外とされている従業員 300 人以下を対象とすることを検討することが適当、とされたが、厳しい経営環境を強いられている中小企業の実態を踏まえ、適用対象については慎重に検討されたい。

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および研修・技能実習制度の拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略の一つであり、特に、以下の事項に重点的に取り組まれたい。

① 専門的・技術的分野における人材の受け入れ拡大

専門的・技術的分野の優れた知識・技能を有する外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など、制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行われたい。

また、経済連携協定（E P A）に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本への受け入れについて、日本語および専門分野の能力確保を前提に、受け入れの道を開かれたい。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備し、人材不足が深刻化している中小企業において、高度外国人材の受入を促進するため、「アジア人財資金構想」を着実に推進されたい。

② わが国で不足が予想される分野における人材の受け入れ拡大

今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理のもとに外国人労働者を受け入れる制度を創設されたい。全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。

先に、長勢前法務大臣が私案として、専門的技術的分野以外分野で一定の管理のもとに外国人が就労する新たな仕組みを提案されたことは評価するものであるが、関係省庁におかれては、緊密な連携を図り、わが国経済の活力強化の観点から、実効性のある制度となるよう、早急に検討されたい。

(2) 研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

研修・技能実習制度が適正に実施されるよう制度を見直すとともに、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・再技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や技能実習移行対象業種の拡大、夜間・深夜における研修の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国および国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。

なお、再技能実習の制度化については、団体受け入れ型、企業受け入れ型のいずれも実施可能となるような制度とされたい。

また、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的に規制を緩和されたい。

4. 雇用保険二事業の抜本的見直し

雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業が廃止されたことについて一定の評価はできるが、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、残る二事業についても、引き続き、廃止を原則として徹底的な評価を行い、料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の約7割を支えている中小企業における従業員の老後生活の充実と安定に繋がるよう、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

特に、企業年金の運用資産に課税する特別法人税については、掛金の拠出時および運用時は非課税、給付時は課税という年金税制の原則に立ち返り、凍結の期限（平成20年3月31日）を待つことなく直ちに撤廃するとともに、確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げおよび掛金の本人拠出（マッチング拠出）の容認、加入対象者の見直し、特段の事情がある場合の中途引き出し要件の一層の緩和、年金資産を担保とした借入制度の創設、中小企業退職金共済（中退共）から確定拠出年金制度への移換の容認等の支援措置を講じられたい。

(2) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備を図り、適格退職年金の非課税移換を実現されたい。

以 上

平成 20 年度小規模事業対策に関する個別要望事項

三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量で実施されているが、財政事情等により小規模事業対策予算の縮小が行われている地域が見られる。小規模事業対策が大きく後退することのないよう十分かつ安定的に予算を確保し、確実に執行すべきである。

各都道府県においては、小規模事業者等への支援強化は、地域経済社会の振興と安定をもたらし、地方財政にも資することを再認識され、次の 2 点について政策的配慮をお願いしたい。

- (1) 小規模事業者に対する経営改善普及事業等の従前どおりの実施、および、そのための平成 20 年度小規模事業対策予算の確保。
- (2) 小規模事業者への相談指導事業の人的体制が後退することのないよう、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保。

政府においては、地域の自主性を尊重することを前提としつつも、国としての基準や考え方を定めて、指針等の形で都道府県に提示し、地方自治体において十分な予算化が図られるよう責任をもって対応されたい。

また、小規模事業対策に関する個別要望事項は、以下のとおりである。

(1) 小規模企業経営支援情報・金融連携事業**599,810 千円**

記帳・会計等において I T を活用することで、財務の透明性を向上させ、経営課題を明確化するなど、小規模企業の基礎的経営力の強化を図るとともに、小規模企業の情報システムを整備し、活用することによって経営力を向上させる小規模事業者に対し、マル経融資等金融サポート機能を拡充されたい。

なお、具体的なシステムの設計においては、すでに商工会議所で運用されている各種情報管理システムを活かすなど、情報の利用者・管理者の負担に配慮されたい。

(2) 小規模企業先進的経営支援体制構築事業**3,699,902 千円**

地域に先進的なモデル拠点を整備し、コーディネーター（生産性向上特別指導員）による団塊世代の企業 O B など技術・ノウハウを有する高度専門人材の派遣等を通じ、I T 化、販路拡大等、小規模事業者等の抱える固有の諸課題に対応し、経営力の向上および将来の成長に向けた努力を重点的・集中的に支援されたい。

(3) J A P A N ブランド育成支援事業**1,310,078 千円**

地域には、技術、ノウハウ、伝統、文化など、特色ある資源が多数存在しており、こうした資源を活

用することにより、世界市場でも通用する製品・サービスの開拓が可能である。そのためには、地域の事業者が協働して消費者ニーズを踏まえた製品開発と積極的な情報発信を行いブランド力の育成・強化を図ることが重要である。

このため、商工会議所等が主体となり、地域の小規模事業者等と一丸となって、世界で通用する高いブランド力（J A P A Nブランド）を確立しようという先進的な取り組みについて重点的に支援されたい。

（４）小規模事業者新事業全国展開支援事業

2,516,776 千円

地域経済の活性化のためには、地域の小規模事業者が全国規模の市場へ向けた事業展開を行うことが重要である。しかし、消費者ニーズはますます高度化・多様化しており、これらのニーズを的確に踏まえた製品作りなどを行うことが重要である。

このため、全国団体等と各地の商工会議所等が連携し、小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開に対する支援事業を実施されたい。

（５）創業人材育成事業（創業塾等）

1,615,163 千円

創業や小規模企業の新事業展開を促進するため、全国の商工会議所等において「創業塾」および「経営革新塾」を開催し、創業のための実践的な能力の修得や、新事業展開に必要な経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援されたい。

（６）経営改善普及事業に関する指導

292,285 千円

消費者ニーズの高度化・多様化、技術革新、情報化、国際化の進展など、小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、全国の商工会議所等において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応をはじめ、ニーズに応じた専門家の派遣や人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援する事業（経営改善普及事業）を実施している。

このような経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国団体を通じた商工会議所等に対する指導や情報提供に対し支援をされたい。

（７）全国統一演習研修事業

119,805 千円

小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業、経営革新につながる提案型指導を一層充実させるため、商工会議所等に配置された経営指導員の資質のさらなる向上を図ることが必要である。

このような状況を鑑み、全国統一のカリキュラムによるインターネット上での能力開発システムをさらに改善し、全国の商工会議所等の経営指導員を対象にした研修を強化されたい。

(8) 小企業等経営改善資金融資補給金(マル経)

3,600,000 千円

中小企業のうち特に小規模企業は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれている。

小企業等経営改善資金(マル経)融資制度は、こうした状況に鑑み、商工会議所等による経営指導を通じて、国民生活金融公庫が無担保・無保証人で融資を行い、もって小規模企業の経営の改善を図るべく、昭和48年に制定されたものである。制度の円滑な運営のために国民生活金融公庫に対し、財政措置を講じられたい。

(9) 経営安定特別相談事業

40,857 千円

倒産の危機に直面した中小企業者について、経営的に見込みのあるものについては関係機関等の協力を得て再建の方策を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることにより、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止するため、全国の主要商工会議所等に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業者からの相談に応じる体制を整備している。(経営安定特別相談事業)

経営安定特別相談事業を円滑かつ効率的に実施するため、全国団体が実施する指導や情報提供に対し支援されたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党、全国知事会、各都道府県知事

<実現状況>

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

○「平成20年度中小企業関係施策に関する要望(平成19年6月)」参照。

II 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

1. 中小企業の生産性向上の推進等

(1) 「小規模企業先進的経営支援体制構築事業」の創設

○「地域力連携支援拠点事業(経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業)」が創設されることとなった(20年度51.6億円)。「応援コーディネーター」が中心となり小規模企業をはじめとする中小企業の(1)経営力の向上、(2)創業・再チャレンジ、(3)事業承継といった課題対応について支援する拠点が全国300カ所程度整備され、さらに、あらゆる事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」が全国に100カ所(上記300カ所の内数)程度整備され

る。

(2) 「新現役チャレンジ支援事業」の創設

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) 小規模企業の経営力強化・金融支援との連携のための情報システム整備

○経営指導期間の短縮化や審査会省略要件の拡大を含めたマル経の改定と連動し、かつ、すでに商工会議所で運用されている各種情報システムを活かすことで情報の利用者・管理者の負担を回避することとなった。

(4) S B I R 制度の高度化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(5) 中小企業の I T 化支援策の総合的推進

① デジタルデバイド（情報格差）の解消

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

② インターネット活用型経営支援システムの開発

○ S a a S ・ A S P などインターネットを活用した I T 経営支援システムの開発・普及、I T を活用した記帳・会計の支援、財務情報等のデータベース化などにより、財務状況や経営課題の明確化を通じて、中小企業・小規模企業の経営力向上を促すために、39 億円が新規に予算化された。

③ 電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

④ 民間認証局の行政手続用電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(6) 下請取引等の適正化と下請事業者への配慮

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(7) 企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

2. 事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

(1) 事業承継支援センターの設立支援と研修・セミナーの強化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 事業承継時における金融面での支援

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) 遺留分等相続法上の問題に対する対応

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

3. 創業・経営革新とものづくり技術力強化支援

(1) 創業・経営革新支援策の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(4) 産学連携による人材育成

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(5) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

4. その他

(1) 裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

Ⅲ 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

2. 中小企業金融機能の維持・強化

(1) 政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮のための条件整備等

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) 中小・小規模事業者の利便性に配慮した電子記録債権制度の創設

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(4) 地域中小企業金融の円滑化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(5) 信用補完制度の適正な見直し

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

○実現せず。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 地域中小企業再生支援ネットワークにおける連携強化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) 再チャレンジのための相談支援の強化

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(4) 地域再生・活性化のためのファンドの設立促進

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(5) 事業再生手続きの迅速化と再生支援機関の連携推進

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

IV 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

V まちづくりの推進と地域産業の振興

1. まちづくりへの支援

(1) 商店街等の活性化対策の促進

①事業承継の円滑化と高度専門人材の派遣による空き店舗対策の徹底

○中小企業庁は 20 年度、全国 300 カ所に先進的な支援拠点を設置し、事業承継の円滑化を推進することにより商店街における空き店舗対策を図るとともに、個店の経営力向上に向けた専門人材の派遣等を実施するため、「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業」を新たに創設。

②「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

③コミュニティビジネスの振興

○中小企業庁はこれまでの「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」を、「中小商業活力向上事業」と名称変更し、20 年度においても引き続き育児サービスや高齢者へ対応する施設等への支援を継続して実施する。

(2) 中心市街地活性化の促進

①中心市街地活性化対策事業の拡充・強化

○国土交通省は、「都市再生区画整理事業」について、重点地区の事業タイプ再編等の支援措置の拡充を行い、36 億円を予算化（19 年度 36 億円）。また、「住宅市街地総合整備事業」の補助対象を拡充し、空き家・空き店舗等の活用に要する費用を追加。「まち再生出資業務」の面積要件を 0.5ha から 0.2ha に緩和。

○「民間再開発促進基金」の拡充、「まち再生融資支援業務」の創設は実現せず。

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

②歴史・文化および街なみを活かしたまちづくりの推進

○国土交通省は、「歴史的環境形成総合支援事業」を創設し、52 億円を予算化。また、「街なみ環境整備

事業」の対象を拡充し、歴史的風致形成建造物の買取費、移設費、修理費、復原費等を追加。

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

③都市・地域における総合的な都市交通施策の推進

○国土交通省は、「都市交通システム整備事業」を拡充し、地区要件に先導的都市環境形成計画の区域等を追加。また、「地域公共交通活性化・再生総合事業」を創設し、30 億円を予算化。

④都市と地方の連携等による地域活性化の推進

○地方の条件不利地域における公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村・NPO等が行う既存ストックを活用した施設整備等を支援する集落活性化推進事業を創設するとともに、都市と農山漁村との共生・対流のあり方等について検討するため、集落活性化推進経費等として 12 億円を予算化（19 年度 13 億円）。

○農林水産省は、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を拡充し、地域の既存ストックを活用して一定規模での宿泊体験活動の受け入れを行う宿泊体験活動受け入れ拠点施設整備等を対象に追加。約 305 億円を予算化（19 年度 340 億円）。

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

2. 観光振興による地域活性化の推進

（１）「観光立国」の実現に向けた体制づくり

○国土交通省は、19 年 6 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、20 年 10 月を目途に「観光庁」を設置する予定。

（２）観光振興による新しい「くにづくり」・「まちづくり」

○国土交通省は、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏の形成のための取組みを強力に支援するため「国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業」を新設し、2.8 億円を予算化。

○国土交通省は、地域に根付く産業等を活かした観光サービスの起業や外客満足度向上等に取り組む民間の活動を支援する「観光ルネサンス事業」について、1.4 億円を予算化（19 年度 3.6 億円）。

○国土交通省は、良好な街なみの形成・保全を図るため、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行う「良好な街なみの形成等（街なみ環境整備事業）」を拡充し、25 億円を予算化（19 年度 24 億円）。

（３）インバウンド振興のための諸施策の推進

○国土交通省は、長期滞在型観光、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等の地域独自の魅力を活かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援する「ニューツーリズム創出・流通促進事業」について、55 百万円を予算化（19 年度 80 百万円）。

（４）観光振興のための基盤づくり

（「中小企業地域資源活用プログラム」116.8 億円の内）

○経済産業省は、地域の特色のある産業や工場、商店街、異業種等を観光資源として集客強化に結びつけ、観光・集客サービスの競争力を強化する取組みを支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」を拡充し、3.7 億円を予算化（19 年度 3.2 億円）。

○環境省は、エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意

工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する「エコツーリズム総合推進事業費」について、1.3 億円を予算化（19 年度同額）。

○中小企業庁は、地域の小規模企業による、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所が小規模企業と協力して進める特産品開発、観光資源開発及びその販路開拓に対して幅広く支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト」について、24.6 億円を予算化（19 年度 25.1 億円）。

○法務省は、観光立国の実現と交流人口の拡大を目指し、大都市圏拠点空港の機能強化、空港の利便性向上を図るため、空海港での出入国審査の待ち時間の長期化など、旅行者にとってのマイナス要因を解消するためのソフト・ハードのインフラ整備を推進する「観光立国実現のための出入国審査の充実」について、4.4 億円を予算化（19 年度同額）。

○国土交通省は、訪日旅行者の満足度を高めリピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、わが国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取り組むほか、ＩＣカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。併せて、国際会議の開催・誘致を推進する「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト等による国際観光の振興」を拡充し、35 億円を予算化（19 年度 34 億円）。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

（１）地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

○「生活関連産業（日用品）ブランド育成事業」について、0.9 億円を予算化（19 年度 1.1 億円）。19 年度は（社）国際家具産業振興会。

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

（２）企業立地支援に向けた関連施策の拡充

○「地域企業立地促進等共用施設整備費補助金」について、18.1 億円を予算化（19 年度予算額 20.1 億円）

○「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」について、45.9 億円を予算化（19 年度 16.7 億円）。改正地域雇用開発促進法等に基づく地域雇用対策の推進に関し、全体で 268 億円を予算化。

（３）対日直接投資と海外地域間交流の促進

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

VI 地域間格差の是正と国際競争力強化のためのインフラ整備

1. 地方幹線道路等の早期整備

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

2. 国際競争力強化に向けた空港および港湾の整備促進

（１）首都圏空港の機能強化と主要中枢空港等の戦略的な活用

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 拠点となる港湾の利便性やコスト面における国際的な優位性の確保

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

Ⅶ グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

2. 東アジア等へ海外展開する中小企業への支援の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

Ⅷ 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

2. 若年者・女性・障害者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

(1) 「ジョブ・カード制度」の創設・普及

○ジョブ・カード制度については、19 年 5 月より有識者、経済界および労働界の代表者からなる「ジョブ・カード構想委員会」（商工会議所代表：小沢一彦・横須賀商工会議所会頭）において検討開始、同年 12 月に最終報告がとりまとめられ、20 年度よりスタートすることとなり、予算案においてジョブ・カード制度創設のために全体で約 174 億円が計上された。

○本制度は、求職者が自らの職務経歴や教育訓練経歴、取得資格などの情報をジョブ・カードにまとめて記載することで、求職者のもつ職業能力を客観的かつ具体的に提示し、求人企業とのマッチングを促進するもので、就職困難者に対しては企業実習と座学を組み合わせた職業訓練プログラムも用意されており、就職支援のみならず制度を通じた円滑な人材の橋渡しにより、中小企業の人材確保にも寄与するもの。ジョブ・カードには商工会議所検定資格が記載可能となっているほか、本制度には民間が持つ人材育成に関する各種コンテンツやノウハウ等が盛り込まれることになっている。

○本制度の円滑な実施を推進するため、全国規模でジョブ・カード制度の普及と訓練プログラム実施企業の開拓・支援を行うため、日本商工会議所に「中央ジョブ・カードセンター」を設置、「地域ジョブ・カードセンター」を担う各都道府県商工会議所連合会または都道府県庁所在地商工会議所等、および制度普及の拠点となる各地商工会議所と緊密な連携のもと、地方公共団体や教育機関、経済・関係団体等との協力体制を構築し、本制度の普及促進を図ることとなっており、そのための予算として約 25 億円（前述の約 174 億円の内数）が計上されている。

○さらに、本制度の総合案内やジョブ・カード様式等を提供するホームページの作成、本制度への参加希望企業や教育訓練機関、求職者に関する情報の登録・公開等を行う「職業能力形成プログラム登録システム」の構築が予定されている。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

○ジョブ・カード制度の一環として、フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等、職業能力形成機会に恵まれなかった者を対象に、企業現場における実習（O J T）と、教育訓練機関における座学（Off-J T）を組み合わせた訓練を実施し、訓練実施企業またはほかの企業における常用雇用を目指す「有期実習型訓練」が創設されることとなり、職業訓練制度の拡充が図られた。

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(4) キャリア教育・職業教育の推進

○ジョブ・カード制度の取組みを通じて、産業政策および雇用政策において、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省等関係省庁との連携が図られることとなった。

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(5) 障害者雇用の促進

○労働政策審議会障害者雇用分科会において、短時間労働者の雇用率算入や、法定雇用率未達成企業が徴収される障害者雇用納付金制度の対象（現行は 301 名以上の企業）を段階的に拡大することを盛り込んだ意見書が、19 年 12 月にまとまり、同法案では、22 年 7 月から 201 名～300 名、27 年 4 月から 101 名～200 名の企業に対象を拡大する。拡大に際しては各 5 年間、納付金額を減額する。厚生労働省は、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を作成、3 月 7 日に同法律案の国会提出について、閣議決定がなされた。20 年の通常国会で審議が行われる見込み。

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および研修・技能実習制度の拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

4. 雇用保険二事業の抜本的見直し

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

(2) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

○「平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 19 年 6 月）」参照。

以 上

14. 平成 20 年度税制改正に関する要望

平成 19 年 9 月 19 日

日本商工会議所

わが国経済は、全体として回復軌道に乗ってきたものの、消費などの内需はなお力強さに欠け、地域経済や中小企業においては、依然として厳しい状況が続いているところも少なくない。また、原材料・原油価格の高止まりや米国など海外の経済の先行きおよび為替・金利の動向などの不安要因も存在している。こうした現状において、早期にデフレを脱却し、全国の地域や中小企業も実感できるような一段の景気回復が強く望まれている。

国際的にはグローバル経済が進展し、国内的には本格的な少子高齢社会が進む中、わが国は様々な課題に直面しており、今後、財政再建を進めつつ、活力にあふれ、安心・安全な社会を実現していくためには、何よりもまず、可能な限り高い経済成長の達成が必要不可欠であり、経済成長をわが国が抱える諸課題の解決策の基本として経済・財政の運営を図ることが肝要である。

地域経済の活力の源泉であり全企業数の 99%を占め雇用の 7 割を支える中小企業の活力増進なくして、持続的かつ安定的な経済成長はありえない。中小企業の自助努力による技術革新や新事業創出を前提としつつ、果敢にチャレンジする中小企業の底上げ・生産性向上を強力に支援することが不可欠であり、とりわけ税制は、企業行動に直接の影響を与えることから、企業の活力を強化し、わが国の国際競争力の向上に資する見直しを行うべきである。

一方、景気回復に遅れが見られる地域経済を活性化する取り組みも極めて重要である。そのため、地方分権を推進し、各地域が自らの潜在力をフルに発揮できる制度にするとともに、地域活性化に資する取り組みへの支援や地域に企業や住民を引き寄せることができる政策（税制措置含む）を是非とも講じる必要がある。さらには、地域間格差の是正および地域の活性化のためにも、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、道路整備のためとして賦課された財源を全て投入し、地方幹線道路など真に必要な道路を計画的かつ早期に整備すべきである。

また、財政再建にあたっては、まず極力高い経済成長の達成による税収の自然増を図り、併せて徹底的な歳出削減の実施により、増税に頼ることなく、基礎的財政収支の均衡化を図る必要がある。そのためには、成長戦略の実現により経済成長を確実に実現していくことが第一であり、全国あまねく景気回復の実感が持てない現段階で、国民や企業の負担増につながる増税についての議論は、経済・社会に多大な影響を与えるので慎重に対応する必要がある。

なお、来年度予算概算要求において、社会保障関係費抑制の一環で、政府管掌健康保険への国庫負担を削減し、その削減分を民間企業による健康保険組合などに強制的に肩代わりさせる方針が示されたが、歳出削減の名を借りた実質的な増税であり到底許されるものではない。

以上を踏まえ、日本商工会議所では、平成 20 年度税制改正にあたり、「経済成長なくして財政再建なし」という基本に立ち、引き続き、成長力の強化や生産性の向上を経済政策の基本に位置づけ、経済成長を促進する観点から、以下の事項の実現を強く要望する。

I. 重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 包括的な事業承継税制の確立

中小企業は、地域の雇用、技術・ノウハウの確保、地域共同体の文化・伝統の保持など、多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っている。こうした中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化を実現するために不可欠である。

中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題が、急速に深刻化する中、地域の中小企業が、事業を承継する段階において発生する事業用資産に対する過度な相続税の課税や民法の遺留分制度などの問題により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、それが生み出す雇用機会を喪失させ、地域の活力が削がれ地域経済ひいてはわが国経済にとって大きなマイナスをもたらすことになる。

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代にとどまらず、従業員の生活、取引先や関連企業等の事業・経営、さらには地域社会にも影響を及ぼすものであり、税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべきである。

諸外国における相続税制については、欧州では近年、国の重要政策として雇用創出や競争力強化等の観点から事業用資産に対する軽減措置が相当程度、拡充されており、また、経済連携協定の締結等によりさらに競争が熾烈となるアジア諸国においては、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。経済のグローバル化がますます進展する中、わが国の中小企業が事業承継にあたり極めて高い相続税負担を負わなければならない事態を一刻も早く是正し、中小企業の競争力強化のための条件整備を進める必要がある。

このため、事業承継問題を、地域経済と雇用を支える中小企業の成長力底上げや活力強化、ひいては日本経済の活性化に向けた最重要政策と位置づけるべきであり、中小企業経営者の事業承継においては、本来、事業用資産に係る相続税を非課税とすべきである。まずは、欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべきである。

併せて、取引相場のない株式の評価の見直し、相続法上の問題（遺留分等）への対応などを図りたい（詳細は別紙「平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望」を参照）。

(2) 中小企業等の成長力底上げや生産性向上に資する税制措置

少子高齢化と人口減少、新興諸国の追い上げ等による国際競争の激化に直面している中、わが国経済の活力を高め持続的な成長発展を実現するためには、研究開発や新事業創出、新分野への進出に果敢に挑戦する意欲的な中小企業等への支援が極めて重要である。このため、中小企業等の成長力の底上げや生産性の向上に資する税制措置を講じる必要がある。

① IT投資の促進（中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長）

ITの活用は、企業の生産性を向上させ、競争力を高める極めて有効な手段であるため、現在、中小企業のIT・ソフトウェア等への投資を支援する中小企業投資促進税制（税額控除7%または特別償却30%）や高度な情報セキュリティ強化のための情報システム投資を支援する情報基盤強化税制（税額控除7%または特別償却35%）が措置されている。

しかしながら、中小企業の生産性向上に資するデータベース管理ソフト等の中には優遇対象でな

いソフトウェアがあるため、支援措置を受けられない中小企業が存在している。このため、中小企業投資促進税制について、対象となるソフトウェアの拡充等を行った上で、適用期限の延長を図るべきである。

また、中小企業が顧客データ管理などの情報システム一式全てを、自ら購入（またはリースにより導入）し、維持・更新まで自前で行うことは困難であるが、米国では、中小・小規模企業を中心に、インターネット経由で安価で顧客・人事・財務管理など情報処理を行うサービス（SaaS、ASP（※））が急成長している。さらに、日米のIT活用状況を比較すると、IT利活用ステージにおいて、日本は情報システムを部門内だけで活用する段階にとどまっているものの、米国は部門間・企業間の壁を超えて情報システムを企業内・取引先等も含めた企業間で最適に活用する段階に進んでいる。

このため、情報基盤強化税制について、中小企業のIT投資による生産性向上の観点からITのサービス化（SaaS、ASP）を支援対象に追加するとともに、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援の拡充を行った上で、適用期限の延長を図るべきである。

（※）SaaS（Software as a Service）、ASP（Application Service Provider）

②研究開発投資の促進（中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長）

経済のグローバル化が進み国際競争が激しくなる中、資源に乏しいわが国が引き続き経済発展を続けていくためには、研究開発投資やイノベーションの加速により、産業技術力の優位性を確保することが不可欠である。現在、研究開発投資を支援するため、(a)恒久的措置である試験研究費の総額に係る税額控除制度（中小企業分は中小企業技術基盤強化税制という）（税額控除率8～10%。中小企業は12%）と、(b)試験研究費が増加した場合に税額控除が上乘せされる特例（税額控除率5%）が措置されている（税額控除限度額は(a)(b)併せて当期法人税額の20%、超過繰越額は(a)(b)併せて翌期への繰越可能）。

しかしながら、既に税額控除限度額を超えている企業は同制度の恩典を十分に受けられない。さらに、主要国においては、最近、研究開発投資を支援するための税制拡充が急速に行われており、わが国の制度は劣後しつつあるため、国際競争力の低下が危惧される状況にある。

このため、東アジア企業による技術面での追い上げに直面する中小企業を中心に、中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、現行法人税額の20%となっている税額控除限度額の引き上げや試験研究費の増加額に係る税額控除制度の延長、繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間の延長を図るべきである。

③人材投資の促進（人材投資促進税制の拡充・延長）

政府が重要な政策課題として掲げている中小企業の生産性向上の実現のためには、人材育成が極めて重要であり、従業員の教育訓練を支援するため、現在、人材投資促進税制（教育訓練費が前2期の平均額から増加した場合、その増加額の25%を減税。中小企業については、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（最大20%）を乗じた金額を減税）が措置されている。

しかしながら、中小企業とりわけ小規模企業は教育訓練投資を増加させる余裕がなく、投資できる場合においても不定期となるため、減税制度が存在しても増加型では教育訓練投資を増やすイン

センティブに乏しい状況にある。また、団塊世代の大量退職に備え、熟練技能等の次世代への着実な承継の支援が必要である。

このため、人材投資促進税制において、中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にするとともに、技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加して、延長を図るべきである。

④減価償却制度の一層の見直し

企業の設備投資を促進することは、産業の国際競争力の強化や生産性の向上等にとって極めて有効である。減価償却制度に関し、平成 19 年度税制改正において、法定残存価額や償却可能限度額の廃止など抜本的な見直しが行われたことは、高く評価されている。しかし、わが国の減価償却制度を主要国と比較してみると、法定耐用年数が長い設備が多く、なお、国際的に不利な状況にあると言える。また、耐用年数の区分や短縮特例の手続きは複雑であり、企業にとって事務負担が重荷となっている。

このため、減価償却資産の法定耐用年数の短縮化や法定耐用年数区分の大括り化、耐用年数短縮特例制度の手続き簡素化、建物の償却方法の拡充（現行の定額法に加え定率法の適用を認める）など一層の改善を実現されたい。特に、法定耐用年数については、一定の期間内で事業者が事業経営にとって最適な耐用年数を定めることができる弾力的な制度とすべきである。

なお、償却可能限度額の廃止に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した場合、残存簿価 5 %分をその後 5 年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行うべきである。

（３）中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

わが国の企業とりわけ中小企業は、厳しい構造変化に直面しながらも、必死の経営努力を続け、雇用の維持や地域経済の活性化に大きな役割を果たしている。今後とも、わが国経済の大宗を占める中小企業の重要性を再認識した上で、中小企業が思い切ってチャレンジできるような経営基盤の強化を図るための税制措置を講じる必要がある。

①ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

ベンチャー・新規創業企業は、創業期には金融機関からの融資が困難であり、エンジェル等個人からの出資が創業資金調達の重要なカギとなる。エンジェル税制がより活用されるためには、繰越控除期間の 3 年から 5 年への延長、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算の創設、ベンチャー企業に対する投資額の 20%を所得税額控除する制度の創設等の支援措置を講じる必要がある。

さらに、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するため、設立後 5 年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度の創設等の支援措置を図られたい。また、設立 5 年以内の中小企業者等に対する欠損金の 1 年間の繰戻還付措置については拡充を図られたい。

②少額減価償却資産特例の拡充・延長

企業を取り巻く競争がさらに激しくなる中、人的資源に乏しい中小企業とりわけ小規模企業にお

いて、成長力底上げや生産性向上に寄与する投資を促進するため、資本金 1 億円以下の中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入（即時償却）を認める中小企業者等の少額減価償却資産特例を拡充・延長すべきである。

③交際費の損金算入規制の撤廃

交際費は、法人の事業の遂行にあたり支出するものであり、企業会計原則においては全額が費用計上されるが、税務上は一部を除いて損金算入できない。中小企業においては、取引先が限定されるケースが多く、販売促進の手法も自ずと限られる。そのため、売上げを伸ばすために使った費用が税務上、交際費として取り扱われることが多くなり、損金算入が認められる範囲が限られることから、事業遂行の阻害要因の一つとなっている。

したがって、企業経営に係る費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入するのが筋であり、特に中小企業においては早急に全額損金算入を認められたい。

④欠損金制度の改善

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成 16 年度税制改正において 7 年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短く、また一部を除き繰戻還付も認められていない。グローバルな競争がより一層、激化する中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、繰越期間の延長や繰戻還付の適用再開など欠損金制度の見直しを図るべきである。

⑤役員給与の見直し

損金算入が認められている役員給与（定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与）のうち、同族会社は「利益連動給与」が認められていない。

一方、「定期同額給与」について、損金算入が認められる改定事由としては、通常改定事由（会計期間開始日から 3 カ月経過日までにする改定）、臨時改定事由（平取締役から社長等への職制上の地位の変更、組織再編成による職務内容の大幅な変更等）、業績悪化改定事由に限定されている。また、「事前確定届出給与」の届出期限は、通常の届出期限（株式総会決議日から 1 カ月経過日等）、臨時改定事由による届出期限（その事由が生じた日から 1 カ月経過日）や業績悪化改定事由による届出期限（内容変更を決議した株式総会日から 1 カ月経過日）が定められている。

さらに、業績悪化改定事由については、現在のところ、明確な基準が示されていないため、例えば、従業員の賞与を減額する場合に役員給与も併せて減額改定したときや、事業再生計画に則り役員給与を減額改定したとき、資金繰りが悪化したときなどが、損金算入要件に該当するのかが判断が困難であり、実務上の障害となっている。

以上のとおり、役員給与の損金算入については、厳しい制約が課せられており、中小企業を取り巻く競争環境がますます激化する中、経営が不安定な激しい中小企業の経営状況等を必ずしも反映していない状況にある。このため、役員給与については、中小企業の実態を踏まえ弾力的に適用・改定を行えるようにすべきであり、少なくとも「業績悪化改定事由」の基準を明確にするなど、役員給与のあり方について見直しを行う必要がある。

⑥企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和

平成 17 年度税制改正により、一定の私的整理については、資産の評価損および評価益の計上ならびに期限切れ欠損金の優先控除が認められた。しかし、一定の私的整理と認められるためには、①「2 以上の金融機関」もしくは②「政府関係金融機関」または「整理回収機構」による債権放棄が定められている必要があり、「信用保証協会」による債権放棄だけでは、企業再生税制の特例措置を受けることができないことから、中小企業の事業再生を進める上で障害となっている。

したがって、政府関係金融機関等と同様に、信用保証協会についても企業再生税制措置の対象となるよう所要の措置を講ずるべきである。

⑦法人事業税の外形標準課税の撤廃

法人事業税の外形標準課税は様々な問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向にある。一方、わが国においては、平成 16 年度から同課税が導入されたが、世界的な競争が激化する中で、同課税はわが国産業の国際競争力や雇用に悪影響を及ぼす税制である。また、納税実務においては、税額の算定過程が極めて煩雑であり、経理システムの変更等も発生するなど、事務負担や費用負担の増加が指摘されている。

本税制については、そもそも導入について反対を表明してきたところであり、速やかに撤廃すべきである。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。

(4) 中小企業等における企業年金制度の充実強化

①最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の約 7 割を支えている中小企業における従業員を中心に、老後生活の充実と安定につながるよう、最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

特に、企業年金の運用資産に課税する特別法人税については、掛金の拠出時および運用時は非課税、給付時は課税という年金税制の原則に立ち返り、凍結の期限（平成 20 年 3 月 31 日）を待つことなく直ちに撤廃すべきである。

また、確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げおよび掛金の本人拠出（マッチング拠出）の容認、加入対象者の見直し、特段の事情がある場合の中途引き出し要件の一層の緩和、年金資産を担保とした借入制度の創設、中小企業退職金共済から確定拠出年金制度への移換の容認等の支援措置を講じられたい。

②特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ法的整備を早急に図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

(5) 環境問題への対応と税制措置

①環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充

温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化防止対策の推進には、「京都議定書目標達成計画」に示された「環境と経済の両立」という大原則

のもとで、国・地方自治体、企業、市民など全ての主体が、それぞれの立場で積極的に排出抑制を進めていく必要がある。しかし、事業者に予め排出枠を設定するキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度や、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するという環境税は、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、これらの導入には断固反対である。

なお、温暖化防止対策に関しては、企業や市民が環境に配慮した取り組みに自主的、前向きに取り組めるよう、以下の支援措置を講じるべきである。

(ア) エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長

業務用ビルの省エネ対策等の強化を図るため、エネルギー需給構造改革に資する対象設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める制度（中小企業者等については取得価額の7%の税額控除との選択が可能）であるエネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充・延長すべきである。

(イ) 住宅省エネ改修促進税制の創設

既存住宅の省エネ性能の向上を促進するため、断熱工事等の省エネ改修に要した費用の一部を所得税額から控除するとともに、固定資産税を軽減する住宅省エネ改修促進税制を創設すべきである。

(ウ) 自動車グリーン化税制の拡充・延長

自動車の排出ガスのクリーン化および燃費の改善を図るため、排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税を軽減する等の自動車グリーン化税制を拡充・延長すべきである。

② 森林環境・水源税の導入反対

森林整備に係る財源の確保のため、一部に「森林環境・水源税」導入の議論があるが、そもそも、森林や河川の保全による利益は広く国民一般におよぶものであることから、引き続き一般財源で対応することが適当である。また、森林や河川整備については、税を創設せず、基金を創設して対応することで既に決着済みの問題である。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直し

わが国の地価動向を見ると、都市圏の一部で上昇傾向が見られるものの、全国的には依然として地価の下落が続いており、地域間の格差が広がっている。特に多くの地方都市においては、未だ資産デフレから抜けられず、地域経済に大きな影響を与えている。資産デフレからの脱却を確実なものとし、地域経済を活性化するために、不動産の流動化・有効利用を促進するための税制面の措置が必要である。

① 固定資産税の負担軽減等

商業地等における固定資産税の負担は依然として高水準で推移し、地価水準との乖離が続いている。現に地価は、平成3年をピークに下落に転じているにもかかわらず、固定資産税収は、地価の下落幅と乖離した水準で推移している。負担水準の高い商業地等について、条例により一律に税額を減額できる制度が創設されたが、実際に条例を制定した地方自治体はわずか数カ所に止まり、期

待されたほど実効はあがっていない。このため、地域企業の競争力強化、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固定資産税の評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じることが必要である。

家屋に係る固定資産税の評価額については、現行では、再建築価格方式によって算出されているが、その算出方法は極めて複雑であり、また、建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物がある等の問題点がある。このため、評価の適正化の観点から、取得価額や収益力等を基準とするなど、評価方法の抜本的な見直しが必要である。

さらに、償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、即刻、廃止すべきである。

②不動産の流動化促進に資する税制措置の実現

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じるべきである。

(ア)登録免許税は、登記事務に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度へ引き下げる。

(イ)上記(ア)の要望が一気に実現できない場合、最低限、土地の所有権移転登記等の軽減税率(売買による所有権の移転登記の軽減税率1%(本則:2%)、所有権の信託登記の軽減税率0.2%(本則:0.4%)。適用期限:平成20年3月31日)を延長すること。

(ウ)不動産取得税を廃止すること。

(エ)上記(ウ)の要望が一気に実現できない場合、最低限、土地取得から3年以内(本則2年)に住宅を取得したとき、住宅用土地の不動産取得税が軽減される特例(適用期限:平成20年3月31日)を延長すること。

(オ)20年末まで凍結されている法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

(2)住宅税制の拡充

良質な住宅・住環境は、安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものである。昨年6月、豊かな住生活を目指す「住生活基本法」が施行されたが、同法を基に国家戦略として住宅政策を推進する必要がある。また、わが国には中古住宅が多数存在しているが、防災、高齢化への対応、地球温暖化対策等の観点からも、その改修・建替えの促進は喫緊の課題である。また、住宅建設は経済的な波及効果が大きいと、地域経済の成長・発展に大きな期待が寄せられており、新需要を生み出す観点からも住宅の建設は重要な課題である。このため、住宅税制が果たす役割の重要性を踏まえ、以下の税制措置を講じるべきである。

①耐震改修促進税制の拡充

②住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」の創設

③住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例(贈与者である親の年齢制限:なし(本則65歳以上)、非課税限度額:3,500万円(本則2,500万円)、適用期限:平成19年12月31日)の拡充・延長

④新築住宅の固定資産税については、3年間(中高層耐火建築物については5年間)120㎡までの部分を2分の1に軽減する特例(適用期限:平成20年3月31日)の延長

（３）事業所税の廃止

事業所税は、人口の多い都市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。事業所床面積を課税標準とする資産割部分については、固定資産税・都市計画税との二重課税となっている。加えて、市町村合併により、新しい自治体の人口が基準（30 万人）を超える場合には、新たに事業所税の課税が可能となる。平成 17 年 4 月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、旧合併特例法と同様、5 年間の課税猶予措置等を講じているものの、その期間が過ぎれば結局は課税されることとなるため、市町村合併を阻害する一因にもなっている。市町村合併を推進する一方で、こうした税制を残しておくことは、国の施策として一貫性を欠いたものと言える。

このため、事業所税については、早急に廃止すべきである。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すべきである。

（４）地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方

政府は、平成 18 年 12 月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、平成 19 年中に道路整備の中期計画を作成することとしているが、地域間格差の是正および地域の活性化のために真に必要な道路の早期整備に向けた、実効性のある整備計画を策定されたい。

なお、そもそも道路整備のためとして賦課された財源は、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、必要とされる道路計画が残っている限り、その整備に全額を投入するのが筋であり、地方幹線道路など真に必要な道路を早急に整備されたい。

（５）地域活性化に貢献する団体への寄附金優遇

わが国経済は全体的には景気回復軌道にあるが、地域においては、依然として厳しい状況が続いているところも少なくない。一方、地方分権や地域再生計画、街づくり三法の改正等により、新たな地域・街づくりの活動が活発化してきており、商工会議所をはじめ、公益法人、非営利団体（NPO）や大学、企業などが、協力して地域活性化・街づくりに貢献する動きが出てきている。

こうした、地域の活性化や街づくりに貢献する取り組みを支援するために、企業や個人がそれらの団体に寄付をする場合に、寄附金優遇を行うべきである。

（６）国と地方のあり方と税制

昨年 12 月 8 日に「地方分権改革推進法」が成立し、1995 年の地方分権推進法以来、11 年ぶりに第 2 期の地方分権改革がスタートしたが、国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、地方が主役となる真の地方分権体制を構築する観点から、国および地方が徹底した業務の見直しや歳出削減を行った上で、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、個性ある地方の構築に向けた地方の「自主・自立」を確保できる改革が必要である。

①国庫補助負担金改革と税源移譲

国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべき行政サービスについては、国が一定水準の確保に責任を持つべき経常的なものを除き、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すべきである。

税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「4：6」であるのに対し、税収比率は「6：4」であることから、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すべきである。

②地方自治体への寄附金に対する税額控除制度の創設

ふるさと等の地方自治体の財政強化、地域間格差の是正等の観点から、地方自治体への寄附金の一部を、個人住民税から税額控除する制度を創設すべきである。

③地方の課税自主権

地方の課税自主権については、地方分権を進めていく上で、拡充していくことに異存はない。しかしながら、各地で行われている独自課税の内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。地方自治体は、課税自主権を行使することが、地域に対する重い責任を伴うということを十分認識し、まずは徹底した行財政改革を行うべきである。

その上で必要があれば、税財源の使途やその調達について納税者に十分説明を行い、理解を得た上で、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税は行うべきではない。

3. 経済社会の変化への対応

(1) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

少子化問題はわが国の将来を決定する重要な問題である。第2次ベビーブーマー世代が30歳代半ばにさしかかるここ数年は特に重要な時期であり、少子化対策の早急かつ実効性のある施策を確立し、集中的に講じる必要がある。少子化対策のための財政支出は、将来の経済社会の維持・発展を支える基盤をつくる先行投資と認識し、最優先で財源を投入すべきである。

このため、子供を持つ個人の経済的負担の軽減の観点から、児童手当や奨学金制度の充実を図ることに加え、税制面においても、児童税額控除等の創設や奨学金制度の充実に資する企業の設立する育英基金への税制上の支援等を図ることが必要である。

(2) 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等

わが国の個人金融資産に占める株式等の保有割合は、未だ10%程度であり、欧米を大きく下回っている。「持続的かつ安定した経済成長」を実現するための基本は「活力ある証券市場」の構築・維持であり、証券市場のより一層の活性化が必要である。

今後、「貯蓄から投資」への流れを促進させるため、当面、平成20年12月31日に適用期限を迎える上場株式等の譲渡益に係る10%軽減措置（本則20%）および平成21年3月31日に適用期限を迎える上場株式等の配当に係る10%軽減措置（本則20%）を延長する必要がある。

なお、中小・ベンチャー企業などへの資金調達の円滑化を図る観点から、将来の金融所得課税の一元化（損益通算の対象に非上場株式を含む）を推進すべきである。

(3) 公益法人制度改革等への対応と寄附金税制の充実

価値観や社会のニーズの多様化が進む中、市民活動から企業の社会的責任に至るまで「民間が担う公共」の領域が拡大し、ボランティア活動などその領域を支える公益法人やNPO法人等による民間の非営利活動の重要性が高まってきている。今後、さらにその活動への支援を充実させるため、「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、公益法人制度改革や認定NPO法人制度の見直しを踏まえつつ、以下の税制措置を講じるべきである。

①公益法人制度改革に伴う税制

(ア)公益社団法人・公益財団法人に対する課税のあり方

平成20年中に施行される公益法人制度改革の下で、第三者機関により公益性を認定された公益社団法人・公益財団法人への課税に関し、法人課税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得および清算所得に対して法人税を課さないとする現行の公益法人の取り扱いを適用するとともに、現行のみなし寄附金制度を大幅に拡充し、収益事業からの収益を本来の公益目的事業に繰入れた場合の損金算入枠（現行：所得金額の20%）を大幅に拡大すべきである。また、金融資産から生ずる利子・配当等の収益は、非課税とすべきである。

(イ)公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金税制のあり方

公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認めるべきである。

(ウ)公益信託等、他の公益制度との均衡

公益社団法人・公益財団法人への課税や寄附金税制の制度設計は、公益信託等、民間資金を活用して公益活動を行う他の制度とのバランスを勘案しながら進めるべきである。

(エ)一般社団法人・一般財団法人に対する課税のあり方

新制度の下で第三者機関による公益性の認定を受けない一般社団法人・一般財団法人への課税については、営利法人と同等の課税とするのではなく、人格なき社団等と同等の税制優遇措置は維持すべきである。また、一般社団法人・一般財団法人のうち、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については、会費だけでなく、寄附金、補助金、助成金等も非課税とすべきである。

②法人や個人による寄附を促す税制措置の拡充

(ア)法人税の損金算入限度額の拡充

特定公益増進法人、認定NPO法人、公益社団法人・公益財団法人に対して寄附を行った法人の損金算入限度額（現行：所得金額の1.25%＋資本等の金額の0.125%）を大幅に引き上げるべきである。

(イ)控除限度超過額の繰越制度の導入

法人税の損金算入限度額および所得税の所得控除限度額について、アメリカやフランスと同様に、それぞれ繰越制度（5年程度）を導入するべきである。

(ウ)個人住民税に係る寄附金税制の拡充

今年実施された税源移譲により、個人にとって住民税の負担は従来よりも高くなっていることから、個人住民税に係る寄附金税制を次のとおり拡充すべきである。

(a)所得控除の適用下限限度額（現行：10万円）を5,000円に引き下げるとともに、控除限度

額（現行：総所得の25%）を40%に引き上げるべきである。

（b）所得控除が認められる寄附の対象団体として、納税義務者の住所地に所在する公益性の高い非営利法人（公益財団法人・公益社団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人）を加えるべきである。

③認定NPO法人の認定要件の緩和および認定期間の延長

NPO法人は、現在3万超設立されているが、寄附金優遇措置のある認定NPO法人については、未だ70程度しか認められていないので、認定要件を緩和し認定NPO法人数を増加させるべきである。さらに、本来活動に専念できるよう、現在2年である認定期間を3年以上に延長する必要がある。

（４）個人所得課税

税制は、そのあり様により、個人の生き方や働き方からわが国の経済社会にまで大きな影響を及ぼすものであり、それだけに、経済社会の構造変化を十分に踏まえ、かつ経済情勢にも十分配慮して、制度の見直しを行うことが必要である。しかしながら、平成17年6月に政府の税制調査会から公表された「個人所得課税に関する論点整理」は、全体に税収確保の観点の色濃く出ており、増税を意図したものと感じられる。もとより国および地方が自ら徹底した行政経費削減を行うことが必要不可欠であり、これら行政側の取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気に悪影響を与えることにもなりかねない。このため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

（５）公平・公正・効率的な納税環境等の整備

①行政機関への電子申告・申請の推進

納税者の事務負担の軽減や徴収コストの削減のためには、電子申告・納税の普及は欠かせない。平成19年度税制改正で、e-Tax（国税）については、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除（5,000円を限度に税額控除。19年度または20年度において1度だけ適用）が創設されたが、導入の手間の割にはインセンティブが十分ではない、法人は対象外である、操作方法等電話で問い合わせてもスムーズに対応してもらえないなどの声が寄せられている。電子申告・納税の普及を加速させるためには、税額控除額や適用回数の拡充、法人への適用対象の拡大などの支援策の強化に加え、利用時間の拡大（現行：平日の9:00～21:00。祝日等除く）、添付書類の削減、テスト送信の受け入れ、電子納税に対応する金融機関の増大、電話等による問い合わせ体制の充実など利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直しを進めるべきである。

なお、eLTax（地方税）においては、導入自治体の拡大や利用者へのPRの強化とともに、インセンティブの導入など普及促進策を図るべきである。

②国税、地方税、社会保険料の徴収一元化

国税、地方税、社会保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、社会保険庁、労働局など個別の徴収

機関によって行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を鑑みると、一体的徴収を進めている欧米諸国と比べて、納税者側・徴収側双方に余計なコストがかかっている。少子高齢化の進展に伴う労働力不足が懸念されるわが国において、経済成長の実現に向けて、中小企業とりわけ小規模企業の生産性向上が強く求められており、経済成長に資する前向きな活動に労働力・コストを振り向けることができるような環境整備を図るため、納税事務負担を軽減させる必要がある。

このため、国と地方において課税ベースが重複している税目（個人住民税・事業税、地方法人二税、社会保険料、個別地方消費課税）等の徴収を国税庁に移すなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めるべきである

③苦情処理機関の中立性の確保・整備

国税不服審判所は、税務行政に対する納税者の権利救済のための機関として存在しているが、審判官のほとんどが税務行政の執行機関に属していた国家公務員であり、任期満了後はまた元の税務行政執行機関に戻る事が多く、第三者機関として独立性が確保されているか疑問である。

そのため、21世紀の社会にふさわしい準司法手続の確立を目指す観点から、審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める必要がある。また、取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大すべきである。

④納税者番号制度のあり方の検討

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入などIT化の進展の中で、適正かつ公正、効率的な課税を実現するため、納税者番号制度のあり方を検討する時期にきていると考える。

ただし検討する際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、絶対に個人のプライバシーが漏れることがないように情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じることを前提として、慎重に検討すべきである。

⑤簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

わが国では、申告納税方式を採用しているため、極力、事業者など納税者が理解しやすい租税制度にする必要がある。また、納税者には納税のための事務負担が生じており、例えば、国民に広く負担を求めることとしている消費税は、実際には事業者の多大な納税事務負担の上に成り立っている制度であることを決して忘れてはならない。政府はこうした事業者の事務負担も、徴税費用としてしっかり認識するべきである。近年、税制が簡素という基本原則から離れ、複雑化しており、例えば、特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の所得計算や減価償却制度の減価償却費の計算、研究開発促進税制の増加試験研究費の計算など、納税者にとって非常に複雑かつ煩雑な事務が増え、納税者の生産性向上が阻害され、国全体としては経済的に不合理な状況になってきている。

したがって、税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、

納税者に過度な事務負担を強いることは厳に避けなければならない。

⑥公会計制度の一層の整備および行政の情報開示の徹底

多額の長期債務を抱える中、国および地方自治体は、複式簿記や発生主義を取り入れた公会計制度を導入して、正確な財政状況を把握するとともに、納税者である国民や住民の他、国債・地方債を購入している投資家など自らを取り巻くステークホルダー（利害関係者）に対し、情報開示を徹底する必要がある。その上で、効果的・効率的な行政運営を展開し、より質の高い国民・住民サービスの提供を行うべきである。

こうした観点から、国および地方自治体においては、複式簿記や発生主義を導入し、公会計制度の一層の整備を図るとともに、その情報開示を速やかに行うべきである。

（６）活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

非営利法人課税の見直しは、個々の公益法人等の活動実態を十分に踏まえて実施する必要がある、そうした観点にたてば、商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割はむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言える。このため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行うべきではない。

むしろ、商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、その活動を促進するために、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるべきである。

Ⅱ．要望項目

A．国税

1．所得税

（１）中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

- ①中小企業のＩＴ投資に対する支援について、対象となるソフトウェアの拡充等する。
- ②中小企業の生産性向上に有効なＩＴのサービス化（ＳaaS、ASP）を支援対象に追加する。
- ③部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援を拡充する。

（２）中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、以下の措置を講じること。

- ①税額控除限度額を引き上げる。
- ②試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長する。
- ③繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間を延長する。

（３）人材投資促進税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

- ①中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にする。
- ②技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加する。

（４）減価償却制度について、以下の見直しを図ること。

- ①減価償却資産の法定耐用年数の短縮化や法定耐用年数区分の大括り化を図る。
- ②耐用年数短縮特例制度の手続き簡素化を図る。
- ③建物の償却方法の拡充（現行の定額法に加え定率法の適用を認める）を図る。

- ④法定耐用年数については、一定の期間内で事業者が事業経営にとって最適な耐用年数を定めることができる弾力的な制度とする。
- ⑤償却可能限度額の廃止に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した場合、残り5%分について、その後5年間で均等償却できるようになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行う。
- ⑥減価償却制度における減価償却費の計算方法等の事務負担の簡素化を図る。
- (5) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
 - ①繰越控除期間を3年から5年へ延長する。
 - ②ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を創設する。
 - ③ベンチャー企業に対する投資額の20%を所得税額控除する制度を創設する。
- (6) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を拡充し、適用期限を延長すること。
- (7) わが国産業の国際競争力を高めるために、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (8) 中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備のため、以下の措置を講じること。
 - ①確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げを認める。
 - ②確定拠出年金制度において掛金の本人拠出（マッチング拠出）を容認する。
 - ③確定拠出年金制度の加入対象者を見直す。
 - ④特段の事情がある場合の確定拠出年金制度の中途引き出し要件の一層の容認を図る。
 - ⑤年金資産を担保とした借入制度を創設する。
 - ⑥中小企業退職金共済（中退共）から確定拠出年金制度への移換を容認する。
 - ⑦特定退職金共済制度の早急な法的整備を実現し、適格退職年金からの非課税移換を実現する。
- (9) エネルギー需給構造改革投資促進税制について、業務用ビルの省エネ対策を支援対象にした上で、適用期限を延長すること。
- (10) 住宅省エネ改修促進税制を創設すること。
- (11) 耐震改修促進税制について、以下の措置を講じること。
 - ①住宅に係る耐震改修促進税制を拡充する。
 - ②事業用建築物に係る耐震改修促進税制を延長する。
- (12) 住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設すること。
- (13) 児童税額控除を創設すること。
- (14) 金融所得課税について、以下の措置を講じること。
 - ①上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置を延長する。
 - ②将来の金融所得課税の一元化（損益通算の対象に非上場株式を含む）を推進する。
- (15) 寄付金税制の充実化のため、以下の措置を講じること。
 - ①公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認める。
 - ②地域活性化に貢献する団体への寄附について、税制優遇を講じる。

- ③商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める。
- (16) 一般公害防止用設備投資について特別償却制度の特例措置を延長すること。
- (17) 再商品化設備等の特別償却および固定資産税の特例措置を延長すること。
- (18) 個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (19) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (20) 個人所得課税について、行政経費削減などの取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気に悪影響を与えることにもなりかねないため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。
- (21) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (22) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (23) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置を拡充・延長すること。

2. 法人税

- (1) 中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。
- ①中小企業のIT投資に対する支援について、対象となるソフトウェアの拡充等する。
 - ②中小企業の生産性向上に有効なITのサービス化（SaaS、ASP）を支援対象に追加する。
 - ③部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援を拡充する。
- (2) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、以下の措置を講じること。
- ①税額控除限度額を引き上げる。
 - ②試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長する。
 - ③繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間を延長する。
- (3) 人材投資促進税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。
- ①中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にする。
 - ②技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加する。
- (4) 減価償却制度について、以下の見直しを図ること。
- ①減価償却資産の法定耐用年数の短縮化や法定耐用年数区分の大括り化を図る。
 - ②耐用年数短縮特例制度の手続き簡素化を図る。
 - ③建物の償却方法の拡充（現行の定額法に加え定率法の適用を認める）を図る。
 - ④法定耐用年数については、一定の期間内で事業者が事業経営にとって最適な耐用年数を定めることができる弾力的な制度とする。
 - ⑤償却可能限度額の廃止に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却

可能限度額（取得価額の95%）まで償却した場合、残り5%分について、その後5年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行う。

⑥減価償却制度における減価償却費の計算方法等の事務負担の簡素化を図る。

（5）ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。

①ベンチャー・新規創業支援のため、設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度を創設する。

②設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置について拡充する。

（6）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を拡充し、適用期限を延長すること。

（7）交際費課税について、以下の措置を講じること。

①企業経営における費用的性格の高い支出である交際費について、全額損金算入するのが筋であり、特に中小企業においては早急に全額損金算入を認める。

②交際費の全額損金算入が認められない場合には、少なくとも交際費課税における飲食費の適用要件の簡素化を図る。

（8）欠損金制度について、繰越期間の延長や繰戻還付の適用再開など見直しを図ること。

（9）役員給与については、中小企業の実態を踏まえ弾力的に適用・改定を行えるようにすべきであり、少なくとも「業績悪化改定事由」の基準を明確にするなど、役員給与の損金算入のあり方について見直しを行うこと。

（10）政府関係金融機関等と同様に、信用保証協会についても企業再生税制措置の対象となるよう必要の措置を講じること。

（11）わが国産業の国際競争力を高めるために、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。

（12）中小企業の体質強化と活力増進を図るため、中小企業軽減税率について適用所得金額の引き上げ等を図ること。

（13）最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備のため、以下の措置を講じること。

①特別法人税は、凍結の期限（平成20年3月31日）を待つことなく直ちに撤廃する。

②確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げを認める。

③確定拠出年金制度において掛金の本人拠出（マッチング拠出）を容認する。

（14）エネルギー需給構造改革投資促進税制について、業務用ビルの省エネ対策を支援対象にした上で、特例を延長すること。

（15）法人の土地譲渡益重課制度を恒久的に廃止すること。

（16）事業用建築物に係る耐震改修促進税制を延長すること。

（17）企業の設立する育英基金への税制上の支援などを図ること。

（18）公益法人制度改革に伴う税制措置および寄付金税制の充実のため、以下の措置を講じること。

①平成20年中に施行される公益法人制度改革の下で、第三者機関により公益性を認定された公益社団法人・公益財団法人への課税に関し、法人課税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得および清算所得に対して法人税を課さないとする現行の公益法人の取り扱いを適用する。

- ②現行のみなし寄附金制度を大幅に拡充し、収益事業からの収益を本来の公益目的事業に繰入れた場合の損金算入枠（現行：所得金額の20%）を大幅に拡大する。
- ③金融資産から生ずる利子・配当等の収益は、非課税とする。
- ④公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認める。
- ⑤公益社団法人・公益財団法人への課税や寄附金税制の制度設計は、公益信託等、民間資金を活用して公益活動を行う他の制度とのバランスを勘案しながら進める。
- ⑥新制度の下で第三者機関による公益性の認定を受けない一般社団法人・一般財団法人への課税については、営利法人と同等の課税とするのではなく、人格なき社団等と同等の税制優遇措置は維持する。
- ⑦一般社団法人・一般財団法人のうち、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については、会費だけでなく、寄附金、補助金、助成金等も非課税とする。
- ⑧特定公益増進法人、認定NPO法人、公益社団法人・公益財団法人に対して寄附を行った法人の損金算入限度額（現行：所得金額の1.25%＋資本等の金額の0.125%）を大幅に引き上げる。
- ⑨法人税の損金算入限度額および所得税の所得控除限度額について、アメリカやフランスと同様に、それぞれ繰越制度（5年程度）を導入すること。
- ⑩地域活性化に貢献する団体への寄附について、税制優遇を講じる。
- ⑪商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める。
- (19) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (20) 経営革新計画を実施する資本金1億円超の中小企業者に対する留保金課税停止措置の適用期限の延長を図ること。
- (21) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置については、平成19年度税制改正の見直し後の適用状況等を踏まえ、廃止も含めてそのあり方を十分検討すること。
- (22) 固定資産の減損会計の適用による減損損失について、損金算入を認めること。
- (23) 外国税額控除制度について、控除対象範囲の見直し、限度超過額の繰越期間の延長等を図ること。
- (24) 一般公害防止用設備投資について特別償却制度の特例措置を延長すること。
- (25) 3R設備投資について特別償却制度および固定資産税の特例措置を延長すること。
- (26) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (27) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置を拡充・延長すること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 包括的な事業承継税制の確立のため、以下の措置を講じること。
 - ①中小企業経営者の事業承継においては、本来、事業用資産に係る相続税は非課税とすべきである。まずは、欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する。

- ②取引相場のない株式の評価の見直しを図る。
- ③相続法上の問題（遺留分等）への対応などを図る。
- (2) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置を拡充し、適用期限を延長すること。

4. 登録免許税

- (1) 登録免許税について、手数料程度へ引き下げること。
- (2) 登録免許税の手数料程度への引き下げが一気に実現できない場合、最低限、以下の措置を講じること。
 - ①土地の所有権移転登記等の軽減税率を延長する。
 - ②産業活力再生特別措置法の適用期限を延長する。

5. その他

- (1) 印紙税について、非課税限度額を引き上げるとともに、税負担を軽減すること。

B. 地方税

1. 住民税

- (1) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、以下の措置を講じること。
 - ①税額控除限度額を引き上げる。
 - ②試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長する。
 - ③繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間を延長する。
- (2) 人材投資促進税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。
 - ①中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にする。
 - ②技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加する。
- (3) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
 - ①繰越控除期間を3年から5年へ延長する。
 - ②ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を創設する。
 - ③ベンチャー企業に対する投資額の20%を所得税額控除する制度を創設する。
- (4) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備のため、以下の措置を講じること。
 - ①確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げを認める。
 - ②確定拠出年金制度において掛金の本人拠出（マッチング拠出）を容認する。
 - ③確定拠出年金制度の加入対象者を見直す。
 - ④特段の事情がある場合の確定拠出年金制度の中途引き出し要件の一層の容認を図る。
 - ⑤年金資産を担保とした借入制度を創設する。
 - ⑥中小企業退職金共済（中退共）から確定拠出年金制度への移換を容認する。
 - ⑦特定退職金共済制度の早急な法的整備を実現し、適格退職年金からの非課税移換を実現する。
- (5) 児童税額控除を創設すること。
- (6) 金融所得課税について、以下の措置を講じること。
 - ①上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置を延長する。
 - ②将来の金融所得課税の一元化（損益通算の対象に非上場株式を含む）に向けた準備を推進する。

(7) 寄付金税制の充実化のため、以下の措置を講じること。

①公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認める。

②税源移譲により、個人にとって住民税の負担は従来よりも高くなっていることから、個人住民税に係る寄付金税制を次のとおり拡充する。

(ア) 所得控除の適用下限限度額（現行：10万円）を5,000円に引き下げるとともに、控除限度額（現行：総所得の25%）を40%に引き上げる。

(イ) 所得控除が認められる寄附の対象団体として、納税義務者の住所地に所在する公益性の高い非営利法人（公益財団法人・公益社団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人）を加える。

③地域活性化に貢献する団体への寄附について、税制優遇を講じること。

④自治体への寄附金の一部を、個人住民税や所得税から税額控除する制度を創設する。

⑤商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める。

(8) 個人所得課税について、行政経費削減などの取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気に悪影響を与えることにもなりかねないため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

(9) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。

(10) 移転価格税制について、地方税における納税猶予制度の創設等を図ること。

2. 事業税

(1) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。

(2) 事業再生を行う際に、必要以上の資金を流出させない観点から、欠損填補を行った法人に対し、外形標準課税の資本割の課税標準から当該欠損填補額を控除する特例措置の恒久化を図ること。

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税の負担軽減のため、以下の措置を講じること。

①商業地等に係る固定資産税について、評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じる。

②家屋に係る固定資産税の評価額については、取得価額や収益力等を基準とするなど、評価方法を抜本的に見直す。

③償却資産への固定資産税課税は即刻、廃止する。

(2) 固定資産税評価額は、他の国税および地方税に与える影響も大きいことから、十分な検討を行い実態に即したものとすること。

- (3) 能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置を創設すること。
- (4) 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置を創設すること。
- (5) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置を拡充・延長すること。
- (6) 住宅省エネ改修促進税制を創設すること。
- (7) 新築住宅に係る固定資産税の2分の1軽減特例を延長すること。
- (8) 一般公害防止用設備投資についての特例措置を延長すること。
- (9) 3R設備投資について特別償却制度および固定資産税の特例措置を延長すること。
- (10) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設について、設置・運営コストに係る固定資産税等の減免を行うこと。

4. 不動産取得税

不動産取得税を廃止すること。

不動産取得税の廃止が一気に実現できない場合、最低限、住宅用土地の軽減特例を延長すること。

5. 事業所税

事業所税については、早急に廃止すること。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すること。

6. 自動車税・自動車取得税

自動車グリーン化税制について、以下の措置を講じること。

- ①自動車税グリーン化特例について所要の見直しを行った上で、延長する。
- ②自動車取得税の低燃費車特例について所要の見直しを行った上で、延長する。
- ③最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒して市場投入するものについて、自動車取得税の特例措置を創設する。

C. その他

1. 環境問題への対応と税制措置

- (1) 温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税は、まさに経済統制的な手法で、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、また、その効果も定かではなく、導入には断固反対である。
- (2) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。

2. 地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方

道路整備のためとして賦課された財源は、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、必要とされる道路計画が残っている限り、その整備に全額を投入するのが筋であり、地方幹線道路など真に必要な道路を早急に整備すること。

3. 国と地方のあり方と税制

- (1) 国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべき行政サービスについては、国が一定水準の確保に責任を持つべき経常的なものを除き、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止

し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すること。

- (2) 税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「4 : 6」であるのに対し、税收比率は「6 : 4」であることから、税收中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すること。
- (3) 地方自治体は、課税自主権を行使することが、地域に対する重い責任を伴うということを十分認識し、まずは徹底した行財政改革を行うこと。その上で必要があれば、税財源の使途やその調達について納税者に十分説明を行い、理解を得た上で、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税は行うべきではない。

4. 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

- (1) 行政機関への電子申告・申請の推進のため、以下の措置を講じること。
 - ① 税額控除額や適用回数を拡充する。また適用対象を法人に拡大するなどの支援策の強化を図る。
 - ② 利用時間の拡大、添付書類の削減、テスト送信の受け入れ、電子納税に対応する金融機関の増大、電話等による問い合わせ体制の充実など、利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直しを進める。
 - ③ eLTax（地方税）においては、導入自治体の拡大や利用者へのPRの強化とともに、インセンティブの導入など普及促進策を図る。
- (2) 国と地方において課税ベースが重複している税目（個人住民税・事業税、地方法人二税、社会保険料、個別地方消費課税）等の徴収を国税庁に移すなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めること。
- (3) 徴収一元化が実現できるまでの間、地方税の徴収率の向上や徴収事務の効率化に向けて以下の取り組みを強化すること。
 - ① プライバシー保護を配慮した上で、徴収事務の民間への業務委託を進める。
 - ② 現行の収納方法に加え、コンビニエンスストアでの収納、クレジットカードによる収納、電子収納など収納方法を拡大する。
 - ③ 自治体毎に異なる書類の様式や納付期限等を統一する。
 - ④ 都道府県とその域内にある各市町村の賦課徴収事務の一元化を進める。
 - ⑤ 以上の取り組みを通して、徴収事務の効率化や税務職員の削減を進め、地方税の徴税コストの低減に努める。
- (4) 苦情処理機関の中立性の確保・整備のため、以下の措置を講じること。
 - ① 審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める。
 - ② 取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大する。
- (5) 納税者番号制度の導入を検討する際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、絶対に個人のプライバシーが漏れることがないよう情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じることが前提として、慎重に検討すること。
- (6) 税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者に過度

な事務負担を強いることは厳に避けること。

- (7) 国および地方自治体においては、複式簿記や発生主義を導入し、公会計制度の一層の整備を図るとともに、その情報開示を速やかに行うこと。
- (8) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図ること。
- (9) 更正の請求をすることができる期間を5年とすること。
- (10) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (11) 税制改正に関し、税制改正大綱の公表前に、税制改正内容を広く一般に公開し、納税者の意見を反映させる仕組みを導入すること。
- (12) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署において受け付けること。

5. 非営利法人活動に対する税制措置

- (1) NPO法人は、現在3万超設立されているが、寄附金優遇措置のある認定NPO法人については、未だ70程度しか認められていないので、認定要件を緩和すること。さらに、本来活動に専念できるよう、現在2年である認定期間を3年以上に延長すること。
- (2) 商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割はむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言えるため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行うべきではない。

以 上

別 紙

平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望

平成19年9月19日

日本商工会議所

全企業数の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を占めるとともに技術・ノウハウの創造と伝承、競争力の維持・強化、地域共同体の文化・伝統の担い手という多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っており、中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化ひいてはわが国経済の持続的かつ安定的な成長を実現するために必要不可欠である。

わが国では既に、中小・小規模企業経営者の高齢化の進展に伴う本格的な世代交代期の真っ只中にあり、事業承継問題が大きな問題となっている。企業の廃業率が開業率を上回る状況が長く続いているが、年間29万社の廃業のうち後継者不在によるものが7万社、それに伴う雇用の喪失が毎年20～35万人に上ると推定されている。事業承継問題を解決しなければ、地域経済社会を支える中小企業が大きなダメ

ージを被り、雇用や技術・ノウハウの喪失、競争力の低下等をもたらし、地域経済の衰退を招きわが国の成長発展をも損ないかねない。

これまで事業承継の円滑化に向けて累次の税制措置等が講じられてきたものの、未だ中小企業は多種多様な問題に直面している。事業用資産に対する過度な相続税の課税や民法の遺留分制度に加え、後継者候補がいない、相談できる事業承継の専門家が周りにいない、金融機関からの資金調達や個人保証の処理が困難であるなど、多くの中小企業にとっては、企業の存続を危うくするのではないかという不安を抱えながら経営にあたっているのが実情である。

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代だけにとどまらず、従業員の生活、取引先や関連企業の事業・経営、さらには地域社会にも多大な影響を及ぼすものである。中小企業およびその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野へのチャレンジに専念し、ダイナミックに事業発展を遂げたり、後継者が承継した経営資源を活かして、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備が是非とも必要である。

創業者が現役を引退し、後継者へ経営を引き継ぐ世代交代の時期を迎えている今こそ、事業承継問題を、地域経済と雇用を支える中小企業の底上げや活力強化ひいては日本経済の活性化に向けた最重要政策と位置づけ、税制面、法制面、後継者対策面、金融面など総合的かつ大胆に事業承継の円滑化に向けた支援策を講じるべきである。

とりわけ、中小企業の事業承継においては、経営権と事業用資産をできる限り後継者に集中的かつ毀損せずに承継させていくことが重要であるが、事業用資産に対する過度な相続税の課税や後継者への事業用資産の集中を妨げる民法の遺留分制度等の問題など、円滑な事業承継を阻害する要因や制度が未だ残されている。

諸外国における相続税制については、欧州では近年、国の重要政策として雇用創出や競争力強化等の観点から事業用資産に対する軽減措置が相当程度、拡充されており、また、経済連携協定等の締結によりますます競争が熾烈となるアジア諸国においては、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。経済のグローバル化がますます進展する中、わが国の中小企業が事業承継にあたり極めて高い相続税負担を負わなければならない事態を一刻も早く是正し、中小企業の競争力強化のための条件整備を進める必要がある。

以上の観点を踏まえ、事業承継の円滑化に向けた支援策として、税制面および法制面に関し、下記事項の実現を強く要望する。

なお、後継者対策面、金融面の支援策に関しては、「平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」において別途要望する。

記

1. 包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は、長年培われてきた経営ノウハウや技術の土台となるものであり、このような蓄積があって初めて、思い切った経営革新や新事業展開への挑戦が可能になる。継続事業体（ゴーイング・コンサーン）である企業が事業用資産を円滑に後継者に引き継いでいくことは、中小企業の底上げや生産性の向上、経営基盤の強化の大前提となる。

しかし、こうした事業用資産に相続税を課税することは、その本来価値を毀損するばかりでなく、そ

れが生み出す雇用機会を喪失させ、地域経済ひいてはわが国経済にとって大きなマイナスをもたらすことになる。

このため、中小企業経営者が相続により資産を承継する際、事業用資産に係る相続税は、本来は非課税とすべきである。まずは、わが国においても欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべきである。

2. 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式は、中小企業が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、換金性がないことから、後継者の相続税負担が重くなり、事業者の意欲を阻害する要因となっている。特に生前から被相続人の右腕として事業に携わっている後継者が努力をするほど、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまう。こうした企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、包括的な事業承継税制の確立に併せ、取引相場のない株式の評価の方法についても見直しを行うべきである。

具体的には、類似業種比準価額方式については、斟酌率の引き下げや利益額がゼロの前後で大きく評価額が異なる点の改善、国税庁が公表する類似業種株価の算出方法の公表などの見直しを行われたい。純資産価額方式については、将来その費用が生ずることが確実な引当金・準備金の負債計上、営業権における基準年利率等の見直しなどの改善を図られたい。

3. 相続法上の問題（遺留分等）への対応

中小企業の事業承継においては、経営権と事業用資産をできる限り後継者に集中的に承継させていくことが非常に重要である。しかし現行の民法は遺留分（配偶者や子供等に民法上保障された最低限の資産承継の権利であり、原則法定相続分の半分）の規定を置いていることから、非後継者たる相続人が遺留分減殺請求権を行使した場合、後継者への事業用資産の集中が制限され、円滑な事業承継が阻害されることが起こり得る。これを避けるために、当事者間の合意に基づき、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約（仮称）スキーム」を創設し、現行の遺留分放棄手続に比して簡素な手続きにより円滑な事業承継の実現を可能とする措置を講じられたい。

また、後継者に株式等が生前贈与され、後継者の貢献により株式等の価値が上昇した場合であっても、遺留分の算定の際は、相続開始時点で評価され、後継者の貢献度は考慮されないため、かえって相続人間の実質的公平を害することになりかねない。そこで、遺留分を算定する際に、株式の評価を生前贈与時点の価値に基づいて行うことができる等、後継者の貢献による株式の価値上昇分を後継者が保持できる制度の創設を講じられたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 包括的な事業承継税制の確立

- ・①事業承継税制の抜本拡充、②民法上の遺留分による制約の是正、③事業承継時の事業用資産の買取等の資金需要への対応など、事業承継円滑化のための総合的な支援策の基礎となる法律である、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）が、20 年 5 月 9 日に成立した。これを踏まえ、21 年度税制改正において、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、経営承継円滑化法の施行日（20 年 10 月 1 日）以後の相続等にさかのぼって適用することとなる。

→経営承継円滑化法の成立については、「経営承継円滑化法（仮称）の早期成立を望む」（平成 20 年 1 月 11 日）参照。

「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の詳細は以下のとおり。

→軽減割合は、現行の 10%減額から、80%納税猶予に大幅に拡充。

→対象会社は中小企業基本法上の中小企業（例：製造業：資本金 3 億円以下または従業員数 300 名以下）（株式総額要件 20 億未満は撤廃）。

→軽減対象となる株式の限度額（現行 10 億円）は撤廃（ただし、発行済株式総数の 2/3 以下の限度あり）。

→被相続人は、会社の代表者であり、被相続人と同族関係者で発行済株式総数の 50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった者。

→事業承継相続人は、会社の代表者であり、被相続人と同族関係者で発行済株式総数の 50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる者。

→経済産業大臣による相続直後および事業継続期間（5 年間）のチェック（代表者であること、確認時の雇用の 8 割以上を維持、相続後の相続株式の継続保有）。

→その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額の納付を免除する等。

- ・この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることが検討されることとなった。
- ・その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税をめぐる今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討することとされた。

(2) 中小企業等の成長力底上げや生産性向上に資する税制措置

① IT 投資の促進（中小企業投資促進税制、情報基盤強化税制の拡充・延長）

- ・中小企業投資促進税制の拡充・延長

→2 年延長。

- ・情報基盤強化税制の拡充・延長

次の見直しを行ったうえ、その適用期限が 2 年延長される。

→対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを加える。

→中小法人（資本金 1 億円以下）について、取得価額の合計額の最低限度を 70 万円以上（現行 300 万円以上）に引き下げる。

→インターネット経由で情報処理を行うサービス事業者の取得する対象設備（SaaS・ASP）も適用対象となることを明確化する等。

②中小企業技術基盤強化税制、研究開発促進税制の拡充・延長

- ・税額控除の限度額は、現行当期法人税額の20%（総額型＋増加型）のところ、総額型（恒久措置）は20%、増加型（特例期間を2年延長）は10%とされる（上限最大30%）。
- ・増加型については、①試験研究費の増加額に係る税額控除〔試験研究費の増加額×5%〕、または②売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除〔（試験研究費－売上高×10%）×税額控除割合（※）〕の選択適用となる〔※：（試験研究費割合－10%）×0.2〕。

③人材投資の促進（人材投資促進税制の拡充・延長）

- ・中小企業については、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

→税額控除割合＝8%＋（教育訓練費／労働費用－0.15%）×40

→大企業分については、適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止する。

④減価償却制度の一層の見直し

- ・法定耐用年数について、機械および装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うこととされた（現行390区分→55区分）。既存の減価償却資産を含め、20年4月1日以後開始する事業年度について適用。
- ・耐用年数の短縮特例について、同特例の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は、承認不要（届出は必要）とする等の簡素化が行われることとなった。

（3）中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

①ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

- ・個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄付金控除の適用を認めることとされた。
 - a) 設立1年目の会社：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特定新規中小企業者。
 - b) 設立2年目または3年目の会社：特定新規中小企業者であって前事業年度および前々事業年度における営業活動によるキャッシュフローが赤字であるもの。
- ・設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の無期限の繰越控除制度の創設
→実現せず。
- ・設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置の拡充・延長
→2年延長。

②少額減価償却資産特例の拡充・延長

2年延長。

③交際費の損金算入規制の撤廃

2年延長。

④欠損金制度の改善

実現せず。

⑤役員給与の見直し

実現せず。

⑥企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和

中小企業等の債務者が、2以上の「金融機関等」から債務免除を受けた場合、一定の要件を満たせば、資産評価損益の計上および期限切れ欠損金の損金算入を認めている企業再生税制の特例措置について、「金融機関等」に信用保証協会を追加することとされた。

⑦法人事業税の外形標準課税の撤廃

実現せず。

(4) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

①最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

- ・特別法人税の撤廃

課税停止措置を3年延長。

- ・マッチング拠出の容認、加入対象者の見直し、限度額の引上げ

与党税制改正大綱の検討事項に、「少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度の改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う」ことが盛り込まれた。

②特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

実現せず。

(5) 環境問題への対応と税制措置

①環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充

環境税の導入は見送り。与党税制改正大綱の検討事項では、「来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」こととされた。

(ア)エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長

民生業務部門の対策として省エネビルシステムを追加するなど対象設備の見直しを行ったうえ、2年延長。

(イ)住宅省エネ改修促進税制の創設

自宅について省エネ回収工事を行う居住者等に対して以下の減税措置を創設。

- ・住宅ローンを借り入れて特定の省エネ改修工事を含む増改築工事（床・天井・壁・窓の断熱工事等）を行った者に、その住宅ローン残高の一定割合（1,000万円を限度に年末残高の1％等）を、5年間所得税額から税額控除（20年居住分の措置。住宅ローン減税との選択性）。
- ・改修工事が完了した翌年度分の当該住宅に係る固定資産税の税額から3分の1を減額（2年間の措置）。

(ウ)自動車グリーン化税制の拡充・延長

以下のとおり見直した上で、2年間延長。

- ・排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境

負荷の大きい自動車に対しては重課する。

- ・排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車取得税を軽減する。

②森林環境・水源税の導入反対

国税においては、導入されず。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直し

①固定資産税の負担軽減等

実現せず。

②不動産の流動化促進に資する税制措置の実現

(ア)登録免許税の手数料程度へ引き下げ

実現せず。

(イ)土地の所有権移転登記等の軽減税率の延長

適用期限を23年3月31日まで3年間延長したうえで、税率を段階的に引上げる（本則2%）。

（現行）	～20年3月31日	1.0%

（改正）20年4月1日～21年3月31日	1.0%

21年4月1日～22年3月31日	1.3%

22年4月1日～23年3月31日	1.5%

(ウ)不動産取得税の廃止

実現せず。

(エ)土地取得から3年以内（本則2年）に住宅を取得した場合の住宅用土地の不動産取得税の軽減特例の延長

新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置〔床面積の2倍（220平方メートルを限度）相当額の減額〕について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（本則2年以内→特例3年以内）の適用期限を2年延長する。

(オ)20年末まで凍結されている法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

実現せず。

(2) 住宅税制の拡充

①耐震改修促進税制の拡充

実現せず。

②住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」の創設

実現せず。

③住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の拡充・延長

2年延長。

④新築住宅の固定資産税の軽減特例の延長

2年延長。

(3) 事業所税の廃止

実現せず。

(4) 地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方

→「地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて（平成 19 年 11 月）」参照。

(5) 地域活性化に貢献する団体への寄附金優遇

→ 3. (3) 参照。

(6) 国と地方のあり方と税制

①国庫補助負担金改革と税源移譲

- ・ 地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進めることとされた。
- ・ この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む方針。
- ・ 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的な措置として、概ね 2.6 兆円の法人事業税を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の仕組みを創設することにより、偏在性の小さい法人税体系の構築が進められる。
- ・ 改正の概要は以下のとおり。

(A) 地方法人特別税の創設

法人事業税（所得割・収入割）の一部（2.6 兆円）を分離し、「地方法人特別税（国税）」とする。地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が行う。20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

(B) 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の税収は、用途を限定しない一般財源として都道府県に「地方法人譲与税（仮称）」として、21 年度から譲与。譲与基準は、人口（1/2）および従業員数（1/2）とされる。

②地方自治体への寄附金に対する税額控除制度の創設

- ・ 都道府県または市区町村に対する寄附金については、以下 a) と b) を足したものとされた。

a) (地方公共団体への寄附金－5 千円) × 10%

b) (地方公共団体への寄附金－5 千円) × (90%－0～40%<※>) ※寄附金に適用される所得税の限界税率

→b)については、個人住民税所得割の 1 割が限度。

→a) + b)については、総所得金額等の 30%以内。

- ・ 21 年度分以後の個人住民税について適用。

③地方の課税自主権

→全国の自治体における法定外税は 44 都道府県、11 市町村（20 年 1 月現在）。

3. 経済社会の変化への対応

(1) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

与党税制改正大綱の検討事項に、「扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的改革の中で検討する」ことが盛り込まれた。

(2) 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等

- ・上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率を廃止し、21 年 1 月 1 日以後は 20%。ただし、21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、10%軽減税率とされた。
- ・上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率を廃止し、21 年 1 月 1 日以後は 20%とする。ただし、21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）に上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率は 10%の軽減税率とされる。
- ・なお、21 年 1 月 1 日以後の上場株式等の配当所得については、20%の税率による申告分離課税を選択することができる。21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%の軽減税率が適用される。
- ・非上場株式を含めた金融所得課税の一元化の推進
 - 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当との間の損益通算が認められる。申告による方法は、21 年から開始し、特定口座を活用する方法は、システム開発などの準備が整った段階（早ければ 22 年 1 月）から開始され、損益通算限度は設けないこととされた。
 - 与党税制改正大綱において「金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う」ことが盛り込まれた。

(3) 公益法人制度改革等への対応と寄附金税制の充実

①公益法人制度改革に伴う税制

(ア)公益社団法人・公益財団法人に対する課税のあり方

→納税義務

収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務が生ずることとする。

→課税所得の範囲

各事業年度の所得のうち収益事業（公益目的事業に該当するものを除外）から生じた所得。

→適用税率

年 800 万円以下の所得については 22%、年 800 万円超は 30%課税。

→みなし寄附金

収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

→寄附金の損金算入限度額

次のいずれか多い金額とする。

- ・所得の金額の 100 分の 50 相当額。
- ・上記④の金額のうち、公益目的事業のために充当し、または充当することが確実であると認められるもの。

→利子等に係る源泉所得税の取扱い

公益社団法人及び公益財団法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

(イ)公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金税制のあり方

(A) 国税

- ・特定公益増進法人等の範囲に、公益社団法人および公益財団法人が追加された（特例民法法人に係る所要の経過措置等を講ずる）。

(B) 地方税

- ・特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の 5 %（現行 2.5%）相当額とされた。
- ・個人住民税における寄附金税制について、次の措置が講じられた。

→寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金および政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く）のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県または市町村が条例により指定したものが追加される。

→現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は 10%。

→寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 30%（現行 25%）に引き上げ。

→寄附金控除の適用下限額を 5 千円（現行 10 万円）に引き下げ。

→21 年度分以後の個人住民税について適用。

※地方自治体への寄附金に対する税額控除制度については、2.（6）②参照。

(ウ)公益信託等、他の公益制度との均衡

特に検討はなされず。

(エ)一般社団法人・一般財団法人に対する課税のあり方

<収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人>

→対象法人及び納税義務

公益認定を受けていない一般社団法人及び一般財団法人のうち次に掲げるもの（以下「非営利一般法人」という。）は、収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務が生ずることとする。

イ 次のすべての要件に該当する一般社団法人又は一般財団法人

1. 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること。
2. 解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属させる旨が定款において定められていること。
 - ・ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人
3. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること。
4. 1. 又は 2. の定款の定め違反した行為を行っていないこと。

ロ 次のすべての要件に該当する一般社団法人又は一般財団法人

1. 会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること。

2. 会員が負担すべき金銭（会費）の額が定款若しくは定款に基づく会員約款等において定められていること又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定めることが定款において定められていること。
3. 特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人を除く。）に帰属させる旨のいずれについても定款において定められていないこと。
 - ・ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人
 - ・ 類似の目的をもつ一般社団法人又は一般財団法人
4. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。
5. 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
6. 特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと。

→課税所得の範囲

各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得。

→適用税率

年800万円以下の所得については22%、年800万円超は30%課税。

→利子等に係る源泉所得税の取扱い

非営利一般法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は課税。

<全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人>

一般社団法人及び一般財団法人のうち上記公益社団法人及び公益財団法人及び収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人となる。

<特例民法法人等>

従前どおり、所得税法上の公共法人等および法人税法上の公益法人等とされる。

②法人や個人による寄附を促す税制措置の拡充

（ア）法人税の損金算入限度額の拡充

実現せず。

（イ）控除限度超過額の繰越制度の導入

実現せず。

（ウ）個人住民税に係る寄附金税制の拡充

→3.（3）①イ 参照。

③認定NPO法人の認定要件の緩和および認定期間の延長

実現せず。

（4）個人所得課税

見直しはなされず。

(5) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

①行政機関への電子申告・申請の推進

・電子納税の新たな納付手段の創設

国税の納付手続について、あらかじめ税務署長に一定の事項を届け出た場合には、インターネットバンキングを経由しない電子情報処理組織による納付手続を行うことができることとされた(21年9月1日以後に行う電子情報処理組織による納付手続について適用する)。

・電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加

所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出または提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類を追加する。

※給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書

※雑損、寄附金、勤労者学生控除の証明書等

※個人の外国税額控除に係る証明書

※住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)

※バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)

※政党等寄附金特別控除の証明書

→上記の改正は、原則として20年1月4日以後に、19年分以後の所得税の確定申告書の提出を、電子情報処理組織を使用して行う場合に適用。

・納税証明書の電子申請による書面交付

→国税の納税証明書の書面による交付について、電子情報処理組織を使用して交付を請求した場合には、一定の方法により送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができることとされた。

→上記の改正は、20年1月4日以後に行う請求に適用。

②国税、地方税、社会保険料の徴収一元化

21年度から、次のとおり公的年金からの特別徴収制度を創設されることとなった。特別徴収の対象者は、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等(以下「老齢等年金給付」という)の支払を受けている65歳以上のもの。

③苦情処理機関の中立性の確保・整備

実現せず。

④納税者番号制度のあり方の検討

与党税制改正大綱の検討事項において「国民の理解を得ながら、積極的にその導入に向けた具体的な検討を進める」ことが盛り込まれた。

⑤簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

実現せず。

⑥公会計制度の一層の整備および行政の情報開示の徹底

18年5月に公表された、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」は、地方自治体に対し、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の4つの表を整備するよう、また国に対しては、自治体への支援策を求めている。ただし、法的拘束力はなし。

（６）活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

与党税制改正大綱の検討事項に「寄附金税制や公益法人等の課税対象範囲等について、民による公益の増進の観点も踏まえつつ、事業活動の内容などの実態や営利競合の排除の必要性等を見極めたうえで引き続き検討する」ことが盛り込まれた。

要望項目

A. 国税

1. 所得税

（１）中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長

→重点要望項目 1.（２）① 参照。

（２）中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長

→重点要望項目 1.（２）② 参照。

（３）人材投資促進税制の拡充・延長

→重点要望項目 1.（２）③ 参照。

（４）減価償却制度の見直し

→重点要望項目 1.（２）④ 参照。

（５）ベンチャー・新規創業支援のための措置

→重点要望項目 1.（３）① 参照。

（６）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充、適用期限の延長

→重点要望項目 1.（３）② 参照。

（７）知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度

→実現せず。

（８）中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

→重点要望項目 1.（４）参照。

（９）エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長

→重点要望項目 1.（５）①（ア）参照。

（１０）住宅省エネ改修促進税制の創設

→重点要望項目 1.（５）①（イ）参照。

（１１）耐震改修促進税制の拡充・延長

→重点要望項目 2.（２）① 参照。

（１２）住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設すること

→重点要望項目 2.（２）② 参照。

（１３）児童税額控除の創設

→重点要望項目 3.（１）参照。

（１４）「貯蓄から投資」への流れを促進するための金融所得課税制度

→重点要望項目 3.（２）参照。

（１５）寄付金税制の充実化

→重点要望項目 3.（３）1. イ 参照。

(16) 一般公害防止用設備の特別償却制度の延長

→公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備から污水处理用設備（構築物及び機械装置）、ばい煙処理用設備及び窒素酸化物抑制設備を除外したうえで、2年延長（政府税制改正要綱）。

(17) 再商品化設備等の特別償却および固定資産税の特例措置の延長

→対象設備から再商品化設備及び再資源化設備並びに生物資源利用製品製造設備のうち炭化製品製造設備、精油抽出設備及び家畜排せつ物たい肥化設備を除外したうえで、2年延長（政府税制改正要綱）。

(18) 個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置

→実現せず。

(20) 個人所得課税の見直し

→重点要望項目3.（4）参照。

(21) 配当二重課税の是正

→実現せず。

(22) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義の明確化

→実現せず。

(23) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充・延長

→2年延長。

2. 法人税

(1) 中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長

→重点要望項目1.（2）①参照。

(2) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長

→重点要望項目1.（2）②参照。

(3) 人材投資促進税制の拡充・延長

→重点要望項目1.（2）③参照。

(4) 減価償却制度の見直し

→重点要望項目1.（2）④参照。

(5) ベンチャー・新規創業支援のための措置

→重点要望項目1.（3）①参照。

(6) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充、適用期限の延長

→重点要望項目1.（3）②参照。

(7) 交際費課税の損金算入制限の撤廃、見直し

→重点要望項目1.（3）③参照。

(8) 欠損金制度の改善

→重点要望項目1.（3）④参照。

(9) 役員給与の見直し

→重点要望項目1.（3）⑤参照。

(10) 信用保証協会の企業再生税制措置対象への追加

→重点要望項目1.（3）⑥参照。

- (11) 知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度
→要望項目 A 1. (7) 参照。
- (12) 中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ
→実現せず。
- (13) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築
→重点要望項目 1. (4) 参照。
- (14) エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長
→重点要望項目 1. (5) ① (ア) 参照。
- (15) 法人の土地譲渡益重課制度の廃止
→重点要望項目 2. (1) ② (オ) 参照。
- (16) 耐震改修促進税制の拡充・延長
→重点要望項目 2. (2) ① 参照。
- (17) 企業の設立する育英基金への税制上の支援策
→実現せず。
- (18) 公益法人制度改革に伴う税制措置および寄付金税制の充実のための施策
→重点要望項目 3. (3) ① 参照。
- (19) 職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置の創設
→実現せず。
- (20) 経営革新計画を実施する資本金 1 億円超の中小企業者に対する留保金課税停止措置の適用期限の延長
→適用期限の到来をもって廃止。なお、経営革新計画の承認を受けている中小企業者については、所要の経過措置を講ずることとされた（政府税制改正要綱）。
- (21) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し
→与党税制改正大綱において「適用状況を引き続き注視する」こととされた。
- (22) 固定資産の減損会計の適用による減損損失の損金算入措置
→実現せず。
- (23) 外国税額控除制度における控除対象範囲の見直し、限度超過額の繰越期間の延長等
→特定目的会社に係る課税の特例等について、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとされた。
→控除限度額は、当該所得税の額とされた（政府税制改正要綱）。
- (24) 一般公害防止用設備の特別償却制度の延長
→要望項目 A 1. (16) 参照。
- (25) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充・延長
→2 年延長。
- (26) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義の明確化
→実現せず。
- (27) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充・延長
→実現せず。

3. 相続税・贈与税

(1) 包括的な事業承継税制の確立のための税制措置

→重点要望項目 1. (1) 参照。

4. 登録免許税

(1) 登録免許税の引き下げ

→重点要望項目 2. (1) ② (ア) 参照。

(2) 土地の所有権移転登記についての措置

→重点要望項目 2. (1) ② (イ) 参照。

5. その他

(1) 印紙税についての措置

→実現せず。

B. 地方税

1. 住民税

(1) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長

→重点要望項目 1. (2) ② 参照。

(2) 人材投資促進税制の拡充・延長

→重点要望項目 1. (2) ③ 参照。

(3) ベンチャー・新規創業支援のための措置

→重点要望項目 1. (3) ① 参照。

(4) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

→重点要望項目 1. (4) 参照。

(5) 児童税額控除の創設

→重点要望項目 3. (1) 参照。

(6) 「貯蓄から投資」への流れを促進するための金融所得課税制度

→重点要望項目 3. (2) 参照。

(7) 寄付金税制の充実化

→重点要望項目 2. (6) ②および3. (3) ① イ 参照。

(8) 個人所得課税の見直し

→重点要望項目 3. (4) 参照。

(9) 給与所得者の職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除

→実現せず。

(10) 移転価格税制における地方税における納税猶予制度の創設等

→実現せず。

2. 事業税

(1) 外形標準課税の廃止等

→重点要望項目 1. (3) ⑦ 参照。

(2) 欠損填補を行った法人に対する特例措置の恒久化

→恒久化は実現せず。2 年延長。

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税の負担軽減措置

→重点要望項目 2. (1) ① 参照。

(2) 固定資産税評価額の見直し

→実現せず。

(3) 能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設

→該当する家屋：固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後 4 年間、1/2 に減額。

→該当する償却資産：固定資産税の課税標準を取得又は改良後 4 年間、1/2 に減額。

※能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で 19 年 3 月 25 日から 23 年 3 月 31 日までの間に取得され、又は改築されたもの。

(4) 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設

→2 年延長。

(5) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充・延長

→要望項目 A 1. (23) 参照。

(6) 住宅省エネ改修促進税制の創設

→重点要望項目 1. (5) ① (イ) 参照。

(7) 新築住宅に係る固定資産税の 2 分の 1 軽減特例の延長

→重点要望項目 2. (2) ④ 参照。

(8) 一般公害防止用設備投資の特例措置の延長

→要望項目 A 1. (16) 参照。

(9) 3 R 設備投資について特別償却制度および固定資産税の特例措置を延長すること

→2 年間延長。

(10) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設について、設置・運営コストに係る固定資産税等の減免を行うこと

→要望項目 A 2. (19) 参照。

4. 不動産取得税

(1) 不動産取得税を廃止すること

→実現せず。

(2) 不動産取得税の廃止が一気に実現できない場合、最低限、住宅用土地の軽減特例を延長すること

→現行の特例措置に代わり、課税標準から 1,300 万円を控除する制度（2 年間の措置）が導入された。

5. 事業所税

(1) 事業所税の廃止

→重点要望項目 2. (3) 参照。

6. 自動車税・自動車取得税

(1) 自動車グリーン化税制に対する措置

→軽減対象を重点化し、2年延長。

C. その他

1. 環境問題への対応と税制措置

(1) 温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税は、まさに経済統制的な手法で、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、また、その効果も定かではなく、導入には断固反対である

→重点要望項目 1. (5) ① 参照。

(2) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと

→重点要望項目 1. (5) ② 参照。

2. 幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方

(1) 道路整備のためとして賦課された財源は、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、必要とされる道路計画が残っている限り、その整備に全額を投入するのが筋であり、地方幹線道路など真に必要な道路を早急に整備すること

→重点要望項目 2. (4) 参照。

4. 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

(1) 行政機関への電子申告・申請の推進のため、以下の措置を講じること

①税額控除額や適用回数を拡充する。また適用対象を法人に拡大するなどの支援策の強化を図る。

→実現せず。

②利用時間の拡大、添付書類の削減、テスト送信の受け入れ、電子納税に対応する金融機関の増大、電話等による問い合わせ体制の充実など、利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直しを進める。

→重点要望項目 3. (5) ① 参照。

③eLTax（地方税）においては、導入自治体の拡大や利用者へのPRの強化とともに、インセンティブの導入など普及促進策を図る。

→実現せず。

(2) 国と地方において課税ベースが重複している税目（個人住民税・事業税、地方法人二税、社会保険料、個別地方消費課税）等の徴収を国税庁に移すなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めること

→重点要望項目 3. (5) ② 参照。

5. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

→重点要望項目3.(6)参照。

別紙「平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望」

→重点要望項目1.(1)参照

15. 福田新内閣に望む

平成19年10月2日

日本商工会議所

グローバル経済が進展し、少子高齢社会が到来する中、わが国には、経済の構造改革、財政再建、地球温暖化対策、さらには国際社会における貢献等の外交問題など、難しい課題が山積しております。

一方、経済の現状は、全体として景気は回復軌道にあるものの、地域経済や中小企業においては、依然として厳しい状況が続いており、むしろ回復過程で、個人間、企業間そして地域間の格差が拡大してきております。

いずれにしても、経済の成長なくしては、諸問題の解決はおぼつきません。したがって、持続的な景気回復に軸足を置いた政策運営を行い、早期にデフレを解消するとともに全国各地に景気回復を波及させ、地域間格差の是正や不安の解消に努めることが、まずもって重要であると考えます。

参議院における与野党逆転により、今後の国会運営は難しくなることが予想されますが、新内閣におかれましては、福田総理大臣のリーダーシップのもと、全閣僚が一致団結し、野党と粘り強く対話を重ねていただくとともに、国益を第一にしっかりと政策運営を行っていただきたいと存じます。そうしたことを着実にを行うことによって、国民に信頼される安定した政権となることを切に願っております。

このためにも、福田新内閣におかれましては、必要な改革を推し進め、経済成長戦略を維持するとともに、特に、従来以上に地域経済や中小企業に対して温かみのある政策を実行していただくことを強く期待しております。

つきましては、143万の会員企業を擁する全国517の商工会議所を代表し、下記事項の実現を強く要望する次第です。

記

【I. くにつくりに向けた基本的取組み】

1. 実効ある少子化対策と教育改革の推進

わが国は、すでに少子高齢社会に突入しておりますが、その対応を誤れば将来に禍根を残すことになりかねません。一刻も早く人口減少に歯止めをかけなければならず、そのため、国民の意識改革とその実現に向けた社会制度・慣行の変革が不可欠であります。政府においては、こうした変革をはじめ、企

業の仕事と子育ての両立を図ろうとする自主的な取組みに対する税制、財政、金融上の支援など、少子化対策としてあらゆる政策を総動員いただきたいと存じます。

さらに、わが国にとっては、人材こそが唯一最大の資源であり、少子高齢化とともに労働力人口が減少していく中で、人材の育成と教育は喫緊の課題となっております。国民一人ひとりの意欲、能力、勤勉性の向上が重要であり、学校のみならず、家庭や地域による社会総がかりでの教育再生に取り組む必要があります。

２．社会保障制度の確立と行財政改革

現在、国民が強く望むことのひとつは、将来へ向けた安心や安全の確保であります。少子高齢化の急速な進展の中で、経済の活力と一定の福祉水準のいずれをも維持することは容易ではありませんが、国民や企業の負担能力に応じた、贅沢ではなくとも持続可能で信頼性の高い社会保障制度を早急に確立することが必要です。無論、年金制度への信頼回復は最優先の課題ですが、医療や介護費用についても、総額抑制策を講じるなど制度の抜本的改革が急務であります。

そのためにも、真の地方分権の確立と、国・地方を通じた効率的でコンパクトな政府をめざす行財政改革を進めることも必要です。なお、財政再建に関して、2011年度の基礎的財政収支の均衡までは、徹底した行政経費の削減と経済成長による税収の自然増で達成すべきであり、安易に増税に頼るべきではありません。

【Ⅱ．わが国の成長力強化に向けた取組み】

１．地域の活性化

地域経済の活性化なくしては、わが国の経済の成長や安心・安全な社会の構築はありません。したがって、従来にも増して、地域に十分な目配りをし、地域経済の活力強化に資する施策の着実な実施をお願いしたいと存じます。

また、地域活性化とともに、地域間格差の是正は、当面の最重要の課題であります。これらの課題を解決するためには、まず、整備が遅れている、あるいは結節されていない地域の幹線道路は、計画的かつ早期に整備すべきです。真に必要な道路の整備計画がある以上、道路特定財源は暫定税率も含めて存続させ、地方幹線道路等の整備に最優先で投入する必要があります。また、国策として道路整備に必要な予算は、シーリングの対象外として考えていただきたいと存じます。

地域活性化のための、もうひとつの重要課題は、まちづくりであります。これは地域コミュニティの再生にも資するものであります。改正まちづくり三法を活用した積極的かつスピード感を持った取組みが必要であり、市町村および商工会議所は、一体となって中心市街地活性化への具体的取組みを強化する必要がありますが、都道府県には郊外開発の是非についての広域調整機能の十分な発揮を、そして政府には、こうした取組みに対する支援策の一層の拡充を行っていただきたいと存じます。

２．中小企業の底上げと活力強化

中小企業の総合的な底上げと活力強化なくしては、地域経済の活性化ひいては日本経済の成長もありません。

事業承継の円滑化は、既存企業の存続、発展のための基礎をなし、中小企業の底上げを図るためにも必要不可欠の条件であります。したがって、事業を承継する者の事業用資産に対する相続税負担の減免

を図る包括的な事業承継税制の確立、その他相続法制の改善や総合的な支援体制の確立などを早急に実現いただきたいと存じます。

また、小規模企業への経営力向上のための支援はもとより、新商品や先進的技術・サービスの創造等に取り組む中小企業に対しても、技術開発、人材確保、販路開拓等の支援の強化が必要です。加えて、中小企業の取引面での交渉力の向上を図ることも重要であります。

商工会議所はこれらの課題に関し、極めて大きな役割を果たしておりますが、国と地方自治体におかれましては、その責任と役割分担を明確にし、十分な予算を確保のうえ、商工会議所等が担う小規模企業に対する相談指導体制の整備をはじめとする中小企業への支援策を拡充していただきたいと存じます。

他方、社会・経済が多様化する中で、労働関連法制も働き方の多様化に対応し、中小企業の底上げにも資するものであることが望まれます。今後の法整備についても、企業や経済の実態を十分に踏まえた慎重な審議が行われることを期待しております。

3. 国際競争力の強化

人口減少に伴う国内市場縮小の中で、持続的成長を実現していくためには、海外の成長を最大限に活用していくことが必要であり、総合的にバランスのとれた質の高いEPAあるいはFTAの締結を、スピード感をもって推進すべきであります。

さらに、わが国が、厳しい国際競争に勝ち、アジアのセンターとしての地位を確保していくためには、ヒト、モノ、カネおよび情報の国際的な交流拠点の整備が必要であり、空港と港湾については戦略的な整備が求められております。首都圏空港の機能強化とそのアクセス改善、関空・中部などの国際拠点空港や主要中枢空港についての国際化の推進等の機能強化と地方空港を含めた航空ネットワークの構築が必要です。また、港湾については、スーパー中枢港湾の整備とともに、貿易手続きの簡素化など利便性の向上を図る必要があります。

以 上

<提出先>

政府、与党

<実現状況>

I. くにつくりに向けた基本的取組み

1. 実効ある少子化対策と教育改革の推進

○少子高齢社会への対応

→「6. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール～わが国の成長力強化に向けて～」(平成19年7月18日) 1. 参照。

○教育再生への取り組み

→「2. 教育再生に関する意見～商工会議所は社会総がかりでの教育の中心的な役割を担う～」(平成19年4月19日) 参照。

2. 社会保障制度の確立と行財政改革

○社会保障制度の確立

→「6. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール～わが国の成長力強化に向けて～」(平成 19 年 7 月 18 日) 1. 参照。

○行財政改革の推進

→18 年 12 月に成立した「地方分権改革推進法」に基づいて、内閣府に「地方分権改革推進委員会」を 19 年 4 月に設置。19 年 11 月に、自治体に仕事を義務付けることを原則廃止とする「中間的な取りまとめ」を行い、20 年 5 月に「第 1 次勧告～生活者の視点に立つ『地方分権の確立』」が取りまとめられた。

○真の地方分権の確立

→19 年 1 月に政府に設置された「道州制ビジョン懇談会」が 20 年 3 月に中間とりまとめを行った。中間取りまとめでは、時代に適応した「新しい国のかたち」として「地域主権型道州制」を提唱している。

Ⅱ. わが国の成長力強化に向けた取組み

1. 地域の活性化

○幹線道路整備の促進

→「17. 地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて」(平成 19 年 11 月 5 日) 参照。

○まちづくりへの取り組みと支援策

→「6. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール～わが国の成長力強化に向けて～」(平成 19 年 7 月 18 日) 3. (1) 参照。

2. 中小企業の底上げと活力強化

○事業承継円滑化

→「14. 平成 20 年度税制改正に関する要望」(平成 19 年 9 月 19 日) I. 1 (1) 参照。

○中小・小規模企業への支援策

→「5. 平成 20 年度中小企業関係施策に関する要望」(平成 19 年 6 月 21 日) I およびⅢ. 3. (1) 参照。

3. 国際競争力の強化

→国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について(平成 19 年 4 月 16 日) 参照。

16. 国際競争力強化に資する空港及び港湾整備・運営のあり方について

平成 19 年 10 月 18 日

日本商工会議所

経済グローバル化が進展し、貿易構造もかつての垂直的から水平的な構造に変容する中、地理的に四

方を海で囲まれ、陸送による国際交流ができないわが国において、人流や物流の結節点となる空港及び港湾の担う役割は益々高まっている。

世界やアジア諸国が国策として拠点となる空港や港湾整備を進める中、人流・物流面での日本離れが加速しているが、アジアのダイナミックな成長に取り残されることなく、わが国が今後もアジアのセンターとしての地位を維持していくためにも、グローバルな企業活動等のスピードに対応できる国際競争力のあるヒト・モノ・カネ・情報の交流拠点としての空港と港湾の整備は喫緊の最重要課題である。

成長著しいアジアの活力を取り込み、わが国の安定的かつ持続的な成長を実現していくためにも、拠点となる空港及び港湾の利便性やコスト面等での国際的な優位性の確保に向けて、過去の経緯に捉われず、政府はグローバルスタンダードや経済効率性にも対応した将来ビジョン（グランドデザイン）を早期に策定し、「選択と集中」の観点から戦略的に整備を推進していく必要がある。なかでも、わが国の政治・経済の中核的役割を担う首都圏については、既に空港容量不足により国内外の利用者ニーズに対応できない状況にあり、首都圏空港の機能強化（羽田の処理能力・容量の拡大と国際化の推進、成田の国内線規模の拡大）は最優先で取り組む課題である。

こうした観点から、本年4月に提言「国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備」をとりまとめて政府に要望した結果、アジアゲートウェイ構想や基本方針2007等に我々の要望が盛り込まれた。現在、政府では、基本方針等の改革の方向性を受けて次期社会資本整備重点計画の策定に向けた検討が進められているが、今後のわが国の空港及び港湾の整備・運営計画に盛り込むべき事項を下記のとおり要望する。

記

I. 魅力ある航空ネットワーク構築に向けた戦略的な空港整備

～利用者に利用価値の高いネットワークの構築を～

1. 首都圏空港（成田・羽田）の機能強化

国内外の利用者に利用価値のある魅力的な航空ネットワークを構築するためには、首都圏空港の機能強化が不可欠である。

国際・国内、旅客・貨物を問わず、航空輸送量の約6割が首都圏空港（成田、羽田）に集中しているが、既に容量不足のため、機能不全に陥っている。わが国の航空ネットワーク全体の利用価値を高めるためにも、ボトルネックとなっている首都圏空港がネットワークの中核としての機能を最大限果たせるよう早急に機能強化する必要がある。

特に、わが国の政治・経済の中核的役割を担う首都圏における空港が容量不足により機能不全であることは、ビジネスも含めた要人訪問や国際会議の招致機会が近隣のアジア諸国に奪われる等、ヒト・モノ・カネ・情報の日本離れを加速させることとなり、わが国全体の国際競争力の低下に直結する問題である。今後もわが国が世界やアジアの中で安定的かつ持続的な成長を実現し続けていくためにも、首都圏機能が最大限発揮できる環境整備として、首都圏空港の機能強化（羽田の処理能力・容量の拡大と国際化の推進、成田の国内線規模の拡大等）を最優先で戦略的に進めるべきである。

現在、羽田の第4滑走路整備等が進められているが、今後も着実に増加が見込まれる旺盛な航空需要に十分対応できるものではなく、現整備計画の一日も早い完成はもとより、東京湾の埋め立ても含めた新整備計画の検討と以下に掲げる整備拡充が必要である。また、羽田空港は2010年の再拡張完了まで深

夜早朝時間帯に運用制限が実施されているが、完全 24 時間化は早急に実現すべきである。

（１）羽田空港の容量拡大

羽田空港の容量拡大のため、国際水準への空港処理能力の向上（管制方式の改善等による単位時間当たり発着枠の拡充）、空港基本施設の更なる拡充（誘導路や駐機場の整備等）、航空機の騒音レベル等の性能向上を踏まえ、飛行制限の見直しや都心上空の飛行も含めた飛行経路の拡大等を推進すべきである。また、空港周辺における貨物関連施設の展開用地の確保や車両待機場の整備、共同上屋・拠点施設整備、更にはホテル等の関連機能施設の展開等のため、跡地の有効活用等を図る必要がある。

（２）成田空港と羽田空港の一体的な活用の推進

①国際・国内を区別したわが国空港運用の見直し

運送形態や利用目的等の航空需要を踏まえて、成田と羽田各空港の特長を活かした首都圏空港の効率的かつ一体的な活用を進める必要がある。特に、利用者の利便性向上に向けて国内外の乗り継ぎ機能強化を図るため、成田の国内線規模の拡大を図るとともに、国内線基盤空港としての役割も担う羽田については、過去の経緯に捉われず、ニーズに合わせて弾力的に国際就航範囲の自由化、及び国際線発着回数の拡大（年間 3 万回枠の拡大）を図る必要がある。

②空港アクセスの拡充

成田・羽田空港間、両空港と都市部とのアクセス拡充に向けて、首都圏三環状道路の早期完成に加え、成田・羽田空港間の鉄道アクセスの改善・強化（両空港間の連絡時間の短縮、成田新高速鉄道の東京駅への直結）、羽田の通過交通のためのバイパス路の整備、成田・羽田間のトラック等の高速道路料金軽減措置等についても一体的な活用推進の観点から検討すべきである。

③拠点空港周辺地域の特別区域化

アジアゲートウェイ構想において、構造改革特区を活用した物流効率化や外国人の来日促進等への重点的な支援が盛り込まれているが、成田をはじめ関西・中部空港等拠点となる空港周辺を特別区域化し、利便性や付加価値の向上に資する円滑な C I Q 体制（税関の 24 時間化と無料化、航空貨物に対する自動通関システム、トランジット客の入国審査の簡素化等）を整備する等、人流及び物流の円滑化・効率化・活性化を図るべきである。また、羽田と成田の一体的活用に向けて成田・羽田間を保税エリアとみなし、保税運送及び積出港変更手続きの簡素化も図るべきである。

④首都圏 4 空港（成田・羽田・百里・横田）を最大限に活用した将来ビジョンの策定

将来の増大する航空需要を踏まえ、東京湾の埋め立ても含めた羽田空港の再々拡張（第 5 滑走路整備）や成田空港の機能強化等の首都圏空港能力の増強を検討すべきである。成田空港については、国際拠点空港としてグローバルスタンダードの観点からも 4,000m 級の 2 本の滑走路で有効活用することが望ましく、2,500m 化実現後の早期の滑走路延伸を図る必要がある。また、平成 21 年度に共用予定の百里飛行場や軍民供用化で日米協議中の横田飛行場を含めた首都圏 4 空港の機能を最大限に活用できる首都圏空港の将来ビジョンの策定も官民一体で検討しておく必要がある。

2. 国際拠点空港（関西・中部）、主要中枢空港（新千歳・福岡等）のハブ機能強化等

（1）アジア等のゲートウェイ空港としての機能強化

わが国がアジアのセンターとしての地位を維持し、アジアや世界の成長を取り込んでいくためには、国際拠点空港（関西・中部）、主要中枢空港（新千歳・福岡等）のハブ機能の強化も不可欠である。アジア等のゲートウェイ空港としての機能を最大限果たせるよう、首都圏空港や地方空港との空港間の役割分担や連携を促進し、海外の拠点空港との路線の増加等を積極的に進めるとともに、資源を最適配分して整備を進める必要がある。特に、物流においては、空港容量の拡大やアクセスの拡充、空港の完全24時間化等を進め、国内外の物流のハブ機能の強化を図る必要がある。

（2）国際拠点空港及び主要中枢空港の整備

①国際拠点空港の整備

近畿圏における空港整備については、関西3空港（関空、伊丹、神戸）が機能を最大限発揮できるよう更なる連携促進や物流効率化等のため、広域的な高速道路ネットワークの早期整備等を図る必要がある。また、関西空港の2期島内貨物用上屋や駐機場の早期整備等、空港機能強化も図る必要がある。関西空港の競争力向上に向けて、更なる一般財源投入等も含めた空港経営基盤の戦略的な強化等も図られたい。中部圏における空港整備については、国際・国内線一体化した空港としての機能を最大限発揮できるよう中部空港の完全24時間化を実現すべきである。そのためには、第2滑走路の整備に向けて需要拡大を図りつつ、関係者間においてそのあり方を整理すべきである。

②主要中枢空港の整備

福岡空港及び那覇空港については、将来的に航空需要が逼迫することが予想されており、西の拠点空港である福岡空港については、既存ストックの有効活用や近隣空港との連携促進、或いは、抜本的な空港能力の向上を検討する必要がある。新千歳空港については、北の拠点空港として空港機能の高質化に向けた施設増強等を図る必要がある。那覇空港については、ピーク時の航空需要予測を踏まえた滑走路の増設等も検討しておく必要がある。

③官民一体となった地方空港の戦略的な活用

地方空港は、自立的で活力ある地域づくりのための社会資本基盤として極めて重要である。従って、地方の国際化や地域活性化、観光振興等の目的に向けて、首都圏空港や国際拠点空港等との乗継ぎ機能の強化や路線の拡充を図る必要がある。特に、航空ネットワークには外部性があることから、より多くの空港間で相互接続していることが利用者の利便性の向上等に繋がり、航空ネットワークの競争力強化に資する。また、国際化の推進や小型機等による地域航空輸送体系の整備、C I Q簡素化による利便性向上といった戦略的な空港の有効活用策を各地域において、官民一体で知恵を絞っていく必要がある。

3. 欧米並みの航空輸送サービスの多様化の実現

（1）多様な航空需要に合わせた戦略的な空港活用

運送形態の多様化する中、ビジネスジェット、ローコストキャリア（LCC）、チャーター便、貨物用等目的別空港の在り方等を各空港で検討する必要がある。例えば、国際的にビジネス航空需要が高

まる中、首都圏空港等はこの需要に対応できていない。専用施設の整備や効率的なC I Qサービスの提供、空港使用料等のコストの引下げ等が実現されれば、高い経済効果が見込まれる。

(2) 空港運営の自主性の発揮と多様なサービスの提供

① 空港運営の自主性の発揮

効率的な航空ネットワーク形成のためには、空港運営の自主性や特性を発揮できる環境整備を図る必要がある。現在、政府では、空港整備特別会計の独立行政法人化等について、将来において検討することとしているが、見直しに当たっては、空港収支の透明化を図るための情報公開が極めて重要である。また、空港運営の自主性発揮の足枷となっている国際的に割高である着陸料金等の航空関連コストを低減するためには、更なる一般財源の投入も検討すべきである。例えば、関西空港は、設立当初の経緯から高コスト化体質にあるが、そもそも国際拠点空港は国家が戦略的に整備すべき社会資本であり、借入金を国庫で肩代わりする等の負担軽減策が必要である。連絡橋に対し道路財源を投入し、無料化することも検討に値する。民営化やP F I方式等民間の創意工夫や資金等を活用し、多様かつ適正な料金・サービスの提供を図るべきである。

② 品質重視のハイエンドからローエンドまでの幅広い品揃えの提供

品質重視のハイエンドからローエンドまでの幅広いサービスの提供や、「距離的には遠いが、料金は安い空港」といった市場原理が働く仕組みづくりが必要である。例えば、関西空港は伊丹空港より都市部から遠いが、空港使用料等が安ければ、市場原理から時間よりも料金を選ぶ利用者のニーズにも対応できる。百里飛行場は都心から距離は遠いが、ターミナル等施設設計のあり方や空港使用料の水準を抜本的に見直し、低コストで円滑なC I Q機能を有する空港として活用できれば、ビジネスジェットやL C C等の潜在的な利用価値は高い。こうした空港の創意工夫を活かせる仕組み、基準の柔軟化は必要である。

Ⅱ. 利用者に選ばれる国際競争力の高い港湾の戦略的な整備

～利便性やコスト面における国際的な優位性の確保と高付加価値化の推進～

1. 利便性やコスト面における国際的な優位性の確保

アジアにおける主要港湾の競争は激化している。港湾のコンテナ取扱世界ランキングトップ10のうちアジア港湾が6位までを独占するに至っており、わが国の港湾もコンテナ取扱量は増加しているが、最大取扱港湾である東京港が23位、横浜港が27位と低迷している。しかし、コンテナ取扱量は積替え中心の港湾におけるコンテナ個数の数え方の問題や、背後の経済圏の問題等、様々な要因が絡み合った結果であり、コンテナ取扱量だけでわが国の港湾の国際競争力が低下したと決め付けるべきではなく、公平な評価基準は必要である。

とはいえ、世界的にコンテナ輸送量が増大する中、わが国港湾の相対的な地位を一定以上維持していく必要がある。コンテナ船の大型化が進展しており、こうした大型コンテナ船は輸送効率を高めるため、寄港地を集約していく傾向にある。主要寄港地以外の港はフィーダー港化してきている。わが国港湾を大型コンテナ船の就航する基幹航路の寄港地として維持していくことは、わが国に立地する企業の国際競争力を高めるための重要なポイントである。そのためにも、利便性やコスト、施設規模面において、国際的に優位性の高い拠点となる港湾を早急に整備し、管理運営していかなければならない。

(1) 貿易手続改革プログラムの着実かつ早期実現

①貿易手続改革プログラムの着実かつ早期実現

本年6月の「基本方針2007」に貿易手続改革プログラムの着実な実施が明記されたが、同プログラムの着実かつ早期実現を強く要望する。主な内容としては、国際物流機能の強化に向けた、輸出における保税搬入原則をはじめとする関税法の見直しを含めた現行の保税・通関制度等の見直し、日本版AEO制度の構築、港湾手続きの統一化・簡素化、港湾の広域連携等であるが、グローバルスタンダードの観点、国内外の利用者の利便性の向上の観点からも極めて重要である。

※日本版AEO制度（Authorized Economic Operators：コンプライアンスの優れた事業者を税関が認定し、通関手続の簡素化等の便益を与えるもの）制度

②国・地方自治体の協力の下、港湾手続きの統一化を早期実現すべき

各地域において、港湾管理者である自治体の下に特色ある港湾運営がなされてきたことは評価するが、グローバル化や水平的な国際分業等が進展する中、地方自治体である港湾管理者が、港湾毎に異なる港湾手続きを決定することは極めて非効率である。国内外の利用者ニーズに応えるためにも、港湾手続制度等の統一化については、自治体だけに任せるのではなく、国が立法措置を行うなど主導権をもって実施・調整していくべきである。

③国が責任を持ち、港湾EDI化等の電子的基盤を整備すべき

国は、港湾利用者のシーズやニーズのミスマッチを解消するため、全ての港湾物流情報を一元管理したプラットフォームを構築すべきである。また、電子政府の一環として、国が責任を持ち、港湾EDI化等電子的な基盤整備を整備すべきである。

④国主導による民間事業者の負担がないセキュリティシステムの策定

港湾物流において、安全・安心という観点は極めて重要であるが、米国が要請するセキュリティシステムがそのまま導入されれば、これまでの港湾関係者のリードタイム短縮努力が水泡に帰す。国際的なセキュリティ強化は国として取り組むべき課題であることから、民間事業者に負担をかけることなく、国主導により、わが国独自の効率的な物流セキュリティシステムを策定し、米中等の貿易相手国に提示して交渉を進めていくべきである。

(2) 港湾運営の広域化（ポートオーソリティー）の推進

世界的な港湾間競争が激化する中、わが国産業の競争力を強化していくことは急務であるが、地方自治体毎に港湾が管理運営されている現行制度では連携が薄く非効率で限界があり、港湾の高コスト等を誘発している。このため、港湾運営の広域化（ポートオーソリティー）を推進する必要がある。東京湾等の三大湾等においては、国が主導権をもって全額国費による整備や管理運営を行うとともに、運営に当たっては民間が活動しやすい環境を整えることにより、港湾運営の効率化、港湾利用料金の低減等を実現させるべきである。現在、大阪湾において、広域連携の取り組みが進められているが、管理運営主体が一元化されておらず、不十分である。このため、現行港湾法を抜本的に改正し、主要港湾については、国が責任をもって国家として真に必要な港湾の整備、管理運営するとともに民間が容易に参入できる環境を作り、民間のノウハウを最大限に活用することが重要である。例えば、一定

規模以上の主要港毎に国と官民港湾関係者による港湾運営審議会（仮称）を設置し、官民一体で国家として最適な港湾の整備や運営計画を策定していく等、港湾運営の広域化に向けた取組みを推進する必要がある。

（３）スーパー中枢港湾の抜本的な整備拡充・機能強化

①スーパー中枢港湾の整備拡充

スーパー中枢港湾政策の導入は、物流の効率化（コスト軽減、リードタイム短縮）や高度化（高付加価値なサービスの提供）の観点から重要である。定時制の遵守、多頻度入港船を円滑に取り扱える機能提供が必要であり、そのために専用使用化が求められる。今後も船舶の大型化等の環境変化に対応できるよう、大型船対応のできる岸壁および大量のコンテナの荷捌きが可能なスペースの整備を進めるべきであり、スーパー中枢港湾の有効活用が課題である。加えて、港湾の一層の効率化に向けて諸規制の緩和等に引き続き取り組む必要がある。

②スーパー中枢港湾の機能強化

スーパー中枢港湾の機能が最大限発揮できるようにするためには、メガターミナルオペレーターの育成とＩＴ化（港湾ＥＤＩ等）を推進すべきである。また、荷主や船社に選択される港湾となるよう港湾運送事業者の育成や機能強化等も重要である。

③内航フィーダーの活性化

スーパー中枢港湾に貨物を集約し、スケールメリットによるコスト低減を図るためには、スーパー中枢港湾を核とした国内物流ネットワークの充実が必要である。特にトラック輸送に比べ環境面で有利である内航海運の活性化、コスト低減は重要な課題である。現在、内航フィーダー航路に比べ、釜山港等への外航フィーダー航路の方が安いと、結果的に地方の港湾から釜山港等へ貨物が流出するケースが見られる。このため、内航フィーダー輸送の活性化に向けて、船舶の大型化、燃料の非課税化等、競争力強化のための取組みを進めるとともに、外航船へ低コストで接続できる内貿バースの整備及び内航船の外貿バースへの直付け等、港湾における積み替えコスト低減の取組みを推進すべきである。また、わが国の外航海運の国際競争力強化のため、事業者の利便性等を配慮し、国際的な競争条件の均衡化に向けてトン数標準税制など世界標準に合わせた制度改正が必要である。

④アジア地域との物流拡大に地域の港湾の積極的活用を

国内各地域の港湾と中国・韓国等を結ぶアジア航路は、地方の産業や生活にとって重要な生命線となっている。国際分業体制の進展に伴う地域産業とアジア地域との物流拡大に対応するため、スーパー中枢港湾による選択と集中と矛盾しない形でこれらアジア航路を持つ地域の港湾を積極的に活用し、アジア地域とのダイレクトネットワークの拡充を図るべきである。更に、国内輸送においても、内航フィーダー輸送の活性化にあわせ、地域の港湾とスーパー中枢港湾との連携を深め、スーパー中枢港湾のハブ機能を最大限に活用すべきである。

⑤埠頭公社改革

埠頭公社の民営化に当たっては、国際競争力の強化、ターミナルの効率性向上などの観点から、民間のノウハウが最大限発揮できる仕組みとする必要がある。このため、利用者ニーズに即したサービスの提供や対応の迅速化等の推進に向けた民間活動の環境をより一層整備していくとともに、上下分離方式による下物公共化等により、民間会社の負債の軽減を図るとともに、利用者ニーズに即したサービスの提供や対応の迅速化等の推進に向けた民間活動の環境を一層整備していくため、複数の港湾運営を行えるように経営規模や経営自由度の拡大を進めるべきである。

2. 臨港地域の国際物流機能の拡充と総合的な交通ネットワークの構築

(1) 有機的な道路・鉄道・内航等の総合的な交通ネットワークの構築

内陸部の製造拠点、知的集積拠点や地方港湾とスーパー中枢港湾との有機的な道路・鉄道・内航等の総合的な交通ネットワークを構築し、地域活性化のために港湾を有効活用できる環境を整備する必要がある。例えば、既に一般化している背高コンテナ（高さ9フィート6インチ）の通行に支障が生じないよう道路のボトルネックを早期に解消すべきである。さらに、2005年にISO規格に加えられた長大コンテナ（長さ45フィート）についても、コスト削減の観点からの利用拡大に向けて、道路通行を可能とする規制緩和等を推進すべきである。また、貨物鉄道輸送において40フィートコンテナの輸送力に制約があり、改善の必要がある。

高速道路の利用コスト低減等のソフト面の改善を含め、競争力強化や地域活性化に資する幹線道路ネットワークの構築を進めるとともに、スーパー中枢港湾と地方港湾との内航ネットワークの構築等の連携強化を図る必要がある。また、環境への負荷も考慮し、鉄道・内航をより一層活用した物流へと効率的な国内物流体系の構築も図るべきである。

(2) 国際競争力のある臨海部産業エリアの形成

国土交通省は、競争力ある臨海部産業エリアを形成するため、産業競争力強化ゾーン（仮称）の設定を打ち出しているが、港湾を国際的な水平分業や生産拠点の国内回帰等の動向に対応できる国際物流拠点としての役割を担えるよう、臨海部の効率的な土地利用も含めて高度な物流サービスが提供可能となる環境整備は極めて重要である。港湾隣接地においては、民間資金等も有効に活用し、流通加工機能等も併せ持つ大規模かつ高機能な物流基盤施設（ロジスティックスセンター）等、国際物流機能強化に向けた整備が円滑に進む環境整備を図るべきである。産業競争力強化ゾーン内においては、ドバイのジュベル・アリ・フリーゾーン等を参考に、国内外からの投資促進や企業活動の活性化が図られるような税制等の優遇措置が必要である。

また、わが国各地域の活力を支える製造業等の経済活動を支援するため、バルク貨物輸送船の大型化に対応した岸壁、航路等の増深や、現在では短期的・部分的にしか利用できない公共バルクターミナルの長期的・専門的な利用や一体的運営による効率性の向上を図る必要がある。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

○「国際競争力強化のための中枢空港及び港湾の整備について」（平成 19 年 4 月 16 日）参照。

17. 地方幹線道路等の早期整備の実現に向けて

平成 19 年 11 月 5 日

日本商工会議所

日本商工会議所では、これまで、地域間格差の是正や地域活性化そして国全体の成長力強化のために道路は必要不可欠な社会インフラであり、特に、地方幹線道路等については早期に整備すべきであることを強く主張してきた。

幹線道路は、結節されてはじめて外部効果を含めたネットワークとしての機能を発揮するものであり、まずは、今なお約 35%が未整備である、全国 14,000km の高規格幹線道路の基本計画区間を早期に結節させ、ネットワークを構築することを最優先すべきである。

政府においては、概ね向こう 10 年間の道路整備事業を示す中期計画を策定されているが、道路整備は民間では行うことができず、国が国家戦略に基づいて責任を持って解決すべき課題であることをしっかりと認識したうえで、整備を促進すべきである。

幹線道路の整備は、長期的に見て、わが国の地域資源の活用や地域の活性化に資するとともに、日本経済全体の効率化に役立つものである。また、地域に労働力がある今のうちに社会インフラを整備しておくことは、当該地域の過疎化の予防に役立つばかりでなく、労働力の定着化を促し、さらに、幹線道路網が整備されれば、地方の医療や防災面におけるサービスレベルの低下を防止するなど社会的なコストの削減にも資することとなる。

なお、整備にあたっては、地域の実情に応じた柔軟な規格を採用するなどの方法により、効率的かつ迅速な道路整備の促進を図るべきである。

今後の道路整備に関し、以下のとおり提言する。

1. 道路整備における国家的な政策課題

道路整備により解決すべき政策課題について、中期計画の骨子案では、「国際競争力の確保」、「地域の自立と活力の強化」、「安全・安心の確保」、「環境の保全と豊かな生活環境の創造」という 4 つの項目で整理されている。基本的には妥当と考えるが、とりわけ、「国際競争力の確保」および「地域の自立と活力の強化」のいずれの実現にも関連する、幹線道路を結節させネットワークを構築するということを最優先の課題として取り組むべきである。結節されていないために十分な効果を発揮できないとすれば、これまでに整備された幹線道路までもが、かえって非効率な投資となってしまう。

また、中期計画に関する国民向けアンケートでは、無駄な道路についての意見も多く寄せられている

が、限られた財源の効率的使用で、より効果の高いネットワークを構築するためには、無駄のない整備計画を策定する必要がある。中期計画の骨子案では、厳格な事業評価を基本的方針として盛り込んでいるが、所管省庁による縦割り行政の弊害を除き、道路法に基づく道路のみならず、農林道を含む道路全体を対象とした整備計画を策定し、国民の利益や地域経済・社会の活性化等を主眼とした整備の実現を図るべきである。

また、地域における民間投資あるいは産業政策や福祉政策に基づく公共施設整備などの他の社会資本整備等とのタイミングや整合性を図りつつ、総合的かつ計画的に整備を進めることが重要である。

2. 今後の道路整備における基本的視点

道路整備には優先順位をつけざるを得ないが、単に道路の実現稼働率による経済性の評価を主たる整備基準とすれば、走行量の少ない地域の整備は遅れてしまうか、あるいは行われなかったということになりかねない。

現在でも、有効求人倍率が低いなど経済・社会的に疲弊した地域の多くでは、幹線道路が未整備であり、そのために製品・産品がそもそも出荷できない、あるいは地域の労働力、資源、技術等が活かされないばかりか失われてしまうといった状況にある。これは当該地域のみならず、国全体にとっても大きなマイナスである。道路整備は民間では行うことのできないことであり、こうした競争条件の差から地域間格差が生じているとすれば、その是正は国として行うのが筋である。

また、幹線道路のネットワーク化は、こうした特定の地域の問題を解消するのみならず、遠隔地域の資源等の効率的かつ迅速な活用等にも大きな効力を発揮する。したがって、まずは地域間格差の是正そして地域活性化の観点からも、現時点では走行量は少なくとも、物流や人的移動の根幹となる幹線道路の整備、あるいはすでに完成しているが道路網としては結節されていない幹線道路のネットワーク化は、早急に行うことが必要不可欠である。

地域間格差の是正に重点をおきつつ、従来の費用対便益に基づく判断ではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ経済性以外の波及効果等の外部効果を判断の基本として道路整備を促進することも重要である。

3. 早期整備のための方策

道路整備を効率的に実現するためには、一定の品質の確保を前提としつつ、「コストダウン、スピードアップ、透明性の向上」という視点が重要である。国および地方自治体は、あらゆる知恵を結集し、限られた財源でより多くの整備ニーズに応えられるよう、かつ、より早くサービスを提供できるよう、さまざまな方策を講じるべきである。具体的には、以下のような方策が考えられる。

- (1) 財源や時間に限りがある以上、道路の種類にこだわらず、地域の実情や必要性に応じた規格の道路を採用することも検討すべきである。例えば、最優先課題である幹線道路網の構築については、高規格幹線道路ではないが利便性の高い道路が既にある場合、当面、当該道路を高規格幹線道路の結節のために有効に活用するといった方法も考えられる。また、新技術等の活用も工期の短縮に有効な手段である。
- (2) 道路整備を着実かつ早期に実現するためには、時間管理を徹底することが極めて重要であり、これはコスト削減にも寄与することになる。中期計画の骨子案では、概ね10年という期間における目標を示しているが、さらに、そこに盛り込まれた個別事業の時間管理目標を具体的により明確に国

民に示す必要がある。

(3) 事業あたりのコストを抑制することも重要な課題である。官製談合の排除等による競争の活用と、既存の概念にとらわれない新たな設計・建設技術の導入などにより、コストの合理化に積極的に取り組むべきである。

(4) 道路は国が予算を措置すれば、それだけで整備されるものではなく、様々な関係者との協議等を重ねなければならないなど、その実現には年月を要する。滞りなく事業を進めるためには、国と地方自治体とがそれぞれの役割を果たしつつ、緊密に連携を図る必要があることは言うまでもないが、その他にも、地域の住民や経済団体など幅広い関係者の円滑な合意形成を図っていくことが重要である。こうした意味において、地域総合経済団体である商工会議所も、大きな役割を果たしていく必要がある。

4. 道路特定財源を前提とした整備促進

政府は昨年末の閣議決定に基づき、道路特定財源の余剰分を一般財源に使うことができるよう法改正を予定しているが、地方幹線道路等が未だ全国各地で整備されないままで多く残されている以上、一般財源に充てる余裕はない。そもそも道路特定財源の「余剰」は、道路整備の費用に余剰があるのではなく、整備費用の支出を制限するシーリングによって作り出されるものである。したがって、道路整備のためとして集めた特定財源は、制度の趣旨からしても、暫定税率を維持したうえで道路整備に全額充当すべきであり、シーリングの対象外とするのが筋である。

なお、政府は、昨年末の閣議決定で、「高速道路料金引下げなどによる既存高速道路ネットワークの効率的活用や機能強化に取り組む」こととしているが、料金の引下げは、高速道路の利用を促進し、一般道路の渋滞解消等にも役立つことから、道路特定財源をこうした料金見直しに関する緩和措置などに有効に活用することも検討すべきと考える。

以 上

<提出先>

政府、与党

<実現状況>

○「道路特定財源の見直しについて」（19 年 12 月、政府・与党）において、「今後 10 年間を見据えた道路の中期計画を策定し、真に必要な道路整備は計画的に進める」「国及び地方の道路特定財源については、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20 年度以降 10 年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する」との方針が示された。

○第 169 回国会（20 年 1 月～）において、現行の税率水準（暫定税率）の維持を含む租税特別措置改正法案等歳入関連 5 法案が参議院で議決されないまま、4 月 1 日に暫定税率が期限切れを迎えたため失効。その後、同法案は 4 月 30 日に衆議院で再可決され、5 月 1 日より暫定税率が復活した。

○道路特定財源の根拠となる道路整備財源特例法改正案（道路財政特別措置法）は、5 月 13 日に成立。20 年度以降 10 年間の措置として、揮発油税等の税収が道路整備に充当されることなどが決定された。

○しかしながら、5 月 13 日に福田総理大臣は、以下の項目からなる「道路特定財源等に関する基本方針」

を閣議決定し、今後、与党協議や与野党協議において、新たな道路計画や道路特定財源の一般財源化の
使途等が協議されることになった。

- ①道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底排除、政府全体で公益法人の集中点検実施
- ②21年度からの一般財源化、道路財源特例法の適用は20年度まで
- ③税率については今年の抜本改革で検討
- ④最新の需要推計に基づく5年間の整備計画を再策定
- ⑤暫定税率失効中の地方の減収に対する国の措置
- ⑥関係閣僚会議の設置

18. 独立行政法人日本貿易保険の民営化に断固反対する

平成19年11月30日

日本商工会議所

政府における独立行政法人改革の一環で、平成19年11月27日に、行政減量・効率化有識者会議において、独立行政法人の整理合理化計画に関する提言がまとめられた。

これまで、貿易立国の日本経済を支えてきたのは、厳しい国際競争の中で懸命に輸出・投資を行ってきたわが国企業である。貿易保険は、こうした日本企業の貿易・投資には不可欠な公的インフラとして重要な役割を担ってきた。

貿易保険は、資源の確保や二国間関係の維持・構築など外交の一翼を担う重要な役割を果たしており、その業務を実施している独立行政法人日本貿易保険の民営化は、こうした機能あるいは日本企業の国際競争におけるイコールフットィングを毀損し、わが国の経済と産業界に多大な影響をもたらす、結果として国益を損なうものである。

政府・与党においては、こうした事情を十分考慮されたうえで、下記の意見を踏まえた対応を切に要望する。

1. 貿易保険は、企業の輸出代金や投資が、戦争や国連制裁などによる送金禁止などで回収不能となるようなカントリーリスクをカバーしており、日本の企業の輸出や投資には不可欠である。プラント、船舶・車両、機械などの大型案件輸出のほとんどが、貿易保険を活用しているのみならず、年間で2万件、約6千億円もの中小企業の輸出にも活用されている。
2. 主要な先進国においては、貿易保険は政府あるいは政府機関などにより直接実施されており、利益を出さない前提の保険料で自国企業の国際競争力を確保している。わが国の貿易保険が民営化された場合、保険料が値上がりするほか、政策的に重要な案件の引受けがなされなくなるなど、輸出企業の国際競争力の低下等により、わが国経済が大打撃を受けることは必至である。とくに、中小企業者の

輸出案件は、手間の割に保険料が安く、事故率も高いので、民営化に伴い真っ先に引き受け対象から除外され、中小企業の輸出の機会を奪うことになりかねない。

3. 先進各国はもとより、中国なども政府機関による貿易保険の引き受けを増大させており、輸出を取り巻く国際競争はより一層、厳しさを増している。国際金融情勢が不安定さを増している中、むしろ、日本貿易保険の機能を強化して、わが国の競争力の確保を図るべきである。

4. 日本貿易保険は、当初、政府が直接業務を行っていたものであり、独立行政法人化後、保険金支払い期間が短縮されたり、中小企業専用の保険商品が開発されるなどサービスが向上している。また、貿易保険制度は、ユーザーの支払う保険料のみによって運営され、国からの交付金を受けていない。さらに、債権の回収についても、パリクラブという政府間交渉を通じて行われることから、成果をあげており、制度としても民間には馴染まないものである。したがって、国益に反し、かつ制度の利用者であり負担者であるユーザーにとって不利になるような制度変更には断固反対である。

以 上

<提出先>

政府等

<実現状況>

平成 19 年 12 月 24 日の行政改革推進本部の議を経て、同日閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、当所の要望が実現し、日本貿易保険については、民営化されずに、今後は、全額政府出費の特殊会社によって、安定的に事業が行われることとなった（詳細は以下のとおり）。

○事務及び事業の見直し【貿易保険業務】

経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図る。

○組織の見直し【法人形態の見直し】

経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。

○運営の効率化及び自律化【随意契約の見直し】

関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。

- ・ 20 年 4 月 30 日には、産業構造審議会の下に貿易保険小委員会が設置され、「資源・通商政策との連携を確保しつつ、経営の自由度と効率性を高め、国家戦略と一体となって貿易保険を機動的に実施することが可能となるよう、今後の組織形態のあり方や、一層の民間参入に向けた制度環境整備のあり方を含め、今後の貿易保険制度のあり方について検討を行う」ため、議論が進められている。

19. 経営承継円滑化法（仮称）の早期成立を望む

平成 20 年 1 月 11 日

日本商工会議所

中小企業の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力の維持や、雇用の確保等に資するものであり、わが国経済が発展する上で最も重要な課題の一つである。このことから、当所は、事業承継税制の抜本拡充をはじめ、民法上の遺留分による制約の是正、後継者育成や廃業と開業のマッチングへの支援、事業承継時の事業用資産の買取等の資金需要への対応など、中小企業の円滑な事業承継を総合的に支援する一連の措置を講じるよう要望してきた。

今般、政府においては、取引相場のない株式等に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税猶予制度の創設など税制上の措置を講ずることや事業承継時における金融支援など、税制面、予算面、金融面、法制面に亘る総合的な支援策が講じられる方針が示されている。

ついては、雇用を支え、地域経済の基盤である中小企業が、事業承継に関する総合的な支援策を一日も早く活用できるようにするため、立法府においては、民法の遺留分による制約の是正を含め上記の措置が盛り込まれている「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律案（仮称）」を、次期通常国会において、速やかに、審議・成立させ、施行していただくよう強く要望する。

以 上

<提出先>

政府等

<実現状況>

20 年 5 月 9 日の参議院本会議において、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が、全会一致で原案通り可決され、成立した。

なお、衆議院経済産業委員会、参議院経済産業委員会において、それぞれ以下のとおり附帯決議がなされた。

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

平成二十年四月九日衆議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、中小企業がその活力ある事業活動を継続しつつ経営が円滑に承継されていくことが我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 相続税の課税についての必要な措置のあり方については、中小企業や本委員会での非上場自社株式に係る納税猶予割合を一〇〇%に引き上げるなどの要望をふまえつつ、新たに創設される納税猶予制度について、経営の承継が一層円滑なものとなるよう引き続き検討を行うこと。

また、中小企業への相続税の課税方式の変更等今後の相続税制の見直しに当たっては、中小企業

のこれまでの取り組みや意見を十分踏まえながら本法の趣旨が損なわれることのないよう留意すること。

- 二 相続税の納税猶予制度に係る適用要件等の具体的な検討に当たっては、租税回避行為の防止に留意しつつ、事業継続期間中における合併再編等中小企業の活発な経営戦略に支障が出ることがないように、中小企業の経営の実態に即して可能な限りその具体化に努めるとともに、施策内容について関係中小企業者等に対し早期の情報提供に努めること。

なお、雇用の確保を条件とするに当たり、当該中小企業の労働者の権利が不当に損なわれることのないよう、政府の適時の確認手続きを設けるなどその確保に万全を期すこと。

- 三 遺留分に関する民法の特例措置について、当事者間の合意が適正になされ、経済産業大臣及び家庭裁判所に係る諸手続きが円滑になされるよう関係部局に趣旨が徹底されるとともに、その手続方法等についても具体的な例示等を用いるなど中小企業に十分理解されるよう周知徹底に努めること。併せて、中小企業の具体的な取り組みに資するよう指導・助言等の十分な支援を行うこと。

また、当該措置の今後の実施状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行うなど柔軟な運用に努めること。

- 四 中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への経営の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。

右決議する。

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

平成二十年五月八日参議院経済産業委員会

地域経済の活性化を図るためにも、中小企業の経営の承継の円滑化のための取組を支援することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 遺留分に関する民法の特例措置の適用に当たっては、遺留分権利者全員との合意とともに経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を経る必要があることから、具体的な要件を明確にするとともに、諸手続が円滑に行われるよう必要な指導及び助言に努めること。あわせて、同特例措置が、真に中小企業の経営の承継の円滑化のために用いられるように運用すること。
- 二 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の具体的な設計に当たっては、継続的な雇用の確保等にも配慮しつつ、中小企業の実態に即した活用しやすい要件を定めること。

また、今後の相続税制の抜本的な見直しに当たっては、本委員会での軽減割合を一〇〇%に引き上げるなどの要望も視野に入れつつ、中小企業の経営実態等を十分に踏まえて、その事業活動の継続に支障が生じることのないよう留意すること。

- 三 中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う事業継続ファンドを一層促進すること。また、親族内承継のみならず、親族外への経営の承継についても、その円滑化が図られるよう、事業承継資金融資制度等の支援策を一層拡充すること。

右決議する。

20. 低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール

平成 20 年 3 月 19 日

日本商工会議所

全国の多くの地域では、無秩序な郊外開発や中心市街地の疲弊などに対応したまちづくりが喫緊の課題となっている。

そうした中、日本商工会議所は、平成 17 年 6 月の「まちづくり特別委員会中間とりまとめ」において、「少子高齢化が進展し、人口の減少が予想され、また、地方財政が逼迫する中で、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にも優しく、歩いて暮らせる、安全・安心で美しい 21 世紀型のまちの再構築（コンパクトなまちづくり）を図る」ことをまちづくりの理念とし、この観点に立った「まちづくり三法」（中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法）の改正を訴えた。

その後、政府の関係審議会もまちづくりに関する同趣旨の報告書を相次いで取りまとめた。

即ち、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」（17 年 12 月）では、コンパクトなまちづくりは、「車中心の社会の見直しにつながり得る点で地球温暖化対策としても望ましい」とした。

また、社会資本整備審議会答申「新しい時代に対応した都市計画はいかにあるべきか」（18 年 2 月）においては、「都市機能が拡散、散在することで、自動車利用が加速され、それによる地球環境への影響、郊外開発による自然環境への負荷の増大といった問題も生ずる」とされた。

これら経緯を踏まえて改正されたまちづくり三法では、「中心市街地の活性化、無秩序な郊外開発の抑制」、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」が基本的な柱とされた。

さらに、中心市街地活性化法に基づいて閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（18 年 9 月）においては、「コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること」が明記され、改正三法の活用によるまちづくりは、地球温暖化対策としても有効に機能することが謳われた。これら法改正の趣旨に沿って、既に、多くの地域において、地方自治体と商工会議所が一体となって改正法を活用したコンパクトなまちづくりに取り組んでいる。

また最近では、国土審議会が答申した「国土形成計画（全国計画）（案）」（20 年 2 月）において、「集約型の都市構造」は「CO₂の排出量削減」などの点で優れており、「今後目指していくべき都市構造の基本となるべき」であることが改めて確認されている。

他方、地球環境問題の観点に立った温暖化対策のため、低炭素社会の実現が全人類にとっての基本的な課題であることは今や国際的なコンセンサスと考えられている。

「環境にやさしく快適に暮らせるまちを目指して」を副題とする環境省の「地球環境対策とまちづくりに関する検討会報告書」（平成 19 年 3 月）においては、中長期に温室効果ガスの大幅削減のため地球温暖化対策の実施が重要であるとし、このため、都市計画や交通政策に地球温暖化対策の視点を盛り込み、公共交通を軸とした拠点集中型の地域・都市構造の構築が必要とされた。

同報告書をはじめとする低炭素社会とまちづくりに関する議論のポイントを整理すると次のとおり。

- (1) 人口集中地区の人口密度が低い地域ほど自動車分担率が高く、一人当たりの旅客運輸部門のCO₂排出量が多い。また、都市機能が拡散している都市は、就業者一人当たりの店舗等の床面積が広い。このため、都市構造の改変により、CO₂排出量を大幅に減らせる可能性がある。
- (2) 大店立地法の制定等の規制緩和策による大型店の郊外立地についても都市機能の拡散の要因となり、自動車分担率、移動距離の変化により地域のCO₂が増加している。都市機能の拡散は、環境負荷の増大だけでなく、中心市街地の疲弊、行政コストの増加に伴う財政収支の悪化、自動車を運転できない人の不便、交通事故の増加等、他の社会問題も引き起こしている。
- (3) 中長期的に、温室効果ガスの排出を大幅に削減するためには、都市構造を見直し、集約的なまちづくりが必要であり、このため、都市計画や交通政策に地球温暖化対策の視点を盛り込むべきである。
- (4) 無秩序な郊外開発を抑制し、運輸旅客・民生業務部門の活動量による増加基調を食い止め、駅周辺に商業施設、住宅等を再結集するなど、LRT等の公共交通を軸とした拠点集中型の地域・都市構造を構築してCO₂排出量の大幅削減を図るべきあり、また、大規模集客施設の利用客によるCO₂排出量の把握のしくみを構築する必要がある。さらに、「環境とまちづくり」に関する情報の提供・普及啓発、人材の育成・活用を図るべきである。

政府も地方自治体も、そして事業者も消費者も国民も、全ての関係者は、持続可能なまちづくりが地球温暖化対策のためにも必要であることを認識し、低炭素社会の実現を目指したコンパクトなまちづくりに取り組むべきである。我々商工会議所としては、各地の具体的なまちづくりの中でも、温暖化対策に真正面から取り組んでいく。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

21. 大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する報告書

平成 20 年 3 月 19 日

日本商工会議所

まちづくり特別委員会

大型店の地域貢献等については、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」（平成 17 年 12 月）を受けた改正中心市街地活性化法に「事業者の責務」の規定が盛り込まれ、現在までに、日本チェーンストア協会等 4 つの関係業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定している。また、県や市においても、大型店に地域貢献等を求める条項を盛り込んだ条例やガイドラインの整備が進みつつある。

日本商工会議所まちづくり特別委員会では、このような業界自主ガイドラインや自治体の条例等の周知状況および効果等に関する実態について把握するため、平成 19 年 12 月に全国の 517 商工会議所を対象として調査を実施し、別紙（「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する調査結果」）のとおり、取りまとめを行った。

当委員会は、この調査結果を踏まえ、大型店の地域貢献に関する業界自主ガイドライン等の有用性とそのあり方について検討した結果として、それらガイドライン等の制定・普及が一層進み、実効が上がるよう、以下のとおり意見を取りまとめた。

〔注〕本報告書では、便宜上、都道府県を単に「県」と表記した。

1. 業界自主ガイドラインを策定する業界団体の増加とアウトサイダー対策を強く求める

今回、各地の商工会議所がそれぞれの管内で調べた大型店（本調査では店舗面積 1,000 ㎡超、三大都市圏・政令指定都市は同 3,000 ㎡超と定義）計 2,286 店舗のうち、地域貢献を定めた自主ガイドラインを持つ業界 4 団体の加盟大型店は 982 店舗（43.0%）、非加盟大型店が 1,304 店舗（57.0%）であった。

業界自主ガイドラインを持つ 4 団体の加盟事業者が半数に満たないこの状況は、「事業者の責務」を定めた改正中心市街地活性化法の趣旨が各事業者に広く行き渡っていると言うには甚だ心もとない。

もとより、産構審・中政審合同会議の中間報告を受けたまちづくり三法改正案の国会審議においては、当時の二階経済産業大臣が「業界自主ガイドラインの策定」を促す答弁を行うとともに、松副大臣は、業界団体に属していない事業者（アウトサイダー）に対しても「自主的に社会的責任を果たしてもらえよう法案の趣旨の周知徹底等に取り組んでいく」と答弁している。

こうした事情を踏まえ、改正中心市街地活性化法の「事業者の責務」の規定を実効あらしめるため、既に自主ガイドラインを持つ 4 団体以外の関係業界団体に対し自主的なガイドラインの策定を求めたい。また、政府に対しては、4 団体以外の関係業界に自主的なガイドラインの策定を促すよう指導するとともに、業界団体に属さないアウトサイダーに対し地域貢献・社会的責任に関する自主的な取組みを促すよう強力に指導すること、を要請する。

2. 業界自主ガイドラインの各店舗への周知徹底は各加盟大型店の責務である

今回の調査で各地の商工会議所から回答のあった、流通業界 4 団体のいずれかの会員である 982 店舗

のうち、75.2%の店舗は業界自主ガイドラインの存在を「知っていた」としたが、一方で「知らなかった」とした店舗が 24.8%もあった。「知っていた」とした割合を業界団体別に見ると、日本百貨店協会が100.0%と高かった以外は、日本チェーンストア協会73.4%、日本ショッピングセンター協会73.3%、日本フランチャイズチェーン協会に至っては30.0%と、周知度はまだまだ低いことが分かった。

他方、業界自主ガイドラインを「知っていた」とした店舗に対し、そのガイドラインに沿って地域貢献活動をしているかどうかを尋ねたところ、「している」が78.6%を占めた。

これらのことから言えることは、各店舗は、ガイドラインを知ればそれに沿った行動をする傾向にあるということであり、周知度を高めれば、各店舗による地域貢献が増すことは明らかである。大型店の本部は、改正まちづくり三法に盛り込まれた、地域社会に対する責任と貢献を果たすべく、業界自主ガイドラインの各店舗への一層の周知徹底を図ることが責務である。

3. 大型店に地域貢献を求める自治体の取組みが全国に広がることを望む

大型店の地域貢献等に関する自治体の条例やガイドラインについて聞いたところ、都道府県の約4割、市の2割超において「ある」もしくは「現在はないが検討中」との回答があり、まちづくり三法の改正趣旨が各自治体に徐々に浸透し始めていることが分かる結果となった。また、そうした条例等を定めている市については、7割を上回る商工会議所から、それら条例等の内容が「十分周知されていると思う」あるいは「まあ周知されていると思う」との回答があった。

調査結果からは、地域と大型店とを共生・発展させる努力をしている自治体の姿が浮かび上がった一方で、その割合はまだまだ少数であることも分かった。そうした状況を踏まえ、自治体による今後一層の取組み強化を強く求めるとともに、各地商工会議所においては、各自治体における条例制定等を促進するため、市民の意識醸成をはじめとする関係者のコンセンサスづくり等に積極的に努める必要がある。

4. 地域貢献ガイドライン等を実効あらしめるため、現場（各店舗）に権限を移譲することが必要

大型店の地域貢献に関するガイドライン等の効果・役立ち度合いを商工会議所に聞いたところ、業界ガイドラインについては55.6%、市の条例等については50.0%、県の条例等については41.5%がそれぞれ「役に立っていると思われる」との回答であった。一方、「役に立っていないと思われる」との回答も少なくないが、その理由としては、「（ガイドライン等の）店長等関係者への周知が不徹底」、「地域貢献を確認・検証する場（仕組み）がない」、「店長レベルに決裁権限がない」、「強制力がない」などが挙げられた。

総じて、地域貢献のガイドライン等については、各地商工会議所の半数内外が「役に立っている」と感じていることから、周知の一層の徹底やフォローアップ体制の強化等により、その有用性を一層高めることが可能であることは間違いない。

なお、各地商工会議所からの代表的な意見として、「（大型店を訪問して地域貢献の）協力依頼をしても、店舗レベルには権限がないため、本部に問い合わせると断られる」というコメントが見られた。大型店の地域貢献については、ガイドライン等の趣旨を末端の事業者・店舗にまでしっかりと行き渡らせるとともに、地域の各店長にその権限を移譲することにより、地域の実情に合った形でガイドライン等を実効あらしめることが是非とも必要である。

5. 大型店の商工会議所等地域経済団体への全店加入を強く求める

業界4団体の会員企業の982店舗は、その77.8%（764店舗）が地域の商工会議所の会員となっているのに対し、業界4団体の非会員企業の1,304店舗が商工会議所の会員である割合は61.3%（800店舗）に留まる。各業界団体の加盟店舗が地域の商工会議所の会員であるかどうかを見ると、日本百貨店協会の店舗が全て商工会議所に加入しているのに対し、日本ショッピングセンター協会と日本チェーンストア協会の加盟店舗の商工会議所への加入率は8割に満たない。この状況は、各団体のガイドラインの趣旨に照らしても未だ不十分であると言わざるを得ない。

いかなる事業者も、立地する地域の経済・社会および住民との関わりなしには存在しえない。そうした観点から、大型店はすべからず社会的責任を自覚し、地域総合経済団体である商工会議所の一員となり、地域と共生すべく相応の地域貢献を果たすよう強く要請する。

6. 大型店は、やむを得ず撤退する場合には、地域への配慮を欠いてはならない

改正まちづくり三法成立以降に大型店が撤退したと回答した商工会議所は42（77店舗）。これら大型店が撤退した際の行動に関し、ガイドライン等が役立ったかどうかについて聞いたところ、この42商工会議所の回答は、業界自主ガイドラインおよび県・市の条例等のいずれについても「役に立たなかったと思う」が「役に立ったと思う」を大きく上回った。「役に立たなかったと思う」主な理由としては、「企業の損益のみで考えている」、「（事前・早期の）情報提供がなかった」ことなどが挙げられた

大型店は、地域と共生してこそ自社の発展がある、との認識を正しく持つべきであり、万やむをえず撤退する場合には、地域に禍根を残すことのないよう、十分な配慮を行わねばならない。このため、関係者はガイドライン等の内容の周知を徹底すべきである。こうした配慮は、本来、ガイドライン等の有無にかかわらず行うべきであり、また、所属業界団体にガイドライン等がある場合にはそれを遵守することにより、社会的責任を果たすよう、各事業者の自覚を強く求めたい。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党・関係業界団体等

<実現状況>

20年5月、経済産業省が「まちづくりガイドラインに関する意見交換会」（経済産業省、日商、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会、社団法人日本ショッピングセンター協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会が出席）を開催。各団体から、それぞれの業界自主ガイドラインのフォローアップ状況等について報告。経済産業省から、省として、アウトサイダー対策にしっかり取組んでいく旨、引き続き、共通の課題について議論する場として意見交換会を継続したい旨、発言があった。

愛知県、名古屋市をはじめとする全国の都道府県・市町村において大型店等に地域貢献等を求める条例・ガイドラインを制定する動きが活発化している。

(3) 刊行物等

- 日商ビジネス英語 2、3 級公式模擬問題集（平成 19 年 5 月）
- 販売士資格更新講習会テキスト 第 1 部「一般流通常識」、第 2 部「管理知識・技術」（10 月）
- 販売士検定試験 1 級ハンドブック＜新版＞（平成 20 年 4 月）
- ビジネス認証サービスタイプ 1－A 総合パンフレット（3 月）
- 販売士メールマガジン 第 12 号～第 20 号
- 日商 ニュース・ファイル第 550 号～第 622 号
- E メール通信 第 499 号～第 543 号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第 78 号～第 90 号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第 1 号～第 12 号
- メールマガジン「Q u a l i」 第 76 号～第 90 号
- D C プランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第 105 号～第 128 号
- 日商 P C 通信 第 39 号～第 52 号
- 会議所ニュース（旬刊）第 2253 号～第 2283 号
- ※別刷り「平成 20 年度税制改正・中小企業予算」（1 月 21 日号）
- 石垣（月刊）第 323 号～第 334 号
- 所報サービス（月刊）2007/4～2008/3

<資料サービス>

資 料 名	送 付 月 日
「あしたのまち・くらしづくり活動賞」レポート募集のご案内 「平成 19 年度 J A N メーカーコード登録受付業務担当者説明会」参加者募集のご案内 「T E P I A 第 19 回展示・ちえものづくり展」開催のご案内 東京商工会議所 「実践 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」 「日本商工会議所と（財）日本対がん協会との医産連携による地域健康支援モデル事業 創設に係る実施手順等について」のご案内 「（財）日本対がん協会パンフレット」	H. 19. 5
日経 M J 第 2 部（J A P A N ブランド特集） J A P A N B R A N D 2 0 0 8（セオリー別冊） 「中小商業活力向上補助金」案内 「21 世紀のリーディング産業へ！」2007 年度版	H. 20. 2
平成 18 年度地域資源∞全国展開プロジェクト成果報告書	H. 20. 3

(4) 技術・技能の普及

① 検 定

ア. 珠 算

(1) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月24日（第180回1級～3級）、10月28日（第181回1級～3級）、20年2月10日（第182回1級～3級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級23,508名、2級37,882名、3級53,158名の合計114,548名で、前年度（111,873名）と比較して2,675名の増加（前年度比2.4%増）となった。合格者数は、1級6,541名、2級13,450名、3級26,864名の合計46,855名であった。

○第180回珠算能力検定試験

（6月24日（日）、432商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	7,497	7,339	2,019	27.5
2級	12,215	11,878	4,123	34.7
3級	17,577	17,081	8,818	51.6
合計	37,289	36,298	14,960	—

○第181回珠算能力検定試験

（10月28日（日）、422商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	7,340	7,127	2,161	30.3
2級	11,958	11,568	4,442	38.4
3級	17,281	16,676	8,587	51.5
合計	36,579	35,371	15,190	—

○第182回珠算能力検定試験

（20年2月10日（日）、425商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	8,671	8,471	2,361	27.9
2級	13,709	13,277	4,885	36.8
3級	18,300	17,660	9,459	53.6
合計	40,680	39,408	16,705	—

○珠算能力検定試験1級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第180回 25名
- 2) 第181回 17名
- 3) 第182回 16名

(2) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 43 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 9 日～20 年 1 月 31 日までの間に、全国 48 盲学校等で施行した。受験者数は 199 名で、合格者数は 110 名であった。

○第 43 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 9 日 (金) ～20 年 1 月 31 日 (木)、48 盲学校等で施行)

クラス	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
A クラス	4	4	2	50.0
B クラス	21	19	3	15.8
C クラス	31	30	13	43.3
D クラス	46	43	26	60.5
E クラス	51	48	36	75.0
F クラス	46	44	30	68.2
合 計	199	188	110	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6 月 10 日 (第 116 回 1 級～4 級)、11 月 18 日 (第 117 回 1 級～4 級)、20 年 2 月 24 日 (第 118 回 2 級～4 級) の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 37,116 名、2 級 220,257 名、3 級 343,348 名、4 級 3,601 名の合計 604,332 名で、前年度と比較して 32,655 名の増加 (前年度比 5.7%増) となった。合格者数は、1 級 3,389 名、2 級 42,493 名、3 級 98,190 名、4 級 1,063 名の合計 145,135 名であった。

○第 116 回簿記検定試験

(6 月 10 日 (日)、496 商工会議所で施行)

級	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級	16,801	13,345	1,811	13.6%
2 級	62,024	44,242	12,911	29.2%
3 級	110,289	85,872	36,501	42.5%
4 級	1,630	1,333	474	35.6%
合計	190,744	144,792	51,697	—

○第 117 回簿記検定試験

(11 月 18 日 (日)、494 商工会議所で施行)

級	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級	20,315	15,913	1,578	9.9%
2 級	80,432	60,887	12,609	20.7%
3 級	123,253	95,925	29,940	31.2%
4 級	977	732	362	49.5%
合計	224,977	173,457	44,489	—

○第 118 回簿記検定試験

(20 年 2 月 24 日 (日)、492 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
2 級	77,801	57,812	16,973	29.4%
3 級	109,806	83,112	31,749	38.2%
4 級	994	749	227	30.3%
合計	188,601	141,673	48,949	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1 級を 20 年 2 月 20 日 (第 35 回)、2 級を 10 月 3 日 (第 35 回)、3 級を 7 月 14 日 (第 60 回) と 20 年 2 月 20 日 (第 61 回) に施行した。

その結果、受験者数は、1 級 1,109 名、2 級 12,343 名、3 級 33,845 名の合計 47,297 名で、前年度 (49,423 名) と比較して 2,126 名の減少 (前年度比 4.3%減) となった。合格者数は、1 級 106 名、2 級 6,172 名、3 級 16,864 名の合計 23,142 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験 (3 級のみ) を施行して以来、これまでに、のべ 1,535,954 名が受験し、757,408 名が合格している。20 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,409 名、2 級 84,269 名、3 級 192,250 名の合計 280,928 名となった。

また、18 年度の 3 級に引き続き、19 年度は、2 級試験を新しい科目体系で施行した。今後は、20 年度から 1 級試験を新しい科目体系で施行する。

○平成 19 年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	138 (第 35 回)	1,109 (3)	897 (3)	106 (0)	11.9 (0.0)
2 級	283 (第 35 回)	12,343 (115)	11,201 (110)	6,172 (47)	55.2 (42.7)
3 級	299 (第 60 回)	16,693 (293)	15,228 (278)	9,196 (133)	60.4 (47.8)
3 級	314 (第 61 回)	17,152 (396)	15,818 (378)	7,668 (114)	48.5 (30.2)
合計	—	47,297 (807)	43,144 (769)	23,142 (294)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(1) キータッチ 2000 テスト (文部科学省後援)

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間の 10 分間以内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

19 年度の受験者数は、2,289 名で、前年度 (3,362 名) と比較して 1,073 名の減少 (前年度比 27.3%減) となった。

○平成 19 年度結果

施行月	受験者数(名)	ゴールドホルダー(名)	施行月	受験者数(名)	ゴールドホルダー(名)
4 月	60	11	11 月	258	11
5 月	87	10	12 月	254	44
6 月	130	19	1 月	530	21
7 月	202	31	2 月	144	17
8 月	192	20	3 月	142	15
9 月	125	24			
10 月	165	22	合 計	2,289	245

(2) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

19 年度の受験者数は 1,039 名で、前年度（1,205 名）と比較して 166 名の減少（前年度比 13.7%減）となった。

○平成 19 年度結果

施行月	受験者数(名)	施行月	受験者数(名)
4 月	340	10 月	353
5 月	17	11 月	19
6 月	37	12 月	40
7 月	55	1 月	28
8 月	28	2 月	43
9 月	56	3 月	23
		合 計	1,039

オ. DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験（社団法人金融財政事情研究会との共催）

DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験は、9 月 16 日（第 12 回 1 級、第 13 回 2 級）に施行した。

受験者数は、1 級 1,242 名、2 級 4,281 名の合計 5,523 名で、前年度と比較して 1 級は、1,499 名の減少（前年度比 54.7%減）、2 級は 3,602 名の減少（前年度比 45.7%減）となった。合格者数は、1 級が 277 名、2 級は 1,977 名の合計 2,254 名であった。

なお、19 年度より、施行回数をこれまでの年 2 回から年 1 回に変更し、9 月の第 3 日曜日を施行日としている。

○平成 19 年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級 (第 12 回)	1, 242	883	277	31. 4
2 級 (第 13 回)	4, 281	3, 401	1, 977	58. 1
合計	5, 523	4, 284	2, 254	—

合格者のうち、希望者はDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格（1 級、2 級とも）を登録（資格の有効期間は2年間）できる。1 級の登録者は「1 級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」、2 級の登録者は「2 級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、20 年 3 月末日現在の「1 級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は 1,849 名、「2 級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は 5,618 名である。

カ. 計算力・思考力検定試験（日本数学協会後援）

計算力・思考力検定試験は、次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力の 1 つとしての計算能力や計数感覚、論理的思考力を向上させることを目的に施行している。レベルは、1 級～10 級までの 13 段階（準級含む）あり、5 月 26 日（第 10 回 3 級～4 級、第 12 回 5 級～8 級、第 7 回 9 級～10 級）と 11 月 3 日（第 10 回 1 級～準 2 級、第 11 回 3 級～4 級、第 13 回 5 級～8 級、第 8 回 9 級～10 級）の年 2 回施行した。

受験者数は、1 級～準 2 級が 21 名、3 級が 26 名、準 3 級が 37 名、4 級が 52 名、5 級が 47 名、6 級が 77 名、7 級が 109 名、8 級が 198 名、9 級が 149 名、10 級が 123 名の合計 839 名で、合格者数は 1 級が 0 名、準 1 級が 0 名、2 級が 0 名、準 2 級が 1 名、3 級が 2 名、準 3 級が 10 名、4 級が 21 名、5 級が 15 名、6 級が 37 名、7 級が 73 名、8 級が 133 名、9 級が 138 名、10 級が 115 名の合計 545 名であった。

○平成 19 年度結果

級	施行 会場数	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級～準 2 級 (第 10 回)	30	21	19	準 2 級 : 1	準 2 級 : 5. 3
3 級 (第 10 回)	28	17	15	1	6. 7
3 級 (第 11 回)	30	9	9	1	11. 1
準 3 級 (第 10 回)	28	7	7	1	14. 3
準 3 級 (第 11 回)	30	30	30	9	30. 0
4 級 (第 10 回)	28	43	42	20	47. 6
4 級 (第 11 回)	30	9	7	1	14. 3
5 級 (第 12 回)	28	18	18	2	11. 1
5 級 (第 13 回)	30	29	27	13	48. 1
6 級 (第 12 回)	28	43	38	23	60. 5
6 級 (第 13 回)	30	34	33	14	48. 1
7 級 (第 12 回)	28	42	41	26	63. 4

7 級（第 13 回）	30	67	64	47	73.4
8 級（第 12 回）	28	101	98	61	62.2
8 級（第 13 回）	30	97	93	72	77.4
9 級（第 7 回）	28	71	69	64	92.8
9 級（第 8 回）	30	78	77	74	96.1
10 級（第 7 回）	28	55	52	51	98.1
10 級（第 8 回）	30	68	67	64	95.5
合計	—	839	806	545	—

平成 19 年度から、試験施行回数を次のとおり変更した。

級	施行回数	施行日
1 級～準 2 級	年 3 回（5 月、11 月、2 月）から、年 1 回に変更	11 月の第 1 土曜日
3 級～10 級	年 3 回（5 月、11 月、2 月）から、年 2 回に変更	5 月の第 4 土曜日と 11 月の第 1 土曜日

平成 19 年度から、級の内容の表記を下記のとおり変更した。

級	内容（旧）	内容（新）
1 級～準 2 級	一般常識を含めた問題。同じ試験問題を使用し、得点によって級を判定する。	一般常識を含めた問題。同じ試験問題を使用し、得点によって級を判定する。 ※SPI（総合適正検査）における数 理的能力を問う問題や公務員試験 の数的推理科目に類似性が高い。 ※生徒および就職希望の学生（文系・ 理系）のほか若年社会人が対象。
3 級～4 級	数学科の内容を取り入れ、概ね 学年に対応した試験。	数学科の内容を取り入れ、概ね学年に 対応した試験。 ※SPI（総合適正検査）における数 理的能力を問う問題や公務員試験 の数的推理科目に類似性が高い。 ※生徒および就職希望の学生（文系） のほか若年社会人が対象。

キ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成 15 年 7 月に創設したもの。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

○平成 19 年度結果

受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
337	156	46.3

ク. 日商ビジネス英語検定試験（日本貿易振興機構（ジェトロ）後援）

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT時代に対応した国際ビジネスコミュニケーション手段として、英語を活用できる人材を育成するために、15年9月に創設し、現在は1級～3級の試験を施行している。

また、19年5月、同検定試験の2、3級を目指す方々を対象として、本試験と同形式の模擬問題を各3回分掲載し、詳しい解説を掲載した公式模擬問題集を刊行した。

○平成 19 年度結果

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	27	11	40.7
2 級	202	81	40.1
3 級	552	396	71.7
合計	781	488	—

ケ. EC実践能力検定試験（財団法人日本情報処理開発協会・電子商取引推進協議会后援）

EC実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会が到来する中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的とし、ネット試験により平成16年より施行している。

19年度の受験者数は、1級13名、2級59名、3級510名の合計582名。合格者数は、1級10名、2級40名、3級267名の合計317名であった。

なお、最上級のECマスターについては、19年度、新たに2名のECマスター（累計6名）が誕生した。

○平成 19 年度結果

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
EC マスター	2	2	100
1 級	13	10	76.9
2 級	59	40	67.8
3 級	510	267	52.4
合計	584	319	—

また、実際に電子証明書を取得・利用し、電子商取引やネットワーク運用等を体験するスクーリングによる研修（認定講師による「EC実践研修基礎コース」「EC実践研修応用コース」が、それぞれ

同検定２級、１級試験の受験要件となっている）の指導にあたる講師の養成・認定を行っており、19年３月時点で197名（基礎コース講師：146名、応用コース講師：51名）が認定講師として認定されている（19年度の新たな認定はなし）。

コ．電子会計実務検定試験（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会後援）

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17年６月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA会計」の４種類となっている。

19年度末の受験者数は、初級2,058名、中級190名、上級12名、合計2,260名、合格者数は、初級1,545名、中級170名、上級2名の合計1,717名であった。

○平成19年度結果

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
上級	12	2	16.7%
中級	190	170	89.5%
初級	2,058	1,545	75.1%
合計	2,260	1,717	—

サ．日商ＰＣ検定試験

日商ＰＣ検定試験は、ＩＴを活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用の２分野からなり、１～３級、Basic（基礎級）を18年度より施行している。

受験者数は文書作成分野が１級60名、２級3,273名、３級15,934名、Basic1,730名の合計20,997名で、合格者数は、１級14名、２級1,447名、３級9,958名、Basic1,624名の合計13,043名であった。データ活用分野の受験者数は１級50名、２級1,632名、３級8,817名、Basic1,255名の合計10,137名で、合格者数は、１級11名、２級1,068名、３級5,390名、Basic1,034名の合計7,503名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、全国各地で説明会や指導者研修会を開催した。

○19 年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	60	14	23.3
2 級	3,273	1,447	44.2
3 級	15,934	9,958	62.5
Basic	1,730	1,624	93.9
合計	20,997	13,043	—

<データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	50	11	22.0
2 級	1,632	1,068	65.4
3 級	8,817	5,390	61.1
Basic	1,255	1,034	82.4
合計	11,754	7,503	—

また、説明会、指導者研修会の実績は、次のとおり。

○日商 P C 検定試験指導者説明会

日商 P C 検定試験を施行しているネット試験機関を対象に、指導、運営方法を中心に情報提供を行った。

日付	開催地	開催場所	対象ブロック	試験機関数
7 月 30 日	神戸会場	神戸商工会議所	関西・中国・四国	64
8 月 7 日	福岡会場	福岡商工会議所	九州	61
8 月 24 日	名古屋会場	名古屋商工会議所	東海	64
9 月 11 日	富山会場	富山商工会議所	北陸信越	27
9 月 14 日	仙台会場	仙台商工会議所	北海道・東北	38
10 月 27 日	東京会場	マイクロソフト新宿本社	関東	73

○日商 P C 検定 3 級指導者向け研修会

指導者育成を目的として、専門講師による公式テキストを用いた指導法や 3 級等の試験問題等の解説、答案作成における留意点などについて説明した。

日付	開催地	開催場所	コース内容	試験機関数
5 月 26 日	東京会場	日商アキバオフィス	データ活用コース	10
5 月 27 日	東京会場	日商アキバオフィス	文書作成コース	11

上記のア～サの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体により、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対して P R を行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	2,600 万ビュー ※のべ 1,385 万人（見込み）が利用
商工会議所検定試験ガイド(19 年度版)	200,000 部
P R ポスター（6 種）	120,000 枚
P R ポスター（日商 PC 検定）	10,000 部
パンフレット ・販売士検定 ・計算力・思考力検定 ・日商 PC 検定	5,000 部 10,000 部 30,000 部
リーフレット ・日商 PC 検定	8,000 部
D V D－R O M ・日商 PC 検定	1,000 枚
検定情報ダイヤル（NTT ハローダイヤル） TEL:03-5777-8600	14,192 件

このほか、新聞や資格関連雑誌・ガイドブック等に各種検定試験の紹介記事を掲載した。

② 各種検定試験最優秀者の表彰

19 年度に施行した各種検定試験の 1 級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は 20 年 6 月 5 日（木）に行った。

次の表の（ ）内は、受験した商工会議所名。

第 116 回簿記	赤 壁 梢 恵 氏（大阪）
第 117 回簿記	田 中 陽 子 氏（川口）
第 35 回販売士	鳴 海 志 帆 氏（東京）
日商 P C 検定試験（文書作成）	渡 邊 江 利 氏（東京）
日商 P C 検定試験（データ活用）	豊 田 健 二 氏（松山）
日商ビジネス英語検定試験	大 胡 浩 明 氏（東京）

③ 日商マスター認定制度

平成 4 年度からスタートした日商マスター認定制度は、パソコンなどの O A 機器の操作を教えることに加え、ビジネス文書や正しい日本語、複雑なデータ処理等を教えることができる指導者を認定する制度であったが、昨今のパソコンやインターネットの急速な普及、本格的な I T 社会、ネット社会に対応していくため、平成 18 年度に同認定制度を見直し、運営を開始している。

具体的には、学習形態を従来の集合研修ではなく、インターネットを利用した e ラーニングと集合研修とを組み合わせた Blended Learning の手法を取り入れ、学習内容に「e ラーニング指導法」「キャリア形成支援」「中小企業の I T 化支援」に関する知識の修得と「簿記・会計知識」の取得を追加している。

これにより、企業実務を踏まえ、業務に合わせた I T 利活用の指導や中小企業に対する I T 化支援・人材育成ができるだけでなく、e ラーニングを効果的に取り入れた指導や e ラーニングにおける適切な学習支援ができる指導者を育成・認定する制度となっている。

【研修会等の実施状況】

1. 日商マスター数（20 年 3 月末日現在）：370 名 *名誉マスター数：2 名
2. 日商アソシエイトマスター（20 年 3 月末日現在）：34 名
3. 指定教育機関（20 年 3 月末日現在）：163 機関
4. 日商マスター認定制度集合研修（第 1 段階）
平成 19 年 8 月 18 日（土）～20 日（月）（於：日商研修室・9 名受講）
5. 日商マスター認定制度集合研修（第 2 段階）
平成 19 年 9 月 15 日（土）～17 日（月）（於：日商研修室・15 名参加）
6. 日商マスター認定試験
2 月 18 日（日）10 名受験（合格者 10 名）
7. その他
 - 第 10 回日商マスター研究学会（当所後援）
8 月 25 日（土）～26 日（日）（於：群馬県太田市（太田ナウリゾートホテル）・80 名参加）
 - マスタークラブ代表者会議
平成 20 年 1 月 26 日（土）（於：神戸商工会議所・9 クラブ 12 名参加）
 - e ラーニング受講者申込者数 のべ 109 名

(5) 経営改善普及事業

① 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

19年度における貸付限度額は、18年度と同様に、本枠550万円に加えて、別枠450万円（経済環境変化経営改善貸付：変経）の特例、返済期間の延長措置（運転資金4年→5年、設備資金6年→7年）がなされたが、関係方面への働きかけの結果、平成20年度からは別枠を本枠に統合（1000万円）、返済期間の特例措置の恒久化の他、融資対象の拡大（生活衛生関係営業者に対する設備資金）等、制度が一部改正されることとなった。

19年度の商工会議所における推薦実績は26,273件（前年度比99.4%）、967億7,257万円（同99.1%）となった（表1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は46,001件（同96.8%）、1,584億2,513万円（同96.6%）となり、貸付規模4,000億円に対する消化率は39.6%となった（表2）。

この結果、昭和48年10月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、463万9,398件、11兆253億5,495万円となった。

一方、事故率（金額ベース）については、3年度を底に上昇傾向にあったが、13年2月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、17年度に入り減少傾向に転じ、19年度3月末においては4.84%となっている（ピークは16年12月末の5.53%）。

表1 推薦実績

件数（件）	金額（百万円）
26,273 (99.4)	96,772.5 (99.1)

() 内は前年度比 (%)

表2 融資実績（含商工会）

融資規模 （億円）①	融 資		消化率 (%) ③／①	平均融資額 （万円）③／②
	件数②	金額（百万円）③		
4,000	46,001	158,425	39.6	344.4

図1 金額ベースの構成比（含商工会）

(1) 用途別構成比 （単位：%）

運 転 資 金	設 備 資 金
80.6	19.4

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
23.0	77.0

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービス業	卸 売 業	その他
27.6	27.2	15.0	15.2	9.0	6.1

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
57.6	42.4

② 小規模事業対策関連会議関係

三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量により実施されているが、財政事情等により小規模事業対策予算の縮小が行われている地域が見られる。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展が推進されるよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の安定的かつ十分な確保が求められる。商工会議所では、小規模事業者の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新・再チャレンジへの支援に取り組むほか、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の資質向上を図ることが求められている。このため当所では、各地商工会議所等主催による諸会議、研修会等に出席し、支援・連絡を行うとともに、各ブロックの商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。また、当所主催により特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
10.9～10	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議	浜 松
10.17	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大 阪
10.19	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東 京
11.6	四国地方ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高 知
11.6～7	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高 岡
11.8～9	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	稚 内
11.21～22	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	倉 敷
11.21～22	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	新 庄
11.27～28	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大 分
11.29	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	津
20.1.31	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東 京

<各地商工会議所主催研修会・諸会議での指導・連絡>

開催期日	会 議 名	場 所
9.6	19 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	福 岡
10.18～19	19 大都市商工会議所中小企業相談運営相談課長会議	高 松
20.2.14～15	19 大都市中小企業相談所長会議	北九州
2.21	19 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	広 島
2.29	会議所運営事務連絡会議	札 幌

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開催場所	主 な 内 容
4. 11～12	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	12 名	東京	○特定原産地証明書発給事務に係る研修会 ○特定原産地証明書発給システム（日馬・日墨）操作研修会
4. 17～18	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	11 名	福山	○特定原産地証明書発給事務に係る研修会 ○特定原産地証明書発給システム（日馬・日墨）操作研修会
4. 25～27	日本商工会議所各種保険制度 担当者研修会	41 名	カリアック	○各保険制度の現状（加入件数・保険料等） （日本商工会議所産業政策部、総務部（組織・運営）） ○消費生活用製品安全法の改正に伴う P L 保険制度改訂について（日本商工会議所産業政策部） ○ P L 保険制度の概要とリコール特約新設 （講師：東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部法人第一課課長 久保田晋爾氏） ○海外 P L 事情と P L 事例（米国を中心に） （講師：㈱損害保険ジャパン 企業サービスセンター部賠償・新種グループリーダー 原田佳尚氏） ○中小企業海外 P L 保険制度の概要（講師：㈱損害保険ジャパン 営業開発第一部第三課課長 内田哲弘氏） ○休業補償プラン 商品説明（講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課課長 原田明夫氏、日本商工会議所総務部（組織・運営）） ○休業補償プランに関する各地商工会議所の業務について（日本商工会議所総務部（組織・運営）） ○金融庁ガイドラインの変更に伴う適切な保険商品の P R （講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課課長代理 加藤貴久氏） ○損保会社・代理店との協力による加入促進策（講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課課長 原田明夫氏） ○漏えい事例から学ぶ個人情報保護のリスク管理（講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課課長代理 加藤貴久氏） ○個人情報漏えい賠償責任保険制度 P R のポイント（講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課課長代理 加藤貴久氏） ○商工会議所事例発表（福山商工会議所 総務部会員課課長 野島勅江氏、日本商工会議所総務部（組織・運営）） ○加入者リストの W E B 掲載・利用方法等について（日本商工会議所産業政策部） ○グループ別討議（加入促進に向けた取組み・意見交換）

4. 25～27	平成 19 年度日本商 工会議所各種保険 制度担当者研修会	48 名	カリアック	○各保険制度の現状（加入件数・保険料等） （日本商工会議所） ○消費生活用製品安全法の改正に伴う P L 保 険制度改訂について（日本商工会議所） ○P L 保険制度の概要とリコール特約新設 （講師：東京海上日動火災保険株式会社広 域法人部法人第一課課長・久保田晋爾氏） ○海外 P L 事情と P L 事例（米国を中心に） （講師：株式会社損害保険ジャパン企業サ ービスセンター部賠償・新種グループリー ダー・原田佳尚氏） ○中小企業海外 P L 保険制度の概要（講師： 株式会社損害保険ジャパン営業開発第一部 第三課課長・内田哲弘氏） ○休業補償プラン商品説明（講師：三井住友 海上火災保険株式会社公務第一部営業第三 課課長・原田明夫氏、日本商工会議所） ○休業補償プランに関する各地商工会議所の 業務について（日本商工会議所） ○金融庁ガイドラインの変更に伴う適切な保 険商品の P R（講師：三井住友海上火災保 険株式会社公務第一部営業第三課課長代 理・加藤貴久氏） ○損保会社・代理店との協力による加入促進 策（講師：三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第三課課長・原田明夫氏） ○漏えい事例から学ぶ個人情報保護のリスク 管理（講師：三井住友海上火災保険株式会 社公務第一部営業第三課課長代理・加藤貴 久氏） ○個人情報漏えい賠償責任保険制度 P R の ポイント（講師：三井住友海上火災保険株 式会社公務第一部営業第三課課長代理・加 藤貴久氏） ○商工会議所事例発表（福山商工会議所 総 務部会員課課長・野島勅江氏、日本商工会 議所） ○加入者リストの W E B 掲載・利用方法等 について（日本商工会議所） ○グループ別討議「加入促進に向けた取組 み・意見交換」 ○グループ別討議報告 ○工場視察（ヤマハ株式会社）
5. 8～10	平成 19 年度商工会 議所会報編集担当 研修会	59 名	カリアック 中日新聞社東海 本社	○インタビューの仕方について～話を聞き出 すコツ～（講師：「商業界」編集長・矢作 勉 氏） ○会報編集の基礎・実践（講師：日本エディ タースクール講師・西村良平氏） ○中日新聞社東海本社見学
5. 14	平成 19 年度「早期 転換・再挑戦支援 窓口事業」説明会	171 名	東京	○「早期転換・再挑戦支援窓口事業」の概要 について ○再チャレンジのための融資制度・支援策に ついて ○「早期転換・再挑戦支援窓口事業」Q&A・ 帳票等について ○その他

5. 21～23	平成19年度第1回 商工会議所貿易証 明業務担当者研修 会	55 名	カリアック	○「最新トピック：安全保障貿易管理を巡る 諸問題」（講師：経済産業省安全保障貿易検 査官室上席安全保障貿易検査官・渋沢昌弘 氏） ○「貿易取引の仕組み」「貿易書類の基礎」 （講師：国際商業会議所日本委員会シニ ア・アドバイザー・小林達明氏） ○商工会議所の証明業務と登録制度・原産地 証明書、サイン証明、インボイス証明、そ の他証明の発給業務（講師：東京商工会議 所証明センター所長・赤木 剛氏）
5. 23～25	平成19年度商工会 議所若手職員研修 会	65 名	カリアック	○基調講演「若手職員に期待すること」 （講師：日本商工会議所 理事・事務局長 坪田秀治） ○講演「ビジネスマナー・ビジネスコミュニ ケーション」 （講師：有限会社キャリア・アップ代表取 締役 須山由佳子氏） ○「商工会議所の歴史・役割・現状・課題」 「商工会議所とまちづくり」「商工会議所 における当面の政策課題」「商工会議所の 運営について」（講師：日本商工会議所事務 局） ○分科会

5. 28～30	平成 19 年度新しいまちづくり実務担当者研修会	107 名	キャリアック	○中心市街地活性化政策についてー基本計画のあり方等ー（講師：内閣府中心市街地活性化担当室企画官・田口左信氏） ○中心市街地活性化施策について（講師：中小企業庁経営支援部商業課中心市街地活性化チーム係長・有馬俊輔氏） ○中心市街地活性化に関する国土交通省の支援策について（講師：国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課中心市街地活性化係長・三宅伸宏氏） ○街なか居住の推進のための支援策について（講師：国土交通省住宅局市街地建築課市街地再開発係長・澤田裕之氏） ○市街地の再開発事業によるまちづくりについて（講師：社団法人全国市街地再開発協会調査第 1 部長・矢野光義氏） ○中心市街地活性化のための区画整理事業活用について（講師：社団法人街づくり区画整理協会事業部長・源 明夫氏） ○都市と農山漁村の共生・対流について～地域活性化のための都市と農村の交流支援策等～（講師：農林水産省農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室長・下條龍二氏） ○富山市の中心市街地活性化基本計画策定における関係者との折衝状況等について（講師：富山市企画管理部理事・井上哲郎氏） ○（事例発表）中心市街地活性化協議会に関する情報交換会（講師：盛岡商工会議所地域振興チーム産業振興グループ・紺野極氏、柏商工会議所中小企業相談所長・小林義雄氏、甲府商工会議所地域振興部地域再生推進課長・越石 寛氏、浜松商工会議所商業観光課長・柰屋英夫氏、和歌山商工会議所街づくり支援室室長補佐・野田浩史氏、松江商工会議所振興部主事・井原和志氏） ○（事例発表Ⅱ）府中市中心市街地活性化（講師：府中市商工観光課商工係長・石川裕洋氏） ○にぎわいあふれる中心市街地へ（講師：独立行政法人中小企業基盤整備機構地域経済振興部前まちづくり推進課長・木村則彦氏）
5. 30～31	平成 19 年度創業人材育成事業担当者説明会	191 名	キャリアック	○創業人材育成事業趣旨説明（講師：中小企業庁経営支援部課長補佐・佐藤恭一氏） ○精算等の事務手続き全般について ○グループ別ディスカッション ○事例発表（相模原商工会議所経営支援課主幹・布施昭愛氏、豊中商工会議所中小企業相談所・山城一仁氏） ○パネルディスカッション（ビジネスコアカンサルティング・坂本篤彦氏、静岡県中部地区 S O H O 推進協議会・小出宗昭氏、ビジネスサポートファーム・松雪文彦氏）
6. 21～22	TOAS/Web コード等の設定研修会（「組織団体・会費／データ活用編」「経理編」）	44 名	富士通オフィス機器株式会社研修室	○TOAS/Web 版の初期設定、組織団体への加入処理と会費の請求、検索機能、年度繰越処理等について（講師：松本商工会議所・米窪英人氏、上原勇氏）

6.27	「取次業務申請済み商工会議所向け」商工会議所電子認証事業担当者研修会	58名	福岡商工会議所	○ビジネス認証サービスの現状と今後 ○最近の電子入札の動向について ○電子入札バックについて
6.28	「取次業務申請済み商工会議所向け」商工会議所電子認証事業担当者研修会	114名	天王洲ファーストタワー会議室	○ビジネス認証サービスの現状と今後 ○最近の電子入札の動向について ○電子入札バックについて
6.29	「取次業務申請済み商工会議所向け」商工会議所電子認証事業担当者研修会	16名	札幌すみれホテル「ヴィオレ」	○ビジネス認証サービスの現状と今後 ○最近の電子入札の動向について ○電子入札バックについて
7.3	「取次業務申請済み商工会議所向け」商工会議所電子認証事業担当者研修会	80名	大阪商工会議所	○ビジネス認証サービスの現状と今後 ○最近の電子入札の動向について ○電子入札バックについて
7.6	平成19年度JANメーカーコード登録受付業務担当者説明会	69名	財流通システム開発センター会議室	○流通情報システム化最前線（JANメーカーコードに関連するシステム化等について）（講師：財流通システム開発センター流通コードサービス部部長・齊藤静一氏） ○JANメーカーコード登録受付業務の手順等の説明（日商事務局） ○JANメーカーコード登録受付事務処理のチェックポイント（講師：財流通システム開発センター流通コードサービス部課長代理・門脇美智江氏）
7.9～7.10	地域資源∞全国展開プロジェクトセミナー	115名	カリアック	○平成19年度地域資源∞全国展開プロジェクトについて（講師：中小企業庁経営支援課・川本貴政氏） ○地域資源∞全国展開プロジェクトにおける地域ブランドの考え方「地域ブランド戦略～地域資源の活かし方」（講師：株式会社玄代表取締役・政所利子氏） ○地域資源∞全国展開プロジェクトにおける観光振興の考え方「ニューツーリズムとその可能性」（講師：社団法人日本観光協会総合研究所所長・古賀学氏） ○地域資源∞全国展開プロジェクトにおける特産品開発の考え方「魅力ある特産品とは～百貨店の現場からのレポート」（講師：株式会社三越本店副店長・鈴木庸氏） ○事業説明（事業遂行、予算執行、実績報告書作成等に係る留意事項（日商事務局） ○事例発表①まちなかを歩こう（まちなか不思議・美味・宝物発見散策）（講師：足利商工会議所指導3課課長・久保良一氏） ○事例発表②産学官民連携による津山地域特産品開発・販路開拓支援事業（講師：津山商工会議所企業振興課・末宗鈴大氏、つやま新産業開発推進機構・小坂田裕造氏）

8.10	関東ブロック 「IT経営応援隊 事業」説明会	8名	日本商工会議所 アキバオフィス	○IT経営キャラバン隊事業とIT経営応援隊事業の連携について ○IT経営応援隊「1日経営者研修会事業」について ○開催メニューの説明ならびにコンテンツの紹介について
8.27～8.29	平成19年度検定試験担当者研修会	49名	カリアック	○商工会議所検定試験の現状と課題、今後の方向性と厳正施行について ○「簿記」・「販売士」検定担当者懇談会 ○検定試験の効果的な普及策について（講演と実習）（講師：株式会社ハーティネス 代表取締役 高橋慈子氏） ○ITを活用した人材育成事業について ○クレーム対応（講演とロールプレイング）（講師：株式会社アイル・キャリア 代表取締役 五十嵐康雄氏） ○分科会討議・報告 ○「平成20年度各種検定試験の受験料および施行日等に関するアンケート調査について」
10.3～5	平成19年度商工会議所経理担当職員研修会	91名	カリアック	○商工会議所をめぐる諸問題（講師：日本商工会議所事務局） ○補助・委託事業の適正管理について（講師：中小企業庁経営支援課 課長補佐 友安盛也氏） ○商工会議所の会計実務・商工会議所における税務問題および法人税の申告書作成（講師：公認会計士・税理士 長澤栄一郎氏） ○消費税の実務と決算処理のポイント（講師：公認会計士・税理士 城所弘明氏） ○商工会議所職員に期待すること～商工会議所経理実務について～（浜松商工会議所 専務理事 伊藤寿章氏） ○情報交換会（分科会）
10.16	日タイEPAに基づく特定原産地証明書発給事務に係る研修会	19名	大阪	○日タイEPAについて（経済産業省原産地証明室国際担当係長 菊池孝憲氏） ○日タイEPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所国際部課長 會本 尚）
10.19	日タイEPAに基づく特定原産地証明書発給事務に係る研修会	17名	東京	○日タイEPAについて（経済産業省原産地証明室国際担当係長 菊池孝憲氏） ○日タイEPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所国際部課長 會本 尚）
10.25～26	平成19年度全国商工会議所業務・検定担当者会議	93名	東京 (ゆうぽうと)	○商工会議所が取り組む今後の人材育成・活用事業の方向性について ○検定試験の厳正施行等について ○平成20年度各種検定試験の受験料及び施行日、制度改正（検討状況含む）について ○検定試験別意見交換会 ○ITを活用した人材育成事業について ○事例発表

10.31～ 11.2	平成19年度 商工 会議所政策・調査 担当職員研修会	29 名	キャリアック	○講義および演習「地域活性化ビジョンのまとめ方ー『知産創育』地域を目指し、地域価値倍増を」(講師：日本能率協会コンサルティング 最高顧問・シニアコンサルタント、北陸先端科学技術大学院大学 教授 近藤修司氏) ○講義「『磨き屋シンジケート』の立ち上げー知産創育ネットワークで得たもの」(講師：燕商工会議所 地域振興課 課長補佐 高野雅哉 氏) ○講義「政策・調査担当職員に求められるリサーチ能力」(講師：日本銀行 調査統計局 地域経済担当 企画役 天野 徹氏) ○演習「経済見通し作成の実務演習(グループ別)」(講師：日本銀行 調査統計局 地域経済担当 企画役 天野 徹氏)
11.12～14	平成19年度第2回 商工会議所貿易証 明業務担当者研修 会	31 名	キャリアック	○「貿易取引の仕組み」「貿易書類の基礎」(講師：国際商業会議所日本委員会シニア・アドバイザー・小林達明氏) ○非特惠(一般)原産地証明発給事務のポイント(大阪商工会議所国際部証明センター 所長 麻野良二氏)
11.20～22, 11.26～28	(財)日本容器包装リ サイクル協会から の委託業務に関す る研修会	268 名	キャリアック	○容器包装リサイクル法の概要(最近の動向など)について(「容リ法の説明」VTR上映)(財)日本容器包装リサイクル協会) ○容器包装リサイクル制度の普及啓発について各地商工会議所の取組事例紹介(日本商工会議所産業政策部) ○平成20年度の申込手続きについて(財)日本容器包装リサイクル協会) ○パソコン(REINS)の操作方法について(財)日本容器包装リサイクル協会) ○講演「欧州におけるプラスチック製容器包装のリサイクル状況調査について」(財)日本容器包装リサイクル協会)
20.1.16～ 17	平成19年度全国商 工会議所専務理事 研修会	110 名	国際会議場	○「商工会議所をめぐる当面の諸問題について」(講師：日本商工会議所常務理事 篠原 徹) 1. 小規模事業対策予算の確保に向けた日商、各地商工会議所の対応について(講師：日本商工会議所中小企業振興部長 戸田藤男) 2. 商工会議所等の合併問題について(講師：日本商工会議所総務部長 朽原克彦) 3. 商工会議所の労務管理について(講師：日本商工会議所総務部長 朽原克彦) 4. 商工会議所が実施する収益事業について(講師：日本商工会議所事業部長 小野明、日本商工会議所情報化推進部長 小松靖直) 5. コンプライアンス・危機管理等の徹底について、総括(講師：日本商工会議所常務理事 篠原 徹) ○日本商工会議所各種委員会 ○日本商工会議所第568回常議員会・第203回議員総会 ○商工会議所の過去・現在・未来(講師：足利商工会議所常任顧問 中島栄雄氏) ○商工会議所と政治の関わりについて(講師：日本商工会議所常務理事 篠原 徹)

1. 23	日チリEPAに基づく特定原産地証明書発給事務に係る研修会	8名	東京	○日チリEPAについて・日チリEPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所国際部課長 山田光良）
1. 25	日チリEPAに基づく特定原産地証明書発給事務に係る研修会	13名	大阪	○日チリEPAについて・日チリEPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所国際部課長 山田光良）
(第1班) 1. 29～30 (第2班) 1. 30～31	平成19年度マル経総合研修会	(第1班) 76名 (第2班) 77名	カリアック	○小企業等経営改善資金融資制度（マル経）について（講師：中小企業庁経営支援部小規模企業政策室長・桜町道雄氏） ○小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の事務処理上および審査上の留意点について（講師：国民生活金融公庫業務第一部経営改善貸付課長・佐藤則男氏） ○事例発表：小企業等経営改善資金（マル経）融資制度への取り組みについて（講師：伊藤商工会議所中小企業相談所長・杉山隆茂氏） ○小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の不正貸付事故の防止について ○グループ別討議
2. 25	日チリEPAに基づく特定原産地証明書発給事務に係る研修会	2名	東京	○日チリEPAについて・日チリEPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所国際部課長 山田光良）

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
19. 04. 01 ～20. 03. 31	「身近な子育て応援活動の推進」事業	財団法人こども未来財団	企
4. 2～5. 18	第20回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、(社)ニューオフィス推進協議会	総
4. 20	第26回未来の科学の夢絵画展表彰式	(社)発明協会	事
5. 3～5. 5	第49回全日本こけしコンクール	宮城県・白石市・白石商工会議所	流
5. 11～13	2007 日本ホビーショー	(社)日本ホビー協会	事
5. 12～5. 20	能登輪島物産展	輪島商工会議所	総
5. 15	ラオス経済・投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
5. 17～18	大阪ビジネスEXPO2007	大阪ビジネス EXPO2007 運営委員会	流
5. 23	「フィリピン・ビジネスセミナー」	日比経済委員会	国
5. 24	静岡県地域ブランド戦略会議 I N 浜松	浜松商工会議所	流
5. 29	「極東ロシア・ビジネスセミナー」	(社)中業企業診断協会	国
5. 31	香港返還 10 周年記念シンポジウム「進化する香港～潜在的競争力世界一の秘密を探る」	香港貿易発展局（香港・日本経済委員会）	国
5 月～6 月	第41回SDA賞	(社)日本サインデザイン協会	事
6. 1～3	BOWLEX JAPAN 2007 in FUKUOKA	(社)日本ボウリング場協会	総
6. 1～20. 3. 31	第1回社会に開かれた大学・大学院～Web 大学・大学院展 2007	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6. 5～6. 11	第28回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6. 8、7/20、11/9、 20. 1. 11	2007 年度国連公用語・英語検定試験	日本国際連合協会	事
6. 10、11. 18	2007 年度BJT ビジネス日本語能力テスト	日本貿易振興機構（ジェトロ）	国
6. 12	明治大学シンポジウム「実践型教育プログラムの構築に向けて」	明治大学商学部	事
6. 13～15	NetWorld、Interop Tokyo 2007	NetWorld+Interop Tokyo 2007 実行委員会	情
6. 14	カンボジア経済・投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国

6.15～6.25	第10回欧州最新物流・流通視察	日本小売業協会	流
6.16～17	第6回産学官連携推進会議	内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議	中
6.19	Korea Business Plaza 2007	大韓貿易投資振興公社 (KOTRA)	国
6.19	新連携/モノ作り中小企業全国フォーラム	(独) 中小企業基盤整備機構	中
6.22	地域発！世界に羽ばたけ中小企業！！	(独) 中小企業基盤整備機構	流
6.25	サポーターズ☆サミット		
6.25	e-Learning WORLD 2007 Expo & Conference	「e-Learning WORLD2007」実行委員会、フジサンケイ ビジネスアイ(日本工業新聞社)、(株)シー・エヌ・ティ	広
6.26	知財経営戦略と知財価値評価	日本公認会計士協会	産
6.27～11月	最先端技術国際クラスター交流事業 (グローバル・ベンチャー・フォーラム07)	グローバル・ビジネス振興協議会	国
6.29	第2回式年遷宮について語るタベ	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
6月～2月	情報セキュリティセミナー	経済産業省	情
7.1～20.2.28	第33回(平成19年度)発明大賞等表彰事業	(財)日本発明振興協会	事
7.2	2007年「弁理士の日」記念シンポジウム	(株)日刊工業新聞社	産
7.2	第60回広告電通賞	日本弁理士会	広
7.2	第7回事業再生実務家協会シンポジウム	広告電通賞審議会	中
7.5	香港一肇慶 投資環境セミナー	事業再生実務家協会	国
7.5～8	第57回湘南ひらつか七夕まつり竹飾りコンクール	香港経済貿易代表部 投資推進室(インベスト香港)	流
7.8	第36回全国氷彫刻展夏季大会	神奈川県平塚市	中
7.9	企業コンプライアンスと企業内弁護士のあり方シンポジウム	特定非営利活動法人 日本氷彫刻会	産
7.10	事業再生実務家協会シンポジウム	日本弁護士連合会	
7.10～7.14	第28回台湾貿易・技術・投資商談訪日団	事業再生実務家協会	中
7.15、8.8、8.9	第27回全国高等学校IT・簿記選手権大会	台日商務協議会	国
7.16～7.18	企業誘致フェア2008	学校法人立志舎	事
7.18	マレーシアにおけるビジネス機会セミナー	(社)日本経営協会	流
7.18～19	第52回和裁技術コンクール	マレーシア工業開発庁東京事務所	国
7.24～25	平成19年度 沖縄県企業誘致セミナー	(社)日本和裁会	事
7.29	第23回わんぱく相撲全国大会	沖縄県	流
7月	蓄熱月間	(財)日本相撲協会、(社)東京青年会議所	総
8.1～7	第4回伊勢神宮展	(財)ヒートポンプ蓄熱センター	産
8.7(8/1～7)	「機械の日・機械週間」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	中
8.8～13	第5回学生のための国際ビジネスコンテスト2007	(社)日本機械学会	中
8.13～12.15	eco japan cup2007	学生シンクタンク	産
8.24	07年フレッシュマン産業論文コンクール	有限責任中間法人環境ビジネスウィメン他	中
8.24～2.22	第12回日本計画行政学会計画賞	日刊工業新聞社	総
8.25～26	第62回神宮式年遷宮奉賛コンサート	日本計画行政学会	産
8.26	明治大学商学部事業(「習志野市実初コミュニティロード商店街納涼こだわり市」への「地域連携ブース」出店事業)	第62回神宮式年遷宮奉賛コンサート実行委員会	事
8.28～29	第1回もったいない全国大会	明治大学商学部	
8.29～31	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル2007	もったいない全国大会実行委員会	産
8.29～9.5	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	(社)日本ジュエリー協会	流
8月	明治大学商学部の産学連携事業(商店街イベント等)	ファッション戦略会議	流
9.1～10.31	第34回「屋外広告の日」キャンペーン	明治大学商学部	事
9.4～7	第64回インターナショナル・ギフト・ショー秋2007	(社)全日本屋外広告業団体連合会	産
9.6～7	工芸都市高岡2007クラフトコンペティション	(株)ビジネスガイド社	流
9.8～9	2007 発明くふう展覧会	工芸都市高岡2007クラフトコンペ実行委員会	流
		2007 発明くふう展覧会事務局	事

9. 10～9. 17	学生のためのビジネスコンテスト KING2007	学生シンクタンク WAAV	総
9. 13～10. 12	東京災害トイレフォーラム 2007	日本トイレ協会	総
9. 19	第 32 回かばん技術創作コンクール 2007	(社) 日本鞆協会	事
9. 19～21	第 9 回チャイナファッションフェア	日中経済貿易センター	国
9. 21～24	中央区日中友好・中央ブランドフェア	中央区日中友好推進委員会	国
09. 22～23	「第 16 回全国ボランティアフェスティバルあい ち・なごや」	社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国ボラン ティア活動振興センター	企
9. 22～11. 26	国際ガラス展・金沢 2007	国際ガラス展・金沢開催委員会	流
9. 24～10. 1	環境衛生週間	環境省	産
9. 26	次世代日中交流、在留生活の医療及びリスク管理に 関するシンポジウム	(財) 日本産業開発青年協会	国
9. 29, 9/30	第 15 回 ナマステ・インディア 2007	N P O 法人を盛り上げる会	国
10. 1	第 26 回工場緑化推進全国大会	(財) 日本緑化センター	産
10. 2～6	CEATEC JAPAN (シーテックジャパン) 2007	(社) 電子情報技術産業協会	産
10. 7	若ものを考えるつどい	(社) 日本勤労青少年団体協議会	産
10. 7、27	明治大学商学部のイベント事業 (「第 4 回アートピ クニック」「希望の庭で環境問題を考えよう」「明 治大学生とゆく、未来の自分探しガイド」)	明治大学商学部	事
10. 10～12	第 13 回アジア太平洋小売業者大会 (東京大会)	日本小売業協会	流
10. 12～13	2007 上田地域総合産業展	上田地域総合産業展運営委員会	流
10. 14	明治大学ホームカミングデー「群馬県富岡市物産展 事業」	明治大学商学部	事
10. 15	第 1 回観光経済国際シンポジウム	国土交通省、世界観光機関	流
10. 15～16	標準化と品質管理全国大会 2007	(財) 日本規格協会	事
10. 16	第 56 回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
10. 16、19	第 3 回電子政府・オンライン申請体験フェア	(社) 行政情報システム研究所	情
10. 16～20	2007 日本国際包装機械展 (第 26 回)	(社) 日本包装機械工業会	事
10. 16、10. 20、 11. 1、11. 10	2007 年 N D C モードコレクション	(社) 日本デザイナークラブ	事
10. 17	平成 19 年度「事業承継シンポジウム」	(独) 中小企業基盤整備機構	産
10. 17～19	危機管理産業展 2007	(株) 東京ビッグサイト	産
10. 18～20	諏訪圏工業メッセ 2007	諏訪圏工業メッセ 2007 実行委員会	流
10. 19～20	ITC Conference 2007	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会、 ITC Conference 2007 実行委員会	情
10. 19、10. 20	ジャパン・テキスタイル・コンテスト 2007	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	国
10. 20	第 4 回全国県境地域シンポジウム	(社) 東三河地域研究センター	流
10. 21、12. 8-9	2007 年度「ジェトロ認定貿易アドバイザー」事業	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	国
10. 22～23	第 21 回東京ビジネスサミット 2007	第 21 回東京ビジネスサミット 2007 実行委員会	中
10. 23～29	米国最新商業施設・物流センター視察会	日本小売業協会	流
10. 23～24	ロジスティックス全国大会 2007	(社) 日本ロジスティックスシステム協会	流
10. 23、10. 24	第五回日中経営者会議	日中経営者協会	国
10. 24	第 4 回北京－日本投資促進フェア	北京市投資促進局	国
10. 26～27	全国産業観光フォーラム in 会津若松 2007	全国産業観光フォーラム in 会津若松 2007 実行委 員会	流
10. 28～20. 3. 9	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
10. 29	2007 全日本洋裁技能コンクール	(社) 日本洋裁協会	事
10. 30	JISA コンベンション 2007	(社) 全日本洋裁技能協会	情
10. 30、11. 1	ミャンマー投資セミナー	(社) 情報サービス産業協会	国
10. 31～11. 2	「中小企業総合展 2007 in Tokyo」 (中小企業総合 展 (東京))	国際機関日本アセアンセンター	中
10. 31～11. 2	暮らしの包装商品展 2007	(独) 中小企業基盤整備機構 (経済産業省中小企業 庁、関東経済局共催)	事
11. 1～30	第 48 回品質月間	(社) 日本包装技術協会	事
11. 2	平成 19 年度全国職業能力開発促進大会・職業能力	(財) 日本規格協会、(財) 日本科学技術連盟 中央職業能力開発協会	事

	開発推進者経験交流プラザ		
11. 3	きものサミット I N 桐生	きものサミット I N 桐生開催委員会	流
11. 3～4	第 6 回ドリーム夜さ来い祭り	第 6 回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11. 3～16	TOKYO URBAN LIFE 2007	(財)店舗システム協会	流
11. 5～9	光産業創成大学院大学「総合シンポジウム 光産業創成 Weekin Hamamatsu」	光産業創成大学院大学	事
11. 7～9	2007 特許・情報フェア&コンファレンス	(社)発明協会・(財)日本特許情報機構・日本工業新聞社・産業経済新聞	中
11. 8	中小企業成長戦略フォーラム	ミロク会計人会連合会、日刊工業新聞社	総
11. 8、20、22、29	小売・流通業経営に関する高度な専門知識の修得をめざす連続講座（販売士アカデミー）	(社)日本販売士協会	事
11. 9～18	第 9 回全日本金・銀創作展	東京金銀器工業協同組合	中
11. 13～14	2007 経営者イノベーション・コンファレンス	(社)社会経済生産性本部	総
11. 14	第 17 回マレーシア総合セミナー「アジアの共栄」～留学生政策の今後を考えるシンポジウム	(社)日本マレーシア協会	国
11. 15～11. 16	IIT コンファレンス・ジャパン	インド工科大学同窓会	国
11. 16	第 46 回電話応対コンクール全国大会	(財)日本電信電話ユーザ協会	総
11. 16	平成 19 年度「中小企業経営診断シンポジウム」	(財)中小企業診断協会	中
11. 16～17	第 18 回就職フォーラム	全国私立大学就職指導研究会	産
11. 17	日本ベンチャー学会第 10 回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11. 19, 11. 21	日独産業フォーラム 2007 in Japan	インヴェスト・イン・ジャーマニー	国
11. 20	2007 CRM ベストプラクティス賞	CRM協議会	情
11. 21～11. 22	平成 19 年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	(財)あしたの日本を創る協会	流
11. 21～22	第 45 回全日本包装技術研究大会	(社)日本包装技術協会	事
11. 21～11. 24	2007 東京国際家具見本市	(社)国際家具産業振興会	国
11. 22	第 6 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会	産
11. 26	日本・ベトナム経済フォーラム	日本貿易振興機構（ジェトロ）	国
11. 27	「日中商取引紛争の解決」セミナー	日本商事仲裁協会	総
11. 27～12. 2	第 5 回伊勢神宮展	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
11. 28	第 2 回モノづくり連携大賞	日刊工業新聞社	広
11. 28～29	ベンチャープラザ西日本 2007	独立行政法人中小企業基盤整備機構（近畿支部・中国支部・四国支部・九州支部・沖縄事務所）	中
11. 28～12. 1	2007 国際ロボット展	(社)日本ロボット工業会ほか	産
11. 30	インドネシア経済・投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
12. 1～31	平成 19 年度大気汚染防止推進月間	環境省	産
12. 3	進化する香港～香港・中国の歴史的接点と現代的意義セミナー	香港貿易発展局	国
12. 6	地産地消国際シンポジウム	(社)国際農業者交流協会	流
12. 8～9	第 3 回沖縄金融特区ファミリービジネスフォーラム	沖縄金融特区ファミリービジネスフォーラム実行委員会（沖縄県、名護市、内閣府沖縄総合事務局、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海那銀行、沖縄県酒造組合連合会、NPO 法人沖縄知の風）	中
12. 12	AUTO COLOR AWARDS 2008	(財)日本ファッション協会	流
12. 12～14	第 49 回全国カタログ・ポスター展	(社)日本印刷産業連合会、(株)印刷出版研究所	事
12. 13～12. 15	地域食とものづくり総合展	日本経済新聞社	流
12. 13～15	エコプロダクツ 2007	(社)産業環境管理協会	産
12. 14	第 59 回全国カレンダー展	(社)日本印刷産業連合会、(株)日本印刷新聞社	事
12. 15	第 10 回「世界の若者会議 2007」	特定非営利活動法人 国際教育文化交流協会	国
12. 15～12. 22	ダラット フラワーフェスティバル 2007	ベトナム社会主義共和国大使館	国
12. 20～12. 30	平成 19 年度全国伝統的工芸品公募展	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
12. 22	第一回ビジネス中国語検定試験（BCT）	中国・国家漢語国際普及指導グループ弁公室	国
20. 1. 9	2008 年新年賀詞交歓会	日本国際貿易促進協会	国
1. 11～17	全米小売業協会（NRF）交流米国最新小売業視察会	(財)日中経済協会 日本小売業協会	流

1. 15～21	第 8 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 15～21	第 2 回米国魅力の三都市最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 16～17	第 4 回みやげ品見本市ジャパン 2008	全国観光土産品連盟	流
1. 17	地域資源活用シンポジウム in 新潟	経済産業省関東経済産業局、新潟県、(独)中小企業基盤整備機構・関東支部	流
1. 17	第 5 回国内観光活性化フォーラム	(社)全国旅行業協会	流
1. 17	メコン地域投資促進セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
1. 18	倉敷検定記念フォーラム	ネイティブ倉敷実行委員会	流
1. 22～23	Kyoto Style Café 2008	ファッション京都推進協議会	流
1. 22～24	第 32 回日本ショッピングセンター全国大会	(社)日本ショッピングセンター協会	流
1. 26	地域に根ざした食育コンクール 2007	(社)農山漁村文化協会	流
1. 30～2. 1、 2. 21～23	ENEX2008「第 32 回地球環境とエネルギーの調和展」	(財)省エネルギーセンター	産
1. 31	平成 19 年度ジャパン・ツバメカラトリー・ハウスウェアデザインコンクール	新潟県燕市物産見本市協会、燕商工会議所、日本金属洋食器工業組合、日本金属ハウスウェア工業組合	流
2. 1～29	第 19 回「職場における健康診断推進運動」	(社)全国労働衛生団体連合会	産
2. 5～7	平成 19 年度「ベンチャーフェア JAPAN 2008」	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
2. 5～8	第 65 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2008	(株)ビジネスガイド社	流
2. 12	新潟県コンベンションビジネス交流会	新潟県	流
2. 12～13	2008 年 流通大会	(財)流通経済研究所	流
2. 14	生活文化創造都市拡充プロジェクト「弘前地域会議」	(財)日本ファッション協会、弘前商工会議所	流
2. 19	第 12 回全国中小小売商サミット	全国中小小売商団体連絡会	流
2. 20	エジプト投資セミナー	エジプト・アラブ共和国大使館商務部	国
2. 20～22	地域資源セレクション 2008	(独)中小企業基盤整備機構 関東支部	流
2. 21	中心市街地活性化フォーラム in 東京	特定非営利活動法人TOMネット	流
2. 22	企業の森づくりフェア 2008	(社)国土緑化推進機構	産
2. 22～23	第 7 回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2. 26	中心市街地活性化促進セミナー	(独)中小企業基盤整備機構	流
2. 26	中小企業における知的財産戦略シンポジウム 2008	(独)中小企業基盤整備機構	中
2. 26～27	2008 全国異業種交流・新連携フェア	(財)中小企業異業種交流財団、(独)中小企業基盤整備機構・関東支部	中
2. 28～3. 4	伝統的工芸品展 WAZA 2008	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
2. 28～3. 5	第 41 回なるほど展	(社)婦人発明家協会	事
2 月	平成 19 年度 (2008 年春) 電子署名・認証利用促進セミナー	(財)日本情報処理開発協会	情
3. 1～3. 4	第 4 回エコプロダクツ国際展	国際機関APO (アジア生産性機構)	国
3. 4	第 18 回流通交流フォーラム	日本小売業協会、日本経済新聞社	流
3. 4	フィリピン投資セミナー	フィリピン大使館	国
3. 4～7	SECURITY SHOW 2008	日本経済新聞社	流
3. 6	第 4 回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 全国大会	日刊工業新聞社	広
3. 6～7	第 8 回 GSC シンポジウム	グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク	総
3. 7～16	ケータリング用テーブルウェア展	京都山科観光プロジェクト実行委員会	流
3. 8	中小企業問題に関するシンポジウム及び無料相談会	日本弁護士連合会	中
3. 10～16	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	ファッション戦略会議	流
3. 11～14	第 8 回厨房設備機器展	(社)日本厨房工業会、(社)日本能率協会	流
3. 11～14	第 29 回フード・ケータリングショー	(社)日本給食サービス協会、(社)日本弁当サービス協会、(社)日本メディカル給食協会、(社)日本能率協会	流

3. 12	次世代スーパーコンピュータ活用トップセミナー	(財)計算科学振興財団	総 流 流 国 国 流 流 総 事 広 広
3. 12	日本クリエイション大賞 2007	(財)日本ファッション協会	
3. 12～13	国内商業施設視察会	日本小売業協会	
3. 17	ペルー・ビジネス・セミナー	日本ペルー経済委員会	
3. 17	日本ベトナム・ビジネスフォーラム	ベトナム商工会議所	
3. 18	観光・集客サービス産業創造フォーラム 2008	経済産業省、特定非営利活動法人サービス産業振興機構	
3. 18	第 35 回やまなし観光土産品コンクール	山梨県土産品協会	
3. 25	第 1 回産業観光国際セミナー	国土交通省	
平成 19 年度	国旗のある自由画コンクール	(社)国旗協会	
20. 4. 1～21. 3. 7	第 48 回防錆技術学校	(社)日本防錆技術協会	
20. 6. 18～21	2008 自動車部品生産システム展	日刊工業新聞社	広 広 広
20. 8 月中旬	モノづくり部品大賞	日刊工業新聞社	
20. 10 月下旬	第 6 回『勇気ある経営大賞』	東京商工会議所	

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

17年度は「政策提言活動とその実現」、「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援」、「コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興」、「諸外国とのF T A・E P Aの推進と国際ビジネス活動支援」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」を重点項目として活動した。

18年度は「政策提言活動とその実現」、「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援」、「コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興」、「諸外国とのF T A・E P Aの推進と国際ビジネス活動支援」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、全体的には回復基調にあるものの、それは依然として主に外需に依るものである。一方、地域間や企業規模間等の格差は拡大しており、中小・小規模企業には厳しい状況が続いている。また、原油、原材料価格の高騰が企業経営を大きく圧迫しており、特に価格転嫁が困難な中小企業に深刻な打撃を与えている。

こうした中で、わが国経済が真の意味での回復を果たし、持続的な経済成長を図るためには、わが国経済の屋台骨を支える中小企業を活性化し、中小企業全体の底上げを図りながら、元気な企業をさらに増やしていくことが必要不可欠である。

地域性、総合性、公共性、国際性を兼ね備えた総合経済団体である日本商工会議所は、こうした課題に対し積極果敢に取り組み、地域経済社会、ひいてはわが国経済社会のさらなる発展のために日本再生のリーダーとして、課された使命を果たしていく所存である。

一方で、商工会議所は、商工会議所法に基づき、大企業・中小企業、会員・非会員の別を問わず、全ての商工業者のために活動することが求められており、日本商工会議所は、特定の者の利益を目的としない公平・公正な事業運営に努めていく必要がある。

以上の認識に立ち、平成20年度においては、日本商工会議所と全国の商工会議所とのネットワークをさらに強固なものとし、政策実現力を一層強化するとともに、各地商工会議所、会員企業、そこで働く人々のイノベーションを促進し、「勇気ある挑戦」を絶え間なく引き起こし、「個の光」を存分に輝かすことを目指す。そのため、日本商工会議所自らも勇気を持ってイノベーションに取り組む。

こうした基本方針を踏まえ、日本商工会議所は、これまで各地商工会議所と連携して行ってきた「中小企業の活力強化」と「地域の活性化」に向けた事業を引き続き実施するとともに、以下の重点活動テーマについて3ヵ年の中期行動計画を策定して取り組むこととする。なお、計画の実施にあたっては、検証・評価を行い、絶えず必要な改善を図っていく。

○平成20年度事業活動項目

1. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言
2. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
3. 急速に進む国際化・グローバル化への対応
4. ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
5. 中小企業の人材育成・確保
6. 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援
7. 地球環境問題への対応
8. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

Ⅲ 関係団体等

1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（当所専務理事） 専務理事 篠原 徹（当所常務理事）
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03) 3518-0181
職 員 数 2 名 基本財産 700 万円（当所出捐額 50 万円）

(1) 退職年金共済制度（昭和 38 年 9 月実施）

- ① 本共済制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10 年国債 5 年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率 1.5%・指標利率(上限)1.2%・掛金率 68‰(千分率)」で運営された。なお、予定利率・指標利率(上限)については、3 年毎の財政再計算の都度、必要に応じて見直すこととしており、直近再計算（平成 18 年 12 月：第 14 回）の結果、現行どおりとなっている。
- ② 年金資産の運用については、バランス型（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統 4 資産で構成）且つ低リスクを基本方針として、信託銀行と投資顧問会社に委託している。本年度は米国のサブプライム問題に端を発した内外株式相場の急落、為替相場における円高進行の影響を受けて、5 年振りに予定利率を下回る実績となった。運用方法は、伝統 4 資産に加えて代替資産を引き続き組み入れた。
また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催し、運用実績の評価、運用委託先機関、運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ③ 本制度の新規加入者は 189 名、退職者は 282 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 207 カ所 3,671 名となった。本年度末基金現在高（時価総額）は、208 億 83 百万円となった。
- ④ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベースで 296 名（うち、年金受給資格者で一時金とした者 137 名）に対して 19 億 99 百万円であった。年金給付は 577 名（退職年金 552 名・遺族年金 25 名）に対して 5 億 69 百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付団体定期保険（昭和 48 年 4 月実施）の加入商工会議所は 263 カ所・4,745 名、死亡保険金給付金額は 5 件・900 万円で、掛金額の 52.3%が利益配当された。
- ② 災害保障特約付団体定期保険（昭和 42 年 8 月実施）の加入商工会議所は 394 カ所・5,197 名、入院・死亡保険金給付金額は 22 件・5,213 万円で、掛金額の 47.7%（本人・配偶者加入）が利益配当された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和 55 年 1 月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。傷害保険の加入商工会議所は 96 カ所・821 名、支払保険金は 42 件・88 万円であった。また、所得補償保険の加入商工会議所は 23 カ所・38 名、支払保険金は 1 件・12 万円で、無事故払戻保険料は 16 万円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成 4 年 8 月実施）には保険期間によって 80 歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80 歳型の加入商工会議所は 197 カ所・573 名、支払保険金は 58 件・606 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 40 カ所・56 名、支払保険金は 2 件・15 万円であった。
- ⑤ 休業補償プラン（平成 11 年 9 月実施）の加入商工会議所は 14 カ所・48 名、給付は 0 件・0 円であった。

- ⑥ 福利厚生施設（宿泊施設）については、「豊友倶楽部メンテルス大塚・巣鴨」の他、「マロウドイン赤坂」、「芝弥生会館」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 256 名の利用に供した。

(3) その他

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環として経済・景気情報等の提供を行った（アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>）。

(4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 日本珠算連盟

会 長 中村 利雄（当所専務理事）
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階
T E L (03) 3518-0188（代） F A X (03) 3518-0189
事務局員数 5 名

(1) 組 織

連盟会員 263 団体、その会員は 4,403 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 21 社
役員は、会長 1 名、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、常任理事 8 名、理事 36 名、監事 3 名
職員 3 名

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

- 珠算能力検定試験（1 級－3 級 1,279 カ所 114,602 名）＜日商からの事務委託＞
- 珠算能力検定試験（4 級－6 級 1,550 カ所 48,462 名）＜日商からの事務委託＞
- 珠算能力検定試験（7 級－10 級 1,218 カ所 30,942 名）
- 暗算検定試験（1 級－6 級 1,265 カ所 60,738 名）
- 暗算検定試験（7 級－10 級 524 カ所 3,959 名）
- 段位認定試験（準初段－十段 734 カ所 11,830 名）
- 読上算検定試験（1 級－6 級 35 カ所 1,843 名）
- 読上暗算検定試験（1 級－6 級 25 カ所 1,489 名）

② 競 技 大 会 等

- あんざんグランプリジャパン 2007
参加選手 233 名（7/22 於：東京都「大田区産業プラザ Pio」）
- 2007 社会人計算技能コンテスト～魅せろ！大人の脳力戦～
参加選手 41 名（10/13 於：東京都江東区有明「東京ビッグサイト（東京国際展示場）」）
- 2007 年全国あんざんコンクール 124 団体 15,917 名
- 2007 年全国そろばんコンクール 153 団体 19,844 名
- 各地珠算競技大会の支援・後援 159 カ所、賞状 631 枚、メダル 703 個

③ 珠算指導者講習会

- ＜基 礎＞ 4 カ所 462 名 ＜低学年＞ 4 カ所 152 名 ＜応 用＞ 4 カ所 195 名
- ＜暗 算＞ 4 カ所 158 名 計 16 カ所 967 名

④ 研修会等

- 幼児・暗算セミナー 参加者 144 名（9/30 於：大阪府東大阪市「東大阪商工会議所」）
- 幼児・暗算セミナー 参加者 102 名（10/14 於：愛知県一宮市「一宮商工会館」）
- 幼児・暗算セミナー 参加者 48 名（1/13 於：茨城県土浦市「茨城県県南生涯学習センター」）
- 珠算指導者講習会 参加者 36 名（11/4～5 於：島根県松江市「ホテル一畑」）
- 見学研修会 参加者 62 名（3/25～26 於：三重県松阪市「磯田そろばん教室」）

- ⑤ 刊 行 物 『日本珠算』（年6回発行）第600号～第605号
- ⑥ P Rチラシ（第28号）69万枚
- ⑦ 優良生徒表彰 140団体／賞状4,070枚、メダル1,545個
- ⑧ 珠算指導者養成講習会 参加者14名（8/5～6 於：東京都文京区「京北学園白山高等学校」）

3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 中村 利雄（当所専務理事）

事 務 局 東京都千代田区神田須田町2丁目3番 NBF 須田町ヴェルデビル9階
日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961年（昭和36年）11月、日本、韓国、台湾の3ヵ国の商工会議所、珠算関係団体を構成機関として設立され、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置された。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の1級～3級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。19年度は、1級～3級までの合計で866名に交付した。

（備考） 国際珠算競技大会

国際珠算競技大会は、1961年（昭和36年）から日本、韓国、台湾の3ヵ国持ち回りで開催（1964年（昭和39年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第23回大会（2001年（平成13年）8月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとした。これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では2001年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいなかったことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

4. (社)日本販売士協会

会 長 小柳 重隆

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 31 団体、特別会員 109 団体、賛助会員（登録講師）694 名

(2) 事業の概要

1. 販売士制度の普及および振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような P R 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 1 回表彰式を実施した。

①販売士検定試験リーフレット「小売業で即戦力となる知識を修得できる!!」の作成・配布（15,000 部）

②“販売士のいる優良店”標登録制度の推進

③優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 6 社 ・個人表彰の部 14 名

④通信教育講座の開講

・2 級更新 2,922 名 ・3 級更新 3,473 名 ・2 級養成 230 名 ・3 級養成 266 名

2. 各地販売士協会等との連携事業および交流活動の推進

①販売士交流会の開催

当協会賛助会員および各地販売士協会会員の研修を目的として、各地販売士協会との共催により、「北陸 3 県販売士交流会」および「九州販売士交流会」をそれぞれ開催した。

②流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 15 回）

③各地販売士協会事業への後援

④販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 31 カ所）

3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

①講師登録研修会の開催

「平成 19 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を平成 19 年 7 月 26 日（木）・27 日（金）、東京・千代田区の日本教育会館において開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 83 名が参加した。

②登録講師研修会の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、平成 20 年 3 月 15 日（火）、東京・品川区の日精ホールにおいて、一般の参加者を含め 35 名の参加のもと、「小売・流通業の経営戦略研修会（兼第 29 回登録講師研修会）」を開催した。

③最新商業施設等視察会の実施

当協会と日本小売業協会との共催により、平成 19 年 7 月 5 日（木）・6 日（金）に大阪・神戸地域、平成 20 年 2 月 21 日（木）・22 日（金）に岡山・高松地域を対象に視察会を実施した。

4. 人材育成事業等の実施

①販売士アカデミーの開講

明治大学商学部と連携して、販売士をはじめ小売・流通業に従事する者を対象に、高度な専門知識の修得を目指す連続講座「販売士アカデミー」を11月8日(木)～11月29日(木)の間に4回開講した。参加者49名。

②研修会・セミナーの開催

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、研修会等を開催した。

(i)「ネット社会における新しい小売・流通ビジネスモデル啓発セミナー『販売士のためのIT経営入門3時間研修』」

(日 程) 平成19年11月～平成20年1月(8回)

(場 所) 東京・大阪管内の商工会議所等

(参加者数) 販売士、小売・流通業関係者(@10名×8回)

(ii)「経営シミュレーションソフトを活用したマーケティング戦略の構築に向けた研修会」

(日 程) 平成20年1月23日(水)

(場 所) 日本商工会議所アキバオフィス

(参加者数) 19名

(iii)「実践！コーチング・スキルアップ・セミナー」

(日 程) 平成20年3月4日(火)～5日(水)

(場 所) 日本商工会議所

(参加者数) 19名

5. 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジンによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 篠原 徹（当所常務理事） 他 10 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0193～4
職 員 数 2 名

(1) 第 48 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 11 月 30 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商會頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 46 都道府県の 521 社より 1,173 点（菓子 422 点、食品 622 点、民芸品 129 点）。入賞品の表彰式は 20 年 2 月 8 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>黒ごまもち、食品の部<農林水産大臣賞>美鈴、民芸の部<国土交通大臣賞>十二支（えと）桐箱入ベーゴマセット、工芸の部<経済産業大臣賞>手提げ 小。他に日商會頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商會頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

①「第 4 回みやげ品見本市ジャパン 2008」の開催

標記見本市（主催：当連盟、後援：日本商工会議所、全国商工会連合会、日本ドライブイン協会、協力：土産品新聞社）が 1 月 16 日（水）、17 日（木）の両日、東京・浅草の都立産業貿易センター台東館で開催された。菓子・食品、民芸・雑貨関係の 39 社（46 小間）が出展し、春夏シーズンに向けた新商品を中心に展示・紹介された。2 日間の来場者（関係業者）は 563 名（初日 308、2 日目 255）であった。

②「旅フェア 2007」への参加

4 月 19 日～22 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光協会）主催の「旅フェア 2007」が千葉県・幕張メッセで開催され、上記第 47 回審査会入賞品を展示 PRすると同時に会員含む 23 社が出店、販売を行った。

(3) 経営戦略セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により 2 月 19 日に千葉県千葉市・三井ガーデンホテル千葉で観光土産品等事業者セミナーを開催、参加者 50 名。講演テーマは次の通り。「観光土産品屋が勝ち残るには」（株式会社 ちばぎん総合研究所 常務取締役 川名 康行氏）

(4) 第 18 回全国観光土産品連盟会長表彰

福井県坂井郡丸岡町上久米田 63-1 越前竹人形協同組合 代表理事 師田 黎明 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第 46、47 号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第 48 回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）

副 会 長 片谷秋田県協議会会長 他 8 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 T C Uビル 6 階 T E L (03)3518-0193～4

(1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

(2) 審査会等の実施

地方・地区協議会では認定審査会、試買検査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、認定審査会で合格した商品に認定証を交付しているが、19 年度認定数は 23 協議会 1,303 点であった。

(3) 第 42 回全国大会（愛知大会）の開催

本協議会主催・愛知協議会の主管で 10 月 18 日～19 日の 2 日間、愛知県名古屋市・名古屋マリオットアソシアホテルで開催。参加者 145 名。最近の景品表示法の運用状況等について（公正取引委員会事務総局中部事務所総務管理官・銭場忠夫氏）。また、(社)日本観光協会中部支部支部長・須田寛氏による「産業観光の推進について」と題する講演を聴取した。

(4) 第 33 回事務担当者研修会の開催

全国協議会の主管により 7 月 18 日～19 日の 2 日間、静岡県熱海市・ニューフジヤホテルで開催。参加者 11 名。全国観光土産品公正取引協議会事務局長から「公正競争規約等について」を聴講した。

(5) 経営戦略セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により 2 月 19 日に千葉県千葉市・三井ガーデンホテルで観光土産品等事業者セミナーを開催、参加者 50 名。講演テーマは次の通り。「観光土産品屋が勝ち残るには」（(株)ちばぎん総合研究所 常務取締役 川名 康行氏）

(6) 表 彰

全国協議会表彰規程に基づく 19 年度の表彰。

会員の部 7 名 <永年勤続者 7 名> 職員の部 1 名

(7) 広 報

「会報」第 63 号、第 64 号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

7. (財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正（当所会頭）

事 務 局 東京商工会議所ビル3階 TEL (03)3283-7048

(1) 概 要

前年度に引き続き、全国47都道府県において「地区本部」の設立が進められてきたが、平成19年10月29日付けをもって、全地区本部の設立が完了した。これによって、全国的な募金体制が整い、募財活動が本格化した。

運営面では、会長が山口信夫氏から岡村正氏に交代した。また、全地区本部の設立完了を受けて、47都道府県の本部長の出席の下、「本部長会議」が開催され、式年遷宮の準備状況等の報告を受けるとともに、相互の意見交換が行われた。

(2) 募金活動

募金総額220億円（平成18年度～平成25年度）のうち、75億円は業界団体等を中心に実施する中央募金で、145億円は47都道府県の地区本部を通じて実施する地区募金で調達することになっており、本年度の募金目標額は中央募金16億円、地区募金29億円の合計45億円であった。

中央募金については、本年度、業界団体に加えて、主要企業に対する募財活動を積極的に展開した。個別企業を順次、訪問のうえ、募金の趣旨・式年遷宮の意義等を説明し、奉賛協力をお願いした。

一方、地区募金については、地区募金の推進母体となる「地区本部」が全国47都道府県のすべてに設立され、併せて、各地区本部の支部組織の結成も進み、募金活動が本格化した。募金実績は中央募金が1,441,234,775円、地区募金が3,117,595,967円の合計4,558,830,742円となり、目標額を達成した。

(3) 広報活動

前年度、同様、募金趣意書や『伊勢神宮式年遷宮Q&A』等の各種資料を通じて、遷宮の文化的意義・重要性について広くご理解を得るための周知・広報活動を積極的に展開した。更には、伊勢神宮式年遷宮広報本部（本部長：田中恆清氏）との緊密な連携の下、「式年遷宮について語る夕べ」（平成19年6月）、「式年遷宮奉賛コンサート」（平成19年8月）ならびに式年遷宮を紹介する「伊勢神宮展」（於：札幌、熊本、岡山）等に積極的に協賛協力した。

(4) 免税措置

平成19年2月23日に指定寄附の告示があった「第62回神宮式年遷宮の費用」に充てるための寄附金は平成20年2月22日付け（財務省告示第54号）で、1年間の期間延長（平成20年2月23日～平成21年2月22日）が許可された。募財計画に基づいて、以後、3年間の募金についても、同様の指定寄附金の取扱いを期待している。

8. (財)日本産業協会

会 長 歌田 勝弘（味の素㈱特別顧問）
理 事 11 名 監 事 2 名 評 議 員 12 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 2－11－1 島田ビル 3 階 T E L (03)3256－7731
職 員 数 33 名（非常勤嘱託を含む） 基本財産 5 億 3 千万円

当協会は、大正 10 年 3 月に財団法人として設立され戦後は活動を停止していたが、昭和 55 年 10 月に「消費生活アドバイザー試験」の実施機関として活動を再開した。

1. 「消費生活アドバイザー制度」は、消費者と企業のいわばパイプ役として、消費者の意向を企業経営に反映させるとともに、消費者に適切なアドバイスができる人材を「消費生活アドバイザー」として認定し、産業界の消費者志向体制の整備に役立てようとするものである。本資格試験は、経済産業大臣の事業認定を受け、日本商工会議所ならびに札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の各商工会議所の協力を得て実施している。平成 19 年度の試験の概況は、次のとおりである。

- ① 受験申請者は 2,766 名（前年度比 2.0%増）で、500 名が合格（合格率 19.8%）した。申請者の内訳は男性 1,406 名（前年度比 15.2%増）、女性 1,360 名（同 8.7%減）となった。
- ② 合格者 500 名の内訳は男性 282 名、女性 218 名で、男性の比率が前年度の 51.1%から 56.4%へと上昇した。年齢別構成では 30 歳未満 66 名、30 歳代 168 名、40 歳代 149 名、50 歳代以上が 117 名となっており、合格者の平均年齢は 41.9 歳で、前年度比で 0.5 歳上回った。職業別構成では有職者が 436 名で 87.2%を占め、無職者は 57 名で 11.4%となり、有職者の比率が若干減少した。また、業種別では製造業（23.4%）が最も多く、以下金融・保険業（22.2%）、運輸・通信業（17.7%）、国・地方公共団体（9.9%）、サービス業（9.6%）、流通業（7.8%）などとなっている。
- ③ 合格者のうち、称号付与申請のあった 499 名に対しては平成 20 年 4 月 1 日付けで消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度実施以来の認定者数は 11,749 名となった。

2. 消費生活アドバイザー資格保有者が更新の要件として受講する更新講座は、従来の集合講座（5 都市で開催）に加えて、今年度からインターネットを利用した e ラーニング講座を設け、受講者の利便性を高めた。なお、受講者数は、集合講座で延べ 7,447 名、e ラーニング講座で延べ 1,420 名の計 8,867 名であった。

3. 消費者教育・啓発事業の一環として通信講座を実施している通信講座の今年度新規受講者数は、3,271 名（講座開講以来の累計は 142,497 名）であった。

4. 経済産業省より「平成 19 年度特定商取引適正化事業」の委託を受け、特定商取引法の規定に基づく主務大臣に対する申出制度の活用と、訪問販売取引等の適正化に資することを目的として、本制度に係る指導・助言、啓発活動を展開した。さらに、近年の情報化の急速な進展に伴い多発する電子商取引を巡るトラブルに対処するため、経済産業省の「電子商取引モニタリング事業」の一般入札に参加し、受託した。本モニタリング事業の実施にあたっては、当協会内に電子商取引モニタリングセンターを設置し、インターネット通信販売・迷惑メールに係る広告・表示やインターネットオークションにおける法令遵守状況などに関する調査を行った。

5. 消費生活アドバイザー制度普及のため、広報誌「あどばいざあ」(季刊)の刊行、ポスター・パンフレットの作成・配布のほか新聞、雑誌等を活用して全国的にPRを展開した。また、ホームページを拡充し、本制度や当協会の事業活動等を広く紹介した。

9. (財)日本産業デザイン振興会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事 務 局 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5階 TEL (03)6743-3772

職 員 数 14名 基金財産 9億9,000万円 (内基本財産 4,000万円)

(1) Gマーク事業

19年度のグッドデザイン賞事業は、国内外の企業・団体等から2,945件の応募を受付けた。1次審査および2次審査を4カ月間かけて厳密に行い、最終的には1,043件(594社)をグッドデザイン賞として選出した。受賞対象のなかから、特に優れたものに対するグッドデザイン大賞をはじめとするグッドデザイン特別賞には77件が選ばれた。8月下旬には東京ビックサイトで行った2次審査会場を一般に公開しデザインフェア「グッドデザイン・プレゼンテーション」を開催し約3.7万人の来場を集めたほか、イヤープックやGD新書の刊行、大手メディアと連携したPR企画、歴代の全受賞データー(3万件以上)のインターネットによる公開等、様々な振興活動を展開した。

(2) 東京ミッドタウン デザイン・ハブの設置

平成19年3月「東京ミッドタウン」への移転を機に、関係機関とともに「東京ミッドタウン・デザイン・ハブ」を設置し、次の事業を展開した。

- ①展示事業…展示スペース(約450平方メートル)では様々な領域にわたるデザイン情報の受発信基地としての役割を果たすべく、テーマを設けた企画展を延べ9回開催した。
- ②人材育成事業…海外の優秀な教育研究機関と国内大学の参加によって、産学連携による新しいデザイン開発をテーマとした人材育成を図るための施設(インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター)を設け、国際シンポジウム、セミナーを合わせて8回開催した。

(3) 地域デザイン振興事業

国内各地域におけるデザイン振興施策の情報交換を行うため「全国デザイン振興会議」を開催した。

(4) 国際デザイン交流事業

ICSID(国際工業デザイン団体協議会)等海外デザイン関係機関との情報交流を行った。

(5) 「デザイン月間」推進事業

10月をデザイン月間とし、全国の地方自治体、経済団体、デザイン団体等で実施する事業を「デザイン月間」記念事業として登録し、支援した。

10. (社)日本商事仲裁協会

会 長 山口 信夫（当所名誉会頭）
事 務 局 東京都千代田区有楽町 1-9-1 日比谷サンケイビル 4 階
T E L (03) 3287-3051
職 員 数 17 名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

- ① ADR 法に基づく業務認証：「時効の中断」など紛争当事者の利便性を高める法的効果を得るため、法務大臣による業務認証を平成 19 年 8 月に申請し、同年 12 月 27 日に 7 番目の認証機関として取得した。
- ② 仲裁：1) 平成 19 年度は、継続的売買・ライセンス・物品売買等に関して、新規申立て 10 件、前年度からの継続 16 件、合計 26 件の仲裁事件を取り扱った。その内 15 件については仲裁判断が出され、1 件は取り下げにより終了した。この結果、20 年度への継続事件は 10 件となった。
2) 仲裁人に対する公正性・独立性に関する表明書の提出・開示義務の規定、ならびに、仲裁人報酬金の時間単価を見直し、商事仲裁規則及び報酬金規程の一部を改正し平成 20 年 1 月 1 日より施行した。
3) 北京仲裁委員会と協力協定を締結し、本協会が締結した仲裁協定・協力協定の累計は 45 となった。
- ③ 調停：1) 平成 19 年度は、賃貸借・業務委託・物品売買・請負工事等に関して、新規申立て 7 件、前年度からの継続 2 件、合計 9 件の調停事件を取り扱った。その内 3 件は和解が成立、1 件は取り下げられ、4 件は不応諾により終了した。この結果、20 年度への継続事件は 1 件となった。
2) ADR 法に基づく業務認証の申請に合わせ、商事調停規則を改正するとともに商事調停業務細則を制定し、平成 19 年 12 月 27 日より施行した。
- ④ 斡旋：平成 19 年度の申立て事件は 2 件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

- ① 一般相談：相談・問い合わせのうち、国際取引契約や紛争に関するものは 407 件であり、国内商事紛争に関するものは 137 件であった。
- ② 法律相談：渉外弁護士による無料法律相談は、東京・大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計 72 件であった。また、日本貿易振興機構と共催の貿易実務相談および中国専門法律相談を東京事務所で開催し、その相談件数は、それぞれ 61 件および 16 件であった。

(3) 調査研究および普及活動

- ① 図書収集閲覧・刊行：商事仲裁・国際取引関連図書等を収集・閲覧、仲裁法規集第 37 回追録を刊行した。
- ② 調査研究：1) 経済産業分野に係る裁判外紛争解決手続（ADR）についての実態調査研究（経済産業省委託調査） 日本商工会議所ほか中小企業関係団体等の協力を得て 24 の都道府県庁所在都市の商工会議所等延べ 123 の経済団体・行政関係機関を訪問し、経営相談担当者へのヒアリングおよび当該機関相談来訪者・会員延べ 1,090 社へのアンケートを通じて相談・商事紛争状況と ADR 認識度・活用意識等を把握、特に地方都市所在の中小企業の認知度が低く普及に時間を要する実態を取りまとめた。
2) 中国における仲裁制度に対する意識に関する調査研究（経済産業省委託調査） 北京・上海所在の日系企業・中国企業および法曹・仲裁関係者を対象に開催した現地セミナーの参加者へのアンケートとヒアリングを通じ、わが国の仲裁利用促進に向けた問題点とその解消策等について取りまとめた。

- 3) わが国における国際商事仲裁の活性化の方策に関する調査研究（財国際経済交流財団委託調査） 国際商事紛争に関する契約条項と実務的対応等について、当協会会員企業・上場企業等約 2,000 社および在欧日系企業へのアンケートと在英企業へのヒアリングを通じ現況を把握し、仲裁制度のユーザーの立場から見たわが国の仲裁制度の具体的活性化策等について取りまとめた。
- 4) 「国際取引研究会」を、大阪事務所では国際取引契約と仲裁法をテーマに 4 回、名古屋事務所では投資紛争仲裁の最近の動向等をテーマに 6 回開催し、メンバーによる調査・研究を行った。

③普及活動

- 1) 国際商事仲裁推進事業：国際取引とその紛争解決の契約上の留意点について事前啓発のための無料セミナーを、協会単独ならびに各地商工会議所・弁護士会や国際商業会議所日本委員会・(社)日本仲裁人協会・国際商取引学界など関係団体との共催により開催した。
- 2) 国内 ADR 推進事業：ADR に関する出張講演、機関紙(誌)への寄稿、パンフレットの送付を各地商工会議所や関係団体等の要請に応じて行ったほか、東京商工会議所中小企業相談センターにおいて ADR 相談を 11 回開催した。また、平成 16 年度から 3 カ年にわたり経済産業省から委託を受け作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）」および IT を活用した自主学習のための「調停人養成プログラム E ラーニング」を引続きホームページに掲載するなどにより、普及に努めた。
- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCA ジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第 19 号」の発行のほか、ホームページによる情報発信、メッセナゴヤ 2007 への出展などにより、仲裁・ADR の広報普及活動を実施した。
- 4) 有料講習会：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、仲裁・取引契約・紛争予防・輸出入の実務、外為・貿易決済等をテーマに計 22 回のセミナー・講習会を開催し、ADR の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は 8,858 件で、前 2 カ年続いた 1 万件を割込んだものの依然平年を上回る高い水準で推移した。また、日本発給の A T A カルネ通用国・地域は「パキスタン、ウクライナ」の 2 カ国が加わり 65 カ国・地域に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、「JCA ジャーナル」誌に『カルネ便り』欄を新設し毎号トピックスを紹介するとともに、日本商工会議所発行「会議所ニュース」「石垣」、大阪商工会議所発行「大商ニュース」、日本貿易振興機構発行「2008 貿易ハンドブック」「ジェトロセンサー」、「METI 情報」誌にカルネに関する広告および紹介記事を掲載したほか、成田空港第 1 ターミナルビルにおける大型 P R 看板掲出を通年継続した。

11. (財)日本ファッション協会

理事長 馬場 彰

副理事長 平井 克彦、畑崎 重雄、古屋 勝彦、滝 茂夫、中村 利雄（当所専務理事）

理事 30名 監事 2名 評議員 57名 顧問 5名 参与 14名

相談役 岡田 卓也、山口 信夫（当所名誉会頭）

事務局 東京都中央区日本橋室町1-5-3 福島ビル6階 TEL (03)3242-1677

職員数 30名（契約社員等含む） 設立 平成2年4月4日（通商産業大臣認可）

基本財産 16億1,600万円（平成20年3月31日現在） 出捐企業・団体数 163 賛助会員数 670

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て広がり、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。ファッションの向上を図るため具体的な事業として、アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む都市の再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰、世界的なトレンドカラーに関する普及啓発など豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

(2) 事業概要

- ① アジア各国との生活文化・ファッションに関する相互理解と相互交流を図るとともに、豊かな生活文化の創造を推進するために平成15年度に設立した「アジアファッション連合会」の第4回シンガポール大会を10月12日から1週間の日程でシンガポールで開催した。なお、参加国の拡大が図られ、タイが新たに加盟することとなった。
- ② “「生活文化創造都市」創生プロジェクト”を引き継ぎ、平成18年度から3カ年計画で、“生活文化創造都市拡充プロジェクト”を推進し、「生活文化創造都市の指標化」を目指して、「創造産業力」の指標化に取り組んだ。有識者による「生活文化創造都市推進会議」を3回開催し、指標化に向け定量的な調査だけでなく、定性的な視点からも各都市の特性を明確化するため桐生市など4都市での「地域会議」を開催。また、「Creative Japan 全国大会 2007 in 浜松」を全国から150名の参加を得て12月13～14日に開催した。
- ③ 一年を通じて多くの良い映画、上質な映画を公開した配給会社を表彰する「シネマ夢倶楽部賞」、夢と感動と映画の素晴らしさを与えてくれた映画を表彰する「ベストシネマ賞」と社会の発展などに貢献のあった団体、行政を表彰する「シネマ文化賞」の表彰式を2月28日に開催した。また、「ビジネス創造プロデューサー養成塾」を昨年度に引続き開講し、今回のプログラムは受講者自身の仕事における課題を題材として実践力を養う、「ビジネス実践コース」、「感性を磨くコース」、「人間力を高めるコース」の研修を試みた。さらに、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを顕彰する「日本クリエイション大賞」の表彰式を3月12日に開催した。
- ④ アジア・オリジナル・カラーデザインのあり方についての調査研究ならびに交流促進を図るべく、日本・中国・韓国で「アジア・カラー・コミッティー（ACC）」並びに、その日本組織であるACC-ジャパンを立ち上げ、今年度は「日中韓情報色名小事典」を発行するなど、世界に向けたアジアのファッションカラーの発信、アジア製品の国際的なデザインの向上及び市場強化を目指した。

- ⑤ 東京のストリートファッションを紹介するウェブサイト「Tokyo Street Style」が 260 万ページビュー／月、21 万ユニークブラウザーと日本最大級のファッション・ウェブマガジンとなり、またアジアを中心に海外からもアクセスが増加した。

12. (株)カリアック（商工会議所福利研修センター）

代表取締役 篠原 徹（当所常務理事）

所在地 静岡県浜松市西区村櫛町 4597 浜名湖頭脳公園内 TEL (053) 484-4155

(1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)カリアック（商工会議所福利研修センター）の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金 5,000万円

④役員 取締役9名 監査役1名（20年3月31日現在）

代表取締役：篠原 徹（当所常務理事） 専務取締役：坪田 秀治（当所理事・事務局長）

常務取締役：藤井 史朗

取締役：茂木 洋

取締役：灘本 正博

取締役：工藤 尚武

取締役：鈴木 孝治

取締役：伊藤 寿章

取締役：安永 裕相

監査役：中島 芳昭

⑤従業員数 16名

(3) 事業概要

①稼働状況

19年度の利用者は、宿泊利用が21,418人、日帰り利用が1,843人で、合計23,261人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ2,142人増、稼働率では2.8ポイント増の27.8%となった。利用者のうち研修利用は77%、福利利用は23%で、企業等の研修利用が若干増えている。

また、本年度の主だった利用者の内訳は、商工会議所・企業・教育機関・医療機関・労働組合・趣味の会など、幅広い利用があった。特に大学・高等学校等の教育機関や愛知県下の企業の利用の伸びが目立っている。

②営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険㈱の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を精力的に展開した。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、インターネットで宿泊を受け付ける企業との連携強化や各地商工会議所の機関紙やHPへの施設紹介記事の掲載を行った。さらに、利用促進を図るため、「季節限定・四季彩りプラン」、「新・研修プラン」、「カリアックプラン」、「バーベキュープラン」等の独自企画を実施するとともに、各団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施した。また、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会の受け入れを行った。

③債権・債務状況

当所とカリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

13. (財)日本容器包装リサイクル協会

理事長 佐々木 謙二（当所副会頭） 副理事長 山本 和夫 専務理事 新宮 昭
理事 44名 評議員 51名
事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL (03)5532-8597
職員数 35名 基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、平成19年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

1. 特定容器包装（4素材）の“再商品化費用”は、前年度実績比28億円削減

(1) 19年度における再商品化委託申込は、24,244件＜特定事業者71,409社＞（18年度25,201件・70,831社）で、全国1,604（同1,619）の保管施設を対象に入札選定作業を行った。その結果、特定分別基準適合物（無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装）ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施した。

(2) 19年度の市町村からの引取り実績は、ガラスびん全体で333,373トン（前年度比98.3%）、PETボトル140,013トン（同99.7%）、紙製容器包装27,860トン（同97.4%）、プラスチック製容器包装581,340トン（同105.9%）、合計1,082,586トン（同102.4%）であった。

(3) 再商品化コストの適正化と一層の低減に向けて、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装について、前年度に引き続き、入札にあたっての19年度上限値105,000円（18年度は123,000円）の設定、全手法での落札可能量の10%削減等により平均落札価格が前年度の84,560円より8,120円（9.6%）減の76,440円となり、高止まり傾向が初めて是正された。このため、市町村からの引取量が増加傾向にあるにもかかわらず、19年度の4素材合計の再商品化費用は、前年度実績比で28億円の削減となった。

また、20年度の入札準備に向けては、材料リサイクル手法の優先の要件として品質基準値の設定や上限値97,000円（19年度105,000円）の設定等を行い、19年12月から20年1月にかけて行われた入札の結果、20年度の平均落札価格は64,486円となり、19年度の76,440円に比べると11,954円（15.6%）の大幅なダウンとなった。

(4) 分別収集物の一層の品質改善を図るため、引取り・再生処理を行っている再商品化事業者の協力を得て、市町村の立会いのもとで品質調査を厳正に実施し、改善に向けたアプローチに力を注いだ。とりわけ、プラスチック製容器包装について、品質改善計画が十分でない市町村においては20年度の引取りを拒否したケースもあるが、こうした協会の厳しい対応によって、市町村には収集物の品質改善の必要性が理解されつつあり、19年度に引取りを拒否した8市町村・9保管施設のうち、5市町村・5保管施設がその後、協会品質ガイドラインを満たすレベルまで改善されたこと等から、20年度の引取りを行うこととなった。

2. 不正防止策の強化をはじめとする危機管理体制の整備

過去に起きた再商品化委託料不正請求事件などへの対応経験を踏まえて、19年度においても、不正請求事件等の再発防止のため諸方策、具体的には、再商品化事業者に関し、入札資格登録段階での厳格な要件審査、再商品化段階での日報・月報等の操業記録の提出指示や立入検査、措置規程の改定などを実施した。また、必要に応じ再商品化製品の販売先の現地調査等を実施した。

3. “ただ乗り事業者対策”への自主的な取り組み

「ただ乗り事業者」対策の実効性を高めていくために、国との連携を密にしながら、前年度に引き続き、次に掲げる事業に自主的に取り組んだ。(1)国の対策を支援するため再商品化委託申込書類送付事業者リストと再商品化委託申込事業者リストを主務5省に提出、(2)前年度申込(契約)事業者のうち、当年度申込(契約)を行っていない事業者に対して文書により再商品化義務履行を要請(年4回)、(3)特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載、(4)全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等で活用するための“啓発チラシ”(10万枚)を新たに作成した。こうした事業と国の対策が相まって、19年度は754社(前年度1,000社)から過年度分の申込を受け付け、その金額は6億4千3百万円(同5億6千5百万円)となった。

4. 再商品化委託料金公表に向けて意向確認調査を実施中

主務5省からの要請を受けて“特定事業者の再商品化委託料金”の20年10月公表に向けた準備を進めた。20年3月末時点では6,523事業者(委託料金ベースで約50%)が公表に同意の意思表示をしているが、協会ホームページ上での情報開示に向けて、より多くの特定事業者からの意向を確認すべく、20年6月に意向確認状の再送を行った。

5. 市町村への抛却

～PETボトル等の有償委託分の抛却実施及び改正容リ法第10条の2への対応準備～

- (1) 18年度から有償入札を導入したPETボトルを主体とする有償委託分については、その再商品化委託収入を、国の指導に基づき、対象市町村へ各々からの引取量と落札再商品化委託価格に応じて抛却している(ガラスびんの一部有償入札分含む)が、19年度中の抛却実績は、740市町村・48億1千5百万円(うち、18年度分として1億7千2百万円、19年度分として46億4千3百万円)で、18年度中の抛却実績(18年度分として670市町村・19億8千4百万円)を大きく上回る結果となった。
- (2) 改正容リ法第10条の2の条項に基づく「市町村への資金抛却制度」の20年4月施行を控え、主務5省との協議、税務上の問題を解決するための税務当局との協議を重ねる中で、資金抛却制度の詳細運用手順を確定し、資金抛却が実際に行われる21年度に向けて、事務処理システムの開発を行った。

6. 商工会議所・商工会に再商品化委託の申込受付業務等を委託

全国主要都市および全国の町村部に拠点を置く日本商工会議所および全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化委託の申込受付業務を実施するとともに、容リ法に係る説明会の開催や相談窓口での個別事業者への啓発、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の発信など、それぞれの組織や地域特性に応じた方法で、年間を通じて普及啓発に取り組んだ。

7. プラ再商品化手法に関する環境負荷など2つのテーマで調査・研究

19年度は、2つのテーマで調査・研究活動を行った。1点目は、「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討」。18年9月に「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等検討委員会」（委員長＝神戸大学大学院経済学研究科・石川雅紀教授）を立ち上げ、19年6月に報告書を取りまとめ公表した。2点目は、「欧州におけるプラスチック製容器包装リサイクル状況調査」である。わが国の今後の容器包装リサイクル政策に資することを目的に実施したもので、主に欧州のプラスチック製容器包装リサイクルの政策・技術、とりわけ特定事業者の責任、リサイクル手法の動向等を中心に調査を行った。

8. 再商品化に係る各種説明会等を開催

協会事業に係る各種説明会（再商品化登録希望事業者に対する説明会、再商品化事業実施に関する市町村説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化事業者に対する再商品化業務手続きに関する説明会）を開催した。また、業務委託をしている商工会議所・商工会の担当者教育のための研修会を開催した。

9. 公益法人制度改革への対応

20年12月からの公益法人制度改革に係る諸法令の完全施行を睨んで、新公益法人会計基準を導入するとともに、公益財団への移行手続きを進めていくためには、内部規程の徹底整備によるガバナンス向上が重要な課題となるとの主務省庁からの指導もあり、当協会の組織・運営・業務に係る全ての規程について、全面的な見直しを行った。

14. 商工会議所年金教育センター

理事長 中村 利雄（当所専務理事）

理事 9名 監事 2名 顧問 2名

事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階

職員数 2名 設立 平成13年9月12日

（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

（1）設立の目的

商工会議所の会員企業を中心とした中小企業や個人事業主等が、安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるために、各地商工会議所等の中小企業団体が行う企業年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発・普及活動を側面から支援することを目的とする。

（2）事業概要

①教育研修事業

○平成20年3月31日で資格の有効期間（2年間）が満了する1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象として、平成19年11月17日（土）に東京都中央区で1級資格更新研修会を開催した。

これは、従来からの資格更新のための通信教育講座に加えて初めて開催したもので、93人が参加した。

○各地商工会議所が開催する企業年金・退職金制度に関するセミナーに対し、企画、助言および講師の紹介、教材の提供等によって支援した。

②出版・企画事業

○「適年対策実務マニュアル」（2,860部）をはじめ、「企業年金の制度と知識」（2,526部）や「確定拠出年金法関連条文集」（970部）、「個人型確定拠出年金Q&A（運用編）」（927部）、「中小企業のための適格年金制度移行対策ガイドブック」（922部）などの書籍等を作成、頒布した。なお、今年度は、新たに「個人型確定拠出年金Q&A（制度編）」ならびに「個人型確定拠出年金Q&A（運用編）」を作成した。

③IT活用事業

○日本証券業協会証券教育広報センターと連携し、確定拠出年金制度や資産運用などについてインターネットで学習できる投資教育ネット・プログラム「投解道」の普及推進に努めた。また、より分かりやすく、より利用しやすいものとするため、平成20年3月には、「投解道」の名称を「お金と暮らしのウェブ・プログラム」に変更し、コンテンツも大幅にリニューアルした。

○ホームページのコンテンツを充実させ、企業年金・退職金制度に関するトピック的なニュースや解説等、タイムリーな情報提供に努めた。

④DCプランナー（企業年金総合プランナー）支援事業

○1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録している者に対する情報提供サービスの一環として、メールマガジンを毎月2回（1日・15日）定期的に配信したほか、必要に応じて臨時増刊号を配信するとともに、会報「DCプランナー」を年2回（8月・2月）発行した。

- 資格の有効期間（２年間）が平成 20 年 3 月 31 日で満了する 1 級または 2 級の DC プランナー（企業年金総合プランナー）を対象とした資格更新通信教育講座を開講した。受講者数は、1 級（504 人）と 2 級（1,773 人）の合計で 2,277 人。
- より実践的な知識が求められる 1 級については、資格の登録者から、「通信教育講座だけではなく、退職給付制度改革のケーススタディや法令等の動向などに関する最新の情報を内容とした集合研修を開催してほしい」との意見が寄せられていたことから、1 級の資格登録者を対象とした資格更新のための初めての研修会を東京で開催した（平成 18 年 11 月 17 日（土）、参加者数は 93 人）（前掲）。
- 受験者数の拡大のために、ホームページ等の各種広報媒体を活用して DC プランナー（企業年金総合プランナー）認定試験の PR に努めた。特に、会報「企業年金総合プランナー」に掲載した 1 級の資格取得者に対するインタビュー記事については、「資格の活用事例」として紹介した。併せて、メールマガジンでも、1 級の資格登録者からの投稿記事を基に、「合格体験記」として紹介した。
- 早稲田大学日本橋キャンパス（大学院）との連携によるセミナーとして、平成 19 年 7 月下旬から 9 月上旬までの間、DC プランナー（企業年金総合プランナー）1 級認定試験の受験対策を兼ねた「企業年金コンサルタント養成講座」を 6 回シリーズで開催した（受講者数：10 人）。

⑤調査・研究事業

- 企業年金・退職金制度の改善要望として、適格年金制度から特定退職金共済制度（特退共）への年金資産の非課税での移換措置、特別法人税の撤廃、拠出限度額の一段の引き上げ、本人拠出（マッチング拠出）の容認、加入対象者の見直し、中途引き出し要件の一層の緩和、年金資産を担保とした借入制度の創設、中小企業退職金共済（中退共）から確定拠出年金制度への移管の許可等を日本商工会議所に提言した。

⑥その他

- 国や関係諸団体、各種マスコミ機関等と連携し、商工会議所年金教育センターの活動を各方面に広く PR した。